平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

＝ 定　　例　　会 ＝

自　平成27年３月２日（月）　開　会

至　平成27年３月25日（水）　閉　会

宮　古　島　市　議　会

目　　次

◎　第２回定例会
ｏ招集告示 …… １
ｏ上程案件処理結果 …… ２
ｏ応招議員名簿 …… ７
○３月２日（議事日程第１号） …… ９
ｏ会期及び日程 …… １２
会議録署名議員の指名について …… １７
会期を定めることについて …… １７
議案審議 …… ２６
○３月３日（議事日程第２号） …… ３１
議案審議 …… ３６
○３月４日（議事日程第３号） …… ６３
議案審議 …… ６８
○３月１１日（議事日程第４号） …… ８５
議案審議 …… ９８
処分要求 …… １０４
資格決定要求 …… １１６
○３月１８日（議事日程第５号） …… １６７
一般質問 …… ２１５
下　地　　明　君 …… ２１５
佐久本　洋　介　君 …… ２２５
前　里　光　惠　君 …… ２３３
高　吉　幸　光　君 …… ２４４
新　里　　聰　君 …… ２５３
○３月１９日（議事日程第６号） …… ２６３
一般質問 …… ２６５
垣　花　健　志　君 …… ２６５
嵩　原　　弘　君 …… ２７５
平　良　　隆　君 …… ２８５
富　永　元　順　君 …… ２９３
西　里　芳　明　君 …… ３０２
○３月２０日（議事日程第７号） …… ３０７
一般質問 …… ３０９
粟　国　恒　広　君 …… ３０９

新　城　元　吉　君 …… ３２０
上　地　廣　敏　君 …… ３３１
池　間　　豊　君 …… ３３８
仲　間　則　人　君 …… ３４５
○３月２３日（議事日程第８号） …… ３５５
一般質問 …… ３５７
山　里　雅　彦　君 …… ３５７
下　地　勇　徳　君 …… ３６６
濱　元　雅　浩　君 …… ３７２
平　良　敏　夫　君 …… ３８２
亀　濱　玲　子　君 …… ３９０
○３月２４日（議事日程第９号） …… ４０７
一般質問 …… ４０９
仲　間　頼　信　君 …… ４０９
上　里　　樹　君 …… ４１６
國　仲　昌　二　君 …… ４２９
棚　原　芳　樹　君 …… ４４０
○３月２５日（議事日程第１０号） …… ４５５
議案審議 …… ４７１

宮古島市告示第２９号

平成２７年第２回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成２７年２月２０日

宮古島市長　下　地　敏　彦

１　期　　日　　平成２７年３月２日（月）

２　場　　所　　宮古島市議会議事堂

上　程　案　件　処　理　結　果

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第　９　号	平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）	市　　長	平成27年 ３月２日	平成27年 ３月11日	原案可決
議案 第１０号	平成２６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１１号	平成２６年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１２号	平成２６年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１３号	平成２６年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１４号	平成２６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１６号	平成２６年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	〃
	議員仲間賴信君に対する処分要求に関する件について	議　　員 （西里芳明）	平成26年 12月15日	〃	戒　　告
	西里芳明君の議員の資格決定に関する件について	議　　員 （仲間賴信）	平成26年 12月16日	〃	議員の資格を有する
議案 第１５号	平成２６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	市　　長	平成27年 ３月２日	平成27年 ３月25日	原案可決
議案 第１７号	平成２７年度宮古島市一般会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第１８号	平成２７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第１９号	平成２７年度宮古島市港湾事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２０号	平成２７年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２１号	平成２７年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２２号	平成２７年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第２３号	平成２７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	市　　長	平成27年 ３月２日	平成27年 ３月25日	原案可決
議案 第２４号	平成２７年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２５号	平成２７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２６号	平成２７年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２７号	平成２７年度宮古島市水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２８号	宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第２９号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３０号	宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第３１号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３２号	宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３４号	宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３５号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３６号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３７号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３８号	宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第３９号	宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第４０号	宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について	市　　長	平成27年 ３月２日	平成27年 ３月25日	原案可決
議案 第４１号	宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４２号	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４３号	宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４４号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４５号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４６号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４７号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４８号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第４９号	新市建設計画の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第５０号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第５１号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第５２号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第５３号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第５４号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第５５号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第５６号	宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第５７号	宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について	市　　長	平成27年 ３月２日	平成27年 ３月25日	原案可決
同意案 第　１　号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	同　　意
同意案 第　２　号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	〃
同意案 第　３　号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	〃
陳情書 第１６号	要請書（高腰城跡の復元と整備に係る要請）	比嘉自治会 会長 砂川雅一郎	平成26年 12月３日	〃	再 継 続 審　　査
陳情書 第　１　号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 会長 大城紀夫	平成27年 ３月２日	〃	継続審査
陳情書 第　２　号	「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情	しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄 秋吉晴子	〃	〃	採　　択
陳情書 第　３　号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	沖縄県医療福祉労働組合連合会 執行委員長 長浜　徹	〃	〃	〃
陳情書 第　４　号	住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書	国家公務員労働組合沖縄県協議会 議長 山田貞光	〃	〃	不 採 択

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
陳情書 第　５　号	宮古島市平良字下里９０６番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書	文教地区での葬儀場建設反対市民の会 代表 下里茂博	平成27年 ３月２日	平成27年 ３月25日	継続審査
陳情書 第　６　号	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	宮古島市子宮頸がんワクチン副反応被害者を支える会 共同代表 松原睦美	〃	〃	採　　択
陳情書 第　７　号	宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書	自衛隊配備促進協議会 会長 野津武彦	〃	〃	継続審査
意見書案 第　１　号	所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書	文教社会委員会	平成27年 ３月25日	〃	原案可決
意見書案 第　２　号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第　３　号	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書	〃	〃	〃	〃
発議 第　１　号	宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会運営委員会	〃	〃	〃

開会日（平成２７年３月２日）に応招した議員

眞榮城	德彦	君		高吉	幸光	君
佐久本	洋介	〃		富永	元順	〃
濱元	雅浩	〃		新城	元吉	〃
平良	敏夫	〃		亀濱	玲子	〃
下地	勇德	〃		下地	明	〃
粟国	恒広	〃		垣花	健志	〃
仲間	頼信	〃		棚原	芳樹	〃
國仲	昌二	〃		平良	隆	〃
上里	樹	〃		前里	光惠	〃
上地	廣敏	〃		山里	雅彦	〃
嵩原	弘	〃		池間	豊	〃
仲間	則人	〃		下地	智	〃
西里	芳明	〃		新里	聰	〃

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月２日（月）　　初　日

（議案上程、説明、聴取）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第１号

平成２７年３月２日（月）午前１０時開会

日程第　１		会議録署名議員の指名について	
〃　第　２		会期を定めることについて	
〃　第　３		平成２７年度施政方針について	
〃　第　４	議案第　９　号	平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）	（市長提出）
〃　第　５	〃　第１０号	平成２６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	（　〃　）
〃　第　６	〃　第１１号	平成２６年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	（　〃　）
〃　第　７	〃　第１２号	平成２６年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	（　〃　）
〃　第　８	〃　第１３号	平成２６年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）	（　〃　）
〃　第　９	〃　第１４号	平成２６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	（　〃　）
〃　第１０	〃　第１５号	平成２６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第１１	〃　第１６号	平成２６年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）	（　〃　）
〃　第１２	〃　第１７号	平成２７年度宮古島市一般会計予算	（　〃　）
〃　第１３	〃　第１８号	平成２７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第１４	〃　第１９号	平成２７年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第１５	〃　第２０号	平成２７年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第１６	〃　第２１号	平成２７年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第１７	〃　第２２号	平成２７年度宮古島市介護保険特別会計予算	（　〃　）
〃　第１８	〃　第２３号	平成２７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（　〃　）
〃　第１９	〃　第２４号	平成２７年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第２０	〃　第２５号	平成２７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第２１	〃　第２６号	平成２７年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第２２	〃　第２７号	平成２７年度宮古島市水道事業会計予算	（　〃　）
〃　第２３	〃　第２８号	宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第２４	〃　第２９号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第２５	〃　第３０号	宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	（　〃　）
〃　第２６	〃　第３１号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（　〃　）

日程第２７	議案第３２号	宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	（市長提出）
〃 第２８	〃 第３３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２９	〃 第３４号	宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	（ 〃 ）
〃 第３０	〃 第３５号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第３１	〃 第３６号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第３２	〃 第３７号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第３３	〃 第３８号	宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第３４	〃 第３９号	宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第３５	〃 第４０号	宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第３６	〃 第４１号	宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第３７	〃 第４２号	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（ 〃 ）
〃 第３８	〃 第４３号	宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第３９	〃 第４４号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第４０	〃 第４５号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第４１	〃 第４６号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第４２	〃 第４７号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第４３	〃 第４８号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例	（ 〃 ）
〃 第４４	〃 第４９号	新市建設計画の変更について	（ 〃 ）
〃 第４５	〃 第５０号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４６	〃 第５１号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４７	〃 第５２号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４８	〃 第５３号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４９	〃 第５４号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第５０	〃 第５５号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第５１	〃 第５６号	宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第５２	〃 第５７号	宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第５３	同意案第 １ 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	（ 〃 ）
〃 第５４	〃 第 ２ 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	（ 〃 ）

日程第５５　　同意案第 ３ 号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　　（市長提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会期日程計画表

平成２７年３月２日（月）午前１０時開会

月　　日	曜	種　別	日　　程	摘　　要
３月　２日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 平成２７年度施政方針について 議案上程、説明、聴取	開　　会
３月　３日	火	〃	議案（補正予算・新年度予算）に対する質疑（付託）	
３月　４日	水	〃	議案（条例等）に対する質疑（付託）	
３月　５日	木	休　会	委員会	
３月　６日	金	〃		
３月　７日	土	〃		
３月　８日	日	〃		
３月　９日	月	〃	委員会	
３月１０日	火	〃		報告書作成
３月１１日	水	本会議	議案第９号～第１４号、議案第１６号の採決（委員長報告、質疑、討論、表決）	通 告 締 切
３月１２日	木	休　会	委員会	
３月１３日	金	〃	〃	
３月１４日	土	〃		
３月１５日	日	〃		
３月１６日	月	〃	委員会	
３月１７日	火	〃		報告書作成
３月１８日	水	本会議	一般質問	
３月１９日	木	〃	〃	
３月２０日	金	〃	〃	
３月２１日	土	休　会		春 分 の 日
３月２２日	日	〃		
３月２３日	月	本会議	一般質問	
３月２４日	火	〃	〃	
３月２５日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉　　会

会期＝２４日間
- 本会議 ―― １０日
- 休　会＝１４日
  - 委　員　会 ―― ５日
  - 休　　日 ―― ６日
  - そ　の　他 ―― ３日

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月２日

（開会＝午前10時00分）

（散会＝午前11時13分）

◎出席議員（２６名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇徳	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃	〃	（２５〃）	下地 智	〃
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	上下水道部長	砂川 嚴	君
副市長	長濱 政治	〃	会計管理者	宮国 高宣	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	消防長	来間 克	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育長	宮國 博	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
建設部長	下地 康教	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	財政課長	仲宗根 均	〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）諸般の報告書

平成２７年３月２日（月）

	１２月定例会の閉会後、８件の陳情書を受理し、そのうち７件をお手元に配付の陳情文書表のとおり付託しましたので、所管委員会のご審査をお願いします。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、富永元順委員の両名から、平成２６年１０月分、１１月分、１２月分の例月出納検査結果報告があった。
２月　４日	東京都で開催された「全国離島振興市町村議会議長会平成２６年度第２回総会」に出席した。総会では、会務報告のほか平成２７年度事業計画及び収支予算が議決された。また、引き続き研修会が開催され、国土交通省国土政策局離島振興課長吉田幸三氏が「平成２７年度離島振興関係予算等について」講演を行い、続いて、総務省大臣官房企画課企画官畑山栄介氏が「総務省における地方創生に向けた取組について」講演を行った。
２月　６日	応接室で、旧城辺町において３期１２年町議を務めた故佐渡山定次氏のご遺族に特別（死亡）叙勲の伝達を行った。
	北小体育館で開催された「平成２７年宮古スポーツ振興表彰式」に出席し、祝辞を述べた。また、市内レストランで開催された懇親会に出席した。
	市内ホテルで開催された「沖縄県地域観光協会等会長会議・懇親会」に出席した。
２月　８日～１０日	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー主催による「宮古島市トップセールスｉｎ韓国」に市長とともに参加し、宮古島への韓国人観光客の誘致拡大を図るため、韓国航空会社及び旅行会社へ要請及びプロモーション活動を行った。
２月１０日	うるま市で開催された「第１５９回沖縄県市議会議長会定期総会」に佐久本洋介副議長が出席した。総会では役員の改選が行われ、眞榮城徳彦議長が監事に選任された。また、平成２７年度の年間事業計画及び予算のほか３件の議案が議決された。３件の議案①日米地位協定の抜本的な改定について、②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について、③沖縄県の市町村国保に対する財政支援については、第９９回九州市議会議長会定期総会への沖縄県市議会議長会の提出議案とすることが決定した。
２月１４日	航空自衛隊宮古島分屯基地内で開催された「航空自衛隊宮古島分屯基地創立４２周年記念式典」に出席した。
２月１７日	那覇市内自治会館で開催された「平成２６年度第６回沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会及び研修会」に出席した。定期総会では、平成２７年度事業計画及び歳入歳出予算のほか４件の要望決議案①新石垣空港と那覇空港を結ぶ航空路線に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」適用を求める要望決議、②新石垣空港・那覇空港間の現行運賃制度維持を求める要望決議、③日台漁業取り決めの見直しを求める要望決議、④県内各離島の港湾整備と港湾環境の整備に関する要望決議が可決された。 引き続き開催された研修会には多くの議員とともに参加した。研修会では、ＪＴＩＣ．

	ＳＷＩＳＳ代表山田桂一郎氏が「観光産業の視点で考える県内離島における地域振興～選ばれ続ける地域とは～」の講演を行った。
２月２０日	市内レストランで開催された「第９回心豊かなふるさとづくり表彰式」に出席し、祝辞を述べた。
２月２２日	平成の森公園で開催された「伊良部大橋開通記念、第１６回ロマン海道・伊良部島マラソン開会式」に佐久本洋介副議長が出席し、激励の挨拶を述べた。
２月２３日	下地敏彦市長から平成２７年第２回定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
	スポーツ観光交流拠点施設建設予定地で行われた「地鎮祭」に出席した。
２月２５日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日３月２日から２５日までの２４日間とするのが適当であると決した。 また、同委員会では「宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例」を最終本会議で提案することと決した。なお、同件については同委員会終了後に開催された全員協議会にも報告を行った。
２月２６日	マリンターミナル研修室で開催された「第１回宮古島クルーズ客船誘致連絡協議会」に出席した。
２月２８日	前里添多目的施設で開催された「久高照子氏・沖縄県農林漁業賞、伊良部トーガニ実行委員会・ふるさと百選認定合同祝賀会」に佐久本洋介副議長が出席し、祝辞を述べた。 以上

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成27年第２回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第１号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

去る12月定例会の閉会後、８件の陳情書を受理し、そのうち７件をお手元に配付の陳情文書表のとおり付託いたしましたので、所管委員会のご審査をお願いいたします。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において富永元順君と山里雅彦君を指名いたします。

次に、日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。

今定例会の会期は、本日３月２日から３月25日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日３月２日から３月25日までの24日間と決しました。

なお、議事の都合により、３月５日、６日、９日、10日、12日、13日、16日及び17日の計８日間は休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第３、平成27年度施政方針についてを議題とし、下地敏彦市長から説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

はじめに

平成27年第２回宮古島市市議会の開会にあたり、市政運営についての私の基本的な考え方と主要な施策の概要をご説明し、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

宮古島市は、平成17年10月１日、合併し、今年で10年の節目を迎えます。

この間、５つの市町村が育んできた風土や伝統、振興策を「こころつなぐ結いの島　宮古（みゃーく）」の理念の下、一体的な行政サービスの構築と各種施策を推進し、新たな宮古島市の基盤づくりに取り組んでまいりました。

私も市民の皆様の負託に応えるべく、市長として６年間、地域の均衡ある発展を目指し、行政運営に努めてまいりました。

その結果、生活基盤の整備や産業の振興、住民福祉の向上、教育・文化の充実など様々な面で成果を上げることが出来ました。また、多くのイベントを通して市民相互の一体感が生まれ、「心をひとつにして新たに誕生する市で振興と発展に取り組む」という、市町村合併が目指した姿に近づきつつあると考えています。

さて、昨年度、世界では、地域間紛争やテロが相次ぎ、航空機及び旅客船事故などが発生する等目まぐるしい動きを見せた一年でした。国内においては、広島市の土砂災害や御嶽山の噴火など自然災害が多く発生する一方で、ノーベル物理学賞の日本人科学者３人の受賞など明るい話題もありました。また、政府においては、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、市町村にも地方版の創生総合戦略の策定を求めているところです。

県内では、普天間基地の移設問題を最大の争点とした県政、国政選挙が行われ、政局が大きく動いた年となりました。

本市においては、今年１月に伊良部大橋が開通し、式典や祝賀会等を通して、その喜びと感動を市民の皆様と共に分かち合えることが出来、真に宮古はひとつとなったと実感しています。

また、教育委員会は学校規模適正化策として、来間中学校と下地中学校を統合し、４月には、宮原小学校と鏡原小学校が統合されることになります。学力向上についても、これまでの取り組みが大きな成果を上げつつあり、学校関係者及び保護者の努力に敬意を表します。今後も児童・生徒の教育環境の整備充実に取り組んでまいります。

与那覇地区防災センターが、４月に供用開始されるほか、城辺保良地区の天然ガスや付随水の有効活用に向けて県と連携して検討を始めてまいります。

また、雨天時でも各種イベントが開催できるスポーツ観光交流施設は、工事に着工し、平成28年度の完成を目指します。

農産業については、基幹作目であるさとうきびの年内操業が実施され、農地の有効活用による農家所得の向上が期待されます。

畜産については、第41回沖縄県畜産共進会が36年ぶりに本市で開催されることから宮古圏域の畜産振興と宮古牛のＰＲに大いに寄与するものと期待しています。

観光振興については、国内外からのチャーター便の増加、誘客活動の強化等によって入域観光客が大幅に増加する見込みです。しかしながら「スカイマーク株式会社」の運航休止という懸念材料も有ることから、その影響を極力抑えるよう航空会社への要請活動を進めてまいります。

市制施行10周年を迎える今年は、従来実施して来たイベントを充実し、記念事業として位置付けるほか、記念式典や祝賀会の実施、ＮＨＫのど自慢大会を誘致するなど１年間を通して各種記念事業を行い、節目の年に相応しい取り組みを進めてまいります。

また、今年は、戦後70年の節目の年となります。遺族会の皆様の高齢化に伴い、各地域で開催して来た慰霊祭の継続が危ぶまれていることから、遺族会と市で合同の慰霊祭を開催し、今日の平和な社会を築くために犠牲となられた御霊を慰め、平和の尊さについて、市民全体で考える機会にしたいと思います。

それでは、市政運営にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

第一章　市政運営にあたっての基本的な考え方

１．市制施行10周年の検証と更なる振興への取り組み

平成17年10月１日に平良市、城辺町、伊良部町、下地町、上野村の５つの市町村が合併し「宮古島市」が誕生しました。合併直後の市の財政は、厳しい状況にありましたが、行財政改革により財政は立て直すことが出来、今、島嶼型のエコアイランド社会を目指した独自の取り組みを進めています。

また、市民の生活基盤を整える道路網やコミュニティ施設、新葬斎場、し尿等下水搬入施設や上下水道の整備等を行ってきました。

そのほか、北幼稚園や鏡原小学校、平良中学校等多くの教育施設の整備を行うとともに、学校規模適正化を推進し、教育環境の充実に取り組んでまいりました。

農業については、農地の基盤やかんがい排水施設の整備等を推進し、生産基盤の強化に努めるとともに、熱帯果樹等の施設導入を支援しました。また、付加価値の高い園芸作物の生産普及により、生産性の向上と経営の安定化に取り組んでまいりました。

水産業については、漁協の製氷施設の整備や生産物の加工施設の整備を進めるとともに、生鮮水産物の輸送費の助成を行い、魚価の安定に取り組んでまいりました。

観光産業については、「スカイマーク株式会社」の宮古路線参入やこれまでの積極的な誘客活動が功を奏し、観光入域客40万人を達成することが出来ました。

今後は、圏域住民の永年の夢であった伊良部大橋が開通したことを契機として、希望にあふれる宮古島市の新たな時代にしていきたいと思います。そのため、５年間利用期間が延長される合併特例債や、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用し、戦略的な施策の実施に取り組んでまいります。特に、伊良部地区については、農水産業、観光産業を中心に生産基盤等の整備を進めます。また、下地島空港と周辺用地の利活用については、宮古圏域の振興発展にとって重要な資源であり、県と連携し、市としても積極的に取り組んでまいります。

併せて、スポーツ観光交流拠点施設、健康保健センター及び未来創造センター等についても着実に整備を進めるとともに、今後の振興の基本的方針や具体的な施策を盛り込んだ「宮古島市まち、ひと、しごと創生総合戦略」の策定に取り組みます。

２．緑豊かで花のあふれる島づくり

緑豊かで花に彩られた環境は、人々の生活に潤いと癒やしを与えるとともに、観光客など宮古島を訪れる全ての人に安らぎを与え、花と緑の島を印象づけることによって新たな観光資源としての活用も期待できます。

そのため、花木の育苗施設を充実し、学校及び各種団体等といっしょに花いっぱい運動を展開し、公園、道路等の緑化及び美化に努めます。

また、美しい環境を取り戻すため、撤去困難となっていた平安名崎崖下などの３カ所の不法投棄ごみの撤去を進め、県内ワーストワンという不名誉を解消するとともに、平成28年４月の供用開始の新ごみ処理施設の建設と併せて、リサイクルセンターの整備を進め、清潔な環境づくりに取り組んでまいります。

３．子育て支援による定住促進と生きがいのある高齢者対策

宮古島の活力と成長力を維持・発展させるためには、若者の定住促進と高齢者の活力を活用した、いわゆるエイジレスの活動を充実させることが必要です。

そのため、子育て支援については、「子ども、子育て支援新制度」に基づき、待機児童０（ゼロ）を目指し、保育所と幼稚園が連携した預かり保育体制の整備を進め、同時に保育料の負担軽減を図るなど、安心して妊娠、出産、子育てができる生活環境の充実に取り組んでまいります。

また、豊富な知識と豊かな体験を有する高齢者が、社会との関わりを持ち続け楽しく過ごすことが、地域の活力を生むことから、生涯学習の一環として、高齢者の交流の場を提供するとともに活動しやすい居住環境の整備に取り組み、高齢者が生きがいを見い出し、楽しく元気に過ごせる環境の創出に取り組みます。

４．環境に配慮した島嶼型エコアイランド社会の推進

本市は、美しい自然環境と地下水など限りある資源を次世代へ守り伝えるためエコアイランド宮古島を宣言し、「環境モデル都市」の指定を受け、島全体で様々な実証事業とその事業化に取り組んでいます。

引き続き、低炭素社会の実現に向けた実証事業を進めるとともに、新たに、地中熱利用システムの実証事業とその展示を行い、体感できる仕組づくりに取り組みます。

また、エコアイランド宮古島の推進に関する条例に基づき、「エコアイランド推進計画」を認定し、国内外へエコの島としての発信をするとともに、エコアイランドＰＲ館の利用を促進します。

また、飲料水としての地下水の保全には、細心の注意をはらい、地下水保全条例等に基づいた水質管理の強化に努めるとともに、水源涵養林の計画的な造成を進めます。併せて、減農薬による農業を推進します。

第二章　重点施策

１．地域資源を活用した観光産業と農林水産業の振興

観光産業については、宮古圏域の経済振興を牽引するリーディング産業として入域観光客数50万人という目標達成に向け、取り組みを強化します。

そのため、伊良部大橋という新たな観光資源を活用し、伊良部地域の観光振興活性化に向けた伊良部地域観光地整備総合計画を策定します。

また、従来開催してきたスポーツイベント等に加え、カギマナフラダンス全国大会と併せて伊良部大橋全体でフラダンスを踊り、ギネスに挑戦する等、新たなイベントを実施します。さらに、旅行関連会社等を対象とした観光感謝祭や閑散期における韓国ゴルフツアー、島内事業者と連携した魅力ある観光メニューの創出等、観光客の誘致拡大に取り組みます。

そのほか、友好都市締結10周年を迎える西会津町や世田谷区、姉妹都市縁組み50周年を迎えるハワイマ

ウイ郡と更に絆を深めるため、交流を促進します。

また、円安を背景に海外からの旅行客が増加する傾向にあるため、県や沖縄観光コンベンションビューローと連携してアジアをターゲットとした宣伝活動を推進し、チャーター便の就航やクルーズ船の寄港による誘客促進を図るとともに、宮古空港の受け入れ体制の整備と地元での人材育成に取り組んでまいります。

ラムサール条約で登録された与那覇湾については、与那覇湾環境総合整備計画に基づき、利活用施設を計画的に整備し、グリーンツーリズムなどの観光資源として活用します。

農業については、農産物の生産拡大と経営の安定化を促進するため、継続して農業生産基盤及び畑地かんがい施設整備事業を進めます。

特に、伊良部地域については、伊良部大橋の完成により宮古島の地下ダムからの送水が可能となることから、国営かんがい排水事業「宮古伊良部地区」の工事が本格化致します。併せて、下地島の農業ゾーンを含めた農地の基盤整備を推進し、伊良部地域の農業発展の基盤づくりに取り組んでまいります。

そのほか、平良地域のスナ地区、伊良部地域の横嶺地区、下地地域の入江東地区、城辺地域の山田地区など９地区で区画整理及び畑地かんがい整備事業を実施し、同時にスナ地区、入江東地区など６地区で不発弾事前探査事業を実施します。併せて、下地地域の内原北地区他５地区で団体営農地保全整備事業を継続し、農地の浸食防止対策を行うとともに、防風林帯施設を整備し、塩害や風害による農作物の被害の防止を図り、生産性の向上と安定経営を推進します。

基幹作目である「さとうきび」については、農家の高齢化に伴う労働力不足が大きな課題であることから、新たに、特定地域経営支援事業によるハーベスター等の導入を促進し、省力化と労働力不足の解消に取り組んでまいります。併せて、農作業の受委託を含めた複合経営の担い手となる法人経営体の育成に取り組み、農作業の効率化を促進します。また、ハリガネムシやイネヨトウなど病害虫の防除や緑肥・有機質肥料及び緩行性肥料による土作りを推進するとともに、拡大傾向にある株出し栽培の反収と品質向上を目指し、株出し管理機及びプラソイラによる深耕等作業の普及を図り、さとうきびの増産に取り組みます。

園芸作物については、引き続き高品質かつ安全で安心な園芸作物としての拠点産地の形成を目指し、新しい栽培技術の確立及び再生可能エネルギーを利用した新しい産業の創出に向けて、ポットファーム実証栽培の取り組みを行う他、園芸施設の整備の助成を行います。

マンゴーについては、生産量が大幅に伸びる一方で、品質のバラツキが見られることから、糖度計を活用し、高品質の選別化を進めるとともに、恒例となっているマンゴーまつりを開催し、宮古産マンゴーのブランド化に努めてまいります。

宮古産紫いもについては、安定供給を推進するため、出荷体制を整えるとともに、六次産業化に向けた、一次、二次加工の技術開発と流通販売ルートの拡大による、消費拡大と観光おみやげ品の開発を促進します。

畜産については、第41回沖縄県畜産共進会が宮古島で開催されることから、農家や関係団体と連携しながら、宮古の出品牛の上位入賞を目指します。

また、優良素牛の導入支援と併せて、飼育・衛生管理の徹底による、保育・育成期の事故率低減のため、農業機械を整備する団体への支援を行います。

農家の高齢化と後継者不足は、大きな課題であることから、各種の融資制度や新規就農者の支援制度の活用を促すとともに、ポットファーム等の新しい技術を導入し、就業機会の創出と雇用拡大に努めてまいります。

水産業については、生鮮水産物の輸送費を助成する生鮮水産物流通不利性解消事業を継続して実施するとともに、漁業者自らが取り組む漁場整備や新規漁業・養殖業などの活動を支援し、従事者の育成、新規着業を促します。

また、アーサ、クルマエビ、モズク等のブランド化による販路拡大に努めます。

また、老朽化の進む伊良部漁協の荷捌き施設を解体撤去し、施設の建て替えに取り組むとともに、３漁協の統合に向けての取り組みと併せて漁協の体質強化を図ります。

２．安心・ゆとり子育て支援と健康長寿の推進

「宮古島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき教育委員会と福祉部が連携し、総合的かつ計画的な支援を実施します。

保育については、認可外保育施設の認可化を促進し、併せて、保育施設の増改築による保育所の定員数拡充を図り、待機児童の解消に努めます。また、保育所運営費を助成し、保育環境の質の向上に努めます。

さらに、本市が独自で取り組んでいる保育料多子軽減事業についての継続実施と出産祝い金の支給による保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、ファミリー・サポート・センター事業により、母親の育児の相互援助活動を支援するとともに、平良児童館の整備に着手し、昼間、仕事のため保護者がいない地域の子ども達の健康と安全確保に努めます。

また、新たに、特定不妊治療に対する渡航費を助成するとともに、難病患者等に対する渡航費の助成と併せて島外の医療機関で治療のための負担軽減を図ります。

本市の平均寿命は、県平均を下回っている状況にあり、日常での健康づくりに向けた取組強化と健康に対する意識改革が必要となっています。そのため、健康づくりを促進する人材育成（健康づくり推進員や食生活改善推進員など）の強化に取り組むとともに、各種健康教室をとおして、運動不足や食生活などの生活習慣の改善へ向け、支援してまいります。

併せて、市民の疾病予防を図るため、各種の検診、検査の受診拡充に努めるとともに、病気の蔓延防止のための各種予防接種事業を行います。

高齢者福祉や健康づくりについては、包括支援センターの運営を民間に委託し、認知症総合事業、在宅医療及び生活支援介護予防サービス等の整備に取り組むほか、理学療法士などと共同で地域の通いの場づくりを進めます。

また、高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチン接種費用に対し、助成を行い、発病と重症化の予防、負担軽減に努めます。

休日・夜間救急診療所については、県立宮古病院と連携し、円滑な医療体制の向上に努めてまいります。また、救急救命士の育成と確保を推進し、高度な救急体制の構築に取り組むとともに、市民を対象にＡＥＤを使用した応急処置の普及、啓発を行うことによって社会全体での緊急時の対処力の向上に努めます。

「健康保健センター」については、建設実施に向けて、引き続き取り組んでいます。

３．生きる力を育む教育の充実と歴史・文化・交流の振興

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会制度が大きく変わります。現行の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、総合教育会議の設置、首長による教育に関する大綱の策定などが主な改正点となっています。今回の教育の改革を受けて、さらに教育委員会との連携を密にし、子ども達の生きる力を育み、創造性・国際性のある豊かな人材育成に努めます。

学校教育について、小学校は、全国学力学習状況調査によると全国水準まで学力が向上し、国語Ｂと算数Ａにおいては、全国平均を上回る結果となっています。また、中学校においても全国平均との差を縮める結果となっております。

今年度もより高い目標をかかげ、確かな学力の定着を目指し、総合学習への支援、各種検定料への助成を行います。

また、市独自で基礎・基本の学習内容を中心とした児童・生徒の学習到達度を確かめ、今後の指導改善に役立てる、標準学力調査を実施します。さらに、教育に関する専門的・技術的事項の研究及び教職員の研修を推進し、教職員の指導力の向上に努めます。

教育環境の整備については、新たに狩俣小学校屋内運動場の改築工事を実施するとともに、幼稚園・小学校・中学校施設などの危険箇所の修繕工事を行います。伊良部地域から要望のある小中一貫校については、引き続き建設に向けて準備を進めてまいります。また、昨年度、下地・鏡原幼稚園を実証モデル園として実施した預かり保育については、「子ども・子育て支援新制度」のスタートを受け、今年度からは、市立幼稚園の全園児を対象に実施し、多子世帯や低所得者を対象に保育料の軽減措置を拡充します。

さらに、幼児教育の充実と小学校への円滑な接続を推進するために、公立幼稚園にアドバイザーを引き続き配置します。

市民の生涯学習の拠点となる公民館については､住民の学習ニーズに対応した教育講座や文化交流講座、健康講座などを開催します。また、青少年情操教育の一つとして新潟県上越市の板倉地区や岐阜県白川町との交流事業を実施します。

文化ホールについては、自主文化事業や子ども劇団の育成、提携公演などの拡充を図ります。さらに、高度な舞台芸術を市民に提供できるようデジタル音響システムの改修を行い、市民の多様な文化活動を支援してまいります。

総合博物館については、合併10周年記念事業として、市民が博物館に親しんでもらう初めての試みとして「ナイトミュージアム・夜の博物館探検」事業を実施します。

未来創造センターについては、予定地である旧県立宮古病院跡地の取得に向け、国と協議を進めてまいります。

文化財については、国指定の重要文化財「豊見親墓」の内、あとんま墓と知利真良豊見親の墓の保存修理を行うほか、「アラフ遺跡」や「忠導氏仲宗根家」について学術調査を進めます。

また、国指定名勝及び天然記念物となっている「八重干瀬」の適切な保存のための「八重干瀬保存管理計画」を策定します。

さらに、「宮古島らしさ」にふれられる文化財を中心とした伝説と民話に彩られたロマンあふれる散策コースを整備し、新たな観光資源として活用する取り組みを推進します。

そのほか戦後70年の節目にあたることから、戦跡コースの案内表示を整備するとともに、映像資料などを公開し、児童・生徒の平和学習の場及び観光客への紹介の場として活用します。

４．圏域の一体感を推進する交通基盤の整備と住みよい居住環境の整備

伊良部大橋開通に伴い、人・物の流れが大きく変化することから、伊良部地域を含めた市全体の路線網の再整備を推進し、圏域全体の利便性の向上に努めます。

また、車両・歩行者の利便性と安全性の向上を図るため、添道１号線、清掃センターから第二沖縄電力までのＡ－76号線など６路線の道路改良事業を実施します。通学通勤路における、歩行者の安全性を高めるため、松原１号線を新規路線として整備を行うほか、伊良部111号線のなかよね橋の補修工事を継続して行います。

また、市街地の幹線道路となっている大道線・他１路線を整備し、市街地北部と人頭税石前から盛加越公園へ続く街路事業を実施し、荷川取線の事業化に向け、積極的に取り組んでまいります。

さらに、道路ストック総点検により、既存市道の構造などの劣化、損傷を確認し、計画的に修繕を行うとともに、市道の危険箇所にカーブミラー、ガードレールなどを設置し交通安全を推進します。

また、ライフラインの強化対策として上野海岸線、新里21号線の道路改良工事と併せて無電柱化事業を行います。

台風や地震・津波などに備え、安心で安全な住み良い居住環境を創出するため、与那覇地区、伊良部地区に続いて、池間地区に防災センターを整備し、地域住民の避難場所を確保するとともに、市民の防災意識の高揚に努めます。

平良港漲水地区については、平成29年度の供用開始を目指し、国等関係機関と連携し取り組んで行きます。

（仮称）県立宮古広域公園については、二地区を予定しており、海と海辺を活かした下地前浜地区は決定しましたが、防災拠点地区は、調整を行っているところです。早期事業化等に向け、県に対し、積極的に要請してまいります。

竹原地区の区画整理については、住宅スプロール化の防止及び良好な住宅環境の市街地形成と道路の整備等を行います。

公営住宅については、城辺西城市営住宅２棟の建て替え事業を実施するほか、新たに、住宅リフォーム支援事業による住宅の改修・補修等のリフォーム費を助成し、住み良い居住環境の整備を促進します。

また、パイナガマ・カママ嶺・大嶽城址などの公園については、市民や観光客が安心・安全に利用できるよう施設のバリアフリー化を進めてまいります。

５．市民と行政の協働による地域の活性化の推進

市全域の均衡ある発展を図るためには、行政と市住民が連携し、協力して地域の活性化に取り組んでいくことが必要です。

そのため、各地区の地域づくり協議会の活動を支援する助成金を交付し、地域住民と行政の協働による地域づくりに取り組んでまいります。

平良地区の地域づくりは、活動組織が多岐にわたることから公募により実施します。

また、地域住民の活動の拠点となっている自治公民館等の建て替え等を支援するため、新たに、定額の

助成制度を創設します。併せて、拠点施設の備品等の購入支援を行い、その有効活用による地域づくりの活性化を促進します。

そのうち、狩俣地区については、地域活性化モデル地区支援事業を継続実施し、その活動を支援します。

また、犯罪・事故のない安心・安全な街づくりに向け、防犯協会等の協力を得て、防犯体制を強化するとともに、夜間の市民生活の安全を確保するため、防犯灯の設置を推進します。さらに、水難事故については、その発生を未然に防止するため、「宮古島市水難事故防止推進協議会」の活動を強化し、危険箇所のパトロール、浮き輪等の救助用具を設置するほか啓発活動に努めます。

交通安全については、交通事故ゼロの達成に向け関係機関と連携し、飲酒運転の根絶など、継続的な交通安全運動を強力に展開して行きます。

男女共同参画社会への市民の理解を深める、男女平等観を育てる教育・学習機会の提供に取り組み、男性の家事、育児、介護などへの参加を促進し、女性の社会参画の拡大を図ります。

６．地下水保全活動の推進

地下水の保全については、第３次地下水利用基本計画に基づき、地下水の適正利用と保全を図ります。また、市全域の地下水水質モニタリングを継続実施するとともに、地下水採取許可制度を通して地下水利用者に対し、適正な地下水の採取と排水処理の指導を行います。

また、公共下水道については、幹線、枝線工事を実施し、その利用促進を図るとともに、農業集落排水処理施設等の機能向上と長寿命化に向けて、改築及び改修工事を実施し、快適な生活環境の維持と地下水の水質保全に努めます。

併せて、森林環境保全直接支援事業等により、植林と育林に取組み、流域における水源涵養機能を強化します。

７．行財政計画の推進について

財政については、平成28年度から地方交付税は、段階的に引き下げられ、一方、社会保障費は、年々増加する見通しです。そのため、財政運営は、さらに厳しくなるものと予測されることから、各種基金の積み増しを行うとともに、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の統廃合、更新による維持管理費の縮減を図り、財政の健全化に努めます。

また、自主財源の柱である市税の徴収率の向上及び滞納整理に取り組み、自主財源の確保に努めます。

行政組織については、福祉部において、介護保険を含む高齢者の生活全般の支援業務を強化するため、「介護長寿課」を「高齢者支援課」に改めます。また、「賦課徴収係」は「介護保険料係」に、「在宅福祉係」は「生活支援係」に改めます。

そのほか、「包括支援センター」は業務（運営）を民間に委託するため廃止し、「介護予防係」は介護保険法の改正に伴う事業に対応するため、新設します。

また、生活福祉課には、新たに、生活自立相談支援センターを開設し、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給により、自立支援策の強化を図ってまいります。

伊良部支所については、大橋開通したばかりであることから、当分の間、部長級の支所長としますが、各部の出張所的な役割の「伊良部室」等は、廃止し、組織の効率化を図ってまいります。

公僕として職員の資質の向上を図るため、より充実した職員研修を実施するとともに、県が実施してい

る実務研修に積極的に派遣して参ります。

おわりに

宮古島市誕生から10年を迎える今年、夢の大橋と言われた伊良部大橋が開通し、これにより、名実ともに宮古島市は、ひとつになりました。

新市建設計画で掲げていたリーディングプロジェクトのうち、宮古島市斎苑が完成し、ごみ処理施設は、建設中であり、リサイクルプラザの整備も始まります。また、スポーツ観光交流拠点施設については、建物及び駐車場等の工事に着手します。中央図書館（未来創造センター）については、用地取得等、整備に向けて取り組みます。

さらに、総合庁舎の整備や総合博物館の整備、総合体育館の整備等を盛り込んだ、新市建設計画の変更案を財政計画とセットで、議員の皆様に審議をお願いしているところです。

これらのリーディングプロジェクトの推進と沖縄振興特別推進交付金の戦略的な活用により、宮古島市の新たな発展に向けて社会基盤の整備を推進したいと考えています。

宮古島市の新たな発展と振興に向け、市民の皆様方とともに「豊かで安心して暮らせる島、若者が希望の持てる島づくり」に全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、市民の皆様、そして市議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針とします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで施政方針についての説明は終わりました。

次に、日程第４、議案第９号から日程第55、同意案第３号までの計52件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

市長の命により、私のほうから説明したいと思います。

平成27年第２回宮古島市議会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案19件、条例議案21件、議決議案９件、同意案３件の合計52件であります。

最初に、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は８億7,558万6,000円の補正増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額を414億8,608万円と定めてあります。

次に、議案第10号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、３億4,921万5,000円の補正増で、補正後の歳入歳出総額を75億4,721万8,000円と定めてあります。

次に、議案第11号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、1,420万円の補正減で、補正後の歳入歳出総額を１億4,240万5,000円と定めてあります。

次に、議案第12号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、600万2,000円の補正減で、歳入歳出予算の補正のほか繰越明許費及び債務負

担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出総額を７億4,728万円と定めてあります。

次に、議案第13号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、１億734万6,000円の補正減で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額を61億8,261万7,000円と定めてあります。

次に、議案第14号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、555万6,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額を４億3,391万1,000円と定めてあります。

次に、議案第15号、平成26年度宮古島市土地区画整理事業特別会計についてご説明申し上げます。土地区画整理事業特別会計の予算は１億4,054万8,000円と定めてあります。

次に、議案第16号、平成26年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、収益的収入及び支出で316万円の補正増となっております。

次に、議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算についてご説明申し上げます。一般会計予算の総額は343億3,000万円と定めてあります。そのほか、債務負担行為、地方債限度額の設定及び一時借入金の最高額の設定を行っております。

次に、議案第18号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。国民健康保険事業特別会計予算の総額は85億5,493万円と定めてあります。そのほか、一時借入金の最高額の設定を行っております。

次に、議案第19号、平成27年度宮古島市港湾事業特別会計予算についてご説明申し上げます。港湾事業特別会計予算の総額は２億4,592万1,000円と定めてあります。そのほか、地方債限度額の設定を行っております。

次に、議案第20号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。農漁業集落排水事業特別会計予算の総額は１億7,017万5,000円と定めてあります。そのほか、地方債限度額の設定を行っております。

次に、議案第21号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。公共下水道事業特別会計予算の総額は７億6,889万8,000円と定めてあります。そのほか、地方債限度額の設定を行っております。

次に、議案第22号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険特別会計予算の総額は61億5,143万円と定めてあります。

次に、議案第23号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。後期高齢者医療特別会計予算の総額は４億5,187万1,000円と定めてあります。

次に、議案第24号、平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。再生可能エネルギー運営事業特別会計予算の総額は1,221万7,000円と定めてあります。

次に、議案第25号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。土地区画整理事業特別会計予算の総額は4,878万3,000円と定めてあります。

次に、議案第26号、平成27年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算についてご説明申し上げます。新技術実証栽培事業特別会計予算の総額は635万1,000円と定めてあります。

次に、議案第27号、平成27年度宮古島市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。水道事業会計予算は、収益的収入及び支出で18億9,744万6,000円、また資本的収入で２億7,666万7,000円、資本的支出で７億2,809万4,000円と定めてあり、不足額については減債積立金等で補填いたします。そのほか、債務負担行為、企業債限度額の設定及び一時借入金の限度額の設定を行っております。

次に、議案第28号から議案第48号までの条例議案についてご説明申し上げます。議案第28号、宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例。行政手続法の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第29号、宮古島市税条例の一部を改正する条例。行政手続法の一部改正に伴う宮古島市行政手続条例を改正することに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第30号、宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日施行されることに伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第31号、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日施行されることに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第32号、宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日施行されることに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第33号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日に施行されることに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第34号、宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日施行されることに伴い、条例を廃止する必要があるため、本案を提出します。

議案第35号、宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日施行されることに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第36号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告を考慮し、給料表の改定等を行うには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第37号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。暴風時勤務手当の支給要件を変更するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第38号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について。土地区画整理事業において生ずる保留地処分金について、適正な管理運営をするには会計を区分して管理する必要があることから、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第39号、宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について。市が行う土地区画整理事業の財源に充てるため、地方自治法第241条第１項の規定に基づき基金条例を制定する必要があるため、本案を提出し

ます。

議案第40号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について。新技術実証栽培事業において生ずる農産物売払収入等について、適正な管理、運用するには会計を区分して管理する必要があることから条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第41号、宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について。市が管理する新技術実証栽培施設の財源に充てるため、地方自治法第241条第１項の規定に基づき基金条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第42号、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、関係法令が制定及び改正されたため、関係条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第43号、宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例。第６期介護保険事業計画で介護保険料が変更決定され、また介護保険法の改正により法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置が新たに追加されたことに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第44号、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例及び議案第45号、宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、国の事業再編等に伴い、土地改良事業の種別の追加及び事業の施行に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受ける者から徴収する分担金の徴収根拠を定めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第46号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。荷川取漁港内に製氷冷蔵施設を設置するには条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第47号、宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例。子ども・子育て支援法が平成27年４月１日より施行されることに伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第48号、宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例。子ども・子育て支援法が平成27年４月１日より施行されることに伴い、条例を廃止する必要があるため、本案を提出します。

次に、議案第49号から議案第57号までの議決議案についてご説明申し上げます。議案第49号、新市建設計画の変更について。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起こすことができる期間の特例が定められたことに伴い、平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町新市建設計画の計画期間、主要指標の見通し及び財政計画を変更することについて議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第50号から議案第57号につきましては、宮古島市郊外型エコハウス、うえのドイツ文化村、宮古島海宝館、七原コミュニティ供用施設、富名腰コミュニティ供用施設、宮古島市農畜産物処理加工施設、荷川取漁港製氷冷蔵施設、宮古島市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

最後に、同意案第１号から同意案第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任について一括してご説明申し上げます。本市の固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得るため、本案を提出します。なお、議案第９号から議案第14号及び議案第16号の補正予算につきましては、先議案件としてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本日の日程は、これで終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前11時13分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月３日（火）　　２日目

（議案（補正予算・新年度予算）に対する質疑（付託））

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第２号

平成２７年３月３日（火）午前１０時開議

日程第 １	議案第 ９ 号	平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）	（市長提出）
〃 第 ２	〃 第１０号	平成２６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第１１号	平成２６年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第１２号	平成２６年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第１３号	平成２６年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第１４号	平成２６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第１５号	平成２６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第１６号	平成２６年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第１７号	平成２７年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１８号	平成２７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１９号	平成２７年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第２０号	平成２７年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第２１号	平成２７年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第２２号	平成２７年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第２３号	平成２７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第２４号	平成２７年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第２５号	平成２７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第２６号	平成２７年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第２７号	平成２７年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

平成２７年３月３日（火）第２回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第　９　号	平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）
	議案第１７号	平成２７年度宮古島市一般会計予算
	議案第２４号	平成２７年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算
文教社会委員会	議案第１０号	平成２６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）
	議案第１３号	平成２６年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第１４号	平成２６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
	議案第１８号	平成２７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第２２号	平成２７年度宮古島市介護保険特別会計予算
	議案第２３号	平成２７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算
経済工務委員会	議案第１１号	平成２６年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第１２号	平成２６年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）
	議案第１５号	平成２６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算
	議案第１６号	平成２６年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第１９号	平成２７年度宮古島市港湾事業特別会計予算
	議案第２０号	平成２７年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算
	議案第２１号	平成２７年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算
	議案第２５号	平成２７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算
	議案第２６号	平成２７年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算
	議案第２７号	平成２７年度宮古島市水道事業会計予算

議案第９号　平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）

歳出款項別審査委員会表

平成２７年３月３日（火）第２回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	２．総務費	３．戸籍住民基本台帳費	４５
	３．民生費	１．社会福祉費	46～47
		２．児童福祉費	４８
		３．生活保護費	４９
	１０．教育費	１．教育総務費	５９
		２．小学校費	６０
		３．中学校費	６１
		４．幼稚園費	６２
		５．社会教育費	６３
		６．保健体育費	６４
経済工務委員会	６．農林水産業費	１．農業費	50～52
		３．水産業費	５３
	８．土木費	２．道路橋りょう費	５５
		３．都市計画費	５６
		５．港湾空港費	５７
	１３．諸支出金	２．公営企業費	６６

議案第１７号　平成２７年度宮古島市一般会計予算

歳出款項別審査委員会表

平成２７年３月３日（火）第２回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	２．総務費	３．戸籍住民基本台帳費	95～96
	３．民生費	１．社会福祉費	103～115
		２．児童福祉費	116～124
		３．生活保護費	125～127
		４．災害救助費	１２８
	４．衛生費	１．保健衛生費	129～138
		２．清掃費	139～141
	１０．教育費	１．教育総務費	204～211
		２．小学校費	212～224
		３．中学校費	225～235
		４．幼稚園費	236～243
		５．社会教育費	244～266
		６．保健体育費	267～271
	１１．災害復旧費	１．厚生労働施設災害復旧費	２７２
		４．文教施設災害復旧費	２７５
	１３．諸支出金	３．雑支出	２７９
経済工務委員会	６．農林水産業費	１．農業費	143～163
		２．林業費	164～166
		３．水産業費	167～171
	８．土木費	１．土木管理費	180～181
		２．道路橋りょう費	182～186
		３．都市計画費	187～190
		４．住宅費	１９１
		５．港湾空港費	192～195
	１１．災害復旧費	２．農林水産業施設災害復旧費	２７３
		３．公共土木施設災害復旧費	２７４
	１３．諸支出金	２．公営企業費	２７７

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月３日

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後２時46分）

◎出席議員（２５名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇德	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃				
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（１名）

議員（２５番）　下地 智 君

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	上下水道部長	砂川 嚴	君
副市長	長濱 政治	〃	会計管理者	宮国 高宣	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	消防長	来間 克	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育長	宮國 博	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
建設部長	下地 康教	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	財政課長	仲宗根 均	〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第２号のとおりであります。

この際、日程第１、議案第９号から日程第19、議案第27号までの計19件を一括議題とし、質疑に入ります。

なお、質疑の際は議案番号、ページ数等を明示するようお願いいたします。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）について、まずは２点ほどですね、質疑したいと思います。

56ページの土地区画整理費の中の繰出金についてですけれども、これについてはですね、ちょっとまた39ページに戻りまして、39ページの保留地処分金というのが雑入であります。これは竹原地区ですね。5,288万2,000円、これが特定財源として充当されると思うんですけれども、ここに充当されていないというのがあります。これは、明らかに充当ミスではないかと思うんですけれども、その説明をお願いします。

それから、もう一点、ちょっとページ戻りまして43ページお願いします。43ページですね。11目財政調整基金費、これにですね、国県支出金として589万3,000円が充当されております。これがですね、どこから充当されているかというと、31ページの消防費県補助金の中の沖縄県消防共同指令センター整備促進補助金589万3,000円、これが財政調整基金費に充当されております。これも明らかに充当ミスだと思うんですけれども、この２点、説明をお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ちょっと休憩します。

（休憩＝午前10時06分）

再開します。

（再開＝午前10時06分）

◎建設部長（下地康教君）

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）ですね、それの39ページ、保留地処分金が雑収入で5,288万2,000円ですね、それが充当されていないんじゃないかというご質疑だと思います。これはですね、保留地処分が平成26年度までに5,288万3,000円入ってございまして、それで平成26年度分と合わせましてですね、繰出金として１億4,054万8,000円、それの中に組み込まれているという形になっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時08分）

再開します。

（再開＝午前10時09分）

◎建設部長（下地康教君）

本議会で区画整理事業のですね、特別会計を作成を提案してございます。それとあわせてですね、土地区画整理事業の基金条例ですね、それもあわせてご提案しておりますので、一旦そのお金を基金のほうに入れ込みまして、それで特別会計のほうに支出するという形を今回の議会で提案させていただいております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時10分）

再開します。

（再開＝午前10時12分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）についてなんですが、まず第１点がですね、59ページ、竹原地区の保留地処分の……

（「56ページ」の声あり）

◎財政課長（仲宗根　均君）

56ページですね、ので、これは充当ミスなのではないかということなんですが、一般的に雑入で受けたものについては一般財源の扱いをしているということでご理解を願いたいと思います。確かに保留地の処分ですから、目的は限定されております。したがいまして、考え方なんですが、システム上のですね、扱いからして、現在のところ、雑入の場合は一括して一般財源で扱っているというふうな事情でご理解を願いたいと思います。

それと、43ページの11目財政調整基金の減債基金への積み立ての話なんですが、１億9,732万1,000円ですね。消防費のほうでですね、共同指令センターをつくるということがございまして、それで沖縄県のほうでは一括して送付する。後々のというか、次年度のですね、財源としてこれは使ってくださいという指示がございまして、それで今回は積み立てをしておくと、償還に充てていくということで今この計上がなされているところです。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時15分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

まず、消防費の件なんですが、先ほども申し上げましたけど、指令センターのものについては一括して

補助金が与えられるというのがございまして、それを後年度の償還のほうに充てていくということで、沖縄県からもそういう指示がありましたので、それでご理解を願いたいと思います。

それと、保留地処分金です。竹原地区の件なんですが、実は財源が２つこの中にはございます。それは、特別会計に持っていくための財源なんですが、これまで保留地処分については雑入で受け入れをしていくということがございました。それで、平成25年度のものについては前年度の剰余金を活用させてもらいます。それから、今年度ですね、入ってきます5,200万円のこれが特定財源に当たるんじゃないのかというご指摘なんですが、先ほども言った事情ですね、前年度分の繰越金が一般財源であるということからして、今回も一般財源化して、充当していったという経緯でございますので、ご理解を願いたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時22分）

再開します。

（再開＝午前10時27分）

ただいまは國仲昌二議員の質疑中でありますが、答弁の準備に時間がかかるようですので、準備ができ次第國仲昌二議員の質疑は行いたいと思います。

國仲昌二議員には大変申しわけありませんが、ご協力をお願いします。

（「わかりました」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

そのほかの議員で質疑があれば、発言を許します。

◎上里　樹君

新年度の予算編成についてですけども、まず議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算について、全体的なことでお伺いします。

まず、新年度の予算編成に当たって、どのようなお考え、方針を持って編成に臨んだのか、そのことをお伺いします。

それから、２点目に、市長は行財政改革により財政は立て直すことができたという認識ですけども、新年度で財政健全化比率、いわゆる実質赤字比率や連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率について、新年度でどのような見込みをなさっているのか、お伺いします。

それから次に、３点目に、合併10年の節目を迎えました。いわゆる合併前と同様の交付税の算定方法、合併算定がえが認められる特例期間を終えることになりますけども、これまでも何回か私は質疑してきましたけども、そのことから全国の合併した自治体でですね、総額9,500億円程度の交付税が減額されるということで、これでは立ち行かなくなると大きな問題になっていましたけれども、政府が前年度に影響を緩和する方針を打ち出してですね、一部実施に移されていますけども、その全体額が注目されるところになっていました。そこで、その緩和策による本市の金額、これは幾らを見込んでいるのかをお聞かせください。

それから、４点目に、政府の地方創生関連予算、これ総務省は地方創生のための財源確保を上乗せして、

平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保したとしていますけども、それに関連して、本市の予算の伸び、これはどのようになっているのか、お伺いします。

以上お伺いして、再質疑させていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

平成27年度の一般会計予算の特徴についてお答えをいたします。

平成27年度当初予算の特徴は、生活基盤の整備や産業の振興、住民福祉の向上、教育、文化の振興などに配慮するとともにですね、10周年を祝う関連事業等に予算を計上し、節目となる10年目としての予算を組んでおります。歳入につきましては、前年度並みの租税収入、地方交付税及び特別交付税を計上し、多岐にわたる歳出に対応できるよう予算を組んでおります。

また、歳出については、単独補助金を削減し、財政の健全化に取り組みました。本市は、合併以降、農林水産業や観光産業を図るとともに、市道整備や市営住宅の建設なども引き続き各地区において実施し、また合併時において策定された新市建設計画による合併特例債事業として、教育施設の整備や葬斎場の建設、し尿等下水道投入事業施設の整備を行ってまいりました。本年度の具体的な事業としては、ごみ処理施設等整備を平成27年度の完成を目指して事業を実施しております。平成29年度の供用開始に向けて、管理棟及び周辺整備事業等、これまで実施してきた事業を継続しながら、さらに沖縄振興特別推進交付金事業の推進による地域活性化、国の施策も含めた福祉行政によるサービスの向上を図るなど、地域の均衡ある発展にも努めてまいります。

当初予算案を対前年比で約24億1,000万円の減、率にして6.6％の減となっておりますが、これは普通建設事業費による約32億円の減によるものが大きく影響しているものです。減額の主な要因といたしましては、さきに述べましたごみ処理施設等整備事業で約18億円の減、また新しい図書館、中央公民館建設で、平成26年度の予算執行状況を鑑みて、平成27年度当初予算案の計上を見送ったための約６億1,000万円の減などがあります。また、新市建設計画上において平成32年度まで引き続き実施していく合併特例債事業や公共施設等の整備の際の財源確保策として、庁舎等建設基金への積み立てを計画的に実施し、後年度において負担が大きくならないよう、世代間の公平性を考慮し、当初予算として計上をしてあります。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

地方創生関連の予算としまして、補正予算の26ページ、地域住民生活等緊急支援のための交付金としまして１億9,434万7,000円が計上されてございます。これは、国の平成26年度補正予算で、平成26年12月27日に緊急経済対策として決定をしたものでございます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

交付税が交付税の算定に反映されるんじゃないかという質疑ですけど、これは平成26年度以降の５年程度の期間で見直しを行うということになっております。主な内容としましては、支所に要する経費の算定、それと人口密度等による需要の割り増し、３点目に標準団体への面積を見直して単位費用に反映するということになっておりまして、消防費とか清掃費、離島対応というのがその中に含まれてくると思います。

◎議長（眞榮城德彦君）

ちょっと休憩します。

（休憩＝午前10時37分）

再開します。

（再開＝午前10時38分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

財政指標の指標ということでございますね。今現在ですね、計画の中で行われています平成27年度からの資料しかちょっと持ち合わせがないんですけども、その中で将来負担比率と実質公債費比率の指標については、今その資料としてですね、一応持っているところです。それを読み上げますと、平成27年度における将来負担比率は62.8、実質公債費比率を7.8ということで目標にしていきたいということでございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時39分）

再開します。

（再開＝午前10時40分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

大変申しわけありません。財政指標につきましては、先ほども述べたとおりですね、この２つ、２点の指標しか今ちょっと手元にないので、それでお願いしたいと思います。ほかの指標については、まだ出されていませんので、よろしくお願いします。

◎上里　樹君

地方創生の緊急予算措置についてですけども、これまでは地域の、がんばる地域交付金とか元気交付金とか、ありましたけども、これは主にハード事業に充当されてきたと思うんですね、限定されて。それが今回は自由度が高くなって、特にソフト事業、それで新規事業に限ることを想定していますけども、予算編成に当たってこれがどのような方向で生かされているのか、具体的にお答えできれば、よろしくお願いします。

それから、激変緩和策、いわゆる合併算定がえの５年間の弾力措置、要するに緩和策について、金額もそろそろ確認できていませんか。どの程度の金額になるのかというのは。おおよそ見込みができるかと思いますけど、もしできていましたら。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

地域住民生活等緊急支援のための交付金の内容についてご説明をいたします。先ほど歳入の交付金の金額申し上げましたが、歳出のほうにつきましては、関連ページとしまして42ページ、43ページ、それから観光関係で54ページになってございます。

宮古島市としてどのような事業を行うかということでございます。地域住民生活等緊急支援のための交付金は、地方創生に関する緊急経済支援対策としまして、国の平成26年度補正予算において、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の２つに分かれて事業を行うものでございます。地域消費喚起・生活支援型につきましては、地方公共団体が実施する地域消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援をするものでございます。また、地方創生先行型は、地方公共団体によります地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する施策の実施に対し、国が支援をするものでございます。本市では、

地域消費喚起・生活支援型の事業としまして、消費喚起効果が高いとして現在国が推奨してございますプレミアム商品券事業を、また地方創生先行型の事業としましては、宮古島市人口ビジョン・総合戦略策定事業及び観光プロモーション事業を行う予定でございます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

交付税の算定額の予算が確定しているんじゃないかということですけど、まだ確定の通知は来ておりません。

◎上里　樹君

質疑ではもうないんですけども、当局からお願いがありましたから、私も要望というか、最後に意見を言いたいと思います。

いわゆる予算編成に当たって、将来負担の見込みとか、そういう基本的な財政指標についてはもう想定をしながら立てるのが基本だと思うんですね。残念ながら２つの指標しかお答えいただけませんでしたけども、ぜひそこら辺に配慮した予算編成をよろしくお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑させていただきますけど、まずは１点目ですね、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）、44ページの15目中央図書館建設費ですね、これを平成27年度にかけて、両方で質疑します。ここに委託料が1,100万円余の減がありますので、それについての説明をお願いをしたいということと、関連して議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算の総務費の88ページに同じく15目の、総務費の15目の中央図書館建設費の中で委託料が1,000円の費目存置になっていますね。これについて、関連性があるので、両方上げたんですが、それについてのご説明をお願いをいたします。

戻ります。平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の中から何点かご説明をお願いをいたしますね。まず、50ページです。農林水産業費の中の農業振興費の中で負担金補助金交付金の減ですね。緩効性肥料の購入補助金の、これ1,300万円余かな、1,300万円の減、あるいは有機肥料の購入補助金の減がありますけれども、なぜここに来て補助金が減額されているのかということをご説明いただきたいというふうに思います。

次のページの51ページ、農地費ですね。これも水利用調整高度化推進事業というふうにあるんですが、これもかなり大きな額の工事請負費の減額があります。この時期に来ての減額についてご説明いただきたいというふうに思います。

次、新年度の予算ですね、議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算について説明をいただきたいと思いますが、78ページ、これも総務費ですね。総務費の中の委託料ですね。地下水保全対策事業というのがありますけれども、この内容についてご説明をお願いをいたします。

次、続いて同じく総務費の中で80ページですね。80ページの中に小型電動モビリティ事業というのの補助金が出されています。これ幾つかのところにこの項目があるんですけど、この中の補助金が1,600万円余ですかね、出されているので、この補助金の内容について、また事業と、どこにどういう内容で補助金を出すのかということが大体、予算が通らないとなんですが、当局が考えているこの補助金についてご説明

をいただきたいというふうに思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

平成27年度一般会計予算書の80ページの小型電動モビリティプロジェクトの中の補助金でございます。1,695万円計上してございます。中身としましては、東芝が150万円、それから本田技研工業が同じく150万円、それから本田技術研究所が1,395万円というふうな中身になってございます。これの関連予算としまして、歳入のですね、41ページに一番最上段に書いてございますが、超小型モビリティ導入促進事業補助金ということで国庫補助金が計上されてございます。その関連予算でございます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

新年度予算の78ページの13節の委託料で、地下水保全対策事業で委託料501万6,000円計上してあります。これは、平成26年度版の宮古島市地下水水質保全調査報告書、それの作成委託業務であります。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）、50ページの有機質肥料購入補助金の180万円の減と緩効性肥料の1,300万円の減というふうになっております。有機質肥料は、これは補助率の調整で、申し込みはあったんですけど、これだけは減になったということです。25％の補助率で、これだけ減になったということです。その分申し込み数が少なかったということです。緩効性肥料につきましては、平成26年度から実施しております。というのは、今多く利用されている化学肥料のほうは即効性ということで、３カ月程度の効果がないんですけど、緩効性肥料はもっと効果が徐々に効くということで、できれば施肥回数を減らしたいということで実施しましたが、今年度は周知がちょっと悪かったかどうかよくわかりませんが、申込者数が少なかったということでの減でございます。

次の51ページ、５目農地費の中の水利用調整高度化推進事業ということですけど、この事業は沈砂池のフェンス等の改修事業、あるいは排水路の雑木等を除去する事業でございますが、県のほうからの配分が当初予定していた配分額よりも減ったということでございます。宮古島市への配分額が少なくなったということです。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

図書館建設費に関して２点ございました。まず、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の44ページ、1,167万4,000円の減、内容でございます。これ不発弾のですね、探査業務分の減ということでございます。土地の取得のおくれに伴いまして、今年度中の実施が困難と。探査業務は、県の補助金を得て実施する事業でございます。ただ、この探査業務は繰り越しが不可ということでございまして、できないということでございまして、そのため、やむなく減額補正をしているところでございます。なお、歳入は30ページの一番上になります。沖縄県市町村支援事業補助金、これも1,105万円の減額というふうになっております。

続きまして、議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算、88ページの図書館建設費、前年度６億1,000万円余りございました。これ用地購入費も含めた事業費全体の額でございました。今年度は、委託料のみが措置をされている、1,000円措置されていると、費目存置という形で措置をされているということでございます。宮古島市未来創造センターの整備につきましては、県が進めている旧宮古病院の解体撤去後、所有者である国への返還を待って用地を取得し、平成27年度早々には建築工事に着手したいという計画で

ございました。しかしながら、県の解体業務は、工事着手後、計画にない構造物の存在、そして浄化槽内の滞留汚水、敷地の一部に汚染土壌が確認されるなど、それらの処理に時間を要していると。そのため、当初の予定からは大幅におくれています。市としましては、新年度からの工事着手に向けて、新年度の当初予算に工事費を計上することを検討しておりました。しかし、県から国への返還時期が新年度にずれ込むことがほぼ確実な状況であります。そのため、国からの用地の取得時期が明確でないことから、20億円にも上る事業費の当初予算での計上を見送った次第でございます。

◎亀濱玲子君

お答えいただきましたので、再質疑をさせていただきます。

まず、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の50ページの農業振興費なんですけれど、有機肥料購入補助金、そして緩効性肥料購入補助金について、即効性のある化学肥料を求めてとか……いらっしゃらない。じゃ、来られるまで少しこれはおいて、済みません。平成27年度の新年度の予算に行きましょうか。80ページの小型モビリティ補助金の内容を今企画政策部長が東芝150万円、ホンダ150万円、本田技術研究所ですか、1,395万円という内訳をお話しいただいたんですが、私はですね、これが、この事業が宮古島でどういうふうに進めていくのかと、宮古島とのかかわりですね。この会社が宮古島に来て何かをされるのか、あるいは宮古島の事業所がかかわって事業が進んでいくのかということが宮古島にとっては知りたい内容なわけですから､それについてご説明をいただけたらというふうに思います。

もう一点ですね、今の図書館建設のことについて、さまざまなやっている中での、例えば汚水が出たりとか、除去しなきゃいけない物質が出たりとかということがあっておくれているということですけれど、これから後、新年度で予算をもう入れていないので、少し見通しをですね、聞くのもなんですが、見通しとしてはどのようにこれから後、国からの用地の取得が明確でないというようなお答えいただいたんですけれども、これから後どういうふうに進めていかれるお考えかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

今農林水産部長が戻ってこられたので、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の50ページの農家に対する肥料の購入補助金、２つの項目ですね、これについて、せっかく農家に使っていただきたいと思って組んだ予算がこのように補正で減額されていくというのは、やっぱりこれは何か課題があるわけですね、きっとね。なので、宮古島市は緩効性肥料を進めていきましょうという方針を持って取り組んでこられたと思うのに、なぜここに来てこれだけの多額の予算が、農家の皆さんが使わないまま残ってしまうということは、何か課題があるはずなんです。これについて、当局としては何が課題だというふうに捉えているかをお答えいただきたいと思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

超小型モビリティ事業についてでございます。事業の内容というご質疑でございました。本市は、エコアイランド宮古島宣言をしてございます。したがいまして、低炭素事業を環境モデル都市として進めているわけです。そういった中で、電気自動車、それから小型自動車、そういったものがですね、私どもの宮古地区、島嶼地域、あるいは平たんな地形、そういったものを生かしてですね、進めていきたいと。低炭素事業にもなりますし、観光振興にもなり得るというようなことで、これを普及するために、これまで国の事業を使いまして、補助事業を使いまして、充電器の設置でありますとか、いろんなインフラを整備を

してございました。今回は、宮古島でどういった形で電気自動車が普及できるのかというようなことから、宮古島市はですね、モビリティー、小型電気自動車の事業として、東芝、それからホンダと提携をしまして、今国の事業として、補助事業として進めております。まず、先ほど申し上げました東芝につきましては、電気関係、蓄電池ですね、そういったものが、先ほど補助金で150万円と言いましたけど、これ２分の１補助ですので、これに300万円の研究をしていただきます。それから、本田技術研究所につきましては、先ほど1,395万円と申し上げました。これについては、2,790万円の研究事業を展開してございます。それから、本田技研工業につきましては車体そのものの開発ということで、150万円計上してございますが、これについても同じく300万円の開発事業を進めていただく、こういった内容になってございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

緩効性肥料購入補助金については、先ほども答弁しましたように、とにかく施肥回数を減らすということと、施肥回数を減らすことによって労働力の軽減になるということと、もう一つは化学肥料の使用を少なくするということでこの事業を始めておりますが、課題としては今使っている化学肥料よりは値段が高いということで、今多く使われている肥料の差額分、約20％今助成しておりますけど、ただ私どもとしては２回施肥するのを１回で効果があるということで進めているんですけど、やはり農家にとってはまだ２回施肥するのを１回で十分に効果が出るかということのですね、まだ不安があると思っておりますので、緩効性肥料は長く効力がありますので、１回施肥しても効力は変わらないというところをですね、もっともっとＰＲして、この事業を進めていきたいと思っております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

今後のスケジュールということになるかと思います。これまでは、平成26年中に用地取得を完全に終えるということで全体のスケジュールも立ててまいりました。しかし、今回、用地取得の時期がなかなか明確でないという状況でございます。そのため、今後のスケジュールというものを今説明するということがなかなか困難というような状況でございます。まずは、早期に国から用地が取得できるように、国、県と連携して取り組んでまいりますという状況です。

◎亀濱玲子君

再度また質疑させていただきます。

平成27年度一般会計予算書の80ページですね、小型モビリティプロジェクト事業ですけれど、いつも実証事業をやるときに思うんですけれど、これが、その見通しですよね。見通しが宮古島市にとってどういうふうにプラスになっていくかという視点をやっぱり最初から、当初から計画に持たないと、何か実証実験が終わってから慌てふためくようなことになってはいけないので、この事業をやるに当たって、宮古島でかかわる事業所、宮古島市の例えば自動車工場だったり、事業所だったりが具体的にかかわって、将来かかわって、実験でもそうですけど、かかわって、具体的にこれが宮古島にとってプラスになっていくという、そういうことは、私はそれが聞きたかったわけです。それが何か入ってくる事業所にこれだけのお金が入るんだというような、そうじゃなくて、宮古島市の事業所とどうかかわっていくのかということをお答えいただきたいと思います。

今答えていただいた図書館の件ですけど、新聞にもちらっと載っていたかにも思うんですけど、延期すると、見通しがちょっと、土地購入の見通しが立たないみたいなことをお答えいただいたんですけど、じ

ゃ当局としては開館をいつというふうに照準を当てて、目標に向かっていくというふうに変えたのかということについては、お答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

あと、肥料の件なんですけど、今度の市長の施政方針にも何か農薬を減する農業だとかってうたわれ始めていますよね。地下水の、本当に地下水に頼った、命の水は地下水であるという宮古島にとっては、それを進めていこうというのはもうずっと課題であるわけですから、じゃその課題が利用しにくいというのが、例えば20％の補助じゃ、それでもまだ負担なのか、それをもう少し補助率を高くしないとできないのか、あるいは皆さんが農家に出かけていって、しっかりとこの肥料の使い方を、こうだよというようなレクチャーとか、そういう何か具体的な努力を新年度でしなければ、恐らく来年度も同じことを答弁されると思うんですね。なので、これについては、じゃどういうふうに検討していこうというお考えかをもう一度お答えいただきたいと思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

先ほどのご質疑にお答えしました小型電動モビリティプロジェクト事業につきましてはですね、先ほどお話ししましたとおり、宮古島にとってどういった電気自動車が適切なのか、あるいは環境モデル都市を進める宮古島にとってどういう問題があるのか、そういったものを研究をしていただいております。一方で、これ実証事業ですけど、これは国土交通省からの実証事業です。一方でですね、県からの100％委託事業で宮古島市島嶼型スマートコミュニティ実証事業というのがございます。これで実際に宮古島の人たちで電気自動車をつくっていただいております。県の委託事業でですね。１台目は、昨年度完成をしてございます。２台目が今年度事業として、もう間もなく完成と、今月内には完成というところまで来てございます。そういった人材育成とかですね、そういったものにも大変貢献しているというふうに考えてございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

緩効性肥料のＰＲ、普及については、サトウキビについてはサトウキビ技術委員会というのがございます。その中で、どういった方法でＰＲすれば一番農家に周知ができるかということをですね、技術委員会等でも検討してまいります。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

開館の時期の見込み。工事、それから引っ越しといいますかね、開館準備ですね、図書の移動、これを期間的に考えますと、最低でも24月、要するに２年は必要となってまいります。したがいまして、工事をいつの時点から始められるのか、これが明確なスケジュール立てができるということになります。ですから、今の時点で、用地の取得がなかなか明確でない中で、全体の明確なスケジュールを説明するというのはなかなか困難な状況でございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

二、三点質疑をしたいと思います。

まず、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の26ページの総務費国庫補助金の中でですね、１目、地域住民生活等緊急支援のための交付金というのが１億9,400万円余計上されているん

ですけど、これはどういった内容の交付金なのかということの説明と、その２目の民生費の国庫補助金についてですね、かなりの額、8,200万円余歳入が入ってこないことになっているんですけど、これで一番大きいのが臨時福祉給付金5,500万円、これはどうしてこれだけのお金が入ってこないことになっているのか。特に目立つのがセーフティーネット、１番目のですね、社会福祉補助金のセーフティーネット支援対策事業、これとか、細々とあるんですけど、この8,261万2,000円の歳入がないという減額についての説明をお願いしたい。特に臨時福祉給付金についてはですね、かなりの額ですので、どういうことになっているのか。それと、その17節の子育て世帯特例給付金、これも、この給付金はもっともっと利用できるんじゃないかと思うんですけど、これらのことをですね、歳出と絡めて説明をお願いいたします。

それから、農林水産業費、30ページ、４目の中で園芸作物生産振興対策事業補助金2,416万6,000円、これも収入が入ってこないことになっている。これ、どういった内容の事業で、どうしてこれだけ減額して補正されてきているのか。

それから、新規就農一貫支援事業、これ、あちこちにあるんですけど、この新規就農は実際ですね、どれだけの人数がこの事業の補助金を受けて就農しているのかという実態がわかれば、その点についても説明願います。

それと、説明の59、新規就農一貫支援事業が180万円入ってこないんですけど、この新規就農者はですね、現実的に何人いて、どういう事業をやっているかというこの実態等、これよく出てくるんですけど、この新規就農というのはどういう形で実際に就農しているのかという実態がわからないので、より詳しい説明をお願いします。

以上の点について、よろしくお願いします。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

補正予算書26ページの地域住民生活等緊急支援のための交付金、どういうものかというご質疑でございました。これ先ほど上里樹議員にもお答えをいたしましたが、地域住民生活等緊急支援のための交付金は地方創生に関する緊急経済支援対策としまして、国の平成26年度補正予算において決定をしたものでございます。本市については、その中の地域消費喚起・生活支援型としましてプレミアム商品券事業、また地方創生先行型の事業としまして、宮古島市人口ビジョン・総合戦略策定事業並びに観光プロモーション事業を行う予定をしてございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

補正予算の30ページ、園芸作物生産振興対策事業費補助金2,400万円余減額されております。これは、災害に強い施設整備事業ということで、パイプハウスの設置事業でございます。事業費ベースで１億2,000万円を予算計上して、その入札残でございます。入札残に伴う歳入の減でございます。

次に、新規就農一貫支援事業、次の説明の61番ですね。181万7,000円の減でございますが、歳出のほうの50ページ、説明の1005、就農初期投資支援事業補助金ということで、これはおおむね65歳以下の方が新規に就農した場合に、初期投資としてパイプハウス並びにブルトラを助成する事業でございます。

同じ50ページの中で新規就農一貫支援事業の14節180万円の減がございますが、これ最初県と調整して、新規就農の掘り起こしとか、あるいは新規就農に認定された方の実際の就農状況を確認するということで、自動車の、車のですね、購入についても対象ということでありましたけど、最初そういう、予算計上のと

きはそうでしたが、執行する段階において再度県のほうに確認したら、やっぱり車購入は対象外だということでの補正減となっております。

今実際に、じゃ何名就農給付金を受給しているかというご質疑でございましたが、ちょっと今資料がございませんので、人数については後ほど報告したいと思います。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、補正予算書の26ページ、歳入の民生費国庫補助金ですが、まず最初に臨時福祉給付金、それから子育て世帯の臨時特例給付金についてですが、双方とも、5,500万円、それから1,400万円の補正減になっております。今年度初めての事業でありまして、宮古島市、本市の給付率は94%、前者がですね、臨時福祉給付金が94%、それから子育ての特例給付金が98%という給付率をしておりますけども、これはですね、まず臨時給付金については、対象となる非課税世帯と税未申告者の人数を最多で予定といたしまして計上したのが２万3,500人、そのうち加算対象者が9,260人と見込んで、扶助費を２億8,100万円余り予算措置をいたしました。そのうち未支給となった方が4,500人、これは福祉給付金についてですね。それから、加算対象者が約2,000人の申告がなかったと、申請がなかったということで、合計で扶助費が5,500万円、国からの補助金を受けられなくなったということになります。

それから、子育て世帯臨時特例給付金については、対象となる課税世帯の児童数を最多で6,900人、それから市のデータのない公務員、要するに市の職員以外の国家公務員あるいは県の公務員の児童を1,500人と見込みまして、扶助費を6,900万円を措置いたしましたが、このうち申告による課税からの非課税になった方の児童、要するに特例給付金に異動分ですね、それから非課税者の扶養であることが判明した児童、それから給付金の申告をしなかった児童等が約1,400人となったため、扶助費を1,400万円の削減をしなければならないということになっております。これは、あくまでも２月末なんですが、5,427人に5,427万円を支給したところでございます。

次に、セーフティーネット支援対策事業費補助金なんですが、これが711万6,000円の補正減になっておりますが、セーフティーネット支援対策事業の機能強化に資する事業に対する補助金については、平成26年度は国庫補助金より県補助金に財源を移譲することによりまして、補正減をいたしました。したがいまして、予算額が1,704万6,000円から所要見込み額993万円を差し引きましての残りの711万円であります。

それから、障害程度区分認定等事業費補助金の国庫補助金、マイナスの38万5,000円でございますが、これは国の補助金の内示額の通知による確定額の算定でございますので、その差額でございます。

それから、地域生活支援事業費補助金379万8,000円の補正減でございますが、これも同様に、国の補助内示額の決定によりまして、その措置を行うことになります。

それから、障害者虐待防止対策支援事業補助金231万3,000円の補正減でございますが、この事業は平成25年度までは単独事業として、国が２分の１、それから市が２分の１の予算で実施をしてきましたけども、平成26年度中に地域生活支援事業の任意の一つのメニューとして組み込まれた単独での補助事業、国庫補助事業がなくなったということで、この事業の補助金を歳入をゼロとする要求をするということになります。地域支援事業のこの事業は、原則として国が２分の１、それから県が４分の１であるが、各メニューの補助金を国が年度途中で確定するため原則どおりに歳入があるわけではないということになります。国の補助金が減額になれば、県の補助金もその２分の１となり、市の負担がふえるということで、これが減

った分は一般会計の対応になるということになります。事業は継続ということになっております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

青年就農給付金の受給者の人数について答弁いたします。

平成24年度採択者で単身者が２名、夫婦が１組、平成25年度採択で単身者が４名、平成26年度採択で単身者が７名、夫婦が１組、計、単身者で13名、夫婦で２組の受給となっております。

◎新城元吉君

答弁ありがとうございました。再質疑いたしたいと思います。

総務費国庫補助金の中の住民生活支援金と、これは消費税の課税によって生じた、消費性向が非常に伸び悩んでいるということで、国が緊急につくっている事業だという説明がありました。その中で大きいのが商品券、商品券ですか、これ。商品券を配布するということ。これは、いつごろ、所得によって配布額が違うかと、商品券の額が違うかと思うんですけど、その細かいことなどはどういうぐあいになっているのか、いつまでに交付金の支給がされるのかということの説明をもう一度お願いします。

それから、民生費の今説明を受けたんですけど、補助金のですね、収入減等が目立ったのをいろいろ聞いたんですけど、対象人数とか未支給者、特に未支給者などが多いような形で答弁を受けたんですけど、こういう交付金というのは、補助金というのは、交付金というのは交付対象になる人を行政側で前もって実態を把握していて、こういう人たちに、ここに連絡をして、それで手続を受けるという形をとるんですか、それとも広報とか、いろんなお知らせによって、こういう方はどうぞ申請してください、交付金差し上げますよという形でやっているんですか。そのやり方ですよね。未支給者がかなり多いような数字の実態を聞きましたので、これについて、この給付金のね、給付の方法をどのようにやっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、補正予算書30ページ、農林水産業費で、今の新規就農のことについて、平成24年２名、平成25年度４名、平成26年合わせて計13名とあるんですけど、この中に占めるですね、Ｉターン者というのはいるのかいないのか、Ｉターン者の割合はどのぐらいになっているのか。それから、Ｕターン、こういうようなね、新規就農ですからね、ですからＩターンとＵターンの方々が対象じゃないかと思う。これ今農業センターでしょうか、前の普及所、そこでいろいろな農業のやり方を講義を受けて、農業のやり方の研修を受けて、そういう方たちが大体の対象者になった形でこの事業の補助対象者になっているのかどうかも含めてお答えを願います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

プレミアム商品券事業の内容についてでございます。この事業につきましてはですね、先ほど言いました２つの事業がございますが、これ、それぞれ国からの交付のですね、限度額というのがございます。この限度額の範囲内において行われる事業で、それで計画をしてございます。プレミアム商品券事業につきましては、国の地域住民生活緊急支援のための交付金として活用し、本市の消費喚起を促し、地域経済の活性化を図ることを目的に、プレミアム分を上乗せをしました商品券を販売する事業でございます。具体的には、まず普通プレミアム商品券としまして、500円の13枚つづり、これは6,500円分になりますが、これを5,000円で販売をいたします。これとは別に、島の特産品の消費喚起、それから子育て支援等を目的とします特別プレミアム商品券としまして、500円の商品券を14枚つづり、7,000円分を5,000円で販売をいた

します。それぞれ30％、40％のプレミアム分となってございます。それぞれの商品券について、プレミアム分を補助することによって、新たな消費を促そうとするものでございます。プレミアム分の補助率や発行、販売方法等につきましては、より高い消費喚起効果が得られるよう、現在民間経済団体と連携をしながら取り組んでまいります。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

青年就農給付金の受給されている方が地元なのか、あるいはＵターン者なのか、Ｉターン者なのかというご質疑ですが、まずこの対象者はあくまでも今農業委員会で農家として認められている、自己所有の土地が50アール以上あるか、もしくは利用権設定した土地を含めて50アール以上あるかというのが前提条件になりますので、今議員が質疑されたのには的確に答えられないんですけど、ほとんどが地元、もともと地元にいらっしゃった方だと理解しております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

先ほどその未支給となった人の要因についてお話をしましたけども、市といたしましては、まず最初に非課税世帯、対象者について郵送での通知をいたしました。それとあわせて、税務課との連携をもちまして、この方が非課税世帯であるかということをその前に把握いたしまして、その対象者全員、全世帯に郵送いたしました。対象になりますよという通知をいたしまして、まずは申告が始まりますね。申告が始まって、その最初チェックした、非課税世帯であるということをチェックした方が申告がない場合、段階的に再度通知をする。これを３度やりましたね、最初から。12月の末までその作業を行いまして、それでもこういうふうな数字の方が、4,500人、特例給付金についてはですね、福祉給付金については4,500人、それから子育て支援金については1,400人の人が申告に来なかったということになります。当然市の広報誌、マスコミ、それからチラシ等も同封いたしまして、この周知は徹底はしたつもりです。ちなみに、県内では一番高い給付率、出ていますので、これ以上の作業が時期的に難しいということも判断いたしまして、この結果が出たということです。ご理解願います。

◎新城元吉君

それでは、プレミアム商品券について説明を受けたんですけど、500円を、１枚500円として、この500円券と700円券ですか。これは、全世帯が対象ですか、それと生活に困っている人たちを選び出して、そういう方に商品券を配布するんですか。ずっと以前は全世帯に配ったことなどがあったものですから、これ全世帯にやるのか、それとも対象世帯というのが条件によって限られてくるのかということをもうちょっと具体的に説明願います。これで質疑を終わります。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

これは、配布ではございませんで、販売でございます。プレミアム分をつけた、消費喚起型でございますので、例えば500円のものが10枚で5,000円になりますけど、これを13枚つづりで、いわゆる6,500円分のものを5,000円で購入ができるというふうな普通プレミアム分と、特別プレミアム分というのは例えばですね、宮古島の地場産品、黒糖ですとか、マンゴーですとか、そういったものを指定をしまして、これから経済団体との話し合いになりますが、そういったものを消費喚起を促すというようなことと、例えば子供が３名以上の世帯についてですね、500円のものを14枚、7,000円分のものを販売できると、そういったものを考えてございます。

（「休憩して」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時38分）

再開します。

（再開＝午前11時39分）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光恵君

最初にですね、平成26年度３月議会補正予算総括表というのが出されていますよね。当局が本議会に出した、この平成26年度３月議会補正予算総括表と、こういう表記の方法、正しいんですか。ちょっとわかりにくいんで、平成27年度の議会でこういう出し方をしているもんだから、これちょっと確認をさせてください。

次に、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）についてでありますけども、これは６ページ、土木費、道路橋梁費ですね、下崎西原道路整備事業、それから西原線道路整備事業、上野海岸道路整備事業、新里21号線道路整備事業、Ａ―76号線道路整備事業、Ｂ―80号線道路整備事業、それぞれどういう理由でこれ繰り越しとなったのかをお聞きしたいと思います。

次にですね、34ページの不動産売払収入、土地売却収入、これ5,224万4,000円、下のほうの公有財産売払収入151万5,000円、それぞれどの土地だったのかということについてお伺いをいたします。

次に、50ページ、サトウキビ優良種苗安定確保事業の委託料が減になっております。これをご説明をお願いします。また、下のほうのサトウキビ安定生産確立対策事業補助金、これも減ですが、この事業の違いについてもご説明をお願いしたいと思います。

次は、54ページでございます。商工振興費ですけども、その中で生活バス路線確保対策助成金266万6,000円が増、下のほうで同じような項目で127万4,000円が減と、この違いについてご説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘の平成26年度の繰越明許に関するご質疑にお答えしたいと思います。

道路橋梁費ということで、６件ほど繰り越しが予定をされております。まず、下崎西原道路整備事業でございますけれども、これ今年度契約をしまして、契約繰り越しということで、次年度の７月に完了予定になってございます。

次に、西原道路整備事業、これはですね、物件補償でございまして、これは一応契約済みでございますが、支払いが５月ごろという形で繰り越しになってございます。

次に、上野海岸線道路整備事業でございますけれども、これは物件補償で、共有地ということで、契約が、交渉がちょっと難航してございます。それで、次年度に繰り越してございます。新里21号線も同様でございます。

次に、Ａ―76号線道路整備事業でございますけれども、これは今月ですね、入札予定でございまして、契約繰り越しという形になってございます。Ｂ―80号線道路整備事業に関しては、工事費と補償費という形で、ちょっと補償が難航しておる部分がありますので、次年度に繰り越していく予定でございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

補正予算書50ページ、３目農業振興費の中のサトウキビ安定生産確立対策事業という名称が２つ続いておりますが、上のほうは歳入の事業名で、歳出も同じであります。1,090万1,000円の補正減でありますが、この事業はハーベスター及びトラクターの通常リース事業と言われている事業でございます。国が60％の助成で、これは直接導入した生産法人に国のほうから支払われます。この計上されているのは県の補助分でございます。当初20％の県の助成を見込んでおりましたが、県の予算の関係で15％に削減されたということで、その20％から15％に削減された額を不用額としております。これは、歳入歳出同額となっております。

◎観光商工局長（下地信男君）

平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）、54ページの商工振興費の生活バス路線確保対策助成金でございますが、歳出２と３がありますけれども、歳出２が、これバス会社への助成金であります。協栄バス、それから八千代バスへの助成金、歳出３が伊良部島の共和バスへの助成金です。266万6,000円、協栄バス、八千代バスとも当初より赤字が増加したということで、助成金がふえております。逆に、伊良部島の共和バスは赤字が圧縮されたということがありまして、助成金の減ということになります。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

予算の総括表が必要ではあるかないかという質疑でありますけど、あれは本来でしたら義務はありません。ただ、議員の皆さんにその予算の大まかな概要を知ってもらうために総括表はつけてあります。

それと、土地売り払い、公有財産について、今調べておりますので、調べてからすぐ報告したいと思います。

◎前里光惠君

総務部長の答弁が何を言っているのかちょっとわかんないんで。意味はわかるんですよ、これ。意味はわかるんですけど、平成26年度と、しかも３月議会と書いてあるもんですから、これはいいのかということを申し上げております。

次に、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）、７ページ、住宅費の中で上野博愛市営住宅、工事が繰り越しになっております。この理由と、この市営住宅は何世帯かということをお伺いをいたします。

55ページ、道路維持費になっていますけども、地方改善施設整備事業ですね、委託料300万円減ということと、それから下のほうの道路ストック総点検事業費、委託料80万円ですか、これについてご説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の55ページの道路維持費ですね、それの地方改善施設整備事業の委託料が300万円減ということでございますが、これは予算要求を平成26年度に……済みません。県とのですね、事業採択で要求していたんですけれども、これが不採択という形になりまして、委託料が300万円減というふうになっております。

次に、道路ストック総点検事業の委託料の80万円減でございますが、これは交付金額がですね、県からの交付金額が80万円減ということでございます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

先ほど済みませんでした。３月予算総括表ということですけど、これは年度ですので、当たっております。

それと、34ページですか、不動産売払収入、これは22件の5,224万4,000円になっております。それと、公有財産売払収入については、これは鉱業権と送水管の収入と、送水管に係る補償費ということで、２件、151万5,000円となっております。

◎前里光惠君

次に、議案第10号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）、ページが17ページでございます。この特定健康診査等事業委託料800万円の減、これについてご説明ください。

それから、議案第11号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）、これも委託料と工事費ですけども、港湾事務費委託料と港湾事務費工事請負費ですか、それぞれどういうことで減になったのか、ご説明お願いします。

◎建設部長（下地康教君）

議案第11号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）の７ページでございます。運営費の委託料が1,300万円減になってございます。これは、現在下崎地区においてですね、造船所跡地を今売却の手続を進めております。その売却手続を進める前にですね、これまで造船所の経営をされていた方々のですね、強制撤去の費用を予算として計上していたんですけれども、それが強制撤去がなくなりまして、きちっと明け渡しが完了されましたので、その分が予算減になってございます。

それと、港湾事務費の工事請負費でございますけれども、これ第１ふ頭のですね、排水路整備を行っておりますが、それの執行残ということで120万円減になってございます。

◎生活環境部長（平良哲則君）

議案第10号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）の17ページであります。１目の特定健康診査等事業費が800万円の補正減をしてあります。これは、平成26年度の特定健康診査実績が見込みを下回ったということであります。当初の目標値が下がったということであります。

◎議長（眞榮城德彦君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き質疑を続行いたします。

まず、午前の会議における國仲昌二議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

◎副市長（長濱政治君）

これまで保留地処分金は、平成25年まで一般財源として決算してまいりました。そして、決算剰余金として繰り越してきたといういきさつがございます。過去に、それから保留地処分金を歳入予算には計上しておりません。それは、繰り越してそのままですね。そして、今回歳入歳出の中に入れてきたというのは、

従来の保留地処分の管理のあり方というふうなものが、議員おっしゃるとおり、特定のものに充てなければならないというのが確定しているわけだから、当然のこと特別会計として扱うべきだということで、今回は歳入予算にも組み、それから歳出予算にも組んであります。実際歳入はこれまでも雑入で受けておりますので、雑入で受けて、それから一般財源の中に入れてきたということから、今回その分だけを特別財源として扱うというふうなことでは、これまでの処理の仕方と整合性がとれないということで、今回はこのような形で処理いたしまして、それで平成27年度から、今回の議会で特別会計の設置をお願いしておりますので、そこの中に繰り出して、きちんと適正に管理していくということで、今回の予算編成の組み方と、補正予算のですね、組み方として提案しているということでございます。

◎國仲昌二君

ということはですよ、一般財源で処理しているということは、39ページの保留地処分金については、要するにどこの財源にも振り分けられる、いわゆる一般財源として、どの財源にも、どの事業の財源にも充てられるという考えでいいのかどうか、再度お伺いいたします。そのような考え方からすると、特別会計であるとか、あるいは基金であるとかという部分にも非常に影響してまいります。一般財源であるということならば、そういう考えでいいのかどうかを再度お伺いします。

それから、別の質疑にも移りたいと思います。繰越事業でですね、平良児童館建設事業というのがあります。これの……

（「何ページですか」の声あり）

◎國仲昌二君

済みません。５ページですね。平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の５ページ、一番下にですね、平良児童館建設事業というのがあります。これ宮古島市未来創造センターの隣接するところで事業するという話でしたんですけれども、先ほどの宮古島市未来創造センターはちょっと事業がおくれそうだというのがあったんですけど、この児童館についてはどうなのかというのをまず１つお伺いしたいと思います。

それから、７ページの繰越明許費の補正が44億6,000万円余となっていまして、前年度と比較して15億5,000万円ふえております。その要因は、主にどういうものなのかというのを説明を求めます。

次に、36ページですね。金額は小さいんですけれども、人材育成基金繰入金、これマイナスの2,000円となっていますけども、どういうもので減になっているかということの説明もお願いします。

それから、42ページの人口ビジョン・総合戦略策定事業というのがありますけれども、具体的にどういう事業なのかというのを教えていただきたいと思います。

一応まずは補正予算のほうでの質疑をしたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

一般財源ならば、どういう事業にも振り分けていいのかという質疑だと思いますけども、これは理屈上はそうなりますけども、その辺はそうならないようにきちっと管理しているわけです。ですから、これがうまくいって、誤解を生じないように、特別会計をつくって、これからはしっかりと管理していくということで特別会計の設置をお願いしているところでございます。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

補正予算書42ページの人口ビジョン・総合戦略策定事業についてであります。午前中にもご説明申し上げましたように、地域住民生活等緊急支援のための交付金の事業の一環でありまして、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の２つの事業がございます。そのうちの地方創生先行型の事業でございます。全体の予算が1,000万円でございます。内容としましては、宮古島市人口ビジョン・総合戦略策定事業というふうに銘を打ちまして、国、県の総合戦略及び宮古島市定住自立圏構想等を勘案した上で、宮古島市の人口目標と目標達成に向けた総合戦略、それから主要施策を策定をするものでございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

補正予算書５ページ、第２表の繰越明許費の補正でございます。平良児童館の建設事業費の１億5,431万3,000円の繰り越しでございます。理由といたしましては、当施設は建設工事設計業務、これは一括交付金を活用いたしましたけども、この建設予定地の変更等により、設計調整に予想以上の時間を要しました。当初の計画から約１年おくれまして、平成27年、ことしの２月に設計が終了しております。ことし３月末あたりには入札をということになっております。請負工事については、工事設計の業務の遅延に伴い、今年度中に完了することが困難となり、次年度への繰越事業となりました。具体的な遅延理由といたしましては、当初ＮＴＴ社宅跡地を建設予定地として進めてまいりましたが、都市計画法上の条件を満たすことに長期の時間を要することから、同予定地での建設を断念いたしまして、新たな建設予定地として、旧県立宮古病院跡地東側の竹原地区土地区画整理事業の保留地に決定いたしました。以上のことから、当初予想していなかった建設予定地の変更に伴う基本設計の見直しや新たな建設予定地である旧県立宮古病院解体撤去工事の進捗の兼ね合いから、予定以上に時間を要する結果となりました。以上がその理由でございます。

◎副市長（長濱政治君）

補正予算書７ページ、44億円余の繰り越しの主な要因は何かということでございますけども、先ほど建設部長から説明がありましたとおり、契約の繰り越し、それから用地買収、特に都市計画の竹原地区にあっては、これ全て用地絡みの話になっております。それから、農林水産業関係の農山漁村活性化対策整備事業４億3,600万円余、これ現在サトウキビが生えておりまして、そのサトウキビを倒してからじゃないと事業に入れないというふうなことなどが主な要因と。それからまた、狩俣小学校は、補正予算を組みまして、工事が増になったために繰り越すということ、主な理由としては大体そういうところだろうというふうに思っております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

補正予算36ページ、人材育成基金繰入金でございます。これ歳出の63ページの社会教育総務費、負担金補助金及び交付金の中で海外ホームステイ補助金が2,000円の減となっております。これ海外ホームステイ補助金に人材育成基金を繰り出していますんで、これの2,000円減をここの補正額でマイナスの2,000円となっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時42分）

再開します。

（再開＝午後１時44分）

◎副市長（長濱政治君）

もし今回の特定財源扱いにした場合、従来一般財源である繰越剰余金から保留地処分金分のみを特定財源にすることになり、これまでの一般会計で処理してきた処理の仕方と整合性がとれなくなるというふうに思っております。ですから、今回は特別会計をつくって、そこに次年度からしっかりと管理するということから、従来歳入の予算も入れていなかった、それから歳出の予算も入れていなかったというふうなところから、今回だけ、この分だけを取り除いて特定財源というのは、従来の処理の仕方からすると整合性がとれないということから、今回の予算編成ということになりました。ご理解いただきたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時45分）

再開します。

（再開＝午後１時53分）

◎國仲昌二君

今の件はですね、私はやはりおかしい予算のつくり方だなというふうに指摘したいと思います。

今度はですね、新年度の平成27年度の予算について質疑していきたいと思います。予算書のですね、一般会計46ページをお願いします。総務費県補助金、約3,000万円の減となっておりますけれども、これ何が主な要因なのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、48ページ、土木費県補助金の中で空港管理事務権限移譲交付金というのがあります。これは、50ページにですね、これまで従来どおり空港の……ごめんなさい。ちょっと前に戻って、48ページですね。権限移譲交付金というのがあるんですけど、これまでは委託金でやっていたかなと思うんですけど、どこがどう変わっていくのかというのを教えていただきたいというふうに思います。

あとですね、72ページの財政管理費、新しくですね、委託料として約1,700万円ほど計上されてきていますけれども、それの中身をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、88ページ、沖縄振興特別推進費という部分で、これは確認ですけれども、ちょっと計算してみたら、補助率は約80％、そして起債、いわゆる地方債の充当率が約90％なんですけれども、考え方はこのとおりでいいのかどうかという確認をちょっとお願いします。

それからですね、179ページの商工費の中の公園管理費、これが廃目となっています。これ、たしか宮古島市熱帯植物園の管理費だったと思うんですけども、これが廃目になったらどうなるのかということですね。

それから、その次のページ、180ページ、土木総務費ですけれども、これまではアドバイザーがいて、報酬があったと思うんですけども、これがなくなっています。その理由をお聞かせください。

それから、201ページの消防施設費ですね、これの工事請負費1,000万円余の計上ですけども、どういった工事なのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、210ページ、学力向上対策費ですけれども、これ施政方針でですね、学力向上に向けてはしっかりやっていくというようなことだったと思うんですけども、逆に予算は100万円の減になっています。これ施政方針との整合性の観点からの説明をお願いしたいと思います。

265ページお願いします。文化ホール運営費ですね、これの工事請負費が6,500万円余り計上されています。これもちょっと内容を教えていただきたいというふうに思います。

それから、最後ですね、276ページ、公債費の中で、元金のところで国県支出金が13万6,000円計上されていますけども、これはどこから来ているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

ちょっと多岐にわたりますけれども、答弁をよろしくお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

平成27年度宮古島市一般会計予算の48ページ、目で土木費県補助金で空港管理事務権限移譲交付金、これ以前は50ページのですね、土木委託費で補助金として組まれていたところをですね、今回制度が変わりまして、交付金というふうになりましたので、土木費の交付金に計上してございます。

◎観光商工局長（下地信男君）

平成27年度宮古島市一般会計予算の179ページです。商工費の公園管理費が廃目になっておりますけども、平成26年度から宮古島市熱帯植物園の管理は農林水産部のみどり推進課で行うことになっておりますので、この商工費を廃目して、６款農林水産費の２項林業費、２目の林業振興費へ予算措置されております。６款の農林水産費のですね、２目林業振興費、165ページです。

◎消防長（来間　克君）

平成27年度宮古島市一般会計予算、201ページ、消防施設、３目の工事請負費ですけども、これ金額は１億415万4,000円です。これは、消防格納庫を整備するということでございまして、今いろんな資機材等を車庫で収納しているんですけども、ちょっと手狭になりまして、潜水機材、水難工作車、ボンベ、それと空気充填機ですね、もろもろの資機材を収納して、迅速に対応するという格納庫整備であります。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

平成27年度宮古島市一般会計予算の265ページ、工事請負費、文化ホール事務費の中の工事請負費であります。この6,566万円は、文化ホールのロビーの空調設備と音響設備の改修工事費でございます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

平成27年度宮古島市一般会計予算46ページの総務費県補助金が約2,900万円減になっている件については、これは磁気探査の面積が平成26年度より減額になったということです。

◎副市長（長濱政治君）

平成27年度宮古島市一般会計予算180ページ、土木総務費のアドバイザーがなくなったということでございますけれども、167ページの報酬、一番上のほうですね、水産観光アドバイザーという形で設けております。今度水産のアドバイザーを設けましたのは、海業センターの機能を強化して、種苗生産技術の向上と安定供給を図ること、それから漁民の養殖技術の向上のための研修支援や職場体験学習、後継者育成の場として研修支援施設の建設を目指すということがございまして、これは一括交付金でこれをずっとやっていく予定でございまして、平成27年度が3,950万円ほど、それから平成28年度で約３億2,200万円、平成29年度で8,540万円というふうな形の大きな工事を今考えております。そういうことから、建築課に置いておく

アドバイザーとしてよりは、水産のほうに置いたほうがよろしいというふうなことから、水産のアドバイザーということで、建築のアドバイザーは廃止しております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

一括交付金についてお答えしたいと思います。

次年度事業は、約20億円を予定しておりまして、そのうちの80％、約16億円が国の支出金となりまして、残り２割、それを地方債と一応一般財源で２割のほうは予算を執行するということになっております。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時08分）

再開します。

（再開＝午後２時10分）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

平成27年度宮古島市一般会計予算276ページですね。これは、市町村道未買収用地取得事業補助金として13万6,000円、県補助金として入っております。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時10分）

再開します。

（再開＝午後２時11分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

平成26年度から平成28年度にかけまして、公共施設総合管理計画を策定いたします。その分の費用として計上がなされております。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時12分）

再開します。

（再開＝午後２時13分）

◎教育長（宮國　博君）

学力向上は、これ我々教育委員会が第１等に掲げて、課題として持っているものなんですね。したがって、この作業は、作業といいますか、この取り組みはしっかりと次年度もやっていかなきゃならないと思っております。少しばかりの予算減額ございますけれども、これはですね、我々のほうで一生懸命工夫をしましてね、できるだけ効率的に予算を使っていくというような対処の仕方があると思っております。

それから、もう一つは、ぜひお願いしたいんですが、私どもの取り組みがもし予算が不足というような形が生まれてくる場合には、財政のほうには補正を含めたですね、いろんな形での支援をお願いしたいと思っております。したがって、ご指摘のあったですね、市長の方針の中での取り組みについては遺漏なく教育委員会としては進めていきたいと、このように思っているところであります。

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲間賴信君

平成27年度宮古島市一般会計予算の48ページ、林業費の補助金で特定森林造成事業補助金ですね、これと、それから緑化育苗センター管理費の賃金が、165ページね、林業費、これ歳出のほうですね、今回、479万5,000円、賃金がふえているんですね。それから、平成26年度は委託費で緑化育苗センター管理費は443万円だったのが一気に１億円余っているから、これの説明をお願いしたいと思います。何でこれだけ一気にふえたのかな。委託料でですね。よろしくお願いします。400万円余りから１億700万円余りにふえているから、この説明をお願いしたいと思います。委託料のほうですね。165ページ、歳出の林業費の中で。一番下の小さく、何か隠れそうになっている、165ページの委託料。前年度は400万円余りから一気に１億761万6,000円にふえたのか。平成25年度も439万4,000円しかないんです。平成26年度は443万円、これが一気に１億円余ってふえているから、どうしたのかなと思って。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時19分）

再開します。

（再開＝午後２時19分）

◎農林水産部長（村吉順栄君）

まず、特定森林造成事業は、県補助金です。これは、森林の生産力を向上、回復するという事業で、国が30分の２、県が30分の１、市が30分の９の補助事業でございます。

165ページの委託費ですが、前年度とそう変わりないと思っておりますが。例えば森林環境保全直接支援事業、これのほうも前年度が8,536万円余、本年度が9,000万円ということで、森林環境保全支援事業はそう変わっておりません。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時21分）

再開します。

（再開＝午後２時23分）

◎農林水産部長（村吉順栄君）

まず、平成27年度一般会計当初予算の165ページで13節の委託費の緑化育苗センター管理費は、その次のページの166ページ、これのトータルです。逆に、緑化……

（「これ委託料だけどね」の声あり）

◎農林水産部長（村吉順栄君）

ですから、下の36万円から次の580万2,000円、1,051万4,000円、9,043万7,000円、82万7,000円のトータルが165ページの委託費１億761万6,000円になります。おっしゃっている緑化育苗センターは、逆に去年よ

りは下がっております。というのは、去年は育苗施設のですね、基本計画を策定しましたので、その分が下がっております。

◎仲間賴信君

森林環境保全直接支援事業のものと思ってしまったな。これ去年もですね、去年もこれは委員会でも指摘されたと思っているんですけど、毎年これを続けていくのかなと。去年8,500万円余り、この森林環境保全直接支援事業をやっているんですね。森林組合に委託するというふうな話でしたよね。ことしもまたそんな事業、そういった感じでされるんですか。毎年9,000万円余りの金を使ってですね、去年は8,000万円余りか。そういうふうなのを私は伊良部島の白鳥でも、去年は伊良部島の白鳥をやるということだったんですけど、事業をやっているところを行って見たところ、それなりの塩害にも耐えて頑張っているそういった樹木などを重機で踏み倒しているのかどうかあれだけど、あの辺にはイラブナスビというものなどもあったと思うんですよ。あんなところをそういった倒して、毎年そんな事業が必要なのかなと思って、この前も、前年度でもこういったのを委員会でも、そういった事業を毎年やって、予算をそういう使い方でいいんじゃないですかという、だめじゃないですかというふうな意見があったと思うんだけど、皆さんは農林水産部内でもこの事業を何らかの方法で改善やっていくというふうな話もあるよとおっしゃったと思っているんですけど、そういうふうにまた続けていかれるんですか。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

今ご指摘の特定森林育成事業はですね、指摘されていることはわからないではないです。ただ、本来のですね、森林の機能維持、回復するため、これは農林水産部のみでやっているわけじゃなくて、県とも調整しながらですね、どうしてもこの地域にはこの整備が必要だという協議のもとで事業は進めております。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時27分）

再開します。

（再開＝午後２時28分）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里　聰君

平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）で、先ほどのもちょっと関連をして。答弁にちょっと整合性がないかなと思って、お聞きしたいと思いますが、いわゆる雑入で受けたものは、会計システム上、一般財源で受けるという財政課長の説明だったと思うんですけども、このプレミアムですか、３億6,000万円については特定財源で受けられていると。ということは、あの説明、あの答弁でよろしいのかどうかということをもう一度確認したい。

それと、もう一つね、これ説明も何回も聞いているけど、私の聞き取りがちょっと。26ページの総務費国庫補助金の地域住民生活等緊急支援のための交付金１億9,400万円余り、これ歳出ではどこでこの金額されているのかというものをもう一度詳しく説明をしていただきたいなと思います。

この２点お願いします。

◎副市長（長濱政治君）

保留地処分金の扱いについて、雑入で受けて、それから一般財源に入れてきたということを話したというふうに思っております。ただ、雑入で受けたから、全て一般財源というふうなことではないということでご理解お願いしたいと思います。特に保留地処分金についてはですね、従来から雑入で受けて、一般会計で持って、それで繰越剰余金の中で管理してきたという流れがありますので、今回もそのような形で取り組みたいということでございます。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

補正予算書26ページの地域住民生活緊急支援のための交付金、歳出のほうはどこにあるのかというご質疑でした。42ページと43ページのほうにプレミアム商品券事業と、それから人口ビジョン・総合戦略策定事業の歳出がのってございます。それから、あと１つ、54ページ、観光費のほうに観光プロモーション事業のほうをのせてございます。

◎新里　聰君

だから、今副市長が答弁される、それを理解したいと思うためには、財政課長、先ほどの説明、答弁間違っていましたと言わないことには、これ当たらないんじゃないかなと思うんですけど、どうぞ。

◎財政課長（仲宗根　均君）

ご指摘の件でございますが、確かにちょっと粗っぽい言い方をしてしまったなとちょっと後悔をしているところがございます。今回の場合ですね、処分地が間違いなく使途として明確な竹原地区に使われるべきだということは明確ですので、ところがこれまでのいきさつからして、雑入で受けて、そのまま繰り越しというか、剰余金にしていたと、一般財源にしていたという経緯がございまして、そのようにご理解を願いたいと思います。よろしくお願いします。

◎新里　聰君

違うのよ。はっきりと言ってほしいというわけ。雑入で受けているものは全て一般財源として取り扱っているという答弁があったから、そうではないと。事これに関してだけじゃないですよ。もしそうだとすると、３億6,000万円は特定財源に入っているでしょう。だから、必ずしも全てが一般財源、雑入が一般財源じゃないよということを改めて、先ほどの答弁間違っているという形でもって説明しないと、説明が粗かったじゃなくて、中身について、実際にはそういうことだよということをお答えいただきたいと。もう３回目だから、これ以上はないから、ちゃんとやってちょうだい。

◎財政課長（仲宗根　均君）

どうも失礼いたしました。たびたびなんですが、午前中にですね、全ての雑入が一般財源になっているというふうな言い方をしましたけれども、間違っておりました。どうも申しわけございませんでした。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

１点だけお願いをいたします。農林水産部長にお願いしたいんですが、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）、51ページの畜産業費の中のですね、系統造成豚に係る事業が全て補正減になっておりますけれども、これ平成27年度の当初予算でそっくりそのまま当初予算に計上されておりますが、平成26年

度で事業できなかった理由はどういったものがあるのか、説明をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

系統造成豚等利用推進事業ということで、これは養豚農家のですね、経営安定に資するという目的で、種豚、雄、雌ですが、これを導入して、５年間の貸し付けで、それ以降は払い下げということの事業でございますが、平成26年度予定していた養豚農家のほうが都合によってできなかったということで、平成27年度に導入したいという意向がございますので、平成26年度は補正減をしまして、平成27年度の導入を予定しているということで、平成27年度予算でお願いしているところでございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

１点だけお願いします。午前中ですね、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）の中で、前里光惠議員、道路維持費の中でですね、55ページですね、道路ストック総点検事業というのが、委託料の話をされておりました。この事業はですね、2012年、山梨県内で起きた中央自動車道のトンネルの天井板の落下事故による国土交通省の安全対策整備事業だと思うんですよ。その中でですね、一般会計補正予算の中には括弧書きで社会資本整備総合交付金とあります。これがですね、新年度予算の中で、182ページお願いします。同じく土木費、道路維持費の中でですね、委託料、道路ストック総点検事業（防災・安全社会資本整備交付金）2,200万1,000円、委託料としてあるんですが、これは、この違いですね、ちょっと事業内容を説明していただきたいと思うんですが、この１点だけ、よろしくお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時40分）

再開します。

（再開＝午後２時42分）

◎建設部長（下地康教君）

当初ですね、道路ストック総点検事業を社会資本整備総合交付金ということで、平成26年度はそういう取り扱いをしておりました。しかしながら、新年度におきましてですね、予算の名称が変わっておりまして、国のほうでですね、予算の項目として、予算の項としまして、社会資本総合整備事業費の次の目にですね、防災・安全社会資本整備交付金という呼び名に変わってございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時43分）

再開します。

（再開＝午後２時43分）

◎建設部長（下地康教君）

事業の内容はですね、道路と橋の維持管理の点検業務ということでございます。

◎山里雅彦君

道路と橋だけでいいですか。そういう意味ではですね、早期にインフラ施設の道路と橋等の各施設の現状を把握することがこれからの整備もしくは安全対策についても効果をあらわすと思いますので、この事業をしっかりとやっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております19件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託いたします。

なお、議案第９号及び議案第17号の歳出については、款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いいたします。

◎新里　聰君

この各委員会へ付託する点について、議長に再考をお願いしたいと思います。今私経済工務委員の一人ですけども、今経済工務委員会では委員長が議員の資格の審査をされている途中にございます。そういう中で委員会に付託されて、この経済工務委員会で議論が、まともな議論ができるという状況にはないというふうに私は考えます。ですから、この問題から早目に解決をして、経済工務委員会には付託すると、その間の措置については議長においてよきに計らっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

新里聰議員にお答えいたしますけども、会議規則第37条の規定により、会議に付する事件は提出者の説明を聞き、議員の質疑の後、議長が所管の常任委員会へ付託することになっております。それによって、この時点で異議等は認められませんので、ご理解をお願いします。

これで本日の日程は終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後２時46分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月４日（水）　　３日目

（議案（条例等）に対する質疑（付託））

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第３号

平成２７年３月４日（水）午前１０時開議

日程第 １	議案第２８号	宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例	（市長提出）
〃 第 ２	〃 第２９号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第３０号	宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第３１号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第３２号	宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第３３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第３４号	宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第３５号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第３６号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第３７号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第３８号	宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第３９号	宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第４０号	宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第４１号	宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第４２号	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第４３号	宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第４４号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第４５号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第４６号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第４７号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第４８号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第４９号	新市建設計画の変更について	（ 〃 ）

日程第２３	議案第５０号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	(市長提出)
〃 第２４	〃 第５１号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	(〃)
〃 第２５	〃 第５２号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	(〃)
〃 第２６	〃 第５３号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(〃)
〃 第２７	〃 第５４号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	(〃)
〃 第２８	〃 第５５号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	(〃)
〃 第２９	〃 第５６号	宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３０	〃 第５７号	宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３１	同意案第 １ 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第３２	〃 第 ２ 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)
〃 第３３	〃 第 ３ 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

平成２７年３月４日（水）第２回定例会

委員会名	議案番号	件　名
総務財政委員会	議案第２８号	宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例
	議案第２９号	宮古島市税条例の一部を改正する条例
	議案第３６号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第３７号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第３８号	宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について
	議案第４０号	宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について
	議案第４９号	新市建設計画の変更について
	議案第５０号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について
	議案第５１号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について
	議案第５２号	宮古島海宝館指定管理者の指定について
文教社会委員会	議案第３０号	宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
	議案第３１号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第３２号	宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
	議案第３３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
	議案第３４号	宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
	議案第３５号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
	議案第４２号	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
	議案第４３号	宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例
	議案第４７号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例
	議案第４８号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例
	議案第５３号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第５４号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
経済工務委員会	議案第３９号	宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について
	議案第４１号	宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について
	議案第４４号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第４５号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
	議案第４６号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

委 員 会 名	議案番号	件　　名
	議案第５５号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について
	議案第５６号	宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について
	議案第５７号	宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月４日

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後零時06分）

◎出席議員（２５名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇徳	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃				
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（１名）

議員（２５番）　下地 智 君

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	会計管理者	宮国 高宣	君
副市長	長濱 政治	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	消防長	来間 克	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	教育長	宮國 博	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	企画政策部次長 兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
振興開発 プロジェクト局長	友利 克	〃	総務部次長 兼総務課長	砂川 一弘	〃
建設部長	下地 康教	〃	財政課長	仲宗根 均	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	総務部参事	砂川 享一	〃
上下水道部長	砂川 嚴	〃			

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第３号のとおりであります。

この際、日程第１、議案第28号から日程第33、同意案第３号までの計33件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

質疑をしたいと思います。提出議案、議案の資料ですね、に沿って質疑していきたいと思います。

まず、ページ数でいいますと７ページになりますけれども、議案第30号から19ページの議案第35号までですけども、提案理由が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが施行することに伴い条例制定するということなんですけれども、この法律の改正についてはですね、施政方針のほうで、これ12ページになるんですけれども、現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置ということが書かれております。宮古島市としても４月１日から一本化した新教育長の設置となるのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。これが１点目ですね。

それから、２点目は36ページから39ページまでですね、議案第38号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定及び議案第39号、宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定についてですけども、これきのうも予算の質疑で取り上げたんですけども、保留地処分金についての運用ということですけれども、これもう少しですね、市民にわかりやすく、特別会計をつくってどういう会計処理をするのかというのを説明していただけたらと思います。

同じく40ページから43ページですね、議案第40号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計及び議案第41号、宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について、これも特別会計条例の制定、それから基金条例の制定となっております。これはまた農産物売払収入等についての運用についての説明があります。これについても同じくですね､市民にわかりやすいような説明をしていただけたらというふうに思います。

それから、48ページですね、議案第43号、介護保険条例の一部を改正する条例、これの提案理由で「第６期介護保険事業計画で介護保険料が変更決定され」ということで条例を改正するという理由がありますけれども、実は介護保険特別会計補正予算ですね、今回出されている補正予算でですね、繰越明許費の中に宮古島市高齢者福祉計画並びに第６期介護保険事業計画書策定事業というのがあるんですね。この条例の改正がこの事業計画で介護保険料が変更決定されという提案理由がありながら、繰り越しでその事業計画の策定事業が繰り越しになっているんですけども、この辺の関連はどういうふうになっているかというのも教えていただきたいというふうに思います。

それから、69ページですけれども、69ページ、議案第49号、新市建設計画の変更についてというのが出ております。この新市建設計画の変更についてはどこで審議されたか、どれくらいの時間をかけて審議したのかということについての説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、次はですね、議案第37号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、

インデックスのほうに資料１の新旧対照表というのがあるんですけども、これの横向きで27ページ、今度暴風雨時勤務手当というのの条例の改正ありますけれども、これの旧のほうは暴風警報発令時で通常業務が停止している間、勤務することを命ぜられた職員、新しい改正案では暴風警報発令時から解除されるまでの間に、特に勤務を命ぜられた職員というふうに変わるという新旧対照表ですけども、これ具体的にどのように変わるのかということをわかりやすく説明していただけたらと思います。

以上、また答弁をお願いします。

◎教育長（宮國　博君）

地方教育行政法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が４月１日から新しくなります。この新しくなる法律に従って教育長職と、それから委員長職を一本化し、行政を進めるということになっておりますが、経過措置がございましてですね、教育長職が残っている間は経過措置として進めてよいという形になっております。したがいまして、４月１日からの施行というふうなことにはなりますが、この経過措置にのっとって４月１日からいつどういう形でこの新教育長制度に移行してもいいように新しい条例を定めておくと、こういう提案でございます。よろしくお願いします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

暴風警報発令時の特殊勤務についてお答えしたいと思います。

現状の特殊勤務については、勤務中に暴風警報が発令されたときには、これはいわば８時半から５時15分までですね、全職員ね、管理職を含めて１時間1,000円ということになっております。これを現状のままであると、例えば５時15分以降、時間外の場合は、職員については超勤手当ということで給与表に応じた超勤手当を支給しており、管理職についてはなしということになっておりましたが、改正をする内容としましては、いわば５時半、５時15分以降、時間外勤務の暴風時に関しては全職員１時間1,000円という条例改正になります。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

宮古島市新市建設計画の変更について、どのような流れで審議をしたのかというご質疑でありました。まず、庁内各部に照会をしまして、その後意見交換を経まして、その後に新市建設計画策定委員会におきまして素案を作成いたしました。その後、各地域審議会に諮問をしまして、そこで審議をしていただき、各審議会から答申をいただきました。市長のほうにですね。その後、沖縄県知事と同時に協議をしております。沖縄県知事より回答をいただきまして、今回３月定例会への提案となってございます。議会の議決をいただいた後に変更計画の承認ということで県と総務省に報告をする流れとなってございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

宮古島市高齢者福祉計画並びに第６期の保険料の事業計画の策定については、策定委員会の中で審議を重ねましてこれまで来ており今回の条例の上程になりました。提案理由の中で文言の整合性、あくまでも議会の議決を得てその保険料あるいは計画は決定されますけども、ここで言っている保険料の変更決定されるということは、あくまでも策定委員会の中での話であります。それと繰越明許費の整合性はどうなっているかというご質疑であります。実はこれは冊子の印刷料になります。国の審議している、委員会の中で審議している中で、予定していました消費税の部分が持ち越しになりまして、そこら辺が少し委員会審議の中でも議論されました経緯がありまして、そこで国の方針が示されるものが12月の末が結局は２月の

上旬、中旬あたりかな、で決定されましたんで、しないということをしましたので、その中で保険料の額を必要経費を計算したということになりまして、そこで計画とその印刷料が繰り越しになったということになります。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

議案第40号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例についてご説明いたします。

この特別会計は、今年度施設の整備を行いまして、平成27年度から稼働します。この事業の収支を明確にするために特別会計を設けて、その事業の収支を明確化するということが目的でございます。それに伴って、次の42ページの基金条例、これも剰余金などが出た場合ですね、次のこの施設栽培の財源に充てるということを目的に基金に積み立てるということで次年度、次年度といいますか、後年度の財源、施設の維持管理等の財源に充てるという目的で基金条例をお願いしているところでございます。

◎建設部長（下地康教君）

議案第38号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定と議案第39号、宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定についてのご質疑がありましたので、ご説明を申し上げます。

市が事業主体の土地区画整理事業は、昭和54年ごろの大原地区と平成17年度からスタートしました竹原地区の２カ所でございます。これまで両地区におきましては、保留地処分に関する経費につきましては特別会計を設置して会計処理をしておりませんでした。しかしながら、竹原地区の保留地処分が進展する中において、当事業の収支をわかりやすいものとすることと、それと３年の清算期間を含めた事業完了予定年度が平成34年度であることから、今回特別会計及び基金の設置を提案した次第でございます。

◎國仲昌二君

どうもありがとうございました。ちょっと確認の質疑をしたいと思います。

まず、今の保留地処分金の件ですけども、これ平成34年度ですか、平成34年度まで続くということは、この特別会計は、いわゆる保留地処分金が入ったらこれを基金に積んで、そしてそこから歳出で出していくという流れになるのかというのを確認ですね、お願いします。

それから、40ページですね、議案第40号、農産物売払収入の適正な運用ということなんですけども、例えばこれ新年度では大体630万円ぐらいの歳入を見込んでいるということですけど、苗木売払収入なんかは1,500万円ぐらいありますよね。あれも売払収入があるんですけれども、あの収入と、それからこの収入はどういうふうな性格が違うから特別会計をつくるのかという部分もちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

それからですね、新市建設計画の変更についてですけども、確認したいのは、まず庁内各部で意見交換をして、その後新市建設計画策定委員会という話が出ましたけれども、この策定委員会というのは内部の組織なのか、それとも市の職員以外の方も参加する委員会なのかどうかというのをちょっと再度確認したいというふうに思います。

新市建設計画の資料２というインデックスがついている部分でちょっと確認したいのがありますので。これ新旧対照表となっております。左側が旧ですね。右側が新。その中でですね、11ページ、右側に「コンベンション機能を備えた全天候型の施設を整備することにより」という、これ今よく言われるドーム型のことだと思うんですけれども、これが11ページに出てきます。そしてまた、23ページのスポーツアイラ

ンド環境整備事業という部分の中に各種イベント、地域の伝統文化等が天候に関係なく開催できるスポーツ施設と観光施設の両機能を備えた交流拠点施設、いわゆるドーム型を想定したものですね、それからその前のページ、済みません、前のページにもあります。「近年、観光客のニーズが多様化していることから、観光地としての質の向上はもちろん、新たな観光資源の創出に向けて夜間や雨天時、季節を問わず楽しめる芸能や音楽、劇、ライブ等の誘客イベントが実施できる施設整備を促進します」、これもそのドーム型を多分想定しているというふうに思われます。ということは、これまでにというかな、合併時に策定した新市建設計画にはこのいわゆる観光交流拠点施設ですか、ドーム型の施設という部分についてはなかったので、新たに追加したというふうに考えていいのかどうか、この点について答弁お願いします。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

新市建設計画委員会のメンバーでございます。どういったメンバーかということでございますが、庁内の市長、副市長、教育長、それから各部長を網羅したメンバーになってございます。

それから、あと１点、スポーツアイランド関係のものでドーム型のものを新たに追加したのかということご質疑でありましたが､議員ご指摘のとおり23ページの新旧対照表で見ていただくとおわかりのように、左側のこれまでのものに、スポーツアイランド環境整備事業の中に「スポーツアイランドにふさわしい施設の整備を図ります」と書いてございます。それをさらに具体化した形で今回スポーツアイランド環境整備事業としてですね、具体的に書いたということでございます。ですから、新たな施設整備ということではなくて、さらに詳しく書いたというふうなことでございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

議案第40号の特別会計の農産物売り払いと苗木の売り払いがどう違うかというご質疑ですが、議案第40号に掲げてありますのは、今後の農業の新たな展開を図るということで、一つの事業として取り組んでまいります。そのためにはどうしても一般会計で組み入れてするよりは特別会計でしたほうが、先ほど答弁したように収支がはっきりするということで、特別会計で会計処理しまして収支を明確にするということであります。苗木の売り払いについては、みどり推進課のほうで防風林とか市民のほうが必要とする苗木等を提供するということで、一つの事業ということではありませんので、この場合は今後新たな農業展開ということでの一つの事業として捉えていただきたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

竹原地区土地区画整理事業の特別会計及び基金条例に関するご質疑にお答えいたします。

今後竹原地区土地区画整備事業を進める中で、事業が完了するまで保留地処分金は基金に積み上げ、竹原地区の事業についてのみ基金から特別会計へ支出して事業を推進していくという形になります。

◎國仲昌二君

最後に１点だけちょっと確認お願いします。

116ページ、新市建設計画の最後のページですね、財政計画が出ております。財政計画については、その前のページでですね、説明が、考え方がいろいろあるんですけれども、この中で地方交付税は平成28年度から始まる合併算定がえの段階的な削減を見込んで推計しているという説明があります。116ページですね。横向きですね、計画が平成18年度から平成32年度まであります。上のほうが歳入になっていまして、上から２番目、地方交付税というのがあります。これが平成27年度までが今の特例措置で、平成28年度か

ら削減されていくはずなんですけれども、この計画では平成27年度から平成28年度は0.1％しか落ちていません。そして、平成29年度から５％ずつ落ちていく計画、いわゆる見込みとなっております。この前のページ、114ページの説明とちょっと違う計画になっていると思うんですけれども、これはどういうことなのかちょっと説明お願いします。この１点だけです。お願いします。

◎財政課長（仲宗根　均君）

議案書の14ページに地方交付税は平成28年度から減額されるということを想定した文言になっておりますが、116ページですね、に１％しか減額されていないという、平成27年度ですね、になっているということなんですが、地方交付税は年々減額されるという、実は地方財政計画に示されて毎年予算編成されているわけなんですけれども、平成27年度、これ策定している当初ですね、まだそういう計画が示されていないという中で、ただ減額されていくのは間違いないねということがありましたので、この計画を策定している段階では減額は１％ぐらいだろうという見込みでつくったということです。ただ、その後ですね、段階的にパーセントで減額がなされていくということが確実な状況なので、このように計画として盛り込んでいるところでございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時33分）

再開します。

（再開＝午前10時38分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

今回の新市建設計画の中の財政計画の件につきましてですね、実はこの計画の中では平成26年度、そして平成27年度ということでこれ地方交付税は減額の見込みでなされております。その中で平成28年度の試算を行うに当たって、既に平成25年度、平成26年度で減額されている率、つまりいきなり平成27年度を中心に平成28年度ということができない状況ですので、その差額分を平成28年度では計上しているというところであります。もう既に平成26年度、平成27年度でも減額が続いてきているというふうなシミュレーションになっているということです。大丈夫ですか。よろしいですか。

（「いや、休憩いいですか」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時39分）

再開します。

（再開＝午前10時44分）

◎財政課長（仲宗根　均君）

普通交付税の算定の仕方なんですが、実は現在ですね、合併算定がえというのがありまして、それからじゃ将来その状態で平成28年度迎えた場合は幾らになるのかという一本算定がえの２本立てで今地方交付税の算定というか、我々の中では認識されています。その差額が実際ございまして、平成25年度の段階で

は31億円という差額がございます。これが例えば平成26年度、平成27年度、平成28年度にいきまして、平成28年度になるとその差額分は、じゃ幾らだろうかということでシミュレーションがなされていますが、その差額分というのは実は平成28年度では約27億9,000万円、28億円近い数字になるんだろうなということが今シミュレーションとして出ています。つまり今31億円と言っているんですが、平成28年度にいきますと大体27億円の差額になるねということで今計算がなされているということです。そうしますと、平成28年度にいきますと、その今我々が言っているパーセントの中での数字と平成27年度ですね、の数字を比較した場合には、今示されている数字の減額になりますよということがこのシミュレーションであらわされているというふうにご理解を願いたいと思います。要するに今実は交付税の算定は２本立てですね、合併算定がえという考え方と、じゃこれが一本化されたときのものは幾らかということがね、シミュレーションの中、それで試算されているわけですから、その差額分で今そうなっているというふうにご理解を願いたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時47分）

再開します。

（再開＝午前11時02分）

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑をさせていただきます。

議案第49号の新市建設計画の変更について質疑をいたします。議案書99ページを見ていただきたいんですが、ここに市民総合保健福祉センターの整備事業というのがあります。これを新旧対照表で見るとですね、これは合併時には総合福祉保健支援センターというふうにしてうたわれた事業なんですね。それで、私はこの間、総合福祉センターと市長が去年でしたかね、お話を新聞で掲載されたことがあって、これは総合福祉センターですよねということを確認をしてきたら、この間、いやいや、保健センターの建てかえですよというふうに、二転三転した結果、そういうふうに答弁をされた経緯があります。ここに来てこれを見ると、新しいのは市総合保健福祉センターというふうに書かれていて、仮称というふうに書かれていますかね、なのでここに来てまだ仮称となっていますけど、市の考え方としては保健と福祉を兼ね備えた施設であるというふうに、保健センターの建てかえだけですよと言ってきたことを、ここに来て軌道修正をして、福祉も入る計画に変えましたというふうに捉えていいですかということを１点答えていただきたいと思います。

それと、議案書101ページです。ここに緑のダムグリーンベルト構想の推進というのがあります。これは、合併当時にもうたわれた同じ内容がさらに新しい計画でもおかれていますので、これをどういうイメージをされてグリーンベルト構想というふうに位置づけているかということについて、同じように変えないでいっているので、教えていただきたいと思います。

３点目です。新旧対照表見るのが早いので、やりますけれども、新旧対照表の資料の23ページ、定住促進事業、これについては、この間当局の取り組みがやっぱり弱い部分だというふうに私は思っていて、この間質疑してきたんですけど、ここにこれまでの主要施策の定住促進事業にもうたわれ、またさらにこれは前期では取り組まれていないんですよね。前期では取り組まれてこなかったけれども、これから後取り組みますよというふうに、もちろん備考欄には予定地は未定ですけれども、取り組みますよとあります。これに若者定住促進団地、ニュータウン等の整備、高齢者移住等のＩターンの受け入れ体制の整備を図りますと書いてあります。これが実は市長の施政方針に反映されていないように、読み取れないんですね、私としては。反映されていないのではないか。なので、新市建設計画を再度これは練り直して、新たにスタートするわけですから、それと市の施政方針は整合性があるべきというふうに思うんですが、さらにこれまでもあり、これからもやっていきますよという定住促進事業のこの３点ですね、これは具体的にどういう政策を考えていらして、ここに再度これをうたうということになっているかということを教えていただきたいと思います。

あと、議案に戻りますけれど、議案第50号ですね、宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定についての提案が提出されておりますけれども、これは現在管理していらっしゃる方が団体として挙がっています。ただ、ただ私はこれを指定するだけではなくて、当局がこの間指定した間、課題を何と捉えているかということをちょっと確認をしたいと思います。なぜなら、出された資料の中でですね、友利集落は年間約80万円の収支で運営されているようなんですけど、その中に納税義務のない旨の申立書というのが入っております。なので、エコハウスがどういうふうに活用されて、それは当局が当初イメージしたどおりの収支あるいは運営になっているか、経営になっているかというところはやっぱりきちっと精査して、新たに事業所の指定管理はしなければいけないというふうに思いますので、これはうちの委員会に付託されるものではないので、ここで質疑をさせていただきたいというふうに思います。

それと、次の指定管理の指定の議案第51号ですね、うえのドイツ文化村指定管理者の指定についてですが、この間の評価とですね、資料はたくさん出ています。評価と、宮古島市がドイツ文化村をどうしたいかというのとの整合性をこれから後もきちっと見きわめながら指定管理しなきゃいけないと思うんですが、これについてはどう評価されているかという点をお聞かせください。

続いて、議案第52号、同じように宮古島海宝館指定管理者の指定についてですけども、これもこれまで管理されている方に同じように指定をするというふうな提案なんですが、ここについても行政、当局としてはどう評価して、課題はどういう課題があるというふうに見ていらっしゃるかという点についてお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

新市建設計画の新旧対照表26ページ、市民総合保健センター、それから福祉センター整備事業、これは複合施設ではないかというご質疑です。確かにちょっとわかりにくいといいますかね、誤解を招くような説明書きにはなっておりますが、これ点書きがありましてですね、市民総合保健、それから福祉センターという一応分けはしてあるわけですね。したがいまして、現在計画をしております保健センターはですね、複合施設ではなくて保健を専門とする施設というふうに捉えております。左のほうの説明が一番わかりやすかったかというふうに思いますけども、ちょっとかぎ括弧で閉じてしまってある手前１つの複合施設と

いうふうに捉えられるところもあるかと思いますが、現在計画をしておりますのはあくまでも保健機能に特化した施設でございます。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

宮古島市郊外型エコハウスの指定管理についてでございます。お手元の資料のですね、資料３の14ページからエコハウスの事業運営計画書が載ってございます。これにどういう形で友利部落としては使いたいと、今後も使っていきたいというふうな計画が載ってございます。これまでの実績からしましても、指定管理当初の平成22年からスタートをしてございますが、平成22年度に宿泊者が45名、見学者が173名、平成23年度、宿泊者266名、それから見学者が226名、平成24年度が406名の宿泊、見学が194名、平成25年度がですね、431名の宿泊、見学者が119名というふうになってございまして、これまで1,148名の宿泊者と712名の見学をやってきたという実績がございます。それと、地元に非常に密着をした施設であると、地元の方々もいろんな行事に使っていただいているというふうなことから、友利部落の方々にお願いを引き続きしたいということで今回提案をさせていただいております。

◎観光商工局長（下地信男君）

指定管理者の選定につきまして、うえのドイツ文化村、それから宮古島海宝館に関するご質疑がございました。

まず、うえのドイツ文化村、３年間ユニマットプレシャスに指定管理をお願いしてきたところですけども、任期満了に伴い、公募方式で募集をしたところですね、ユニマットプレシャス１社のみの応募がありました。３年間の成果といたしまして、やはりドイツ文化村は旧上野村時代に南岸リゾート地域としてユニマットグループとともに開発していこうという計画の中で生まれてきた施設だと認識しています。やはり観光客にとっては同一のエリアということがあると思いますし、やはりお互い連携しながらその地域一帯をどうするかという思いを持ちながらやっていって、観光客にもある一定の満足感が与えられていると思いますので、やはりその一体的な運営、管理という部分からすると、ユニマットプレシャスの３年間は評価できると思っています。課題は、ドイツ文化村の施設が大変老朽化しておりますので、基金を取り崩しながら整備を図っているところですけども、施設全体のグレードをどう図っていくかというのも先方さんからはいろいろ指摘があり、改善をまた求められているところであります。その辺が課題と申し上げるところだと思います。

もう一点は、宮古島海宝館ですけども、この施設は公募によらない選定ということで、現行管理しております有限会社海宝館に引き続き管理運営していただきたいと思います。その理由としまして、貝6,000種類とも言われております。約１万2,000点の資料が展示されておりますけども、これ全て現館長の幸地館長の収集したコレクションでありまして、やはりそういう標本の展示保存、あるいは体験等々も含めて専門性を有するということから公募を行わなかったわけですけれども、ここもですね、いろいろ観光客の体験学習の場、あるいは近くにある保良泉ビーチとの連携でですね、いろいろ体験、滞在型の観光を展開しておりますので、その辺の一体的な観光地としての観光客に対する学習の場、憩いの場として一定の評価ができるのではないかということで、今回指定管理者の提案となっております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

資料２の新市建設計画の中の23ページですね、その中で定住促進事業があります。これ事業内容は変わ

っておりません。この事業は、宮古島市定住促進計画の中で実施しておりまして、この中身の若者定住促進団地、それからニュータウン等の整備、高齢者移住者等などのこの計画はそのまま変更なしで事業を実施したいということであります。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

緑のダムグリーンベルト構想の推進というふうに、これ県の事業でありますが、水源涵養及び赤土防止を目的とした事業だと理解しております。ただ、宮古島市としては圃場整備等を行った場合に防風林帯を設けて、例えば赤土防止とか、水源涵養までいかなくても、あるいは防風林帯等を設置して行っていきたいと思っております。

◎亀濱玲子君

今答えていただいた緑のダムグリーンベルト構想についてお伺いしますけど、具体的には、つまり私が言いたいのは、グリーンベルトというからには島の周囲を、そういうイメージですよ。島の周囲を緑で取り巻こうというようなイメージ、あるいはそれと水源流域をきちっと、ダムはないところだけど、それをダムと見越してこの意識でやっていこうという意味の新市のときにはそれがつくられているというふうに理解をしていますけど、だからどういう事業を指してベルトをつくるというふうに、やっぱりそこは大事なんだと思うんですよ。そういう意識で事業をおいていかないと、このうたっていることにはつながっていかないから、言うわけです。どの事業を指して、これから後ですね、どういう事業をおいてこのグリーンベルトを形づけていこうとしているんですかということを私は聞いているので、当然今うちの宮古島市が水源涵養等々に係る造林事業しているのは知っていますよ。ですけど、その皆さんの構想がそれにつながっていかないといけないと思うわけです、私はね。だから、それを具体的にどういう事業を指してグリーンベルトにしていこうというふうに考えているかということが本当はうたわれていかないと、市長の施策に中においていかれないと、これは形になっていかないわけじゃないですか。だから、今ある事業の説明を求めたのではなくて、これから後どういう事業をこれにおいていって形づくっていこうとしているかということを聞いたわけなんです。なので、これで県の事業なのでとだけ答えられたら違うんじゃないかなと、宮古島市がつくる新市建設計画なのですから、これについては市が主体性を持って、イメージをちゃんと持って、目標持って進まなきゃいけないと思うので、これについてのお答えが本当はいただきたいんです。なので、答えていただけるんでしたらお願いをいたします。これは皆さんで協議したというからですよ。市長も含め、あるいは部長も含め委員会でつくったというふうにさっきの答弁でおっしゃっているから、聞きますけれども、そういうことを一つ一つ精査していかなかったら、せっかくつくりかえるわけですから、よろしくお願いいたします。

次に、ここは資料の何ページですかね、さっきのちょっとページ数が……資料の26ページですかね、新市建設計画の、ここに書かれているのは、振興開発プロジェクト局長、宮古島市民総合保健福祉センターの整備事業と書かれておりますけど、説明のところに具体的に福祉と先に書かれているんですよ。「福祉・保健の拠点施設として」といったら、当然そういうふうに読み解くわけですよ。拠点としてですから。福祉の拠点、保健の拠点、当然例えば保健センターの建てかえに伴うですから、それがメーンになっても構わないですけれど、内容的にはその福祉の拠点と足るような内容になるというふうにこれは説明を見る人は読むんじゃないですか。そんなふうに、いやいや、誤解を受けるかもしれませんがという、市長、お

かしいですよ。そういうふうに新市建設計画の中でうたっていることが誰かの注釈をつけてじゃないと説明がつかないようなことでは困ります。はっきりとうたった、ここにうたっている内容、説明書きがそうなんですよ。先に福祉が来ているんですよ。「福祉・保健の拠点施設として」ですよ。これは当然私は市長のイメージであったはずだというふうに思うから、確認をするわけですけど、何であえてここに来て保健と、いやいや、保健センターの建てかえですよと言って、あえてまたこうやっておくわけですから、それについてはそうであるというふうに考えるわけですよね、当然。こんな書き方をして、いや、誤解しないでくださいよはないですよ。これについては、説明もう一度求めます。私は、これこそが市長がお話しされていた内容だと思って、ああ、やっぱり精査して考え方をまとめたのかというふうに思ったので、喜んで質疑したわけですけれど。

それと、議案第51号のうえのドイツ文化村指定管理者の指定についてです。課題は、これまでも上げられていますあそこの施設が老朽化したときに宮古島市は大きな負担になっていくであろうということがずっと課題になっていました。具体的にユニマットはいろんな要求をされています。この間でも提案されていますし、要求されています。これについて市が応えていくということになったら大きな問題が、問題じゃないですね、課題が出てくるわけですけれど、これについて具体的に今度また継続して契約するであろうユニマットからは何をどうしてほしいというふうなのが出ているか、要望が出ているかを確認をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案第50号の宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定ですけれど、このエコハウスは、私は最初ね、利用者が少ないとね、とても心配していたわけです。でも、やっぱり地域の自治会が運営をして地域の拠点としていくことは望ましいスタイルだと思いますので、高校生とかの体験滞在型に十分活用していったらここは経営が成り立っていく。ただし、今これ見ると厳しい収入になっているように思うので、これをしっかりと定着していくようにですね、自立していけるように、収入して集落の収益に、農家のかかわる人々の収益にもつながるような拠点にしていただきたいので、これから後市として地域の活性化にこのエコハウスがつながるためにはどういうことを考えていらっしゃるかということをお聞かせ願いたいと思います。

先に、ごめんなさい、新市建設計画の中で生活環境部長がお答えになった定住促進事業のね、予定どおり進めていきますよと言った定住促進事業ね、具体的には何を指してニュータウン整備事業というんですか。具体的に何を指して若者定住促進団地というんですか。具体的には何の事業を指していますか。これから続けてやるとしたら、このニュータウンあるいは団地、これはこれから後どういう事業を指してそう呼んでいらっしゃるかを教えてください。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

エコハウスについてのご質疑にお答えいたします。

エコハウス、環境共生型住宅といいますが、それの郊外型として今回友利部落につくってございます。私どもとしましても、環境共生型住宅としてその目的をですね、周知を図るために、広報活動の一環として部落の方々に広く啓蒙活動をお願いをしたいと思っております。また、部落のためになるようにですね、部落の中心的な施設として使っていただけるように今後もお願いをしていきたいと思っております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

再度、あくまでも福祉センター、それから保健センター、個別のものという認識でございます。現在計画しているのは保健機能に特化した施設であるということを再度申し上げたいと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

グリーンベルト構想については市も積極的に推進するべきじゃないかというご質疑だと思っておりますが、先ほど申し上げたようにですね、圃場整備した後には防風林帯あるいは土砂の流出を防止するためのリュウノヒゲの植栽とか、そういうことをやっております。水源涵養林については、森林環境保存直接支払い事業ということで毎年、年次的に計画して水源保全には努めてまいっております。今後とも推進していきたいと思っております。

◎観光商工局長（下地信男君）

うえのドイツ文化村に対する指定管理者からの要求、要望等について、どういったのがあるかというご質疑ですけれども、やっぱり全体的に施設の老朽化が進んでおりまして、それぞれの施設の改修、修繕等について年次的に取り組んでいただきたいということがまずあります。これは、平成26年度から基金も取り崩しながらですね、早急に整備する必要のある施設については対処しているところです。それから、パレス館がやはりドイツ文化村の全体的なメーンになる施設だと思いますけども、ちょっと台風等によって損傷が激しくて、今使用していません。修繕費の試算をしたところ、２億円から約３億円近くかかるということがありまして、これどういうふうにしていくかという、これ協定書の中にも今後指定管理者と協議をしていくということで、今一定のいわゆる情報交換しながらやっているところですけども、やっぱりこれも何とかうまいぐあいに使えるような方法を生み出していく必要があるのかなと思っていますし、定期的な話し合いの中でも何とかならんかという話は先方からあると。話はあります。それから、施設全体の花、花木の植栽についてもですね、特にメーンエントランスの部分、やっぱり花いっぱいで観光地らしく仕上げていきたいという要望がありますので、これソフト面のまた対策になると思いますが、お互いに知恵を出していこうということであります。今指定管理者が一生懸命独自の取り組みとして花いっぱいをどんどん展開しているというところがありますし、その取り組みは行政もちょっと応援していきたいなと考えているところです。

◎生活環境部長（平良哲則君）

定住促進事業でありますが、これは先ほども申しましたように宮古島市定住促進計画がありまして、その中に若者定住促進団地、それからニュータウン等の整備がうたってあります。ただ、この計画はまだ具体化されておりません。そういうことで今後この宮古島市にふさわしい計画を立案したいというふうに考えております。

◎亀濱玲子君

市長、せっかく新市の計画を新たにつくって宮古島市がその計画に向かおうとするわけですから、説明が内容と全くそうじゃない、全くとは言いませんけれども、残念な説明になってはいけないので、それについてはこの説明ではよくないですよね。私は、せっかくつくる施設に特化してね、福祉も入れたら市民がとても利用する人数が、ニーズがふえていく場所になる、それを市長にやっていただきたかった。なので、もったいない。一回工事するのに、福祉とせっかく自分たちでうたっておきながら、いや、内容はそうじゃないですよということについてはですね、私はこれにはもう本当に大いに異議があります。なので、

これは問題点を指摘して終わりますけれど、少し私が毎回まちづくり計画だとか新しい市についてね、これを当局はどう考えているかとちょっと聞きたいと思うことがあるんです。将来の人口増というの予想しますよね。これは、専門家の研究所の例を挙げてやります。そうすると、向こう10年、あるいは宮古島市の今の現在の、国勢調査のと今の宮古島市の現在の数字でも乖離があります。現在でもですよ。乖離があるけれども、さらにこれが減っていくというふうなシミュレーションをもうそのままおいて宮古島市をつくっていこうとするわけですよね。それについては、私は何がしかの市独自の検討があるべきだというふうに思っているんですよ。つまりこういうふうに研究所がシミュレーションを出して、例えば４万9,000人に減るだろうと、宮古島市の人口は向こう何年かすると減るだろうとやっていても、やっぱりふえていく自治体もあったりするわけですね、現実にはね。なので、宮古島市はじゃ向こう10年間でこれぐらいの人口目標、落ちていくかもしれないけど、これぐらいの目標と、言葉では増加に向けて取り組みますというふうに言葉でうたうじゃないですか。うたっています。現実にうたっている。これについて、少なくとも宮古島市は将来人口はこういう目標を持って取り組んでいきたいというような市の姿勢というのは、こういう新しいまちづくり計画にはのせるというふうなことが希望なんだと私は思うんですけれど、その研究所の出されているもう向こう10年で４万9,000にまで減りますよという淡々とした機械的な数字をおいて、それで夢の語れるような宮古島市づくりになるのかというふうに考えると、市独自のこれについての考えというのをのせるべきではないかなと思いますけれど、市長のお考えを少しお伺いしてみたいというふうに思います。

◎市長（下地敏彦君）

確かにですね、人口の減少していることをどういうふうに食いとめ、そして増加させるかというのはやはり市政における重要な課題であるというふうに認識をいたしております。それで、今先ほどから新しい事業として取り組もうと言っている中に地域創生先行型事業というふうなのがございます。その中で私どもは宮古島市の人口ビジョン総合戦略を策定するという形で今回予算をお願いをしてございます。これは補正でお願いしている部分ですから、これで一応我々の将来像というふうなものを描いてみたいというふうに思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

議案第47号、宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例、議案書64ページです。それから、議案第48号、宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例、関連していますので、お尋ねしたいと思います。

別紙のですね、議案書65ページの第２条の第２項から子育て支援法のいわゆる保育料の額が提示されています。第３項に具体的にですね。この年間を通じての利用する１人当たり月額5,000円、それから１日単位で利用する半日１回400円、１日１人１回800円、これはいわゆる国の決めた子育て支援法に基づいて全国一律に決められた料金なのか、それとも宮古島市で独自に子育て支援法に基づいて、支援法に決める範囲内で算定した額なのか、その場合どういうような考えのもとにこの料金を設定したかということを１点。

それから、67ページの議案第48号の宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例が出ています。こ

れは下地と鏡原に預かり保育を幼稚園でですね、実施するためにつくられた条例なのかどうか。これは、宮古島市が独自に制定した条例を廃止することは、平成27年度から始まる国のね、子育て支援事業と関連しての廃止だろうと思うんですけど、そういうように理解していいのかどうか。宮古島市がこの条例つくって預かった、実験的にやった鏡原、それから下地、こういうものを踏まえてですね、宮古島市全体のやるわけですから、今非常に預かり保育の対象になっている親御さんたちから心配する声をよく聞くんですよね。例えば西辺とか狩俣、あの辺の方面の幼稚園の一時預かり、午後からのね、池間がやるというと、行かない、池間まではとてもじゃないけど、送り迎えするという話などもあったりしているんですけど、行かないという子供がいたり、また行かせないという親がいたりしていると、こういうふうな、城辺地区においても西城にみんな１カ所に集めてやると。そうすると、これ誰が送り迎えするかという問題、具体的にもういよいよね、４月１日から施行するについてこういうのが起こってきているわけですから、この条例に定めて、これが完全にですね、いわゆる利用者が満足できるようなことができるんだろうかどうかという不安があるもんですから、具体的にこの条例に基づいて説明をしていただけませんか。

◎教育部長（奥原一秀君）

今現在、新城議員おっしゃるように、子育て支援法によりまして現在行っている預かり保育については条例を制定されているが、新制度においては子ども・子育て支援法第59条の規定によって地域の子供の子育て支援事業の一つと位置づけられることから、ニーズに合わせた事業展開を今後見込んでおります。現行の条例を廃止し、規則、要領等で位置づけをしていくということになっておりますけども、預かり保育のですね、年間を通じての利用料については市独自の金額を設定をしております。保護者からのニーズ等もありましてですね、１日単位で利用する部分等を考慮して、半日利用だとか、そういった部分も含めて、時間の部分を含めて制定をしているという状況になっています。今後の預かり保育については、当分の間全園児を対象にですね、幼稚園のほうで全園児を対象とした預かり保育を充実させていきたいと考えております。この預かり保育の利用料については、市独自の設定でございますので、よろしくお願いいたします。

◎新城元吉君

条例の廃止条例と具体的にどういう。議案第48号。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩しますか。

（「休憩で」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

再開します。

（再開＝午前11時47分）

◎教育長（宮國　博君）

条例を制定して今２園で預かり保育を実施しているところなんですが、次年度からは全園児を対象に、希望する園児は昼からの預かり保育をしましょうというのが教育委員会の立場でございます。したがって、

これまでの鏡原と下地に位置づけられていた預かり保育の条例を廃止して、全園児を対象にしますので、そのような条例の廃止と新しい条例をお願いしているということでございます。

（議員の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

これは前回の議会でも説明をしてありますのでね、今やっているところは下地、鏡原ですね、これが……

（「議長、整理して」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

もういいですか。

◎新城元吉君

はい。

◎上里　樹君

３点ばかり質疑したいと思います。

まず、議案第49号、新市建設計画についてですけども、この計画がいつからいつまでの期間で議論されたのかということをお聞かせください。期間。いつからいつまで。

それで、その中で、説明資料の中でお伺いしますが、26ページの新旧対照表で見ていきますと、図書館の件で宮古島市未来創造センター整備事業についてですけども、もともとの計画の中には公文書機能を持った総合文化情報交流センターという位置づけがありましたけども、新しい計画では公文書館が消えていますよね。公文書館機能が。これは、新市建設計画において合併の段階で各町村にあった公文書、これを大事に保管していこうという議会での要求に基づいてもこれは位置づけられた計画だったと思うんです。なぜその公文書館の位置づけが消し去られたのかご説明をお願いします。

それから、議案書の20ページですか、議案第36号ですけども、これは労働組合との協議はどうなっているのかご説明をお願いします。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

宮古島市新市建設計画についてのご質疑でありました。スケジュールとしまして、いつごろから協議をして、どういう流れでやってきたかというご質疑だったかなと思います。

（「いやいや、違う。いつからいつまでの計画か」の声あり）

◎企画政策部長（古堅宗和君）

いつからいつまでの計画かということですか。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（古堅宗和君）

平成18年度から平成32年度までの計画です。

（「その計画を委員会がいつからいつまでの間にやって」の声あり）

◎企画政策部長（古堅宗和君）

ということですよね。昨年の６月ごろから各部に投げてですね、現在までの新市建設計画、旧５市町村でまとめた新市建設計画をですね、変更するに当たっての協議を各部局で精査をしていただきました。そういった各部局に照会し、意見交換を経て、先ほど説明申し上げましたとおり新市建設計画策定委員会で素案を作成をいたしました。これが10月の頭であります。それから、各地域審議会に市長から諮問をいたしました。これ旧５市町村の各地域審議会ですね、これが10月の末であります。各審議会より答申を１月の末にいただいております。それから、その間にも県のほうとは調整をしておりますが、正式に県知事との協議が２月にスタートをしてございます。県知事からの回答を２月の中旬にいただいております。そして、それを受けて今回３月定例会への提案ということになってございます。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

議案第36号､宮古島市職員の給与に関する組合との団体交渉及びそれについてはほぼ終わっております。あとは妥結をするだけで、一応協議は終了されております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

公文書館の文言が削除されていると。図書館の整備については、合併直後からリーディングプロジェクト事業の重要事業ということで議論をされてきました。基本計画も策定されておりました。途中、中央公民館との複合型が効率性を考えてもいいだろうということで、現在は図書館、それから中央公民館の複合施設としての整備計画を進めているところでございます。この間のいわゆる検討あるいは議論の中では、公文書館についてはですね、図書館の規模と同様のですね、同規模のといいますか、の施設が想定されるということもありまして、この図書館と公文書館を併設されるのはなかなか難しいだろうというようなこともありました。ということもありまして、今回は図書館と中央公民館の複合施設としての整備を進めているということでございます。

◎上里　樹君

新市建設計画の26ページの公文書館、ただいまの答弁の件ですけども、この総合計画の中にこの公文書館が盛り込まれたのは、いわゆるそれぞれの町村が持っている歴史ある資料ですね、それを公文書をしっかり保管していこうという位置づけでできたと思うんですね。その位置づけはもう今後なしになったということですか。あるけども、どこかでつくっていく方針であれば、どこにその公文書館建設の位置づけがあるのかということです。ご説明お願いします。

◎副市長（長濱政治君）

公文書館、県の公文書館ごらんになったことがあると思いますけども、それ相当の機能、それから施設が必要です。現在の新市建設計画というふうなものの中で位置づけてこれを取り組むというのが今非常にきついというふうに思っております。今後ですね、これ研究しながら相当やらないとなかなかうまくいかないというふうに思っておりますので、この調査研究だけでも多分この新市建設計画の中身が終わってしまうのではないかというふうに思っております。これは今後ですね、研究して、調査して、できるだけ公文書館ができるように取り組んでまいりたいと思います。

◎上里　樹君

この公文書館機能を持ったとうたった旧スタート時点での新市建設計画ですね、この位置づけって市民が本当に今後合併新市できちんと自分たちの伝統や歴史を受け継いでね、新市がスタートするんだと、そ

れにスタートに当たってこれを大事にしていこうという立場からこれは位置づけられた計画だと思うんですね。それをいとも簡単に研究、調査するだけでも相当な時間を要するみたいなことになっていますけども、だからといってその計画からそれを外していくというのはいかがなものかと思うんですね。金額や規模にしても何を優先順位にすべきかといえば、宮古島についての歴史研究をする、いろんなこと研究進めていく大事なそれは拠点になっていくと思うんです。これから宮古島の歴史や文化、伝統を生かした観光を位置づけて宮古島の将来発展のためにとも言いますけども、それにとって欠かせない大事な核になるものだと思うんです。それを新市建設計画から外すというのはもってのほかだと思うんですよね。文言をきちんと、公文書館機能を持つ図書館の整備ですから、きちんとそれを土台だけでも位置づけてスタートを切るべきだと思いますけども。これから研究するもんじゃないはずですよ。位置づけとして。確かにそれも必要ですけども、位置づけを消し去るんではなくて継続していくべきだと思いますけども、ご見解をお聞きします。

それから最後に、もしこの新市建設計画が議会で通らない場合、どういうふうになっていきます。想定外のことだと思いますけど。

◎副市長（長濱政治君）

公文書館というふうな大きな建物、この……

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

ですから、館というふうな話を想定するから、非常に大きな話になっていくんですね。そして、これはきちんと、私も県にいたので、県の公文書館はよくわかりました。何度か使いました。本当に大きな施設です。そしてまた、あれをつくるための調査は相当かかりました。そういったことから、その館、公文書館をつくるということの話は、これちょっともとにおいておかないといけないと思います。ただ、おっしゃるとおり機能を持ったというふうな部分ではもっと対応の仕方があるとは思っております。

そしてまた、この新市計画が議会で通らなかったらどうなるのか。通らなかったら、もうありません。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております33件のうち、日程第１、議案第28号から日程第30、議案第57号までの計30件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託いたします。

お諮りいたします。日程第31……

（「議長」の声あり）

◎新里　聰君

きのうも予算案の経済工務委員会への付託について申し上げたんですけども、条例案についての経済工務委員会の付託についても経済工務委員会の今後の流れに非常に懸念を持っているところでありますので、議長においてこの付託案件については再考していただきたいということを申し上げておきたいと思い

ます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

私、議長としては、会議規則第37条の規定により、会議に付する事件は、提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会へ付託するとなっておりますので、やはり議長としましては常任委員会にきちっと付託をしていきたいと考えております。そのほかの例外と申しますかね、私の考えでどうこうするということでもありませんので、やはり議長としましてはしっかりと議会会議規則にのっとってそれぞれの常任委員会に付託するということでしか私の役目ないと考えておりますので、ただいまの新里聰議員の申し入れを受けるわけにはいかないと考えております。ご理解ください。

お諮りいたします。日程第31、同意案第１号から日程第33、同意案第３号までの計３件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後零時06分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月11日（水）　　４日目

（委員長報告、質疑、討論、表決）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第４号

平成２７年３月１１日（水）午前１０時開議

日程第 1	議案第 9 号	平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）	（委員長報告）
〃 第 2	〃 第１０号	平成２６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	（　〃　）
〃 第 3	〃 第１１号	平成２６年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	（　〃　）
〃 第 4	〃 第１２号	平成２６年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	（　〃　）
〃 第 5	〃 第１３号	平成２６年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）	（　〃　）
〃 第 6	〃 第１４号	平成２６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	（　〃　）
〃 第 7	〃 第１６号	平成２６年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）	（　〃　）
〃 第 8		議員仲間賴信君に対する処分要求に関する件について	（　〃　）
〃 第 9		西里芳明君の議員の資格決定に関する件について	（　〃　）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年３月１１日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

総務財政委員会
委員長　嵩　原　　弘

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第　９　号	平成２６年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）	原案可決

◎議案第９号

議案第９号については、資格決定に関する特別委員会が設置され、結果が出ていない状況で、議員の資格の有無を審査されている委員が、所属する委員会において、審査依頼のされた歳出予算の審査を行っている。この予算の中で、同委員の関係する法人が、市の発注する工事を受注する可能性があり、市民の目線、公平、公正の立場から認められないとの反対意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決となった。

平成２７年３月１１日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

文教社会委員会
委員長　垣　花　健　志

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第１０号	平成２６年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	原案可決
議案 第１３号	平成２６年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）	〃
議案 第１４号	平成２６年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	〃

平成２７年３月１１日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

経済工務委員会
委員長　仲　間　則　人

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第１１号	平成２６年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案 第１２号	平成２６年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）	〃
議案 第１６号	平成２６年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）	〃

平成２７年３月１１日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

議員仲間賴信君に対する
処分要求に関する特別委員会
委員長　嵩　原　　弘

議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会審査結果報告書

本委員会付託の「議員仲間賴信君に対する処分要求」については、審査の結果、下記のとおり決定したので、別紙戒告文を添えて、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

１、懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

２、懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第１３５条第１項第１号による公開の議場における戒告

３、理　由

本委員会は、処分要求の理由である「本会議において水増しして私腹を肥やしている」旨の発言に対し、侮辱を受けたとして懲罰に値するかどうかの点について審査を行いました。

委員の意見は活発に行われほぼ二極にわかれ、懲罰を科すべきでないとする委員からは本会議で取り消し詫びている、法的には懲罰に該当しない、議会での言論の自由が侵されるおそれがある。

懲罰を科すべきとする委員からは詫びれば済むことか、言いたいだけ言って注意したら詫びる、そして更に何度も繰り返す発言はもってのほか、との意見が割れました。

討論の後、挙手による採決が行われ、懲罰を科すべきとする意見が賛成多数で、懲罰を科すべきものと決した。（５対４）

懲罰を科す種類については、公開の議場における戒告が決定された。（５対４）

戒告文についても、別紙のとおり決定された。

戒　告　文

仲間頼信議員は、平成２６年１２月１５日の本会議中一般質問において発言中、西里芳明議員に対して水増しして私腹を肥やしている言辞を用い議会の体面を汚したことは、議員の職分にかんがみまことに遺憾である。

従って地方自治法第１３５条第１項第１号の規定により戒告する。

平成２７年３月１１日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

西里芳明君の議員の資格決定に
関する特別委員会
委員長　垣　花　健　志

西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会審査結果報告書

本委員会付託の「西里芳明君の議員の資格決定に関する件について」は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

１、資格審査特別委員会設置の経緯

平成２６年１２月１６日､仲間頼信議員から西里芳明議員に対する資格決定要求書が提出されました。内容は西里芳明議員が、市と取引関係にある有限会社沖西建設の取締役として登記簿謄本に記載されている状況から、地方自治法第９２条の２に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうかの資格審査を要求するものでした。

宮古島市議会委員会条例第７条第１項に「議員の資格決定の要求があったときは、資格審査特別委員会が設置されたものとする」と規定されており、この要求書をもって資格決定に関する特別委員会が設置されました。

平成２６年第８回宮古島市議会定例会の１２月１６日の会議において､１０人の特別委員が選任され、委員長に私、垣花が副委員長に池間豊委員が就任しました。同日の会議において、「西里芳明君の議員の資格決定に関する件について」は同特別委員会に付託され、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

２、地方自治法第９２条の２に規定する該当要件の検討

地方自治法第９２条の２に該当するかどうかの判断にあたってはいくつかの検討すべき要件がありますが、判例、行政実例等を調査し、次のとおり判断しました。

（１）宮古島市と有限会社沖西建設の取引が法でいう「請負」にあたるか

法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要でありますが、宮古島市と有限会社沖西建設との取引はこれに該当します。

（２）調査すべき取引の期間

西里芳明議員は、平成４年６月から取締役に就任し、平成２６年１２月１６日に辞任しております。

この期間は、現在の議員の任期以前からの就任で、今現在はその役職にありません。これについては「今現在その役職になくても現任期中に就任していれば、過去にさかのぼって資格審査の対象となり得る。ただし、前任期中まではさかのぼることはできない」とされています。前任期にさかのぼることができないのは、議員の任期は住民の選挙を経たそれぞれ独立・完結したもので、この条項の失職制度は、任期中の失職事由があれば、議員の残りの任期について議員の身分を奪うものであるためとされています。

このため調査すべき期間は現任期の始まる平成２５年１１月１３日以降になります。この件は、全委員一致いたしました。

（３）取引の形態について

地方自治法第９２条の２の条文を整理すると次のとおりとなります。「普通地方公共団体の議会の議員は」「（イ）当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」又は「（ロ）主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人」たることはできない。

（イ）は普通地方公共団体と取引する者が議員である場合、（ロ）は議員が法人の取締役になっている場合です。

議員個人の場合は取引金額の多少は考慮されず地方自治法第９２条の２の該当要件は、その取引が法でいう「請負」に該当するかどうかになります。

議員が法人の取締役等になっている場合は、「主として同一の行為をする法人」にあたるかどうかで判断されます。この「主として同一の行為をする法人」とは、「当該法人の業務の主要な部分が地方公共団体との請負によって占められている場合」とされています。

したがって、市と有限会社沖西建設との取引において、有限会社沖西建設が「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうかを調査しました。

３、審査内容

この事件の当事者である西里芳明議員より、平成２７年１月２８日、平成２７年２月９日に眞榮城議長宛てに資料が提出されました。

内容は西里芳明議員が取締役を示すものでありました。

４、結論

以上の審査結果を踏まえ特別委員会としての意見を集約しましたが、今回の事案は「当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度までに至っている」とまで言えず、したがって、有限会社沖西建設が「主として同一の行為をする法人」には当たらない。５０％以上を占めていない。（５対４）との委員の判断でありました。委員の中から審議は尽くされたので採決をして下さい。との意見と、まだ審議は尽くされていない。との声があったが、採決をすることに決しました。委員長は採決前に５０％に達していないとの認識で良いかとの確認を取ったが反対の意見は出なかった為、挙手による採決を行い、「地方自治法第９２条の２の

規定には該当せず、議員の資格を有する」と決定しました。

５、おわりに

今回「地方自治法第９２条の２、議員の兼業禁止規定に該当せず、議員の資格を有する」との審査結果でありましたが、議員が法人の取締役に就任した行為は市民から誤解を受けかねず、ひいては議会の信用を失墜させることになり、今後、こういったことが二度とないように議員として襟を正すためにも倫理条例の制定も考慮されるべきと考えます。資格審査の内容上、慎重審議が必要であることは当然でありますが、議員の資格決定の有無という不安定な問題を長く継続することは、議会運営上好ましくないとの、委員会運営の実際の参考事例もあり、双方の意見の集約が行える状況にないため、やむなく採決により決定致しました。

西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会審査意見書

池　間　　豊　　亀　濱　玲　子
國　仲　昌　二　　粟　国　恒　広

１、地方自治法第９２条２の規定について、「市からの請負額の割合が５０％を超えるか否かのみを基準」として判断したこと。併せてその算出方法も問題である。

「主として同一の行為をする法人」についての判断を、宮古島市と当該建設会社の請負契約については、請負量が会社収益の５０％を超えないので問題にはならないとした根拠が不明瞭であること。

採決の際、５０％以下と主張する委員からは、占める割合が示されないまま採決されたこと。

審議対象の期間を、「当該議員の二期目の任期（平成２５年１１月１３日）からとしたが、市からの請負契約に伴う収益についてはその日を基準に算出する場合は、当該建設会社の総収入から県や民間を含む、その他の収入に関しても同様にしなければ正確な割合の算出にならないこと。したがって、その期間の収益の全事業内容が明らかにされることが必要であること。

２、半分を超えない場合でも「主として同一の行為をする法人」にあたることについて

１）当該請負が当該法人の業務の主要部分を占める場合

この判断をする根拠として東大和市は市との請負以外の請負契約についても判断材料としており宮古島市でも精査する必要がある。

２）その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる場合についても精査する必要がある。等のことから、当該法人の請負契約全体（市以外も含めて）を調査する必要があり、その資料を提出させ精査する必要がある。場合によっては当該法人の責任者を招致し事実確認する必要がある。

本来、地方自治法第９２条の２の主旨は、行政運営・議会運営の公平性を求めるものであり、議員はこれを遵守すべきことである。請負量の金額の問題や「主として同一の行為をする法人」に当たるか当たらないかという判例や行政実例などに基づく前に、議員としての倫理性、綱紀粛正を持つべきことが市民の負託に応えるための前提となると考える。

法の趣旨に則り、特別委員会において慎重に審議を重ねたうえで結論を導くことが特別委員会に課された責務であり、数において強引に結論を出した「西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会」は「審議不十分」と指摘する。

平成２７年３月１１日

宮古島市議会

資格決定書案

資格の決定を求めた議員　　仲　間　頼　信

資格の決定を求められた議員　　西　里　芳　明

西里芳明君の議員の資格の有無につき次のとおり決定する。

議員の資格を有する。

理由

地方自治法第９２条の２、議員の兼業禁止の規定に該当せず議員の資格を有する。

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月１１日

（開議＝午前10時10分）

（散会＝午後９時20分）

◎出席議員（２６名）

議　　長	（４　番）	眞榮城　徳　彦　君	議　　員	（１３番）	高　吉　幸　光　君
副　議　長	（１７〃）	佐久本　洋　介　〃	〃	（１４〃）	富　永　元　順　〃
議　　員	（１　〃）	濱　元　雅　浩　〃	〃	（１５〃）	新　城　元　吉　〃
〃	（２　〃）	平　良　敏　夫　〃	〃	（１６〃）	亀　濱　玲　子　〃
〃	（３　〃）	下　地　勇　徳　〃	〃	（１８〃）	下　地　　明　〃
〃	（５　〃）	粟　国　恒　広　〃	〃	（１９〃）	垣　花　健　志　〃
〃	（６　〃）	仲　間　頼　信　〃	〃	（２０〃）	棚　原　芳　樹　〃
〃	（７　〃）	國　仲　昌　二　〃	〃	（２１〃）	平　良　　隆　〃
〃	（８　〃）	上　里　　樹　〃	〃	（２２〃）	前　里　光　惠　〃
〃	（９　〃）	上　地　廣　敏　〃	〃	（２３〃）	山　里　雅　彦　〃
〃	（１０〃）	嵩　原　　弘　〃	〃	（２４〃）	池　間　　豊　〃
〃	（１１〃）	仲　間　則　人　〃	〃	（２５〃）	下　地　　智　〃
〃	（１２〃）	西　里　芳　明　〃	〃	（２６〃）	新　里　　聰　〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市　　長	下　地　敏　彦　君	総　務　部　長	安谷屋　政　秀　君
企画政策部長	古　堅　宗　和　〃	教　　育　　長	宮　國　　博　〃

◎議会事務局職員出席者

事　務　局　長	上　地　栄　作　君	議事係調整官	仲　間　清　人　君
次　　長	伊　波　則　知　〃	議　事　係	下　地　博　正　〃
補佐兼議事係長	友　利　毅　彦　〃		

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）諸般の報告書

平成２７年３月１１日（水）

３月　４日	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、富永元順委員の両名から平成２６年度定期監査結果報告があった。
３月　９日	議会運営委員会が開催され、諮問した「本日３月１１日の会議の日程の順序について」は、市長から先議の依頼のあった議案第９号から議案第１４号及び議案第１６号を処理した後、「議員仲間頼信君に対する処分要求に関する件について」、次に「西里芳明君の議員の資格決定に関する件について」の順序で処理することと決した。 同じく諮問した「西里芳明君の議員の資格決定に関する件についての採決の方法について」は、「議員の資格を有しない」とすることに賛成の挙手を求める方法によることと決した。また、議員の資格決定は、出席議員の３分の２以上の多数により決する特別多数議決であることが確認された。 以上

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時10分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第４号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

３月９日、議会運営委員会が開催され、諮問した本日の日程の順序については、市長から先議の依頼のあった議案について処理した後、議員仲間頼信君に対する処分要求に関する件について、次に西里芳明君の議員の資格決定に関する件についての順序で処理することと決しました。

また、同じく諮問した西里芳明君の議員の資格決定に関する件についての採決方法については、議員の資格を有しないとすることに賛成の挙手を求める方法によることと決しました。

また、議員の資格決定は、出席議員の３分の２以上の多数により決する特別多数議決であることが確認されました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

この際、日程第１、議案第９号から日程第７、議案第16号までの計７件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）、原案可決。

議案第９号。議案第９号については、資格決定に関する特別委員会が設置され、結果が出ていない状況で、議員の資格の有無を審査されている委員が、所属する委員会において、審査依頼のされた歳出予算の審査を行っている。この予算の中で、同委員の関係する法人が、市の発注する工事を受注する可能性があり、市民の目線、公平、公正の立場から認められないとの反対意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決となった。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により

報告します。

議案第10号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）、原案可決。

議案第13号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）、原案可決。

議案第14号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、原案可決。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城德彦殿。経済工務委員会委員長、仲間則人。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第11号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第12号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）、原案可決。

議案第16号、平成26年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）、原案可決。

◎議長（眞榮城德彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）について質疑をいたします。総務財政委員長ですね。

１つは、今回の補正でですね、繰越明許費が去年と比べても15億円ほど増となっていますけれども、この辺についての説明あるいは意見等はなかったかどうかについてお伺いいたします。

それと、もう一点、同じく一般会計補正予算ですね。もう一点は、これ質疑でも私指摘したんですけども、土地区画整理費、これに充当するものとして保留地処分金というのが充当されているんですけども、これが一般財源で充当されていると。これは特定財源じゃないかということで私質疑のときに指摘したんですけども、これについての意見はなかったか。この２点についてお伺いしたいと思います。

それから、もう一つですね、議案第13号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）についてです。今回の補正予算で、繰越明許費にですね、高齢者福祉計画並びに第６期介護保険事業計画書策定事業というのが繰り越しになっているんですけども、この理由についての説明はあったのでしょうか。よろしくお願いします。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

繰越明許についての質疑、そして竹原地区区画整理についての特定財源ですか、それについての質疑はありませんでした。

そして、介護保険特別会計補正予算につきましては、担当の委員長に答弁をお願いしたいと思います。よろしいですか。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

議案第13号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）については、基本的な説明の中

で反対とかというふうなことも含めた質疑はございませんでした。

◎國仲昌二君

今の介護保険特別会計で、私が言ったのは質疑とかがあったじゃなくて、この計画書の策定事業が繰り越しになっているんですけども、その理由について説明があったかどうかと、当局のほうからですね、それをちょっとお聞きしていますので、もう一度お願いします。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時20分）

再開します。

（再開＝午前10時22分）

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

失礼しました。なかったと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間　豊君

経済工務委員長に確認したいと思いますけども、たしか西里芳明議員が委員長をされていたはずですけども、今仲間則人議員が委員長ということで報告ありました。なぜ委員長がかわったのでしょうか。その辺を１つと、それと総務財政委員会のほうではこういうふうに説明がありますけども、当委員会の関係する法人が市の発注する工事を受注する可能性があるというふうな説明もありますけども、経済工務委員会はたしか４名が退席のまま審査されたと思っておりますけども、その辺の詳しい説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

委員長の件に関しては、互選により委員長になりました。

また、総務財政委員会に報告のとおり、それは私たちは委員会として付託されておりませんので、それに答える必要はないんじゃないかなと思っております。

◎池間　豊君

私はですね、この理由も確認をしたいなというふうに思っておりますので、ぜひこの理由の、なぜ西里芳明委員長から仲間則人委員長にかわったのか、その理由も詳しく説明してください。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

理由といいますと、前委員長の辞任により、互選により委員長としてなりました。理由は、私はわかりません。

◎池間　豊君

確かに補正という形であるにしても、総務財政委員会がしっかりとこの説明があるようにですね、なぜ出席されない方たちがいたのか、そういった部分も含めてちゃんとこの報告には私はあってしかるべきかなというふうな思いで今確認したんです。その辺も、だから報告はないままに今委員長の報告ありました

から、ぜひ、なぜ４名の方が出席もしないで残りの方たちだけでやったのかという部分もこの報告の中にはあってしかるべきかなというふうに思っています。その辺もお答えください。

（議員の声あり）

（「しっかりやりなさいよ」の声あり）

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

出席する、しないは、私たち委員会としては、委員会条例どおり委員の定数の半数以上の委員が出席していれば委員会は開催されるということで、出席されなかった方のことに対しては、私は答弁は避けたいなと思っております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時27分）

再開します。

（再開＝午前10時27分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）に対する討論の発言を許します。

◎新里　聰君

議案第９号、平成26年度宮古島市一般会計補正予算（第９号）について反対の立場で討論をいたします。

この総務財政委員会の報告にもあるとおり、私どもは経済工務委員会の審査に応じませんでした。おっしゃるとおり、委員会に参加する、しないはそれは議員の考え方でありますけども、そこに参加しなかったという理由が非常に大事なことで、いわゆるこの補正予算案を議論をする委員の中に今、議会で資格審査に付されている委員がいるということ、それは地方自治法で言えば第92条の２あるいは第143条に抵触するのではないかという、審査の途中にある、あるいは公職選挙法で言えば第104条あるいは虚偽事項公表罪にあるような第235条、こういうことを審査されている委員がいると。この議案第９号の理由にもあるように、それはその議案を可決したらすぐにでもその中にある工事費をその議員の所属する会社が受注する可能性だって大いにある。これまでも受注してきているわけですから。そういうものを議論するのが市民の立場からいって公平であるのか、法律はそれを禁止しているのではないかという思いから、私どもはこの議論に参加しませんでした。

ですから、予算ということですから、非常に市民生活に大きなかかわりありますけども、残念ながらこの補正予算案には反対せざるを得ないということを討論して反対といたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第９号は可決されました。

次に、日程第２、議案第10号、平成26年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第３、議案第11号、平成26年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第４、議案第12号、平成26年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城德彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第５、議案第13号、平成26年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第４号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第６、議案第14号、平成26年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第７、議案第16号、平成26年度宮古島市水道事業会計補正予算（第３号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第16号は可決されました。

これで当局提案の議案の審議は終わりました。当局の皆さんは退席をしてください。お疲れさまでした。

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

（市長、教育長、企画政策部長、総務部長、退席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時13分）

再開します。

（再開＝午後２時13分）

休憩前に引き続き会議を行います。

まず、日程第８、議員仲間賴信君に対する処分要求に関する件についてを議題といたします。

本件は、仲間賴信君に関することですので、地方自治法第117条の規定により、仲間賴信君の退場を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後２時13分）

（仲間賴信君、退席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午後２時14分）

本件に関し、議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長、嵩原弘。

本委員会付託の「議員仲間賴信君に対する処分要求」については、審査の結果、下記のとおり決定した

ので、別紙戒告文を添えて、会議規則第109条の規定により報告します。

記

１、懲罰事犯の有無。罰を科すべきものと認める。

２、懲罰処分の種類及び内容。地方自治法第135条第１項第１号による公開の議場における戒告。

３、理由、本委員会は、処分要求の理由である「本会議において水増しして私腹を肥やしている」旨の発言に対し、侮辱を受けたとして懲罰に値するかどうかの点について審査を行いました。

委員の意見は活発に行われほぼ二極にわかれ、懲罰を科すべきでないとする委員からは本会議で取り消し、詫びている、法的には懲罰に該当しない、議会での言論の自由が侵されるおそれがある。

懲罰を科すべきとする委員からは詫びれば済むことか、言いたいだけ言って注意したら詫びる、そして更に何度も繰り返す発言はもってのほか、との意見が割れました。

討論の後、挙手による採決が行われ、懲罰を科すべきとする意見が賛成多数で、懲罰を科すべきものと決した。（５対４）

懲罰を科す種類については、公開の議場における戒告が決定された。（５対４）

戒告文についても、別紙のとおり決定された。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

◎新城元吉君

ただいま委員長から報告があったんですけど、これに二極に分かれているということで、法的な懲罰に値しないという意見と、それから懲罰を科すべきというのはこの「詫びれば済むことか、言いたいだけ言って注意したら詫びる、そして更に何度も繰り返す発言はもってのほか」と、この意見が分かれて、挙手によって多数決で決まったという報告があったんですけど、これは粛々と法に基づいてちゃんと罰則が適用されるべきだと思います。私も本会議のほうで本人がわびていたことはちゃんと聞きましたし、それからわびることによってこれはもう会議録にも記載されないわけですから、そういう意味ではですね、こういう議論等はどのようにしてなされていたのかと、どういう形でなされているのか。

それから、録音されていると思うんですけど、この録音をちゃんと聞いたのかどうか。この２点について伺います。

◎議員仲間頼信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

まず、２点目の録音についてのことから答弁したいと思います。

10名の委員で、初日に資料をいただきました、当局から。そして、未定稿でありますが、12月定例会の会議録、そしてテープを一言一句委員会でチェックし、確認し、チェックいたしました。

そして、今の最初にある質疑でありますけど、これは地方自治法第134条、懲罰理由に関する条項でありますけど、その第134条については「逐条地方自治法」に、発言をみずから取り消したことをもって既に懲罰事由は消滅したとすることはできないと解するとあります。これも委員会において確認しております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里　聰君

私からも質疑したいと思います。

今の委員長答弁、説明では、テープ起こして一言一句確認したという報告がなされました。ならばその中身がより詳しくわかっているのかなと思うんですけど、会議録を見たときに本会議において水増しして私腹を肥やしている旨の発言、これはいわゆる西里芳明議員に対しての発言ではなくて、当局に質問をする立場での発言になっているというふうに思うんですが、この点どういう議論でそういう形になっているのか。当局にそれを確認するために質問していたというふうに、私はあの状況、あの会議録を見たら思うんですけども、その辺の議論はどうなったのかということと、もう一点、委員会において本人の弁明の要請というかな、要望というかな、委員会において弁明したいという旨の申し出があったらしいですけども、その弁明の機会が与えられない。今、日本は法治国家ですから、裁判所においてもいかなる罪人であっても最終決断をする前には、判決を下す前には本人の弁明、そういうものをもって決していくと思うんですけども、なぜこの宮古島市議会、特別委員会は本人の弁明を認めなかったのか、その２点についてお伺いしたいと思います。

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

仲間賴信議員の発言で、一部議員が市当局との関係で私腹を肥やしているという発言に対し、これは当局に対して言ったものだということだったと思いますが、これははっきりと一部議員が私腹を肥やしていると言っているという意味で受け取って委員会では議論してきたと考えております。

そして、２点目の弁明をどうして認めなかったかということでありますが、委員会に諮りまして、弁明を許可することに賛成の、賛成者が少なかったために委員会で呼ぶことはできませんでした。議会でありますから、裁判所のルールについては私は存じておりません。

◎新里　聰君

今の説明、ですから一部議員が私腹を肥やしているそのくだり、その次の文章が、言葉があるんですよね。その次の文章が。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

文章は、全体の中で何を言いたいのかというのを捉えて、あっ、この人は何を言っているんだという形で捉えないで、その部分だけ切り取って解釈するということはいかがなものかというまず疑問ですね。これからもこれはもう一つの慣例になっていくはずですし。宮古島市議会における。もう今後そういう形になっていくのかと思うと、非常に危惧するところであります。

そして、弁明についても、委員会、こっちは裁判所じゃないから数でもってやったと。どうもこれ人のですね、議員という身分を懲罰するという大事な委員会においてそういう形で議会が運営されていく、委員会が運営されていくということについては、もう大変な危惧を持つものであります。

これ以上の説明は求めません。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里　樹君

このただいまの報告の中の理由、３の理由にですね、今新里聰議員もおっしゃいましたけども、処分要求の理由である、そこに委員長の説明では「一部議員が」という前置きが入るということですけども、「本会議において水増しして私腹を肥やしている」というそのかぎ括弧の部分を読み下していくと、一部議員がどうやって水増しをするのか理解できない表現になりますけど、どう理解したらいいですか。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時25分）

再開します。

（再開＝午後２時26分）

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

会議録ではですね、これはまだ未定稿のものですけど、この処分要求書の侮辱の事実と事情というのがありまして、これにおいては、理由は本会議において水増しして私腹を肥やしている旨の発言に対する処分要求というふうになっております。私が「一部議員が」と言ったのは、先ほどの新里聰議員の質疑の中でそういった文言があったもんですから、それに対して答えたものであります。実際の処分要求書は、繰り返しますけど、「本会議において水増しして私腹を肥やしている」という１点でありますので、それについて議論いたしました。

◎上里　樹君

その理由の中に、こういう旨の発言に対しという表現ですね。仲間賴信議員が話したことは、「これが落札後、容易に、しかも多額のお金が水増しされ」ですよね。「容易に、しかも多額の金が水増しされ」、落札後ですよ、「変更されたとなれば入札制度を根底から覆し、一部議員が市当局と関係で私腹を肥やしていると言われても仕方がないような極めて重大な事態」という書き込みがあるんですけども……

（議員の声あり）

（「ちょっと済みませんが、休憩してもらえますか」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

まだ質疑中ですから。

（「質疑はちゃんとさせてよ」の声あり）

（議員の声あり）

◎上里　樹君

だから、質疑のその前後をそれは読むと、勘違いしなくて、これだけ切り抜くとおかしいんじゃないですか。

（「おかしくない」の声あり）

◎上里　樹君

おかしいです。

（「議長、休憩して」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時29分）

再開します。

（再開＝午後２時30分）

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

本委員会は、第７回にわたって委員会の議論を重ねてまいりました。その結果、この報告書にありますように、委員の意見は活発に行われ、二極に分かれましたが、討論の後採決が行われ、懲罰を科すものと決したということであります。

（議員の声あり）

（「議長、休憩お願い」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時31分）

再開します。

（再開＝午後２時32分）

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

この報告書にある「二極にわかれ」というのは、先ほど私が新城元吉議員の質疑に対して申し上げましたように、地方自治法第134条については「逐条地方自治法」に、発言をみずから取り消したことをもって既に懲罰事由は消滅したとすることはできないと解するとあるわけです。それが一極。もう一つは、懲罰を科すべきでないという委員の中からは、この「多額の金が水増しされ、増額され」という１点で、当局との関係で私腹を肥やしているという二極に分かれた結果、採決して、委員会は懲罰を科すべきものとして決したということであります。これが二極であります。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時34分）

再開します。

（再開＝午後２時35分）

◎上里　樹君

ですから、今の休憩中の新城元吉議員の指摘もそうなんですけども、舌足らずなんですよね。要するに処分要求の理由であるというところに前置きで一部の議員がって委員長が説明したものですから、余計にわけがわからなくなる。本会議において水増ししてというのは、西里芳明議員に対してという意味じゃないわけですよね。当局に対して言っているんでしょう。

（議員の声あり）

◎上里　樹君

当局に対して言っているんだと。

（議員の声あり）

◎上里　樹君

当局が水増しするんでしょう。

（議員の声あり）

◎上里　樹君

ですから、私腹を肥やしていると言われても仕方がないと言っているんで。だから、議員の発言というのは非常に大事だと思うんですね。そういう発言も許さないような議会だとまずいんじゃないですか。

（「そう。日本語は上里樹議員が正しい」の声あり）

◎上里　樹君

ちゃんと……

（「行政は水増しじゃなくて追加工事で出すんだから」
の声あり）

◎上里　樹君

一部議員が本会議において水増ししている論議は成り立たない。ですから、そのかぎ括弧のくくられている文言の前後には、仲間頼信議員のそういう「言われても仕方がない」という最後の言い分が入っているはずなんですよね。どういう表現だったんですか。

◎議員仲間頼信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

この審査結果報告書にあるとおりであります。この報告書につきましては、委員会で最終確認して、全会一致でこの報告のとおりでよいということでありますから、それ以上のことは……

（「全会一致じゃない」の声あり）

◎議員仲間頼信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

全会一致であります。内容については最終確認もしました。

（「そのとおり」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光惠君

懲罰の理由の中にですね、懲罰を科すべきとする委員からは、「詫びれば済むことか、言いたいだけ言って注意したら詫びる、そして更に何度も繰り返す発言はもってのほか、との意見が割れました」とありますけども、仲間頼信議員はどのような発言を何度繰り返したのか、こういう議論をどういうふうに捉えて受けとめたのかですね、この発言内容、繰り返して発言した発言の内容についてお伺いします。

２点目は、討論の後ですね、挙手による採決が行われ、懲罰を科すべきとする意見が賛成多数で懲罰を科すべきものと決した、懲罰を科す種類については公開の議場における戒告が決定されたというふうになっていますけども、特別委員会で、４段階の懲罰の段階があると思いますけども、戒告、陳謝、出席停止あるいは除名という４段階があるかと思いますが、この戒告以外のあるいは陳謝、出席停止と、そういう議論はあったのかどうかですね、これについてもお伺いしたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時39分）

再開します。

（再開＝午後２時40分）

◎議員仲間頼信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

じゃ、会議録からピックアップしてやりたいと思います。

仲間頼信議員の発言、これ全部読むと大変ですから、１つ目、「市幹部と癒着、結託の実態」、そして次に「市当局との癒着の実態も極めて問題である」と。そして、その次に「市当局との癒着を指摘せざるを得ないのである」と。そして、「調査を進めると驚くべき事実が明らかになった」という段階で議長が休憩求めております。その次に、「癒着を正式に取り消してください」という議長命により、仲間頼信議員は「了解しました」、そしてさらに「調査を進めると、驚くべき実態が明らかになった。何と契約の変更、増額が常態化しているのである」と。そして、金額はもう省略しますけど、「工事金が増額され、西里芳明議員の会社の手に渡っているのである」と。そして、そこでまた議長が注意をして、再開しております。仲間頼信議員は、「じゃ、これは取り消すようにしてください。よろしいですか」という発言で、これは会議録にも載っております。そしてまた、次にははっきりと癒着を取り消すというのが開会の中でありませんでしたので、議長命により「もう一度お願いします」という中で、仲間頼信議員は「癒着をじゃ、取り消したいと思います。よろしいですか」というふうに言って、議場からは「はい」という声が記録されております。そして次に、「容易に、しかも多額の金額が水増しされ、変更されるとなれば入札制度を根底から崩し、一部議員が市当局と結託し、私腹を肥やしていると言われても仕方がないような極めて重大な事態であり」というところで、今度議長が「休憩します」、休憩して、議長から「議長のほうからまず仲間頼信議員にお願いをしたいんですけど、先ほどの一般質問の中で私が判断して不穏当発言と思われる点が２点ありました。１つは癒着という言葉、それともう一つは結託という言葉でありますが、これを登壇して取り消していただけませんか」という中において、仲間頼信議員は、「じゃ、結託と癒着、議長のは取り消しということでございましたので、取り消したいと思います」という発言しています。そして、その直後にまた、「これが落札後、容易に、しかも多額の金が水増しされ、増額され、変更されたとなれば入札制度を根底から崩し、一部議員が市当局との関係で私腹を肥やしていると言われても仕方がないような極めて」という段階でまた議長がストップしています。その後、西里芳明議員から仲間頼信議員に対する処分要求書が提出されております。そして、処分要求書が提出され、その後、しばらく中断しますが、次に仲間頼信議員が、これは処分要求書が出てからですね、「非常に失礼しました。本定例会において水増しして私腹を肥やしたということに対しては取り消しいたします。西里芳明議員、大変失礼いたしました」と。その後、すぐですけど、「入札制度から始めたいと思います。入札制度を根底から崩し、議員と市当局との関係から指摘されても仕方がないような極めて重大な事態であり、市民にとって決して許してはならない行為と言わざるを得ないのであります」、そして次に「質問」ということで「西里芳明議員の関係する会社が宮古島市より請負工事を平成24年度と平成25年度で３回も落札しておりますが、３

件で６回も契約し、増額されたことについて」、これは市当局に対して「説明を求めたいと思います」という発言しています。そして、その中で、また次の仲間頼信議員の発言では、議員席からの声の中に「違う。違う。これは、市政についてということだ」と言っています、そして「次に、沖西建設とも言いにくくなったな」と言っております。それからもいろいろありますけど、このように議長において注意され、本人も議場において修正を２度ほどしているんですけど、修正したり、謝ったりしてすぐまたこう言っているというのがこの「委員からは詫びれば済むことか、言いたいだけ言って注意したら詫びる、そして更に何度も繰り返す発言」というふうになってきたと思います。最後に、また同じことを言っているんですが、「なぜ議員の会社を、沖西建設を指名し続けたのか説明を下さい」と言って、それからも別の質問に入っております。これだけだったかな。ほかにもあった。

（「４段階」の声あり）

◎議員仲間頼信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

ご承知のとおり、懲罰には４段階の懲罰があります。戒告、陳謝、出席停止、除名ということですが、委員の中から戒告が適当であるという声がありまして、一番軽いというんですかね、戒告と決定したわけであります。

◎前里光惠君

委員長の答弁をいただきまして、その中で癒着と結託という発言については本人は取り消したというお話もありましたようにですね、一部は取り消しているわけですね。しかし、この戒告という懲罰を下したという発言は、じゃどの部分の発言だったかと、どういう発言を懲罰に値するということに捉えたのか、あるいは取り消した癒着と結託という発言も懲罰の対象にしたのか。どっちなのかお答えください。

◎議員仲間頼信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

地方自治法の懲罰理由の条項の第134条については「逐条地方自治法」の中で、なお発言をみずから取り消したことをもって既に懲罰事由は消滅したとすることはできないと解するということで、懲罰に値するという意見があり、委員会で決定しました。

また、４つの懲罰の中で戒告になったことは、これも委員会で決定したことでありますので、そのように決定しました。

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

先ほど嵩原弘委員長から報告書が全会一致という意見がありましたけど、報告がありましたけど、これ全会一致でありません。私たちは反対したんですよ。報告書作成には私たち反対したんですよ。これ委員会記録ちゃんと調べて……

（「あれ文案には」の声あり）

◎粟国恒広君

文案にも反対しました。これちゃんと委員会記録ありますので、そのように調べて発言を取り消してほしいと思います。全会一致ではありません。

（議員の声あり）

◎粟国恒広君

文案にこの……休憩で。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時50分）

再開します。

（再開＝午後２時52分）

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

この報告書に関しましては、第７回の委員会の中でみんなに一応確認をとりましたね。その文章に関しては、私と副委員長である粟国恒広議員と事務局でこれについては作成して確認したと思っております。ただ、ただいまの私の説明の中で全会一致と言ったのは、今粟国恒広副委員長が指摘したように賛成多数であったかもしれません。

（「かもしれませんでは」の声あり）

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

じゃ、わかりました。粟国恒広副委員長の指摘のとおり、５対４の賛成多数で決定したと。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

◎議員仲間賴信君に対する処分要求に関する特別委員会委員長（嵩原　弘君）

そのように訂正します。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

次に、本件について仲間賴信君より一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

弁明については、地方自治法第117条の規定により、議会の同意があれば許可されることとなっております。

お諮りいたします。仲間賴信君の一身上の弁明を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時54分）

再開いたします。

（再開＝午後２時54分）

ご異議がありますので、仲間賴信君の弁明を許可することについて挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

お諮りいたします。仲間頼信君の一身上の弁明を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、仲間頼信君の一身上の弁明については不許可と決しました。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時55分）

再開します。

（再開＝午後２時56分）

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

本当に残念な、当事者の弁明の機会が許されないという、本会議においてですね、私は特別委員会の報告の懲罰を科すべきもの、そしてこれは戒告とするというふうな報告に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

今のこの議会でですね、皆さん思い出してください。

（議員の声あり）

◎亀濱玲子君

いいですか。いいですか。その日をちょっと皆さんに思い出していただきたいんですが、あれは本当に本会議の一般質問の最中に大半の議員の皆さんがどどどっとこの議場を出ていったということが象徴的な始まりだったというふうに私は思うんですが、この今回の訴えの事案に対して西里芳明議員は侮辱を受けたとする主張をですね、本会議において今委員長が報告したように水増しして私腹を肥やしている旨の発言について、これは極めて個人的な見解で不当発言であると、そしてこの発言の根拠となる証拠提示がないとなれば意図的に誹謗中傷したということになるというふうな前置きをして特別委員会にですね、ご自分の意見を提出されました。その中の違反であるという根拠がですね、２つあるんですね。この根拠はですね、彼は地方自治法第132条、そして宮古島市議会会議規則第54条に反しているので、仲間頼信議員はこれに処分が必要であるというふうに求めて処分要求書を出しました。ここを思い出していただきたいんですけれど、今委員長がその前段の２つの言葉もここで報告されましたけど、それは懲罰の対象ではないんですね。そのことに関しては、議長が不穏当であるから取り消しなさいと指示をして、これは素直に取り消されているんです。実はこの水増しをして私腹を肥やしているという旨の発言をされているときに、議長はこれについて不穏当であるというその指示は一切行われていません。これについて不穏当であるというふうに発言をされているということに関してですね、地方自治法第132条というのはですね、この言葉そのもの、無礼の言葉、言葉そのものが議会で使ってはいけないような無礼な言葉そのものであるということを指して言っているというふうに解釈されます。そして、宮古島市議会会議規則第54条というのはです

ね、発言は簡明にして、議題外にわたりその範囲を超えてはならないというふうなことなんですよね。なので、これを指して仲間頼信議員の発言が無礼であるというふうな侮辱に値するというような主張というのは、基本的にはこれは当たらないんですよ。

それともう一点、議長はこの間議事の進行においてですね、例えば地方自治法第132条に議場の秩序を乱し、妨害をするというようなことがありますけれど、仲間頼信議員はこの間議長の指示に従って粛々と一般質問を当局に向けてやりたいというのが彼の意図であったというふうに解されます。なので、これについてですね、例えば特別委員会でもそうでしたけれど、数の力で議員の弁明、当事者たる議員の弁明が許されないという議会がですね、特別委員会も含めてあってはならないというふうに私は考えます。なので、彼は極めて当局に対して行政のありよう、そして議員のありようというのを問うた、そのことが彼の一般質問の趣旨であったというふうに解するとき、この戒告という懲罰には当たらないというふうに考えます。

以上、反対の討論とさせていただきます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎池間　豊君

私も今の件に対して弁明をさせるべきだというふうに思っております。

だから、反対された皆さんに対して、先ほど亀濱玲子議員が言ったように、当日を振り返って思い出してみれば、仲間頼信議員が壇上にいるにかかわらず、皆さんがこぞって議場を出ていきました。そして、なおかつ議長も休憩もとらないままに議場を後にして、残された私たちは何十分となくここに座っておりました。そして、その後も懲罰特別委員会、そして資格審査特別委員会というふうに設けられましたけども、これ懲罰特別委員会において私たちがこの発言に対する懲罰なのか、そしてまた私はこういうことも言いました。こういった行動に対する、皆さんがとった行動に対するのは懲罰に値しないのかと。もちろん議場、最初に言ったのは仲間頼信議員であるんだけど、それに対しての後の議場の問題も大きな問題だというふうに思っております。そのこともさておきながら、本人の希望する弁明の申し出も、それさえも受けないと。私は、本当に開かれた議会の中で数の横暴だけでこういうことがあっていいのかなというふうな部分を強く疑問に思うものですから、今仲間頼信議員が申し出たその弁明については本当にやるべきだというふうな思いでありますので、そのことに関して皆さんの反対に対しての意見、討論といたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、賛成の立場から討論いたしたいと思います。

先ほど来ありますように、この特別委員会は西里芳明議員より出た発言に対するものでありまして、もし議場が混乱したことに対する懲罰というものを求めるのであれば、再度しっかりとそういう要求を提出するべきだったと思います。まず、それが１点。

もう一点、亀濱玲子議員が先ほど来言っていた中で、特別委員会の中では仲間頼信議員、西里芳明議員にそれぞれに意見書というものの提出を求めて、その意見書というものが上がってまいりました。その中で西里芳明議員がこのようなことを理由にということを述べておりましたが、それも含めて委員会で議論

をされて、それで今結論に至っているというふうに感じておりますので、結論として私は賛成の立場で意見をいたします。

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに討論はありませんか。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

賛成、反対討論はそれぞれ２名以内というふうに議会運営に関する申し合わせ事項で決まっておりますので、反対討論でしたらできません。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

申し合わせ事項ですから、これは了解してください。

ほかに賛成討論は。ありませんね。

（「進行」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議員仲間賴信君に対する処分要求に関する件についてを挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本件に関する委員長報告は、仲間賴信君に戒告の懲罰を科すことであります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城德彦君）

挙手多数であります。

よって、仲間賴信君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

仲間賴信君の入場を許します。

休憩します。

（休憩＝午後３時05分）

（仲間賴信君、着席）

◎議長（眞榮城德彦君）

再開します。

（再開＝午後３時09分）

ただいまの議決に基づき、これより仲間賴信君に懲罰の宣告を行います。

仲間賴信君に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読いたします。

仲間賴信君に起立を命じます。

（仲間賴信君、起立）

◎議長（眞榮城德彦君）

では、朗読いたします。

（眞榮城徳彦議長、起立）

◎議長（眞榮城徳彦君）

戒告文

仲間賴信議員は、平成26年12月15日の本会議中一般質問において発言中、西里芳明議員に対して水増しして私腹を肥やしている言辞を用い議会の体面を汚したことは、議員の職分にかんがみまことに遺憾である。

従って地方自治法第135条第１項第１号の規定により戒告する。

仲間賴信君は着席してください。

（仲間賴信君、着席）

（「休憩」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時11分）

再開します。

（再開＝午後３時12分）

これで議員仲間賴信君に対する処分要求に関する件については終わります。

次に、日程第９、西里芳明君の議員の資格決定に関する件についてを議題といたします。

本件は西里芳明君に関することですので、地方自治法第117条の規定により、西里芳明君の退場を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後３時13分）

（西里芳明君、退席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午後３時13分）

本件に関し、西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長より報告を求めます。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長、垣花健志。

本委員会付託の「西里芳明君の議員の資格決定に関する件について」は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

１、資格審査特別委員会の設置の経緯。平成26年12月16日、仲間賴信議員から西里芳明議員に対する資格決定要求書が提出されました。内容は西里芳明議員が、市と取引関係にある有限会社沖西建設の取締役として登記簿謄本に記載されている状況から、地方自治法第92条の２に規定する議員の兼業禁止に該当す

るかどうかの資格審査を要求するものでした。

宮古島市議会委員会条例第７条第１項に「議員の資格決定の要求があったときは、資格審査特別委員会が設置されたものとする」と規定されており、この要求書をもって資格決定に関する特別委員会が設置されました。

平成26年第８回宮古島市議会定例会の12月16日の会議において、10人の特別委員が選任され、委員長に私、垣花が副委員長に池間豊委員が就任しました。同日の会議において、「西里芳明君の議員の資格決定に関する件について」は同特別委員会に付託され、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

２、地方自治法第92条の２に規定する該当要件の検討。地方自治法第92条の２に該当するかどうかの判断にあたってはいくつかの検討すべき要件がありますが、判例、行政実例等を調査し、次のとおり判断しました。

（１）宮古島市と有限会社沖西建設の取引が法でいう「請負」にあたるか。法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要でありますが、宮古島市と有限会社沖西建設との取引はこれに該当します。

（２）調査すべき取引の期間。西里芳明議員は平成４年６月から取締役に就任し、平成26年12月16日に辞任しております。この期間は、現在の議員の任期以前からの就任で、今現在はその役職にありません。これについては「今現在その役職になくても現任期中に就任していれば、過去にさかのぼって資格審査の対象となり得る。ただし、前任期中までさかのぼることはできない」とされています。前任期にさかのぼることができないのは、議員の任期は住民の選挙を経たそれぞれ独立・完結したもので、この条項の失職制度は、任期中の失職事由があれば、議員の残りの任期について議員の身分を奪うものであるためとされています。このため調査すべき期間は現任期の始まる平成25年11月13日以降になります。この件は、全委員一致いたしました。

（３）取引の形態について。地方自治法第92条の２の条文を整理すると次のとおりとなります。「普通地方公共団体の議会の議員は」「（イ）当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」又は「（ロ）主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人」たることはできない。

（イ）は普通地方公共団体と取引する者が議員である場合、（ロ）は議員が法人の取締役になっている場合です。

議員個人の場合は取引金額の多少は考慮されず地方自治法第92条の２の該当要件は、その取引が法でいう「請負」に該当するかどうかになります。

議員が法人の取締役等になっている場合は、「主として同一の行為をする法人」にあたるかどうかで判断されます。この「主として同一の行為をする法人」とは、「当該法人の業務の主要な部分が地方公共団体との請負によって占められている場合」とされています。

したがって、市と有限会社沖西建設との取引において、有限会社沖西建設が「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうかを調査しました。

３、審査内容。この事件の当時者である西里芳明議員より、平成27年１月28日、平成27年２月９日に眞榮城議長宛てに資料が提出されました。内容は、西里芳明議員が取締役を示すものでありました。

４、結論。以上の審査結果を踏まえ特別委員会としての意見を集約しましたが、今回の事案は「当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度までに至っている」とまで言えず、したがって、有限会社沖西建設が「主として同一の行為をする法人」には当たらない。50％以上を占めていない。（５対４）との委員の判断でありました。委員の中から審議は尽くされたので採決をして下さい。との意見と、まだ審議は尽くされていない。との声があったが、採決をすることに決しました。委員長は、採決前に50％に達していないとの認識で良いかとの確認を取ったが反対の意見は出なかった為、挙手による採決を行い、「地方自治法第92条の２の規定には該当せず、議員の資格を有する」と決定しました。

５、おわりに。今回「地方自治法第92条の２、議員の兼業禁止規定に該当せず、議員の資格を有する」との審査結果でありましたが、議員が法人の取締役に就任した行為は市民から誤解を受けかねず、ひいては議会の信用を失墜させることになり、今後、こういったことが二度とないように議員として襟を正すためにも倫理条例の制定も考慮されるべきと考えます。資格審査の内容上、慎重審議が必要であることは当然でありますが、議員の資格決定の有無という不安定な問題を長く継続することは、議会運営上好ましくないとの、委員会運営の実際の参考事例もあり、双方の意見の集約が行える状況にないため、やむなく採決により決定致しました。

以上が審査結果報告でありますけれども、４名の議員から意見書が出されておりますので、本文を読み上げて報告させていただきます。

西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会審査意見書。

池間豊、亀濱玲子、國仲昌二、粟国恒広。

１、地方自治法第92条２の規定について、「市からの請負額の割合が50％を超えるか否かのみを基準」として判断したこと。併せてその算出方法も問題である。

「主として同一の行為をする法人」についての判断を、宮古島市と当該建設会社の請負契約については、請負量が会社収益の50％を超えないので問題にはならないとした根拠が不明瞭であること。

採決の際、50％以下と主張する委員からは、占める割合が示されないまま採決されたこと。

審議対象の期間を、「当該議員の二期目の任期（平成25年11月13日）からとしたが、市からの請負契約に伴う収益についてはその日を基準に算出する場合は、当該建設会社の総収入から県や民間を含む、その他の収入に関しても同様にしなければ正確な割合の算出にならないこと。したがって、その期間の収益の全事業内容が明らかにされることが必要であること。

２、半分を超えない場合でも「主として同一の行為をする法人」にあたることについて。

１）当該請負が当該法人の業務の主要部分占める場合。この判断を根拠として東大和市は市との請負以外の請負契約についても判断材料としており宮古島市でも精査する必要がある。

２）その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる場合についても精査する必要がある。等のことから、当該法人の請負契約全体（市以外も含めて）を調査する必要があり、その資料を提出させ精査する必要がある。場合によっては当該法人の責任者を招致し事実確認をする必要がある。

本来、地方自治法第92条の２の主旨は、行政運営・議会運営の公平性を求めるものであり、議員はこれ

を遵守すべきことである。請負量の金額の問題や「主として同一の行為をする法人」に当たるか当たらないかという判断や行政実例などに基づく前に、議員としての倫理性、綱紀粛正を持つべきことが市民の負託に応えるための前提となると考える。

法の趣旨に則り、特別委員会において慎重に審議を重ねたうえで結論を導くことが特別委員会に課された責務であり、数において強引に結論を出した「西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会」は「審議不十分」と指摘する。

◎議長（眞榮城徳彦君）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

◎仲間賴信君

委員長報告の中で、有限会社沖西建設との請負はこれに該当すると。市と有限会社沖西建設の取引はこれに該当する。つまり請負はあったというふうなことを言われていると思います。それから、前任期中までさかのぼることはできないというふうに言われているわけですが、ほかのですね、市では５年間のものでも参考にしているわけですよね。ですから、皆さんがそういう前任期までは問わないというふうなことを、なぜそうなったのか、これも説明していただきたいと思います。

それから、地方自治法第92条の２規定には該当せず、議員の資格は有すると決定しましたと。それでは、沖西建設が平成25年度において３億9,000万円の工事高を委員会に出してこられたと。それで、１億5,000万円近くは宮古島市からだと。ほかに沖縄県や国からの工事はないと。残りの２億4,000万円をどこからどういうふうにされたのか、これを提出するようにというふうな話があられたと聞いております。これは、皆さんがおっしゃっている50％に達していないとする採決を行ったというふうなのにですね、非常に重要なことであって、そういったのはこの議会をですね、重視しているのであれば、委員会で要求してでも、議長を通して要求してでも契約書の提出、それから請求書、領収書とかですね、そういったのを提出させて初めてこれは決定すべきだと私思っているんです。なぜこういったことをやらなかったか、委員長、説明してください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

２件だったと思います。

なぜ前任期のことまで諮らなかったのかというふうな話でありますが、いろいろ意見が出たんですけども、最終的には諮る以前に委員全員で２期目からでいいですよというふうな結論に達しました。

平成25年からの請負のことでありますけども、そのことについては議題としては上がりませんでした。

（「まだまだ」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

質疑もされませんでした。２件じゃなかったですか。

（「市と有限会社沖西建設の取引はこれに該当します。
あったというんでしょう」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

はい、それは。あったということは認めていると思います。

（「この３億9,000万のうち宮古島市から１億5,000万、残りの２億4,000万円はどこからあって。どんなのか」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

それについては質疑もありませんでしたし、議題には上っておりません。

（議員の声あり）

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時32分）

再開します。

（再開＝午後３時32分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

失礼しました。平成25年度の件、そしてもう一点、市の契約のほかに国、県、民間の事業の実績についても書類を求めたいというふうな意見がありましたけども、これは賛成少数で否決されました。

先ほど言いました平成25年のその請け負うことの件につきましては、一応資料として皆さんにお届けをして、今言われた国、県とか民間のことについては、実際今言ったように資料のことについては賛成少数で否決されたということであります。

◎仲間頼信君

委員長はですね､50％に達していないとの認識であったというふうなことを言われているわけですよね。50％かそうでないかを決めるのは、この３億9,000万円から宮古島市の１億5,000万円を引く、残りの２億4,000万円はどこからのものかというふうなこと､これはちゃんとこれをどこからのものかと決めないとですね、どういうふうにして50％に足りないというふうにやったんでしょうか。ですから、これは議会を軽視してはいけない。これは。議会に対してですね、そういう地方自治法第92条の２の規定に該当しないのであれば、それなりに堂々とですね、テーブルにのせて、契約書も請求書も領収書もそうすべきじゃないですか。そうするようにまた議長もそういう諮りをやるべきじゃないんですか。数で物事をやったらだめですよ、これは。ちゃんと証拠に基づいて何でもするように議長もやるべきだと私は思っていました、この前も。そういうふうなやり方でと。委員長、そういうふうにですね、何で契約書とか請求書、領収書を提出しないであなたは50％に達していないというものを決定したのか､これをもう一度答弁してください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

50％についての答弁をしたいと思います。

パーセントについては、どの金額を基準として審議をしていきましょうかというふうなお諮りをして、その中で50％というふうな話が出てきております。これは委員の私からの意見というよりも、委員同士の意見の中で当然いろんな意見が出ております。もちろん先ほど仲間頼信議員がおっしゃったように、その

ほかの国、県、民間の請求書、領収書も含めたものも出すべきだというふうな意見と、いや、これは当該行政、つまり宮古島市との契約を対象にして考えるべきだという意見が出たと思います。その中で……

（「これもう決まっているんじゃないですか。あんたが言う宮古島市だけ対象にするんであれば。100％じゃない」「そうよ」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

いえ、これはちゃんと決算書を出して、その中の決算書はちゃんと資料としては、要するに一番身近な決算書をもとに、そして当選後どれだけの仕事をしたかを諮るというふうなことでありましたので、その辺のところは皆さんにも資料として提出をいたしました。その中で、50％には行っていないというふうな意見もあったんですけれども、要するに何％を基準としてその議論をするかというふうなことで、50％でよいというふうな意見と、これ採決の順序が若干違いますけれども……

（「本来はね、委員長、この２億4,000万をそこでしないで何で50％……」「根拠がわからない、根拠が」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

いろんな事例を資料として出しました。その資料の中で、50％の……

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

とりあえず50％というのを基準としてやりたいというふうなことで、50％をどうやって出したかというのは……

（「答えが出るわけないでしょう」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

50％というのは、いろんな資料を見る中で、確かに兼業禁止の法律ではそれは明示されていないと。しかし、いろんな書類を見る限り、やはり50％を基準でするべきであろうというようないろんな資料が提出されました。それをもとに50％というふうに決したものと私は考えます。

（「何を証拠にやったか」の声あり）

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

契約書は、契約書等は提出されております。

（「委員長、50％の根拠がわからないよ。50％言える根拠が」「わかるように答弁して。不十分だ」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

ちょっと今、休憩していいですか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時38分）

再開します。

（再開＝午後３時42分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

契約書に関してですが、50％の根拠の契約書ですが、これは仲間頼信議員の提出の中から出しまして、そしてその後委員から各市の請負額のですね、契約書も含めた細かい説明資料が出されました。これを一覧表にして委員の皆さんに配付をいたしました。先に50％というのを基準にするということでの決をとった後で、採決をとった後で、それでは50％に、その契約書が50％以上であるかと。最後に、該当するか、しないかの採決をする前にですね、50％以上であるかどうかの確認をしましたら、50％に達していないという、達していると思いますかということに関しての反対の意見もなくて、それでは50％に達していないということでの採決でいいですかということで。

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

ですから、全員に、仲間頼信議員から兼業禁止に当たるんではないかという提出された資料の中から、２期目当選をした後の請負額、そしてそれの中から２期目当選してから入金した額、それも含めて皆さんに資料をお渡しして、その中で諮ったものであります。

（「議長、少し休憩」「議長、休憩。説明になっていないよ、これは」の声あり）

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。今仲間頼信議員の質疑中ですから。

（「少し休憩やってください」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

仲間頼信議員の質疑中ですよ。

（「休憩。疑問があるから」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時44分）

再開します。

（再開＝午後３時45分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

その金額等については議論されませんでした。

（議員の声あり）

（「議長、少し休憩を」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時45分）

再開します。

（再開＝午後３時47分）

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。

（議員の声あり）

（「資料を請求しておいてそれどういうことですか」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

この金額については各議員に提出されましたけれども、これはあくまでもまとめでありましてですね、その前にそれぞれの契約の契約書もきちんともとにしてこの表をつくってあります。この表をもとに、例えばその期間中、２期目当選してからの支払われた金額も含めた契約書をもとにこれは提出されました。その中で……

（議員の声あり）

（「今休憩中だからさ」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

いや、休憩中じゃないですよ。開会中です。

（「ちょっと待って、委員長。ちょっと待ってください。３億9,000万出してきたわけでしょう。沖西建設は。３億9,000万だったと。出してきたわけでしょう」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

決算書の話ですか。

（「いやいや、数字を出してきて、それに基づいて50％ということ判断やったわけです。ですから、３億9,000万のうち１億5,000万は宮古島市から落札しているから、それわかりますよ。契約書もあるわけだから。ですから、残りの２億4,000万は契約書も出してありますかと。請求書も出してありますか、領収書も出してありますか、それに基づいて判断はされましたかということ聞いているんです」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これについては、契約書をもとに資料としては提出をしてございます。今言っている２億4,000万円の話

ですか。今言っているように……

（「宮古島市のを出せると聞きましたか」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

宮古島市からの契約は、２期目当選してからのやつは全部一応提出をされました。皆さんにもお配りをしております。

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

いやいや。

（「分母の部分」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

何を……

（「３億5,000万と出してきて、そのうちで１億5,000万宮古島市のものだからわかるわけです。契約書もあるから。残りの２億4,000万の契約書、その委員の方たちに提示しましたかと」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

それは出されていないですね。一応もう契約書そのものも全部一応は……

（「契約書出なかったんですか」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

契約書提出されました。平成25年、２期目当選してからの契約書は。全部提出されました。

（「それは市以外のものでしょう」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

市以外のものについては……

（「市以外の提出された」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

市以外のものは否決されたと答弁しましたよ。委員の中で、これは当該市町村との契約が……

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

まとめましょう。静粛に願います。委員長、議席へ着席してください。

仲間頼信議員の質疑はこれでいいですか。

（「いやいや」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時51分）

再開します。

（再開＝午後３時54分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

もう一度申し上げたいと思います。

委員全員で、２期目当選してからの請負額ということは決定しました。そして、２期目当選してからの請負の契約書も全部提出をいたしました。そして、その中でそれの対象となるべき決算書、これは平成25年、平成26年の決算書も提示いたしました。そして、その中で、決算書の中でこの２期目当選してからの金額が50％に達していないというふうに結論に達したものと思っております。

それと、先ほど言いました国、県、民間のものについては、当該市町村のものがその対象になるということで、そういった考えで否決されたものと私は考えております。

（議員の声あり）

（「100％と理解していいですか、議長。今の説明」「100％じゃない」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

委員長は、決算書の総額が３億9,000万円あったと。仲間賴信議員がおっしゃるように、宮古島市からの契約が１億5,000万円であったと。ですから、対象になる工事金額はこの１億5,000万円だけですねと。トータルとして３億9,000万円あるから、この１億5,000万円を引いた、この割ったものが50％に達していないので、国、県、民間の分は公表する必要がないと。また、契約書でこれわかるという言い方しているというふうに私は理解したんですけど。

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

何度も国、県、市、ほかの決算書のことが求められますけども、地方自治法では当該普通地方公共団体に対する請負料が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合というふうなことで……

（「何に書いてある、それは」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これは地方自治法です。地方自治法の中で、要するに当該法人は地方公共団体に対する請負料ですから、先ほど言いましたように民間であるとか国、県とかというものはその中には入ってこないというふうに私自身判断をしておりますけども、恐らく委員の皆さんもそのように判断されているものというふうに思います。

（「判断材料、根拠がないよ」の声あり）

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

山里雅彦議員、質疑をしてください。だから……

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「３億9,000万円は決算書ですよ。何の請求ですか」「ですから、３億9,000万円の決算書になるわけでしょ

う。宮古島市から１億5,000万円、残りの２億4,000
万円はどこからですかと」の声あり）
（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。

（「進行」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里　聰君

たくさん質疑したいと思いますんで、漏らさないようにお願いします。

質疑をする前にね、議員必携の中にこういうのがあります。議員の心構え。議員は住民全体の代表者であると。長々となりますけども、これを読んでから質疑に入ります。

「『全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない』。憲法第15条のこの規定は、議員という公職に身を置く者の心構えの基本をうたったもので厳粛に受けとめるべきである。議員は、住民全体の利益のため、法令に基づいて公平にその権限を行使すべき厳しい立場にあるということである。その職務の遂行に当たっては、住民や行政機関あるいは同僚議員との関係でいろいろな問題に当面することがあろうが、そうしたときに想起して判断の基準にすべきものが、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないというこの規定である。議員は、地域や団体の利害に関連する問題について」、これ全国町村議会議長会の発刊ですけども、「町村全体の立場と、いわゆる地方公共団体全体の立場と、地域や団体の立場なり個々の住民の立場の板挟みになって悩み苦しむこともあり、また、いろいろな事業の実施や施設の設置をめぐって地域住民や団体の利害得失が絡んで重大な決断を迫られることがある。そのような場合、序章の議員の職責で述べたように一般的意思すなわち市全体の立場に立っての判断に立つ議員として、勇気を持って住民全体の利益を選ぶべきものである。昔の格言に『迷ったときは、おのれが損するほうを選べ』というのがあるが、選挙をする立場上、ややもすれば地域や一部の利害に目が向きがちである議員にとって、学ぶべき格言と言える」ということがございますんで、お互いにみんなそういうことに立ちながら理解ができれば今のような問題も出てこないのではないかということを申し上げながら、委員長に質疑をしたいと思います。

たくさんございます。まず、審査すべき期間、今委員長の説明しているものがどうも分母と分子がこんがらがって理解できません。つまり今問題となっている西里芳明議員の任期は平成25年11月13日以降、そしてこの問題が発覚したのが平成26年12月定例会であります。決算は……向こうの決算は６月になっていたのかな。決算期が違うのであれば、皆さんは議員の任期だという形で言うんであれば、平成25年11月13日から発覚したまでのその会社の総売り上げを幾らと出させる。その中に国、県、そして当該市、民間との契約が幾らあると、そういうものを提示してじゃないと、50％以下だった、50％以上だった、これ反論できないんじゃないですか。いわゆる６月から７月までの決算の会社のもの、トータル金額これだけですよと言って、じゃ該当するその間に請け負ったと言ったら11月以降にしかならないと、そんなでたらめなものがあるんですか。要するに期間をどこからどこまでと決めるんであれば、その期間における会社の受注

額、それの内訳、これを全て市民に公表して初めて50%に足りないということをみんなに示したら皆さん理解するんじゃないですか。まず、このことについて委員長に答えてもらいたい。

そして、50%以下だった、50%以上だった、それは議会で数で、多数決でやるものですか。これについても答えてください。誰もここにいる26名の議員、西里芳明議員はやめろと思っている議員は一人もおりませんよ。おりませんよ。ただ、今論議されているものが本当に確かなものとしてこれ議論されているのかと。本人の立場に立ってやっても、自信があればそれを全部出して議論して、そしたら市民だって納得するでしょうよ。なぜそれを隠すんですか。それについてもお答えください。

次、報告書の結論で、「当該請負が業務主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度までに至っているとは言えず」という判断をしております。これは、何を根拠にしてそれに至っていないという判断するんですか。それもこの場で出してください。答弁で言葉だけではなくて、関係する資料も提供しながら答弁してください。

次に、２月19日の委員会を終えて「兼業禁止に該当と判断」という新聞の報道がございました。21日に垣花健志委員長は、「私たちは、まだ該当すると判断したわけではない」、委員長という委員が言いわけをするような会見がございました。委員がするんであればいいですよ、あるいは委員長が個別で１人でやればいいんですよ、何でここに委員長と委員が一緒になって新聞に報道された先日の会議を打ち消すような、そういう委員会の会見をするんですか。これについても説明ください。

次に、マスコミ各社の取材に対して、「拙速な部分はあったと思うが、委員の意見にはある程度従わないといけない部分もある」という報道がされております。委員長は、まだ論議が足りない、拙速と自分で思っていながら、委員がもう採決してと言ったら、それに従うんですか。いや、優秀なベテラン議員の委員長だったらそんなことしないと思うんですけども、これは自分の判断でするんじゃなくて委員の判断でするのか答えてください。

もう一つ、「あと１回くらいは委員会の開催があってもいいかなという気持ちもあるが、多くの議員が決着すべきだという方向に向いていた」と。これどういうことですか。これ委員長が発言する言葉ですか。これについても答えてください。

もう一つ言いましたね。「本当は数字を確認したかったが、話の中で50%以上はないとの主張があり、その認識のもとで結論を出してよいと判断して結論を下した」と。つまりそういう意見があるから、数字とか、そういうものを確認しないで、その認識で決断をしたということですよね、その発言は。委員長みずから本来この期間における契約額が幾らで、パーセンテージだったら幾らになるのかということは、委員長自体これ知っているんですか。この言葉から見ると、それも知らないで決断を下したということになっている。そして、委員長は、最後に「倫理条例のようなものをつくればいいと思う」と話している。今後についてですね。何で、今のままが正せなくて今後の倫理条例つくればいいという。今を肯定するんだったら今のままでいいんじゃないですか。今のままに疑問があるから、「倫理条例つくる」と委員長は言っているんじゃないの。言っていることとやっていることがもう矛盾だらけですよ。

まず、１回目の質疑はこれまでにしたいと思います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

新里聰議員の質疑にお答えしたいと思います。数が多いので、全部答えるつもりですが、漏れがあった

ら指摘をしていただきたいと思います。

まず、審査の期間でありますけれども、これは委員全員で先ほども申しましたように２期目当選してからでよいというふうに決しました。その前のものというのに関しては、とりあえず、とりあえずというよりは沖西建設のほうから１期目当選してからの資料も提出はされました。

数で決定したことについてですけれども、どの議会でもやはり最終的に議論が平行している場合は賛否をとるのが当たり前だと私は思っております。そういう意味では、極めて民主的に最終的には決定をしたものだと私は考えております。

次に……

（「議長、ちょっと待ってください」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

今答弁中ですから。

（「答弁中ですけども、質疑にまことに答えていないから、そこをただしたいので」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

それは、休憩をとって後で指摘してください。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

いやいや、降壇してから。委員長が。そういうふうにやりましょう。

（「質疑に答えていないじゃない」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

いやいや、ですから……

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

もう一度言います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

答弁してください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これを数で押し切るような話があったので、数で物事を決めるのかというふうな話があったので、私としては最終的には議論が平行線の場合は当然賛否をとって多数決で決めるしかないのではないかというふうに答弁をしているわけであります。

次に、売り上げを隠すのかというふうなことでありますけれども、資料に関しては先ほど言いましたように２期目からというふうなことではありますけれども、資料そのものは１期目当選してからの決算と売り上げも全部提出をいたしました。

次に、50％に至っていないという、なぜそういうふうに結論したのかというふうなことでありますけれども、これは私が決めたことではありませんで、要するに50％に至っていないから結論を出してほしいというふうな委員の申し入れがあって、「50％に達していないということでよろしいか」と言ったときに、委員の誰からも反対意見であるとか異論が唱えられなかったので、50％には達していないという見解のも

とで結論をとりたいということで採決をいたしました。

マスコミの件についてでありますが、この件に関しては正直申し上げて、私自身まずマスコミを見たときにもう既に決定したような報道になっていたので、これは決定はされていませんよというふうなことを申し上げるために、結構時間はかかりましたけれども、その中で５名の委員の皆さんもこれはもうぜひちゃんとマスコミに話さなければいけないというふうなことで会見をしたということであります。私自身正直ちょっと迷った部分もありますけれども、その件に関しては私自身も委員長としてやっぱりまだ決まっていないものを決まったことのように認めるというのはこれはいけないと思ったので、私としては会見をしたということであります。

次に、拙速であったという私の発言についてでありますが、これに関しては実は８回目の委員会のときにですね、本来であるならやっぱりパーセントを出すべきではなかったかというふうに思います。それと、これはそのパーセント、実際２期目からの売り上げと決算書分野での中でこれが何％かという確実な数字を出すべきでなかったかという思いもしますけれども、この辺が拙速のうちの一つですが、本来であるなら出すべきだったかもしれない。しかし、あのときにパーセントを出しましょうかというふうな中で、いやいや、もう50％を切っているんだからというふうな話で、そういう中で、「じゃ皆さん、50％は達していないという認識でよろしいですか」と言ったときに、先ほども言いましたけれども、どの委員もこのことに関しては異論を唱えなかった。それで、採決をしたということ。

もう一つ、実は意見の中で、採決をとる前にですね、抵触しているという方の意見、抵触していないという方の意見を２つお伺いするときに、抵触をしているという方の意見は一つも出ませんでした。そのかわり抵触をしていないという委員の意見が２件出ました。そして、私はそこでその諮るべきものを、できれば抵触していないと思う方、していると思う方両方諮るべきだったと思ったんですが、結局しているという方の賛成の意見がなかったので、この１つだけを諮ってしまった。これが私としてはちょっとこの辺は拙速だったかなというふうな私の。拙速な部分というのはそのことであります。

あと１回あったほうがよかったんではないかというのは、一応委員長という中立の立場の中において、非常に賛成をした、その達していないという委員と、抵触をしていないという皆さんと抵触しているんだ、もっと議論をすべきだという方がたくさんそういう中で意見があった中で、もう一回ぐらいはあってよかったのかなというふうなのが正直な私の気持ちであります。

倫理条例についてでありますけれども、この倫理条例については会議中にですね、委員の中からそういったものを出すべきじゃないかというふうな意見も出てきまして、私自身としてもやはりできればこのような問題が二度と起こってほしくないという意味では、やはり議会改革の中でそういったものも考慮していいんではないかと、私はそれを考えたので、そのように報告として書いたということであります。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時18分）

再開します。

（再開＝午後５時03分）

先ほどの新里聰議員の質疑に対する委員長の答弁から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

堂々めぐりのような状況もあって、私の答弁もまずいかもしれませんが、まず決算書を見る場合にですね、これは議会運営の実際のようなものの中で、まずは何をもとに計算をするかということですけれども、まず最初から読んでみますけれども、「この法人の１事業年度における全業務量の50％以上が当該団体との請負である場合は」、当該団体ですよ、「明らかに兼業禁止に該当する。この割合は直近の決算書で判断する。50％以下でも事情によっては該当するかのかような見解もあるが、議員や事務局が判断する基準としては明確な数字、50％しかない」というふうなことで、身近、決算書で判断をするということが我々としては資料の中からその判断をしてきたところであります。ただ、当選をしてからということで、その決算書がですね、前年度の７月１日から６月30日ということで決算になっておりますので、その決算が、先ほど仲間頼信議員も言っていたと思いますけども、３億9,960万7,000円というふうな額でありますけれども、そしてじゃ当選してから12月までのというふうな話でありますけれども、そうすると決算が２期にわたってしまうということも含めて、その決算はまだされていないという状況なので、やはり資料に基づいて一番近い決算書に基づいて行うというふうに判断をしております。

そして、とりあえず金額をですね、こちらで申し述べたいというふうに思います。平成25年12月11日に１億240万円、これは……

（「何年何月」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

平成25年12月11日です。これが入金後市から支払われた額です。平成26年４月30日に……

（「委員長、１億と言いましたけど、1,024万円」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

どうも失礼しました。申しわけありません。

もう一度読み上げます。平成25年12月11日には1,024万円の支払いを受けております。

次に、平成26年４月30日に3,544万5,750円を市から受け取っております。その次に、平成25年12月25日に5,769万2,000円の額で市から受け取っておりまして、その２期目当選してからの額が１億337万7,750円になります。これを対象決算額の３億9,900万円余、約４億円からしますと約30％になるというふうな……

（「違います。そこから任期外の１と４を引かないといけません」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

そうすると大分少なくなってまいりますけれども。これは、私がそれを計算したというより、委員に提出をして委員のほうでこの算出をしたということでありますから、その辺のところはご理解を願いたいと思います。

（「委員長、私らはその計算が合わないよということをずっと言い続けていますよ」「指摘してきた。計算が違うんですよと」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

先ほどから何度も申しておりますが、新里聰議員の質疑の中で、それはやはり国、県、民間の売り上げも加味しないといかないんだというふうな話でありますけれども、この資料についてはやはり当該市町村が対象なので、それについては資料を求める必要はないということで、委員会で採決をとって、その資料はとらないということで決しました。

（「議長、休憩求めます」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後５時08分）

再開します。

（再開＝午後５時11分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これは、仲間頼信議員が提出したものも含めてですね、その11月当選してからの各事業契約書、なおかつ契約書のみならず議員になる前から契約をしていて、そしてその金額を市から請け負った額も含めた報告をさせていただきました。

もう一度申し上げます。平成25年12月11日に1,024万円、平成26年４月30日に3,544万5,750円、それと平成25年12月25日に5,769万2,000円。この額は１億337万7,750円になります。そして、実は非対象額というのがありましてですね、対象決算額を任期中の決算額で引きますと、この平成25年９月11日の3,487万6,000円と2,480万円というふうなことで、それともう一つで、２つ……そういうものを引きますと約30％になるというふうな数字を出してあります。先ほども言いましたように、私がこの金額を策定したものではなくて、これ委員がいただいた資料の中からその数字を出しているということです。

（「じゃ、別の委員が決算書出したというの。誰が出したんですか」「その当時の契約書をお願いしますよ、委員長」「委員長、この計算誰が出したの。誰が出したんですか。把握していないの」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

ちゃんと本当は質疑を受けたいんですが、今池間豊議員の発言ですけども、同じものが提出されましたから、池間豊議員としては何％として計算されたんですか。

（「誰に聞いているんだ」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

池間豊議員に聞いている。何であなたが言うの。池間豊議員がそう言っているから答えている。

（「こっちは計算していないから、計算の根拠を示してください」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

なぜ計算されなかったんですか。当然委員の皆さんには計算をしてくださいと資料上げているでしょう。

◎議長（眞榮城徳彦君）

いや、委員長。委員長。

（議員の声あり）

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後５時14分）

再開します。

（再開＝午後５時17分）

◎新里　聰君

納得できませんよ。だったら資料を提供して、精査する時間を下さい。

（「50％以内とするという根拠の資料を頂戴よ。契約書」の声あり）

（議員の声あり）

◎新里　聰君

理解できる説明してくださいよ。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

理解できる説明を。

（「市民にも説明できる資料下さい、じゃ。答弁してくださいよ」の声あり）

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

質疑を進めましょう。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

この状況では……

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後５時17分）

再開します。

（再開＝午後５時25分）

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

確認をしたいと思います。

何に答えるんですか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後５時26分）

再開します。

（再開＝午後５時26分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

今出せないという理由ということですけども、これは当該団体、要するにここで言う宮古島市とのですね、契約がその兼業禁止に当たるかどうかというのが対象であって、他の市町村、民間のことまでそれをその審査の中に入れるというものはありません。いろんな形の中でそれがあるし……

（議員の声あり）

（「黙って聞きなさい」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

直近の契約書であるということも先ほどきちんとその専門家のあれで話しました。出せない理由は、出せないというよりも、要するに審査をする必要がないと判断されたと思います。これは私が言ったわけじゃなく、それは委員会の中でこれは……

（「それは多数決でしょう。多数でしょう」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

黙って聞きなさい。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これに関しては、要するに地方公共団体との請負であるので、そのことに関しては資料を求める必要はない、審査する必要はないということでの結論だったと思います。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後５時28分）

再開します。

（再開＝午後５時42分）

ただいまは質疑の時間ですから、質疑をしましょう。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

新里聰議員、ご協力よろしくお願いします。

（「議長、それ答えになっていない」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

答えになっている、なっていないは議長が判断するわけにいきませんので。委員会の報告どおり決定の報告するのも委員長の役目ですから。

（「進行お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

新里聰議員、ほかの質疑をどうぞ。

◎新里　聰君

非常に不誠実な、自分の主観がたくさん入った答弁で、理解ができない。それは、分母があって分子のある話で、期間が定まって、その期間内を数字は出して説明するべきであって、そしてそこにある契約書が市との契約書、これだけだと言って残りの契約書を見せないと。それをどういうふうにして、信用やれといっても信頼できるんですか。そんなことを言ったら大変失礼かもわからんけど、数字は自分の有利に、そういう全体の資料を見せれば有利なように書きかえることだってできるじゃない。偽りも何もなければ、そのまま出して何も問題ないじゃない。そしたら、議論のときにもこういった堂々めぐりの議論じゃなくてすんなりいくじゃない。何でそういうものを拒むんですか。どこの偉い先生から習ってやっているかもわかりませんけども。

（「契約書が必要と思うけど、その契約書を提出する根拠をね、ちゃんと持ってくる、これ必要だよ」の声あり）

◎新里　聰君

ちゃんと証明するようなものを持ってやったら、誰もここで文句は言いませんよ。その証明がされていないじゃない。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

委員会でその証明していないじゃない。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

全てはここから始まっていくのかなと思うんですけども、類型的にこれが高いと認められる程度までに至っているとは言えないという判断。それをもう全ては50％だと。自分たちが計算してみたら30％だと。どういう内容で計算したかわかりませんけど。でも、判例の中には、二十数％が四、五年続いただけでも類型的にそれが高いと出されている判例もあるじゃない。要は議会で議論して、議会が問うのは、これが地方自治法とか、議員の資格についてですよ、地方自治法だとか公職選挙法とか、そういうものに抵触する可能性があるのかどうかを議論するんであって、先のことは、裁判所であろうがどうしようが、その先のことであって、議会で議論するのはそこでしょう。法律に、地方自治法に50％まで書いてあるんですか。判例を……

（議員の声あり）

◎新里　聰君

ちょっと待ってください。判例を、自分の有利な判例だけを適用するというのはどういうことですか。それについても答えてください。

私は、こういう議論がされて全く双方の言い分がかみ合わない、いわゆる新聞報道でもあるように委員会では数で押し切ったと、最終的には議会は数の問題ですけども、でもそういう形で人の人権、議員の資格というものが問われるというんであればこれ大変なことだと思うんで、委員長としたらこの議論、取り

下げてもう一度議論をし直すということを考えないのか。そのことについてもお答えください。

一応２回目の質疑終わります。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

何度も申し上げていると思いますけれども、まずは50％というのから、いろんな判例、そういう専門家の解釈をした資料に基づいて読み上げてみたいと思いますけれども、「50％については一応の判断基準を示したものであり、50％を超える場合は明らかに法に該当すると言っているのであり、50％を超えない場合は該当しないとは言っていないとの見解があります。が、やはり50％が重要な判断基準になるものと解されます。特に議会の審議においては具体的、明確な資料が判断の基準になります。このため、個々のケースに即して判断するとか、請負額が50％以下であっても他の要素によっては該当する場合があるかと言われても、この認定は個々の議員によって異なり、多数派議員の意見により左右されることにもなりかねませんので､議会としてはやはり50％を基準として該当の有無を認定することが最も妥当だと思われます」というふうに書いてあります。

もう一度申し上げますけれども、先ほどこの辺も含めて言いましたけれども、その50％の割合というものは直近の決算書で判断するということでありますので、この辺のところをご理解いただきたいと思いますし、もう一つ、もう一度委員会をという話がありましたけれども、正直申し上げて、最後のほうにも書いてありましたけれども、いろんな意見が出てくる中で平行線というのがありましたので、仕方なく賛否によって結論を出したということであります。50％について、先ほども言いましたように、先ほど拙速の部分の話の中でこれをちゃんとパーセントを出すべきではなかったかというふうに私は思ったというふうなことでありますけれども、これは委員会を進めていく中で一部の議員がもう議論は尽くされたと、どこまで行っても平行線なので、結論を出していただきたいというふうな話だったので、結論を出す前に「皆さんは50％行っていないというもとでの決なんですか」というふうに申し上げて、そしてなおかつ先ほどお話しした資料でですね、やはり議員の中には、「いや、30％ぐらいだよ」というふうな話もありました。そこで、「それでは、50％満たないということでよろしいですか」と確認をしたところ、議員の誰ひとりも異論を唱えなかったということであります。ただ、はっきり言って、あのときに異論が出ておればもっと変わった形になったかもしれませんが、それはもしもの場合でありますからいいとしても、やはり私としては50％に満たない、基準は50％というふうに採決で決まりましたんで、50％に満たないというふうな形だったので採決を諮ったということと、もう一度申し上げますけれども、この基準になるものは当該市町村の請負額であります。もし、私からのお願いをしたいと思いますけれども、そうじゃなくて国、県、民間の資料も審査の対象とするべきだという資料がありましたらぜひ、私から言うのもなんですけど、この場で出していただきたい、皆さんがおっしゃるように。これは、ちゃんとその資料に基づいて私たちとしては審査をしてやってきたわけでありますから。

（「正しいこと言っているよ。50％にならない理由の裏づけの２億4,000万円を出してきたらわかることだ」
「議長」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後５時51分）

再開します。

（再開＝午後５時56分）

◎新里　聰君

いやいや、証明するものがない、議論の入り口でもうとまっているわけよ。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

委員長は、これで答えはもう言いましたということを言っているんですけど。どこかで折り合いをつけないと前に進まないです。

◎新里　聰君

こんな不誠実な議論の中に折り合いがつけるのかな、議長。報告書読ませていただいているんですけども、地方自治法第92条の２についてはいろいろとありますが、全く触れられていない部分、いわゆる公職選挙法で言う第104条、先ほども申し上げた第235条、届け出に虚偽があったら２年以下の禁錮、30万円以下の罰金、これも議員の資格を審査する委員会の役割ですよ。そういったものも審査されないで何が委員会の報告ですか。議員の資格とは、いろんな立場から議員の資格を審査するのであって、そういったことから見ても全く審査不十分ですよ、これ。足りていない。選挙管理委員会は選挙管理委員会の意見を出そうが、議長は議会の意見を出すべきですよ。

（「出しているじゃない、議会でもちゃんと」の声あり）

◎新里　聰君

何も出ていない、報告書。どこに報告書に書いてあるんですか。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

どこに書いてあるんですか。

◎議長（眞榮城德彦君）

これ報告書ですよ。これ公文書ですよ。

◎新里　聰君

どこに報告書に書いてある。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

審査結果報告書と載っていますよ。

◎新里　聰君

審査結果報告書に載っているんですか。

◎議長（眞榮城德彦君）

載っていますよ。

（「載っていない、報告書は」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

何でこれがないわけ。

◎新里　聰君

そういうものもひっくるめて審査をするのが資格審査の対象であったというふうに思うんですけども、その間の流れを聞いていたら、ここは地方自治法だけを議論すればいいと、これもまた押し切られたということになっていますよね。委員長、その実態はどういうふうになっているんですか。その実態。公職選挙法。

（「それは選管が……」の声あり）

◎新里　聰君

選挙管理委員会は選挙管理委員会の役割、議会は議会の役割。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

資格審査、当該議員の身分にかかわることは全て審査すべきでしょう。何で皆さんが勝手にそれを選挙管理委員会の仕事だと。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

選挙管理委員会はやっても、議会でもこれ判断下すべきですよ。

（議員の声あり）

◎新里　聰君

議員としての。委員会としての。役目ですよ。答弁してください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

第235条、公職選挙法の話が出ておりましたけれども、我々は兼業禁止について審査をしているのであって、公職選挙法についての審査はされるべきではないというふうに私は理解しておりますし、委員の中でその話も出ましたけれども、我々としては兼業禁止を審査するべきだというふうに思っておりますので、この件については触れておりません。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後６時01分）

再開します。

（再開＝午後６時02分）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

委員長報告ではですね、地方自治法第92条の２の規定に該当する議員の資格を有すると決定しましたと報告されています。これをそういうぐあいに導き出したのがいわゆる地方自治法第92条の２ではなくて、あくまでも判例に基づいてやったというのが報告されています。もう皆さん方、資格審査特別委員の皆さん方は法律をかなりその間勉強したと思うんですけど、法律には成文法というのと不成文法というのがあ

ります。成文法というのはですね、ちゃんと規定があるようにね、文章で書きあらわされ、一定の形式及び手続に従って公布されている法をいい、不文法に対する言葉で、不文法というのはですね、判例法とか慣習法のほうですよ。日本の法律は成文法によって成り立っているというのがちゃんとあります。ですから、この場合の成文法というのはですね、地方自治法第92条の２項なんですよ。それについて審議がされたかどうか。ちゃんとこれがもう正式な法律ですよ。正式な。しかし、不文法に基づいて、皆さん方は判例を持ち出してきてやっている。これは日本の法律の解釈とは相入れないもんがあり、どうしてもこの成文法に基づいて判断ができない場合に裁判所の判例として判例が出てくるんであって、これがひとり歩きして成文法を上回るということはないというのが法律家の見解であります。さっきから専門家、専門家と盛んに言っているんですけどですね、この議員の兼業に関する資格の問題についてはですね、我々はよく講師として招いて勉強してきた中島正郎さんが「議員」という本、これはぎょうせい出版社から出ている「議員」というタイトルの本の中にこれに触れたのがあります。簡単に言えばですね、議員が請負禁止規定に抵触すれば失職するかということで、「１、議員は特別職の公務員であり、公正な職務を遂行する責任がある」とあって、次にですね、「そこで、議員個人の場合は金額の多寡」、多い、少ないね、「多寡、業務量の多少、請負関係の長短」、短い、長い、これはもうさっきから期間がもめているんですけど、こういうのを「一切問わず、その府県あるいは市町村と請負をすることはできません。たとえ１件のみであってもあるいは少額のものであっても、地方自治法の請負条件に立つ限り一切禁止されています」と。あとは簡単にしますけどですね、こういうような、今度はですね、これを先ほどから出ている法文の解釈、これについてですね、この請負額の問題についてもですね、「最近法人の決算額より判断して当該団体から受ける請負金額が当法人の総所得50％を超えているようなときは、ほかの事情がどうあろうと禁止規定に該当すると解されていますが、確たる基準ではありません」、これは法律の専門家も、判例にもそういうようにありますよね。だけど、やはりもともと請負禁止規定はね、予防的効果において意味があるとされ、決して具体的にこの規定を運用して議員の失職を招くことを目的としたものではなく、この規定の存在によって不詳形態の発生を未然に防止して市町村の経理の公正さを基礎とするものだと。これは法の趣旨ですよね。だけど、成文法か、不文法か、これ成分法という法律であって、皆さん方が主張している50％の根拠というのはですね、その時々の請負禁止に対する裁判に訴えられた場合の裁判所の判断の判例であって、その判例といえども50％と言ったり、東京都の東大和市みたいに47％だったりあるいは三十何％も、しかしそれは請負禁止をそんなに左右するもんじゃないと。地方自治体の議会において判断して決めるというのがうたわれているんですよ。ですから、我々はその皆さんがかなり主張している、さっきからもめている請負金額のパーセンテージではなくてね、あくまでも法律という、地方自治法第92条の２に従って、議員の請負禁止に対する兼業禁止ね、この条文に基づいて判断されるべきであって、その点は委員会においては十分に検討されたかどうかという質疑をしたいと思います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

成文法とか不文法とかという話は全然出ておりませんでしたけれども、50％というのは、50％を基準として考えたいというのは委員の中から出てきた意見で、そしてそのことについても特別反論がなかった中で、50％でよろしいかということに対しても……

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

私は、委員長としてちゃんと委員会を進めながら、このことについてというふうにきちんと皆さんといる中でこのことについて諮りますということで諮ってやってきているわけです。「それはもう議論は尽くしたから、採決をしてほしい」という声もあるわけです。皆さんのほうは、それはまだまだだという意見もあります。そういう中で、委員長としてはやはりじゃどうするかという中で、大方の意見がもう結論を出すべきだと、もう十分７回も８回も話し合ってきたでしょうというふうな意見の中で採決をとるしかなかったということでありまして、これは当然、数をどうのこうのと言いますけど、当然採決する際は数の多いほうにこれは行くのが当たり前だというふうに思って、これは民主的にされたというふうに考えております。

そして、新城元吉議員もおっしゃいましたけれども、これは議会が判断すべきだという意味では、まさにその議会の判断という意味では多数の委員が挙手をしたように、やはり50％でよいと、基準が50％でよいというふうなことで採決を見たわけであります。そして、その後に、先ほど言いましたように、では50％に行っているかどうかというふうな基準の中で、50％に満たないという認識のもとで採決をとったということであります。

◎新城元吉君

「成文法に基づくちゃんとした立派な法律のもとに判断をしなかった」と今答弁しましたね。委員会の中で、どうして法律、地方自治法第92条の２について触れるか、触れないかという話し合いがなかったかどうか。もしあったとしたら、どういうぐあいにどの程度出たのか。聞いてください、委員長。高吉幸光議員、議長の許可なく席を立つなよ。

（議員の声あり）

◎新城元吉君

成文法に基づくちゃんとした法律、これを話し合わないで、何でいきなり不成文法である判例を持ち出して50％とか30％、どういう……そういうことばかり話し合ったんですか。どうして本当の法律に基づいて、地方自治法第92条の２、何度も言うように、どうしてこれに基づいて委員会が進行しなかったんですか。それを聞いているんですよ。だから、ここではですね、何度も申し上げるように、議員の場合はね、「金額の多寡、業務量の多少、請負期間の長短一切問わず、その府県」、府、県ね、「市町村と請負をすることはできません。たとえ１件のものであってもあるいは少額のものであっても、地方自治法の請負関係に立つ限り一切禁止されています」という、そういうようなね、第92条の２に対する解釈なんですよ。だから、こういうようなことも何で話し合われなかったかというのが非常に疑問ですんで、いわゆる成文法である地方自治法の規定はどの程度話し合われたかと。どの程度ね。答弁願います。

（議員の声あり）

◎新城元吉君

関連記事があるさ。法律だもん。

◎議長（眞榮城徳彦君）

答弁してください。正式な質疑ですから。

（「地方自治法をどう解釈したかよ」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

我々としては、報告書にありますように、地方自治法第92条の２に規定する該当要件の検討というふうなことで報告書に書いてありますけれども、地方自治法第92条の２に該当するかどうかの判断に当たっては幾つかの検討すべき要件がありますが、判例、行政実例等を調査して次のとおり判断しました。

宮古島市と有限会社沖西建設との取引が法で言う請負に当たるかということ、請負は一定期間にわたる継続的な取引関係にあることが必要でありますが、宮古島市と有限会社沖西建設の取引はこれに該当するというふうに委員会としては決しております。

（議員の声あり）

（「議長」「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後６時15分）

再開します。

（再開＝午後６時17分）

◎新城元吉君

先ほど答弁があったように、地方自治法第92条の２、いわゆる兼業禁止については十分検討したと。検討した結果、「検討しました」と答弁しましたね。検討したと。また、これにも書いてあるよね。これは、該当するかどうかをするについて判例、行政実例等を調査して次のとおりしたというように文面で述べられているんですけど、この判例とか行政実例、行政実例に至ってはずっと本を、いわゆる成文法に対してはかなり下級な法律ですよ、これ。本当の……判例だってこの積み重ねでもって、適合しない成文法が見つからない場合に判例は適用法として機能するんであって、成文法がちゃんとある以上は、判例法を持ち出してね、いわゆるこの審査をするということ自体がもう根本から間違っている。ちゃんと成文法に基づいて、地方自治法第92条の２に抵触するかどうかというものを判断すべきだったんですよ。何が50％が40％、こういうようなね、ずっといわゆる判例法に基づく不文法に基づいて法律を解釈しようとした、もうそこに、さっきからも堂々めぐりの議論があって、あくまでも法律に純粋に従えば簡単に解決すべき問題なんですよ。さっきの議員の資格云々についてもですね、やっぱり議会が判断することですから、これは公職選挙法に基づいての判断も十分に本当するべきだった。なぜそれもしなかったかなという疑問は、いわゆる委員でない一議員としては非常に不思議でしようがないと。別にいずれにしても、何度も言うんだけど、何でちゃんとした法律に基づいて最初からこれを論議しなかったかという点が非常に不思議でしようがないんです。簡単なことなんですよ。法律に違反しているか、していないか。簡単でしょう、判断は。その判例に基づいた判断に持っていこうとするから無理がある。ここに数の力、そういういろんなのが働く。しかし、純粋に法律に基づけば、１人であろうが10人であろうが、法律は法律でちゃんと判断も決まるんですよ。そういう思いで受けとめているんですけど、委員長、どういう思いでこの法律を受けとめているんですか。成文法に基づく法律を。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

大変申しわけありませんが、同じ文言の朗読になると思いますけれども、この50％というのに関しては、今新城元吉議員もおっしゃいましたように、議会で判断すべきという部分で言うと、50％でよいとした委員の皆さんは私が先ほど読み上げた「議員が当該団体と請け負いしている法人の役員に就任しているとき、その請負額が全事業量の50％以上を占めるならば兼業禁止に該当します」と。「50％以上であるかにおいては」、この辺で決算書の話が出てきていますけれども、要するに50％に行かなくても場合によっては兼業禁止に該当する場合もあるけども、でもやはり基準としては50％を基準とすべきだというふうなものがありましたので、これは議会という意味も含めてやはり委員の皆さんがそのように判断をしたというふうに私は考えております。

（「じゃ、ちょっと休憩してください」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後６時22分）

再開します。

（再開＝午後６時23分）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私もきょうですね、この報告書をきょうもらいました。そして、中身を吟味するということで委員会持ったんですけども、時間がないということで、そのまま原案で出ております。ですから、私はこの報告書に対して、委員会での意見が通っていませんので、それと疑問に思う点もありますので、この場で質疑したいというふうに思います。

まず……

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

國仲昌二議員、ちょっと待ってください。ちょっと今着席してもらえますか。所属議員がですね、本会議において同じ委員会の質疑をするということは慣例上適当ではないということになっているんですね。

◎國仲昌二君

いや、報告書の件ですけど。

◎議長（眞榮城德彦君）

いや、だから報告書はあなた方委員会が決定した報告書ですよね、これは。

◎國仲昌二君

反対。反対しています。

◎議長（眞榮城德彦君）

だから、反対意見もちゃんと載っていますし。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

いいですか。

（「この委員会はね、特別というのがついているから、
通常の常任委員会と違いますよ。だから、１つの常
任委員会の場合は、今議長が言うようなこういう慣
例も当てはまるけど、特別なんだから」の声あり）

（議員の声あり）

◎國仲昌二君

この報告書は委員会できちんと審査すべきだということで、私たちは事務局を通して委員長に開催の要求をしました。それはおとといかきのうかちょっとはっきりしないですけども、そしたら開催する必要はないということで、きょう朝これを見て、要するにすり合わせをしたいということで見たんですけど、私が見たら報告書になっていないということで、いろいろ意見を言ったんですけど、時間がないということで、そのころ来ているんですね。十分時間もとらない、議論もしない中で委員会が多数決で決めたということで、私の意見が言えないというのはちょっと納得いかない。

◎議長（眞榮城德彦君）

いや、でも國仲昌二議員、これちゃんと意見書を提出しているんじゃないですか。同時に。

◎國仲昌二君

いやいや、そこの部分じゃなくて、委員会の中で指摘した部分もあるんですね。ところが、指摘した部分は無視されて、結局原案で出ているんですよ。ですから、私が委員会で言った意見は当然出ていないです、これには。時間がないということでそのまま……

（議員の声あり）

◎國仲昌二君

それでですね。これで、じゃきのう委員会を開いていれば、ちゃんと時間をとってやっていれば私らの意見も取り入れられたはずなのに、それをやらないでおっていきなりきょう持ってきて、きょう短い時間の中で審査しなさいと言われても中身を精査する時間もない。そして、意見を述べろということで述べ始めたら、結局１時半の本会議だということで、採決しかないということになったんですね。私の意見をじゃどこで言えばいいのかなという気持ちです。

◎議長（眞榮城德彦君）

いや、あなたの意見は委員会の中で言われたと我々は理解しますけども。

◎國仲昌二君

いえいえ、そうじゃなくて、この……

◎議長（眞榮城德彦君）

いやいや、例えばじゃ……

（「委員長報告に対する意見だったら言えるんでしょう」
の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

いやいや、これはね、今池間豊議員が特別委員会だから言えるという意見なんですけども。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これ國仲昌二議員、意見書が出ていますよね。

◎國仲昌二君

はい。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これの内容以外のことをここで言いたいということですか。

◎國仲昌二君

はい。

◎議長（眞榮城徳彦君）

わかりました。認めましょう。

◎國仲昌二君

内容についてちょっと疑問が幾つかあります。

１ページ目のですね、１の資格審査特別委員会設置の経緯という中で、４行目、地方自治法第92条の２に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうかの資格審査を要求するもので、これから３行下に「この要求書をもって資格決定に関する特別委員会が設置されました」ということになっております。その次のページの下から３行目、「主として同一の行為をする法人に当たるかどうかを調査しました」というふうにあります。実は、２ページ後の意見書が出ていますけども、この２ですね、上が１で、下が２です。「半分を超えない場合でも主として同一の行為をする法人に当たることについて」ということで私たちは資料を求めてきました。それから、議論を求めてきました。そしたら、そういう議論はここでやるもんじゃないということで、結局50％が基準になるということで、議論はなかったと思いますけれども、主として同一の行為をする法人に当たるかどうかを調査したとは私は思えませんけど、委員長はどう判断してこういうふうに書いたかというのが１点です。

それから、２点目、審査内容という部分があります。審査内容、「この事件の当時者である西里芳明議員より、平成27年１月28日、平成27年２月９日に眞榮城議長宛てに資料が提出されました。内容は西里芳明議員が取締役を示すものでありました」、これが審査内容なんですかね。私たちは８回、よく言いますけども、８回委員会をやってきて、私は５回はもう資料要求とその内容説明で、実質的には２回半ぐらいしか議論はやっていないんですけど、それでもですね、私たちが審査してきた内容というのは、資料が出てきて、それで西里芳明議員が取締役を示すというものだけを審査してきたのかというので、ちょっと私は疑問があります。もっともっと審査した内容があったんじゃないですか。この２点について委員長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

この文の内容についてですね、当初委員会を開いてほしいというのはこの文ではなかったと思います。この文のことではなかったと思います。審査結果報告書についてではないと思っています。それは、もう委員会は閉じたのだからというほかの委員の意見によって、これは開催しないものというふうに皆さんには報告をさせていただきました。これきょう見たということでありますけれども、ほかの委員もこの報告

書についてはきょう、しかも皆さんより後に見ることになってしまいました。それは、皆さんにこの報告書の中ですね、意見書をつけたいというふうなことがありまして、当初はこれの３倍ほどの量でありました。亀濱玲子委員と國仲昌二委員が書いた意見書でありました。これでは長過ぎるんではないかというふうなことで調整が図られたものというふうに思っております。この調整が長引いたせいも含めて、この文章ができ上がったのがきょうの朝ということ、きのうの夕方かなというふうに思いますけれども、この件について副委員長とすり合わせをしたいということできのう電話をしまして、きょう８時半から池間豊副委員長とお話をさせていただきました。その中で、特別な異論はなかったんですけども、皆さんとお話をした後でもう一回話をしましょうということで、その時点では終了いたしました。その後、皆さんから「すり合わせの文章を調整したいので、委員会を開いてほしい」というふうに意見がありましたので、私としてはほかの委員に話をしましたら、ほかの委員の皆さんとしては「委員会は開く必要はない」と、「文章のすり合わせだけであればやってもいい」という話だったので、とりあえず委員会という形ではやって、その中で第９回とするかどうかも含めて委員の承諾を受けて、第９回ということでの審査はこの報告書に関する議題だけにしましょうというふうなことで委員会を始めました。委員会が始まるにつれていろんな時間的な制限もあったというか、基本的には当初20分というふうな話がありましたけれども、20分では到底できそうもないということで、休憩をとった中で全員議場に戻って、１時半からというふうなことで決定をいたしました。我々としては、委員会で１時半からやりたいという意見もありましたけれども、時間がないんではないかということで１時から集まりまして、それからいろんな調整をいたしました。その中では、國仲昌二委員からの提案のあったものを入れたい、入れようかという話と亀濱玲子委員からのものも入れようかというふうな話をしましたけれども、一旦５分ほど休憩をとった後に休憩を皆さんが求められて、５分後に入ってきたときに、「文章的にはもうこれで決めていい」と、「賛否で決めていいですから」と、「我々としてはこれは認めないけれども、もう一応これでいいから、賛否でやってくれ」というふうな結論のもとで賛否をとって、賛成多数でこの審査結果報告書は決定されたもんだというふうに思っております。

（「いろいろきょうの委員会するかどうか、委員会がどうのという話はいいですよ。私が質疑したのは２点です」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後６時34分）

再開します。

（再開＝午後６時36分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

國仲昌二議員の質疑は中身についての質疑でありますけど、この中身については我々としては、我々というより、私としてはこの文章は皆さんと意見をすり合わせをしたいということで、國仲昌二委員の意見もちゃんと聞きながら、それも入れておりました。それはご存じですよね。そういうふうに入れてきた中で、そして１時半近くなって、１時20分ごろに休憩を求めて４名の皆さんは立っていかれました。そして、

帰ってきたときには「もうこれでいい」と、「中身についてはこれでもういいから、我々としては認めないから、もう賛否でやってくれ」というふうに、これ委員の皆さんが話をして、そしてこの賛否をとることには誰も反対することなく、それでは委員のそういう意見がありますから、この報告書についての認めるか、認めないかも含めて挙手でやりたいと思いますということで、５名の委員の挙手があって、挙手多数でありますというふうに決しました。これは我々としてはというか、私としては別にこの文章を変えないとかなんとかではなく、それに皆さんの要望に応じてちゃんと書きながら、亀濱玲子委員の意見も書きながら、國仲昌二委員の意見も聞きながら、変えようという中で、皆さんのほうでもういいというふうな結論を出して、採決を諮ったもんだというふうに思っております。

（「いやいや、私はいろいろ意見を……。休憩してください」の声あり）

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後６時38分）

再開します。

（再開＝午後６時50分）

◎國仲昌二君

１つは……いいでしょう。これ私の質疑には、じゃもう答えられないということですね。

◎議長（眞榮城德彦君）

そんなこと言っていないですよ。

◎國仲昌二君

いやいや、だから何を調査したんですかというのも、委員会では何か挙手をやれと言われたからやったとか、それからもう一つですね、これもう一つ、私は審査内容についても、私たちの委員会は取締役を示すものでありましただけで終わったのかどうかというのも質疑したんですけども。

（議員の声あり）

◎國仲昌二君

いや、こういうふうに、じゃ質疑にも答えられないというんであれば質疑のしようがないですね。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

堂々めぐりだから。

（「それはそういう流れでなっているから」の声あり）

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

國仲昌二議員、だから先ほども言いましたようにね、時間の問題も確かに迫ってはおりましたけれども、あなたがおっしゃったこと、これをこういうふうに持っていこう、どうしようということ、亀濱玲子委員の言われたこと、これも含めて我々はメモをして、これを入れようというふうな準備をしておったことは

ご存じだと思います。そういう中で、確かに時間がなかったかもしれませんが、私としてはその時間をどうのこうのというよりも、これをどういうふうに入れていこうかというお話をしていたところだったと思うんです。それを休憩を求めて出ていって、その後、「いや、もう我々としてはこれは認めていないから、どうぞ、もう決をとってください」というふうなことで賛否をとりました。この中身については、その時点で、要するにこの報告書でいいという結論に達したものと私は理解をしているんです。もしそういうことであればできればもう少し時間かけてもよかったかというふうに思われるかもしれませんが、きちんと皆さんのほうでもうこれでいいから、これでいいからというのは認める、認めないじゃなく、もうこの文章を報告することを認めたというふうな形で挙手でもってとられたので、この中身について云々ということに対しての答弁は控えたいと思います。

（「議長、進行」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里　樹君

一連のやりとりを聞いていて、本当に異常な議論を、私も傍聴しましたから、９回開かれた委員会の中で実質議論に入ったのは何回目からですか。

（「６回目」の声あり）

◎上里　樹君

何回目からですか。

それで、私は傍聴していましたけども、これから審査に入るだろうって期待している中でいきなり強行採決ですよね。だから、議論も尽くさずに、きょうのきょうになって文章もつくり、こんなに……

（「きょうじゃない」の声あり）

◎上里　樹君

きょうじゃないんですか。きょうの朝調整を図り、報告書がまとまって意見書が付されているんですけども、そういう状況の中で、本会議における質疑の中にも全く答えになっていないし、根拠となる資料も出されないし、どうやってこれを本当に判断したらいいんですかね。

私はあえて聞きます。意見書の中にあるように、いわゆる宮古島市と当該建設会社との請負契約については請負量が会社収益の50％を超えないもので問題にはならないとした根拠が不明瞭だと。採決の際には、50％以下と主張する委員からは占める割合すら説明もない、根拠が示されないまま採決されたとありますけども、まずそれがそのとおりであったのかどうか委員長に問います。

それで、半分を超えない場合でも主として同一の行為をする法人に当たることについてですけども、今まで資料要求をしているのはここで判断に必要だからなんですよね。委員会でも求めてきた中身、本会議でも私たちがわからないのはそこなんですよ。何に基づいて主たる業務、主として同一の行為をする法人に当たることについてと、半分を超えない場合でも、それはどんな議論を経てそういう結論になったのかを説明してください。

それと、議会は私たちの、いみじくもその報告書の最後に締めくくりに書いてあるように、書かれていますけども、終わりにという５項ですね、「今回地方自治法第92条２の議員の兼業禁止規定に該当せず、

議員の資格を有するとの審査結果でありましたが、議員が法人の取締役に就任した行為は市民から誤解を受けかねず」とありますけども、それはどういう誤解ですか。説明してください。

それから、「ひいては議会の信用を失墜させることになり」、これもどういうことからその失墜を招くのか説明してください。

それから、「今後、こういったことが二度とないように議員として襟を正すためにも倫理条例の制定も考慮されるべきと考えます」と。ここに至っては、これだけの結論を出すに至る９回の議論の中で、実質審査に入ったのが３回くらいしかないと思うんですね。その中身も十分に議論しないまま、「もう採決をやれ」、「採決をやれ」って言っているのを私聞いていましたよ、早い段階から。「もう議論する必要はない」と。だから、そんな議論を経て市民にどんな示しがつくんですか。どういう倫理条例をつくるんですか。私には理解できないんですよね。ですから、「議員の資格決定の有無という不安定な問題を長く継続することは、議会運営上好ましくない」というのはどういうことですかね。時間をかけて議論することが大事じゃないですかね。一議員の身分にかかわることだからこそ、証拠もきちんと集め、十分な説明ができるように委員で納得のいくまで議論をし、それが市民に対して誤解を招かない、結果としてそういう結果になるんじゃないですか。議会運営上好ましくないって、これこそが市民の不信ですよ。不信を招く行為ですよ、皆さんの。と私は思いますけども、どういうことから短いほうがいいという判断になったのか。答えてください。

それと、根拠となる資料をもう一度私は要求します。それがない以上は、この中身の理解が全くできません。

あえて國仲昌二議員が質疑して回答がない部分について質疑します。報告書の２ページ、「主として同一の行為をする法人に当たるかどうかを調査しました」とありますけども、どんな調査をしたんですか。さっきの質疑とも少しダブるところはありますけども、具体的にお答えください。

それから、３項、２ページの一番下の行なんですけども、審査内容というのがたった３行というのに本当に驚きましたね。あなたたちは、たったそれだけを調査したんですか。驚きですよ。「代表取締役を示すものでありました」と。調査内容これだけですか。わかりやすく答えてください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

非常にたくさんの質疑がされたかと思っております。

何回から審査が始まったかということですけど、私は２回から既に審査は入ったものと思います。ただ、途中から、２回も３回も含めて審査はありながらでも、審査もありながらも資料請求というのが最後のほうに来たので、その辺がやはり主のような感じに見えますけれども、いろいろ議論をした中で、その上で、じゃこの資料が欲しい、この資料が欲しいという形でその議論の中から資料の要請があったかというふうに思います。ただ、資料については、もう本当に何回まで求めるかというふうな話もあったかと思いますけど、資料の部分が１回１回まとめてだったらよかったかもしれませんが、その議論のたびにやはり資料請求で委員会が終わったような感じを受けております。最低でも６、７、８、３回はこの問題についての議論を確実にしてきたのかなというふうに思います。特に７回においては、また夕方４時、５時までの大変長い時間、悪く言えば余り休憩もとらずにですね、委員の皆さんには熱心な議論をしていただいたものというふうに思っております。

強行採決というふうなことも話しておりましたけれども、採決については強行も何も、やはり採決をする際賛成、反対でとった場合に多数を結論が出ていくというのが、これは議会運営上決して悪いことではないというふうに思っております。

この50％以下とした理由は、前にも示しましたけれども、２期目当選してからということで全員で一致した後、その後の請負をちゃんと出しました。そのときにも資料を要求されまして、宮古島市の農林水産、建築、土木の資料を出してもらって、その中で整理をして、先ほど読み上げた額が50％以下だったというふうに委員の方は認識されているのかなというふうに思います。

納得のいく議論をするべきだということですが、これは私も当然だとは思います。しかし、お互いずっと同じことを言いながら平行線で来た場合にはですね、結論を出さざるを得ないというふうに考えております。資料を出してほしいというふうなことではありますけれども、資料について今、先ほども言っていましたように、これは委員会報告のことでありまして、審査をする中身、その資格審査の部分ではありませんので、資料を出すということはできないというふうに考えております。

宮古島市と沖西建設の取引が法で言う請負に当たるかということも含めて、これは沖西建設はその取引がこれに該当、その調査に値する、該当するということでの結論の中での審査に入っております。もしちょっと違っている部分がありましたら、たくさんあったので、メモしているつもりなんですけれども、ちょっと抜けていることもあるかもしれませんから、これに関しては後で指摘をしていただきたいと思います。

議員の兼業禁止規定に該当せず、議員の資格を有するという審査結果についてでありますけれども、これについては挙手でもって諮って決定をしております。

議員の、議会の信用を失墜させてしまうことになるということについてですが、やはりこのようにいろんな形で議論をするということも場合によってはやはり市民の皆様からいろんなことが皆さんそれぞれ議員には言われているものと思いますけれども、確かに誤解を受けかねないということはあるというふうに思います。それで、この審査に入ったもんだというふうに思います。

倫理条例の制定というふうな話ですが、私としては、これは委員からの提言もあったんですけれども、やはり議会の中でこのようなことができるだけ今後ないようにですね、やはりその条例の制定もみんなで考えていくべきではないかというふうなことで、これはあくまでも私の意見として書かせていただきました。

議会運営上好ましくないというふうなことについては、いろんな専門家の意見で言いますと議会中、議会が終わって次の議会までには、基本的に付託された議案はその次の議会までには終了したほうがよいというふうなことが出ておりまして、できるだけ次の議会までにはきちんと整理をしたほうがいいというものに基づいて、私としてはできればその前に終わりたいというふうなことを申し上げたことであります。

以上でありますけれども、もし答弁漏れがありましたら指摘をしていただきたいと思います。

（「議長、その答弁に対して少し休憩を」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時07分）

再開します。

（再開＝午後７時11分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

主として同一の行為をする法人に当たるかどうかを調査しました。これは資料を取り寄せて、市との請負の問題であるとか、議員がどのような位置にあったのかということも含めて調査をしました。

（「具体的にというんですけど、どんな資料だったんですか。だから、資料要求も私している。調査したんだったら、その資料を出したほうがはっきりするから。これについては……」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時12分）

再開します。

（再開＝午後７時15分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

確かに審査内容は非常に簡潔な審査内容になっておりますけれども、基本的に西里芳明議員が、ほかのところにも書いてありますように、主として同一の行為をする法人かとかということも含めてですね、たくさんの審査をしたものというふうに思っております。委員の皆さんに資料を示しながらですね、審査をしていただいて、一番問題だったのはやはり西里芳明議員がその会社の重要な部分を担っていたということが一番、最大の大きな部分でありまして……

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

取締役を示すものというふうなことで、これが一番やはり大きな審査内容だったのかということで、これを審査内容として報告させていただきました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時17分）

再開します。

（再開＝午後７時20分）

進めます。

上里樹議員、どうぞ。

◎上里　樹君

私たち何をもとに判断したらいいんですかね。

２ページ、「（１）宮古島市と有限会社沖西建設の取引が法でいう「請負」にあたるか。法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要でありますが、宮古島市と有限会社沖西

建設との取引はこれに該当します」と。これ兼業禁止に該当しているじゃないですか。認めたじゃないですか。

（「それ一本だよ」の声あり）

◎上里　樹君

認めていますよね。認めていますよ。要するに地方自治法第92条の２に規定する該当要件の検討、１ページの２項ね、第92条の２に該当するかどうかの判断に当たって検討すべき要件がありますが、ここで判例や行政実例を持ち出してきたわけですよね。私たち議会は判例で判断すべきじゃないと。だから、結論が最後に皆様方が言っている政治倫理の話になると思うんですよね。市民に誤解を招かないようにと。法令を遵守するという議員の責務に照らし合わせて、市民の利益を守るという、そういった偏りなく、公平、公正、そういう判断を責任を持ってやらなきゃいけない立場にありますから、だからここに締めくくりに委員長が持ってきたんじゃないですか。この報告書では、第92条の２の兼業禁止に該当すると私は判断しますけども。はっきり書いてあるじゃないですか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

だから、質疑してください。

◎上里　樹君

はっきり書いてあるじゃないですか。前のページからはっきり書かれていますよ。だから、該当する、それだけで兼業禁止ですよ。禁止に該当したんですよ。そう判断しますけども。よろしいですか。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

この件については、これに該当しますということですけども、請負に当たるかということで、請負というのは一定期間にわたる継続的な取引関係、これには当たりますよと、該当しますよと言っているだけです。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時24分）

再開します。

（再開＝午後７時26分）

◎上里　樹君

まず、報告書のね、もう本当に説明を聞けば聞くほど疑問が湧いてきます。なぜこういう判断になったかということも含めてね、兼業禁止に当たらないという判断ですけども、２ページの１項、「（１）宮古島市と有限会社沖西建設の取引が法でいう「請負」にあたるか。法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要でありますが、宮古島市と有限会社沖西建設との取引はこれに該当します」ね。結論の部分の下から２行目を読みますね。「地方自治法第92条の２の規定には該当せず、議員の資格を有する」。完全な矛盾じゃないでしょうか。これは、請け負った金額の問題でもない。兼業禁止規定に明快に反する。第92条の２。議会は判例をもとにやるべきではありません。終わりにの５にあるように、市民から誤解を受けるようなことを議員がやってはいけないんですよ。議員が法人の取締役に就

任した……

（「選良だからな」の声あり）

◎上里　樹君

はい。ですから、それを明瞭にするために倫理条例の制定も考慮すべきという判断であればなおさらです。説明がつかないじゃないですか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

質疑は以上ですよね。

◎上里　樹君

はい。

◎議長（眞榮城徳彦君）

答えてください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

何度も同じことを言っていると思うんですが、請負に当たるかということで、これは該当しますというのは議員が当該普通地方公共団体と請負をしている法人の役員に就任しているとき、この請負を指しているわけです。請負をしているから、請負をする継続的な関係にあるというのがこの判断です。そして、その請負額が全事業の50％以上を占めるならば兼業禁止に該当し、50％以上であるかどうかは認定を正確に期す必要がありますので、直近の決算書……これまた同じですね。要するに50％を基準として考えるべきだというもとでこの委員会が進められてきてそのようになったということでありますから、その今言っている請負というものは先ほど言いました当該普通地方公共団体との請負をしている法人ということは確認したということと、その今言っている地方自治法第92条の２の規定には該当せずというのは、先ほど言いましたように事業そのものが50％に満たないという委員の判断で該当しないというふうに決まったもんだと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光惠君

二、三点質疑いたします。

議員の資格決定に関する特別委員会、垣花健志委員長にお伺いいたします。特別委員会で、工事の受注50％以上を占めていない、これは５対４との委員の判断でありましたと委員長の報告がありました。そこでお伺いいたしますけども、特別委員会で議員の資格を有するとの審査結果でありましたと報告されましたが、特別委員会での審査、採決は特別多数議決になるのか、ならないのか。過半数議決でいいのかどうか、まずこれをお伺いいたします。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

特別委員会も委員会条例の中で行われているものというふうに考えております。ですから、最終的な議会の議決では過半数議決ではないかもしれませんが、委員会での採決は50％以上であれば採決してよいものというふうに思っております。

◎前里光惠君

本会議では、特別多数議決で４分の３以上が基準となっていますけども……

（「出席議員の３分の２以上」の声あり）

◎前里光惠君

出席議員の３分の２以上ね。議員の資格決定に関する特別委員会の審査は特別多数議決は必要ないということであれば、これはどういう法律条例でそうなっているのか。根拠をお示しください。

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時32分）

再開します。

（再開＝午後７時32分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

委員会条例第17条の中で、過半数という規定があるということでございます。

◎前里光惠君

条例の中でそうあるということであれば私は異論は言いませんが、一議員の身分と資格を審査する特別委員会の採決方法はやはり今の言い方じゃなくてですね、やはり特別多数議決、採決の方法であるというのが慎重な特別委員会の審査じゃないかなと、私はこう思っております。もう一度これについての委員長の見解をお伺いいたします。

さらにですね、先ほどから議論の対象になっていますけども、３億9,000万円の工事の受注額の中で、１億5,000万円が本市からの受注額ですと。残り２億4,000万円の工事のですね、契約書、受注の根拠がはっきりするようなですね、書類、いろいろ50％以下と判断することができる書類の根拠ですね、これを出すべきであると。どのような計算で50％以下となったかということをお伺いいたしますし、根拠となった、決算書の話にもありますけども、資料をぜひ配付していただきたい。私は手元にありません。よろしくお願いします。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

確かに前里光惠議員の思いも理解はできますけれども、やはり委員会条例にのっとって委員会運営をするのが当然の委員長の役目であるというふうに思っております。それは思いとは別の問題でですね、やはり過半数でやるべきだということでありますので、この辺のところはご理解いただきたいと思います。

先ほど来３億9,000万円の売り上げの中の１億5,000万円で、残りが２億4,000万円というふうな話ですが、今回は資料は読み上げて皆さんにも報告をしたつもりでありますけれども、ここは委員会の報告の場であって、委員会の中身を審議する場所ではないと思っておりますので、資料については今ここで私は出すことはふさわしくないというふうに思っております。

（「議長、これはおかしいよ」の声あり）

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

質疑しますか。

◎山里雅彦君

私もですね、先ほどからやはり聞いていたらですね、委員長の議論は尽くしたという形の報告書、そして議論が尽くされていないという意見、両方あります。やっぱり我々は最後には議会として結論を出す必要があると思いますので、私もですね、先ほどの前里光惠議員と重複するかもしれませんが、ぜひですね、法に触れずと決定した特別委員会、兼業禁止の基準を直近の決算額に占める現任期中の市の発注工事の占める割合が50％以上だった場合だと強引に賛成多数で具体的な受注割合に対する資料、先ほどから我々が言っているものですね、求めているのにもかかわらず、市の発注工事の受注割合50％以下とする根拠の提示、契約書ですね、することが資格決定に関するこの特別委員会の解決策だと私は思っており、この３億9,000万円のうちの２億、先ほど前里光惠議員が取り上げていた２億4,000万円のですね、契約書を提示することが今我々が問われている兼業禁止規定の趣旨を踏まえた、そういった丁寧な議論、市民にわかりやすい公平、公正な議論ができることだと私は思っております。いかがでしょうか、委員長。この１点だけもう一度答えていただきたい。先ほど委員会条例にのっとって進行されてきた、今はそれを審議する場ではないという話をしておりましたが、これでないと判断の根拠わからないですよ。結論を出す場合にこれは大事なことだと思いますので、ぜひこの１点だけ出せるのかどうか答えていただきたいと思っております。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

先ほどから何度も申しておりますように、当該普通地方公共団体の請負額によってこの審査をするというふうな形で進めてきたと思います。当然皆様からの意見も要望もあったことも重々承知をしております。その中で、やはり市町村の請負額が基本となるという考えのもとでその結論に至ったというふうに考えております。その資料を今求められても私としても、委員会で決定したことでありますし、私がそれに対して出す、出さないと今ここで答えられる場ではないというふうに思います。

（「議長、ちょっと休憩お願い」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時40分）

再開します。

（再開＝午後７時43分）

◎山里雅彦君

我々の宮古島市のこの兼業問題はですね、あらゆる方面から注目されております。我々宮古島市のことだけではないですよ。これは、今度こういった場合があるとしたときに、日本全国、都道府県、市町村からですね、そういった例がありましたということで判断されるんですよ。そういったものをですね、含めてしっかり判断しなければいけないと思っているんですが、いろんなマスコミ等の、そういった新聞紙上のですね、いろんなそういった方々の意見もございます。「議員が兼業禁止に該当するかどうかを議会として審議するには余りにも説明がずさん。請負実績は最も正確に期するべきところだ。なぜ兼業禁止に該

当しないと判断したのか議会には説明責任がある。住民の代表として、この審議のあり方は適当であるとは言えないのでないか」という、地方議会の仕組みに詳しい大学の先生方も話しております。ぜひですね、我々宮古島市議会はこの問題に対してはしっかりと市民が納得いくような形で公平、公正に議論をして結論を出すことが大事だと思いますので、ぜひそれを議長にお願いして終わりたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「資料出すかどうかを聞いたつもりであるけど」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時45分）

再開します。

（再開＝午後７時47分）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間　豊君

ずっと委員会のあり方について疑問を持ちながら、こういう委員会の仕方はないよと言い続けてきました。もう結果的に大多数で、数の横暴でこの問題を決着しようとしておりますけども、もともとの基本にあるのはやはり地方自治法第92条の２ですよね。委員長。皆さんもそうですけど、市民に選ばれたね、善良な市民に選ばれた選良でありますから、この法令をね、しっかりと基本に据えてやってくれというのは常々言いました。冒頭でも「公職選挙法の絡みありますか」って聞いても「もうない」と。私は、第92条の２のみで、公職選挙法と経営管理責任者についてはそれぞれの別の問題だと言っていました。そのことについては本当に疑問に思うんですよね。こういうふうに書かれております。公職選挙法第104条は、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選人で、当該普通地方公共団体に対し、地方自治法第92条の２又は第142条に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、第101条の３第２項の規定による当選の告知を受けた日から５日以内に同法第92条の２又は第142条に規定する関係を有しなくなつた旨の届出をしないときは、その当選を失う」旨を規定すると。そして、その趣旨は、「普通地方公共団体の議会の議員の長や当該普通地方公共団体の公金を」、いいですか、「公金を継続的に自己の経営上の所得とすることになると、当該議員、長による公平な議事の運営や議決権の行使、公平な担任事務の執行は望みがたい。議員、長たる地位を、自己の営業の利益のために利用するおそれが生ずるので、これを未然に防止する」と。これが基本ですと。このためにいろいろ議論しなくちゃいけないのに、私はこのための兼業に値するいろんな資料を要求したにもかかわらず、これはみんな数で押されています。それを委員長はずっと「議論は平行線だ」と言ってきました。私たちは、議論は平行線じゃないんですよ。議論はしていないんですよ。抑えられたままで、していないんですよ。そして、きょうの委員長報告の中でもね、各議員が、質疑した議員が言っておりますけども、本当にたった３行の中で審査内容というのを書いております。本当に驚きでありますね。最初に戻りますけど、各議員が、質疑した議員が言いました資料というのが本当にここに公明正大に出されるんであれば、こんなに長々とした、議長も

本当にあくびしたいぐらいだと思いますけどね、しっかりそれを出して皆さんに諮れば、これもう本当に簡潔明瞭じゃないですか、これで。これがもう小学４、５年でも計算できる。すぐ計算はできると思いますよ。

もう一度確認しますけど、委員会は過半数議決で成立するが、本議会は出席議員の３分の２以上でないと成立しません。それだけ本議会は重みがあります。もう一度確認します。資料は提出できませんでしょうか。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これは質疑ではなかったと思いますが、数の横暴で決定したような発言がありましたけれども、先ほど来申しておりますように、議論が平行線の場合、結論を出すにはやはり挙手でもって過半数以上の賛成があった場合、これはそういうふうに決定するというのが当然でありまして、これ民主的な方法だと思っております。これを例えば今議会でも挙手でやった場合でもやっぱり数の横暴ということになるのか。そして、考えてみれば、私としては委員会の委員の皆さんの意見に従いながら進めてきたことなので、数の横暴だというふうに私は考えておりません。

次に、公職選挙法第104条についてでありますけれども、先ほど来申しておりますように、兼業禁止を我々は審議をしているのであって、公職選挙法に係るものは、それは選挙管理委員会とかというふうなことでやるべきもんだというふうに解釈をしております。

それと、資料がみんな否決されたというふうな話ですが、正直言って資料について否決したのは最後の１件だけだったと記憶しております。上里樹議員も申しておりましたけれども、２回からずっと、５回までは資料の請求でほとんど来たわけであります。それは、皆さんが話をする中で資料を求めて、そして話を進めるとまた資料を求めてというふうな形で来ましたので、資料を否決したというのは最後の、今話しておられますように、各市町村以外の、市以外の請負のものについては我々としては当該市町村が対象となるので、これについては必要ないというふうな意見のもとで否決されたというふうに思っておりますから、特に委員会で挙手多数で否決されたことでありますので、私に資料を求められても私がそれに応じることはできないというのが私の考えであります。

（議員の声あり）

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後７時54分）

再開します。

（再開＝午後７時59分）

（「休憩中でまだ答えていないのに」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

答え終わっていると言っているの。

（「休憩中の答弁の内容……」「そうよ。答えていないでしょう」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

だから、休憩中のやりとりはあくまでも休憩中のやりとりですから、正式なものではないもんですから。休憩というのはですね、皆さんにお願いしたいんですけど、答弁を忘れたとか、それからね、確認の意味でのさ、これをやってもらったらもう野放図に休憩、休憩でとったら質疑なのか、休憩か、雑談なのかわからなくなりますから、少しご協力を願いたいんですけど、その辺は。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

池間豊議員、質疑を。

◎池間　豊君

最後の１点は、質疑した各議員も言っているように、本当に資料要求のこの資料さえあれば、幼稚園生でももう本当にすぐ計算できますよ。それを再三要求したにもかかわらず、冒頭の質疑でも言ったんだけども、委員会の過半数議決と本会議での出席議員の３分の２以上がないと成立しない大事な本議会の中で、この資料を要求してもこれは本当に出せないのか。その辺をもう一度確認します。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

もう何度も同じ答弁をします。これは委員会の中で、あなたもいらっしゃる中で、当該市町村の請負が審査の中心になるので、この資料については必要ないということで、私ではなく委員会の賛成多数で決定したものであります。

（「休憩」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後８時02分）

再開します。

（再開＝午後８時04分）

（「いやいや、休憩、休憩。こんな不誠実な答弁ではね、
本当に。休憩して、どういうふうに対応するかみん
なで判断します。休憩求めます」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ちょっと待ってください。

（「今の答弁に少し疑問を感じますから、20分休憩して
皆さんで話し合いますから、休憩をお願いします」
の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

待ってください。ちょっと待ってください。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

わかりました。

20分休憩して、８時25分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後８時05分）

再開します。

（再開＝午後８時28分）

◎池間　豊君

貴重な時間を20分間ありがとうございました。ただやはりこの資料を要求するということに関して本当に、委員長も少し休憩の場で笑いながら幼稚園生も計算できるような話ししていたよというふうな話ししていましたけど、まさにこの資料がないことには全く計算ができない。そういう意味では、本当に市民の皆さんにね、僕らは本当に兼業禁止の特別審査委員会をどういうふうにやっているのかという部分が全く示されないままでもう終わるのかなというふうな思いで大変心配をしているんです。ですから、ぜひ資料の要求だけは強く申し上げますけども、ただできないんであればもうこれは仕方ない。市民の皆さんにこれはもう私たちはおわびして、これは数の多い皆さんが出せないよと、少数の僕らはこれはもう仕方ない、もうのむしかないということになりますからというふうな市民の皆さんにはおわびするしかないんですけども、ぜひ本当に委員長、國仲昌二議員に対しての答弁もですね、これは私は本当のこと言いなさいよというふうに言ったのに関しても、議長はちゃんと「委員長」と指名して登壇していたわけですから、答えないということをしないで、しっかり答えてもらいたいという意味でも話ししましたんでね、ぜひ開かれた議会運営にしていただきたいなというふうな思いで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

先ほどから同僚議員の皆さん、そして委員会の皆さんも質疑していますけど、やはりこの質疑の中で私がいつも不信に思っているのは、３億4,000万円のうちの……３億9,000万円、そしてこれ2013年11月13日から2014年６月30日まで、これを引いた額で言っても３億4,000万円、そして引いて市との請負が１億300万円。残り２億4,000万円ですよね。その内訳をきれいに出してもらって、それで審議して、何も悪いことはないですよと、かかわることないですよと、その請負のね、内訳を出せばもう簡単な話なんですよ、委員長。そういう意味で、改めて資料の請求を求めます。

（議員の声あり）

◎粟国恒広君

いや、何回も言っているからでない。聞いても……

（「やることやらんと」の声あり）

◎粟国恒広君

やらないといかないんですよ、これは。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

粟国恒広議員もおられました。その中で、この件に関しては必要ないという委員もおられまして、そして挙手によってこの資料についてはいただく必要がないというふうな結論に達しました。それを今私のほ

うで委員長に言われても困る部分がありまして、本来ならやはり皆さんもその時点で決定したことは十分理解しているというか、わかっているわけでありますから、その辺のところはご理解をお願いしたいと思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後８時33分）

再開します。

（再開＝午後８時36分）

◎粟国恒広君

再度委員長にお願いします。

これを明確にしないと、今言ったこの50％とか、そういうのがもうぐちゃぐちゃになっているんです、これ。全く、何を根拠にこのパーセントを出したのか。もう請負、これは市のもの出ている、違うもの出せばいいんですよ、これ。再度資料の提出をお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

同じ答弁は繰り返せないんですけどね。

◎粟国恒広君

いや、まず出せるか、出せないかだけでもいいです。出さないで終わると、これはもう……

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

正式で。休憩中じゃない。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

この資料が必要ないと判断された委員は、提出された資料の中から、それで十分結論が出るというもとでそれを採決したんではないかというふうに思います。

（「いやいや、違います」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

違いますと言われても、これはそれぞれ委員の考えでありますから。

（「出してちょうだいと言ったのに対して、要りません
と言って数で強行したんじゃないですか」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

これ数で強行という言葉ですが、堂々めぐりをしている場合には挙手による採決しかないんじゃないですか。

（「いや、委員長は委員が判断できる資料をそろえるの
が委員長の仕事ですよ」の声あり）

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛にしてください。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

ですから、先ほど言いましたように、ほかの委員はきちんと出した資料の中で判断ができると思って、それは必要ないと。

（「少数意見もあるじゃない」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

それは皆さんの意見であって。

（「この内訳を出せばこれ簡単なことですよ、だから」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

出さないという結論に達したという報告をさせていただいております。

（議員の声あり）

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後８時39分）

再開します。

（再開＝午後８時43分）

ほかに質疑はありませんか。

◎亀濱玲子君

何点か質疑しますけれど、委員長、きょうの報告の中にですね、先ほども質疑がありましたけれども、既にもうこの委員会の報告では有限会社沖西建設が取引で一定期間にわたる、持続的に宮古島市と有限会社の取引はあった、これに該当するというふうなところがはっきりと明確に書かれています。であるならば、その次は何が大事かというと、この内容はどうであったかを審査しなきゃいけないんですね、私たちは。そうすると、その中で私たちが出された、特別委員会の第８回で出されたのはこの数字です。この数字は、専門家の意見を聞いたということで、当該議員の２期目の当選の平成25年11月13日以降から分子を除すことができるというふうにアドバイスがあったと議会事務局が報告をされて、それを除すことになりました。であるならば、しっかりと正しい数字で計算するのであれば、今さっき言っている分母というものをきちっとこれを見きわめなければいけないということが私たちに問われるわけです。そうすると、これをやるにはこの出された数字だけではわからないわけなんですね。なので、どうしても質を問わなきゃいけないんです。そのためにはですね、委員長、これについて審査をされないまま報告書いたのかということを私は問わなきゃいけないわけなんです。皆さんがとってもこだわった50％以上はあれだけど、50％以下だったら問われないんだということがありましたけれど、例えばこの内容、契約書とかが出てこないとですね、皆さんはどう判断したんですか。当該法人の業務の主要部分を占めるかというこの内容についての審査はできていないわけなんですよね、この委員会では。これについての報告はないと思います。これは、極めて重要な私たちが審査する内容だったんですね。それで、それは審査したかというのが１点。

２点目です。この間出された資料というのが黒塗りで出されました。黒塗りは、委員長の説明だと、受け取ったときには数字は出ていたそうです。「それを私の判断で黒く塗りました」とおっしゃいましたかね。ですから、これについて、私は議論を進める中で必要な資料はどんどん求めていくべきだし、また必要であれば当該議員も招致して、招聘して質疑をしたいというふうに申し入れました。ですけど、これも数で、「いや、呼ぶべきではない」ということで、これもかなわないわけですよ。なので、私たちはきちっとその審査をしたいという思いでいるわけです。ですけれども、これに至らないわけですよ、入り口で。求める資料、求める人、それがこの場に来ないわけですから、審査はできないわけです。ですので、私が言った当該法人の業務の主要部分を占める、それが占めないというのか。それについての報告がありませんけれど、これについてはどういうふうに判断されて書かれたのかですね。それと、この資料を出すに当たってどなたが黒塗りをするべきと判断をして、私たちは極めて正確な数字が欲しいわけです。それ正しい判断がしたいから。なので、この黒塗りをどこの誰が判断をしてそれを出したのかということをお聞きしたいというふうに思います。

まず、この２点から質疑をしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後８時48分）

再開します。

（再開＝午後８時48分）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

50％について細かい審査がなされたかというふうな質疑ですが、あなたも委員なので、私が答える前に、私としては皆さんの意見の集約をする委員長という立場でありますから、皆さんの審査がどのような形でなされて、そしてそれをどういうふうにまとめていくかというのが私の仕事だと思っています。一応まだ資料をちょっと細かく見ておりませんが、50％というものについては委員の中で何％を基準にしたらいいかというふうなことで、「決をとるべきだ」と言うから、何％にしたらいいかというふうなことを聞いたときに、50％だというふうなことで決をとったんではないかというふうに思っております。

先ほど言いました沖西建設の決算書の黒塗りの件でありますけれども、これに関しては皆さんにも確認したと思います。要するにどれだけ売り上げがあればいいということがわかればいいですよねという確認の後で、これは沖西建設に聞きまして、この辺に関しては皆さんの個人的な情報になるので、黒塗りをして委員には提出しますという確認をして出しました。

（「沖西からそのまま提出されているのに、あなたがやったということですか」「答弁、答えてください」の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

はい。一応基本的にそういうことではあったんだけども、私自身が一応……

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

いやいや、これはちゃんと沖西建設と話をして消したという……

（議員の声あり）

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

そういうことですから、これは個人情報になるので、この辺のところは消してほしいということだったので、消しました。

◎亀濱玲子君

もう一回質疑しますよ。

沖西建設は、そのまま出してよいと持ってきたんですか。いや、それを委員長の判断で黒く塗ったんですか。私は、これをそのまま受け取ったのはね、当座受け取ったのは当人、例えば会社の代表であったり、当該議員であったりを招聘して質疑することができる、それを求めたいと、いずれ求めますということを委員長にも言ってスタートいたしました。なので、そのことでこのことはつまびらかになっていくというふうに思っていたもんですから、これを塗ったのをそのときは、質疑しませんでしたけど、なぜ委員長はこれを委員会にかけないでご自分の判断でやったのかなと思ったんですけど、これは招聘することによって明らかになるだろうというのでそのままになりましたけど、ここに来て資料が出ないわけですから、それは意図的にその資料を出さないという判断を委員長がしたらいけないということを私に言わなきゃいけないわけですよ。ここに来て。だから、これは委員長が判断したかということをもう一回お聞きします。

それと、報告書の中にその取引があった、「請負取引があった」と、「該当します」と書かれていますけど、この「該当します」というのはこれから後、これで終わっていますけど、ちゃんともうこれだから何なのと、どうするのということについての答えは何もないですよね。それについては報告書に記載すべきではないかと思いますけど、これについてお答えいただきたいと思います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

この資料については、そのままに出してよいというふうなことではなくて、ちゃんと資料が届いた時点でこの辺に関しては黒塗りをしたほうがいいと連絡をとり合いながら消したということです。個人情報ではないかというふうなことで消したということです。

招聘についてでありますけれども、たしか２回で亀濱玲子委員からだったと思いますが、２回目の委員会で副市長と西里芳明議員を招聘したいというふうな話はありましたが、それは決定ではありませんでした、あの時点で。私は報告として、もし、こういう話が出たので、場合によっては招聘することもあり得ますという連絡をとったということで、これが越権行為になるかと言われると、私としては、それがいつになるかわからんけど、やはりある程度心の準備が必要であろうという思いも含めて、こういうふうな話が出たので、招聘する可能性がありますよということを申し上げたということであります。

次に、先ほどもこれは答弁したと思いますが、請負に当たるかということで、法で言う請負は一定期間にわたる継続的な取引関係があることが必要ということでありますから、沖西建設は市とこういった取引はあったということも認めてあります。そして、もう一つ、じゃ結論というのは、その額がでは幾らであったのかということで、先ほどから申し上げておりますように直近の決算書、それに基づいてそれを提示をして、そして何度も言いますが、２期目からでいいという全体の委員の決定を受けて２期目からの決算、業務量をきちんと契約書も含めて、最初は仲間頼信議員の出したものを中心にしてやっていたんですけど

も、それではちょっとわからないだろうというふうなことで資料の請求がありましたので、先ほども言いましたように建築土木、農林水産というところからいただいて先ほど示したあの数字を出して、その中で審査を進めてきたと。その中で50%を占めていないという結論に達したというのがありますから、その辺のところは、このことについての結論はやはり最後の結論と書いてある部分の中で出されているもんだというふうに思っております。

◎亀濱玲子君

委員長としてですね、これ最後に聞きますけれども、極めて問題ではないという方向で委員長が動いたということについてはね、私はそれはもう本当に委員長に厳しく言いたいと思うんです。一部委員と委員長という立場でありながら記者会見をしたこと、これについて私は改めてどういう姿勢であったかというのをこれはお答えいただきたいと思いますし、公平、公正な議論が尽くされたかということの視点からいうと、委員長の行動というのがやっぱり今回問題であっただろうと指摘せざるを得ないので、これについてはお答えいただきたいと思います。

それと、皆さん50%にこだわりますけど、地方自治法第92条の２というのはパーセンテージなんか書かれていないんですよね。やっぱりそれに照らし合わせて考えるとすると質を問わなきゃいけないんですよ。今さっきから委員長が例えば公職選挙法はうちの管轄ではないことのようなことをおっしゃっていますけど、全てかかわるわけです、地方自治法第92条の２が。取締役であるのに会社員と出したというその質の問題、そして取締役であるのを当選から５日以内にそれを取り下げなかったという問題、これは極めて議会でチェックをする機能を持っている議員が議会でね、正しく働けるかということが問われるんですよ。なので、私たちは質も問わなきゃいけないわけなんですね。ですから、私は委員長としてね、これは例えば閉めろ、閉めろ、もう終われ、終われ、資料は取り寄せなくてもよいということがあったとしても、私は何回か言いました、皆さんには。「これで本当に正しい報告が書けますか」と言いました。「ちゃんと議論したということがなければ書けないでしょう」ということも言いました。なので、質について問うという作業ができなかった委員会について現在委員長がどうお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

◎西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会委員長（垣花健志君）

質疑の中で、一番最初は問題点はないというふうなことで進めてきたというお話でした。これは委員が決定することで、委員がそれぞれ自分たちの、出された資料をもとに判断をしていることであります。これは私が問題点があるとかないとかという話をする場でもないし、私はそれを皆さんに諮って決めてきたということであります。

新聞の公正、公平についてでありますけども、この辺については皆さんからもいろんな意見が出されましたが、その件については一度おわびもしたこともありますけれども、正直申し上げてあのときの思いは、もういかにも決定したような形で出ていたので、こういう結論は出していませんよということをきちんと委員長としてマスコミを通じて出したいというふうな思いがありました。それは、当然これが公職選挙法に抵触すると、該当するというふうな結論でありますと、一般市民の声としてはこれはもう兼業禁止になっているんだというふうにとられて仕方がないというふうなことだったので、私としては結論はまだ出していませんよということをどうしてもマスコミで言っておかないといかないという思いがありましたんで、たまたま正直申し上げて他の委員と一緒だったことについては確かに、だから委員会の中でもおわび

を申し上げました。これが公正、公平というものとは若干違うと思っております。ただ、あの報道に関して私は委員長として意見を申し上げるべきだと考えたので、記者に対しての発言をしたということであります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

（「議長」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

はい、どうぞ。

◎新里　聰君

この際動議を提出します。

きょうずっと延々と議論をしておりますけれども、やっぱりいまだにまだ理解できない。そして、委員長が公平に委員会を運営して資料の提出などを求めさせるという形跡もない。こういう中での議論、私はこの際ただいま議題となっております西里芳明君の議員の資格決定に関する件については、委員長報告を取り下げて再付託することを動議として求めたいと思います。

（「賛成」の声複数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいま新里聰議員ほか数名の議員より動議が出されましたので、動議は成立いたしました。

ちょっと休憩します。

（休憩＝午後９時01分）

再開します。

（再開＝午後９時03分）

ただいま新里聰議員から西里芳明君の議員の資格決定に関する件については、委員長報告を取り下げて再付託をされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議がありますので、本動議を挙手により採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手少数であります。

よって、本動議を本日の日程に追加し、議題とすることは否決されました。

（「討論の前に、10分ほど休憩を……」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後９時05分）

再開します。

（再開＝午後９時15分）

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

（「議長」の声あり）

◎國仲昌二君

これまでのですね、委員会審査、そしてまたきょうの本会議での審議、それをずっとやっていますけれども、全く審議が尽くされていないというふうに考えます。そしてまた、資料の要求に対しても全く応じるということがありません。こういう状況では採決に加わることはできないということで、退席したいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後９時16分）

（國仲昌二君、粟国恒広君、仲間頼信君、上里　樹君、
新城元吉君、亀濱玲子君、前里光惠君、山里雅彦君、
池間　豊君、下地　智君、新里　聰君、退席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午後９時17分）

これより西里芳明君の議員の資格決定に関する件についてを挙手にて採決いたします。

なお、挙手のないものは否とみなします。

本件に対する委員長報告は、資格決定書案のとおり、議員の資格を有するものでありますが、本件は議員の資格を有しないとすることについて採決いたします。

議員の資格を有しないとする決定については、地方自治法第127条第１項の規定により、出席議員の３分の２以上の者の賛成を必要といたします。この場におります本日の出席議員は14人であり、その３分の２は10人であります。

本件は、議員の資格を有しないとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手なしであります。

よって、所定数未満であります。

よって、西里芳明君の議員の資格決定に関する件については、議員の資格を有すると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいまの議決に基づき、西里芳明君の議員の資格決定書を作成し、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付することとなっております。

資格決定書の作成につきましては、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで西里芳明君の議員の資格決定に関する件については終わります。

西里芳明君の入場を許します。

また、退席している11名の議員は着席をお願いします。

休憩します。

（休憩＝午後９時19分）

（西里芳明君、國仲昌二君、粟国恒広君、仲間頼信君、
上里　樹君、新城元吉君、亀濱玲子君、前里光惠君、
山里雅彦君、池間　豊君、下地　智君、新里　聰君、
着席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午後９時20分）

お諮りいたします。

本日の会議で議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後９時20分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月18日（水）　　５日目

（一　般　質　問）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第５号

平成２７年３月１８日（水）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月１８日

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時41分）

◎出席議員（２５名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇徳	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 頼信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃				
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（１名）

議員（２５番）　下地 智 君

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	会計管理者	宮国 高宣	君
副市長	長濱 政治	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	消防長	来間 克	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	教育長	宮國 博	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
建設部長	下地 康教	〃	財政課長	仲宗根 均	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	選挙管理委員会委員長	下地 淳徳	〃
上下水道部長	砂川 嚴	〃			

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）諸般の報告書

平成２７年３月１８日（水）

３月　５日	３月４日付で西里芳明経済工務委員長から仲間則人同副委員長に委員長辞任願が提出され、委員長の辞任が経済工務委員会で許可された。
３月　９日	経済工務委員長の辞任により委員長の互選が行われ、指名推薦により仲間則人委員（副委員長）が選任された。副委員長が委員長に選任されたことに伴い、副委員長が欠員となったことから副委員長の互選が行われ、指名推薦により下地勇徳委員が選任された。
３月１３日	下地敏彦市長から「議案第４９号、新市建設計画の変更について」の訂正の申し出があった。
３月１６日	議会運営委員会が開催され、諮問した市長から申し出のあった「議案第４９号、新市建設計画の変更について」の訂正の処理方法については、正誤表により処理することと決した。この決定を受け、同日、正誤表を添付の上、全議員へ議案第４９号の訂正は、正誤表により処理する旨の通知をした。 同じく諮問した３月１３日付で提出された「自衛隊の宮古島配備に反対する要請」の取り扱いについては、議会運営に関する申し合わせ事項の「請願・陳情の付託」の原則に則り、６月定例会で処理することと決した。 以上

一　般　質　問　通　告　書

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
1	18番 下　地　　明　君	1．市長の政治姿勢について	1．総合庁舎建設計画について 2．伊良部大橋開通による経済効果について 3．旧城辺役場跡地での児童館建設について 4．天然ガスや付随水の活用計画について 5．成人式の日、変更について 6．橋の日制定について 7．とったアーサを海に戻されたことについて
		2．教育行政について	1．来間中学校と下地中学校統合後の経過について 2．学校給食共同調理場の統合について 3．城辺競技場の整備及び競技場西側トイレの管理について
		3．農業振興について	1．製糖工場の原料搬入対応について 2．小型ハーベスター導入推進について ①2014年度導入台数と2015年度導入予定台数について 3．株出し管理機管理運営について 4．野そのヘリ防除を地上防除に変更したことについて 5．競り成立牛の搬出について 6．牛の発情発見装置と分娩監視システム導入事業費助成について
		4．道路行政について	1．B―53号線宮古高校東側道路拡幅整備について
2	17番 佐久本　洋　介　君	1．市長の政治姿勢について	1．伊良部地区の振興について ①観光地の整備について ア．佐和田の浜の整備について （1）バーベキュー用設備の整備 （2）トイレ、シャワー施設の移転新築計画は？

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			イ．牧山公園の整備について （1）トイレの増設は？ （2）展望台近くの駐車場整備について ②佐良浜漁港の利活用について ア．滞在型の施設整備へ ③伊良部側橋詰の整備計画は？ ④佐良浜地区集落内の道路整備計画は？ ア．バス路線になっている ⑤伊良部地区全体の観光地像はどのように描いているのか。 2．人口減への対策について ①製造業の誘致計画は？ ②労働力人口の減で出生率も低下している。 ア．労働力人口の増加対策は？ ③専門学校や大学の誘致計画は？ ア．島外からの学生募集も視野に ④プロジェクトチームの編成は？ 3．平良港の利活用について ①貨物業態別、船種別にバースは決められているか？ ②下崎地区のターミナル整備計画は？ ③離島航路用浮桟橋の活用計画は？
		2．住環境整備について	1．佐良浜小学校南側（通称、平和町）の集落に道路側溝の整備計画は？ 2．旧総合センター跡の柵の取りかえは？
		3．教育行政について	1．伊良部地区小中一貫校の進捗状況について ①用地選定は？ ②地権者との交渉は？
3	22番 前　里　光　惠　君	1．市長の施政方針について	1．下地敏彦市長は去った3月2日に平成27年度の施政方針を述べられました。その中で、圏域住民の長年の夢であった伊良部大橋が開通したことを契機として、

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			希望にあふれる宮古島市の新たな時代にしていきたいと思います。そのため、５年間利用期間が延長される合併特例債や、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用し戦略的な施策の実施に取り組んでまいります。と述べられました。そこでお伺いしますが、沖縄振興特別推進交付金を活用した新年度で新しく取り組む事業について、また同じく合併特例債を活用した新年度の事業計画について、予算額について伺う。 　それから合併特例債を活用した事業の展開はあと何年となっているのか伺う。 ２．宮古島市は平成17年10月１日に合併し、ことしで10年目の節目を迎えますが、宮古島市制施行10周年記念事業計画について伺う。 ３．航空運賃について伺う。 ①民事再生手続中のスカイマークは３月29日から８月31日までの全便運休を発表し、その撤退により、４月以降の運賃値上がりが予想されますが、那覇―宮古線の航空運賃問題に対し、下地敏彦市長は、これまでどのように取り組んでこられましたか伺う。 ②県は2015年度から離島住民を対象に運賃を割り引く『沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業』を適用させると聞いているが、現在、県との連携はどのようになっているか伺う。 ③宮古―那覇線の運賃は幾らになる見込みか、決定されているか伺う。 ４．下地島空港の利活用事業について県との協議は、どのようになっているか伺う。 　また、空港残地の各ゾーンの利活用計

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			画についてもあわせて伺う。 ５．本市宮古島市への自衛隊の配備について下地敏彦市長は、積極的に誘致する考えか自衛隊についての市長のスタンスについて伺う。 ６．産業振興と雇用創出について新年度の取り組みと計画について伺う。 ７．専門学校の誘致について、計画について伺う。
		２．教育行政について	１．子ども・子育て支援新制度が４月１日よりスタートいたしますが、保育料の料金体系について伺う。 ２．鏡原幼稚園園舎改築事業及び久松幼稚園園舎改築事業の工事の進捗状況について伺う。 　また、新学期からの供用開始は可能か伺う。 ３．本市教員の中で精神疾患による休職者は何名となっているか。平成24年度・平成25年度・平成26年度でお示しください。
		３．福祉行政について	１．子育て世帯臨時特例給付金事業で新年度の事業について、予算について伺う。 ２．医療、福祉体制の充実に向けた新年度の取り組みについて伺う。 ３．待機児童解消に向けた事業について、取り組みについて伺う。 　また、待機児童対策特別事業補助金とはどのような事業か伺う。
		４．観光行政について	１．ゆくるプロジェクト事業について、この事業の目的、内容について具体的に説明願いたい。 　また、各部落や地域でこの事業は展開できるのか伺う。 ２．新年度の観光プロモーション事業計画概要について伺う。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			３．宮古島観光協会補助金、いらぶ観光協会補助金は、それぞれ幾らとなっているのか伺う。（新年度の予算額） 　また、両観光協会を統合するための行政指導は考えていないか伺う。 ４．伊良部地区観光地整備計画策定事業について伺う。
		５．農業・水産業・畜産業行政について	１．農業・漁業・畜産業に対する新年度の補助金及び助成事業について伺う。 ２．宮古食肉センター建設計画について、進捗状況について伺う。 ３．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する新年度の取り組みについて伺う。 　また、過去５年間の新規就農者数の実績について伺う。
		６．公園行政について	１．新年度事業でカママ嶺公園整備事業費として18,800万円が予算計上されていますが、工事の概要について伺う。
４	13番 高　吉　幸　光　君	１．災害対策について	１．東日本大震災より丸４年が過ぎた現在も仮設住宅で避難生活を送っていらっしゃる方も大勢います。 ①災害時にＥメール等を活用した情報発信に取り組んでいますが、災害時の情報収集の現状はどのように行っているか。 ②災害時における住民の一番の関心は行政の支援情報である2015年３月９日にＦａｃｅｂｏｏｋは「Ｆａｃｅｂｏｏｋを活用した災害対策と対応」ガイドを発表、震災などの災害時における電話等がつながりがたくなる中、メールやＳＮＳの有効性は認識されているものと思うが、活用の検討をしてほしい。
		２．伊良部大橋について	１．街灯がないが危険ではないか？

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			２．街灯の設置の計画はないか？ ３．釣り人や歩行者が車両から見えにくい、対策や双方への注意喚起が必要では？
		３．第２環状線について	１．富名腰、腰原、松原の発展に伴い交通量がふえている第２環状線、街灯が少なく、場所によっては暗いとの声があるが整備はできないか？
		４．観光振興について	１．ことしの２月３日～４日にＤａｔｅ．ＦＭ（ＦＭ仙台）で放送されている「琉球の風」の番組プロデューサーが来島、各マスコミと宮古島観光協会と宮古島市観光商工局を訪問した。 ①震災が縁となった番組ＣＭの営業での来島であったが、要望等には応えていきたいとのこと、スポットＣＭなど補正等で対応できないか？
		５．奨学金について	１．現在の支給件数と金額を教えてください。 ２．滞納の件数と金額を教えてください。 ３．奨学金の返済の減免制度はあるか？ ４．宮古島市内に就職をする奨学生への奨学金制度の創設はできないか？
		６．大野山林の観察池について	１．昨年１月29日に下地市長に対し、宮古野鳥の会、宮古虫の会、宮古自然クラブ、宮古青少年の家、宮古写真愛好家協会（現写真協会）の５団体の連名で大野山林内の３カ所の修繕を求めた。 ①修繕が進んでいないがなぜか？ ②子供たちを含め生涯学習の場であるので、早急に整備を進めてほしい。 ③３カ所はそれぞれ特色があり、観察対象が違ってくる。その場合に合わせた修繕をしてほしい。 ④防火用水としての役割もあることはご

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
		7．保育行政について	存じか？ 1．本年４月１日より、子ども・子育て支援法により新制度となりますが、再三、質問として取り上げております。認可外の支援について ①夜間保育のニーズや現状の把握がなされていないとのことだったが、その後調査はしたのか？ ②夜間保育をしている施設への行政としての支援策を検討していただきたい。
5	26番 新　里　　聰　君	1．市長の政治姿勢について	1．宮古島市への自衛隊配備について ①宮古島市へ自衛隊を配備することについて、市長の見解を伺いたい。 ア．市長は宮古島市へ自衛隊が配備されることについて賛成か、反対か、ストレートにお答えください。 イ．仮に賛成だとした場合、市長は自衛隊配備について、宮古島市から国へ要請すべきだとお考えですか。それとも国から宮古島市に対し、要請がなされるべきとお考えか伺います。 ウ．市長は国から宮古島市の調査結果を報告しながら配備要請にそれなりのポストの方が本市を伺いたいとする意向があれば会談する用意はあるか伺いたい。 エ．仮に反対だとした場合、反対の基準となる大きな問題は何か伺いたい。（賛成の場合、答弁なし） 2．下地島利活用事業選定について ①下地島空港及び周辺用地の利活用事業について市の考え方を伺いたい。 ア．提案されている10事業のうち、市として実現性があると、県に強く推

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			奨したい事業はどの事業か。 イ．提案事業者が10社あると報道されているが、事業の内容が公表されていない。本来、下地島の所在地は宮古島市であり、10社の事業内容を市民に公表し、本市の積極的なかかわりの中で事業選択は行われるべきだと思うが、本市が全面に立ってリードできないのはなぜか伺いたい。 ウ．宮古島市の将来は、下地島の空港とその周辺残地の有効活用だと叫ばれて久しいが、40年の年月を経て、伊良部大橋が開通しても、将来像が見えてこないのは歴代市長が政治課題として本腰を入れないからだと思われるが市長の見解は。 ３．野球場の建設について ①平成25年４月に宮古島観光協会、宮古島商工会議所、宮古野球連盟より、教育委員会に対し、野球場整備についての要望書が提出されておりますが、内容を見ますと、新規キャンプ団体を断っている現状があるとしています。そこで私たち21世紀新風会提案の多面的野球場を伊良部大橋開通後の経済の起爆剤として、今取り壊しが行われているＢ＆Ｇ体育館一帯で建設してはどうかということです。 宮古島市の総合基本計画にも合致していると思いますし、建設に伴う財源の捻出については、それこそ本市出身の下地幹郎代議士を有効に活用すべきと思うが、いかがか伺いたい。
		２．法令の解釈について	１．宮古島市法令審査委員会に伺う。 ①昭和62年10月20日、最高裁判所第三小

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			法廷で下された判例の中の「主として同一の行為をする法人」とはどのような法人のことか。説明を求める。 ２．選挙管理委員会に伺う。 ①３月２日定例委員会の新聞報道によると、３人の委員が全て、西里氏の104条適用は困難との判断となり、同委員会としては「現時点では公職選挙法104条を適用することはできないものと考える」との判断となったとの報道があります。 ア．書類の審査については、形式的審査をして届け出を受理している。届け出審査については法令上は何の規定もないことから、事実関係に立ち入って審査する必要はないものと解されている、とのことについて伺う。 　また、選挙制度研究会／編の地方選挙の手引では、届け出に当たっての注意すべきことが記され、あらかじめ予備審査をしている。それは何のためか伺いたい。 イ．候補者届出書の記載上の注意として、「職業はなるべく詳細に記入する必要がある。……又、兼職を禁止されている職にある者については、その職名を、地方自治法第92条の２又は142条に規定する、その地方公共団体と請負関係にある者については、その旨を記載しなければならない」となっている。 　このような大事なことを単なる形式的審査で受理していると選管は言えるのか。 ウ．虚偽事項公表罪、公選法235条は

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			当選を得または得させる目的で候補者等の身分、職業、経歴、その者の政党、その他の団体への所属または、その者に対する人もしくは政党その他の団体の推薦もしくは支持に関して虚偽の事項を公にした者は、２年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられると定められている。 平たく言えば立候補届出書に虚偽の記載をして公にした者は処罰されるという規定であります。 届け出審査については法令上何の規定もないということはどういうことか伺いたい。 エ．しかしながら届け出はあくまでも本人の意志によるものです。選管において虚偽記載はないと受理したらあとは届け出た本人に全ての責任はあると思われます。 ここで選管に伺いたいのは、西里芳明議員から提出されている立候補届について、事実を確認した現在、虚偽記載として認定するのか、確認したい。 オ．選管において虚偽記載として認定した場合、その後の措置についての見解を伺いたい。
6	19番 垣　花　健　志　君	１．市長の政治姿勢について	１．自衛隊配備について ①昨年６月防衛副大臣が来島され配備に向けた調査についての協力要請があり、協力に応じる考えを示しましたが、その後関係者から調査報告等、その他の情報は受けているか。 ②配備について市長の見解をお伺いしたい。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			２．県立宮古公園について ①県立公園は下地前浜は決定されましたが、上野地区の案は防災面からも非常に重要な位置づけがされていると考える。県に対して、強力な要請を求めることが望まれる。市長の見解をお伺いしたい。 ３．スポーツ観光交流拠点施設の周辺道路の整備について ①施設予定地周辺は農道として整備されており、交通は非常に不便で危険な箇所が多い。下地地域からのアクセス道路が必要との周辺住民の声もある。 　地域住民との意見交換は行われたか、また行う予定はあるか。 ４．行政相談について ①行政相談は年に何回行われているか。どのような相談があり、どのように対応されたか。
		２．観光行政について	１．クルーズ客船の誘致について ①第１回宮古島クルーズ客船誘致連絡協議会が開かれ、誘致についての取り組みが示されましたが、那覇、石垣に比べクルーズ客船の寄港が極端に少ない。その理由と問題は何か。 ②取り組みが遅いのではないか。 ③誘致活動の具体的な取り組みを示していただきたい。 ④幹事会はどのような活動を行ったか、また会合は何度開催されたか。 ２．外国人観光客の受け入れについて ①コンベンションビューローの韓国でのトップセールスの今後の取り組みについて ②税関、出入国管理、検疫の施設につい

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			て ③今後の課題について
		3．環境行政について	1．ごみの不法投棄について ①水源保全地域の不法投棄について ②城辺、友利地区の不法投棄について ③不法投棄した実行者を特定しながら「告発」しなかった理由について 2．新ごみ処理施設について ①進捗状況について ②完成予定について ③施設の運転管理について ④地域住民と合意された（周辺道路等）整備状況について
		4．教育行政について	1．２学期制について ①２学期制について検討されたことがあるか。また、メリット、デメリットについてお伺いしたい。 2．野球場の管理について ①オリックスからの要望はどんな問題があったか、また、十分に対応されたか。 ②砂や施設の補修等年間の予算について ③芝や砂の管理状況について
		5．道路行政について	1．地盛地区の道路整備について ①要請の対応について ②道路整備の優先順位の調査の進捗状況について
		6．水産行政について	1．漁業法129条について（説明） 2．漁業法128条について（説明） 3．漁業法127条について（説明） 4．地域の慣習化された生活の権利について（民法第92条「事実たる慣習」）
7	10番 嵩　原　　弘　君	1．市長の政治姿勢について	1．圏域の一体感を推進する交通基盤の整備と住みよい居住環境の整備について ①伊良部大橋開通に伴う路線バスの新バス停及び、結節地点の整備について（ベ

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			ンチや日よけ、雨よけ等の設置が必要ではないか) ②既存のバス停や新バス停に見やすい時刻表が必要である。 ③生活バス路線確保対策助成金が年々増加傾向にある中において伊良部地区のバス会社は経営状態改善により助成金が大幅に減額している。当局はバス会社の経営に対し積極的に指導すべきと考えるが、市長はどのように取り組んでいくのか伺いたい。 ④市道Ａ―29号線歩道のど真ん中に電柱があり歩行者が危険な状況にある、改善できないか伺います。 ⑤市が取り組んでいるバリアフリー基本計画の進捗状況はどうなっているか、またバリアフリーが実施された事業はあるのか伺いたい。 ⑥市は入域観光客数50万人の目標達成に取り組みを強化するとしていますが、受け入れ態勢のおくれが各方面から指摘されているにもかかわらずなかなか改善されません。当局の見解を伺いたい。（特に観光地のトイレの整備は急を要します、バリアフリー化はもちろんのこと女子トイレは男子トイレの３倍の広さが必要です。）
		２．福祉行政について	１．国民健康保険財政支援、制度見直しなど是正要請の経過について。
		３．新市建設計画の変更について	１．新しい島づくり計画が提案されているが、市花木の指定変更はできないか伺います。 ２．宮古島市の市花木にはデイゴが指定されていますが、県内11市でデイゴを市花木に指定している自治体はあるか？

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			３．市民同好会でツバキの普及やツバキ展開催やツバキ油の生産が拡大しています、ツバキを市の市花木として変更指定、もしくは追加指定する等はできないのか伺います。
		４．公職選挙法について	１．現職議員の関係会社と思われるお菓子屋さんが市内中学校の受験生に「合格祈願クッキーをプレゼントした」との報道を見て（２月11日付宮古新報、宮古毎日）複数の市民から公職選挙法の寄附の禁止に当たるのではないかとの問い合わせがあります。公職選挙法違反に該当するのかどうか伺います。
		５．アーサ採取事件について	１．春の風物詩であり海からの恵みとして昔から宮古各地で親しまれてきた伝統食材のアーサを採取したとして70代と80代の女性２人に宮古島海上保安署が警告書を出したとの報道があり、市民は驚きと共に憤りの声が沸き上がっており、納得のいく説明を求めます。 ①アーサの採取できる時期はごく限られた時期でありまた、昔からの慣習として採取数量などを規制するなどして許可してもよいのではないか。 ②女性２人がアーサを採取していた場所は下地与那覇湾南側海岸とあるが、この場所でアーサの養殖は行われているか、宮古島沿岸でアーサの養殖が行われている場所はどの辺かまた、年間の生産量、生産高はどのくらいか伺います。 ③アーサを子供たちの食育の一環として学校給食に取り入れることはアーサ養殖事業の振興にもつながってくるものと考えますが、当局の考えを伺いたい。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
8	21番 平　良　　隆　君	1．市長の政治姿勢について	1．自衛隊配備促進協議会が提出した陳情書「宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書」についての市長の見解。 2．仲井眞県政から昨年11月に翁長県政に変わっておりますが、その後、宮古島市の行政運営に影響はないのかどうか。 3．新年度における一括交付金による事業及び合併特例債活用事業等について ①各事業の総事業費及び事業内容 4．アーサどりについての市長見解
		2．観光行政について	1．上野トロピカルフルーツパークの再整備について ①計画はあるのかどうか、あるとしたらいつごろか。 2．ドイツ文化村内の遊休施設について ①パレス館、店舗、運河等の利活用計画はどのようになっているか。 3．博愛わいわいビーチの改修整備計画のめどはないのか。 4．クルーズ船の寄港対策はどのようになっているのか。
		3．水産業の振興について	1．博愛漁港内に上野支部組合員の倉庫及び集会場の建設計画について 2．博愛漁港内にある既存のシャワー室及びトイレ等の管理について 3．海ぶどうの振興策についてどのようなお考えを持っておられるか。
		4．道路行政について	1．棚根線改良整備について ①計画のめどについて 2．宮国農道線改良整備について ①計画のめどについて 3．ライフラインの強化対策として上野海岸線新里21号線の道路改良工事と無電柱化事業を行うことになっておりますが完了予定はいつごろか。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
9	14番 富　永　元　順　君	１．教育行政について	１．川崎中１事件について教育長の見解 ２．市立小中学校の太陽光発電、ＬＥＤ、クーラーの設置状況について ３．給食費無料化の取り組みについて ４．ブックスタート事業の教育委員会の取り組みについて
		２．道路行政について	１．宮古高校東側のＢ53号線の整備について ２．出口通り（県道78号線）の整備について ３．私道整備状況について ４．里道の整備について
		３．ミュージックアイランド構想について	１．宮古島市における音楽イベントの状況について ２．スポーツ観光交流拠点施設の建設計画概要と音響設備について ３．中央公民館の跡利用について
10	12番 西　里　芳　明　君	１．市長の政治姿勢について	１．前回、12月定例会の一般質問について、ある議員が私を含め当局幹部があたかも不正を働いているような発言がありましたが、当局側からの明確な答えが得られないまま今日に至っております。私も、当局も質問のあった議員からすれば両方とも法に触れるようなことをした扱いをされているところでございます。どうか、当局におかれましては本当に私と当局の間でこのような行為があったのかどうか明確なご答弁をよろしくお願いします。
		２．東平安名崎天然ガス試掘について	１．進捗状況をお聞かせください。 ２．再試掘は、するのかしないのか県と調整は行っているのか。 ３．付随水を利活用しての農業を検討している農家がいると聞いていますが、その辺を検討しているのか。
		３．旧城辺町役場の跡地利用に	１．旧城辺町役場の跡地利用については、

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
		ついて	複合施設をつくると地域づくり審議会で話がされているようですが、その複合施設はいつごろつくる予定なのかお聞かせいただきたいと思います。 ２．旧城辺中央公民館の跡地利用は、検討しているのかどうか、その進捗状況をお聞かせください。
		４．学校統廃合後の施設の利用について	１．まず、最初に宮原小学校が鏡原小学校と４月に統廃合されます。それで、宮原小学校は空き小学校になってしまうことから宮原小学校を今後、どうやって利活用していくのか、これから多くの小中学校が統廃合されることになっていますが、統廃合の時期に来てから検討するのではなく、統廃合が決まっている学校については、今から検討していかないと利活用ができなくなるのではと心配されると思うので、どう検討しているのかお聞かせください。
11	５番 粟　国　恒　広　君	１．市長の政治姿勢について	１．宮古島市、市制施行10周年を迎え総合庁舎の建設について ２．自衛隊配備陳情について ３．下地島空港利活用について ４．スカイマーク長期運休と離島住民等交通コスト負担軽減事業について ５．本年度27年与那覇湾環境総合整備計画について ６．三漁協の合併について
		２．地域子育て支援事業について	１．保育士の確保と待遇改善について ２．多子世帯や低所得者を対象とした保育料について
		３．教育行政について	１．本市の学力向上について
		４．観光行政について	１．オリックスキャンプ撤退の影響について ①新球場４面球場について

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			２．クルーズ客船誘致について
		５．農林水産行政について	１．サトウキビの増産体制の強化取り組みについて ２．アーサどりについて ３．久松赤浜の船着き場について
		６．道路行政について	１．県道平良久松漁港線、伊良部大橋、平良下地島空港線の信号機設置について（松田整形外科前・久松中学校正門前国道390号線と県道平良久松漁港の交差点について） ２．市道松原32号線及び同路線より久貝28号線臨海道路までの道路整備について
12	15番 新　城　元　吉　君	１．施政方針について	１．政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」いわゆる「ふるさと創生」に期待を寄せて宮古島市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に取り組むとしていますが ①安倍政権下の「ふるさと創生」構想をどのように受けとめていますか。 ②宮古島市でこれを受けて、どのような創生総合戦略を策定しようと考えていますか。 ２．若者の定住促進、高齢者の活力を活用したエイジレスの活動を充実させることが必要と認識しておられるが、何をどのようにするのか具体的にイメージできるようにご説明を求めます。 ３．高齢者の交流の場を提供し活動しやすい居住環境の創出に取り組むとしていますが、どのようなことをやるのか具体的説明を求めます。 ４．子育て支援について ①市立幼稚園の全園児を対象に「預かり保育」を拡充するとしていますが、その方法、仕組みを具体的に説明を求め

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			ます。また、保護者の受けとめ方（意見）はどのように集約していますか。新年度の申し込み状況はどうなっていますか。
		２．観光行政について	１．宮古島市の観光振興についてエコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムはどのように位置づけられていますか。これと取り組むつもりはありますか。 ２．観光資源についての認識とその生かし方について ３．城辺新城海浜の観光的取り組みについて、及び新城湧水池の整備について
		３．市長の政治姿勢について	１．議員の請負禁止規定についての市長の見解 ２．選挙管理委員会の西里芳明議員の資格問題についての法的見解について
13	９番 上　地　廣　敏　君	１．新市建設計画について	１．リーディングプロジェクト変更追加による建設年度と財政計画について ①市債残高、経常収支比率、公債費負担比率、実質公債比率等のピークは(32年度以降を含めて試算があれば)
		２．農水産業について	１．甘藷害虫（イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ）根絶によるムラサキイモの生産振興について ２．漁業権対象種のヒトエグサの採取について ３．県畜産共進会に向けての取り組みについて
		３．教育行政について	１．県立高校への選手派遣費補助について ２．国際交流事業（下地中と漢口国民中）について ３．文化財指定について ①明和の大津波の碑について
14	24番	１．市長の政治姿勢について	１．特別委員会（資格審査、懲罰）につい

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
	池　間　　豊　君		ての市長の見解は ２．自衛隊誘致について市長はどう考えているか ３．４面球場建設についての市長の考えは ４．国会議員（下地幹郎氏）は宮古島市に強い思いを持っています。下地幹郎代議士をもっと宮古島市のために利用し活躍してもらう必要があると思っていますが下地市長はどのように考えているのか ５．施政方針について
		２．農業行政について	１．災害時における本市の対応策について ①大雨による土（畑）の流失について ②台風時におけるマンゴーや他作物の被害について ２．深耕耕作機プラソイラについて
		３．子ども・子育て支援新制度について	１．国の新たな子ども・子育て支援新制度が示されました。そのことについて本市の取り組みを伺います。
15	11番 仲　間　則　人　君	１．市長の政治姿勢について	１．宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、具体的な内容を市民にわかりやすく説明をお願いします。 ２．市制施行10周年の記念事業計画のタイムスケジュール等はどのようになっているのかお聞かせください。 ３．与那覇湾環境整備事業で今年度の事業計画はどのようになっているのかお聞かせください ４．天然ガス試掘後、市として今後、利活用を含めどのように検討しているのかお伺いします。 ５．市税（たばこ税）について。
		２．農林水産業について	１．26／27年産期サトウキビ生産量（見込み）はどのようになっているのかお伺いします。 ２．27年度ハーベスター導入の計画はどの

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			ようになっているのか、また、宮古全体で何台が必要台数なのかお伺いします。 ３．農商工連携について ①宮古島市で農商工連携での導入施設はあるのか、あるのであれば事業実績はどのようになっているのかお伺いします。 ４．ポットファームの進捗状況と今後の計画についてお伺いします。
		３．道路行政について	１．松原１号線の整備計画について ①今後のタイムスケジュールはどのようになっているのかお聞かせください。 ２．松田整形外科前信号機設置について ３．伊良部、市内間のバス停整備について
16	23番 山　里　雅　彦　君	１．市長の政治姿勢について	１．スカイマーク撤退・運休・対策・那覇―宮古間の航空路線の低価格運賃の継続（要請等）について ２．伊良部地域活性化対策について ①伊良部大橋開通後の伊良部地域・経済活性化のため、本市が掲げるスポーツアイランド構想実現のため、複数球団のキャンプ誘致ができる多面的野球場の建設について（伊良部地域） ３．下地島空港利活用について ①同空港の利活用について、考える県の検討委員会で、４案に絞ったと発表しているが、次の点について市長はどのように考えているのか伺いたい ア．県は最終決定する前にまず、地元である本市に説明し、考え意見を聞く必要があると思うが、市長はどう考えているか伺いたい イ．事業計画等の説明もないまま、議会としても、これでいいのかまず、地元宮古島市議会でも議論すべきだ

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			と思うが市長の考えを伺いたい ウ．地元を通り越して、全て県が決定していいのか市長の見解を伺いたい
		２．水産業振興について	１．平良港・港湾施設の安全対策について ①港湾の安全利用、保全のため、船舶や自動車等の「放置禁止区域」を設置していますが、取り組み内容について ２．漁業権を有しない一般市民の海の浜下り、浜遊び、海浜利用について ３．宮古島市海業センターについて ①老朽化により、改築作業が進められている新・海業センターの整備・進捗状況について ②海業センターの本年度事業実績と新年度の事業計画について ４．新年度・施政方針で「アーサ、クルマエビ、モズク等」のブランド化による販路拡大とあります。取り組みについて
		３．道路行政について	１．下崎～西原線について ①当初予定の完了年度を用地取得の手続等で、平成28年度まで事業期間を延長しているが、新年度事業計画・進捗状況について ２．添道１号線整備について ①新年度の整備計画について ②事業の進捗状況について ３．県道83号線・大浦集落入口交差点等整備（その他２カ所）の未整備区間の事業計画・取り組みについて
		４．農業振興について	１．基幹作物である、サトウキビの生産拡大、農家所得向上について ①新年度事業・サトウキビ病害虫、防除用農薬購入補助事業について ②堆肥や緩効性肥料購入補助事業について

順位	発　　言　　者	発　　言　　事　　項	要　　　　　旨
			２．県営西原地区圃場整備事業について ①新年度事業の整備計画について ②事業の進捗状況について
17	３番 下　地　勇　徳　君	１．市長の施政方針について	１．市長は宮古島市制施行10周年を迎え、ことし多くの施策を述べておりますが、市民の多くが懸念しているスポーツ観光交流拠点施設について ２．宮古の昔からの風物詩であるアーサどりについて ３．南部忠平杯グラウンドゴルフ大会廃止について市長の見解をお伺いします。
		２．道路行政について	１．ガイセン通りの歩道と車道の段差について ２．市道の歩道側の清掃について ３．下崎～西原線について ４．竹原地区土地区画整備事業について ５．旧北市場より黒島ベーカリーまでの道路拡張計画はないか。 ６．荷川取線について ７．盛加越公園の遊歩道について
		３．農業行政について	１．成川地区排水路について ２．緩効性肥料の購入について
18	１番 濱　元　雅　浩　君	１．総合計画について	１．平成23年に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、市が基本構想を策定する法的な義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられることとなった。宮古島市第１次総合計画は平成28年度までの計画であるが、その後の市の最上位計画はどのようにするお考えか。 ２．地方自治法第２条第４項が全文削除により、①市に基本構想の策定を義務づけた［策定要件］、②基本構想の策定は議会の議決を経るという［手続要綱］、③基本構想は地域における総合的かつ計画

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			的な行政運営に資することという［内容要件］、④自治体運営は基本構想に即して行われるべきという［実行要件］の規定がなくなったことになるが、市としては総合計画策定の必要性、手続、位置づけ、役割などをどうお考えか。 ３．宮古島市第１次総合計画は、宮古地区市町村合併協議会が平成15年に策定した「宮古の将来構想」を基礎として策定された「新市建設計画」に基づいて［基本構想―基本計画―実施計画］の３階層が策定されたが、合併10年を経て策定される第２次総合計画の基軸及び構成をどのようにするのか。 ４．総合計画を今後も最上位計画と定める場合、また、計画の策定や変更、廃止などを議決事件とするためには、その根拠となる条例の制定または改正が必要であり、計画策定に先立って、法的根拠を整備しておく必要があるがどのようにお考えか。 ５．宮古島市第１次総合計画の策定には、平成18年５月から平成20年３月の宮古島市総合計画審議会からの答申まで、１年10カ月の期間を有しているが、次期計画の策定スケジュールはどのようになるのか。
		２．人口減少対策について	１．平成26年３月に策定された「沖縄県人口増加計画」では、宮古島市の将来推定人口が2020年には５万人を割り込む４万9,013人に、25年後の2040年には４万2,209人との推計（国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年の宮古島市推計総人口は３万7,778人）が出され、要因として転出による社会減、特に15歳～

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			49歳の女性人口の大幅な減少が上げられているが、その対策をどのようにお考えか。 ２．宮古島市の合計特殊出生率は2.19（2010年）とおおむね高いが、20～39歳の女性人口の大幅減に伴い、出生総数は大きく減少。また、若年層の人口流出による社会減により、今後、人口減少がさらに加速すると見込まれている。若年層の定住を促進して人口減少を食いとめるためには、子育て環境だけではなく、未婚・晩婚化や若年層の所得の問題、雇用や住居の安定確保に加えて、税制優遇等も検討していく必要があると思うが、現在、若年層流出を防ぐためにどのような方針をお考えか。 宮古島市の20～39歳の女性人口：１万404人（2010年） 1960年比：▲5,569人（65.1%） 1990年比：▲2,792人（78.8%） ※宮古島市の０～４歳の人口：1,444人（2010年） 1960年比：▲7,486人（27.4%） 1990年比：▲900人（75.8%） ３．宮古島市で定住自立圏形成方針では、中心地域を拠点とした新たな集積構造を打ち出しているが、今後「若者を呼び戻す・呼び込む」ための施策（交通・生活コストの低減、生活環境基盤の整備、教育に係る負担の軽減、安定した医療サービスの提供など）をどのように考えているか。
		３．事業の優先順位について	１．新市建設計画に「リーディングプロジェクト等の具体的な計画や実施に当たっては、地域住民や現場の声を直接反映さ

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			せることが重要であり、住民参加による合意形成のプロセスを大切にします。」とあります。計画改定案において、①広域公園の整備、②スポーツアイランド環境整備事業の追記改定がなされ、③市総合庁舎整備事業、④市総合博物館整備事業、⑤市総合体育館整備事業が新たに上がった経緯をお聞かせください。 ２．新市建設計画（改定案）に追記されたスポーツ観光交流拠点施設に新年度の一括交付金の大部分が当てられています。しかし、建設費総額が約37億円にも上る事業に対しての運用計画の精査が未熟であると感じるが、他事業に優先して進められることへの市民合意をどのように捉えているか、また、将来にわたっての運営費負担も含めて建設の意義をどうお考えか。 ３．下地島空港及び周辺残地利活用については、これまで決定権者である県に委ねられてきたが、余りに県に任せておいて、最後に「県では運用ができない」と判断した場合、地元地域の要望はどうなるのか。大橋が開通した現在においても県による進展が鈍い現状において、地元である宮古島市が利活用の主導権をとるという手法またお考えはないか。 ４．12月定例会の一般質問においてイベント事業への補助について取り上げ、あらゆる角度からの成果判断による補助額設定を求め、市長も数項目の検証を踏まえて検討している旨の答弁をされましたが、新年度予算において一律３％カットが行われている理由をお聞かせください。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			５．総合計画等の中で「人材育成」に関する重要性が数多くうたわれており、宮古島の将来安定のためには「人材育成」が最優先されるべき事業だと考えます。 　そこで富山県観光・地域振興局観光課が、次世代の観光を担う人材育成を目的に平成23年から実施している「とやま観光未来創造塾」のような実務的・実践的な人材育成事業を展開するお考えはないかお聞かせください。
		４．教育行政について	１．中央教育審議会は昨年、大学センター試験にかわる［新共通試験］の2020年度からのを文科相に答申し、特に英語に関して「読む・聞く・書く・話す」の４技能を評価する内容への変更を求めています。この動きに対して小学校での英語教育の重要性が高まってきていますが、宮古島市においてはどのような取り組みをお考えか。
19	２番 平　良　敏　夫　君	１．市長の政治姿勢について	１．３月29日をもって、心配していたスカイマークが撤退することになりました。既存の航空会社２社は大幅な値上げはないと言っていますが市民はやはり心配です。宮古島市の対応策を教えてください。 ２．下地島空港活用で、２月24日の県紙に、星野リゾート進出検討と大きく書かれていました。内容を読むと、壮大な事業内容が書かれていました。もちろん市長も知っていると思いますが、市長はどう考えますか。 ３．市長の平成27年度施政方針の表紙に「地域資源を活かした島づくりの推進」とあります。その中の14ページには「宮古島らしさ」に触れられる文化財を中心とした伝説と民話に彩られたロマンあふ

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			れる散策コースを整備し、新たな観光資源として活用する取り組みを推進する。 　また、15ページには、市街地北部と人頭税石前から盛加越公園に続く街路事業を実施し、荷川取線の事業化に向け、積極的に取り組んでいくとのことであります。北学区住民としてはありがたいことです。 　荷川取地区周辺には文化財がたくさんあります。「宮古島らしさ」にあふれる文化財を中心とした散策コースにもってこいの地域であります。もちろん今も案内板等はありますが、観光客のみで文化ロードを散策できるように、例えば漲水の石畳、漲水神社あたりから人頭税石を通り、ヤマトガーあたりまで歩道に進行方向に向けタイルを張るとか、その目印を行くと自然に文化財が散策できるようになる、そういう整備をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
		２．道路行政について	１．Ａ―76号線道路整備事業ですが、１億円の予算が見込まれています。どのように使われるのでしょうか。また工事はどこから始まるか、詳細を教えてください。 　また、前回建設部長は平成26年度の事業費は9,000万円となっていて、細かい振り分けを説明しましたが、それは執行されたでしょうか。特に用地補償について教えてください。 ２．先嶋シャッター前の点滅信号のことなんですけど、前回生活環境部長は、市としては交通量の増加が予想されることから、点滅式の信号から普通信号機への変更が必要であると考えているので、８月26日付で宮古島警察署に信号機の変更要

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			請を行っているところでありますと答弁していますが、現在どうなっているのでしょうか。
		３．教育行政について	１．先月、川崎市の多摩川河川敷で中学１年生の上村遼太君が友達のグループによっていじめの延長で殺害されるという痛ましい事件がありました。万が一にもあってはならないことです。 　教育委員会は、宮古島市には不登校生徒・児童、問題行動生徒・児童、いじめ等の把握はしているでしょうか。 ２．宮古島市の成人式が１月５日になっていますが、その根拠を教えてください。
		４．観光行政について	１．南部忠平杯グラウンドゴルフ大会が来年度から廃止になるようですけど、その理由を教えてください。
20	16番 亀　濱　玲　子　君	１．市長の政治姿勢と市政運営について	１．新年度の施政方針について伺う。 ①施政方針に「地域の均衡ある発展」がうたわれているが、市町村合併から10年、地域からは住民の厳しい声があり、乖離がある。市長の見解を伺う。 ②「新市建設計画」の大型公共事業と今後の財政シミュレーションについて、市長のお考えを伺う。 ③終戦から70年の節目に当たることし、当初予算に「平和事業」に事業費がつけられていない。見解を問う。 ④男女共同参画行政の推進について、新年度主要事業一覧によると、事業費が明記されていない。新年度に向けて市長のお考えを伺う。 ２．市長の政治姿勢について伺う。 ①問題となっている請負契約の契約、変更契約については、契約者である市長と、指名委員長（副市長）に伺う。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			②当該議員について、さきの議会において副市長は、「当該法人の取締役に議員がついており、主として同一の法人でないとの判断で参加願を提出しているものと理解しております」と答弁されている。 ア．当該議員が「取締役」であることを知っていて、当該建設会社を指名し、請負契約を行い、さらに事業費増額の契約変更を結んだことに相違ないか。 イ．当該議員は、地方自治法第92条の２に該当するが、当該建設会社の請負量の金額が50％以下ならよいとお考えか。 ウ．当該会社の事業概要や予算等に関する資料を担当課に求めた際、副市長が「出さないように」と指示したのはなぜか。 エ．議会答弁と担当課からの資料の違いについて、建築Ｂで１件と答弁（実際は２件）、舗装事業は、平成24年は（無登録）で平成25年は（６回）であるが、答えていないのはなぜか。
		２．公正な行政運営のあり方について	１．宮古島市選挙管理委員会委員長に伺う。 ①公選法第104条に関する問題の、地方自治法第92条の２に係る今回の問題について、５日以内に「関係を有しなくなった旨の届け出」が出されなかったことについて、審議されたか伺う。 ②選挙管理委員会への届け出について、公選法第235条に照らして審査されたのか伺う。
		３．福祉行政について	１．「子宮頸がんワクチン予防接種」の副反応被害について、本市の対応を伺う。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			①平成22年度から取り組まれた「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」の本市の実施状況についてお聞きしたい。 ②副反応被害が報告されていますが、本市はどのように対応されているかお聞きしたい。 ③事業実施要綱では、被接種者の問診票（ワクチンロット番号）の保存期間が５年となっているが、副反応被害の対応を考慮し、接種自治体の責任において記録保存をしていただきたい。 ④平成25年から定期接種となり、同年６月に厚生労働省は「積極的な勧奨はしない」としたが、この間、本市でも多くの生徒が接種していることから、被接種者の「実態調査」が必要だと考える。本市においても県と協力して実施していただきたい。 ⑤本市においても、副反応被害者に対し支援策を講じていただきたい。 ア．島外診療への渡航費の支援 イ．副反応被害「(1)本市が実施した子宮頸がんワクチン緊急促進事業で接種を受けた。(2)原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれなどの症状を有し、日常生活に支障が生じている。(3)症状について市に相談した。」との条件を満たした場合において「医療手当給付」（横浜市の事例）を検討していただきたい。 ⑥厚生労働省が「積極的な勧奨しない」としたにもかかわらず、本市においては、今も「子宮頸がん予防ワクチン接種」を呼びかけるチラシを置いているのはなぜか。安全性が確保できない状

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			況では、やめるべきだと考える。対応をお聞きしたい。 ２．新たな「生活困窮者支援制度」に伴う事業実施について伺う。 ①「学習支援事業」の実施内容と見通しについて伺う。 ②「一時生活支援事業」の取り組みについて ③「家計相談支援事業」の実施について
		４．福祉・教育行政について	１．新年度実施に向けての状況と想定される課題は何か伺う。 ①保育所における幼稚園教育（就学への準備を含めた学習等）に係る対応、環境の整備についてお聞きしたい。 ②幼稚園の土曜日や祝祭日、春休みなどの対応についてはどのようにお考えか伺う。 ③５歳児の預かり保育についての見通しが十分に立たない状況であることから、放課後学童保育について、市独自補助での対応について検討する必要があると考える。当局の考えを伺う。 ２．児童生徒の教育環境の改善について ①来間中の統合から１年となる。検証が必要だと思う。当局の考えをお聞きしたい。 ②新年度で対応となった、北中学校の校舎の学習環境の改善のためのクーラー設置について、実施予定をお聞きしたい。 ３．新中央図書館建設において「公文書館機能」の必要性、工事着工に向けて今後の見通しを伺う。
		５．農業行政について	１．畜産に従事する担い手の育成、支援について伺う。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			①畜産振興に、一括交付金を活用して「生産拡大強化事業補助金」を導入していただきたい。 ②畜産農家の後継者育成には、畜産経営・技術指導者の配置が必要と考える。配置に向けて当局の考えをお聞きしたい。 ③農家と行政関係者が課題を共有できるよう協議の場が必要と考えるがどうか。 ④新規就農者支援事業の広報の取り組みと、就農につなげる取り組みと課題について伺う。
		６．地域の活性化への取り組みについて	１．新年度から実施される「緊急対策住宅リフォーム支援事業」の内容と、市民への広報、受け付けの開始等、今後の取り組みについてお聞きしたい。
21	６番 仲　間　賴　信　君	１．市政のあり方について	１．議員の兼業禁止と業者指名方法について
		２．伊良部大橋開通に伴う貨客船会社や船員への支援について	１．支援の内容をご説明ください。
		３．宮古島市選挙管理委員会について	１．公職選挙法第104条または公職選挙法第235条、経歴詐称についてどう判断したか。
		４．台風時の急患搬送について	１．池間島、来間島、伊良部島での急患搬送について対策及び対応
22	８番 上　里　　樹　君	１．平和行政について	１．戦後70年、沖縄戦から70年、ヒロシマ・ナガサキ被爆70年の節目に当たり、本市はどのような取り組みを計画していますか。
		２．「準天頂衛星システム」について	１．「準天頂衛星システム」施設建設について ①「準天頂衛星システム」施設建設計画はどのようになっていますか。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			②政府が新たな宇宙基本計画の素案をまとめました。「軍事施設の動きを監視する事実上の偵察衛星である情報収集衛星の強化や、日本版ＧＰＳ（全地球測位システム）である高精度の測位情報を地上へ送る準天頂衛星を、現在の４基から７基体制にする」と記述しています。本市への説明はどのようになっていますか。 ③軍事施設であり、建設をやめるべきだと考えますが、いかがですか。
		３．防災について	１．消防行政について ①本市ＡＥＤ設置（民間事業所を含めて）は何カ所になっていますか。地域のステーションとして計画的な設置をすべきだと考えますが、いかがですか。 ②消防職員と消防団の人数はどのようになっていますか。国の基準に照らしてどのようになっていますか。 ③火災出動、救急出動の件数はどのようになっていますか。
		４．市税について	１．新年度予算法人分について ①前年度に比べて減収になっていますが、その理由は何ですか。
		５．新市建設計画について	１．新市建設計画の見直しについて ①中央図書館等建設事業（未来創造センター整備事業）で「公文書館機能を持った」という位置づけが消えましたが、理由は何ですか。もとの計画どおりにすべきだと考えますが、いかがですか。 ②国は「災害時の拠点として支所の重要性が増すなど合併時点では想定されなかった新たな一事情が生じており」として、支所に要する経費を交付税に反映させる対応をしているが、市長の見

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			解をお聞かせください。
		６．緊急経済対策について	１．住宅リフォーム支援事業について ①リフォームの一部を補助する事業として、住民の暮らしを応援すると同時に地域の建設業者の仕事起こしに成果を上げています。実施している自治体は補助額を増額したり、商店等のリフォームを対象に入れて拡充しています。本市でも拡充をすべきだと考えますがいかがですか。
		７．子育て支援について	１．子ども・子育て新システムについて ①保育料について、在園児はもちろん新入児についても保育料の値上げはやめるべきです。保育料はどのようになりますか。 ②保育の質を低下させてはなりません。取り組みはどうなっていますか。 ③保育所は保育所のままで、幼稚園は幼稚園のままで継続すべきです。３歳児から５歳児を両園で受け入れるべきだと考えますが、計画はどのようになっていますか。 ④保育所と幼稚園施設を一体に進める新たな課の新設が必要だと考えますが、いかがですか。 ２．学童保育について ①児童福祉法に基づく本来の役割を果たすために、必要とする全ての子どもが利用できるようにすべきだと考えます。保護者の所得によって利用の可否が決定することを避けるためにも公的支援を拡充すべきです。
		８．介護行政について	１．介護保険について ①特別養護老人ホームの待機者は何人ですか。第６期計画ではどのようになっ

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			ていますか。 ②認知症対策について、どのような計画になっていますか。 ③定期巡回随時サービスについて、第６期計画ではどのようになっていますか。 ④地域支援事業について、第６期計画では「地域包括ケア計画」と位置づけられています。特に要支援の人が困らないような地域支援事業にどう移行させるかが重要だと考えますがいかがでしょうか。 ⑤介護保険料はどのようになりますか。
		９．後期高齢者医療制度について	１．後期高齢者医療保険について ①厚労省は、後期高齢者医療保険料の特別軽減を廃止する方針を打ち出しました。短期保険証交付と未更新は本市ではどのようになっていますか。また、「特別軽減」とは何ですか、どのような影響が出るのか説明をお願いします。
		10．道路行政について	１．伊良部大橋について ①伊良部大橋に街灯が設置されていません。設置すべきと考えますがいかがでしょうか。
23	７番 國　仲　昌　二　君	１．市長の基本的な考え方について	１．予算編成への第三者の介入について ①今回の予算編成時における一次内示の後、市に影響力のある部外者が、財政課に直接意見を述べに来たとの話を聞きました。もし、これが事実であれば市民を愚弄したものであり市長の予算編成権を脅かす重大な事件です。そこで伺います。 ア．当局はこの事実は確認していますか。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			イ．事実であれば市長はどのような認識でしょうか。 ２．議会での答弁に関する認識について ①宮古島市文書事務取扱規程では、文書の保存期間は第１種の永久保存から第４種の１年保存となっており、市議会に関する書類は第１種の永久保存と規定されております。当然、議会答弁も永久保存となるものです。 ところで、私がこれまで経験した議会の答弁の中で行政の信頼性に疑問を抱かせるような答弁が幾度かありました。その典型的な答弁が昨年１月の臨時会と６月定例会の答弁です。 まず、１月の臨時会において上野の清掃センター解体工事について「これまで単費でしか壊せないと言われていたごみ焼却施設、これを一括交付金でできるというところが大きなメリットがあります」などと答弁し、一括交付金での解体工事が決まっているかのような答弁でしたが、６月定例会の答弁では「国とのやりとりの中でどうしてもできないということになった」との答弁です。２億2,000万円の多額の事業費を、まだ決まってもいないのに議会で断言する。このような議会答弁をしていて、信頼できる行政と言えるのか、甚だ疑問です。 財産区の答弁などほかにも疑問が残る答弁があります。 市長は議会答弁での責任の重みについてどういったご認識なのかお伺いいたします。
		２．新市建設計画について	１．今回の計画変更の手順について

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			①先日の質疑での答弁では「庁内の意見交換、策定委員会を経て地域審議会に諮り答申を受けた」とのことですが、地域審議会では何回審議したのでしょうか。各地区ごとに教えていただきたい。 ２．計画変更の特徴について ①今回の変更は合併特例債の期間が延長されることに伴って行われるものと聞いているが、今回の主な変更点はどういったものか、お伺いしたい。 ３．財政計画について ①財政計画の考え方として、地方交付税については「平成28年度から始まる合併算定がえの段階的な削減を見込んで推計しています」と説明していますが、財政計画では平成29年度からの削減となっています。その理由をわかりやすくお答えください。
		３．島の伝統文化や慣習への考え方について	１．フラダンスでギネスに挑戦することについて ①施政方針の中で「伊良部大橋全体でフラダンスを踊り、ギネスに挑戦する等･･･」と述べています。宮古にはクイチャーや宮古民謡、その他世界に誇れる伝統文化が幾つもあります。もし、伊良部大橋全体でギネスに挑戦するなら、地元の伝統文化でという発想はなかったのでしょうか。市長のご見解をお伺いします。 ２．アーサ採取について ①市内に住む70代と80代の女性がアーサを採取したとして海上保安署から「警告書」を受けていたとの新聞報道があり、市民は大変驚いております。漁業

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			法に基づく漁業権の侵害とのことですが、アーサどりは昔からの島の慣習であり、これを楽しみにしている高齢者などは大きなショックを受けていると聞きます。昔からの慣習を大事にする意味でも市として何らかの対応策ができないものかお伺いします。
		４．職員の倫理条例について	１．うるま市の談合事件について ①去った２月上旬うるま市の職員が談合容疑で逮捕されるという残念な事件が報道されました。報道によると、逮捕された市職員は、同じく逮捕された関連会社の職員らと一緒にスナックにいるところを頻繁に目撃されていたとのことで、このことも市民から疑惑の目を向けられていたようです。こういったことは国のほうでは厳しく戒めておりまして、利害関係者とともに飲食することは原則禁止となっております。宮古島市では利害関係者との関係についてどのような対応をしているのかお伺いします。 ２．職員倫理条例について ①国では、相次ぐ公務員の不祥事事件を契機として、平成11年８月に、国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を目的として国家公務員倫理法が成立しました。また、同じくお隣の石垣市でも同様の目的で平成20年11月から石垣市職員倫理条例が施行されております。宮古島市は、市民の不信や疑惑を招くような行為を防止するための職員倫理条例を制定するお考えはないのかお伺いします。
		５．法人住民税の申告納付につ	１．申告納付通知の誤送付について

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
		いて	①市から、ある法人に「法人住民税の申告納付について(お願い)」との通知が送付されてきました。その内容は平成21年度～25年度の５年間、申告されていないので申告するようにとの内容でした。しかし、その法人は毎年申告しており、その写しも保管していたので市の担当に電話を入れて確認し了承されたとのことです。今回は、たまたま法人が写しを保管していたために間違いが発覚しましたが、個人の場合で、ましてやお年寄りであったならば二重払いの可能性もあります。そこでお伺いします。 ア．収納データは電算管理しているはずですが、なぜ、このようなミスが起きるのか。原因を伺います。 イ．電算管理している中で起きたことは、ほかの市民にも誤送付された可能性があります。調査は行ったでしょうか。
		６．請負契約について	１．入札参加資格審査について ①昨年の12月定例会で「業者がその申請書類を提出する際に当該法人の取締役に議員がついており、主として同一の行為をする法人ではないとの判断で参加願を提出しているものと理解しております。」と答弁しています。当局は、当該法人の取締役に議員が就任していたことは知っていたと理解してよろしいですか。 ２．沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領について ①昨年の12月定例会で沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領をもとに設計変

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			更で随意契約をしている旨の答弁をしておりますが、この要領の位置づけについてお伺いします。 ３．当該業者の指名回数について ①昨年の12月定例会の仲間頼信議員の当該業者の指名回数についての質問に対し、「土木Ａは･･･当該業者は６回･･･建築Ｂは･･･当該業者１件です」との答弁で、なぜか舗装Ａについては答弁していません。理由をお伺いします。
		７．イベントの廃止について	１．南部忠平杯グラウンドゴルフ大会の廃止について ①参加者の激減を理由に南部忠平杯グラウンドゴルフ大会の予算が計上されず、廃止の方向で検討していることが報道されました。参加者の推移を見ると確かにこの５年間で減少の一途をたどっており、特に県外の参加者の減が顕著です。そこで、次のことについて伺います。 ア．参加者が減少した原因についてどのように分析しているか。 イ．減少を食いとめるための措置は行ったのか。 ウ．地元の愛好者たちが開催を求めても廃止するのか。
		８．教育行政について	１．新教育委員会制度について ①「新教育委員会制度」ことしの４月１日から施行されますが、今回の改正の主な内容を教えていただきたいと思います。それから、今回の改正で問題点などあれば、その対応策についてどのように考えているのかについて伺います。 ２．スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			について ①川崎市で同区の中学１年の男子生徒が刺殺体で見つかるという痛ましい事件が起きましたが、その男子生徒が通う中学校は同区に対し、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の派遣を要請していなかったとのことで、なぜこの制度が機能しなかったのかが問題となっております。ＳＳＷとは不登校や虐待など学校だけでは対処し切れない事案に介入するのが役割だといいますが、宮古島市でのＳＳＷの現状についてお伺いします。
24	20番 棚　原　芳　樹　君	１．市長の政治姿勢について	１．伊良部大橋街灯整備について ２．県営公園整備計画について ①現在の進捗状況について ②あと１カ所は防災機能を持った公園ということでしたが現在どうなっているのか。 ３．下地島空港及び周辺利活用について ①現在の状況と今後の計画について ４．県から買い上げた下地島残地の農業的利用ゾーンについて ①現在の状況と今後の計画について ５．伊良部島と下地島間の入江整備と沈砂池の整備計画について ①現在の進捗状況と今後の計画について ②なぜ入江の中央水路だけをやらなかったのか。 ③入江全体の自然環境は今後大丈夫なのか。 ④佐和田の浜や渡口の浜自然環境への影響は今後大丈夫なのか。 ６．伊良部地区観光地整備総合計画について

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			７．伊良部地区市営住宅整備計画(北区、南区)について ８．入域観光客数50万人目標達成に向け今後の取り組みと計画について ９．カギマナフラダンス全国大会とあわせて伊良部大橋全体でフラダンスを踊り、ギネスに挑戦するということですがどういう内容になっているのか。 10．老朽化の進む伊良部漁協の荷さばき施設の解体撤去と施設の建てかえについて ①現在の状況と今後の計画について 11．与那覇湾環境総合整備計画について 12．伊良部大橋橋詰広場計画について ①現在の状況と今後の計画について 13．伊良部農林水産室存続について 14．観光商工局を伊良部庁舎へ移すことはできないか。 15．下地島空港西側青い楽園の南側駐車場の整備はできないか。 16．伊良部地区平成の森野球場と周辺整備計画について ①現在の状況と今後の計画について 17．伊良部地区津波避難用施設整備計画について ①現在の状況と今後の計画について 18．伊良部地区下地島の通称中の島での駐車場整備計画は現在どうなっているのか。 ①現在の状況と今後の計画について 19．マリンターミナル株式会社の今後について 20．マリンターミナルビルの今後について 21．マリンターミナルビル待合場について 22．花いっぱい運動の状況と今後について
		２．農林水産行政について	１．伊良部地区土地改良事業の現状と今後

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			の計画について ２．伊良部地区におけるサトウキビ害虫イネヨトウの対策と現在の状況について ３．マングローブガニ養殖について ①現在の状況と今後の計画について ②カニの大型養殖場の導入について ③カニ養殖への今後の市としての支援体制について ４．国営かんがい排水事業「宮古伊良部地区」工事の現在の進捗状況と今後の計画について ５．特定地域経営支援事業によるハーベスター等の導入計画について ①各地区での今年度の導入はどうなっているのか。 ②来年度の各地区での計画について ③今後の計画について ６．ポットファーム実証栽培の現在の状況と今後の計画について ７．マンゴーについて生産が大幅に伸びる一方で、品質のばらつきが見られることから糖度計を活用し高品質の選別化を進めるということでありますが、現在の状況と今後の計画、各農家への導入計画について
		３．道路行政について	１．トゥリバー地区臨港道路伊良部線整備について ①現在の進捗状況と今後の計画について ②上水道の整備計画はどうなっているのか。 ２．清掃センターから第二沖縄電力までのＡ―76号線整備の現在の状況と今後の計画について ３．伊良部大橋伊良部側つけ根のほうから長山港への道路整備計画と上水道整備計

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　旨
			画について ４．大原線、大道線整備計画について ①現在の状況と今後の計画について ５．390号線バイパス線道の駅から南に抜ける道路整備について
		４．教育行政について	１．伊良部地区、小中一貫校の推進について ①現在の状況と今後の計画について ２．伊良部高校の今後の計画について

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第５号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

３月16日、議会運営委員会が開催され、諮問した、市長からの申し出のあった議案第49号、新市建設計画の変更についての訂正方法については、正誤表により処理することと決しました。この決定を受け、同日、正誤表を添付の上、全議員へ、議案第49号の訂正については正誤表により処理する旨の通知をしました。

同じく、諮問した、３月13日付で提出された自衛隊の宮古島配備に反対する要請の取り扱いについては、議会運営に関する申し合わせ事項の請願、陳情の付託の原則にのっとり、６月定例会で処理することと決しました。

その他の諸報告については、お手元に配付した報告書によりご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから日程第１、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。

なお、質問の１人持ち時間は30分となっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎下地　明君

昨日は、県立高校の合格発表がありました。合格された生徒の皆さん、本当におめでとうございます。３カ年間の高校生活の中でお友達をたくさんつくり、そして有意義な高校生活を送ってください。合格発表のことは、きょうの新聞でも多く掲載されております。改めておめでとうございます。

また、伊良部島の皆さん、夢の大橋開通、まことにおめでとうございます。長年にわたり離島苦の生活環境でしたが、大橋開通で一変したと思います。車で平良に行ける、代行車で平良から帰れる、今でも夢のような思いでしょうね。私ごとですが、今から50年前、当時の伊良部製糖工場に出向して、１製糖期いたときがあります。そういうこともありまして、伊良部島の皆さんの離島苦の思いは察するに余る思いがあります。今後の伊良部地域のご発展を祈念申し上げます。

それでは、一般質問に入りますが、当局のご理解ある答弁、よろしくお願いします。市長の政治姿勢について。まず初めに、総合庁舎建設計画について。５市町村合併の前提条件は分庁方式でありましたが、しかし合併して10年が近づき、現在の行政運営を改善し、市民福祉の向上をなお一層図るために、合併特例債が2020年度まで適用できることから、新市建設計画の中で総合庁舎建設計画が進められると理解して

おりますが、これ非常に地方の住民にとっては大事なことでありますので、市長は市民に対し十分な説明が肝要であると考えますが、市長に答弁願います。

次に、伊良部大橋開通による経済効果について。伊良部島は、下地島空港や通り池、渡口の浜、観光スポット並びに佐良浜漁港で新鮮な魚介類が求められることで、これまでよりも人の流れがかなり変化していくものと予想されますが、大橋開通による経済効果についてお伺いします。

次に、旧城辺町役場跡地での児童館建設について。このことは、前から質問してきておりますが、なぜ新規事業計画の中にも含まれていないか。また、今後の事業計画について詳しく説明してください。

次に、天然ガス及び付随水の活用計画について。利活用を検討する委員会が設置され、委員長に長濱副市長が選出され、委員会が開かれているようですが、これまでの経過と今後の取り組み計画について答弁願います。

次に、成人式の日、変更について。宮古島市の成人式は、１月５日に設定されていることから、正月で里帰りしたほとんどの方は多くのお友達と楽しく思い出に残る成人式に参加して帰りますが、中には学校や仕事の関係で参加できず、寂しい思いで４日に帰る方が毎年いるとのことです。一生に一度の式典であり、一人でも多くの方を参加させるために、１月３日に変更できないでしょうか。答弁願います。

次に、橋の日制定について。１つの市で３カ所、池間大橋1,425メートル、来間大橋が1,690メートル、伊良部大橋が3,540メートルの橋があるのは、全国で唯一、宮古島市だけであるとのことです。宮古島市を全国にアピールし、観光客誘致につなげるとともに、多くの市民がウオーキングで橋を渡り、楽しい一日を過ごすことで、健康増進にもつながるものと考えます。そこで、語呂合わせで８月４日を橋の日と制定できないでしょうか。答弁願います。

次に、今宮古島市で大きく問題になっている、とったアーサを海に戻されたことについて質問します。長年にわたり慣習としてお年寄りの女性２人が旬のアーサをとっていたところ、海上保安署から警告書を受け、とったアーサを海に戻すよう言われ、従ったというショッキングなニュースが報道されたことは、多くの市民が自分の耳を疑ったものと思います。警告書を受けたお二人のお年寄りは、いまだショックがおさまらないとのことです。宮古島市民にとっては非常に残念なことであります。当局は、今後宮古島漁業協同組合に対し、市民の目線となった対応が求められますが、答弁を求めます。

次に、教育行政について。今教育委員会は大変難問の学校統合問題や学力向上対策に貢献なさっていることに対し、一議員として敬意を表します。

それでは、質問ですが、来間中学校と下地中学校統合後の経過について。来間島の住民と在学中の生徒の強力な反対の中、統廃合してから早くもあと２週間で１年になりますが、今の来間島住民の皆様方の声と子供たちの学業について答弁願います。

次に、学校給食共同調理場の統合について。統合計画については、さきに教育委員会の議論が発表されておりますが、その内容と今後の取り組みについて答弁願います。

次に、城辺競技場の整備及び競技場西側トイレの管理について。今の状況ではトラック競技ができないグラウンドです。そこで、トラックの整備並びに周辺フェンス破損箇所の補修についてと競技場西側トイレの管理について、あわせて答弁願います。

次に、農業振興について。今期操業も近日中に終了とのことで、農家の皆さん、雨の中、寒い中、サト

ウキビ収穫、大変ご苦労さんです。

それでは、製糖工場の原料搬入対応について質問したいと思います。製糖期の原料搬入時間が工場により違いますが、原則として８時から16時と、一方８時から16時30分までとなっており、ハーベスターオペレーター並びに積み込みの安全作業とサトウキビ運搬車両運転手の安全運転のためには、17時30分まで原料搬入してもらいたいとの農家の声があります。会社の経営方針にかかわることではありますが、製糖会社あっての農家ではなく、農家あっての製糖会社であると思います。市長は、農業振興会の会長でもあります。製糖会社に対し、来期操業から農家側の声に応じた17時30分までの原料搬入時間実施をしていただけますよう製糖会社に要望すべきだと考えますが、答弁願います。

次に、小型ハーベスター導入推進について。2014年度と2015年度導入予定台数について答弁願います。

次に、株出し管理機管理運営について。宮古地区さとうきび糖業振興会が中心となり、株出し管理機、一部個人リースで導入し、生産農家へ委託作業を任せているが、委託農家の方が多忙で、管理作業を断ることがあると農家の声を聞いておりますが、管理機管理運営についてどのようになっているか、答弁願います。

次に、野そのヘリ防除を地上防除に変更したことについて。新年度予算案にヘリによる野そ防除の予算が計上されていないが、なぜこれまでヘリ防除をやっていたことが、今後これが予算計上されていないのかどうか、説明してください。

次に、競り成立牛の搬出について。去年の４月までは、宮古漲水港から那覇経由で航海所要時間28時間後の朝、鹿児島港入港で、午前中の荷揚げでしたが、５月以降、同じく28時間後の昼後の鹿児島入港となり、荷揚げが夕方になり、購買者から不満の声があるとのことです。そこで、ＪＡと協力で、船会社に対し、前の時間帯で荷揚げできるよう要請を行うべきだと考えますが、答弁願います。

次に、牛の発情発見装置と分娩監視システム導入事業費助成について。ＪＡが事業主体となって取り組み、現在２カ所の農家で実証実験中だが、農家の話によると、非常に便利で、安心、安全な畜産経営ができると喜んでおります。今後の畜産農家の経営安定のために、事業費助成が求められますが、答弁を願います。

次に、道路行政について。Ｂ―53号線宮古高校東側道路拡幅整備について。これまで幾たびとなく質問しておりますが、平成25年12月定例会の質問で、県の担当課と協議を進めており、事業採択に向けて県と調整していくと大変前向きな答弁がありましたが、現在の計画状況をお聞かせください。

以上質問しましたが、答弁を聞いてから再質問したいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

伊良部大橋開通による経済効果はということでありましたが、伊良部大橋の開通によって、既にサシバリンクスゴルフ場の利用客がこれまでの３倍から４倍にふえています。また、伊良部漁業協同組合に隣接する漁港周辺での魚介類及び加工品の販売額が３倍以上に増大しているなどの報告があることから、経済効果はかなり上がっているものと考えています。また、伊良部地域の生活の利便性も格段に向上しており、福祉や教育、防災等、さまざまな面で効果を発揮していると考えています。伊良部地域には有望な観光資源も多く、これらを有効に活用することにより、観光産業も大きな経済効果が得られるものと期待しています。さらに、橋の開通によって宮古島本島から地下ダムの水が送水されることから、伊良部地区の農業

の生産の向上、海産物の輸送体制の整備等などとあわせて、農水産業への期待は大きく、その効果も大きいものがあると考えております。加えて、下地島空港やその残地の利活用に関しても大橋開通のメリットは大きく、利活用計画が順調に進めば、宮古島にもたらす経済効果は大きなものがあると期待をしているところであります。

◎副市長（長濱政治君）

総合庁舎の建設につきましては、庁舎の維持管理に伴う物件費の抑制や市民の利便性の向上、業務の効率化、さらには防災機能の強化等の観点から、建設すべきであると考えております。建設場所や規模等、具体的な検討はこれからの話になりますが、現在建設に取り組んでおります大型事業の建設終了後、合併特例債の発行期限となる平成32年度をめどに計画していきたいというふうに考えております。

天然ガスや付随水の利活用計画につきましては、本市独自の利活用の検討を目的に、沖縄県や地元経済団体、市関係部局等で構成する宮古島市天然ガス資源利活用検討委員会を設置し、ことし１月下旬に第１回検討委員会を開催しております。検討委員会では、天然ガス試掘調査事業を実施しました沖縄県より報告が行われ、産出ガスが日量530立米、付随水が日量618キロ、ガス水比0.86、坑口水温約70度Ｃという調査結果が示されており、沖縄本島の他の試掘地に比べ水温が高いのが特徴であり、温泉利用や熱利用が期待できます。そのため、現在湧出しております天然ガス及び付随水の利活用については、沖縄本島を初め他県の事例も参考に、関係機関と連携しながら調査を実施したいと考えております。もちろん県のほうの利活用の検討委員会もございます。県と、それから市独自の利活用計画検討委員会の中で、その利活用のあり方について審議を進めていきたいというふうに思っております。

◎教育長（宮國　博君）

来間中学校と下地中学校の統合後の経過ですが、現在学校側との連絡もですね、頻繁にとり合いながら、状況確認を行っております。来間中学校と下地中学校の統合で、下地中学校に通う生徒は、クラスの、あるいは学校の子供たちとですね、大変仲よく、切磋琢磨しながら、元気に楽しく学業に励んでいる状況であります。それから、部活動でですね、３名来間中からは来たんですが、男の子１人がサッカー、男の子１人が野球部、それから女の子１人が吹奏楽部にですね、所属しておりまして、大変な活躍をしているということでございます。私どもも随時学校側との連絡をとり合ってですね、その状況確認はしっかりやっているところでございます。

それから、住民の声ということですが、教育委員会に対して、統合して不都合があったという声は聞こえてきません。むしろ子供たちが元気に、今自転車で通っているようですが、下地中学校に喜んで通っている姿を見て、やってよかったと、やっぱりやってよかったんだというふうな声は、私、委員会じゃなくして、個人的に知り合いがたくさんおりますので、そこからの声は住民の声としてたくさん聞こえてきます。

それから、中学校のほうが空き教室になっておりますので、住民側から積極的にですね、この空き教室を利用したいというようなことを申し出てきておりますので、これは教育委員会としては使用許可を出してあります。中は、写真を飾るとか、あるいは記念品、これまでの歴史の記念品、歴史的ないろんな記念品とかですね、こういうふうなものをしっかりと飾っておきたいというようなことでございましたので、これは教育委員会としては許可して、使用してもらうことになっております。

次に、学校給食共同調理場の統合については、平成26年12月25日の教育委員会定例会において、平良学校給食共同調理場及び小中一貫校の計画が進められている伊良部学校給食共同調理場は現状維持し、城辺、下地、上野の調理場を１カ所に統合すると、そしてその統合した調理場において平良地区の一部の学校にも給食を提供すると、こういう計画でございます。調理後２時間以内の喫食や地産地消の活用等の議論を重ねて、今後学校給食のあり方について、城辺地区の学校規模適正化事業の取り組み状況を注視しながら進めていくという方針の話し合いがされております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

旧城辺町役場跡地での児童館の建設についてお答えをいたします。

旧城辺町役場の跡地利用については、平成26年２月において跡地利用検討委員会の提言を受けまして、高齢者から子供までの多くの交流が持てる児童館を整備するということで市の方針を決定をしております。しかしながら、施設建設については平成28年度以降の着工に向けて取り組んでまいりましたが、諸般の事情によりまして、他の事業との調整により、平成29年度以降に工事着工することで、その計画を今進めているところでございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

まず、アーサの件についてお答えいたします。

漁業権は、漁業者が漁業を営む権利であります。限りある水産資源を保護し、将来にわたって水産業を継いでいくことを大きな目的としており、漁業者の生活を守るために重要な役割を担っております。宮古島市においては、その沿岸域を取り囲むように、特定の水産動物や藻類等の採捕を制限する共同漁業権が平成25年から平成35年の期間で設定されており、アーサはその対象種となっております。漁業権の免許権限は沖縄県であり、行使権限は漁業協同組合にあることから、市は行政権限を有しておらず、市が許可や規制等を行うことはできません。しかしながら、宮古島においては昔から海に触れ合う伝統行事や慣習が色濃く残っております。一般市民がアーサを採取するには、漁業協同組合と話し合い、了解を得る必要があります。

次に、製糖工場の原料搬入についてお答えいたします。現在、原料の搬入時間については、沖縄製糖工場が８時から４時まで、宮古製糖工場が８時から４時30分までの搬入時間となっております。今後の搬入時間の延長については、トラックの運搬時間やハーベスターの収穫作業の安全面からも、時間の延長について関係機関と調整してまいりたいと思っております。

次に、ハーベスターの導入台数についてお答えいたします。2014年度の導入台数については、サトウキビ安定生産確立対策事業で８台、特定地域経営支援対策事業で２台導入しています。内訳については、宮古製糖城辺工場管内が５台、沖縄製糖管内が４台、伊良部工場管内が１台、計10台の導入実績となっております。

次に、株出し管理の運営についてお答えいたします。株出し管理作業については、組合設立前は作業がスムーズに行えない状況にあったため、受託組織の設立が早急な課題でありました。そのため、平成25年９月27日に宮古地区さとうきび管理組合を設立し、組合で株出し管理作業の実施を行っております。しかし、一部には収穫後早急に実施されない圃場もあると聞いております。関係機関と管理組合とで調整してまいりたいと考えております。

次に、野そヘリ防除についてお答えいたします。野その航空防除事業は、市町村合併前から10年以上実施されており、サトウキビへの被害も軽減されております。集落付近や畜舎、ハウス周辺及び草地への航空散布ができない状況にあり、野そ被害が確認されております。また、野そ航空防除には約3,500万円以上の費用がかかり、その半分以上はヘリ委託で、財政負担の要因ともなっております。そのため、平成27年度以降については地上防除に切りかえ、野その被害が見られる９月ごろにヤソジオンを各農家に配付し、被害の多い圃場や畜舎周辺に自主防除を実施し、被害状況を確認してまいりたいと思っております。

次に、競り成立牛の搬出についてお答えします。ＪＡおきなわ宮古地区本部によりますと、船舶会社に対して要請を行っているとのことであります。購買者からの不満もあると伺っておりますので、まずはＪＡが船舶会社と積極的な調整を行っていただくよう願っております。

牛の発情発見装置と分娩監視システムの導入事業につきましては、平成27年度よりＪＡおきなわ宮古地区畜産振興センターにおいて、地域の和牛の生産基盤の拡大を目指す取り組みとして事業導入が行われます。同事業は２分の１補助事業で、リース事業となっております。事業を受ける資格としましては、飼料価格安定基金加入者で、認定農業者であることが条件となっております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、１点目に橋の日の設定についてというご質問でございました。沖縄県宮古土木事務所が管理する伊良部大橋が平成27年１月31日に開通式典、祝賀会が盛大に行われております。来る４月19日に開催される全日本トライアスロン宮古島大会においても、来間大橋、伊良部大橋、池間大橋が自転車コースとして新たに設定をされております。３つの離島を結ぶ大橋が完成したことによる橋の日の設定というご質問だと思いますけれども、伊良部大橋、池間大橋を管理する宮古土木事務所に問い合わせたところ、現在、橋の日の設定は考えていないというご回答をいただいております。現在、８月10日が全国的に道の日と設定されていることから、橋梁もその中に含まれているというふうに考えております。したがいまして、現在、橋の日の設定を検討する予定はございません。

次に、２点目でございます。Ｂ―53号線宮古高校東側道路の拡幅についてのご質問がございました。それにつきましては、高校東線から東方面の区間については、現時点で拡幅計画はございません。当該区間の整備につきましては、今後、継続路線の進捗状況を見ながら、必要性、緊急性を総合的に判断し、県と調整しながら、再度、採択に向けて、整備が可能なのかどうか検討していきたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

まず、１点目は成人式の日の変更についてでございます。宮古島市の成人式は、合併前の各地区で行っていた日にちをもとに、毎年１月５日に各地区で開催をしております。これまで成人式を開催するに当たり、各地区の担当者が集まって会議を開き、各地区ごとの特色を生かし、実施できるよう取り組んではおりますが、日程については１月５日開催ということが浸透しており、特に日程についての協議はありませんでした。今後は、各地区担当者会議に議題として取り上げ、対応を協議したいと思います。

次に、城辺陸上競技場の整備及び競技場西側トイレの管理についてでございます。城辺陸上競技場は、学校用地となっており、城辺中学校が体育の授業で使用しております。一方で、管理については市民スポーツ課が行っており、定期的に草刈り、清掃やフェンスなどの修繕があれば現場確認をして対応をしてお

ります。今後の管理については、城辺学区体協や中学校も含め、話し合いを進めていきたいと思います。また、陸上競技場西側トイレの管理については、確認したところ、ドアも壊れ、給水もとめられております。今後は、修繕して、利用できるよう対処してまいります。

◎下地　明君

再質問を行いたいと思います。

まず、総合庁舎建設計画についてでありますけども、建設計画を何年後か、また場所については一応私はお聞きはしませんでしたけども、副市長の答弁では、まだ全く計画されていないと、もちろん建設計画と場所についてもですね、そのようにお答えがありました。私はですね、やっぱり新しくつくるであろう総合庁舎というのは市民の利便性を大切にしなきゃなりませんので、本当に場所の選定に当たっては慎重なる審議が望まれると思いますので、特に遠いところからの市民の利便性を考慮してもらいたいと私は要望したいと思っております。

次に、伊良部大橋開通による経済効果には、市長の答弁では、かなりあると、本当に非常に効果はあるというふうに、効果が上がっているというふうな答弁がありました。私はですね、市町村合併協議会の協議会の委員でもあり、またその中の新市建設計画の委員でもありました。まず、合併された場合、宮古島市が、宮古島市として、まず発展する可能性というのは、伊良部大橋がかかるかどうかにかかっているんじゃないかと私は委員会の場でも申し上げまして、本当に伊良部大橋がかかって、伊良部島の皆さんが一番ありがたいですけども、宮古島市としても非常に経済効果が上がっているということは非常にすばらしいことだと思っております。

次に、城辺町役場跡地での児童館建設、これは平成28年計画だったと福祉部長は話しておりますけど、これは当初は平成27年以降の計画となっていたと私は思っている。これが何でさっきは平成28年以降の計画だと答弁しているのはおかしいですよ。しかも、平成28年を前倒しして平成27年にやると言ったらいいんですけど、逆に平成29年度以降となっている。城辺地区に本当に何の施設がありますか。市長もこういった面を十分考えてもらわんと、今は伊良部島の話ばかり私も言っておりますけども、何か城辺地区の住民からしたら、宮古島の予算がもうほとんど伊良部島に流れていくんじゃないかと、そのぐらい言われているんですよ。なぜ平成27年以降がまた平成28年以降であったと言われたり、また平成29年以降になるのか、このことについて十分な説明をお願いします。

天然ガスの利活用計画については、副市長の答弁では、いろいろ委員会で検討なされているということでありまして、もう正直申して城辺地域の発展はこれにかかっていると言っても過言じゃないと。どうにかしてですね、これはもちろん天然のものでありますけれども、答弁の中では非常に沖縄本島よりもよい質ののが出ているということでありますので、しっかり取り組んでですね、県と取り組んで、必ずすばらしい事業計画を立ててもらうようにお願いしたいと思います。これは答弁願います。

次に、成人式の日、変更についてでございますけども、今はやっぱり１月５日に設定されているので、変更はできないと言っておりますけども、皆さんですね、みんな子を持つ親として、自分の娘が、特に娘が、成人式のあの晴れ姿を親に報告してお祝いする、宮古島の風習として成人式のお祝いは盛大なんですよね。娘を持つ、もちろん男の子を持つ親にとって、自分の家に成人式のお祝いができないというのは非常に寂しい思いがあると思いますよ。多くの友達が参加しているというふうなことを私は申し上げており

ますけども、私は去年成人式を迎えた女の子たちに二、三名会って話を聞きました。自分たちは学校を休んで出席したと。そうしないと出席できないから、学校を休んで出席しました。そんな人が多いですよ。こういうふうな現状があるんですよ。そういったことで、これにかかる費用とか、いろんな何か不都合があるんでしたら、大変な不都合があるんでしたら、それは変更できないかもしれませんけども、しかし一生に一度の成人式でありますから、この１月５日が何で動かせないか。この辺をもう一度答弁してもらいたいと。担当者会議で諮って、また何かいくと言っておりますけども、前向きにというふうな言葉は出ませんでしたので、なぜ１月５日が変更できない理由があるか。費用がかさむのか。公休日だから、担当者なんかがどうかというふうなこともあると思いますので、１月３日の場合はですね。ぜひとも子供たちの晴れ姿、親たちに喜んでもらうように、これはそんなに難しい問題じゃないと思うんですよ。そういったことで、１月３日に成人式をぜひ行うように、検討じゃなくして、考えてください。さっきも申し上げましたけども、学校を休んでいるそうです。休んで出席しているそうです。専門学校や大学生は休んで参加しているそうです。そういうことですから、市長もこの件についてしっかりと考えてもらいたい。

それからですね、橋の日の制定については、県の管轄で、できないような答弁がありましたが、８月10日が何か道の日というふうなことでありますので、これは何も行政側の主体でやる必要はないと思うんですよ。ただ、８月４日、橋の日をですね、ただ設定するだけで、何も担当がそこで、橋で行ってこれを取り締まるとかいうふうな業務でもやる必要もないと思いますから、これも至って難しい話じゃないと思いますので、県としっかり相談してですね、いいじゃないですか。８月10日はもしあれでしたら、８月４日は不都合でしたら、10日は宮古島市の橋の日としていただきますように県と再調整お願いします。

それから、問題のアーサ、これはですね、県議会の委員会でも地元選出の座喜味県議が取り上げていますね。これは、もう宮古島の住民はみんなこの新聞は切り取って持っております。あえてこの場でもまた申しますけども、県の委員会でですね、新里勝也水産課長は、漁業協同組合には漁業権の侵害に当たるかどうかについて慎重に調整するよう指導していると座喜味県議に委員会の場で述べているんですよね。漁業権の侵害と申したら、先ほど農林水産部長が話していたとおり、何年でした、平成25年から平成30年の間にというふうな答弁がありましたけれども、漁業権、それはもちろん法律だから、法律を覆すということは、それはならないとは思いますけど、しかしですね、皆さんご承知のとおり、宮古島市に観光客が来るのは、年中海に入れるから、観光客が来るんですよ。じゃ、海に入って海水浴をするのも魚の繁殖に非常に悪い影響を与えるといって、じゃこれ漁業権の侵害に当たるといったらどうなるんですか、これ。３月３日の浜下りもできないし、日ごろ海にも入れない。警告書をもらったと、渡されたということを聞いて、今田舎では風評が広がっているんですよ。どこかの人が海に行ったので、警察署が来ているそうだと。これは、あり得ない話が飛び火しているんですよ。こういった状況をですね、行政側としても、ただ漁業権の侵害というふうなことをですね、言っている場合じゃないと思うんですよ。宮古島漁業協同組合に対しては、宮古島市はどのくらいの事業に対する助成やっているんですか。私は、海はみんなのものであって、漁業協同組合のものではないと思うんですよ。そういうようなことから、このアーサ問題はこれ小さな問題じゃないですよ。場合によっては、これは大きな政治問題にも発展する可能性はありますよ。そういうふうなことで、しっかりと漁業協同組合のほうと、今までどおりの海に安心して入れるような話し合いを持ってもらいたいと思います。

それから、教育行政については、教育長の答弁では、非常に来間島住民の声も、やってよかったというふうな声であると。非常によかったと思います。大変な統合問題でありますけども、宮國博教育長にとってはまた地元の宮原、廃校にしたというのは無念の思いを抱えながらの仕事だったと思います。言葉は悪いですけど、宮國教育長、頑固そうな人じゃないとできなかったでしょうな。申しわけないけど。非常にご苦労さんでした。

共同調理場の統合については、もうおっしゃったとおりでありますけども、せめてですね、この調理場も食数の多い、この城辺で設置するようにひとつ計画を進めてくださいね。一台でも多く城辺地区に車の通行したいんですよ、正直言って。

それから、トイレの管理もしっかりとやってくださいね。

それからですね、農業振興についてでありますけれども、製糖会社との搬入時間調整について、延長については、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。これは、もう一度答弁願います。

それから、ハーベスターですね、一昨年、去年、今期の予想の各工場の搬入状況を調べてみましたけれども、沖糖が一昨年49.4%、去年が59.4、今期が65%、宮糖が一昨年46.4、去年が59.3、今期66%、伊良部が18.2、去年が22%、今期が30%、こういうふうに予想になっています。農林水産部長はですね、私の質問の多くはハーベスターと農業関係しかやっておりません。どうかですね、農家を回って、しみじみと農家の声を聞いた場合、やっぱり今はもう高齢化が大分進んでいる中であって、製糖期真っ最中でも、ハーベスターに頼って、畑にキビ収穫している人は余り見かけないんですよ。それほどにハーベスターに頼っているわけですから、ハーベスター導入をどんどん今後進めていくようにお願いします。

それから、株出し管理機管理運営ですけども、なぜ補助事業でとって、しっかりと人の頼みを聞かないという、こういった人は、私は取り上げてもいいと思うんですよ。そういうふうに厳しくやってください、指導。株出し、みんなご承知のことと思いますが、収穫して１週間以内に株出し管理作業やったところと20日以降にやったところは、サトウキビの生育状況全然違いますから。株出し奨励するんでしたら、そういった面から根本的に指導してください。これは、もう農家の人たちはみんなわかることですから。

野そヘリ防除については、一応は予算が3,500万円もかかると言っておりますけども、しかしそのことによってこれまで、今度野そが少し減って、被害がそんなに、なくなるような状態になっておりますけども、これをやめることによって野そがふえたら困ると思いますけど、農林水産部長、大丈夫かね。

次は、競り成立牛搬出の時間帯ですね。これは、朝やったほうが、入港したほうがやっぱり昼の荷揚げで、いいということですね。昼後に入ったら、夕方遅くなって、港は大変だということで、これお願いしているわけですから、これもＪＡとしっかりと取り組んで、船会社に要請してください。

それから、牛の発情発見と分娩監視システム、これはですね、城辺畜産農家の喜屋武さんという方、１カ所やっているんです。この人に直接会って聞きました。自分は旅行して回っておって、携帯電話につながるように、このシステムが、こうなっているから、前もって畜産農家の友達に、私が携帯で知らせるから、行って、うちの牛小屋へ行って、もう分娩しようとしているだろうということをあんたやってくれと。もうそういうふうな時代になっているそうです。今までですね、畜産農家、いつ生まれるか、いつ出てくるかと、しょっちゅう牛小屋に通っているんですね。旅行にも出ない。全然出ない。こんなすばらしいシステムがあるわけですから、ぜひともこれは導入事業助成をお願いしたいと思います。ここまで本当に世

の中が発展したのか、本当に私も疑問でなりません。東京におって、携帯電話が鳴ったそうです。友達に、私の牛小屋に行って見てくれ。本当に安心、安全な分娩をなされたということを実際に聞きました。

それとですね、済みません。質問これで終わりますが、終わりに、今月いっぱいで定年退職なされる皆様、定年退職おめでとうございます。皆様が役所に入ったころは、このようにして５市町村が合併して宮古島市となることは想像していなかったと思います。早いもので、合併してからことしの10月で10年となります。今日、１つの市として順調に市政運営されておりますことは、定年退職なされる皆様方のご尽力されたたまものであり、感謝申し上げます。定年後は、健康に留意されまして、長年にわたり培われた知識と知恵を生かし、宮古島市発展のためにご協力いただけますよう祈念申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎副市長（長濱政治君）

天然ガスの利活用について、しっかりとした利用計画をつくっていただきたいということでございました。先ほども答弁いたしましたけれども、沖縄本島でも出ておりまして、そこで利活用の先進的な取り組みをしているところもございます。それとまた、県のほうとも話し合いをしながら、実際にどういった利活用のあり方がいいのかということを具体的に調査を入れたいと思います。その調査を入れた中で、どのような宮古島市に合った利活用計画というふうなものを作成してですね、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

大変厳しいご指摘がございましたが、お答えいたします。

工事がおくれた、確かに去年の９月のですね、答弁で、児童館の建設については決定しているという答弁をいたしまして、それが平成27年度以降というお話をいたしました。児童館建設については、まずは初年度で計画設計、それから実施設計を初年度でいたしまして、翌年度で工事着工という段取り、２年かけてやりますけども、今回おくれた理由の一つといたしましては、平良児童館の建設が建設場所の変更、もろもろありまして、これが１年おくれたということが今年度の補正予算にも出ておりますけども、繰り越しで事業をすることになっている影響もございます。それに伴いまして、この事業が、城辺地区で計画する児童館が一括交付金の活用と、それから市債の活用という事業の採択になりますので、どうしても単年度、同じ年度で建設をするということが難しいということで、財政関係課との調整もございまして、こういう形で１年のおくれと、２年のおくれということじゃなくして、１年のおくれです。実施設計、先ほども言いましたように、実施設計と、それから工事着工が２年にわたりますので、これが平成29年度ということになるという説明でございます。ご理解をお願いいたします。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

アーサの件については、マスコミ報道があって以降、漁業協同組合及び県、市が、３者がですね、この件について調整しております。近いうち、共同漁業権者であります漁業協同組合のほうからこの件について見解があると聞いておりますので、それを注視していきたいと思っております。

次に、ハーベスターについては、ハーベスター導入計画に基づいて順次導入を進めております。平成25年度までに82台、平成26年度で８台、平成27年度、先ほど答弁したように、17台の導入を予定しておりますので、今のところ130台を導入目標にしております。それに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、牛の発情発見及び分娩監視システムでありますが、議員おっしゃるように、この事業が導入された場合は農家の負担軽減になると思っておりますが、この事業は、先ほど申し上げたように、２分の１の補助事業でありますので、これまで国、県の補助のある事業については、さらに市が上乗せする補助というのはこれまで行っておりません。市が行う補助事業というのは、国、県の補助メニューのないものについて、単独で農業、畜産業、水産業の振興のために補助事業は導入しておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

成人式の１月３日開催については、各地区担当者会議を開いて、前向きに協議していきたいと思います。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

答弁漏れがございました。株出し管理機の管理については、先ほど申し上げました宮古地区さとうきび管理組合を設立してございます。この利用申し込み数が平成25年度は195件でありましたが、平成26年度は674件にふえております。その中において、作業の順序立てがなかなかうまくいかなかったという部分もありますけど、議員がおっしゃったように、収穫して、早目の株出し管理すれば、それに伴う増収が見込まれておりますので、今後、株出し管理作業については、先ほど申し上げたように、関係機関と管理組合と調整してまいりたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

橋の日の制定につきましての再質問ございました。それにお答えしたいと思います。

これは、池間大橋、来間大橋、伊良部大橋の３つの橋が完成したことによる橋の日の制定はどうかというご質問でございましたんですけれども、今後ですね、市民による橋の日の制定の機運を見ながら、検討していく余地はあるというふうに存じております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時03分）

再開します。

（再開＝午前11時03分）

これで下地明君の質問は終了いたしました。

◎佐久本洋介君

３月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり質問してまいりたいと思います。

去った１月31日、夢の大橋、伊良部大橋が開通しました。要請以来40年をかけての開通、住民の悲願成就の日でした。そして、さまざまな場で、信じて努力し続ければ夢はかなうということがよく使われています。特に教育現場では、強い意思を持ち続ければ必ずや道は開ける、夢を諦めず、どんな困難にも勇気を持って立ち向かっていけばかなえられると、子供たちの教育面でも、よい教訓となっています。

さて、この伊良部大橋の開通を伊良部地区、宮古島市全体の振興にどのように活用していくのか。特に伊良部地区では、今大きなチャンスを迎えていると思います。そこでまず、伊良部地区の振興について伺います。１点目に、目に見えて飛躍するであろう観光地の施設整備についてです。日本の渚百選にも選定

された佐和田の浜は、津波により打ち上げられたと言われる奇岩が多くあり、また遠浅で、夏は海水浴やバーベキューを楽しむ人と、地元はもちろん、多くの観光客が訪れます。これから夏場に向かい、利用者が多くなるが、バーベキュー用の窯とか周囲を囲うれんが等が散乱しています。利用について、修繕等が必要であるが、現状を見て、どのように対応していくのか。

それから、トイレ、シャワー施設の整備については、以前も取り上げまして、応急処置はされたようですが、やはり快適に使用できるような状況にはありません。この前、直接行って確かめてきましたけど、その後清掃されたようですけど、非常に汚物がたまって、入るのも嫌なぐらいな状態でした。このトイレ、シャワー施設については、設置場所を変える必要があると思います。砂の侵入を防ぐことが非常に難しく、利用しづらい。場所からいっても非常に利用しにくい場所だなと思っています。新しい場所に移転して、つくりかえることはできないかどうか、伺います。また、佐和田の浜に限らず、観光地全体のトイレ等を定期的に掃除することはできないものか、それについても伺います。

次に、牧山公園展望台のトイレ、駐車場について伺います。現在展望台とトイレの修繕が行われ、トイレはもう修繕も終わっているということですが、このトイレについては増設できないものかどうか。今の数で果たして展望台に集団で来たときに足りるのかどうか。

それから、現在の駐車場、そこから展望台までも結構距離があります。展望台近くに駐車場の整備はできないものか、伺います。

２点目に、佐良浜漁港の利活用について伺います。現在、浮桟橋、ターミナル、漁港周辺についての具体的な利用計画はできているのか。たしか橋がかかる前に、佐良浜漁港周辺利用計画策定委員会というのがあったと思います。その中での策定はされているのかどうか、あるいはまた新しく策定、計画していくのか、これを答えてください。

それから、観光客や地元客が何時間かでも、ただ買い物だけじゃなくて、何時間かでも滞在できて、楽しめるような、そういう施設の整備が必要だと思いますが、そういう施設の計画は検討しているのかどうか。

次に、伊良部側橋詰の整備について伺います。計画されてきた橋詰広場の整備は、どのようになっているのか。県との話し合いは、どのようになっているのか。もしこれがうまくいかないのであれば、それにかわる施設の整備が必要かと思います。観光客や伊良部島を訪れる方々から、橋詰に特産品の販売所やトイレがあれば、もっと立ちどまれるとの要望があります。個人個人が無秩序につくる前に、市としての整備を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、佐良浜集落内の道路整備について伺います。大橋開通後、佐良浜集落内がバス路線になり、幅員の狭い場所では通過のたびに、バスの時間になると、もうバスのクラクションが絶えない。この道路の整備について、本来であれば佐良浜地区全体の道路整備を考えるべきでありますけど、まずこのバス路線の整備からでも検討していただきたい。

次に、伊良部地区全体を観光地としてどのように捉え、どのような振興を描いているのか、これもお聞かせください。

２点目に、人口減への対策について伺います。県統計課によると、平成26年11月現在で、宮古圏域と八重山圏域の人口が逆転したとの発表がありました。宮古圏域は、出生率は高いものの、転出者が多いこと

が要因と言われています。転出者を抑えるための対策が早急に求められる。特に労働力人口、これの減少が一番問題になると思います。この労働力人口の増加対策により転出者を減らすことは、重要な課題です。それも早急に対策を行わねばなりません。この対策として、例えば雇用機会の多い製造業の誘致とか、それから専門学校の誘致計画とかは検討していないのか。専門学校については、宮古島観光協会からの要望もあったようですが、どうお考えなのか。企業の誘致については、労働力人口が増加すれば、出生率の増加につながります。また、専門学校については、島内だけを考えるんではなくて、島外からも募集できるような特色ある専門学校、これを視野に考えるべきだと思います。人口減少への対策は、本市において喫緊の課題です。人口減の対応策に取り組むプロジェクトチーム、課でも係でもいいですけど、この編成を考えてはいかがでしょうか。宮古圏域の産業、経済の持続的な活性化を図り、労働力人口の増加に結びつけるよう、市全体で真剣に取り組む必要があると思いますが、市長の見解をお伺いします。

３点目に、平良港の利活用について伺います。まず、バースの配置はどのように決められているのか。例えば貨物別とか、それから船の種類別とか、そういう配置が行われているのか。大型クルーズ船の寄港など、どのように配置していくのか。それについては、下崎地区バースの利用、これを考えていただきたいなと思います。下崎地区のバースの利用について、大型クルーズ船用のバースとして、旅客ターミナルや税関施設の整備はできないものかどうか。

次に、平良港離島航路用浮桟橋の活用計画は行っているのか。伊良部大橋の開通後、伊良部航路がなくなり、現在は利用されていないようですが、今後の利用方法はどのようにお考えなのか。

次に、佐良浜小学校南側、島では通称平和町と言っていますけど、この集落住民より、道路側溝の整備の要望があります。この前も呼ばれて行って見てきたんですけど、本当にもう側溝がなくて、ちょっと雨が降れば水たまりができて、その水が引いていくのも時間がかかります。この整備を検討していただきたいと思います。

次に、佐良浜地区離島振興総合センターの解体後、一部が残され、見晴らし台のようになっていますが、安全柵がパイプが使用されていて、余り見た目もよくないし、また腐食ももう進んでいます。もう少しハイセンスな柵にできないものか。そして、近隣住民が談笑できるような憩いの場としての整備はできないものか、検討していただきたい。

次に、伊良部地区小中一貫校の進捗状況について伺います。当初の予定地であったカントリーパークが確保できず、その後の用地選定、それから所有者との交渉状況、そして平成29年度開校に向けての準備はどうなのか。

以上、答弁をお伺いして、再質問したいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

伊良部地区全体の観光地像をどのように描いているのかということであります。ことし１月に伊良部大橋が開通したことにより、人と物の流れが活発になっております。今後、伊良部島を訪れる観光客は飛躍的に伸びていくものと考えております。それを踏まえまして、考え方でありますが、まず既設の観光施設の再整備をする。２つ目、入り江の観光施設としての整備をする。３つ目、佐良浜漁港のにぎわいの開発を考える。４つ目、魚介類を中心とした新鮮な食料品の提供施設の整備をする。５つ目、美しい砂浜を活用する。６つ目、ダイビングスポットの活用を促進する。７つ目、下地島残地、空港の活用を促進する。

８つ目、花と緑の島づくりに努める。これらを基本的な考えにしまして、平成27年度に一括交付金を活用しまして、伊良部地区観光地整備総合計画を策定したいと考えております。

◎副市長（長濱政治君）

人口減への対策についてでございます。一括してお答えいたします。

宮古島市における産業別の就業者の割合は、平成22年度の国勢調査によりますと、第３次産業が全体の約60％を占め、最も大きく、製造業などの第２次産業は全体の約14％にとどまっております。市としても製造業の振興の必要性を認識しております。製造業の誘致につきましては、離島という地理的条件による物流面でのコスト高や市場規模の狭隘さ、用地の確保等の不利性があり、大変厳しいものがございますけれども、県に対しまして、ものづくり産業や、それから産業技術育成支援センター、仮称でございますけども、そういったものの設置等について要請をしているところでございます。また、地元の農海産物を活用した付加価値の高い商品の創出を担う加工業の育成にも取り組んでいるところでございます。労働力の人口の増加のためには雇用の場の確保が必要になってまいりますので、今後ともエコ関連産業を初め各種産業による製造業の誘致に取り組むとともに、産業振興による雇用の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、専門学校や大学の誘致につきましては、基本的には宮古島市人口ビジョン策定の中で人口の将来を展望するために必要な調査項目と位置づけ、関連調査を行いながら検討してまいります。

人口減への対策についてのプロジェクトチームにつきましては、人口ビジョンを策定する中で検討してまいります。人口減の対策といたしましては、定住圏共生ビジョンの中でもいろいろと検討してまいりましたけれども、なかなかこれといった決め手がないというのが現状でございます。

それから、宮古島観光協会から専門学校の提案があったということでございますけども、昨年の12月ごろだったと思いますけども、経済団体との意見交換会の中で、宮古島観光協会から、観光の人材育成に必要な専門学校を誘致してはどうかというふうな話が出ておりましたことは出ておりました。まだ具体的にどのような形でというふうなイメージがきちんと出てきているわけではございません。

◎教育長（宮國　博君）

伊良部地区における小中一貫校設置の進捗状況でございます。用地選定は、先ほど議員のご発言にもありましたとおり、当初公園の中でというふうな考えがございましたけれども、そこはもう使用が難しいというようなことでございましたので、伊良部地区小中一貫校用地選定委員会を立ち上げまして、２月23日に位置の選定が行われました。そして、その３日後の２月26日に教育委員会を開きまして、議決をしてあります。選定した土地の議決ですね。理解、納得はしてもらいました。それで、３月13日に、統合協議会を伊良部島のほうで持っておりますので、それを開催をしまして、そこで報告をしたと、こういうことでございます。土地所有者との交渉につきましては、今不動産鑑定評価等の事務手続を進めておりますので、これが済み次第、速やかに地権者との交渉に着手をしていきたいと、このように考えております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

佐和田の浜に設置されたバーベキュー施設は、台風等の影響で砂が沈殿して、使用不能となっておりますので、今年度中に改修工事を行い、４月以降から市民や観光客にも利用できるよう対応してまいりたいと考えております。

また、トイレ、シャワー施設の移転新築計画については、佐和田の浜に設置されたトイレやシャワー施設については、台風や強風時の際に砂などが入り込んで、利用しにくいという市民からの苦情もあります。このため、今年度、平成26年度に改修工事を行い、北風でも砂や不純物が当施設に沈殿しないように、周囲に塀を高くして利便性を高めていますので、当面施設の移転等は考えておりません。

佐良浜港の利活用については、利用計画に基づいて整備を進めてまいります。現在、荷さばき施設及び海業支援施設の整備に向け、産地水産業強化支援事業の中で伊良部漁協地区産地協議会を立ち上げており、行政、漁業者団体等の連携を図り、当施設の取り組みを行っております。ご質問の滞在型施設につきましては、旧伊良部町時代に整備して、今指定管理を行っております、いなうの郷とか、てぃだの郷がございます。それらの施設の稼働状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

◎建設部長（下地康教君）

まず最初に、佐良浜地区集落内のバス路線の道路整備はどのようになっているかというご質問でございました。議員ご指摘のバス路線は、佐良浜小中校前からＪＡ佐良浜前までの市道102号線と64号線、69号線を合わせた総延長760メートルの区間となっております。佐良浜地区集落内の道路は、一部歩道が設置されておりますが、幅員が狭く、急な曲がり角が多い道路となってございます。よって、周辺地域の住民やバス運行会社、それに関係機関との調整を進めながら、危険箇所の調査を行い、整備を検討してまいります。

次に、平良港の利活用についてということで３点ほどご質問がございました。まず、１点目は貨物業態別、船舶別にバースは決められているのかというご質問がございました。これにつきましては、琉球海運の定期船舶やコンテナ船等の貨物船については、荷さばき地や上屋倉庫の関係上、バースが決まっております。また、石油タンカー、セメント運搬船、ガス運搬船についても専用の受け入れ施設があるため、バースが決まっております。砂、砂利、スクラップ等のばら貨物専用船舶は下崎ふ頭を利用してございます。宮古島海上保安署所属の巡視船につきましては、バースが決まってございます。

次に、２点目でございます。下崎地区のターミナル整備計画はというご質問がございました。下崎地区は、砂、砂利、スクラップ等のばら貨物を取り扱う専用ふ頭となっております。大型船クルーズによる利用は、暫定的であります。したがいまして、当ふ頭における旅客ターミナル整備計画はございません。現在の平良港港湾計画では、将来漲水地区においてクルーズ船バースが計画されておりますので、旅客ターミナル等関連施設整備は漲水地区で行う予定でございます。

３点目に、伊良部航路浮桟橋の今後の利活用についてというご質問でございますが、これは第４ふ頭の一帯の利用も含めて、今後関係者等の意見も集約しながら検討していきたいというふうに考えております。

次に、佐良浜小学校南側、通称平和町と申しておりますけれども、の集落に側溝の整備がなされていないというご質問がございました。それにつきまして、当該集落内の道路は側溝が未整備な状態でありますが、今後現場の調査を実施し、順次整備を進めてまいります。

◎伊良部支所長（川満勝彦君）

まず、１点目、牧山公園の整備についてでございます。牧山公園は、通り池や渡口の浜と並び、伊良部島を代表する観光スポットと認識しています。伊良部大橋開通を機に、既存展望台の修繕やトイレの改修工事、案内板の設置を行いました。今後、伊良部島を訪れる観光客は飛躍的に伸びることが想定されることから、平成27年度に一括交付金を活用し、伊良部地区観光地整備総合計画を策定します。それに基づき、

駐車場やトイレの増設も含めた牧山公園の再整備を行っていきたいと考えております。

次に、伊良部側橋詰の整備についてお答えいたします。伊良部大橋の開通に伴い、伊良部島を訪れる観光客は大幅に伸びつつあります。素通り観光にならないよう、観光客がゆっくり滞在することのできる施設が必要だと認識しています。橋詰広場の整備はまさに伊良部島の観光、経済の発展に寄与するものと考えています。本件につきましては、沖縄県公共事業評価監視委員会の平成26年度第１回委員会において、事業継続が認められており、沖縄県宮古土木事務所が計画の規模変更を含めて対応中であると伺っております。市としましては、県と連携を密にして、対応を見守っていきたいと考えております。

最後に、旧離島総合センター跡の柵の取りかえについてお答えいたします。旧離島総合センター跡は、転落の危険性があるため、現在足場パイプを使用した仮設の柵を設置していますが、新年度予算に柵の設置費用を計上してございます。予算が可決次第、早急に整備をしてまいりたいと考えております。

◎佐久本洋介君

佐和田の浜のトイレ、シャワー施設については、今のところ移転して整備する計画はないということですけど、砂の侵入を防ぐにも今の状態では非常に難しいと思います。それから、砂浜からじゃなくて、陸側からトイレまでの歩道の整備、こういうものも必要だと思うんですね。どうしても移転しないんであれば、これ必要になると思います。それから、トイレは別にしても、シャワーはきちんと整備して、有料でいいですから、みんなが快適に使えるような整備は必要だと思いますけど、それについての考えを聞かせてください。

それから、観光地のトイレについては、これは地元のみんなにも本当に大事に使ってほしいなと思う。自分たちだけじゃなくて、ほかの客も来るんだということをね、しっかり認識して、これは利用の仕方が悪いのは、こう言ったら悪いかもしれませんけど、地元の方が多いと思うんですね。観光でいらっしゃっている方は、本当に短時間しか利用しないです。そういう方々も、ああ、伊良部島のトイレは本当に清潔だった、きれいだったと言われるぐらいに、地元の人もやはり大事に使ってほしいなと思う。

それから、佐良浜漁港の整備については、これは伊良部地域の総合的な振興計画の中で行っていくということですので、これは早目に行ってほしいなと思います。

それから、バス路線の整備についてですけど、今全体をやるんじゃなくて、例えばバスが通りにくいような狭いカーブ、そういうところ、そこの整備を早目にやっていただきたいと思う。それから、これはもう去年ですかね、橋の開通が決まったころから話は出ていましたけど、やはり場所によっては駐車禁止、これもやったほうがいいと思います。それについてももう一度答弁してください。

それから、人口減少についてですけど、人口減少については今も定住促進事業とか、出生祝金とか、出産祝金とか、いろいろありますけど、なかなか定着しません。この事業をもう少し拡充するのか、それともまたほかに事業を取り入れてやるのか、その辺の考えも聞かせてください。

それから、平良港のバースについてですけど、この間、大型クルーズ船の誘致推進の話が新聞でありました。この大型クルーズ船は、本当に暫定的なものだと言いますけど、例えば石垣などは、これはもう暫定的と言うには、定期的と言っていいぐらいに回数が多いんですね。宮古島もそうして誘致推進まで図るんであれば、そういうことはやはり具体的に考えておいたほうがいいんじゃないかなと思っています。これももう一度お願いします。

それから、道路側溝については、非衛生的な部分がありますので、これから随時調査して、整備していきたいということですので、これも早目にお願いします。これは答弁要りません。

それから、小中一貫校、今用地選定を行って、それから不動産の評価鑑定入れているということですけど、これで本当に平成29年度の開校に間に合いますかね。その辺についてもお聞かせください。用地は選定したけど、所有者との交渉がまだ始まっていないわけですから、どういうふうになっていくのか、答弁してください。

◎副市長（長濱政治君）

人口減への対策について、再質問にお答えいたします。

事業を拡充するのか、別の事業かということでございましたけども、２つ考えております。事業の拡充、定住自立圏構想と、それから今度新たな事業で地域住民生活等緊急支援のための交付金事業というのが出ておりまして、これ２つございます。地域消費喚起・生活支援型と、それから地方創生先行型というのがございます。最初に申し上げましたのがプレミアム商品券の事業、それから地方創生先行型というものが、その中で地方版総合戦略の策定ということで、宮古島市人口ビジョン・総合戦略策定事業というのがございまして、その中で、以前に策定いたしました定住自立圏のものと今回のものと、これを総合的に検討して、一つの大きな推進力となるようなものを計画をつくってみたいと思います。その中で議論できればというふうに思っております。

◎教育長（宮國　博君）

まず、不動産鑑定が入ることが交渉の前提になりますので、不動産鑑定評価が、今依頼しているところですので、近々我々に届きます。それを踏まえて、土地所有者との交渉に入るわけですが、これもやっぱり交渉事でございますのでね、どういう形になりますというふうなのはこの場でお答えできることではございませんので、これは大変難しい話なんですが、少なくとも我々職員等はですね、誠心誠意この一貫校の必要性を訴えて、しっかりと地権者との交渉に当たらなきゃならないと、こういうふうな思いはしているわけでございます。教育委員会も本当に一念岩をも通すという気持ちでございますしね、至誠は必ず天に通ずると、こういう精神論を今議論をしているところでございましてね、やっぱりこれはもう月明けぐらいからの作業になると思うんですが、どういう形になるかというのは、経過を見ながら、また議会のほうには報告していきたいと、このように思っております。ただ、平成29年度の開校は大丈夫かと議員おっしゃりますけれどもね、私としてはもう平成29年度の開校の旗印はおろしません。作業の途中でこれをおろすというわけにはならないと、このように思っておりますので、平成29年度に向けてしっかり取り組んでまいります。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

佐和田の浜のトイレ、シャワー施設の整備ですが、先ほど答弁したように、砂の侵入を防ぐために塀を高くする改修工事を行いますが、それにあわせて清掃回数をふやして、地元の皆さん、あるいは観光客の皆さんが快適に利用できるよう管理してまいりたいと思っております。

それから、シャワー施設のコインの設置についてですが、利用状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、１点目、佐良浜地区集落内のバス路線の危険箇所について整備はどうかということでございましたんですけれども、その危険箇所の調査をですね、今後しっかりと行いまして、安全、安心できるような道路の整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、下崎ふ頭のクルーズ船に関するご質問でございました。先ほど答弁したとおりですね、下崎地区については暫定的にクルーズ船の受け入れをしているというところでございまして、かつて平成17年ごろはですね、かなりの数が平良港に、クルーズ船の数がですね、入港してございました。漲水地区にはですね、同時に２隻ほど入港した時期もございました。それはですね、その当時、大体クルーズ船の規模が２万トンから３万トン級ということでございましたので、平良港はそれに対応ができたということであったんですけれども、現在クルーズ船の主流はですね、５万トンから10万トン級というふうになってございます。それで、石垣と那覇港はですね、それに対応できているという状況でございます。平良港におきましては、下崎地区において４万トン級の船舶が入港した経緯がございますけれども、漲水地区においてはこの４万トン級が入れない状況でございます。したがいまして、平良港の港湾計画におきまして、現在漲水地区で整備が進んでいる耐震バースとあわせてですね、将来さらにワンバースを整備して、７万トン級のクルーズ船が入港できるような計画を今現在持っております。したがいまして、将来は漲水地区でですね、旅客ターミナルを含めた関連施設を整備していきたいというふうに考えております。

◎佐久本洋介君

答弁ありがとうございました。

教育長、伊良部地区小中一貫校の平成29年開校の旗はおろさないということですので、しっかり頑張ってください。期待しています。

終わりに、私見を述べてみたいと思います。伊良部大橋の開通により、人や物の流れが非常に活発になっています。この活発な動きを宮古島市の経済活性化にどのように活用していくのか。大きなチャンスを行政はしっかり捉え、民間をリードして、持続的な発展につなげてほしいと思います。

それから、伊良部地区ではまだまだ社会資本の未整備が多いです。さっき指摘した観光地のトイレなどは、最たるものです。市長の掲げる地域の均衡ある発展のため、行政の手腕を発揮する最大のチャンスです。市長を初め職員の皆さんの行政のプロとしてのお手並みに期待しています。我々議会も市当局と協力しつつ、宮古島市の活性化に取り組んでまいる所存でございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで佐久本洋介君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時47分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎前里光惠君

会派21世紀新風会の前里光惠でございます。平成27年３月定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。市長を初め当局の市民にわかりやすい丁寧なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の施政方針についてお伺いをいたします。１点目に、下地敏彦市長は、去った３月２日に平成27年度の施政方針を述べられました。その中で、圏域住民の長年の夢であった伊良部大橋が開通したことを契機として、希望にあふれる宮古島市の新たな時代にしていきたいと思います。そのため、５年間利用期間が延長される合併特例債や沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用し、戦略的な施策の実施に取り組んでまいりますと述べられました。そこで、お伺いいたしますが、沖縄振興特別推進交付金を活用した新年度で新しく取り組む事業について、また同じく合併特例債を活用した新年度の事業計画について、予算額についてお伺いをいたします。それから、合併特例債を活用した事業の展開はあと何年となっているのか、お伺いいたします。

２点目に、宮古島市は平成17年10月１日に合併し、ことしで10年の節目を迎えますが、宮古島市制施行10周年記念事業計画についてお伺いをいたします。

３点目に、航空運賃についてお尋ねいたします。１つ、民事再生手続中のスカイマークは、３月29日から８月31日までの全便運休を発表いたしました。その撤退により、４月以降の運賃値上がりが予想されますが、那覇宮古線の航空運賃問題に対し、下地敏彦市長はこれまでどのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

２つ、県は2015年度から離島住民を対象に運賃を割り引く沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を適用させると聞いているが、現在、県との連携はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

３つ、宮古那覇線の運賃は幾らになる見込みか、決定されているのか、お伺いをいたします。

４点目に、下地島空港の利活用事業について、県との協議は現在どのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。また、空港残地の各ゾーンの利活用計画についてもあわせてお伺いをいたします。

５点目に、本市宮古島市への自衛隊の配備についてお伺いいたしますが、下地敏彦市長は積極的に誘致するお考えか、自衛隊についての下地敏彦市長のスタンスについて、ご見解についてお伺いいたします。

６点目に、産業振興と雇用創出について、新年度の取り組みについて、計画についてお尋ねをいたします。

７点目に、専門学校の誘致計画について、当局のご見解をお聞かせください。

次に、教育行政についてご質問をいたします。１点目に、子ども・子育て支援新制度が４月１日よりスタートいたします。そのため、今定例会、議案第42号、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案が提案されておりますが、保育料の新しい料金体系について、保護者にわかりやすくご説明をいただきたいと存じます。

２点目に、鏡原幼稚園園舎改築事業及び久松幼稚園園舎改築事業の工事の進捗状況についてお伺いをいたします。また、新築園舎の新学期からの供用開始は可能か、間に合うのかどうか、お伺いをいたします。

３点目に、本市の教員の中で精神疾患による休職者は何名となっているのか。平成24年度、平成25年度、平成26年度でお示しをください。

次に、福祉行政についてであります。まず、１点目に子育て世帯臨時特例給付金事業で新年度の事業について、予算についてお尋ねいたします。

２点目に、医療、福祉体制の充実に向けた新年度の取り組みについてお伺いをいたします。

３点目に、新年度の待機児童解消に向けた事業について、取り組みについてお伺いをいたします。また、待機児童対策特別事業補助金とはどのような事業か、これについてもご説明をいただきたいと存じます。

次に、観光行政についてお伺いをいたします。１点目に、ゆくるプロジェクト事業についてであります。この事業の目的、内容について具体的にご説明を願いたいと思います。また、各部落や地域でこの事業の展開は可能かどうか、お伺いをいたします。

２点目に、新年度の観光プロモーション事業計画概要についてお聞かせください。

３点目に、宮古島観光協会補助金、いらぶ観光協会補助金は、新年度の予算額でそれぞれ幾らとなっているのか、お伺いいたします。また、両観光協会を統合するための行政指導は考えていないのかどうか、お尋ねいたします。

４点目に、新年度で新しく取り組む予定の伊良部地区観光地整備計画策定事業について、詳しくご説明をいただきたいと存じます。

次に、農業、水産業、畜産業行政についてご質問をいたします。まず、１点目に農業、漁業、畜産業に対する新年度の補助金及び助成事業についてご説明をいただきたいと存じます。

２点目に、宮古食肉センター建設計画について、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

３点目に、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する新年度の取り組みについてお伺いをいたします。また、過去５年間の新規就農者数の実績についてお示しを願いたいと存じます。

最後に、公園行政についてお伺いいたします。新年度事業でカママ嶺公園整備事業費として１億8,800万円が予算計上されておりますが、事業及び工事の概要についてお伺いをいたします。

以上質問し、答弁を聞いて再質問を行います。よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、スカイマーク運休に伴ってどういう取り組みをしたかという件についてであります。スカイマーク社が３月29日からの運休を発表し、宮古―那覇間、石垣―那覇間の航空運賃への影響が懸念されたため、２月６日に美ぎ島美しゃ市町村会で日本トランスオーシャン航空の丸川潔社長、それから全日本空輸沖縄支店長の前谷哲郎支店長に対し、圏域住民の生活の安定、産業の振興等に大きな影響を与えないよう、安価な運賃での運航を継続していただきたいとの要請を行いました。また、これとは別に、２月16日には東京のスカイマーク本社を訪れ、沖縄県と宮古、八重山市町村の連名による要請を行い、スカイマーク社の井手隆司会長と有森正和社長に対し、運休の方針を見直し、路線を継続していただきたいという要請を行ったところです。今後もスカイマーク運休の影響を最小限に抑えるため、航空各社の関係機関に対し、必要な働きかけを行ってまいります。

次に、自衛隊の配備についての市長のスタンスはということですが、私は議会でこれまで自衛隊を積極的に誘致することはないけれども、国防上どうしても必要というなら十分論議する余地はあると答弁しており、その考えに変わりはありません。昨年、防衛省は、国土の保全及び国民の生命、財産を守る観点から、宮古島への自衛隊配備の可能性について調査を行いました。その結果については、いまだ報告を受け

ておりません。近々その調査結果について話し合いを行いたいとの連絡がございましたので、その内容を確認し、その内容について議会にお示しをしますので、議員の皆様方にも論議をしていただきたいと考えています。市民の意見等も十分に聞きながら対処してまいる考えであります。

◎副市長（長濱政治君）

新年度における宮古島観光協会への補助金は、観光振興事業補助金として214万3,000円、観光協会運営補助金として457万1,000円を平成27年度当初予算に計上しており、合計で674万1,000円となっております。いらぶ観光協会への補助金は40万7,000円で、内訳は観光協会補助金が21万3,000円、ロマン海道・伊良部島マラソン大会補助金が19万4,000円となっております。観光協会は、地方自治体管内の観光振興を進めるため、公益的な観光事業を推進する目的で設立される団体であり、組織も地方自治体、観光関係団体、企業等を会員として構成されているものとされております。いらぶ観光協会の構成は、構成員が実質的に２人で運営していることから、観光協会と称するには無理があるのではないかと考えております。そのため、統合等について双方の協議を進めてまいりたいと考えております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

まず最初に、沖縄振興特別推進交付金を活用しました新年度で新しく取り組む事業についてのご質問にお答えをいたします。平成27年度の沖縄振興特別推進市町村交付金事業16事業のうち新規事業につきましては、伊良部地区観光地整備総合計画策定委託事業及びエコアイランド宮古島推進事業の２つの事業を予定しております。予算額につきましては、伊良部地区観光地整備総合計画策定委託事業が500万円、エコアイランド宮古島推進事業が300万円で計上してございます。

続きまして、宮古島市市制施行10周年記念事業計画についてのご質問にお答えいたします。本市は、来る10月１日に市制施行10周年を迎えます。ご質問の記念事業につきましては、10周年記念事業基本方針に沿って、セレモニー事業や特別事業、冠づけの既存事業や、それから協力事業などの連携事業を実施してまいりたいと思います。主な事業としましては、国立劇場おきなわ連携活用事業として行われる組踊、それから博物館特別企画展、また宮古島夏まつり、カギマナフラｉｎ宮古島、ＮＨＫのど自慢などを予定しており、また10月１日には記念式典や記念シンポジウム、祝賀会等を予定してございます。

続きまして、産業振興と雇用創出について、新年度の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。平成27年度の産業振興策についてお答えをいたします。平成27年度施政方針が示されております冊子の後ろのほうに資料として、主要事業一覧としまして、各部の主な事業を載せてありますが、それぞれの事業を着実に進めることにより、地域活性化を図り、雇用の創出につながるものと思います。特に市のリーディング産業となる観光産業の振興につきましては、伊良部大橋の新たな観光資源を活用し、効果的な誘客プロモーション活動の展開など、既存事業の推進に加え、効果的な新規事業の開発を進めることにより、振興を図ってまいります。また、農林水産業の振興につきましては、伊良部地域も含めた農地基盤整備及び畑地かんがい整備事業を実施し、生産性の向上を図るとともに、農産物の品質向上への支援や新たな栽培技術の導入の推進などを行うことにより、産業の振興を図ってまいります。これらを含めたさまざまな事業の推進による経済活性化を図ることにより、雇用の創出につながるものと考えますが、具体的な取り組みとしまして、若年層の就業意識の改善策として行うジョブシャドウイングの実施や地域にない企業への訪問、研修などを行ってまいります。また、平成24年度から宮古島市地域雇用創造協議会において実施

し、一定の効果を上げている実践型雇用創造事業につきましても継続実施を目指して申請を行ってまいります。

最後になりますが、専門学校の誘致についてのご質問にお答えをいたします。午前中の佐久本洋介議員のご質問にもありましたが、専門学校の誘致につきましては現在のところ具体的な計画はございません。今後策定をいたします宮古島市の人口ビジョン・総合戦略策定事業に関連して、人口の将来像を展望するための必要な調査項目と位置づけ、関連調査を行いながら検討してまいりたいと考えております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

平成27年度における合併特例債活用事業は、ごみ処理施設等整備事業に２億9,606万6,000円、そのうち合併特例債は２億4,220万円を充当します。次に、狩俣小学校屋内運動場改築事業１億8,434万円、そのうち合併特例債は6,590万円を充当しまして、その２件となっております。

それと、合併特例債を活用した事業は平成32年度、いわばあと６年で終了することになります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず最初に、子ども・子育て支援新制度における保育料の設定についてということのご質問でございました。お答えいたします。平成27年４月から施行する子ども・子育て支援法に基づき、保育施設については国が定める上限額の範囲内で、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案いたしまして定める応能負担となります。料金については市町村が定めることになります。新たに設定する保育料は、保育所及び認定こども園の保育標準時間、これは最長で11時間以内となりますが、おおむね午前７時30分から午後６時30分までの11時間となります。及び保育短時間、基本的には午前８時半から午後５時半までの時間内となりますが、11時間の中のうちの８時間以内であれば設定は可能だということになります。本市の保育料を設定するに当たっての基本的な考え方は、利用者の負担増にならないよう、現行の保育料水準を維持した額を考えております。また、新設される保育短時間の保育料は、国基準どおり、保育標準時間の1.7％減額を考えております。また、本市独自の子育て世帯の減免措置、これは中学生以下の４人以上いる世帯の保育料については、継続して保育料の減免を、無料ということとしております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の事業の内容についてお答えをいたします。子育て世帯臨時特例給付金は、消費税の引き上げによる子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、昨年に引き続き実施するものであります。子育て世帯の臨時特例給付金の対象は、平成27年６月分の児童手当を受給者及び要件を満たす方で、対象児童１人につき3,000円支給されます。前回との主な違いは、給付額が１万円から3,000円と減額されたこと、それから前回子育て世帯の臨時特例給付金の対象外であった非課税世帯の児童も対象となったことになります。平成27年１月１日時点の市の人口集計表をもとに、ゼロ歳から15歳の対象児童数を約9,000人と見込んでおりますので、そのような形で予算の計上はしてございます。

次に、医療、福祉体制の充実に向けた新年度の取り組みということで、福祉部関連については福祉体制ということでお答えをいたします。老人福祉を担う介護長寿課においては、介護保険法等の改正により、新年度からは市を中心とした地域包括ケアシステムの構築が求められています。これは、在宅医療、介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の要支援者への訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行し、市の実情に合わせた多様なシステムを構築して、実施していくことが求められております。

それに対応するため、課の組織を見直しをいたします。介護長寿課を高齢者支援課へ名称を改め、係については高齢者にわかりやすくするために、賦課徴収係を介護保険料係、それから在宅福祉係は生活支援係へそれぞれ係名を変更いたします。また、包括支援センターは業務を民間に委託いたしまして、新たに地域支援事業を構築、充実させるために介護予防係を新設いたします。また、生活福祉課に新たに生活自立相談支援センターを開設いたします。生活困窮者自立支援法が平成25年12月に制定され、ことしの４月より施行されます。この法律の目的は、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他の支給を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることとしております。必須事業といたしましては、同法第３条にうたわれておりますが、福祉事務所設置の自治体、宮古島市は、自立相談支援事業の実施及び住宅確保給付金の支給を行う責務を有することになります。また、任意事業といたしまして、これは同法第６条に規定されておりますが、生活困窮者就労準備支援事業、それから一時生活支援事業、家計相談支援事業、生活困窮者である子供に対する学習の援助を行う事業を行うことができると規定しております。これらの事業の円滑な実施に向けて、相談支援員の配置を行い、生活困窮者に対する支援に努めてまいります。

次に、待機児童解消に向けた事業についての取り組み、それから待機児童対策特別事業補助金とはどういうものかについてお答えをいたします。本市では、待機児童の解消を図るため、沖縄県安心こども基金事業補助金を活用した保育施設の改築や増築の整備を進めてきたところでございます。今年度の施設整備の状況といたしましては、整備を完了している園が２園、今月中に整備完了する園が２園となっており、今年度の定員により、おおむね110名ほどの定員増を見込んでおります。今年度の取り組みといたしましては、年度途中での入所申し込みに対応できる体制づくりや保育士確保の対策、認可外保育園の認可化など、保育のニーズ量に対応できる環境づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、待機児童対策特別事業補助金の概要について説明いたします。認可外保育施設に入所している児童の処遇向上や認可外保育施設の保育の質の向上及び認可化の促進などを一体的に図ることを目的として、沖縄県の待機児童対策特別事業実施要綱に基づき、宮古島市が実施主体として実施してまいります。その事業の内容といたしましては、まず最初に児童の処遇向上を図る事業、これは新すこやか保育事業といいますが、それと２つ目に保育の質の向上を図る事業、これが認可外保育施設の研修等の事業、それから３つ目に待機児童の解消などを図る事業、これは認可化移行支援事業などを実施してまいります。

◎生活環境部長（平良哲則君）

１点目に、離島住民を対象とする航空運賃の軽減事業と宮古那覇路線の運賃についてでありますが、県が実施する沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業は、離島の割高な交通コストを軽減することによって、定住条件の改善や離島地域の振興を図る目的で実施をしている事業であります。同事業は、宮古島市において平成26年度までは宮古―石垣間が対象路線でありましたが、スカイマークの運休に伴い、平成27年度からは宮古―那覇間の路線も対象となるというふうになっております。そのため、去った３月10日に平良庁舎におきまして県企画部交通政策課による交通コスト負担軽減事業の説明会が開催され、現在県と宮古島市は宮古那覇路線の事業実施に向けて調整を進めております。なお、４月以降の宮古那覇路線の運賃につきましては、県に確認をしたところ、スカイマークが運休する４月から８月までの５カ月間の事業予

算を既に２億8,683万6,000円計上しており、離島割引運賃を8,050円まで引き下げるということであります。

次に、宮古島市の医療体制の充実についてでありますが、本市の医療体制につきましては、これまでも県立宮古病院や宮古地区医師会などを中心とした各関係機関と連携しながら取り組みをしております。県の報告によりますと、毎年課題になっている県立宮古病院の医師確保につきまして、今年度は12名の医師が異動、退職されますが、後任の医師定員数は確保されているということであります。また、県は平成27年４月より離島の医師確保を目的に医師確保対策班を新設することも決まっておりまして、今後とも安定的な医療の提供を図っていくということであります。なお、県内で不足がちな産科医療についても定員３名の産科医師が引き続き配置されるというふうになっております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

平成27年度農業、漁業、畜産業関係の主な事業としましては、サトウキビ関連事業では病害虫防除用農薬購入補助事業等で約２億2,800万円、施設園芸関連では園芸施設設置事業等で約2,800万円となっております。漁業については、養殖漁業者への機材、網等に対する事業としまして水産物養殖業振興補助事業等で約300万円となっております。畜産業に対する主な事業としましては、優良繁殖・肥育素牛導入促進事業等で約2,160万円となっております。

次に、宮古食肉センターの進捗状況についてお答えいたします。株式会社宮古食肉センターによりますと、新宮古食肉センターの建設については昨年11月に設計監理委託業務の発注、１月には食肉生産機器の発注が行われ、現在建物、設備、食肉生産機器の設計作業が行われているとのことであります。今後、平成27年度においては構内整備工事や建築工事、汚水処理施設の整備が進められる予定となっております。また、新宮古食肉センターの建設における総事業費につきましては、昨年12月定例会において上地廣敏議員の質問にお答えしておりますが、消費税抜きで約10億6,200万円で、補助額が９億2,700万円、負担額は約１億3,500万円となっております。負担額については、市とＪＡで折半して負担することで事務調整がされておりますので、市の負担額は総額で約6,700万円、そのうち平成27年度は6,591万円となっております。なお、供用開始時期は平成28年４月を予定しているとのことであります。

次に、新規就農についてのご質問にお答えします。就農希望者の青年等の育成、確保に関する取り組みとしましては、平成24年度から事業を実施しております、農業経営開始後５年未満かつ年齢が45歳未満の新規就農者に年間最大150万円を給付しております青年就農給付金事業に関しては、平成27年度は８名を実施予定しております。青年就農給付金事業と同様に、農業経営開始後５年未満の新規就農者に対し、経営を開始するために必要な施設、機械への初期投資費用を支援する新規就農一貫支援事業については、平成27年度はハウス22棟、トラクター３台の実施を予定しております。

過去５年間の新規就農者の実績についてお答えいたします。平成22年度においては35名のうち40歳未満の青年就農者が18名、平成23年、52名のうち40歳未満の青年就農者が27名、平成24年、74名のうち40歳未満の青年就農者が33名、平成25年、66名のうち40歳未満の青年就農者が26名、平成26年に関してはまだ確定しておりませんが、74名のうち40歳未満の青年就農者23名の予定でございます。

◎建設部長（下地康教君）

平成27年度予算におきまして、カママ嶺公園事業としまして１億8,800万円が計上されているが、事業の

内容はどのようなものかというご質問だったと思います。お答えいたします。

カママ嶺公園は、平成21年９月に事業認可を受け、平成21年度から平成29年度までの事業期間で、総事業費が７億7,500万円で公園整備事業を今継続してございます。新年度の工事概要としましては、硬式テニスコート４面の改修工事とですね、スケートパーク場の新設、それと野球場周辺の駐車場及び園路等の整備を予定をしてございます。

◎観光商工局長（下地信男君）

まず、ゆくるプロジェクトの事業目的でございますが、本市における観光閑散期である冬場の誘客促進を図るため、新たな観光コンテンツを開発するとともに、島内の観光事業者の協力を得ながら、冬場でも楽しめる魅力ある観光メニューを提供して、入域観光客数を増加させるということを目的に行っております。具体的なメニューとして、ゆっくりと暮らすように旅するをコンセプトに、サトウキビ畑の迷路、絶景スポットである牧山展望台あるいは与那覇前浜ビーチを活用したピクニック、島のものづくり体験、宮古人体験、宮古グルメ体験、それからサイクリングスポットなどの紹介を行いまして、島内事業者の協力を得て、多彩なメニューで進めているところでございます。実施場所につきましては、宮古島独自のユニークな観光メニューができる場所ならどこでも実施可能と考えておりまして、今後も引き続きこの事業を実施していきたいと考えておりますので、幅広く取り組んでまいります。

次に、新年度で実施する観光プロモーション事業につきましては、国の緊急経済対策の一環として交付される地域住民生活等緊急支援金を活用して実施してまいります。事業計画といたしまして、今年度実施しておりますゆくるプロジェクトを引き続き実施しまして、新たな観光コンテンツの開発を行ってまいります。それから、６月１日から就航する全日空の関西直行便の就航に合わせまして、やはり目標は定期路線化でございますので、関西圏を中心に宮古島のＰＲ活動を強化して、利用率を確保しながら、定期路線化の実現を目指していきたいと思います。また、市が運営しております観光ウエブサイト、宮古島スタイルという名称ですけども、選ばれる観光地とするためにやはり多様な観光コンテンツというものを準備する必要があると、その中で盛り込んで整備していくと。それから、市のイメージキャラクターであるみーやの活用した観光ＰＲツールを制作して、情報発信力を高めていきたいと考えております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

下地島関連の質問にお答えいたします。

県は、下地島空港及び周辺残地の利活用を促進するため、利活用事業の公募を去年10月から12月にかけて実施をしております。あわせて、利活用促進事業検討委員会が設置されております。宮古島市からは長濱副市長が委員になっております。公募事業は、各ゾーンごとに公募するというものではございません。空港、それから周辺残地を一括して事業提案を公募すると、受けるというものでございました。その結果、10事業の提案がございました。検討委員会では、提案事業者からヒアリングを受ける、また書類審査をする。事業の主体性、それから事業の将来性、資金計画の視点から利活用候補事業の評価を行っております。結果、４事業が高い評価を受けております。県は、可能な限り早期に、提案者との合意を経て、利活用事業者を決定したいとしております。

◎教育部長（奥原一秀君）

まず、新制度移行後の幼稚園の保育料についてお答えいたします。

新制度における幼稚園保育料については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用負担水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっております。そのことから、次年度から公立幼稚園保育料の改正点は大きく２つございます。まず、１つ目に保育料の応能負担への移行でございます。２つ目は、多子世帯、ひとり親世帯等への減免措置を拡充導入でございます。１つ目の応能負担による保育料の階層ごとの金額につきましては、平成27年度の幼稚園に係る事業費により算出した利用者負担額、月額１万円を上限とし、国基準の階層幅に設定をしております。ただし、激変緩和策として、利用者の最も多い階層については従来の負担額、月額4,800円と同程度の負担額を設定しております。２つ目の負担軽減の拡充策としましては、多子世帯軽減とひとり親世帯の減免がございます。多子世帯については、これまでも実施しておりましたが、次年度より範囲を幼稚園から小学校３年まで引き上げ、幼稚園年少から小学校３年までの範囲で、最年長の子供から順に、２人目は保育料が半額、３人目以降は無料となります。加えて、新年度より、ひとり親世帯、在宅障害児のいる世帯等を対象とした減免措置を導入いたします。減免措置内容としましては、第２階層は無料、第３階層は月額4,500円となります。保育料については、今後も国の政策及び本市の幼児教育の質の向上等により見直しが見込まれることから、国の動向を注視しながら、適宜見直しを行っていく予定でございます。

次に、鏡原幼稚園改築工事の進捗率は6.6％で、おくれた理由としましては、浄化槽の移設が上げられます。移設工事のため浄化槽の処理対象人数の調査を行った結果、現在設置の35人槽で対応できず、処理能力が50人槽の浄化槽が必要であるということから、予算の確保と新規浄化槽設置申請及び移設工事の発注に時間を要し、本体工事の発注がおくれたため、新学期からの供用開始は厳しく、９月を予定しております。久松幼稚園改築工事は、平成26年９月24日に工事請負契約をしましたが、プールの取り壊しと仮設園舎の予算の確保等で時間を要したことから、工事がおくれぎみとなっております。現在の進捗率は42.5％で、年度内完成が見込めないため、６月の供用開始を予定しております。

次に、平成24年度に精神疾患により休職した教職員は３人でございます。小学校教諭が２名、中学校教諭が１名で、男女別では男性２名、女性１名が休職しております。うち２名は年度内に復職しましたが、１名が今年度、同症状により再休職をしております。また、１名は２年間休職し、今年度から復職をしております。平成25年度も３名の教諭が休職しております。いずれも小学校教諭で、男性１名、女性２名となっており、３人とも年度内復職を果たしております。平成26年度においても３名の教諭が休職しておりますが、小学校が１名、中学校が２名となっています。うち１名は復職を果たしましたが、２名の教諭は現在復職に向けて自宅療養などをしながら服薬治療とリハビリ訓練を行っている現状にあります。休職の理由といたしましてはさまざまですが、医師の診断書によりますと、鬱状態、抑鬱状態、器質性鬱病、神経症性障害、慢性疲労症候群や適応障害などとなっております。また、休職期間は症状にもよりますが、１カ月から２年とさまざまでございます。休職している職員のケアとしましては、学校長による休職教諭との連絡体制や相談を密に行っており、症状が回復しない場合は、主治医の診断によって、休職期間の延長及び更新の措置を行っております。また、職場復帰する際に不安を抱えている場合には、その不安を解消するため、学校長を初め職場の先生方が協力し、実施する職場復帰前支援プログラム、通称復帰訓練と言っていますけども、等を実施して、長期休職の教諭の皆さんはそのプログラムを通してスムーズに職場

への復帰を果たしているという状況にございます。

◎伊良部支所長（川満勝彦君）

伊良部地区観光地整備総合計画策定事業についてであります。ことし１月に伊良部大橋が開通したことにより、人と物の流れが活発になっており、今後伊良部島を訪れる観光客は飛躍的に伸びることが想定されます。そのため、既存のインフラ、観光資源のリニューアルはもちろん、地の利を生かした新たな観光資源を掘り起こし、これらの魅力をアップさせるとともに、来訪者のニーズや満足度を把握し、伊良部島の観光の新たなあり方を計画、実行することが必要とされています。そのため、１つ目に既設の観光施設の再整備、２つ目に入り江の観光施設としての整備、３つ目に佐良浜漁港のにぎわいの開発、４つ目に魚介類を中心とした新鮮な食料品の提供施設の整備、５つ目に美しい砂浜の活用、６つ目にダイビングスポットの活用、７つ目に下地島残地、空港の活用、８つ目に花と緑の島づくりなどを基本に、平成27年度に一括交付金を活用し、伊良部地区観光地整備総合計画を策定したいと考えています。

◎前里光惠君

ご答弁いただき、ありがとうございます。非常に簡単にしたつもりですけれども、かなり答弁時間かかっておりますが、その中でですね、再質問させていただきますけども、スカイマーク撤退後の運賃問題については、特に那覇―宮古間ですね、非常に市民、県民から関心がございます。先ほどのご答弁で8,000円まで引き下げるというご答弁をいただいて、非常に安心をしておりますけども、やはり県のいろんな離島住民の交通コスト負担軽減事業も今回４月からですね、宮古―那覇間が適用されるということで、大変喜んでおります。引き続き市長におかれてはぜひですね、この航空運賃問題は関心を持って検証し、またできる限りの軽減策を図っていただきたいと、こう思っております。

下地島空港の利活用について、まだ県のほうからちゃんとした事業のアンサーがないということだったと思います。４事業が高い評価を得ているということですけども、具体的な内容についてはまだ答弁がないというふうに思います。引き続き県とタイアップして、ぜひ下地島空港利活用、残地も含めてですね、有効活用ができるように頑張っていただきたいと思いますし、県は維持管理費の不足分を一般財源から３億円を補填すると、こういうことでございますので、新しく取り組む事業が自立できるような、こういう体制を一日も早く構築していただきたい、こう思っております。

今定例会に自衛隊配備促進協議会から要請書が議会に対して陳情されておりますけども、やはり自衛隊問題は賛否両論、幅広くありますし、先ほど市長からご答弁いただいたように、市長は積極的に誘致をする考えはないと。やはり市長は行政のトップですから、本市の、まずは市長の判断、どういうふうにお考えかという市長のスタンスについてですね、確認する必要があると思うんですね。議会だけ判断しなさいということではこれはいかないと。行政のトップである市長の考えこそが最も大事であり、その後で議会で議論され、市民間で論議をされると、このことによって方向性を決めるんじゃないかと思います。私の考えとしては、自衛隊の配備については国、防衛省の考えが大事であり、地元からですね、自衛隊配備、早期配備してくれという要請は論外だと思います。国防上どうしても必要だということであれば、これは国、防衛省が考えることであると思いますが、いずれにしても市民的な議論が必要であると考えますし、今我が国に対して外国から急迫不正の侵害が起きているということは、私は思っておりません。そういうことで、積極的な誘致要請は必要ないものと考えております。

子ども・子育て新制度がスタートいたしますけども、やはり保護者にとってわかりづらいと、わかりにくいと、料金体系ですよ、いう声が非常に多いです。したがって、ぜひですね、保護者の皆さんには詳しくご説明いただいてですね、保育料がどういうふうに変わっていくのかということをぜひご説明をいただきたいと思いますが、浦添市などはですね、第２子から保育料の軽減措置がございます。多子軽減導入というふうにいうそうですが、こういう考えはございますか。これについてご答弁をいただきたいと思います。

食肉センターについて再質問いたしますけども、これまでいろいろ公聴会などを開いて準備を進めてきたという答弁でありますけども、だったと思いますが、市都市計画審議会からの答申はどのようになっているのかですね、これ、ご説明をいただきたいと思います。もう一つは、上野野原部落会はですね、立て看板を立てて、今誘致反対、建設反対、食肉センター建設反対という立て看板も上げて反対しているわけですね。この上野野原部落会を初めとする地域住民とのですね、コンセンサスは図られているという見解ですか。ぜひご答弁を願いたいと思っております。

以上質問して、答弁を聞いて再質問を行います。よろしくお願いします。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

先ほども少し触れましたけども、総括いたしまして、保育所の保育料については基本的に前年度、平成26年度と変わりはありません。軽減措置については、多子世帯についても単独補助の４人以上の世帯については無料ということは変わりません。それから、２号認定、２号認定といいますと３歳以上の子供さんを預けるときに、８階層までありますけども、基本的には変わりませんけども、多子世帯、要するに２子目、２番目の子供から半額になると、各階層ごとですね、半額になります。それから、３号認定、先ほどのは３歳未満ですね。３歳以上の３号認定については同じように、標準保育料の半分ということになります。それから、短時間、要するに８時間未満の保育料については軽減措置をもちまして、それも同じように、先ほど言ったように、多子世帯についてはその半額、各階層において半額ということで、全体的に保育料は変わらないということを今年度も引き続き行いますということです。

◎教育部長（奥原一秀君）

幼稚園保育料の多子世帯の軽減でございますけども、幼稚園を中心にして小学校３年までの引き上げを行って、幼稚園年少から小学校３年までの範囲の中で、最年長の子供から順に、２人目は保育料の半額、３人目以降は無料という設定をしてございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

新食肉センターの建設位置については、昨年の10月９日の宮古島市都市計画審議会のほうで、上野字野原1190の187とすると、それに同意するという同意を得ております。都市計画に向けた手続としましては、住民説明会、都市計画公聴会、都市計画案の公告、縦覧等を経て、審議会での同意を得ております。それに基づいて県のほうに申請しまして、知事のほうより都市計画と屠畜場の決定についての回答を得ております。その後、特に住民のほうからこれについての申し出とか、そういうのはございません。

◎前里光恵君

ありがとうございます。２点ほどお伺いいたします。

鏡原幼稚園の園舎の改築で、供用開始が４月の新学期では厳しいというお話をされております。これ平

成26年９月定例会の私の一般質問に対して宮國教育長は、鏡原幼稚園の建設の進捗状況ですけども、いわゆる学校施設係を通して仕事をするわけですが、11月の着工で４月開園というのは大丈夫ですと、もうちゃんと確認してありますので、私としてはそのとおりお答えしておきたいと思います。大丈夫です。よろしくお願いします。自信たっぷりの答弁をされていますけども、６月でした、９月でした、大幅におくれるということで、この答弁内容を聞いて、宮國教育長を今後とも信頼していいのかなと非常に心配をしておりますし、午前中の佐久本洋介議員の質問に対しても、伊良部島の小中一貫校の開校、平成29年でしたかね、大丈夫ですかと心配をしておりますが、教育長は鏡原の大先輩ですから、しばらくは信用していきたいと、このように考えております。

もう一点はですね、待機児童、これ既に２園が完了しておりますし、今月中に２園が完了すると、こういうご答弁いただきました。そして、その中で110名の定員増ということですが、これだけでですね、待機児童の解消は100％できるんですか。これについてご答弁ください。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎教育長（宮國　博君）

前里光惠議員のご質問ですけれどもね、実は去年の９月でしたかね、作業が始まれば大丈夫だとお答えをしました。ところがですね、子供たちが入園する数がですよ、そのころは30名の見込みなんです。実態として、当時の数値としては。ところが、ずっと進んでいくと、これが50名を超える形になります。そうしますと、浄化槽の機能がこれまで持っている30名ではカバーし切れないと、だから大きいのにかえなきゃならないという状況が生まれてきたわけだから、この大きい浄化槽にかえるための時間が私どもには必要だったということであって、30名分の浄化槽でよければ、４月の開校は成るわけですけども、そういうことじゃなくして、きちっとした形での作業をしないといけませんので、ちゃんとこれは50名の浄化槽になれる状況が今準備をしていると、こういうことでございます。ですから、諸般の事情ですか、そうなったということでございます。

ついでですけれどもね、久松幼稚園のことも、当時予定していた場所から移転をしたわけでございます。これ学校とか地域の要望によってですね。そうしますと、ここに大きなプールが、古いプールがございますので、これを片づけなければならないという、これもまた諸般の事情が生まれてきましてですね、なかなか本体工事に着工できなかったという状況がございまして、進めていく中で、今のような状態になっておりますので、決して私が信用できない話をしたわけではなくて、状況がそうなっているということでございますので、前里光惠議員にはしっかりとご理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

先ほど前里光惠議員のご質問に、都市計画審議会のほうが昨年の10月９日と申し上げましたが、平成25年の10月９日の誤りでした。訂正しておわびします。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

お答えする前にですね、先ほど答弁の中で保育料の２号認定と３号認定の説明を逆にいたしました感じがしますので、３号認定が３歳未満の保育所、認定こども園に保育を希望する園児、児童、それから２号認定が３歳以上の保育所と認定こども園で保育を希望する児童ということで訂正をお願いいたします。逆に言ったような感じがします。

それでは、先ほどの質問にお答えいたします。施設の整備によって110名の定員増となっているが、待機児童の解消にはなるかというご質問の内容だったと思います。このことについては、平成26年の４月１日での待機児童数、おおむね54名でございました。平成26年10月１日で再度調査をいたしましたら、待機児童数がふえていまして、153名ということになっております。これからしますと、110名の施設整備を増員をしましたけども、この時点での153名の待機児童が発生したということについては、解消はまだまだ達成はしておりませんので、今年度の待機児童の解消事業をまたさらに進めてですね、認可化も含めて、解消してまいりたいと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで前里光惠君の質問は終了いたしました。

◎高吉幸光君

公明党の高吉幸光でございます。皆さん大分お疲れかなと、昨日のお疲れがありそうなので、一回ここで伸びをしましょうか。ああっと。

きのうはですね、15歳の試練を乗り越え、15の春を迎えた皆様の明るい合格お祝いが各所で行われました。高校生活３年間しっかりと勤め上げて、また宮古島を旅立っていく人も多いと思いますけれども、この３年間をしっかり大切にしながら頑張っていっていただきたいなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。まず、災害対策についてでありますけれども、東日本大震災より丸４年が過ぎた現在も仮設住宅で避難生活を送っていらっしゃる方が約23万人いらっしゃるというふうに聞いております。そこでですけれども、災害時にＥメール等を活用した情報発信に取り組んでおりますけれども、災害時の情報収集の現状はどのように行っているのか、お聞かせください。

また、災害時における住民の一番の関心は行政の支援情報であると。2015年３月９日にフェイスブックは、フェイスブックを活用した災害対策と対応ガイドを発表、震災などの災害時における電話等がつながりにくくなる中、メールやＳＮＳ等の有効活用は認識されていると思います。活用の検討をしてほしいと思います。これについてご見解を下さい。

２番目に、伊良部大橋についてでございますけれども、夢の大橋ということで質問もいっぱい集中しておりますけれども、市民からは、街灯がないから、危険ではないかというふうに声が上がっております。それについての見解と街灯の設置計画があるのかないのか、こちらをお聞かせください。また、通っておりますと、夜間でも釣り人や歩行者、自転車で通っている方が結構いらっしゃいますけれども、対向車及び前方に車がいる場合、車をハイビームにしないと、急にぱっとあらわれるような感じで、非常に危険だというふうに思っておりますけれども、車両や、また釣り人、歩行者、利用者への双方への注意喚起が必要ではないかと思いますが、この辺の対策はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

３番目、第２環状線について。富名腰、腰原、松原の発展に伴い交通量がふえているバイパスのことですけれども、街灯が少なく、夜なんか非常にまたウオーキングをしている人もいらっしゃいますし、交通量も多いということで、道路を横断しかねている方も結構見受けられるということであります。街灯の整備が必要だと考えますが、こちらの計画はないか、お聞かせください。

第４に、観光振興について。ことしの２月３日、４日にＤａｔｅＦＭ、これＦＭ仙台ですけれども、こ

ちらで放送されている「琉球の風」の番組プロデューサーが来島、各マスコミと宮古島観光協会、宮古島市観光商工局を訪問して、いろいろプレゼンを行いました。震災が縁となった番組ＣＭの営業での来島でありましたけれども、宮古島市からの要望にはできるだけ応えていきたいとのことで、スポットＣＭなどの補正予算等で対応はできないかどうか、お聞きをいたします。

５番目に、奨学金について。現在の支給件数と金額を教えていただきたいと思います。

また、滞納の件数と金額を教えていただきたいと思います。

３番目に、奨学金の返済の減免制度はあるのか、こちらを教えてください。

４番目に、宮古島市内に就職する奨学生への奨学金制度の創設はできないか、こちらもお聞かせください。

６番目に、大野山林の観察池についてですけれども、昨年１月29日に市長に対し、宮古野鳥の会、宮古虫の会、宮古自然クラブ、宮古青少年の家、宮古写真愛好家協会、現写真協会でありますけれども、５団体の連名で、大野山林内の３カ所の池がありますけれども、こちらの修繕を求めたことがありました。それで、１年もたっておりますけれども、修繕が進んでいない状況、これはなぜか。

２番目に、子供たちを含め生涯学習の場であるので、早急に整備を進めてほしいが、計画はどうなっているのか。

３番目に、３カ所はそれぞれ特徴があり、観察対象が違ってくる。その場に合わせた修繕をしてほしいという要望です。

４番目に、防火用水としての役割があることはご存じか、こちらもお聞かせください。

また、保育行政について、７番目ですけれども。本年４月１日より、子ども・子育て支援法により新制度となりますが、再三いろんな方も質問をされております。また、私も取り上げておりますけれども、認可外の支援について。こちらは、もう認可園のフォローするという役目を認可外というのは非常に負っている部分があるというふうに認識をしております。そんな中で、市民の中から上がってきた声なんですけれども、夜間保育のニーズ、これ以前お聞きしました。これの現状の把握がなされていないということだったけれども、その後の調査はどうなったのか、お聞かせください。また、夜間保育をしている施設への行政としての支援を検討していただきたいですけれども、こちら計画はないか、また制度としてできないかどうか、お聞かせをください。

以上質問しましたので、再質問をしたいというふうに思いますので、答弁をよろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

保育行政について、夜間保育のニーズや現状の把握、この夜間保育についてでございます。夜間保育のニーズにつきましては、昨年３月に子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートで、就学前児童を対象に実施いたしました。その結果は、就学前児童数3,584人のうち、18時30分から22時台の利用希望者が13名で全体の0.4%、18時30分から翌朝７時台の利用希望者が９人で全体比0.3%となっております。現在本市では、公立、私立、認可外保育園の全ての施設で夜間保育の実施をしておりません。現在市では、待機児童の早期解消と保育士の確保及び５歳児保育の拡充を重点的に取り組んでいるところでございます。このように子育て支援に係る事業などのニーズを精査しながら、夜間保育のあり方について並行して引き続き検討していきたいと考えております。特に認可、認可外保育所から具体的な夜間保育について開設したい

との話がありましたら、相談に応じていきたいというふうに思っております。なお、保護者の疾病などにより、やむを得ず宿泊を伴う保育を必要とする世帯へは、新年度より実施する予定の子育て短期支援事業が利用できることになっております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

災害時の情報収集、現状についてでありますが、市は被害状況を把握するために市の職員による巡視や119番通報、これは消防本部からのですね、の状況、それと沖縄県宮古事務所とのＭＣＡ無線、市民からの電話、携帯電話等による連絡等により、災害情報を収集しております。

それと、災害時に電話等がつながりにくくなるというような問題点を指摘されておりますが、今後、市としましては風水害及び津波等の災害情報を市民に対し放送し、防災情報システムにより電子メールで内容等を配信しております。今後も市民に対しては電子メールの周知と登録の働きかけを実施していきたいと思っております。

なお、ＳＮＳの活用については、これ情報の新しい伝達方法ですので、関係部署と協議をしていきたいと思います。災害時に対して市民の生命、財産を守る上でも情報の伝達は大切なものだと思っておりますので、方法については今後関係部署と協議をしていきます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

大野山林の観察池についてのご質問が４点ございました。一括でお答えいたします。

大野山林内には３カ所の池がございます。２カ所は鳥獣保護施設池で、野鳥や小動物等の水飲み場、もう一カ所の通称ひょうたん池は防火用水池を兼ねた調整池となっております。現在野鳥の水飲み場確保のため、水タンク、プラ板を設置してあります。現場は、自然の家を訪れる子供たちの学習の場としてウオークする場所にあります。現場は、水に係る施設であるため、子供たちにより安全な形での修繕に向け、修繕の方法、また現場が保安林内にあるため、修繕を行う際の工事作業用重機の進入路の確保、確認等に時間を要しましたが、平成27年度より順次修繕を行ってまいります。

◎建設部長（下地康教君）

伊良部大橋の照明についてのご質問でございました。お答えいたします。

伊良部大橋を管理する宮古土木事務所に問い合わせましたところ、街灯は、歩行者の安全の確保から、平成27年９月ごろ、橋梁部にポール灯を12基、主航路部と海中道路に欄干灯15個、両側合わせて30個の設置を予定しているという回答を得ております。

次に、これも伊良部大橋の歩行者の安全を確保するというご質問でございました。お答えいたします。歩行者を視認しやすくする対策につきましては、道路照明の設置を行うことで対応可能と考えていることをですね、宮古土木事務所のほうからお答えをいただいております。ちなみにですね、また伊良部大橋等の橋梁上では釣りや漁等の行為は禁止となってございますので、よろしくお願いいたします。

東環状線、富名腰、腰原、松原の発展に伴い交通量がふえていくということで、街灯を設置していただきたいというご質問でございました。議員ご指摘の道路は、環状２号線でございまして、市街地の幹線道路でございます。道路管理者としての道路照明設置基準は、道路の交差点となっており、それ以外の箇所での照明設置は防犯灯となってきます。よって、現地調査をしましてですね、関係機関と調整をして、その対処に当たりたいというふうに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

せんだってＦＭ仙台のラジオ番組、「琉球の風～ゆんたくタイム～」という番組ですが、番組プロデューサーから宮古島のスポットＣＭの提案を受けました。東北一帯をカバーする週１回の25分番組と伺っております。提案内容につきましては、東北地方の沖縄ファンをターゲットにした宮古島のＰＲというのはとても有効だと考えておりますけれども、予算措置もないということで、すぐには対応は厳しいという返事をいたしました。新年度においては、宮古島観光のプロモーション事業として、関西宮古島直行便の再開を踏まえてですね、関西圏において重点的に直行便の定期化に向けて取り組んでいくということにしておりますので、予算づけがないということを申し上げました。ただ、福島県とはもうフラダンス大会を通して交流の輪が広がりつつありますので、とてもおもしろい取り組みになると考えておりますので、今後のＰＲ活動の展開の中で検討してまいりたいと思います。

◎教育部長（奥原一秀君）

奨学金についてのお答えをいたします。

今年度の貸付件数については、県内１名、県外１名、合計２件で、貸付金額にしまして60万円となっております。過去３年間の貸し付けの推移ですけども、平成25年度で２件の60万円、平成24年度で５件、156万円、平成23年度で８件、228万円。

次に、奨学金の滞納件数と金額でございますけども、平成27年３月11日現在、滞納件数は70件、滞納額にして4,174万8,500円となっております。その滞納整理につきましては、長期滞納者に対して、保証人、連帯保証人等への滞納額通知を発送したり、保護者に返還するよう促す旨の対応を臨戸訪問しながら対応している状況にございます。

次に、奨学金の返済の減免制度につきましてですけども、本市奨学資金の制度においては減免制度は設けておりません。

次に、地元に就職する奨学生への奨学金制度の創設はできないかという質問ですけども、本市奨学金制度は、経済的な理由により就学困難な者に対して奨学金を貸与することにより、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的にしております。奨学金制度を活用し、自己の目標に向かって大学等で知識を身につけ、社会人となるわけですから、社会人となったからには、奨学金の趣旨を理解していただき、自己の責任においてきちんと返還するのが義務だと考えておりますので、宮古島市で就職をされたからといって減免するという制度は今のところ考えておりません。

◎高吉幸光君

ご答弁ありがとうございました。順次再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、災害対策についてでありますけれども、特にＥメールのものは周知徹底という形ではまだまだ進んでいないかなというふうに思っております。また、Ｅメールの場合ですと、１方向の通行になってしまうということですので、フェイスブックもしくは、またいろんなソーシャルメディアがありますけれども、ツイッター、またライン、それからグーグルプラス、いろんなのがありますけれども、こちらの場合では双方向になるということであります。特にＥメールの場合に関しては、それぞれのドコモでありますとか、ａｕでありますとか、そこのキャリアを使ってやることになるんですけれども、ホームページのほうにまたアクセスというふうな形が出てくるかなというふうに思います。その中で、じゃその情報をどこで発信

していくかというふうになりますと、ホームページはすぐに更新というのはなかなか厳しいと思いますので、こういったメディアをしっかりと利用して、即時そういうふうな情報を発信できるという体制がやっぱり必要かなというふうに思っております。検討していくということでありますけれども、この辺について具体的な話し合いがされたことがあるかどうか、こちらをお聞かせください。

また、伊良部大橋のほうですけれども、９月より両面で30基ほど整備がされるということであります。実際、夜、月ができるだけない時間帯で行ってまいりました。自分の公式のホームページ、またブログがありますけれども、こちらのほうにドライブレコーダーで映した動画を上げてありますけれども、その動画で見る限りでは、視認するものよりはもっと暗いんですけれども、現況としてはあれと非常に変わらないかなと。その中で釣り人でありますとか、歩行者とか、急に本当に出てくるというふうな動画で、非常に危ないなというふうなのを本当に非常に印象を受けたことがあります。禁止だというのは、もうそれはどこの橋でも多分禁止は禁止なんでしょうけれども、そこら辺に関してのちゃんとやっぱり注意喚起というか、またそういったものもやっていくべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、これはまた県だけではなくて、市の取り組みとして、それもやっていってほしいなと思いますけれども、具体策と言われてもなかなか厳しいと思いますけれども、何かしら注意喚起をするような方法はないか、ご検討していただきたいと思いますけれども、そちらのお考えをよろしくお願いいたします。

また、環状２号線についてですけれども、交差点じゃないと無理だというふうな話もありますし、ただもう本当に最近の交通量というのは、特に夕方はもう大変な交通量で、子供たちも学校帰り、部活帰りの子供たちも、信号がないところでも渡ろうとしていたりするんですけれども、これが非常に危ないということでありますので、特にこれから夏に向かって日がだんだん、だんだん高くなっていきますけれども、冬場とか非常に大変だと思いますので、何かしらの対策、もしくは街路樹が茂っていることによって非常に暗く感じる部分があります。その辺の枝打ちとか、その辺の環境の整備のほうをまたぜひよろしくお願いしたいと思いますので、こちらについてもご答弁をいただきたいというふうに思います。

観光振興についてでありますけれども、私もこの席には同席をした経緯がありますので、非常にやっていただきたいなというふうに思っているんですけれども、もともとこの「琉球の風～ゆんたくタイム～」が始まったきっかけというのがですね、2012年12月28日にこれは発見をされたということなんですけれども、南三陸町の歌津で、セブンイレブンの歌津というところにあったポストが西表島のユツンというところにたどり着いたと、流れ着いたと。これを、じゃそこに返しに行こうというところから始まって、そのときにＢＥＧＩＮの皆さんが行って返還をしたらしいんですけれども、その翌年には、着いたのは竹富町なので、竹富の関連者ということで加治工敦さんという、この人もミュージシャンなんですけれども、この人が一緒に行って、またポストお帰り祭りという、そういうふうなイベントをやったそうです。この中で、今後10年間これをやっていきましょうというふうな話し合いの中から、じゃこれをまたこういうふうなのを世間にちゃんと発表していこうということで、この「琉球の風～ゆんたくタイム～」が始まったというふうに聞いております。観光商工局含めて各マスコミを訪ねる前にですね、１月でしたかね、１月25日に多良間島のほうに宮城県の船籍の船がたどり着いたと、また３月13日、つい先日でありますけれども、池間島のほうに宮城の船籍、石巻のね、たどり着いたと。これは、もう縁としては十分成り立つんじゃないかなというふうに思っておりまして、そのときと状況がまたちょっと変わってくると思いますので、ま

たこの今、じゃ船籍がたどり着きましたけれども、これは現状どういうふうな扱いになるのか。これをまた機に、そこの石巻とか、そういったところとも交流すべきじゃないかというふうに思うんですけれども、こちらへのご見解をよろしくお願いをいたします。

奨学金についてですけれども、年々、平成25年、平成24年、平成23年と、だんだん、だんだん、これで見ていると、減っているというふうな状況でありますけれども、こちらの要因は何なのか、おわかりであるならば、また推測であっても結構ですので、ぜひご答弁をお願いしたいというふうに思います。

奨学金の減免制度はないということで、また就職する奨学生への奨学金制度の創設はできないかと。これ今読んでみると、少し言葉足らずだったなというふうに思っているんですけれども、例えばこれは岩手の宮古市ですけれども、奨学の種類ということで月額20万円の範囲で市長が認める額、これ医学生です。看護学生、これが月額10万円の範囲で市長が認める額というふうになって、医学生、看護学生、こちらの人材確保のために創設をしている奨学金でありますけれども、この中でまた償還の免除という部分があります。年度貸し付けをした場合には、市の指定した医療機関に従事した期間が貸し付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、また同等を超過したときには償還の免除を行いますよと。また、ほかにも市の指定医療機関に従事した期間が貸付期間を受けた期間これ一部免除なんですけれども、貸付期間に達しなかったときですね、これ。一部免除というふうな形をとっているんですね。特に何でもかんでも免除をしろということではなくて、特に看護学生でありますとか、医者がいるんであれば医者、そういった人たちが宮古島に戻ってきて、医療の従事をしてくれるというふうな約束がとれるんであれば、その部分を減免するか、もしくは免除するか、そういうふうな形でやっていければ、非常に人材の確保ができていくんじゃないかなというふうに思っております。また、国のほうとしてもこの辺の部分をしっかりとね、やっていきたいというふうなのが最近の予算委員会の中でもありましたけれども、こういうふうな制度の創設というか、そういうふうな形にできないかどうか、これもご答弁をお願いしたいというふうに思います。

大野山林の観察池でありますけど、平成27年から順次ということですけど、まず最初にどこをやるのかというのがわかれば教えていただきたいというふうに思います。ここはですね、観察池ということですので、自然の中での観察をするということですので、きれいにするというのではなく、もとに戻すという感覚で本当は工事をしていただきたいと。木を切るのもできるだけ最小限にとどめていただきたいというのと、整備をしますから、落ち葉とか、そういったのも全部よけますよね。これも終わったら戻してもらうような形のほうが本当はいいかなというふうに思います。これを強く望んでいるわけはですね、特に観察、鳥の水浴びとか、虫がいるところを狙って鳥が捕食するとか、そういったのをやるためにいるんですけれども、それの環境が今崩れているために、内地からまた来て、観察を、写真撮影をするような人たちがですね、巣を探し始めるんだそうです。となると、そうやって人が分け入って入っていくと、鳥というのは環境が悪くなったということでほかに行ってしまうと。あれだけの規模のところでアカショウビンとか、アカゲラとか、ああいったのが頻繁に見えるところというのはなかなかないということでありますので、環境というのは非常に大事かなというふうに思っております。現状も確認しました。これについても公式ブログのほうに写真全部載せてありますけれども、でっかいバットに全部ね、水がたまっている状態で、深さが10センチぐらいあったかなというふうに思うんですけども、10センチ弱ぐらいかな。これだと本当に小さな鳥は水浴びができないということでありますので、斜めにするですとか、その辺の工夫も本当は

必要かなと思いますけれども、こちらに来て、例えば観察をするとして、これが観察施設ですかというふうに言われかねないぐらいひどい状況でありましたので、これは本当にぜひね、生涯学習の場ということは子供からお年寄りまで観察をする、また歩いている人も結構いらっしゃいます。森林浴しながら歩いている方もいらっしゃいますんで、ぜひここら辺の整備をね、しっかりしていただきたいと思いますので、また順次これやっていくということですから、ここの順番がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

保育行政ですけれども、いろいろと調査をしたら人数少なかったということでありますけれども、これは特にね、夜間の場合には、特に家族とか親戚ですとか、そういったところの協力があって、この辺は必要ないんじゃないかと思っている方がいらっしゃるかなというふうに思いますけれども、30年ぐらい前って居酒屋って30軒か40軒ぐらいしかなかったと思うんですけれども、今は130軒、140軒、もっといっているかなと思います。また、コンビニでありますとか、大型スーパーでありますとか、男女雇用機会均等法の影響もありまして、女性が遅い時間まで働いているという現状があります。特に宮古島に内地から越してこられて、頼る人もいないという人たちがそういったところをやっぱり利用したいというか、利用せざるを得ないというふうになってくるんかなというふうに思いますけれども、こちらの状況というのはやっぱり少なくても何かしら対応ができないかどうかということで、検討していくということでありますけれども、こちらもですね、具体案とは言えませんけれども、どういうふうな対応していきたいと思っているのか、またお考えがあれば答弁をお願いしたいというふうに思います。

答弁を聞いて、また再質問をしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

防災の場合、今現在では防災システム、テレビ、ラジオ等で情報を確認するというのが市民の大半だと思います。新しいフェイスブックとかＳＮＳというんですかね、その情報についてはどういう方法をやればベストかと。例えば若者はパソコンが使えて、携帯電話使えて、いろいろ情報収集できるんですけど、やはり子供から大人まで、いわば年寄りまでですね、市民の生命を守らんといかんということがありますので、なるべく方法は多ければ多いほどいいと思いますので、それについてはどういう方法がよくて、どういう方法はだめだねとか、いろいろこれ検証しないといけませんので、テレビ、ラジオ、いわば防災無線以外でですね、市民に周知できるんであれば、それについては検討していきたいと思っております。

◎教育長（宮國　博君）

利用者が減っているということと、それから一つの例えば医学のところにはどうかというふうな話がございましたけどもね、奨学金を利用するについてはですね、新聞とか、そういうふうなことを通して公募をしているんです。ところが、近年、利用したいという人たちの数が少ないというのが実情でございます。

それから、何年か仕事を宮古島にしたら減免の措置はいかがなものかというふうな話なんですが、現在そのような仕事が宮古島にないということ。それから、先ほどの宮古市ですか、岩手県の、これ多分我々が持っているような奨学資金の制度じゃなくして、ある一つの目的を持った奨学資金を設定をしておいて、そこで例えば医学に行く、例えば看護師に行くというふうな子供たちを養成するために別枠の奨学資金を利用して、送っていると。その技術を持って帰って、市に還元をすれば、先ほど議員がおっしゃったような形がとれているというふうなことだと思うんです。なお、残念ながらといいますか、宮古島市の奨学資

金が確保しているものについては、そこまでは対応ができていないと、こういうことでございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

現在野鳥あるいは小動物の水飲み場確保ということで、水タンク、プラ板を設置してあります。この３つのところの中央付近の竜の池を先に整備してまいります。

◎建設部長（下地康教君）

伊良部大橋の街灯設置に関する安全確保、歩行者のですね、のご質問だったと思うんですけれども、歩行者の道路横断の注意喚起、または釣り、漁等の禁止行為の注意喚起に関しましては、伊良部大橋内では宮古土木事務所管轄というふうになってございますが、大橋の入り口や出口付近での対策は今後検討する必要があるというふうに考えております。

次に、東環状線につきましての道路照明に関する再質問でございました。先ほども申し上げましたように、道路整備での照明設置基準は道路の交差部分、つまり４差路、３差路ですね、交差部分となっておりまして、今回の事例に関しましてはですね、現場を十分調査しまして、対応していきたいというふうに考えております。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

答えられる。

◎建設部長（下地康教君）

街路樹に関しましては、もちろん我々の管轄する道路に関しましては我々道路建設課が管理することになってございます。障害となるものに関しては、枝打ち等を進めてございます。また、それに関しましてはですね、住民からの意見等がございましたら、それに対応するようにしてございます。

◎副市長（長濱政治君）

先ほど認可、認可外保育所から具体的な夜間保育について開設したいとの話があれば相談に応じたいというふうに申し上げました。それに対して、どのような対応していくのかということでございます。これ国のほうから夜間保育所の設置認可等についてという認可保育所の夜間保育のですね、それの基準みたいなのが示されておりまして、その中で設置経営主体、夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。それから、定員は20名以上とすること。それから、設備とか備品についてですね、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。それから、既存の施設に夜間の保育所を併設する場合にあっては、直接児童の保育の用に供する設備については専用でなければならないが、管理部門等については運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備と共用することも差し支えないこと。そういったようなことが一応ありますので、その辺のところを相談に来られた方にですね、これは認可、それから認可外についても、こういったことがあるから、この辺をクリアしていただきたいというふうなこと等の指導が多分できるというふうに思っております。

◎観光商工局長（下地信男君）

池間島への漂着船の取り扱いは今後どうなるかというご質問、すぐには答えられませんけれども、東北とのご縁という点ではですね、先ほど申し上げました福島県の好間高校のフラダンスサークルの皆さん方

をフラダンス大会に招待して、激励しているという、そういった東北とのご縁は大事にしていきたいと考えております。また、「琉球の風」番組へのコマーシャルに参画したときにですね、当然東北のほうで宮古島の関心が高まっていくということが考えられますので、先方の提案の中にも宮古島へのツアーも考慮していくという話があります。観光客の誘客にも結びつく取り組みになっていくと考えますので、予算化について今後検討してまいります。

◎高吉幸光君

ご答弁ありがとうございました。再質問についてはですね、やめて、主観を述べながら締めたいというふうに思います。

災害対策というか、災害時も含めてのことになると思うんですね。自治体の災害時における発信、ＳＮＳの活用についてはということであります。ツイッターなんかはですね、140文字ですぐ発信ができると、これ携帯があればできるということなので、特に災害時、特に台風とかですね、みんな急に出勤とかいうふうになったりする場合もあるかと思いますけれども、そこの時点でわかっているものを全部発信してもらうと。また、フェイスブックの場合なんですけれども、フェイスブックページというのがありまして、こちらは友達申請をするというような形ではなくて、みんなに見てもらうということで、これ企業とか自治体とか、そういったものが使っています。ここに対しての書き込みとか、そういったものもできますから、そうすると地域住人からのいろんな情報の収集ができるというふうに思っております。また、ラインなんですけども、ここら辺に関しては非常に10代、20代、特に若い世代は使っているものが多いんですけれども、このラインというものの中にもライン公式アカウントというのとラインアットというふうなのがありまして、これがまた同じようにフェイスブックページと同じような形で、企業とか自治体とか、そういったものが発信ができるというふうになっております。こういったものを活用していくということが非常に大事かなというふうに思います。テレビとか、いろんなもので発信をしていくということでありますけれども、大体宮古テレビの加入というのが宮古島全体でいうと半分程度だというふうに聞いておりますし、特に常時つけているわけでもないということであります。それで、特にこの間の震災なんですけれども、このとき岩手県とか宮城県とか、庁内のＩＣＴ環境が被災したところでは、岩手の県庁なんですけれども、東日本大震災の発生直後からツイッターによる災害情報の発信が行われたと。震災前は2,500人だったフォロワー数が５日間で２万人以上までなりましたと。これを見る限りでは、非常に本当に情報を欲しているんだなということが非常によくわかります。事例のメリットとか、いろんなのもありますけれども、情報の発信が容易にできるということ、情報の共有が容易にできるということがこのＳＮＳの非常に有利な点だというふうに思っております。今回ですね、こういうふうにフェイスブックを活用した災害対策と対応というものに関しては、個人におけるものと災害時対応と支援体制の整備というものと、あとは行政はどういうふうにすべきかというものと、いろんな利用の方法を含めたガイドラインというか、ガイドが出ておりますので、この部分をしっかりと活用、また検討していただければ非常に有効なものになるかなというふうに思います。特にまた市のホームページというふうになってくると、アクセスが集中した場合、宮古島の規模だとそんなにないかなというふうには思うんですけれども、サーバーダウンもしくは大停電によるその時間帯を、発電の時間帯を超えた場合に何も発信ができなくなるという状況において、携帯一本で発信ができるというのは非常にこれ有効な手段だと思いますし、宮古テレビやっている世帯というの

は非常にまた家庭を持った世帯が多いですよね。ラインは、10代から30代ぐらいまでの間が多いと。フェイスブックにおきましては、大体30代から50代までの間が多いと。その各層の年代をフォローできるという形が非常に多種多様な形でできるかなというふうに思っております。こういったものをしっかりですね、活用していただいて、震災４年目を迎えましたけれども、非常にこういったことが忘れ去られないように、また今後そういった災害があったときに非常に有効な方法があるんだということをまたご提案をしながら、この３月定例会の一般質問を終了したいというふうに思います。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで高吉幸光君の質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

しばらく休憩して、３時45分から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩します。

（休憩＝午後３時30分）

再開します。

（再開＝午後３時45分）

休憩前に続き一般質問を行います。

質問の発言を許します。

◎新里　聰君

会派21世紀新風会の新里聰でございます。きょうの最後の質問者となっておりますので、いましばらくおつき合いのほどをお願いしたいと思います。３月定例会に当たり、私見を交えながら一般質問を行います。３月定例会は、新年度に向けた市長の施政方針が示され、新年度における本市の事業の概要が議決される重要な議会であると認識しております。しかしながら、施政方針で示されていない課題も山積しており、限られた時間での質問ですから、質問の優先度を選択するのに各議員も苦労していると思いますので、当局には丁寧な答弁を求めたいと思います。

さて、宮古島市民が１月31日、伊良部大橋開通の喜びで高揚しているさなか、１月28日、スカイマーク株式会社が民事再生法の適用を申請し、那覇と石垣―宮古島間を結ぶ路線から撤退するとマスコミ報道がありました。私どもは、沖縄１区選出ではありますが、宮古島出身の下地幹郎代議士がこの報道を迅速に対応し、国土交通省航空局との急激な航空運賃の急騰しない旨の交渉がなされ、地元宮古島市もアクションを起こすべきだとの助言を得ましたので、議長に対して臨時会を開くべきではないかと申し上げていましたが、先行き不透明でありましたので、宮古会の皆さんと私ども21世紀新風会で２月18日、那覇、宮古島を結ぶ航空路線の低価格運賃の継続に関する要請を沖縄県知事、全日本空輸株式会社沖縄支店、日本トランスオーシャン航空株式会社に要請してまいりました。要請先々では、下地幹郎代議士事務所を通しての要請であったためか、丁寧な対応をしていただき、航空運賃についてもさほどの改定がないことを報告され、特に副知事にあっては「県事業は予算が確保されている。ＪＴＡとＡＮＡには県としても要請していきたい」との協力が約束されました。要請活動をしながら、改めて下地幹郎代議士の行動力、交渉力、総じて政治力の偉大さに感銘しながらの要請活動であったことを市民の皆様に報告しておきたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問を行います。まず、市長の政治姿勢についてであります。１つ目、宮古島市への自衛隊配備について。宮古島市へ自衛隊を配備することについて、市長の見解を賜りたいと通告してございます。本定例会に自衛隊配備促進協議会なる団体から宮古島市議会に対して「宮古島市議会として自衛隊配備について早急に議会決議をしていただき、防衛大臣、陸上幕僚長等関係各位に対して宮古島への自衛隊早期配備の実現に向けた要請を行ってくださいますよう、特段のご高配を衷心よりお願い申し上げます」と要請書が届けられております。私は本市に自衛隊配備促進協議会が存在することすら初耳でございまして、どういう方々がメンバーで、日ごろどのような活動をしているか存じませんが、市民団体にこういう方々もいらっしゃるとなれば、市長は市長の見解を市民に明確に答える政治家としての責務があると思います。

そこでお伺いします。市長は、宮古島市へ自衛隊が配備されることについて、賛成なのか、反対なのか、ストレートにお答えをいただきたいと思います。

次に、仮に賛成だとした場合、市長は自衛隊配備について、宮古島市から国へ要請すべきだとお考えなのか、それとも国から宮古島市に対し要請が行われるべきとの考えなのか、お伺いしたいと思います。

次に、市長は国から宮古島市に対し、宮古島配備における調査結果を報告しながら配備要請にそれなりのポストのある方が本市を伺いたいとする意向があれば会談をする用意はあるのか、お伺いしたいと思います。

次に、仮に反対だとした場合、反対の基準となる大きな問題点は何か、これについても伺いたい。賛成であるというのであれば、答弁はしなくてよろしいかと思います。

まず、自衛隊配備について４点伺いました。この問題は政治的に非常にデリケートでありますが、政治家として避けて通れない課題だと思います。そして、市民が一番知りたい市長の政治姿勢だと思います。公の場で明確に姿勢を示してほしいということで、明快な答弁を求めたいと思います。

次、大きな２番目で、下地島利活用事業選定についてであります。下地島空港及び周辺用地の利活用事業について、市の考えを伺いたいということで何点か通告してございます。提案されている10事業のうち、市として実現性があると県に強く推奨したい事業はどの事業か、伺いたい。ちなみにテレビをごらんの市民にもわかりやすくするために、私どもの調査あるいはマスコミ報道によれば下地島空港及び周辺用地の利活用事業提案募集へ応募したのは10事業ということでございます。１つ目に、操縦士訓練で県外と県内の各１社。２つ目に、リゾート活用で県外が３社。３つ目に、航空機整備、航空産業を中心とした下地島空港活性化策に県外が１社。４つ目に、農業で国際農業水産技術センター創生で県外１社。商業宇宙港整備及び運営事業で県外１社。総合的な防災訓練施設の誘致で県内１社、これは本市の提案かなと思われますけども。そして、その他として沖縄でモータースポーツを楽しめる施設づくりで県外１社ということであります。この中のどっちを推奨したいというのかという質問でございます。

２つ目に、提案事業者が10社あると報道されているが、事業の内容が公表されていない。先ほど述べたような分類、内容は独自調査の結果であり、本来下地島の所在地は宮古島市であり、提案事業者も含めて事業の内容を市民に公表し、本市の積極的なかかわりの中で事業選択は行われるべきだと思うが、本市が前面に立ってリードができないというのはなぜか、伺いたいと思います。

３つ目に、宮古島市の将来は下地島の空港とその周辺残地の有効活用だと叫ばれて久しいが、40年の歳

月を経て橋が開通しても将来像が見えてこないのは、歴代の市長が政治課題として本腰を入れないからだと思われますけども、市長の見解はいかがか、お伺いします。

次に、野球場の建設について。私たち会派21世紀新風会は、去った２月５日、伊良部島に多面的野球場の建設を要請いたしました。これは平成25年４月に、宮古島観光協会、宮古島商工会議所、宮古野球連盟より教育委員会に対し野球場整備についての要望書が提出されておりますが、内容を見ますと新規キャンプ団体を断っている現状があるということに起因しております。そこで、私たち21世紀新風会は多面的野球場を、１カ所に４面の球場を伊良部大橋開通後の経済の起爆剤として、今取り壊しが行われているＢ＆Ｇ体育館一帯で建設してはどうかと提案をし、要請いたしました。宮古島市の総合基本計画にも合致していると思われますし、建設に伴う財源の捻出についてはそれこそ本市出身の下地幹郎代議士を有効に活用すればいかがというふうに思いますけども、お答えをいただきたいと思います。

次に、法令の解釈について。これ宮古島市法令審査委員会と書いてあるんですけども、何か例規審査委員会ですか、ということなようでございますので、答弁をしていただきたいと思います。内容は、昭和62年10月20日、最高裁判所第３小法廷で下された判例の中の主として同一の行為をする法人とはどのような法人のことかを説明を求めたいと思います。

次に、選挙管理委員会にお伺いしたいと思います。３月２日、定例委員会の新聞報道によると、３人の委員全て西里芳明氏の公職選挙法第104条適用は困難との判断になり、同委員会としては現時点では公職選挙法第104条を適用することはできないものと考えるとの判断となったとの報道がありました。

そこで、次のことについて伺いたい。１つ目、書類の審査については、形式的審査をして届け出を受理している。届け出審査については法令上は何の規定もないことから、事実関係に立ち入って審査する必要はないものと解されている、こういうことが報道されておりますけども、このことについて選挙制度研究会編の地方選挙の手引では、届け出に当たっての注意すべきことが記され、あらかじめ予備審査をしております。宮古島市も予備審査をしております。それは何のための予備審査か、お伺いしたいと思います。

次に、候補者届け出書の記載上の注意として、職業はなるべく詳細に記入する必要がある云々とあります。そして、兼職を禁止されている職にある者については、その職名を地方自治法第92条の２または第142条に規定するその地方公共団体と請負関係にある者については、その旨を記載しなければならないとなっております。このような大事なことを単なる形式的審査で受理していると。選挙管理委員会は堂々と言えるのか、伺いたいと思います。

３点目、虚偽事項公表罪、公職選挙法第235条は、当選を得、または得させる目的で、候補者等の身分、職業、経歴、その者の政党、その他の団体への所属またはその者に対する人もしくは支持に関して虚偽の事項を公にした者は、２年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられると定められております。平たく言えば、立候補届け出書に虚偽の記載をして公にした者は処罰されるという規定であります。少なくとも私はそういうふうに読み取っております。届け出審査については法令上の規定もないということはどういうことか、ここでもやっぱり伺いたいと思います。

次に、しかしながら、届け出はあくまでも本人の意思によるものです。選挙管理委員会において虚偽記載はないと受理したら、あとは届け出た本人に全ての責任はあると思われます。そこで、選挙管理委員会に伺いたいのは、西里芳明議員から提出されている立候補届け出について、事実を確認した現在、虚偽記

載として認定するのか、委員会の見解を確認したい。

次に、選挙管理委員会において虚偽記載として認定した場合、その後の措置についての見解も伺いたいと思います。

以上、説明を聞いて再質問をしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

自衛隊配備についての市長の見解ということで４点ほどございました。一括してお答えをいたします。

この件につきましては、同様の質問が先ほど前里光惠議員からもございました。それを踏まえてお答えをしたいと思います。宮古島市への自衛隊の配備について、国は近々調査結果の報告を行いたいとのことですので、その内容を聞いてみたいと思います。そして、その内容について議会にも提示をいたしますので、議員の皆様方にも論議をしていただきたいと考えております。自衛隊の配備の必要性は国が判断すべきであり、その必要性があれば当然国が市に対し要請すべきであると考えております。

◎副市長（長濱政治君）

野球場の建設についてでございます。宮古島市は昭和63年にスポーツアイランド構想を策定し、全日本トライアスロン宮古島大会を初めとするスポーツイベントの開催やプロ野球球団のキャンプ誘致など数多くの取り組みを展開し、地域経済や観光振興も一定の効果が上がったものと考えております。スポーツアイランド構想は策定から20年以上が経過しており、社会のニーズに適した構想の見直しを図り、新たな展開が求められている時期に来ているものと思っております。今後も市民や観光客が気軽にスポーツを楽しめる施設整備や観光振興と連携した構想の取り組み、各種キャンプに対応できる施設の充実など、スポーツアイランドの推進に積極的に取り組む必要があるものと考えており、また伊良部大橋開通後の起爆剤として複数キャンプ誘致が可能な多面的野球場建設整備についても、スポーツアイランド構想の再構築の中で議論してまいりたいと考えております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

昭和62年10月20日、最高裁の小法廷で下された判例の中で、主として同一行為をする法人とはどのような法人のことかについて説明させていただきたいと思います。主として同一行為をする法人とは、当該普通公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものと解すべきであるとしております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

下地島利活用事業の選定について３点ほど、強く推奨したい事業、それから前面に立ってリードできない理由、それから歴代市長が本腰を入れないからの３点、先ほどの前里光惠議員にもお答えしたところでございます。県が実施した公募事業には、ご承知のとおり10事業の提案がありました。その内容については、県の公表を待つことになります。市としましては、いずれの提案も独自のアイデアに富み、また意欲的な事業提案がなされているものと思っております。

これらの事業提案を受け、検討委員会では事業の主体性、事業の将来性、資金計画の視点から評価を行ったところであります。その結果、４つの事業が高い評価を受けております。下地島空港及び周辺用地の利活用促進については、宮古圏域の振興、発展の重要な課題であることから、旧伊良部町、そして宮古島

市においてもそれぞれ利活用計画を策定し、県と連携、協力しながらその利活用を促進してきたところであります。平成24年度には、市の主体的な取り組みとして農業的利用ゾーンの約68.7ヘクタールを県から買い上げ、現在先進的農業の展開を目指した取り組みを進めているところでございます。そして、ことし１月末には、待望の伊良部大橋の供用が開始されました。これを受けまして、民間事業者等の下地島への関心が高まっています。今後は下地島の恵まれた条件を生かし、事業展開に意欲的な企業などの動向を見ながら下地島空港及び周辺用地の利活用促進に向け、積極的に取り組んでいく考えでございます。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

質問の趣旨にありますあらかじめ予備審査をしている、それは何のためかについてお答えいたします。事前審査は、立候補の届け出に必要な書類を審査し、不備がないかを事前にチェックするために行っております。告示日当日に多数の立候補者が予測されることから、届け出の事務がスムーズに行われるよう事前審査を行っております。

２番目の質問の趣旨であります。このような大事なことを単なる形式的審査で受理していると選挙管理委員会は言えるのかについてお答えいたします。届け出の審査に当たっては、立候補予定者説明会等で記載する際は漏れのないようにと説明をしております。また、市選挙管理委員会で作成した立候補の手引の冊子と選挙制度研究会で発刊されている地方選挙の手引も立候補予定者に対して配布をしており、記入の方法についてはご理解の上、各自認識し、適正に記載されているものと思い、届け出の受理はしております。また、県選挙管理委員会の発行している市町村選挙管理事務テキストでも、選挙長の審査権限については何ら規定がないが、一般的な形式的審査をすれば足りると記載されております。また、選挙制度研究会編の第14次改訂版に届け出の審査についてという文の中、これは昭和28年５月15日の最高裁での判例として記載されております。

虚偽事項公表罪、公職選挙法第235条は、当選を得または得させる目的で、候補者等の身分、職業、経歴、その者の政党、その他の団体への所属またはその者に対する人もしくは政党、その他の団体の推進もしくは支持に関して虚偽の事項を公にした者は、２年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられると定められている。平たく言えば、立候補届け出書に虚偽の記載をして公にした者は処罰されるという規定であります。届け出審査については、法令上何の規定ないということはどういうことか、伺いたい。

届け出審査については、法令上何の規定もないということはどういうことかという質問の趣旨についてお答えいたします。選挙制度研究会編で発刊されている第14次改訂版に届け出の審査というのがあります。届け出の受理に当たり、選挙長がどのようにこれを審査しなければならないかについては法令上は何ら規定もないが、一般に形式的審査権を有するが、実質的審査権は有しないものと解されるとあります。公職選挙法の法整備については、国の機関である選挙制度研究会において法の整備はされているものと考えております。一市町村の選挙管理委員会が法の整備に対しかかわることはできないものと考えております。

事実を確認した現在、虚偽記載として認定するのか、確認したいとの質問の趣旨についてお答えします。届け出の審査については先ほども述べたとおり、実質的審査権を有しないものと解されることから問題ないものとして届け出の受理はしております。また、現在の届け出の記載の内容からすると、公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪に抵触するおそれがあると思われます。

認定した場合、その後の措置について見解を伺いたいとの趣旨の質問についてお答えいたします。虚偽

の記載に当たるのかも含めて、認定の判断は選挙管理委員会としては難しいかと思います。しかし、公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪に抵触するおそれがあると思われますので、司法の場での判断に委ねることになるかと思われます。

◎新里　聰君

答弁ありがとうございました。再質問をしたいと思います。

まず、自衛隊配備について、私の質問に対して市長の答弁、賛成か、反対かということについて、４点目の反対であれば問題点は何かということについて答えておりませんから、賛成の場合は答えなくてもいいという通告して、賛成だという理解をしたいと思います。それでよろしいですね。

（「そうです」の声あり）

◎新里　聰君

それで、まず国が判断をするもんだと、そして当然にして宮古島市からの要請ではなくて、国から要請があるべきだと。そして、調査結果報告が近々あるということですから、内容を確認したいということを答弁されております。

それで、これ市長の考えだけ聞いて自分の考えも言わないとこれ不公平ですから、私も自衛隊に対する考え方を述べてみたいと思いますが、市議会議員、新里聰の自衛隊配備についての考え方を市民に明らかにしておきたいと思います。私は、宮古島に自衛隊が配備されることについては賛成であります。しかし、それには条件があります。その条件とは、国が国土防衛上、日本国民の生命と財産を守るために宮古島に自衛隊を配備する必要があると、あくまでも国が宮古島に要請をして初めて成り立つものと思っております。そして、宮古島へ要請するに当たっては、宮古島に配備する部隊は何百人規模か、あるいは家族を合わせるとどの程度の隊員、家族が島に常駐するとか、あるいは敷地面積が、部隊敷地あるいは訓練敷地、居住敷地と必要面積はどの程度必要とされるのか。あるいは、宮古島市へ配備するとして、そのときに配備される機材はどのような機材がどの程度配備され、主にどのような訓練がされるとか、その概要が示されて初めて宮古島市民のコンセンサスも得られると思います。国から本市に対して何ら示されていない中で市議会が率先して自衛隊配備について議決するとなれば、これは本市に混乱をもたらすだけだというふうに思っております。市長、自衛隊配備に対する私の思い、市長と共有できていると判断してよろしいのかどうか、市長の答弁を求めたいと思います。

（「全く正直でいい」の声あり）

◎新里　聰君

正直でいいでしょう。

それと、この件については答えておりません。要するに調査結果を報告しながら配備要請をしたいと、国のほうからですね。それなりのポストの方が本市を伺いたいと、そういう意向があれば会談はする用意があるのかということについて答弁されておりませんので、もしその用意があるというんであれば私ども防衛省に対しその働きかけをしてみたいと思っておりますので、答弁をよろしくお願いしたいと思います。

大きな２つ目ですですね。下地島空港利活用について、原稿書いてあるからこれ読もうか。下地島空港及び周辺用地の利活用事業について市の考えを伺いたいといたしましたが、やっぱり今の説明では釈然としません。提案されている10事業に対しても、どういう会社か、あるいは組織、団体がどういう事業資金

をどの程度の規模で投資をして事業展開しようとしているのか、こういったことは議会にも示されて、宮古島市のことですから、公表されて議論すべきだと思うんですけども、全く市議会は関与の機会がございません。県からは提案されておる事業の公表を控えるようにと言われていると、こうなっておりますけども、当局はみずから積極的に市議会に対しても、空港とその周辺、残地の活用を議論する機会を持つべきだと思います。宮古島市が大きく変貌し、飛躍的に発展するのはやはり下地島空港とその周辺残地の活用次第だという思いは多分一緒だと思います。

そこで、再度市長に伺いますけども、空港と周辺残地の活用については市長が本市の一番大きな政治課題として本腰を入れると、その解決に当たるという決意を市民に示していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。実は下地島空港については、航空機の整備場といいますか、世界規模で航空機、ＭＲＯ産業を中心とした下地島空港の活性化策の提案がございます。地元で事業を展開したいとなれば力になりたいという公益財団法人国際研修交流協会顧問であり、一般財団法人ビジネスデザイン推進機理事長であり、公立大学法人首都大学東京、産業技術大学院大学客員教授の肩書を持つ金子奉義先生とか、あるいは公益財団法人国際研修交流協会主任研究員の武智洋先生たちが協力したいということであります。しかし、これも本市が主体性を持ってこの先生たちと議論を重ね、国内航空機技術の最先端をいく三菱重工とか富士重工業とか本田技研とかの企業とタイアップして国策事業となるような方向で位置づけ、県内においても経済界を取り込んで進めなければ実現不可能だと思われます。このことについて当局の本気度はあるのかどうか。全て県に任せきりではどうも納得いきませんので、お願いしたいと思います。

野球場建設については、スポーツアイランド構想との連携でやっていくという、議論していくということでございますので、よろしいかと思います。

次は、法令の解釈についてですけれども、総務部長、わざわざこの判例を持って質問したのは、請負量が当該法人の全体業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、今回の場合は建設業が主要部分だと思っているんですけども、その他にも業務があるのかわかりませんが、そうした調査も行われておりませんので。その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いとかというものも、その数年度の事業経過を見なければわかりませんので、それ認める程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は主として同一の行為をする法人に当たると言えるんであるというくだりがあります。つまり50％を超えれば言うに及ばないが、50％以下であっても市との契約の主要部分を占めていると。そして、数年度にわたって類型的だと認められる事情があるときは主として同一の行為をする法人ということを判例は示しているのではないかと思っておりますけども、再度この判例はそのことを言っていると思っているんだが、どういうことか、お伺いしたいと思います。

余り時間がございませんので、選挙管理委員会委員長、大変ご苦労さまでございました。届け出書を選挙管理委員会が受け付けする段階で、私はそれをとやかく言うつもりはございません。やっぱり形式的だと言えばそれはそうだと思います。でも、間違わないように記載してくださいよと説明会を持ったり、手引を配布したりしているわけで、そういう中で今選挙管理委員会委員長は重要な答弁をいたしました。４番目の届け出の受理について、虚偽の記載に抵触するおそれがあるという答弁をされました。そして、選挙管理委員会でこれを判断するの難しい。これをするのが選挙管理委員会の仕事でしょう。司法の場に委ねると言うけど、誰が司法の場に委ねるんですか、選挙管理委員会がしないで。人ごとのような答弁はし

ないで、地方自治体の選挙を仕切るのは選挙管理委員会であり、それは市町村選挙管理委員会に法律は委ねているわけですよ。その最高責任は市町村選挙管理委員会委員長ですよ。選挙管理委員会が判断をしないでどこが判断するのか、お答えいただきたい。人ごとのように裁判に委ねるとかなんとか、誰が委ねるか全くわかりませんので、抵触をするおそれがあるというんであれば抵触するのかしないのかを皆さんは議論をして、判断をしていかねばならないと思いますんで、ぜひその辺を答弁していただきたいと思います。

少し時間ありますけども、再質問の時間をとっておきたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

先ほども自衛隊の件でお答えをいたしました。近々調査の結果を報告に来たいという連絡がございましたので、その報告に来るんであれば、適地はどこか、どれぐらいの数なのか、何を訓練するのか、そういうふうなのもあわせて報告をしてもらわないと判断できませんよということは言ってございます。したがって、そういう内容が出てまいりますから、そういうふうなものを議会にも提示をして、それで論議をしていただきたいと、そういうことであります。それと同時に、私にその報告をするんであれば、しかるべき人が来てくださいという申し入れもしてございます。

◎副市長（長濱政治君）

下地島利活用事業の選定についてでございます。私は、その選定委員でございました。私のほうからお答えしたほうがいいと思います。どういう会社がどういう内容でどのくらい投資するのかというふうなことの説明が求められておりましたけれども、これは審査委員会の中でみんなで議論をしてきたところでございます。そして、この下地島空港と残地利用については管理者は県でありまして、県の一つの方針としてこの審査委員会の中で審議して、その中で絞り込みをしたいというふうな方針がございまして、そのとおり私どもは動いているところでございます。県の意向を無視して私どもが議会にこの10の事業の内容を、提案の内容を出すわけにはいきません。そしてまた、その10の事業を提案した方々も、自分たちのアイデア、自分たちの考えていること、やりたいということを公にされることを望んでいないところもございます。そういう中で、これをオープンにして議会で議論するという話には多分ならないというふうに思っております。

それから、もちろん私も選定委員会の委員の一人でございますから、その中で市の考え方も申し上げてまいったところでございます。そして、この審査委員会に入る前、つまりその提案、県が公募する前には災害時の訓練施設と、総合訓練施設と大規模災害の総合訓練施設ということの提案もいたしましたし、それから飛行機のシミュレーター、訓練施設ということなども一応提案は全部やってあります。もちろんＭＲＯについてもやりました。そういうものも含めまして、そういう中で公募が県のほうとしてなされたわけですね。その公募に対して手を挙げてきたところの審査を審査委員会でやったというところが流れでございますので、その辺はご理解をしていただきたいというふうに思います。

それと、法令審査会の中で50％、半分以上超えない場合であっても市としてどうしても法人に当たるというふうなことについてでございますけれども、この地方自治法第92条の２に抵触するということについて執行部のほうが判断するということは少し違うと思います。基本的には議会で特別委員会を開いて、そこで議論して抵触するかしないかということの判断をもとに、抵触すれば失職だと、そうでなければ失職

ではないというふうな判断を示していただくのが筋だろうと思っております。なおかつ、それでまた決着ができない場合は結局法定の場で争われるというふうなことになるのではないかというふうに思っております。結局執行部として捜査権もありませんし、この全部のことを洗いざらい調べ上げて判断するというんであれば多分議会に対する越権行為になる可能性が高いのではないかとは思っております。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

届け出書抵触するということは、公職選挙法のことであります。法の解釈は難しいものでありますので、やはり最終的には司法の場になるかと思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時33分）

再開します。

（再開＝午後４時35分）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

県選挙管理委員会の発行している市町村選挙管理事務テキストでも、選挙長の審査権限については何ら規定はないが、一般的な形式的審査をすれば足りると記載されております。届け出形式的審査書類の内容というのは、氏名は戸籍上の氏名が正確に記載されているか、本籍、住所は正確記載されているか、生年月日は適正に記載されているか。必要な添付書類の内容としては、供託証明書、候補者となることのできない旨の宣誓書、所属党派証明書、戸籍の謄本または抄本、通所認定申請書、以上のもの等が形式的審査となり得るものであります。

（「やっぱりそうだね。職業、経歴は入らないですか」
の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

一応職業、経歴というのは届け出に対するものに……

（「記載はあるかということです」の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

職業、経歴は別にないです。

（「届け出ていないと」の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

はい。職業欄はちゃんと記載してもらわんといけないということになります。

◎新里　聰君

３回目となって、２分しか残っておりません。

自衛隊配備については、私の考えと市長の考え方共有できているかなと思って、私はそう判断しておきましょうね。

選挙管理委員会委員長、この答弁ひどいですよ。ちゃんと、きょう本持っていないけど、手引書46ページだと思いますよ。職業も間違わないように書いてと。特に地方自治法第92条の２に該当しそうなものと

か第142条に該当するものについては詳しく書きなさいと書いてあると思いますよ。それはそれとして、選挙管理委員会が市町村選挙の全てを取り仕切るわけですから、第一義的には選挙管理委員会が判断を下さないといけないんですよ。公職選挙そうなっているんじゃないですか。皆さんが判断をすることによってそれが、それに不服があったら異議申し立てをするね。異議申し立てを県選挙管理委員会に言って、県選挙管理委員会がその後に動き出すんですよ。今皆さんがそういうことを判断しないと県も何も動けません。抵触するおそれがあると自分たちで言いながらそれの議論ができないとこれ大変なことですよ。やっぱり選挙管理委員会は抵触するのかしないのか、まずこの判断をやっていただきたい。それしないと選挙管理委員会の不作為行為ですよ、これは。法律上は。それをしないとき、判断下されないときには、今度は選挙管理委員会に対して別の方法で選挙管理委員会を追及していくことができるんですよ。まずはそれやっていただかないと、これ市民の皆さんだってね、今の選挙管理委員会委員長の答弁についてこれ全く納得できないと思っているんですよ。そのために市長部局とは離れて、行政庁として一つの選挙管理委員会が設置されて皆さんの職業はあるわけですから、ぜひそれを、この辺を、答弁はよろしいですので、よろしくお願いしたいと思います。

もう３回質問しましたんで、終わりますけども、３月定例会、新年度の予算、たくさんの予算を審議してのことでございますので、また市民の皆さんにもわかりやすいこと、これからどんどんそういう形で質疑もしていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城德彦君）

これで新里聰君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後４時41分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月19日（木）　　６日目

（一　般　質　問）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第６号

平成２７年３月１９日（木）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月１９日

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後３時51分）

◎出席議員（２６名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇德	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃	〃	（２５〃）	下地 智	〃
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	会計管理者	宮国 高宣	君
副市長	長濱 政治	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	消防長	来間 克	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	教育長	宮國 博	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
建設部長	下地 康教	〃	財政課長	仲宗根 均	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	選挙管理委員会委員長	下地 淳徳	〃
上下水道部長	砂川 嚴	〃			

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第６号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、垣花健志君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎垣花健志君

２日目の１番バッターであります。何度やっても緊張するもんでありますが、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

その前に、実は平成26年12月定例会以降この３月定例会までの間に非常に毎日新聞をにぎわしているような問題でありまして、市民のほうからメールが入ってまいりました。あなたたちの議会にはうんざりしているということでした。議員は、そして議会は市の発展のために、住民福祉のためにこそあるべきであって、このような議会は本当に市民にとってどうなのかというふうな投げかけであったというふうに思っております。私としては、真摯にこの言葉を受けとめながら、住民福祉のために頑張ってまいりたいというふうに思っております。

通告に従いまして一般質問を行いたいというふうに思いますが、６番目ともなると、結構その前にですね、同じような質問がダブってまいりますので、割愛する部分もあろうかと思いますが、ご理解をいただきまして、これまでもそうでありましたが、ぜひ丁寧なわかりやすいご答弁を当局にお願いをして一般質問を始めてまいりたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についてであります。１番目に、自衛隊配備についてでありますが、これは先日前里光惠議員、そして新里聰議員への答弁がありまして、マスコミのほうでも市長のコメントが載っておりました。要約すると、議会明けに調査の報告があるであろうと。そして、それを聞いてその内容を議員に提示したいというふうなことでありました。当然次の６月定例会で審議されるものというふうには思いますけれども、市長としては誘致をするしないの判断は、どの時期をもって判断したいというふうに考えていらっしゃるのか、この１点だけを自衛隊配備についてはお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、県立宮古公園についてであります。これについては、市長としても本当に２地区を予定していたと、海辺を生かした下地、前浜地区は、決定いたしましたが、防災拠点地域は調整を行っているところですというふうなことでございました。あれは、上野地区の案は非常に防災の面からもですね、重要な位置づけがされているというふうに考えております。そういった意味では、聞くところによると知事がかわって少し見えなくなってきたような話も聞きますけれども、行政は継続でありますから、そういう意味ではぜひ強力な取り組みをしていただいて、あの地域の公園の実現を目指していただきたいというふうに思いますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

３番目に、スポーツ観光交流拠点施設の周辺道路の整備についてでありますけれども、どうもその道路がですね、入り口の道路がわかりにくい部分と、それと拡幅をどの程度されて、そのアクセスをうまく持

っていくのかというのをですね、ちょっと教えていただきたいと思います。地域の住民の方からお話を聞きますと、例えば空港の前から入る道も信号を右に曲がってからしか入れないような状況ですね、現在ね。あれは、非常に危険であるというふうに話しておられました。そして、なおかつ下地のほうから来た場合にですね、その施設のほうに入る道路が今のところないというふうな意味では、非常に不便ではないのかというふうなことでございました。地域住民の方に聞きましたら、一度もそういったことに対しての説明をお聞きしたこともないし、話しかけもないというふうなことでありますけれども、やはり大切な大きな施設でありますから、地域住民とのコンセンサスも得ながら、やはりその道路アクセスもちゃんと考えていかなければならないというふうに思いますけれども、道路についての必要性、そして住民との話し合いをする予定があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、行政相談についてでありますけれども、これに関しては時々行政相談についてのお知らせが広報に載ってまいります。我々市民には、どちらかというとその辺の内容が余り知らされていないような気がします。どのような行政相談があって、そしてそれをどのように対応されているのか、その辺のところをお聞きしたいというふうに思います。

次に、観光行政についてお伺いいたします。まず、クルーズ客船の誘致についてであります。これについては、マスコミでもたくさん取り上げられております。マスコミ報道によりますと、沖縄本島、石垣に比べると格段に入港が少ない、これはどういうことなのかというと、やはり取り組みが弱いんではないかというふうに考えます。なぜ取り組みがこれまでなされてこなかったのか。ただ、聞きますと、バースのこともあるでしょう。石垣の観光関係者の方に聞きますと、宮古島のほうはバスであるとか、タクシーであるとかというふうなことも含めた対応が非常によくないのではないかということを話しておられました。そういう意味でも、ぜひこの辺のところの取り組みについてその問題点を含めた答弁をお伺いをしたいと思います。

それと、誘致活動はどのような形で取り組みをしているのか。そして、何か幹事会もあるようでありますけれども、幹事会は何回開催されているのか。どのようなことを話し合っているのか、ぜひご答弁をいただきたいと思います。

次に、外国人の観光客受け入れについてでありますけれども、これは沖縄観光コンベンションビューローの方と一緒に韓国についてのトップセールスを行ったということがマスコミでも報じられておりました。これの内容、そして今後の問題についてお話しいただきたいと思います。

次に、税関の出入国管理の検疫の施設についてでありますが、これは来年度というふうな予定になっているようでありますけれども、場所はどこのほうになるのか。そして、その進捗状況も教えていただきたいと思います。

次に、環境行政についてお伺いをいたします。ごみの不法投棄についてであります。１月７日に大野山林で大量の不法投棄が見つかったというふうなことで、これは水源保全地域ということで、これは大きな大変な問題だというふうに思っております。なおかつ問題なのは、その不法投棄をした実行者を特定した。それを口頭で撤去命令を行ったと。そして、ことしは初めてで昨年は２件あったということですけれども、実は２月３日に城辺友利で大量の不法投棄を確認し、その撤去に乗り出しているのですが、市はごみの不法投棄は犯罪と警告しているということでありますけれども、その中には違反者には毅然とした態度で対

応する方針ということですけれども、なぜこれが特定しておきながら口頭注意だけで済んだのか。私は、その特定した人の名前を出すということは私は何度もお願いをしてきたつもりでありますけれども、本来であるなら名前なんか出して犯人を特定するということは余り望ましくないと思うんです。しかし、こういう本当に水源保全地域に不法投棄するようなことが二度とあってはならないというふうな意味でも、これを今後防止するためにもですね、場合によっては名前を出すしかないんではないかと思ったりします。特に産業廃棄物の場合には、名前が出たりですね、そして県から強いお叱りを受けたというふうなことも聞いてもおります。市に関してはまるっきりその辺のところが行われていないような気がします。これからこの不法投棄を未然に防ぐためにもですね、この辺の対策をぜひ考えていただきたいと思いますけども、告発しなかった理由についてお教え願いたいと思います。

次に、新ごみ処理施設についてお伺いをいたします。そろそろ完成の予定で、今老朽化したごみ焼却炉をですね、本当に何とか生き長らえらすというか、本当にだましだまし使っているような状況ということをお聞きするたびに、できるだけ早いちゃんとした完成予定日を守っていただいて、一日も早い老朽化した焼却炉を使用済みにしていただきたいなというふうに思いますけども、その進捗状況と完成予定についてお教え願いたいと思います。

次に、施設の運転管理についてお伺いいたします。我々は文教社会委員会でさまざまな焼却施設を見てまいりました。その中で、管理をするというのは非常に大切な部分だというふうに考えております。私が私なりにいろんな形で勉強させていただいたり、いろんな問い合わせをした中でですね、お聞きしたいのは焼却施設の施工業者が管理をするのか、それとも管理実績のある企業を募るか、その辺のところをお教え願いたいと思いますし、またそのスケジュール等も含めたその予定をお知らせ願いたいというふうに思います。

４番目に、地域住民と合意された整備状況ということでありますけれども、道路を手がけているというふうな話がありますけれども、その進捗状況をお教え願いたいというふうに思いますけれども、それとほかに地域住民と合意された道路も含めたいろんな形での整備状況はどうなっているのか、お教え願いたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いいたします。２学期制についてということでありますけども、これは那覇市と浦添市ですかね、２カ所でこれをやっているそうでありますが、その２学期制について検討されたことがあるのかどうか。そして、メリット、デメリットもお教え願えればありがたいと思います。

次に、野球場の管理についてであります。キャンプシーズンも終わりましたけれども、本当にことしから２月のキャンプの中で宮古島が入ってこないというのは、本当に寂しい思いをいたしております。なおかつそれは我々だけじゃなく、野球関係者、そして議会、当局、同じような思いかとは思いますけれども、オリックス・バッファローズからのいろんな要望があったと思うんですね。それに応え切れなかったから撤退をしたのか、その対応は十分であったのか、お教え願いたいと思います。

次に、砂や施設の補修等の年間の予算についてお教え願いたいと思います。

次に、芝や砂の管理状況についてでありますけれども、芝はどのように管理をしているのか。そして、砂は年何回購入しているのか、お教え願いたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いいたします。先日地盛３号線についての改修の要請がございました。要

請の対応についてお教え願いたいと思います。

次に、道路整備の優先順位の調査の進捗状況についてということでありますけれども、これは建設部長は常に道路の要請があるたびにですね、優先順位を調査してから作業に入りたいというふうなことを何度も答弁をされております。私の質問でも３回ぐらい答弁されたのかなというふうに思っておりますが、実際その調査はどのようになっているのか、お教え願いたいと思います。

次に、水産行政についてお伺いいたします。これは、もう議員の方何名も話をされております。きのうもある会合に行きましたら、もう田舎に行くとこの話ばっかりですね。あれはどうなるんだと、きょうのマスコミの報道にもありましたように、本当に行政として、市としては対応に非常に苦慮しているという状況だとは思います。実は、これについては投稿がありまして、その投稿の内容からすると、まず漁業法第127条、第128条、第129条のことが載っておりました。順序が逆になっておりましたけれども、これは実は投稿した順序に書いてありまして、その説明をですね、簡単に説明をしていただきたいというふうに思っております。

次に、地域の慣習化された生活の権利についてということでありますけれども、これは投稿の中に出てまいりましたけれども、この民法第92条、事実たる慣習という中に法令中の秩序に関ぜざる規定に異なりたる慣習のある場合において、法律行為の当事者がこれによる意思を有せるものと認むべきときは、慣習に従うということで、私としてはこの法令を見る限り、慣習というものはやはり場合によってはちゃんと認めてあげるべきであろうというふうにとりますけれども、これについての見解もお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問いたしましたけれども、答弁をお聞きしてから再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、自衛隊の配備について判断の時期はいつごろを考えているかということであります。これについてもこれまでずっと答弁をしてまいりました。まず１つは、国の調査の結果がまだ報告されていないということで、まずこの調査の報告内容を聞いてみたいというのが１つ、そしてその調査の内容を市議会にも提示をして、市議会の場でも論議をしてほしいということ、そしてあわせて市民の動向もいろいろと勘案して、その中で判断をしていくというふうに考えております。

次に、外国人の観光客の受け入れの中で、韓国でのトップセールスの今後の状況ということですが、ことし２月に韓国を訪れ、アシアナ航空などの航空会社５社を訪問し、宮古島の観光ＰＲとチャーター便の就航について要請を行いました。アシアナ航空は、ことしも１月から３月にかけてゴルフを中心とした観光チャーター便、８便を就航させております。今後の乗り入れについても、意欲を示しております。それ以外の航空会社においても、那覇空港への乗り入れを継続しながら、宮古島への就航も検討したいとしておりましたので、その際の支援、協力をぜひしてほしいというむしろ向こうからのご要望もございました。今後も韓国の航空会社や旅行会社等を訪問し、チャーター便の就航について積極的に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

今後の課題でありますが、外国人観光客に対したインフラ整備については、県は宮古空港の早期整備を推進するとしております。市としましては、その整備促進と人材の育成について関係機関と連携して、早

急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎副市長（長濱政治君）

市長の政治姿勢について、県立宮古公園についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成26年12月にこれまで第４回の県営宮古広域公園（仮称）でございますが、計画検討委員会を行っております。その際第４回目の会合で、宮古広域公園基本構想（仮称）ではございますが、を策定しており、海浜地区の公園として下地の前浜地区、この近辺を県の広域公園ということで位置決定したということでございます。その基本構想がまとめられまして、その中で基本方針として、宮古圏域の防災に寄与する公園づくりを進めていくということ、それから次年度策定予定の基本計画における検討項目に広域公園における防災機能の検討が盛り込まれております。今後第９回まで継続してこの会合が開かれる予定をしておりますから、その中で上野地区の場所選定も含めて強く要請していきたいというふうに考えております。

◎教育長（宮國　博君）

２学期制の検討の有無についてはですね、された経緯がございます。平成16年度から平成20年度まで合併前の旧伊良部町立の小中学校で２学期制が導入されておりました。しかし、平成17年に宮古島市が誕生し、１市に３学期制と２学期制の２制度は好ましくないということで、平成20年学期制の統一についての検討がされております。学期制の統一に向けては、伊良部地区の４つの学校の校長の意見を聴取するとともに、小中学校の職員、全保護者を対象に学期制に関するアンケートが実施されております。また、宮古島市学期制検討委員会を立ち上げて議論を重ねた後に、宮古島市立全小中学校では３学期制にすることが教育委員会で決定をされました。したがって、平成21年４月から宮古島市の全小中学校では、３学期制が実施されております。２学期制のメリットとデメリットというふうなことでございますが、まず２学期制のメリットとしては、始業式や終業式などの学校行事や通知表の回数などを減らすことができ、時間的、精神的なゆとりの中で授業時間数を確保することが挙げられます。また、前後期の長いスパンで児童生徒の変容をきめ細かく見とり、指導できるというメリットもあります。２学期のデメリットとしては、試験や通知表の回数が減ることから、子供の学習動機づけが低下したり、保護者にとっても学習成果を把握する機会が少なくなるということが挙げられます。また、学期の途中にですね、夏休みとか、冬休みという長期の休業が入ることから、学校生活が途切れて学習の継続性や生活リズムなどが失われる点もデメリットとして考えられると、このように思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

行政相談につきましては、沖縄行政評価事務所と連携をしまして、春５月、秋10月の年２回本庁と各支所において、行政相談所を開設し、総務大臣から委嘱を受けている５名の相談委員で、市民からの行政に対する苦情等の解決を図っております。主な相談内容としましては、相続関係、土地、建物の登記関係、道路関係など生活、環境問題などが挙げられ、平成26年度においては、27件の相談が寄せられております。その中で、相談員で対応が難しい相談につきましては、市の担当課あるいは法テラス宮古島法律事務所、那覇地方法務局宮古島支局及びその他の関係機関を案内しまして、対応を依頼しているところであります。

次に、ごみの不法投棄についてお答えいたします。まず、水源保全地域の不法投棄につきましては、ことし１月にマスコミ報道がありましたが、報道内容に一部異なる部分がありまして、この廃棄物の中に含

まれていた領収書等に記載された個人名は、既に不法投棄以前に亡くなった方でありました。そのためその記載名に関係する親族に連絡をして、聞き取りを行った際に、自分は直接の不法投棄行為者ではないが、不法投棄物が親族のものであることから、みずからの手で撤去することを了承しました。そこで、その方に早急に撤去作業をさせたということであります。まだ特定がされていないということであります。

それから、友利地区の不法投棄につきましては、現在も撤去作業中でありますが、現場は長年にわたり複数の不法投棄行為者がいると考えられ、個人名が記載されている書類等も見つかっております。その中から不法投棄行為者が特定された本人や家族に対しまして、投棄物の違法性あるいは内容、そして二度と繰り返さない旨の指導を行っているということであります。ただ、市としましては、この不法投棄行為者の検挙につきましては、悪質な場合や指導に従わないといったときに警察署に捜査を依頼していますが、現行犯逮捕以外は捜査に長期間を要するなど、検挙に至るまで非常に難しい面があります。しかしながら、市はこれまで不法投棄根絶に向けまして、多額の予算を投入しまして取り組みをしております。そういったことから、島内の不法投棄が確実に減少している中で、今後警察署とも連携の強化を図って、不法投棄行為者に対しては警告も含めて、厳しい対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、新ごみ処理施設についてお答えします。現在建設中の新ごみ焼却施設等建設工事は、平成26年６月本体施設の工事に着工しまして、現在の工事進捗率は焼却炉や機械類等の工場製品製作を含めまして、約48％で工程どおり進捗をしております。新ごみ焼却施設の本体の建築物の完成は、平成27年12月を予定しておりまして、完成後負荷試験運転を約３カ月間行いまして、供用開始は平成28年４月を予定しております。また、この新ごみ焼却施設の運転管理につきましては、運転管理委託者を選定する方法が４通りあります。現在この発注方法等の基本内容の検討、方針決定につきましては、調整中でありまして、今後の日程としまして、６月までに方針を決定し、８月に管理委託者と契約したいというふうに考えております。

同じく新ごみ処理施設について、地域住民と合意された周辺道路等の整備状況についてお答えをいたします。新ごみ焼却施設の周辺地域の道路整備につきましては、現在事業担当部署において整備を進めておりまして、保里２区自治会より要望がありましたＡ―76号線道路改良事業につきましては、平成26年度で工事着工しておりまして、平成28年度には供用開始ができるということであります。また、集落内のアスファルト舗装整備、それから排水路整備につきましては、既に整備を終えております。また、添道自治会から要望がありました集落内の道路整備等につきましては、これも事業担当部署で整備を進めておりますが、一部未整備の箇所がありまして、今整備に向けて調整をしているということであります。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

水産行政について４点ほどご質問がございました。

漁業法第127条、第128条、第129条の規定は、河川、池、沼など淡水における漁業、つまり内水面漁業に関する規定となっております。宮古島市において、県知事より免許されている内水面漁業の漁業権はございません。

次に、民法第92条の解釈なんですが、この第92条は法律行為を行う当事者が任意規定と異なる慣習のあることについて、その慣習に従うという場合はその慣習が優先するという規定でございます。

◎建設部長（下地康教君）

まず最初に、外国人観光客の受け入れについてでございます。

宮古空港国際旅客施設に関しましては、沖縄県がＣＩＱ等との調整を進めながら施設規模や配置計画を検討しております。現在は、基本計画を実施しており、平成27年度に実施計画を行い、平成28年度内に供用開始ができるように取り組んでいるとのことでございます。場所につきましては、ターミナルビルの南側の駐車場に新築する予定ということで進めているそうです。

次に、道路行政についてのご質問にお答えいたします。地盛地区の道路整備要請の対応についてでございますが、整備要請の路線は地盛３号線でございます。本路線は、幅員3.4メートル、延長730メートルで、車両が１台しか通行できない箇所があるため、たびたび交通事故が発生しており、児童生徒の通学に危険な状況があるとして、地盛自治会より平成27年２月20日に改修要請を受けて、翌３月２日に地盛地区のほうに回答しております。今後事業継続路線の進捗状況を見ながら必要性や緊急性等を総合的に判断をして、県と調整しながら整備計画を検討していきたいというふうに考えております。

次に、道路整備の優先順位の調査の進捗状況についてというご質問がありました。要請された各路線につきましては、現地状況等の調査を行いながら県と調整をしております。現在道路建設課におきましては、整備継続路線が11路線、また要請のある路線が10路線ございます。平成27年度の新規採択要望路線を４路線県のほうに申請をしておりますが、１路線しか採択されない非常に厳しい状況がございます。国庫補助事業での事業採択については、路線の性格、児童生徒の通学状況、公共施設や福祉施設等の配置、現状の交通安全の課題、整備の必要性や緊急性または整備による効果を示す必要があり、専門的な知識も必要となってきます。したがいまして、市全域の効果的、効率的な道路整備計画の作成にこれから取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

クルーズ客船の誘致につきまして、那覇、石垣と比べて極端に少ないのではないかと、その問題は何かというご指摘、それから取り組みが遅い、それから今後の具体的な取り組み、それから幹事会での活動、４点質問をいただきました。一括してお答えいたします。

クルーズ船の誘致につきましては、協議会においてもインフラ整備あるいは受け入れ態勢の構築等今後強化すべきというふうな認識のもとに、今年度誘致強化に向けた船会社等を招聘しての勉強会を２回開催しております。その中で、誘致に関する現状の把握、それから課題整理を行っております。それから、幹事会を３回ほど開催いたしまして、その課題解決のための対応方策などについて議論を重ねております。その中で、今後の具体的な取り組みの方策として、大きく３つ確認してございます。１つは、クルーズ客船対応着岸岸壁の早期整備促進、それから２つ目にクルーズ船客及び船会社側のニーズを踏まえた魅力ある観光メニューの創出、３つ目に市全体としての歓迎ムードの醸成、それから沖縄県や沖縄観光コンベンションビューローなどと連携した招聘事業の積極的な活用、それから全国クルーズ活性化会議などにおける展示会や商談会への積極的な参加、この３つを今後の取り組みとして確認をしております。

それから、取り組みが弱いというご指摘でありますけれども、協議会においてもこれは本当に弱いという認識はございまして、ただクルーズ船が大型化する中にあって、これまでですね、クルーズ船の誘致についてはやはり大型化に対応する着岸バースの整備がまずは必要という認識でありました。つまり着岸バースの整備がなければ誘致ができない、そういうのが着岸バースの整備が受け入れの条件みたいな認識があったという面がありました。しかし、このたびの船会社等を招いての勉強会を通して、現在の着岸バー

スの環境の中でも船会社との条件、いろいろな工夫をすれば受け入れは可能であるということがわかりましたので、今後ハード、ソフト面あわせですね、官民一体となって取り組んでいきたいなと思います。本当に取り組みが弱かった、現状はオール沖縄で誘致活動をしているというふうにとどまっておりましたが、今後はですね、平良港にしっかりと入港していただけるように船会社等にも積極的にアピールしていきたいと思います。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

スポーツ観光交流拠点施設の周辺道路の整備について、アクセス道がなかなかわかりにくいというような質問、それから新たにまた必要だというような質問であったというふうに思います。スポーツ観光交流拠点施設の進入口は、上野線側と空港側の２カ所から予定をしております。現在は、上野線側の咲美弁当の前からですね、進入路の整備工事を始めているところでございます。進入路の幅員は、平均的には10.5メートルございます。かなり広い進入路となっておりますので、工事が進む中でイメージがしっかりつかめるものというふうに思っております。

それから、県道との交差部分の安全性についてでございますけども、これは県、それから公安委員会との協議を踏まえてですね、安全に最大限に考慮、配慮するような設計を施しているところでございます。それから、地域住民との意見交換でございますけども、事業を始めるに当たってですね、関係地権者に対して事業説明を行っているということでございまして、地域の皆さん全員をですね、対象とした説明は行っていないということでございます。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

野球場の管理についてでございます。

まず最初に、オリックス・バッファローズからの要望とその対応についてでございます。オリックス・バッファローズ球団からは、５点の要請がありました。まず１点目に、市民球場ブルペンの増設、２点目に、市民球場防球ネットの増設及び位置の変更、３点目に、市民球場左中間不陸の補修、４点目にスコアボードの塗りかえ、５点目に、多目的屋内運動場の雨漏り補修でございます。各要請に対しては、６月補正で予算を計上し、キャンプ開始までには整備をして十分な対応をしております。

次に、砂や施設の補修など年間の予算についてでございますが、キャンプ関係予算として本年度は3,489万3,000円となっております。

次に、芝や砂の管理状況についてでございます。管理については、専門の業者に委託をして管理をしております。それから、砂や土の入れかえに関しては、年１回12月に鹿児島県から搬入してキャンプに向けて整備をしております。

◎垣花健志君

ご答弁ありがとうございました。再質問を行いたいと思いますけれども、まず県立公園ですね、その４回目の検討委員会では、防災面も強調されているということでありますから、ぜひ積極的な要請をお願いをしたいというふうに思います。

次に、ごみの不法投棄でありますけれども、やはり多額の費用を投じてですね、不法投棄のごみ処理をしているわけでありまして、やはり防止策のほうも講じていかなければならないと思いますが、それについてのお考えがないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

２学期制については、今聞く限りでは３学期制のほうがいいと思うんですが、那覇市等はなぜやっているんですかね、質問ではありませんが、ちょっとひとり言だと思って聞いていただければ結構だと思います。

それと、水産行政についてですね、今農林水産部長は事実たる慣習が優先されるという法律だというふうにお答えいただいたかと思いますけれども、この辺のところは、実は海上保安署のほうに問い合わせをしますと、やはり漁業者からの訴えがあって、監視に行ったんだというふうなことでございました。確かに法律でありますから、その辺のところは守らなければいけない。ただ、慣習というのはあくまでも昔はアーサをとったやつを自分たちで処理するというか、食べる分だけだったと思うんですね。それを販売しているということで、やはり訴えがあったと思うんですけれども、その辺のところでですね、例えば違法に採取されたものをですね、販売しているところがあるわけでありますから、その辺の指導もやっていけばいいのかなというふうに思ったりします。というのは、今までの慣習が優先されるということであれば、やはり漁業協同組合とも話し合ってですね、ではとったものを違法に販売してはいけないという部分をやはり強調して取り締まるというふうな方法でぜひ今までの慣習を自分たちでとって食べる分だけならいいよというふうな形に持っていけないものか、そんな話し合いを漁業協同組合とできないものかどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、クルーズ船の誘致についてでありますけれども、正直申し上げて観光関連業者から言わせると、市の取り組みは非常に遅い。石垣に行くとですね、石垣の関係者は非常にこう言うと失礼ですが、宮古島のことをどう言えばいいのかな、何考えているのかなというふうな話でした。大体2010年に那覇港が52隻、石垣45、宮古島ゼロです。2011年には那覇が53、石垣49、宮古島は５隻です。12年那覇が67、石垣52隻、宮古島が５隻です。13年１隻です、宮古島は。2014年那覇が97隻、石垣67隻で宮古島は３隻であります。取り組みが甘いという以前に、本当に取り組んでいたんですか。正直申し上げて、いろんな資料を見る限り、いろんなマスコミのですね、記事を見る限り、宮古島は全然取り組んでいないと。幹事会そのものも過去には結構クルーズ船は寄港していたと認識している。この辺のところが非常に弱いと思うんですね、まず。受け入れられるのになぜだんだんと減っていったのか、それは地元からのアピールが弱かったことや誘致について船会社との話し合いが積極的になされていなかったなどと述べたというふうなことでありますけれども、これは本人のことじゃないですか。観光商工局長が実際取り組むべきことをこのような形で話されているけれども、正直申し上げて観光関連者から言わせると、いや、市は何を取り組んでくれたんですかと、本当に心から残念がっているというのが事実だと思います。バースのこともそうですけれども、当然バースも行政が取り組まなければいけない最大の課題でありまして、宮古島の港湾関係はですね、石垣に比べたらそれこそ20年も30年もおくれていると思うんですよ。そういう意味でも、この辺のところはもっと積極的に取り組んで、そしてバースも含めて、石垣の観光客関連者は言っておりました。やっぱりバースがきちんとしていなければいけない、台数も足りないんではないか。今のような状況で、例えば20隻も来たらどうなるのかというふうな形でですね、危惧をしておりました。そういう意味でも、やはり観光関連のことで言いますと、やはり積極的な取り組み、そして強力な取り組みをしていかなければならないというふうに思いますけれども、関係者からの答弁を求めたいと思います。

次に、空港の管理について、ＣＩＱですけれども、これもやっぱり実績がないとですね、場合によって

はどうなるかわかんないようなことで、つまりこの実績によってこの施設がつくられるということであれば、やはりその辺のところも航空のほうもやはり強力な取り組みが求められるというふうに思います。この辺のご答弁をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

先ほど慣習のほうが優先するという答弁しましたけど、ちょっと誤解があると困りますので、もう一度答弁したいと思います。

この第92条の解釈ですと、例えば一つの例を挙げますと山林を売買するとします。山を売買するとします。民法の規定をそのまま適用すれば、山を売買した場合には、その木も定着物ですから、木も所有権が移転します。この場合の中において、木を売買すると、土地は売買しないで木を売買すると、ＡとＢの売買契約が成立した場合、その木に明認方法と言いますけど、例えば皮を剥いで刻印をするとやって、木と土地の所有者が違うとする例がございます。この場合に、その土地の所有者がさらに土地を売買した場合に、民法の規定ですと、その木は土地の定着物ですから、それも移動しますけど、民法の規定とは違った木だけを売買しているという場合は、後でその土地を売買した場合は木は移転しなくて土地だけ移転するということになりますので、これが慣習ということで、民法の規定とは違うのが優先するということでありますので、今回のアーサの件について、市のほうは漁業権の免許権限者でもないし、行使する権限もありませんので、これがこの第92条に該当するかどうかについては、答弁は差し控えたいと思っております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

宮古島市には、不法投棄を監視するクリーン指導員が各地区に配置がなされております。今現在実施している不法投棄の撤去作業、これが終了した後に各地区ごとの対策、そういったのを計画してみたいというふうに考えております。

◎建設部長（下地康教君）

宮古空港のＣＩＱの件に関しての再質問でございました。ＣＩＱ、つまり税関、入国管理、検疫でございますね。それの需要を見ながら県が関連機関と調整を進めながら、施設の配置計画を今検討しているということでございますので、また現在は基本設計をやっているということで、我々のほうとしては、そういった具体的なですね、形が見えてこない限りはですね、なかなか実際協議ができないという状況でございます。

もう一つですね、クルーズ船に関してのご質問が観光の面からございましたんですけれども、これはハード面では平良港の受け入れ態勢に関する件も非常に大きな重要な部分を占めますので、ちょっとその辺に関してもですね、ご説明を申し上げたいというふうに思っております。まずですね、入港回数が非常に激減をしております。これは、平成17年度をもってですね、スタークルーズ社が平良港のほうに入港してございません。それまではですね、かなりの数が入港してございました。平成11年からの資料だと、毎年ですね、15隻とかですね、８隻とか、20隻とか、22隻とか、平成17年度までにはかなり入港してございました。これはですね、２万トン級の船が入港してございました。しかしながら、クルーズの大型化に伴って、スタークルーズ社は５万トン級以上の船をそろえておりますので、平良港に関しては入港がちょっと厳しいという形で、入港が途絶えておる状況でございます。現在ですね、下崎地区において４万トンクラスの船が入港可能となっておりますが、下崎ふ頭はですね、バラ貨物、スクラップ等専用埠頭となってご

ざいまして、旅客ターミナルやＣＩＱの施設を整備する計画がございません。現在のところ暫定的に利用されてございます。これからはですね、漲水地区において現在の耐震岸壁ですね、今工事をしておりますけれども、それに加えてもうワンバース、それを事業化して延長を440メートルを計画してございます。それができますと、７万トンクラスの船が入港可能となりますので、それに向けての事業化にですね、強力に今国に要請をしているところでございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

再開します。

（再開＝午前10時59分）

◎垣花健志君

今の農林水産部長の説明でわかった人手を挙げてほしいぐらいの気持ちでありますけれども、正直言って余りわかんない。後で教えていただきたいと思いますが、これについてですね、他の市町村でこういった例はどうなっているのかというのをちょっと調べていただきたいと思います。今ご存じでしたらぜひこの場でお話しいただきたいと思いますけれども、事実たる慣習、要するに今までの慣習がある程度優先されるべきですよという法律だと私は解釈しているんですね。そういうところで、やはり漁業協同組合と話し合って、今までのそういった慣習をある程度認めてあげてくれないかという話し合いができないかということも含めてお聞きしたんですけれども、その辺のところをお願いしたいと思います。

これは答弁は要りませんが、建設部長のバースについての説明がありました。正直申し上げて、取り組みが遅いと先ほど言いましたけれども、本当に石垣ばかり言っているんですが、これだけの観光客が石垣に来ている。じゃ、なぜ石垣がそれだけ多いかというのは、それだけの準備ができてきたからなんですね。宮古島は要するにその準備がおくれているという意味では、ぜひ早目の対応をお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時03分）

これで垣花健志君の質問は終了いたしました。

◎嵩原　弘君

きょうは３月19日です。偶然かもしれませんけど、年４回の定例会で私の一般質問の日がちょうど牛の競りに偶然にも何度か当たっているのですね。きょうもたくさんの牛が高値で取引されているんじゃないかと期待をしておきたいと思います。また、サトウキビの収穫もいよいよあす、あさってで終了というような記事もありました。ことしも非常にいい品質のサトウキビが豊作であったということを聞いて、非常

に宮古島の経済の基幹農産物でありますこと、これからますますの農家の皆さんの頑張りに期待をして一般質問をしたいと思っております。

夢の大橋、伊良部大橋が見事に開通し、平成27年の宮古島市は祝賀モード一色で明けました。伊良部地域はもとより、宮古圏域の農業、水産業の発展、観光産業の発展が期待でき、宮古圏域全体の経済の活性化に大きく寄与するものと考えます。平成27年度下地敏彦市長の施政方針が示されました。下地市政の６年間の実績で、市の財政も改善し、教育や福祉の充実、向上等により市民生活も安定し、県内市町村の中でも最も元気があると高く市民から評価されております。平成27年度市政運営についても、市民の期待に応えられるようしっかりと取り組んでいただきたいものだと思っております。平成27年度施政方針の中で、市長は宮古圏域の一体感を推進する交通基盤の整備と住みよい居住環境の整備についてを重点施策の一つに掲げておりますので、関連して質問していきたいと思います。

伊良部大橋の開通に伴い、宮古島のバス会社２社と伊良部島のバス会社はバス路線を延伸したり、新しいバス停を設置したりするなど、利用者の利便性の向上に努めているように見られますが、調査してみますと、マティダ市民劇場の隣に整備されたバスの結節地点にベンチや日よけ、雨よけ等の設置が必要ではないかという市民の声があります。なぜ設置をしていなかったのか、これから設置をする予定なのか、お伺いします。

次に、既存バス停や新しく設置したバス停に利用者が見やすい時刻表が必要であります。市として指導して改善することはできないか、伺います。ちょっと市長写真を見ていただきたいと思います。これが結節点の今新しくできたところです。非常に広々として、これ伊良部島のバスなんですが、利用者が休憩する場所が見えない。そして、私が調査に行ったときは、非常に寒い日でした。利用者が本土からの観光客と思われる方がこの宮古島マリンターミナル株式会社を行ったり来たりしているのが見れましたけれども、声を聞くことできませんでしたが、日よけとか、雨よけとか、一般常識で設置されているべきだと思います。ぜひこれを改善していただきたいと思っております。

次に、既存のバス停、また新しく新設したバス停にですね、時刻表が非常に見にくい。これは、結節点のバス停です。これだけのバス停の表示板があるにもかかわらず、時刻表はＡ３か、非常に小さくあるんですね。ここにはバス路線があるんですけど、無造作に張りつけてあるんです。このバス路線図は別に看板をつくって大きく見やすくやるのが私は利用する側の立場に立ってこれをやるべきだと思っております。

もう一つ、これは宮古病院前のバス乗り場であります。これは、協栄バスとありますけど、朝の８時台に２本ですか、９時台に２本、あとないんですね。行くときはあるようですけど、帰りはじゃ何で帰るんですかというのが私の疑問なんです。これも後で差し上げますから、担当部署はしっかりと取り組んでもらいたい。

そして、調べたところですね、役所を出ますと、ちょうど前にバスがいました。そこから１人の女性の方が大きなバッグを持っておりてきたんです。聞きますと、神奈川県から来た観光客で、空港から230円ぐらいで来たのかな、非常に便利だとこう言っていましたけど、この既存のこの表示を見ますと、次は平良営業所です。次はほがらか理容館前ですとあるんですね。ほがらか理容館前というのを探したらないんです。本当これは次はですね、この北給油所前から次に行くところは市役所前なんですね。市役所がほがら

か理容館ではないですよね。このような表示にしても利用者がわからない。地元にいる人でさえわからない。これをしっかりと公共の生活路線として市も大きな補助をしているわけですから、これについても担当はしっかりとチェックしていく必要があるんじゃないかなと考えますので、よろしくお願いします。どうでしょう、皆さん。

次に、バス会社の経営改善に向け、当局の指導について伺います。平成27年度当初予算でも宮古島のバス会社２社に対し、生活バス路線確保対策助成金が5,300万円余助成されるとなっております。平成26年度予算よりもさらに約400万円ほど増額され、年々増加傾向にある中において、伊良部地区のバス会社は経営状態改善により、平成25年度から約120万円、平成26年度から平成27年度は約182万円助成金が大幅に減少してきております。市としても、バス会社の経営状態改善に積極的に指導に取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

ちなみにこれは北海道のバス会社の赤字会社の十勝バスというところが今非常にＮＨＫでも民放でも取り上げられております。倒産寸前だったバス会社をちょっと紹介したいと思います。社員が自発的に時刻表と路線図を各家庭に配る事業を始めた。実は、これはかつてどのバス会社もやったことのない日本初のアイデアだったと。実行に移せば新しい顧客の確保につながる。そして、もがき続けて2011年ついに十勝バスは増収に転じたのである。地方の路線バスの増収は、実に全国初の快挙だったと。奇跡の復活を遂げた十勝バス、昨年に続き今年度も増収、３年連続で補助金の割合は減少に向かっている。そして、社員たちは自信を持って営業に歩き回っている。かいつまんで紹介しましたが、このように努力すれば宮古島のバス会社も伊良部島の共和バスに見られるように、経営状態の改善が図られるものと思っておりますので、市の一般財源から5,300万円投入しているわけですから、市としてはしっかりとバス会社が利益が出るようなアドバイスをやることが私は必要じゃないかなと思っております。

次に、市は現在バリアフリー基本計画に取り組んでいると思いますが、現在の進捗状況について伺います。また、市の事業でバリアフリーが実施された事業はあるのか、伺います。

次に、市道Ａ―29号線サンエーターミナル店の西側道路から下里東通り交差点までの歩道のど真ん中にですね、このような電柱があるんです。市長見てください。これ現在あるんですね。共産党の事務所前にもありますよね、ど真ん中に。これ乳母車でさえ通れないんです。買い物した主婦がここ通り抜けられないために歩道に出てここを通っていくんですね。非常に危険です。これを市は認識しているのかどうか。

（「あんたは通れるか」の声あり）

◎嵩原　弘君

通れないです。これ改善できないかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、市長は重点施策の中で観光産業については、宮古圏域の経済振興を牽引するリーディング産業として、入域観光客50万人という目標達成に向け取り組みを強化するとしていますが、現在入域客40万人を超える現時点においても、いまだに受け入れ態勢のおくれが各方面から指摘されているにもかかわらず、なかなか改善されません。今定例会でも佐久本洋介議員も伊良部島のトイレのことを指摘しておりました。当局は、どのようにこの50万人を目標達成するに向け受け入れ側としての取り組みをどういうふうにするお考えなのか、伺いたいと思います。例えば昨年11月に私たちは昭和29年生は還暦を迎えました。全国各地から約280名の同窓が宮古島を訪れまして、観光バス２台で観光しました。池間島の橋詰広場に行き、そ

こで休憩したんですが、トイレの前に女性が約40名ほど並び、そこで用を足すんですけど、１カ所のトイレしかないんですね。これを改善しない限りは、これは宮古島の観光を外に向かって自信を持って来てくださいということできないんじゃないかと思っております。そして、池間大橋を立案し、実行に移してきた、これは市民の間では一番親しまれている真栄城徳松市長の胸像が橋詰広場の池間島側のほうに去年設置されました。これ池間島側を見ているんじゃなくて、あのトイレを見ているんじゃないかなと私は感じるんです。毎日毎日利用者が並ぶこの状況を見て、心を痛めているんじゃないかなと思いますけど、市長、副市長、そして教育長、まず池間島の橋詰広場のトイレを使ってみてください。行かれたことありますか、教育長。ありますか、後でご意見聞かせてくださいね。

次に、福祉行政について伺います。国民健康保険財政支援、制度見直し是正要請の経過についてでありますが、昨年９月定例会、12月定例会に引き続き３回連続して取り上げました。昨年12月定例会では、市長は国の保険局長からは普通調整交付金、特別調整交付金の中で何らかの理由をつけて対応したいとの発言をいただいている。年度内に何がしかの財政支援措置が講じられるものと期待していると答弁していますが、現在どのようになっているのか、お伺いします。つい２日ほど前にも市の国民健康保険の審議会から上限を引き上げるべきだという答申を市長は受けておられましたが、これは市民の福祉にとって非常に重要なことでありますから、しっかりとした答弁をお伺いしたいと思います。

次に、今定例会には合併10年目を迎える宮古島市の将来を見据え、新市建設計画の変更議案が上程され、新しい島づくり計画が提案されております。合併時に有識者の方々により新市の市花木として県花のデイゴが指定されましたが、新市建設計画の変更に関連して、市花木等の変更はできないものか伺います。県内11市でデイゴを市花木に指定している自治体はあるのか、伺います。

また、市民有志による同好会では、椿の普及活動や椿展の開催が年々盛んに行われ、多くの市民が参加し、盛り上がりを見せております。また、椿油の生産も年々拡大し、一つの産業として定着しつつあると聞いています。調査によりますと、合併10年になる現在でも、市のみどり推進課では、デイゴの苗は一本も育てたことはないとのことでした。これに相まって椿の苗は何千本と育てているというようなことでした。このように市民に広く親しまれている椿を宮古島市の市花木として変更指定はできないのか、伺います。また、県内自治体には与那原町や久米島町、粟国村で複数の花木を指定しています。宮古島市としても市民に親しまれている椿を追加指定し、複数の市花木を宮古島市の市花木とすることは可能ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

けさみどり推進課前に行ってきました。みどり推進課前から袖山に抜ける道はですね、ほとんど街路樹は椿が植えられているんですね。デイゴの木は２本だけ大きなものがありました。花も咲いていましたが、たくさん散ってもいました。なぜ私がそれ言うかというと、これはエコアイランド宮古島マラソンの森という森があるんです。これ袖山の浄水場をおりてきたところにありますけど、そこに植えられているものは周囲には椿が植えられているんですね。そして、中にはこのエコアイランド宮古島マラソンで優勝したとか、いろんな方々の記念植樹がされています。ここに植えられているのは、全部クロキです。デイゴは一本もありません。そのような観点からしても、やはりデイゴを指定するのもいいんですよ。ですけど、やっぱり先ほどから言っているように複数の指定があってもいいのかなという思いで取り上げてみましたので、市長の見解をよろしくお願いします。

次に、これ市民からの問い合わせで私通告しましたが、昨年12月定例会以来宮古島市議会は２つの特別委員会が設置され、毎週のように議員の兼業禁止もしくは発言による特別委員会が開かれました。毎週のように委員会が開かれ、市民の関心も非常に高く、私たち市議会議員の一挙手一投足をしっかりと市民が見ております。その中で、２月11日の新聞にこういうふうな記事がありました。全員合格を目指そうという大きな見出しで、受験生にクッキー贈与と大きな見出しの報道がありました。私は、このお菓子屋の合格クッキーの贈呈報道に受験に頑張る子供たちにとって大きな励みになるな、よいことを行っているなと感心して読んでおりました。多分ここにいる皆様も同じように思われた方も多くいたのではないかと思います。ところが、新聞報道のあったその日から複数の市民から公職選挙法の寄附の禁止に当たるのではないかとの問い合わせがあり取り上げましたが、報道にありますお菓子屋の代表者として贈呈している方は、現職市議会議員と同じ名字であり、家族の方と思われます。また、現職市議会議員も激励したと記事に載っております。これらの記事にあります贈呈行為は、公職選挙法違反に該当するのかどうか、お伺いします。

ちなみに市民からの疑問の声を一部紹介しますと、報道にあるお菓子屋は宮古島では有名な老舗であり、古くから北学区で店を構えているが、北中学校の受験生に同様な贈呈はこれまで聞いたことがない。報道では、合格祈願クッキーは４年前から贈呈を始めたとあります。現市議会議員は、市議当選は２年前であり、市議選２年前から子供たちにクッキーを贈呈してきたことになる。もしもし選挙に出馬する意思を持ち、選挙の２年前から活動したとも考えられると思いますとのことでした。選挙管理委員会の見解を求めたいと思います。

次に、アーサ事件について取り上げたいと思います。これについては、もう今定例会で多くの議員が取り上げておりますが、私も新聞報道を見てびっくりしました。これらについては、かなり詳しく当局からの法的な説明もありますが、私は常識的な範囲内で質問してみたいと思います。春の風物詩であり、海からの恵みとして昔から宮古島各地で親しまれてきた伝統食材のアーサを採取したとして70代と80代の女性２人に宮古島海上保安署が警告書を出したとの報道があり、市民は驚きとともに、憤りの声が沸き上がっており、納得のいく説明を求めたいと思います。アーサの採取できる時期はごく限られた時期であり、昔からの慣習として採取数量などを規制するなどしてでも許可してよいのではないか、当局の納得のいく答弁を求めたいと思います。女性２人がアーサを採取していた場所は、下地与那覇湾南側海岸とありますが、この場所でアーサの養殖は行われているのか。宮古島沿岸でアーサの養殖が行われている場所はどの辺か、また年間の生産量、生産高についてもどのくらいなのか、お伺いします。

アーサを子供たちの食育の一環として学校給食に取り入れることは、アーサ養殖事業の振興にもつながってくるものと考えますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。学校給食に取り入れたことがあるのかどうか、取り入れたとすれば、どのくらいの量が必要だったのか、お伺いします。

答弁を聞いて再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

国民健康保険関連についてお答えをいたします。

これについては、議員からもありましたように平成26年10月20日に前知事、それから県の選出の国会議員が厚生労働大臣、それから保険局長に財政支援の要請をいたしました。そして、その中で保険局長から

普通調整交付金、特別調整交付金の中で何らかの理由をつけて今年度から対応したいとの発言がございました。そういう発言がありましたので、年度内に何がしかの財政支援措置が講じられるものと期待をしておりました。しかしながら、12月の特別調整交付金の説明会では、追加支援のメニューがございませんでした。平成27年の予算案にも沖縄に限定した措置がなかったことから、同じく平成27年１月21日と22日に国民健康保険連合会の理事長と沖縄県都市国保研究会で与党であります自由民主党、それから公明党並びに政府に対して再度要請を行っております。その要請を受けた形で、２月６日に参議院決算委員会で公明党の秋野公造委員の質疑に対し、厚生労働大臣は国民健康保険改革を検討する際には、引き続き沖縄県の国民健康保険が置かれている特殊な状況の認識を十分に深め、特別調整交付金のあり方も含めて、地域ごとの実情を踏まえながら検討したいと、そういうふうに答弁をいたしております。さらに、この答弁を受けて、３月12日に沖縄県国民健康保険連合会理事長と沖縄県都市国保の研究会会長が秋野議員に対しまして、具体的な金額を決めてほしいという要請をいたしております。今までの経過としては、こういう形になっておりますけれども、今後も関係団体と連携をして、強くその実現に向けて国に働きかけていきたいと思っています。

◎副市長（長濱政治君）

新市建設計画の変更についてでございます。

今回の新市建設計画変更は、合併特例債の発行期限が５年間延長されたことから、同制度の有効活用を目的に行うものでございます。変更方針として、合併後の社会情勢の変化、法令、制度などの変更、実績数値の変更、主要施策の追加、削除などの対処、対応以外については、文言整理程度にとどめることとしており、その他の事案に関しては、現行の新市建設計画を最大限尊重し、変更の対象としておりません。

市の花木の選定は、宮古島市市木・市花等選定委員会設置条例というものがございまして、その中で決めておるわけでございまして、この変更に当たってはその条例の中で対応するということになると思っております。

それから、沖縄県内11市の中でデイゴを市花木に指定している市があるかということでございますけども、11市の中ではございません。ただ、与那原町が町花木で指定しております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

アーサ採取事件についてお答えいたします。

アーサを漁業権の対象として共同漁業権は、漁業協同組合が申請し、海区漁業調整委員会での公聴会等を経て、沖縄県知事から免許されるものであります。そのため市が採取量の規制や許可を与えるものではありません。与那覇湾沿岸には、アーサ養殖を営むための特定区画漁業権が２カ所免許されており、久松地区の漁業者が本格的な養殖に向けた準備を進めるとともに、養殖に要する種の採取場所として利用しております。現在本市のアーサ養殖の中心地は、大浦湾地先であり、平成26年の実績としましては、生産量約６トン、生産額約420万円となっており、平成27年においては約10トンまでの増産を予定しております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、バリアフリー基本構想の進捗状況についてのご質問がありました。

平成24年度に宮古島市バリアフリー基本構想が作成されており、平成26年７月にはさらに基本構想に基づいた特定事業計画が策定をされております。特定事業計画の中でのバリアフリー化推進状況は、道路事

業といたしまして、本市道路建設課で川田荘から北小学校東側までの市道Ａ―23号線の歩道段差解消、それに沖縄県宮古土木事務所維持管理班での県道西里通り線の路面平たん改修工事、公園事業としまして、本市都市計画課でカママ嶺公園トイレ及び駐車場整備によるバリアフリー化、公共交通事業で宮古協栄バスのワンステップバス２台の導入などが実施されて、バリアフリー化が推進しております。

次に、市道29号線の歩道の真ん中に電柱があると、どうにかできないかというご質問でございました。ちなみに電柱を設置する場合は、電気通信会社等からの道路占用許可申請があった後、道路管理者が許可をしてございます。ですので、今後そういう状況がある歩道等に関しましては、沖縄電力株式会社、ＮＴＴと電柱移転に向けての協議を行いたいというふうに考えており、今後電柱を立てる場合は、基本として民地に設置するよう関連会社に要請していきたいというふうに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

交通結節点の整備、ベンチ、日よけ、雨よけの上屋施設の整備について、それからバス停の時刻表の改善、それからバス会社経営に対する補助金の指導というご質問でございますけども、順次お答えします。

平良港内に新設したバス結節点におけるベンチ、雨よけ等の上屋施設については、これまで船舶を利用していたときと同じような形で利用してもらうということで、既存施設の活用を前提に整備を行っております。ベンチに関しては、エリア内にベンチがございますので、それを活用していただくと。それから、日よけ、雨よけの上屋については、船着き場への連絡通路がありますので、それを活用をしていくという方向で整備を行いました。当面ですね。

停留所における時刻表ですけれども､利用者に見やすいような形で掲示するように指導してまいります。

それから、３点目のバス対策補助金ですけれども、これは地域において必要なバス路線の運行を確保していくためにバス会社に補助を行っております。ご指摘の平良地区内のバス会社に市の補助金が増額したと、その要因ですけれども、バス事業収入が減少したあるいは燃料費、あるいは修繕費等がかさんだということが主な原因と考えております。バス会社が実施している路線バス事業につきましては、市としましては、年１回の監査のときに経常収支の改善あるいは市民が利用しやすいバス路線の確立、それから利用者の視点に立ったサービスの提供等々改善に向けた自主的な取り組みを行うよう各社に指導しているところです。なお、これらを改善するため、補助金交付要綱によって経常収支比率が前年度より２％以上悪化している場合には、補助金を一定額減額するという規定も設けて運用しております。いずれにしましても、多額の補助金を投入していることですので、経営の改善、赤字幅の圧縮について具体的な計画を策定する等々の指導を行ってまいります。

◎教育部長（奥原一秀君）

子供たちの食育の一環としてアーサを学校給食に取り入れることについてお答えいたします。

本市の学校給食共同調理場においては、現在沖縄本島で採取したアーサを郷土料理の一環として食育に取り入れております。調理方法としましては、アーサ汁、アーサのてんぷら等に使用されております。沖縄本島でとれたアーサを利用している理由につきましては、キロ単価が安いということであります。今後地元の納品業者と金額等の調整をしながら、地産地消に努めていきたいと思っております。

また、平成25年度でアーサを使用した量は、527キロであります。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

質問の趣旨であります公職選挙法違反に該当するかについてお答えいたします。

公職選挙法第199条の３に公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止がありまして、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。」とあります。以上の条文からすると、公職選挙法違反に該当するのかについては、ただいま申し述べたように公職選挙法に抵触するおそれがあるものと思われます。

（「子供は選挙権ないけど」の声あり）

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静かにしてください。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時41分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎嵩原　弘君

答弁していただきましたので、確認を含めて何点かいきたいと思います。

バリアフリーの件に関しましてはA―23号線の歩道が改善されたと。また、西里通りの路面の舗装で改善されてきているということがわかりました。平成24年にですね、バリアフリー基本構想を県内で初めて宮古島市が取り入れました。そのときのシンポジウムに参加する機会がありましたが、パネラーの髙嶺琉球大学の教授がおっしゃるには、バリアフリー社会づくりをすると、黙っていても観光客は今の３倍来るというものがありました。ぜひとも健常者にも、身障者にもみんなに優しいまちづくりをするというのは、将来の宮古島に生活する者、また宮古島を訪れる者にとって非常に大切だと思います。しかし、現在の宮古島市のこの状況は、観光関連でありますが、50万人目指しているということですけれども、今の３倍来たらそれ以上に大変なことになるのかなと。しっかりと市長には観光産業についてもそうですが、整備をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私の調査によりますと、これは日本全国観光客を呼び込んで地元を活性化させようという動きがある中において、一番課題となっているのがトイレの整備なんですね。ですから、億の金をかけて日本一きれいなトイレをつくったという自治体もあると聞いています。ぜひともですね、宮古島市では女子トイレは男子トイレの３倍ぐらいの広さをつくって、安心して女性の時代と言われておりますので、女性が来ると男性もそれと一緒に観光に訪れるというものも聞いております。安心して利用できるトイレ整備を頑張っていただきたいと思っております。

また、アーサ採取についてでありますが、これ３月12日の県紙であります。磯を満喫アーサとりと、これ家族で春の息吹を感じる、市民が家族連れで約100名が参加したと。海の生き物に歓声を上げながら膝ま

で海につかってアーサとりを楽しんだと。これこそあってしかるべき姿だと思うんですよ。でありますけど、農林水産部長の答弁では、宮古島ではアーサの養殖しているのは大浦湾だと言っていました。女性２人がとっていたところは、下地の与那覇湾の南側海岸です。これは何も大浦湾のアーサがそこに行って繁殖しているわけじゃないんですよ。それをですね、漁業権どうのこうのと言う前に、しっかりと頑張っていただきたい。あの記事が出てから、ある方から怖いといって電話がありました。伊良部大橋もかかりました。伊良部島観光に行って、伊良部島のきれいな海で遊んでいたら、アーサがたくさんあるので、それをとりたいけど、あの新聞記事にあったことはどうかというから、絶対とるなと。そうしたらそこで監視している人がいるというんですよ。だから、そこにアーサがあるということを知ってその漁業関係者かどうかわからないけど、そこに誰かが来るであろうということを想定して、そこで監視をしている。怖いから帰ると言っていました。

（「そんな宮古島じゃだめだよ、それは」の声あり）

◎嵩原　弘君

そのとおり。そんな監視をする暇があったら、網の手入れでもやってもらいたいと私は思うんです。いかがでしょうか、皆さん。本当にですね、宮古島は、市当局、そして議会といろんな意見を交わし合いながら、市民の声をもとに発展してきたものと思っております。先ほど農林水産部長の答弁では、約６トンの生産があると、そして400万円余の生産高があるということでありました。これは、きのう、おとといですか、地元紙なんですけど、市教育委員会にＪＡ平良支部が学校給食に活用してくれということで、野菜を贈呈したとありますね。ちょっと読み上げます。ＪＡ宮古地区野菜・果樹生産出荷連絡協議会平良支部、久保弘美支部長が17日児童生徒の学校給食に活用してほしいと宮古島市教育委員会にトウガン、レタス、ジャガイモなど11品目の野菜208キロを寄贈したと。会員が丹精込めた野菜を学校給食で利用していただき、児童生徒に地域内でとれる農産物の生産状況や今後の地産地消の周知を図り、食育の一環にしてほしいと挨拶したと。そして、今学期24日までの給食メニューの食材として平良地区の小学校11校、中学校７校の4,100人に提供していきたいとしていると。まさに地産地消、また地元の産業として水産業者、特に今問題になっているアーサの養殖業者もですね、生産高は低いかもしれませんけど、学校給食にこういった寄贈があってもしかるべきじゃないかと私は考えております。ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

そして、公職選挙法についてでありますが、やはり市民はですね、我々市議会の活動というのは非常に注目しております。また、こういうふうに議会でも生中継があったり、また地元紙でも県紙でも取り上げられております。先ほど選挙管理委員長の話では、第199条の３ですか、に抵触するおそれがあるというものがありました。私は、調べてみますと、これに関してですね、もし現職市議がそれらの目的を持って４年前からやったとしたら、これは大変なことになる。再質問でありませんが、これは皆さん持っていると思います。地方選挙の手引、平成25年選挙制度研究会の261ページにあります。私は先ほどですね、名字が一緒だから家族じゃないかと思われるというのは、これについてはですね、本当にこれが問題が多くなっていきますと、問題が大きくなる。まず、ページ数だけ言っておきますから、その関係するものはこれについて確認しておきたい。262ページになります。配偶者、子もしくは兄弟が云々とあります。これについては、公民権停止についても詳しく述べております。私は、この程度にとどめまして、眞榮城徳彦議長が

いつも目指している品格ある市議会に一日も早く正常化していけるよう私も頑張ることを市民の皆さんにお誓い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時59分）

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時00分）

再開します。

（再開＝午後零時04分）

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後零時04分）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

嵩原弘議員の質問に対して、私公職選挙法に該当するかについてはただいま申し上げたように公職選挙法に抵触するおそれがあると思われます。こういう回答しか選挙管理委員会としてはできません。抵触するおそれがあるということは、やはりこれは公職選挙法第199条３に公職選挙法の関係する会社等の寄附の禁止等がありますので、「公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対しいかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。」とあります。以上の条文からすると、公職選挙法違反に該当するかについては、ただいま申し述べたように、公職選挙法に抵触するおそれがあると思われます。そういうことです。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで嵩原弘君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後零時06分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎平良　隆君

私は、私見を交えながら質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞ答弁者の皆様方は、自分の答弁に責任持ってですね、必ず実行していただきますように心からお願いを申し上げたいと思います。

ことし３月31日付で30名の職員の方々が定年退職なされていきます。定年なされる30名の皆様方おめでとうございます。長年公僕として非常に頑張ってきたことだと思っております。皆様方のこの頑張りが宮古島市の発展につながっているものだと思っております。どうぞ一市民になっても私たち議員に対してもいろいろご指導、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。

下地敏彦市長も市長にご就任なされてからもう丸６年を迎えております。７年目のスタートに入っているわけでございますけども、市長就任当時宮古島市の財政状況は非常に厳しかったんですよね。北海道の第２の夕張になるのではないかということで、市民も大変心配をなされていたわけでございますけれども、この６年間で財政の立て直し、いろいろと行財政改革をしながら財政の立て直しをして、今スムーズな行政運営がなされていることだと思っております。特に一銭も基金がなかった財政調整基金、今はもう六十数億円ぐらいの基金がたまっていると聞いています。そのほかにも20億円ぐらいの基金が平成28年度では基金が積み立ったということも聞いておりましてですね、やはり下地敏彦市長はこれまで長年県の職員として培ったこの能力が相当発揮されてですね、この辺はすばらしい行政運営ができているものだと思っております。どうぞ市長におかれましては、これからもまた健康にご留意されてですね、ぜひ宮古島市民のために頑張っていただきたいなと思っております。

それでは、質問に入っていきたいと思います。最初に、自衛隊配備の要請についての市長のご見解ということで通告されているのですけれども、その自衛隊に対しては、３名ぐらいの議員の方々が質問なされてですね、市長の見解も述べられております。私も市長のこの見解を聞いて、やはり立場上そういう見解しか言えないかなと思ったりしておりますけれども、当然どうしても国防上必要だったら考えてもいいというような話もしているし、また島嶼のこの防衛の実施によって、市民の安全、また財産を守ることになったらいいんではないかというような考え方を持っているということでございますので、ぜひ近いうちそういう要請行動、調査報告もあるだろうと思いますので、ぜひ自衛隊に対する態度をはっきりしていただきたいなと思っております。私も個人的には自衛隊配備には賛成でございます。新里聰議員同様賛成でございます。我々旧上野村出身というのは、当然自衛隊との長い間のつき合いもあるし、また自衛隊のいいところもよく知っております。何せ復帰当時昭和47年ですね、上野村の分屯基地には自衛隊が配備されておりまして、非常に大きなメリットがあるわけでございます。例えば我が宮古島というのは本当に小さな島で、最近いろいろ過疎も進んできているし、また雇用の場もないということでですね、大変若者が少なくなっているという状況でございます。やはりこれだけのですね、500人程度の陸上自衛隊が配備されるというのは、やはり雇用の面、またいろいろ経済効果、いろんなメリットがあろうかなと私は思っております。そういう面からいけば、やはり自衛隊配備は私は必要ではないかと。これ当然国防のため以外にもやはりこういうメリットがあるから必要ではないかなという考えを持っておりますので、ぜひこの自衛隊の

配置に対してはですね、皆さんもご理解していただいて、賛同していただきたいなと思っております。これに対しては答弁は要りません。

次に、２点目に、昨年11月仲井眞県政から翁長県政にかわってもう４カ月ぐらいになるわけでございます。当時選挙のときにはもう下地敏彦市長は９市の市長をまとめて仲井眞さんを応援しておりました。やはりこういった選挙に対する当然県政のいろんな影響があろうかなと私は思うわけでございますけれども、昨年の12月定例会に下地明議員の質問に対しては影響はないというふうなことをおっしゃっています。しかし、あれから４カ月になるわけでございますけれども、そういう政権がかわったことによって宮古島市の行政に影響ないのかどうか、その点をですね、お聞きをしたいなと思っております。

次に、新年度における一括交付金と合併特例債の活用事業についてでございますけれども、この件についても何名かの議員の皆様方がご質問をなされております。当然今回新年度においては、一括交付金で総額20億円ちょっとの事業が計画されております。交付金にしては16億200万円ぐらいですけれども、それに対して市の持ち出しがありましてですね、20億円のですね、事業が計画されていると聞いております。16の事業だそうでございますが、ぜひ実現をしていただきたいなと思っています。

それと、合併特例債なんですけれども、この事業も平成18年度から始まっていると思いますけども、今回５年間延長されて、平成32年までの延長期間となっております。これまでのこの合併特例債をどういう事業に充てたのかどうか。また、どれぐらい起債されているのかどうかですね、また残りはどれぐらいあるのかどうか、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

次に、アーサとりの件についてなんですけれども、先ほどから何名かの議員も質問されています。特に下地明議員がすごく質問しておったんですけども、答弁を聞いていると、法的には問題ないと。このアーサとった70歳から80歳の女性に対する勧告ですか、あれは別に法的に問題ないというご答弁でございますけども、しかしこういうアーサというのはですね、前々から特に海岸沿いに住んでいる自治会の皆様方は、よくこれをとってですね、食料として今までしていたわけなんですよね。当然また来月の中旬から下旬に向けて、旧暦の３月３日これはもう浜下りといいますか、そういうのをやる慣習があるわけなんですよね。そういうときにもやはりこの浜下りしてですね、こういうそれなんかもするわけでございますけども、今回からはこれもできないんではないかということですね。非常に近くの女性の方々は大変心配しています。また、今回の事件に対しても、本当にいろんな面で波紋が広がっておりましてですね、県でも経済労働委員会でもですね、取り上げられておりますけれども、やはり県としても本当にこれが漁業権の侵害に当たるかどうかということですね、もう一度協議してほしいということを言ったということでございますので、ぜひこれは長年、当然このアーサが漁業権の対象にしなくても、40年前のことなんですよ、考えてみたら。40年間ほとんど何も知らないでとってきたのを今ですね、こういう取り締まるというのはですね、本当にいかがなものかなと思っておりますけども、しかし法律、法律ということでありますけども、ぜひアーサとりというのは、これは宮古島の方々が慣習としてこれまでとっておりますから、これ当然市と漁業協同組合と、それから県でですね、相談してですね、何とかとれる方法を考えていただきたいと思っております。その点についてお聞きしたいと思います。

次の上野トロピカルフルーツパークの再整備についてお聞きしたいと思います。この再整備についてはきょうで３回目ですかね、市長もわざわざ現場に連れて行って視察もしたんですけれども、その後ほとん

ど再整備に対しては何も手をつけていないというような状況でないかと思っております。私は、今回の市の予算で幾らかの予算がつくもんだと大変期待もしていたんですけども、あけてみたら何一つないんですよね。やはり市長もこれ再整備の必要性はあると。やはり向こうは今宮古島伝統工芸センターとか、農産物加工センターもできて、多くの方々が今立ち寄っているんですよね。ああいうすばらしい上野トロピカルフルーツパーク、これはもうああいう状況になったらですね、非常に向こうのイメージを悪くするんではないかなと思っております。何回も何回も同じ質問をしておりますけども、市長ひとつ市長が当然ここはやらなきゃならないと、やるべきところだということをおっしゃっておりますので、この再整備についてのお考えをですね、お聞かせ願いたいなと思っております。

次に、うえのドイツ文化村内の遊休施設についてでございますけども、この件についても何回も何回も質問をしております。うえのドイツ文化村を建設した背景というのは、皆様方もご承知かなと思っておりますけれども、やはりこれは1880年代、明治時代ですかね、やはりドイツの商船が台風によって座礁したということで、それを近くの住民の皆様方が本当に助けて１カ月間非常に厚く看護してドイツに帰したという歴史の背景があって、これはこういう背景で、これはうえのドイツ文化村が建設されているんですよね。それはもう小さい当時上野村3,200名ぐらいの自治体でございましたけども、約三十四、五億円ぐらいの金がかかっていると思います。約６年ぐらいかけてですね、建設した非常にすばらしい観光施設ですね、当時は大変活気づいていたんですけども、合併した後はこれはもう指定管理になってからですね、本当に観光地かどうかわからないぐらいですね、寂れている状況でございます。そういう中におきまして、やはりこういうある施設はですね、そのまま遊休化しておくというのは非常にもう観光地として非常にイメージをこれは悪くするわけでございます。我々総務財政委員会でも指定管理の問題であったんですけども、委員の中からもいろいろ意見も出て、今回附帯意見としてですね、こういうことも出して指定管理が採択されております。そういうことでですね、本当にこの施設をですね、生かそうとする計画が今ないのかどうか。また今回も同じ答弁かなと思ったんですけども、ぜひこれはですね、真剣にですね、考えていただきたい。特に副市長、副市長は長年やはりここの理事としてもかかわってきたんですから、その辺は詳しいかなと思うんですけども、ぜひこれについてはですね、何とか結論を出していただきたい、そう思っているところでございます。

次に、博愛わいわいビーチ改修整備計画ですけども、これは県の管理ではあります。しかし、これは合併して当分、６カ月くらいは市のほうで管理をされていたんですけども、いつの間にか県管理になってですね、いるわけでございます。県の管理になってからあのビーチの状況、あの状況になって、もうビーチとしての機能をほとんど果たしておりません。なぜなのか、そのまま管理しないでほったらかしている理由があるのかどうか。私が質問するたんびにちゃんと県にお願いして管理しますということを答弁なされているんですけども、本当に県にですね、きちんと管理するように申し入れているのかどうか。また、これを管理する計画があるのかどうか、県との話し合いはできているのかどうかですね、その点についてもお聞きしたいと思います。この博愛わいわいビーチというのはですね、今アドバイザーとして宮古島市役所にいる仲間利夫さん、あの方が大変ご苦労なされてですね、これ道路建設課が整備したこれは施設なんですよ。恐らく本人の仲間利夫さんもですね、心を痛めているんではないかなと思っておりますけども、その辺も十分仲間利夫さんに聞いてですね、対応していただきたいなと思っております。

次に、クルーズ船の寄港対策についてでございますけども、先ほど垣花健志議員から厳しく追及をされておりました。いろいろ話聞くと、やはり寄港数が非常に少ないというのが耐震バースの問題もあると聞いております。平成11年から平成17年ごろまでは２万トン級のクルーズ船がよく来たらしいけども、最近はもう５万トン級以上になっているということで、それを泊めるだけの港のスペースがないということも一つの原因だということをおっしゃっておりますので、今いろいろ事業を進められているようでございますので、ぜひ一日も早く５万トン以上のですね、船が入港できるような対策を講じていただきたいと思っています。これは要望でございます。

次に、博愛漁港内に上野支部組合員の倉庫及び集会所の建設計画についてでございますけれども、宮古島漁業協同組合の上野支部が結成されておりまして、今30名ぐらいの組合員がここで活動しながら漁業を営んでいると聞いております。そういう方々が大体月に一、二回ぐらいあそこの掃除したり、またいろいろ情報交換もしたり集まるそうでございますがですね、それがこれまではシースカイという会社観光船があるんですけども、あこの事務所でですね、もともとやっていたらしいんですけども、指定管理になってからなかなか思うように利用できないということで、ぜひ倉庫兼集会所を建設できないかということでですね、２週間前ですかね、３週間前ですかね、副市長にあそこの理事さんと一緒に根間さんというんですけれども、要請に行ったんですけど、その後計画については考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいなと思っております。

次の漁港内にある既存のシャワー室及び便所なんですけども、向こうはどこが管理しているのか、水産課ですか。状況を見ました。見ていないでしょう。ああいう状況で、あんな管理しているといって、本当に管理しているのか、非常にドアが壊れてですね、中も散らかってですね、本当にこれが機能しているかどうかわからんぐらいの悲惨なんですよ。私がこれ通告した後、通告前にもですね、水産課に電話したら、何とかやりますよという話ししたけど、ほとんど手がついていない。なぜそういう管理の方法になっているのかですね、農林水産部長、これ水産課のほうが悪いんじゃないかなと思うけども、ぜひこれについても早期にですね、お願いしたいなと思っております。

次に、海ぶどうの振興についてでございますけども、非常に疑問に思うのはですね、なぜ同じ養殖するモズクとか、アーサ、クルマエビに対しては非常に振興策があるんですけども、この海ぶどうについてはなぜ振興策がないかなと思って非常に疑問に思っているんですよ。当然この海ぶどうの生産については、15年前から生産されていると思うんですけども、今回もこの海ぶどうの振興策が施政方針の中にも入っていないし、アーサとモズクは入っているんですよね。アーサなんて年間320万円ぐらいというじゃない、売り上げが。しかし、海ぶどうというのは今11名の方々が海ぶどうを経営して、雇用で30名ぐらいいらっしゃるそうですけど、大体年間25トンから27トンぐらい、7,500万円ぐらいの売り上げして、恐らく１億円産業になるんじゃないかと言われているんですけども、なぜそういう産業に対してですね、今まで行政として何一つ力を入れてやってこれなかったのかどうかですね、その振興策についてですね、市長どう思っているのかですね、市長にこれはお伺いしたいなと思っております。

次に、道路行政についてでございますけども、棚根線というらしいんですけども、これは旧上野村と旧下地町のですね、境界にある道路でございましてですね、旧上野村は立派に片道歩道のある道路をつくっておいたんですけども、旧下地町はそれをやっていないんですよね。これ観光道路として非常にたくさん

の観光客が車で通っている場所でございましてですね、隣の方々も本当に一周道路通れるのに何でここばっかり通るかなということで、いろいろ苦情も言っていますけども、しかしあの道路はですね、本来だったら合併と同時にですね、優先して改良しなければならない道路なんですね。建設部はよく道路パトロールなされていると聞いているんですけども、本当にパトロールやっているのかは疑問なんですよ。普通だったらああいう道路が優先して改良が整備されるのがこれが事業なんですよ。ぜひこの道路ですね、一日も早く整備してほしいと思います。これについては、上地廣敏議員が恐らく１年前ぐらいに質問なされていると思いますけども、その後この道路の改良整備についてはどうなっているのか、お聞きしたいと思っております。

次に、宮国農道と書いてあるんですけど、これはフカエ地区農道だそうでございます。これは、この農道というのはですね、フカエ地区のですね、土地改良区の事業でございまして、平成３年度に終わっている事業だそうでございます。その後解散届というかな、それをされなくて、この道路はそのままの状況でですね、宮古島市の農道台帳にも載っていないということで、ほとんどそのままの状況でこれはあるんですよね。しかし、私は平成23年度もこの点については質問しております。そのときの部長は、恐らく平良哲則現生活環境部長だったと思いますけども、その後協議してやりますというような答弁がなされましたけれども、ほとんど手をつけていないですね。こんなんだったらちゃんと協議してやっているのかなと思ったけども、やっていないからぜひこういうものに対して、答弁したことに責任を持って実行していただきたいと思っております。

次に、新里21号線と上野海岸線なんですけども、これもライフラインの強化対策として前から計画されていたと聞いておりますけども、これはいつごろ完了するのかですね、その点についてお聞きをしてまた再質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

まずは、県政がかわったことによる宮古島市の影響はということですが、沖縄21世紀ビジョンにおいては、離島の振興は重要な位置づけがなされております。また、翁長雄志知事は当選後マスコミのインタビューに対し、宮古島の社会資本の整備を初め、ソフト事業を含む離島振興に力を注ぐと発言をいたしております。宮古島市の平成27年度の予算に対しましても、十分配慮していただいており、特に事業について影響はございません。

次に、アーサの件でありますが、海は漁業者にとって生活の糧を得る大事な場所であります。そのため沿岸域には漁業を営む権利を担保する目的で漁業権が設定されており、漁業者はその中で特定の動物や海藻類等の採捕を行う権利を有しております。漁業権は物件とみなされており、土地に関する規定が準用される強い権限が付与されています。漁業権は、水産資源を保護し、将来にわたって漁業を継続していくための権利であり、漁業者にとっては生計を維持していく根拠となっているものです。そのため一般市民がアーサを採捕するには、漁業協同組合と話し合い、了解を得る必要があると思います。これについては、漁業協同組合はみずからの見解をコメントしたいというふうに話をしているところです。

◎副市長（長濱政治君）

観光行政について、うえのドイツ文化村の遊休施設についてでございます。うえのドイツ文化村のパレス館については、老朽化に加え、台風被害等による損傷が激しく、修繕に多額の費用を要することから、

現在使用を中止しているところです。施設の活用につきましては、指定管理者とも協議しているところですが、有効な方策が見出せない状況にあります。また、施設内の市営団地１階の空き店舗についても、指定管理者においてうえのドイツ文化村ホームページ上でテナント募集をかけているところですが、現在のところ応募者がいないため、あき状態になっております。今後とも継続してテナント公募を行ってまいります。

それから、施設内の運河の活用、整備方法については、現在指定管理者と協議中であり、来客者の増につながるよう努めていきたいと思っております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

新年度における一括交付金による事業についてのご質問にお答えをいたします。

宮古島市の平成27年度沖縄振興特別推進市町村交付金事業の総事業費は、特別枠６億円を合わせまして20億3,892万8,000円でございます。事業の内訳としましては、議員の皆様にもさきにお配りしました施政方針の最後のページに載せてございますが、まず最初に災害に強い島づくり事業が１事業、観光拠点強化事業としまして４事業、観光地の緑化美化景観向上事業が２事業、観光誘客促進事業が１事業、エコアイランド宮古島形成事業が２事業、農林水産業活性化事業が２事業、人材育成強化事業が３事業、文化振興事業が１事業の計16事業となっております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

合併特例債事業についてお答えしたいと思います。

平成17年の市町村合併以降、合併特例債を活用した事業は、教育施設整備事業、ごみ処理施設整備事業、葬斎場建設事業等に充当され、これまでの借入額は平成25年度末で56億1,700万円となっております。今後も新市建設計画に盛り込まれた事業に対し充当され、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ、伊良部小中学校建設、中央公民館及び中央図書館及び公民館、総合博物館、総合体育館などが予定されており、平成28年度以降の事業実施における発行予定額は約107億2,000万円を予定しております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

上野トロピカルフルーツパークの再整備については、現段階で具体的な予定はございませんが、今後公園としての機能を維持できるよう、補助事業等の活用も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

次に、博愛漁港東側にある博愛わいわいビーチは、県管理の施設でありますので、改修整備計画については県に確認したところ、現段階では改修計画はないとのことであります。

次に、水産業振興については、一括して答弁いたします。まず最初に、博愛漁港内にある漁具倉庫及び集会所の建設についてでありますが、博愛漁港は県管理漁港でありますので、県に確認したところ、倉庫は漁具保管修理施設として設置可能ということでありますので、宮古島漁業協同組合より県への設置要請をしていただきたいと思っております。集会所については、漁港内には建設できないと考えております。

次に、博愛漁港内にある既設のシャワー、トイレ施設は、合併前に上野村の施設として設置されております。今後は、市のほうで管理してまいります。

最後に、海ぶどうの振興策についてでありますが、現在宮古島で海ぶどうの陸上養殖を行っているのは、久松地区、狩俣地区、博愛地区の３件が個人で行っております。また、高野漁港内で生産グループとして

生産を行っております。平成27年度で高野漁港内に海ぶどうの集出荷施設を整備し、海ぶどうの品質管理等を行い、宮古島産としてのブランド化を目指して取り組んでまいります。

次に、農道についてお答えいたします。ご質問の農道改良整備につきましては、当路線内に一部里道が含まれており、今後測量調査し、農道としての位置づけを行った後、舗装工事を行う予定でございます。

◎建設部長（下地康教君）

棚根線改良整備についてのご質問にお答えいたします。

本路線は、国道390号線の下地地区と山根線上野地区を結ぶ総延長3,465メートルであり、終点側の上野地区から下地地区を結ぶ区間150メートルがいまだ未整備となってございます。現在総事業費8,000万円を見込んで平成28年度の事業採択に向け県との調整に取り組んでおります。

次に、上野海岸線新里21号線の無電柱化事業についてのご質問にお答えいたします。上野海岸線新里21号線の道路改良工事と無電柱化事業の整備計画においては、平成25年度に実施設計を行い、平成26年度において用地取得と物件補償などを行っております。平成27年度から道路改良工事と共同溝の工事を実施し、平成28年度に完了をする予定になってございます。

◎平良　隆君

再質問をしていきたいと思います。

上野トロピカルフルーツパークの再整備については、補助事業を導入して検討していきたいということでございますけども、なかなかこの補助事業のメニューがないということでですね、言われていたんですけども、私は観光地だから一括交付金でできるのではないかなと思うんですよ。やはり一括交付金を利用したほうが早い整備ができるんではないかと思っておりますので、もう一度ご答弁お願いしたいと思います。

次の海ぶどうの振興策についてでございますけれども、これからブランド化に向けて振興策立てていくというようなことをおっしゃっておりますけども、なぜ今まで振興策がなかったのか、その辺も聞いているんですよね。今いろいろ聞くと、最近集出荷場の建設を計画しているということで、なかなかこれが実施計画はできているんだけども、まだ実行していないということなんですよね。その中に紫外線殺菌装置とか、当然脱水装置も入っていると備品として。この事業も一つの振興策と思うんですけども、これはやらないということですか。これが計画されていると聞いているんですけども、聞いていない。それ答弁してください。

それと、これ海ぶどうというのは、非常に地場産業として宮古島のですね、これからますます伸びていく事業なんですよ。アーサも今いろいろ力入れているんですけど、アーサは今420万円ぐらいです、売り上げが。しかし、海ぶどうの場合は7,800万円ぐらいあるということですから、これは大きな地場産業になっていく可能性十分ありますよね。その辺をなぜ今までこれが振興策が図れなかったのかと非常に私も疑問に思っております。特にこの前新聞報道で見たんですけども、静岡県のある会社のですね、岡村さんと宮國さんという方が市長を訪ねてですね、いろいろ流通の計画についてのお話もなされていると思います。海ぶどうというのはですね、やはり賞味期限が短いんです、あれ冷蔵庫に入れられない。それで６日しか賞味期限がないということですね。非常に出荷体制が悪いと非常に値打ちが下がるということですね。今後この賞味期限を長くするためにですね、駿河湾のですね、深層水を利用した中間養場で、これの賞味期

間を長く延ばすという方法を今やっているということをですね、この前新聞紙上で見たんですけれども、その点はどうですか、副市長。こういうことも言ってもらわんと、ただブランド化に向けて振興すると、誰もわからないです、こういうのは。こうやっていろんなことも考えて、もう一度ご答弁をお願いしたい。

それとですね、この海ぶどうの場合は、台風時に弱いんですよね。当然ビニールハウスですから、台風時には当然もうこのビニールとらないといけないですよね。しかし、このビニールに対する補助もほとんどない、これまでも。だから、それでですね、共同養殖場をつくってくれないかと、頑丈なですね。それだったら種の圃場もできるということでございます。その辺も検討していただきたいなと思っております。

次に、漁港内にある既存のシャワー室とトイレ、これは当たり前宮古島市が管理しているんです、これわかります。今まで管理すると言ってどういうことです、これは。管理しているんだからこそ今の状況を何とかきれいに修繕してほしいということを要望しているんですよ。あれはそのまま何年かそういうほったらかしているのかなと思って組合員の皆様方からご指摘もありますけれど、行って現場を見てくださいよ。窓は割れて、壊れて荒れ放題、やはりせっかくつくった施設なんだから、それも宮古島市が管理しているんだったら、ちゃんと管理をしていただいて、ちゃんと利用していただければまた観光地のですね、いいイメージを与えるんではないかと思っています。特に向うら周辺は観光客が多く訪れる場所なんですよね。だから、私が一番この整備に対して人工ビーチに対してもですね、いろいろ言っているのもそういう関係があるからこそ一日も早くやってほしいということなんですけども、県は計画ないと言って、ああいう状況でじゃあのビーチどうするんですか、捨てるんですか、もう。これは私は４年、５年前から質問しているんですよ。市長も最後にはちゃんと管理するように要望するということもおっしゃっているんです。ほとんどされていないですよ、皆さん。ああいう状況をそのまま置いておくと、宮古島の観光客に対して非常にイメージを悪くするわけであります。観光誘客50万をめどにして頑張っているというのにああいうところにああいう状況でいたら、本当に50万に達するのはもう大変です。ほど遠いと思いますよ。ああいうちゃんとした観光地をちゃんとした施設を管理していくことによって、やはり観光客にもいいイメージを与えて、いろんな観光客が訪れると思いますので、ぜひああいう地域に対してはですね、十分な管理をしていただきたい。特にこの博愛わいわいビーチですね、改修がなぜできないんですかね、副市長。前も答弁していたんですけども、ちゃんと管理するように要請すると。これ５年も６年も同じ状況なんですね。答弁みんな同じなんですよ。ひとつこれちゃんとこれは観光客も利用するし、市民も住民も利用するビーチですから、ちゃんと管理をして、もとに戻していただきたいということをもう一度再度県に要請していただきたいなと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

ご指名でございますので、再質問にお答えいたします。

特に上野トロピカルフルーツパークの再整備についてでございますけど、議員提案の一括交付金の整備ということ、これはおっしゃるとおりだと思います。可能性としては高いと思います。これ県のほうと、それから国のほうと話を持っていって、整備につなげていきたいと思います。

それから、博愛わいわいビーチの改修整備につきまして、これはもう少し強く要請書を出してですね、しっかりと改修整備していただくように県のほうに要請していきたいというふうに思います。

（「要望しましたですか」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

やっておりますけども、またなかなか県のほうが腰が重いですから。

それから、海ぶどうの海洋深層水を活用した、海ぶどうは確かに賞味期限が非常に短いということで、海洋深層水やりますと10日ぐらいには延びるというふうには聞いております。今現在静岡のほうに話を持っていっておりまして、実際に実証しながらそういった海洋深層水を使ったような形でですね、静岡を中心に首都圏のほうにもちゃんと出せるようにというふうな形を今模索しているところでございます。

何か漏れておりましたらまたおっしゃってください。

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

これは、農林水産部長のほうから答えさせますので。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

平成27年度で高野漁港内で集出荷施設の整備は行ってまいります。

（議員の声あり）

◎農林水産部長（村吉順栄君）

養殖者への補助については、漁業協同組合を通しての補助がございます。これ資材等の補助で漁業協同組合を通して申請すれば補助は受けられます。この補助の予算額がございますので、その内でできるかどうか、検討してまいります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで平良隆君の質問は終了いたしました。

◎富永元順君

公明党の富永元順でございます。平成27年３月定例会において、これから一般質問を行ってまいります。市長初め当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、まず先月23日にあってはならないような凶悪で残忍な犯罪の犠牲となって13歳という短い生涯を閉じました川崎市川崎区の中学１年生、上村遼太君のご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。どういった事情であれ、彼の家族、それから学校、友達、地域がなぜ彼を守れなかったのかと思いますと、本当に残念さが今でも心に残っております。

そこで、質問に入りたいと思いますけれども、この事件を対岸の火事としないためにも、学校現場をしっかりと掌握している教育委員会、中でも教育長は今回の川崎市での事件をどう受けとめ、どう対応していくのか、お聞きしたいと思います。

次に、市内の小中学校における太陽光発電、ＬＥＤ照明、クーラーの設置状況についてお伺いしたいと思います。小学校18校、中学校15校宮古島市にはあります。学校管理費の中で一番ウエートを占めておりますのが光熱水費であります。宮古島市は、エコアイランドを推進する立場から、再生可能エネルギーの活用のモデル都市として積極的に太陽光発電システム、消費電力の少ないＬＥＤ照明の設置に取り組んできております。そこで、現在それぞれの設置状況と今後の設置計画についてご説明を願いたいと思います。

次に、学校給食費無料化の取り組みについてお伺いしたいと思います。昨年の９月定例会でも取り上げ

てまいりました。石垣市の例を挙げながらですね、宮古島市においても第３子からの無料化の実施を求めたところ、教育委員会として委員全員の同意というんですかね、協議の上同意として平成27年の新年度から実施の方向に取り組んでいくというマスコミ報道もありましたけれども、予算書には見当たりません。どういう経緯でそうなったのか、ご説明を願いたいと思います。

次に、ブックスタート事業に対する教育委員会の取り組みについてお伺いしたいと思います。一般的に４カ月健診のときに赤ちゃんに絵本のプレゼントと読み聞かせのアドバイスをする事業がブックスタート事業であります。各自治体趣向を凝らして実施しておりますけれども、2015年２月28日付の調査では、全国市区町村1,741の自治体の中で半分以上に当たる901市区町村が現在実施をしております。市議会公明党としても、高吉幸光議員とともに一昨年那覇市役所に出向いてその実施状況を視察してまいりました。アンケート調査からも、親と赤ちゃんとのきずな、また親同士の交流が深まり、大変に好評でありました。県内11市の中でうるま市、南城市、宮古島市以外で現在実施されておりますけれども、宮古島市としてはいつごろの実施を計画をしているのか、お聞きしたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。１点目に、宮古高校東側Ｂ―53号線の整備についてであります。このＢ―53号線の拡幅整備については、これまで下地明議員とともに何度も議会で取り上げてまいりました。昨日の下地明議員への建設部長の答弁では、必要性、緊急性等を調査して検討をしていくということでありましたけれども、このＢ―53号線の道路整備については、随分前になりますけれども、前政権の道路建設課は、住民説明会まで開いて整備することを地域住民には約束したと聞いております。また、必要性の面においても、高校東線、東環状線を利用する車両の増加による児童生徒の安全性は、日に日に脅かされてきております。これまでこの路線における死亡事故は２件起きていると地域の代表は言っております。これからも死亡事故が起きないためにも、早急な歩道設置が必要であると思いますけれども、そういった観点からこの緊急性に鑑みて、早急に整備をお願いしたいと思いますけれども、当局の今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

２点目に出口通り、これは県道78号線であります。の整備についてお伺いいたします。この道路は、市内西里のやましげ商店前からマクラム通りまでの区間延長約280メートルの道路であります。当初県は、平良中学校正門前からマクラム通りまでの事業計画で進んでいたところ、当時担当の土木事務所所長が都市計画決定もしていない旧平良市の市内の自転車道計画を持ち出して、この区間の事業をストップさせたことから現在に至っております。県の当時の担当職員も上司の意向を覆すことができなくて、現在いびつな状況になっているのが現状であります。現在マクラム通りの拡幅整備にあわせて、歩道の設置が必要であると思いますけれども、県への拡幅要請を取り組んでいただきたいと思いますけれども、当局の今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

３点目に宮古島市における私道の整備についてお伺いしたいと思います。私道の整備については、何度も議会で取り上げて、平成22年４月１日から宮古島市私道整備補助金交付要綱が施行されております。そこでお伺いしたいと思いますけれども、補助金交付要綱の施行以来これまで何件の利用者があったのか、またこれから利用する方に対しての申請手続の概要はどうなっているのか、説明をお願いをしたいと思います。

４点目に里道の整備についてお伺いしたいと思います。宮古島市には、たくさんの里道があると思いま

すけれども、その管理についてはどのように対応しているのか、お聞きしたいと思います。

次に、ミュージックアイランド構想についてお伺いしたいと思います。１点目に宮古島市における音楽イベントの状況についてであります。先日もマティダ市民劇場で高校生バンドやパフォーマンスグループによるライブが盛大に行われたり、また今月来る21、22日には沖縄ロックの大御所が集結をして、沖縄ロック結成50周年を記念してのビッグなコンサートが予定されるなど、若者を巻き込んだ音楽イベントが多種多様に開催される予定で、宮古島に大いに活気を与えるものと期待しております。それに先立って先月ですか、宮古島観光大使を務めているミュージシャンの江川ゲンタ氏がＮＰＯミュージックアイランド宮古島推進協議会を発足させるなど、合併10周年を起点にミュージックアイランド宮古島がスタートするような、そういう機運が来ていると思いますけれども、このことに対して今後宮古島市としてどう取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

◎教育長（宮國　博君）

議員のお話にありましたところの川崎で起きた事件について、私の考えといいますか、受けとめ方、見解を申し上げたいと思います。

余りにも痛ましい事件であります。決してあってはならないことであり、この上もなく心の痛む思いをしているところであります。被害者の上村遼太君のご冥福を心からお祈りせずにはおられません。私ども宮古島市教育委員会としましても、この事件を決して対岸の火事とせず、これまでの本市及び学校の児童生徒の生活指導体制を改めて問い直し、改善、充実に努めていかねばならないと考えているところであります。特に子供一人一人の状況を常に把握し、把握した課題の早期解決に向けて関連機関、団体と連携を密にして実効性のある対応、対策を講ずるよう体制強化を図らなければならないと考えております。一方で、課題を抱える子供たちの問題行動の背景には、家庭環境、友人等の人間関係、地域社会など、彼らを取り巻く生活環境が大きく起因しており、家庭環境への支援や地域社会の指導力の向上に向けた取り組みの強化も大切だと考えております。臨床心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などの活用を促進させるとともに、家庭の教育力及び地域社会の教育力の向上に一層取り組んで、学校現場、行政、家庭、地域が一体となったよりよい子供たちの教育環境の構築に強く取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

それから、給食無料化の取り組みでございますが、現在本市の第３子の人数は全体で580人であります。小学生は578人、中学生が２人です。この第３子の子供たちを全員給食費を無料化しますと、予算額にして5,695万1,000円となってですね、現在よりも2,200万円ぐらいの大きな金額を助成しなければならなくなります。したがって、財政課のほうとですね、盛んに意見のやりとりをしておりますが、ご質問にあります第３子からの給食費無料化については、今申し上げたとおり多額な予算を要するためにですね、これからも財政課の担当の意見を聞きながら検討していきたいと、このように考えているところであります。

◎建設部長（下地康教君）

まず最初に、宮古高校東側のＢ―53号線の整備につきましてご質問ございました。以前から地元住民の皆様方より整備要望があり、我々道路管理者としても児童生徒の安全な通学路を確保する面では、道路整備の検討が必要であるというふうに認識してはおります。しかしながら、今後現在事業継続路線の事業完

了状況を見ながら必要性、緊急性を総合的に判断をして、県と調整しながら再度採択に向け整備は可能か検討していきたいというふうに考えております。

次に、出口通り（県道78号線）の整備につきましてでございます。これは、約320メートルの区間で県道78号線というふうになってございます。拡幅整備計画につきましては、宮古土木事務所都市港湾班に確認しましたところ、現在拡幅計画はありませんということでした。しかし、当該路線につきましてはですね、市の都市計画の中で道路整備が都市計画決定されていない状況でございまして、こういう経過をですね、検討しながら県とさらに調整を深めてその整備に向けて検討していきたいというふうに思っています。

次に、私道整備に関してのご質問がございました。私道の整備に関しましては、平成22年度から宮古島市私道整備補助交付要綱に基づき道路幅員が原則として４メートル、延長35メートル以上の築造10年以上経過した私道など、要綱の要件を満たせば最大で180万円の補助金を交付しております。実績としましては、平成22年度に２件、平成23年度に２件、平成24年度には５件、平成25年度に２件、本年度におきましても２件整備をしております。今後も要請があればこの制度を活用して整備していただきたいと思います。また、いろいろなご質問があればですね、道路建設課までご相談をください。

次に、里道の整備につきましてもご質問でございます。里道の整備につきましては、現在補修、舗装などの要望がある里道に関しましては、現地調査を行い、不陸整正で補足材などを敷設して、補修、舗装工事を実施しております。里道を市道へ認定するためには、宮古島市道路認定要綱に基づき審査をし、要件が満たされればその後申請手続というふうな段取りになっていきます。

◎観光商工局長（下地信男君）

宮古島市における音楽イベントの状況についてでありますが、まず本市における音楽イベントの数ですけれども、ライブハウスで行う小規模なイベントからマティダ市民劇場や屋外で行われる大規模なイベントを含めて年間約100回ほど開催されると聞いております。小中高校生から有名ミュージシャンまで幅広い世代あるいはジャンルで音楽イベントが開催されております。このような中議員ご指摘のとおり音楽イベントを通した観光の振興を目指す民間の動きも出てきておりまして、現在ご指摘の江川ゲンタさんを中心にですね、幅広く賛同者を募っているところであります。今後こういった動きを支援することによって、ミュージックアイランド宮古島としての発信も大いに期待できると思います。市としては、観光振興の観点からあるいは新しく完成するスポーツ観光交流施設の有効活用の観点から、こういった民間の取り組みを支援しながら、あるいは共通認識を持ちながらですね、進めてまいりたいと思います。

◎教育部長（奥原一秀君）

小中学校の太陽光発電の設置状況につきましては、現在小学校が９校、中学校が４校、合計13校に太陽光発電が設置されております。

次に、ＬＥＤの設置状況につきましては、現在久松小学校の体育館がＬＥＤ化されており、新年度で南小学校と砂川中学校の体育館を整備してまいります。今後は、体育館照明のＬＥＤ化を順次進めるとともに、教室についてもＬＥＤ化への切りかえを検討しております。小中学校のエアコン設置につきましては、全小中学校の調査を実施したところ、特別教室に小中合計491台が設置されておりますが、設置経過10年以上のエアコンは多額の維持費を要することから、新年度で対象となるエアコンを小中合わせて226台を取りかえ、今後残りの台数についても取りかえを検討しております。光熱費の削減に子供たちも一緒になって

削減に努めてまいりたいと考えております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

ブックスタート事業の取り組みについてでございます。ブックスタート事業は、議員ご指摘のとおり乳幼児期から本に親しませることで、その心身の健全育成や親子のコミュニケーションの増加、充実に大きな効果をもたらすとされております。この事業を円滑に効率よく実施するには、乳幼児健診会場が最適とされ、その際には保育士や読み聞かせボランティアなどが保護者へ読み聞かせのアドバイスや実演することでその効果を実感してもらうことが重要であります。しかしながら、さきの議会でもお答えしたとおり、当市の乳幼児健診施設は手狭な環境にあり、現段階でのこの事業の実施は困難でありますが、将来施設などの充実が図られた場合、実施する方向で各関係機関と協議しながら検討してまいります。現在市立図書館は、保護者と赤ちゃんが絵本を通して触れ合う場として、赤ちゃんコーナーを設けたり、各保育園や児童館などへ団体貸し出しを積極的に奨励しており、その利用は大きく伸びております。乳幼児対象の出張おはなし会も実施し、多くの園から好評をいただいております。

◎富永元順君

まずは、質問漏れがありますんで、ミュージックアイランド構想についての２点目と３点目、スポーツ観光交流拠点施設の建設計画の概要と音響設備についてであります。5,000人収容のイベントでありますので、やはりどうしてもいろんなイベントをするにも、やはり音響設備が一番のかなめであると思っております。そういった意味でこの音響設備、聞いたところによりますと、ほとんどの全国のこういった大型施設、イベントホールはですね、必ずこの音響設備に関しては後で改修するというんですか、多額の予算を使ってまた改修するという事例があるということを聞いております。なぜそうなっているのかというのも、いろいろと事情があるようでありますけれども、やはり最初からこの音響設備だけは専門家の意見、こういった建設会社と一体となったような、こういった設備という入札というんですか、そういったものじゃなくて、全く切り離してこの施設に合った音響設備をですね、ぜひ備えていただきたい。どういう宮古島市が5,000人収容のイベントホールに対してスポーツイベントであったり、音楽イベント、特に音楽イベントにやはり野外に雨天時に対応するために安心してイベントができるというので、これから多くの方々が利用すると思いますので、ぜひこの音響設備についてですね、どう現在取り組んでいるのか、お聞きしたいと思います。

３点目の中央公民館の跡利用、これについても去年の議会でも取り上げましたけれども、あの施設をできれば耐震補強をしてですね、ミュージックアイランドとしての施設、例えば子供たちをたくさん、高校生のバンドもあります。しかし、ちゃんとした防音装置のあるような施設がほとんどありません。そういった高校生、若い人たちのバンドをやっている人たちの練習場所、それからそこでまたちゃんと設備のもとにレコーディングができるような部屋、それからやっぱりコンサートホール、こういった多種多様なですね、音楽に対応できるような施設としてぜひ改修をしていただきたいと思いますけれども、当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それでは、再質問に入りたいと思います。川崎市の事件についてでございますけれども、去った13日の衆議院予算委員会でも我が党公明党の浮島とも子議員もこの川崎市内の中学１年生の殺害事件に触れまして、地域の人が学校運営にかかわる学校運営協議会、これまで教育長も申しておりましたけれども、スク

ールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察署などの関係者が連携を深める重要性を訴えたところですね、予算委員会で。安倍首相は、川崎市の事件を二度と繰り返さないためにも、関係機関が連携し、社会総がかりで子供を育てる学校に転換すべきだと言っております。これまでの学校のあり方を転換していくべきだということを安倍首相も述べております。また、同じ日のですね、11時のちょっと私も聞いたんですけども、ＮＨＫのニュースでこの川崎市での事件を受けて、文部科学省が先月27日から３月９日の間に緊急調査を行っております。その結果、学校を休んでいて連絡がとれなかったり、学校のそのグループから暴行を受けたりして命や体に被害が及ぶおそれのある子供は全国で現在400人に上るという、こういうニュースがございました。その内訳を見ますと、小学生が74人、中学校が243人、高校生が75人、特別支援学校の児童生徒が８人、その中で最も多かったのが大阪府で65人、次いで静岡県が60人、ちなみに沖縄県は15人おりました。九州では福岡県の42人に次いで２番目に多くなっておりました。この緊急調査、文部科学省が行った、これは宮古島市の教育委員会にも県の教育委員会が問い合わせあったのかどうか、お聞きしたいと思います。宮古島市にもいるのかどうか、それについてもお答えを願いたいと思います。

次に、太陽光発電、ＬＥＤ、クーラーの設置でありますけども、今教育部長から太陽光が設置されているのが小学校18校のうち９校、半分ですね、中学校が15校のうち４校、まだ３分の１にも達しておりません。ＬＥＤも体育館を中心に順次進めていくということでありますけれども、残りの学校は今後どういう計画があるのか、太陽光発電システムの設置はどういう計画があるのか、お聞きしたいと思います。

太陽光発電の場合には、売電をしておりますよね。この売電の収入というのは幾らぐらいあるのか。以前は学校が光熱水費の節約に取り組んだ場合に、報奨金みたいのですか、こういったのが学校側に償還というのか、これが戻るというような制度があったと思いますけれども、これについて現在どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、給食費無料化の取り組みについてでありますけれども、2,200万円以上の予算がかかるということで、教育委員会としては実施したいんだけれども、財政当局がちょっと予算化できないということでありますけれども、財政当局にですね、ちょっとお聞きしたいと思います。これは、今いろいろとプレミアム商品券を宮古島市としても発行しようと、国の地方創生の立場からやろうと。であれば、保護者が、親が負担しているこの2,200万円がもしなければこれ間違いなく消費に回ります、個人消費に回ります。そういった意味で、これは地域の経済の活性化にもなる。市の財政の負担にもなるけれども、これが第３子からの子供の給食費が無料になればですね、この2,200万円の予算というのは、間違いなく親の手元に残りますから、これは個人消費に間違いなく回ると思っておりますので、そういった観点から個人消費を促す、宮古島市の経済活性化のためにもぜひこれは必要であると思いますけれども、財政当局の総務部長の見解もお伺いしたいと思います。

次に、ブックスタート事業、石垣市に問い合わせたところ、石垣市は2011年６月から図書館でこれ始めているんです。図書館の職員が対応しております。2011年６月にスタートしたときには１年半の健診のとき、現在は３カ月か４カ月の健診のときに対応しているということであります。いろいろと土日が公務員が休みということで、いろんなローテーションがあるようでありますけれども、予算はですね、本代が30万円、本を入れるバッグ、これが10万円、今のところ40万円でこのブックスタート事業を進めております。

そういった意味では、今さっき生涯学習部長が今度はスペースがないと、手狭だと。だけど、中央公民館なんか利用すればですね、できるんじゃないですか。ぜひこの予算も余りかからない方法でできると思いますので、これぜひ補正でもつけてですね、やっていただきたい。最近のニュースでですね、市内に何年か前からあれありんこ文庫というんですか、池城かおりさんという方が個人で絵本図書館ありんこ文庫というのを立ち上げて、赤ちゃんに絵本を提供しております。読み聞かせもしております。そういった方々もおられるんで、この池城さんの活動に対して、島内の企業も財政的に支援していこうということで、新聞にも載っております。そういった意味で、ぜひですね、これは行政が真っ先に取り組むべき問題だと思います。やはりこれからの子供たちの幼児教育、これが基礎になる大事なこれ事業であると思いますので、ぜひこれをですね、早急にやっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、Ｂ―53号線、建設部長は緊急性、必要性を鑑みて、可能性じゃなくて実施するということをぜひ取り組んで言ってくださいよ。可能性を調査するのではない、やらないということと一緒ですから、ぜひこのＢ―53号線についてはやっていただきたいと思います。

それからまた、出口通り（県道78号線）でありますけれども、これは当初はマクラム通りまで、福嶺病院前までやるというのは決定していたんですよ。それを途中で県の当然トップがね、宮古の。いろんな理由をつけてやめさせた経緯がありますので、そういったことも含めてね、それはいいとしても、やはりこれから高齢化、また国もですね、これから中心市街地が寂れている、シャッター通りになっているということを踏まえて、というのは大型商業施設がみんな郊外に行ってしまった、そういったことで中心が寂れてきた。それはまた再度取り戻すために国としても新たなそういう政策、それにいろんな助成をしていこうということで、コンパクトシティー構想というのを立ち上げております。そういった意味で、単なる出口通りは拡幅するだけじゃなくて、この背後地を目いっぱい昔東市場もあったし、いろんな意味でまとめて土地を持っている方もおります。そういった背後地をですね、ぜひ活用して、昔のにぎわいがある、年寄りが安心してですね、歩いて買い物ができる、今年寄りは北団地にいても、車のない方はタクシーで買い物に来ています。サンエーでもよく見ます。そういったわざわざタクシーで来るようなことじゃなくて、歩いて買い物のできるようなこれからまちづくりが私は必要だと思いますので、ぜひこの出口通りの拡幅についてもですね、単なる拡幅じゃなくて、いわば開発事業というんですかね、再開発事業をミニ版でもいいですので、これを取り組んだ拡幅整備にぜひつなげていただきたい。以前にもその通り会の方々を集めてそういった構想を話ししたことはあります。この中に大型とはいかなくても中型の店舗を誘致しながら、この拡幅整備を図っていくと、そういうことによって年寄りが安心して買い物ができる、こういったまちづくりができるんじゃないかと。博物館も今のところ遠いところにあります。そういった博物館がまた移動博物館ができるような施設もそういった施設の中に入れていく。例えば景観条例でどうなるかわかりませんけれども、10階ぐらいの建物を建て、そこを集中的に高齢者が住めるようなそういう最近介護つき高齢者住宅というのが今求められていると聞いておりますので、そういったものもできるような再開発事業も含めたこういった事業をコンパクトシティーというんですか、そういった事業をぜひ取り組むような形での出口通りの整備をぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私道整備についても、これまで施行されてから14件のそういう実績があるということでありますので、宮古島には本当に何十年たっても整備されていない私道がたくさんあります。どんどんですね、補助金が180万円が限度でありますけれども、これをぜひですね、大いに活用しながら、住みよい環境というんですかね、まちづくりを進めていただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

スポーツ観光交流拠点施設の音響設備について、この施設は大規模なコンサートなどの開催を想定しております。そのため大音量残響対策として吸音設備を充実させることにしております。また、アリーナ内において良質明瞭な音、サウンドを提供するため、スピーカーシステムの充実化を図っております。そして、スピーカーの配置、器材についても、直接音、それから反射音を機密に計算をした設計としたところでございます。

それから、訂正ございます。午前垣花健志議員の進入路の件で、幅員を10.5メートルと説明をいたしました。12メートルでございます。車道が７メートル、それから歩道が５メートルということでございます。済みません。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

まず、中央公民館の跡利用についてでございます。耐震化を図りながら、音楽関係の施設としての有効活用ができないかというご質問でございますけども、中央公民館は昭和56年６月１日の新耐震基準施行以降の昭和60年６月に建築されておりますので、耐震化を図る必要はありません。未来創造センター建設後の中央公民館の跡利用については、解体撤去も含め、今のところは白紙の状態であります。今後は、これから策定予定の公共施設等総合管理計画の中で跡利用等について検討してまいりたいと思います。

また、再質問でありましたブックスタート事業についてでございます。子育てで大変なお母さん方ですので、ブックスタート事業は乳幼児健診を利用して実施しているところが多いと聞いております。もし仮に図書館や中央公民館でブックスタート事業だけを単独して行った場合、果たしてどれだけの親子が参加してくれるか不透明でありますので、その他の方法も考えながら検討していきたいと思います。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

プレミアム商品券の例がございましたので、それについてのご質問にお答えいたします。

今回の補正でお願いをしてございますプレミアム商品券についてですが、その中で消費喚起型と生活支援型がございます。議員のご質問の内容から言いますと、多分生活支援型になろうかと思います。その中では、多子世帯プレミアム商品券というのがございます。これは、子供が多い方が対象になった商品券でございまして、そういったものを今回の商品券で予定をしてございます。

また、給食費の補助については、総務部長から答えさせていただきます。

◎教育長（宮國　博君）

今議員がお話になったテレビのニュースの件ですね、これは文部科学省がですね、全国の教育委員会を通じて全ての学校に調査を行っております。私どものところには、県の教育委員会を通してですね、３月３日付で調査の依頼が来ております。それで、調査をしまして３月９日付で報告をしてあるんですが、本市においては、この調査の中で危害が及ぶおそれというような子供たちの該当者はゼロでございます。小

学校、中学校、男女ともにゼロでございます。そのように報告してあります。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

給食費についてお答えしたいと思います。

国の補助が二、三年前ぐらいにあったと思うんですよ、給食費のね。それについて、一応国のほうからも補助金が打ち切られて、しかしその分の充当という形で予算化はしてあります。平成27年、新年度予算については3,350万3,000円予算化しておりまして、これを１人に当たりに換算すると、約6,600円の給食費の補助はしてあります。ただ、平成28年度からやっぱり合併算定がえの交付金が減額されるという中で、それと団体に対する補助金もおおよそ３％カットされるということで、やっぱり一般財源をいかに確保するかというのが大事でありますので、やはりその辺については今後検討させていただきたいと思います。

◎教育部長（奥原一秀君）

小中学校の太陽光設置に伴う売電の料金ですけれども、平成22年度に設置をしてからおおよそ年間を通して20万円ほどが売電料として入っているという状況になっております。

もう一つ、この光熱費を抑制をする学校への報奨制度なのですけれども、平成23年度、平成24年度、平成25年度の期限つきで３年間を実施をしておりまして、その光熱費の抑制を図った学校については、次年度の予算のほうに予算組みをしてもらうというような感じで取り組みを実施をして今現在は行っておりません。

◎建設部長（下地康教君）

１点目のＢ―53号線の整備につきましてですが、現在事業継続中の路線のですね、事業完了を見ながら総合的に判断して、県に再度採択に向けて要請をして頑張っていきたいというふうに考えております。

２点目に県道78号線の整備につきましてのご質問でございますが、再開発を含めたコンパクトシティーの考え方は、これからのまちづくりには必要になってくるというふうに捉えております。しかしながら、これにはですね、かなりの事業費と十分な調査、検討、さらに関係機関との十分な調整が必要となってきます。したがいまして、県と十分に話をしながらですね、検討していきたいというふうに考えております。

◎教育部長（奥原一秀君）

光熱水費の学校への抑制の部分の報奨の年度をですね、平成23年度、平成24年度、平成25年度と言いましたけれども、平成22年度、平成23年度、平成24年度の間違いでございましたので、訂正しておわびしたいと思います。失礼しました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで富永元順君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩して、３時25分から始めたいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後３時11分）

再開します。

（再開＝午後３時25分）

本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長いたします。

それでは、休憩前に続き一般質問を行います。

質問の発言を許します。

◎西里芳明君

一般質問をする前に、まずおわびから行いたいと思っております。平成26年12月定例会から今３月定例会にまたがって、市議会を混乱させていることは、全て私の勉強不足からだと強く反省しております。市民の皆様、市議会の皆様に心からおわび申し上げたいと思います。どうも申しわけございませんでした。これからも皆さんのご指導を仰ぎながら頑張っていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。まず初めに、市長の政治姿勢についてでございますが、12月定例会の一般質問について、ある議員が私を含め当局幹部があたかも不正を働いているような発言がありましたが、当局側からの明確な答えが得られないまま今日に至っております。私も当局も質問のあった議員からすれば、両方とも法に触れるようなことをした扱いをされているところでございます。どうか当局におかれましては、本当に私と当局の間でこのような行為があったのかどうか、明確なご答弁をよろしくお願いします。

保良の天然ガス試掘についてでございますけども、昨日の下地明議員に対する答弁がございまして、進捗状況、再試掘はどうするのか、県との調整は行っているのかということは、きのうの質問で答弁されていますので割愛させていただきたいと思います。

３点目の付随水を利活用しての農業を検討している農家が二、三人いると聞いております。私の前にもそういった温泉水を利用しながらのマンゴー栽培とか、施設園芸、ゴーヤ農家ですね、ほとんどゴーヤは春先から、マンゴーは夏場にかけてということで、季節的にしかできない農作物であります。これが温泉水の温水を利用することによって、季節外でも冬場でも育成して実がなるのかなという気がしますので、この辺のご答弁をよろしくお願いします。

続いて、旧城辺役場の跡地利用についてでございますが、この件に関しても前述の下地明議員に対しての答弁でございますが、平成29年度別の施設との兼ね合いもあるという答弁でございましたけれども、これ別の施設とは何なのか、私の聞き漏らしもございましたので、その辺を含めて答弁よろしくお願いしたいと思います。

次に、旧城辺中央公民館の跡地利用は検討しているのかどうか、その検討していることはあるのか、また解体工事をして更地にしてですね、２年以上もたつわけですから、当局におかれましては検討していただいているものと思いますので、その辺も含めてご答弁よろしくお願いします。

次に、学校統廃合の施設跡地利用についてでございます。最初に、宮原小学校が鏡原小学校と４月に統廃合されます。それで、宮原小学校は空き小学校になってしまうことから、宮原小学校を今後どうやって利活用していくのか、これから多くの小中学校が統廃合されることになっています。統廃合しても、城辺の地域は小中学校合わせて８校、伊良部島で４校ですね、それから池間島、狩俣、西辺北あたりまで来ると16校ぐらいになると思いますね。この辺の跡地利用をどういうふうに活用していくか、その検討はされているのかどうか、これから統廃合が進んでいく中、やはり地域に学校がなくなるということで、そこに通う生徒さんもいなくなるわけなんですよね。そういうことからやはり地域の皆さんが学校統廃合を懸念されていることは、小中学生がいなくなるとますます地域のほうは過疎化が進んでいくんじゃないかなということで、この質問を取り上げさせていただきましたので、ご答弁のほうよろしくお願いします。

答弁を聞いてから再質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時31分）

再開します。

（再開＝午後３時35分）

◎副市長（長濱政治君）

市で業務を執行するに当たっては、特定の議員あるいは特定の建設業者に便宜を図るようなことはしておりません。法令等にのっとり適正に業務を執行していると考えております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

天然ガスの試掘についてでございます。天然ガスの試掘について、農業における付随水の熱利用についてのご質問がございました。

付随水の温度が約70度Ｃと高温であることから、有効的な手段としまして、施設園芸等への利活用が期待されるところであります。今後宮古島市の利活用検討委員会及び県の利活用検討委員会において検討してまいりたいと思っております。また、宮古島市の利活用検討委員会にもですね、農業的利用ということを考えまして、県の農林水産部宮古農林水産振興センターも入っていますし、またＪＡおきなわ宮古地区本部の本部長、それから宮古島市の農林水産部長、オブザーバーとしまして農政課長等も入ってございますので、そういった観点からも検討していきたいと思っております。

◎教育長（宮國　博君）

宮原小学校の跡地利用と、それからこれから空き校舎になるところとの跡地利用についてです。

宮原小学校の跡地利用については、宮原地域からの提案やあるいは宮古島市で活動中の企業から企画書などが教育委員会に届けられております。議員ご指摘のように学校施設跡地の利活用は、その地域の活性化にも大きく直結するものでありますので、これからですね、市長部局との関係各課と情報交換しながら早い時期から検討できるような体制づくりが必要であると考えているところでございます。議員がおっしゃるように適正化だけの話でずっと進んでいるような形ではございますけれども、実は正直申し上げまして、適正化の議論だけで私ども教育委員会はもう手いっぱいでございました。ようやく落ちついてきましたのでね、これから今指摘されましたような形での体制づくりをしっかりとつくっていきたいと、このように考えております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

旧城辺庁舎跡の建設を予定している児童館施設なんですが、複合施設なんですが、おくれた理由はですね、平成26年度完成予定の平良児童館が１年間おくれましたので、平成27年度にずれましたので、その影響で１年ずれるということになります。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

旧城辺公民館の跡地利用についてであります。議員ご指摘のとおり、現在建物は解体して更地の状態であります。跡利用については、今のところは白紙の状態であります。今後地域の活性化を含めて検討して

まいりたいと思います。

◎西里芳明君

ご答弁ありがとうございました。

１点目の私の市長の政治姿勢についての質問に対する答弁ですけど、特定の議員あるいは特定の建設業者に便宜を図ることはないと、法令等に従っているということを申し上げていますが、すなわち彼がおっしゃるようなことは一切なかったということですか。もう一度ご答弁お願いします。

２点目の天然ガスですね、付随水の問題、今後利活用検討委員会において検討してまいりますと、農業用利活用についても市の検討委員会でも考えていくと、とにかく小さな宮古島市、農地もそんなに大きいとは思いません。でき得る農業を開発してこそやはり島のためになる農業だと考えますので、これからも一生懸命考えて利活用されていくようお願いしたいと思います。

３点目の城辺町跡地利用の問題なんですけども、平成26年度に平良の児童館ができなかったと、１年間おくれたという話なんですけどもね、これ城辺の役場跡地の利用検討委員会というのは、もう２年も３年も前から検討委員会を立ち上げてですね、やってきて、これで平成28年度にはできるもんだと考えていると、今度平良地区がこうだったからこうだというふうな話なんですけど、これやっぱり更地にして、土地もつくる跡地もある、それから検討していってもらいたいと思うんですけれども、どうなんですかね、福祉部長。これもう一度ご答弁願いたいと思います。

４点目の旧城辺公民館の跡地利用でございます。これもですね、更地にしてあると、解体もしてある。間違いなく解体して更地にしています。しかしながら、この辺、この地域は保育所もあったり、団地等があったり、更地にしていると子供たちが遊んで、どうも心配だなと思われるところもございます。団地が城辺でも今のところ不足していると私は思うんですね。それで、白紙の状態という発言よりも、やっぱり団地が軒並みそこにあるんですよ。その団地をつくる検討とかもなされてみてはいかがかなと思いますので、その辺もあわせてお願いいたします。

次に、学校統廃合の問題でございますけど、市長部局、関係課情報交換しながら早い時期から検討して体制づくりを目指して頑張りたいと。これ教育長、あなたが答えているわけですからね、教育長としての見解、例えば宮原小学校にはこういったものがいいんじゃないかとか、ああいったものがいいんじゃないか、私的に考えますと、今皆さんがただしています専門学校などを持ってこられてもいいんじゃないかと思いますけど、教育長の見解が聞ければと思いますので、よろしくその辺も含めてお願いします。

簡単ではございますが、私本当に皆さんに迷惑かけていることをわびながら今回の３月定例会の答弁を聞いてから質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎副市長（長濱政治君）

市長の政治姿勢についてでございます。業務の執行に当たっては、法令等にのっとり、適正に業務を執行しているということでございます。

◎教育長（宮國　博君）

大変難しい質問でございますが、まずこの空き教室を利用する、あるいは空き校地を利用する形に今後なるわけですが、この地域の人たちが十分理解できる企業、仕事場であるということですね、それからもう一つは、願わくば地域の人たちを雇用できるような企業であるということ、それから社会的にといいま

すか、地域的に会社のあるいは企業の性格上合致するというようなところ等からの使いたいという形が来れば大変ありがたいなとは思ってはおります。学校という歴史ある施設でもありますし、土地でもありますので、これに合うような形の、あるいはそういう形にそぐうような形の企業が来てくれたら大変ありがたいなとは思っておりますが、幾つか来ておりますのでね、これを関係する部署との話し合いの中で生かしていくということです。私ども教育委員会としては、今のところ学校は我々の管轄になっておりますが、適正化が進みまして、学校という校地という役目あるいは校舎という役目が終わった土地あるいは建物は、これは当然教育委員会から管轄を外してしかるべき場所、例えば財政課、用度管財係のほうに移してですね、そことのつなぎによって利用するという形になると思います。教育委員会が直接企業にどうぞ使ってくださいとか、使っちゃだめですという話にはならないと、こういうことでございますので、その辺の整理をしながらしっかりと関係部局と相談していきたいと、こういうことでございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

跡地利用の検討委員会から要請を受けたのが平成26年２月でございます。それで市の方針として決定したのが３月28日でございます。その時点で既に平良児童館もう計画進めていまして、実施計画進んでいまして、たまたまそれが建設地の変更でずるずるになって、平成27年度の繰り越しで今計画していますけども、単年度で同じような施設を、同じようなというか、同施設を２件つくるということは大変難しい、進行するのは難しいということで、財政との協議のこともありまして、それが実施計画と、それから着工する期間が２カ年にわたりますので、平成29年度ということで説明を申し上げました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時50分）

再開します。

（再開＝午後３時50分）

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

旧城辺公民館の跡地で団地の整備ができないかということでございますが、団地の整備については、担当部署が別でございますので、担当部署と協議してみたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで西里芳明君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後３時51分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月20日（金）　　７日目

（一　般　質　問）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第７号

平成２７年３月２０日（金）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月２０日

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時03分）

◎出席議員（２６名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇德	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃	〃	（２５〃）	下地 智	〃
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	会計管理者	宮国 高宣	君
副市長	長濱 政治	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	消防長	来間 克	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	教育長	宮國 博	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
建設部長	下地 康教	〃	財政課長	仲宗根 均	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	選挙管理委員会委員長	下地 淳徳	〃
上下水道部長	砂川 嚴	〃			

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

◎議長（眞榮城德彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第７号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、昨日に続き質問を行います。

本日は、粟国恒広君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎粟国恒広君

一般質問３日目、週末の金曜日ということで、少し皆さんお疲れぎみだと思いますが、最後まで頑張っていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

一般質問入る前に、市長にお礼をちょっと述べたいと思います。本年度、かねてから久貝自治会の懸案でした久貝自治会の公民館の建てかえ工事の予算が計上され、新公民館が建築されることになりました。久貝自治会の皆さんのみならず、久松地域の皆さん大変喜んでいます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、私見と要望を交えながら一般質問を行いたいと思います。当局におかれましては、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。宮古島市市制施行10周年を迎え、現在旧市町村にある庁舎を１つにまとめ、市長の施政方針にもうたわれていましたように、総合庁舎の建設についてですが、今後の計画についてお伺いいたします。この質問に関しては、初日の一般質問に下地明議員も質問したと思いますが、合併特例債を利用し、５年後の平成32年度までに供用開始をしたいという答弁がありました。建設に当たっては、建設場所の位置が最も大事だと思います。建設場所の選定計画がありましたら、お伺いいたします。

次に、自衛隊配備陳情についてですが、この質問にも同僚議員が質問していました。自衛隊配備に関して、市長は国の調査内容を検討し、調査内容を議会で議論して、それから判断するということですが、そのように解釈してよろしいですか、お伺いいたします。私、個人的には自衛隊配備に対しては大賛成でございます。答弁のほうよろしくお願いいたします。

次に、下地島空港利活用についてお伺いいたします。下地島空港及び周辺用地の利活用事業提案募集に、去った２月のマスコミ報道で、これ沖縄タイムスの記事ですね、星野リゾートやプライベートジェット等の受け入れ、マルチコプターの操縦士技能者の育成、パイロットの育成など４事業が選定されたと伺っています。下地島空港は県の管轄空港でありますが、所在地は宮古島市にあることから、宮古島市としてその事業提案は、宮古島市として考えている提案はなかったでしょうか。その辺もお伺いいたします。

次に、スカイマーク長期運休について、また離島住民等の交通コスト負担軽減事業についてお伺いいたします。スカイマークは民事再生法手続を申請し、３月29日から全面運休するとの報道がありました。スカイマークの那覇―宮古間の路線参入により、観光や農林水産業、教育面で各面にわたり好影響を与えたと思います。また、離島住民の経済的な負担の軽減にも貢献し、その恩恵は幅広いものがありました。下地敏彦市長も浦崎唯昭副知事、石垣市の中山義隆市長、多良間村の伊良皆光夫村長とともに、東京のスカ

イマーク本社を訪れ、那覇―宮古間、那覇―石垣間の路線の継続を要請したということですが、市民は撤退後の影響をすごく心配しております。今後空港の所在する那覇市長含め11市長会で、一日も早く路線の再開の要請を再度してみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

また、離島住民等交通コスト負担削減事業ですが、県は2015年度で約７億円の予算を計上し、盛り込まれて確保しているということですが、離島割引は離島住民、離島出身の高校生らが利用できる離島割引の料金で、新聞報道によりますと8,000円程度におさまる見通しとのことですが、那覇―宮古間の運賃を一律7,500円、往復１万5,000円程度、そして県内、県外の方々、そしていろんな航空を利用する方々の料金を当日料金も含め一律7,500円の交通コスト削減事業を取り組んでみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、平成27年度の与那覇湾環境総合整備計画についてお伺いいたします。平成24年７月３日にラムサール条約湿地に登録された与那覇湾は、将来にわたって保全をし、与那覇湾及び周辺の利活用基本計画が平成27年度より実施されるとのことですが、平成27年度の利活用計画についてお伺いいたします。

次に、３漁業協同組合の合併についてお伺いいたします。去った１月31日に伊良部大橋開通により、宮古島市が１つになりました。現在平良漁業協同組合、池間漁業協同組合、伊良部漁業協同組合がありますが、その３つの漁業協同組合を合併する計画はどのように進んでいるのか、お伺いいたします。これは、アーサの採取に関しても大きな問題だと思いますので、ぜひ答弁をよろしくお願いいたします。

次に、地域子育て支援事業についてお伺いいたします。保育士の確保と待遇改善ですが、去った12月定例会でも私は質問しました。本定例会でも平成26年度一般会計補正予算の中で、地域子育て支援事業の補助金が減額され、減額の理由が地域子育て支援事業に保育士の確保ができないためだと伺っています。実施を見送ったことには、保育士の確保が優先されると思いますが、保育士の確保によっては保育士の労働賃金、すなわち保育士としての給料、待遇改善としては労働条件の改善、正社員と臨時社員の待遇改善が必要だと思いますが、本市の保育士の確保と待遇改善についてお伺いいたします。

次に、多子世帯や低所得者に対する保育料についてお伺いいたします。平成27年度より国の制度で保育料の見直しがありました。国の基準よりも本市は低い従来負担額と同額の設定となっていますが、兄弟、多子世帯の家庭によっては、２人目は半額、３人目は無料となっていますが、子供をたくさん産み育てる環境をつくるためには、２人目以降の子供の保育料も無料、また事情のある母子家庭、父子家庭については保育料は無料で子育てを支援し、保護者の経済的負担の軽減はできないでしょうか、お伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。去った２月15日に宮古島市教育の日に市の小学生の学力が全国水準に達していることが明らかになりました。教育長、おめでとうございます。これは、大変すばらしいことだと思います。オール宮古島で教育推進を行ったことがこの結果を生んだと思います。今後小学生の学力だけではなく、中学生の学力向上にも取り組んで宮古島市の子供たちの学力がますます全国レベルに達し、学力が水準に達することを願うところでございます。そこで、今後の学力向上についての取り組みをお伺いいたします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。オリックスキャンプがことしよりキャンプ地を宮古島から撤退しました。20年にわたりキャンプを実施していたプロ野球オリックス球団の一軍選手のキャンプが撤退し、オリックスキャンプ撤退後の経済的影響、観光客の動員影響についてお伺いいたします。

また、プロ野球キャンプ誘致に関しては、新球場の建設が求められると思いますが、アメリカ大リーグが利用しているような４面、多面の球場を建設してみてはいかがでしょうか。新球場建設に当たっては、初日に新里聰議員も質問していましたが、副市長の答弁では、スポーツアイランド構想で検討するということですが、私も伊良部大橋開通の経済的起爆剤として伊良部Ｂ＆Ｇ海洋センターあたりの一帯を検討してみてはいかがと思いますが、その辺についてもぜひ検討をよろしくお願いします。

２点目に、クルーズ客船誘致についてお伺いいたします。この質問に関しても、前日も垣花健志議員が質問して、かなり濃い、突っ込んだ質問をされましたが、やはりＰＲ不足が原因じゃないかなということです。受け入れ態勢に対しては、下崎地区の５万トンクラスの客船が来ても対応できるような設備と、また漲水地区において今後７万トンクラスの客船が来ても対応できる設備の事業化を強化してクルーズ船誘致に安全に寄港できるＰＲが必要と思いますが、ＰＲの取り組みについてお伺いいたします。

次に、農林水産業についてお伺いします。基幹作物でありますサトウキビが年内操業が実施され、農地の有効活用、農家の所得向上が期待されています。そこで、新年度の農薬購入補助、堆肥の補助や速乾性肥料購入の補助についてお伺いいたします。

次に、アーサ採取についてですが、この質問に関しては初日から同僚議員も何度も質問していますが、私は久松のちょっと地元の事情から、久松のことをちょっと取り上げて質問したいと思います。

与那覇湾のアーサ採取のことについては、まさに地元久松では大変大きなショックを受けました。何しろ昔からの習慣として、年１回、２月ごろに旬の味覚として自生しているアーサをとって本土や沖縄にいる子供たちに送ってあげたり、近所住民に分けてあげたり、海の幸を受けてきたわけであります。そして、与那覇湾はアーサの養殖地の特区には指定されていないこともあり、漁業者の生活を脅かすほどの採取はしていないということです。ちなみに、宮古島漁業協同組合の設立の経緯には、久松漁業協同組合が基本となり、基礎となり、当時の先輩たちから調査してみると、地元の用地を担保、設備資金に借り入れし、200名余りの会員を出資して設立されたと伺っています。また、担保した土地は平成10年に売却され、漁業協同組合の出資金として300万円余り出資したということです。しかし、何の通知もなく、組合員の資格を失い、今では７万5,000円払わないと準組合員にはなれないということですが、久松の漁民は納得できません。そこで、お伺いしますが、久松地区で漁船を所有している人、土地の組合員の資格の回復はできないでしょうか。そして、出資金はどうなっているのでしょうか、答弁をよろしくお願いします。

３点目に、久松の赤浜船着き場についてお伺いいたします。この質問に関しては、一般質問のたびに質問してきました。去った２月ごろには、砂の除去作業がまた行われています。同じ作業の繰り返しです。伊良部大橋の工事に伴う影響から、伊良部大橋建設事務所は潮流の検査を実施したと伺っています。潮流調査結果と今後の整備についてお伺いいたします。この件に関しては、私はミスター赤浜と久松で言われています。ぜひ伊良部大橋の開通の件で赤浜船着き場が被害をこうむっているということから、潮流調査結果と今後の整備について市長、これは市長に答弁をお願いします。

次に、道路行政についてお伺いいたします。１点目に、県道平良久松漁港線、伊良部大橋、平良下地島空港線の信号機設置についてでございますが、去った１月31日、伊良部大橋開通により久松漁港線、県道久松漁港線の車両の交通量がかなりふえています。これかなりというよりも相当ふえています。朝のラッシュ時には、県道に久松地域から出ることできません。本当に大渋滞です。これ当局の皆さんも一回通っ

てください。そして、議員の皆さんも朝７時30分から８時15分の間、これまず土日でもいいですから、まず体験してみてください。そこで、伊良部大橋建設に向けては地元住民説明会では、伊良部大橋開通までには信号機の設置はやりますという住民説明会でしたが、いまだに信号機が設置されていません。この質問には、同僚の仲間則人議員もたびたび一般質問していると思いますが、松田整形外科前、久松中学校正門前、そして国道390号線ファミリーマート、久松変電所の交差点、右折専用の信号機がありません。右折専用の信号機がないもんで、黄色信号から赤信号になると同時に20台ぐらい立て続けに行っています。信号無視なんですよ。そういった危険状況に今現在置かれています。一日も早く信号機の設置をお願いしたいと思いますが、その設置の計画についてもお伺いいたします。

次に、平良久松32号線、同線より久貝28号線臨海道路までの道路延長についてお伺いいたします。松原32号線は久松小中学校児童生徒の通学路として重要な道路です。建設部長、この道路はわかりますよね。東側には歩道が設置され、一番通行量の多い、児童生徒の通学路には歩道が設置されていません。一日も早く歩道つきの道路拡幅整備をお願いしたいと思います。その道路より、ログハウスより県道久松漁港線よりトゥリバー臨海道路、この地域に関しても都市計画の中でいろんな住宅地もふえてきて道路が必要だと思われます。今建設されているトゥリバー臨海道路へその県道から西側にもう一本道路ができれば、いろんな意味で交通量の削減ができ、安全に子供たちが登校できるものだと思っていますので、ぜひログハウスより副市長宅の南側ですね、を通ってトゥリバー臨海道路の延長計画はされないものですか、お伺いいたします。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。答弁よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

自衛隊の配備要請についてであります。これまでも答弁しているとおりですね、近々国はさきに実施した適地調査についての報告をしたいとしております。その内容を聞き、また同時に議会にもこの内容を提示いたします。議会としても大いに論議をしていただいて、対処していただければありがたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

総合庁舎の建設についてでございます。平成17年の市町村合併時、地域住民の要望等を踏まえまして、旧市町村の庁舎を活用した分庁方式で行政運営を進めてまいりました。しかしながら、分庁方式により、農業関係は上野庁舎、建設関係は下地庁舎、教育関係は城辺庁舎と業務が分散し、市民の利便性の向上や行政における事務の効率化等の面から課題が出ております。これらの課題の改善や庁舎の維持管理に伴う物件費の抑制、さらには防災機能の強化等の観点から総合庁舎を建設すべきだと考えております。総合庁舎の建設につきましては、財政的な負担を考慮し、合併特例債を活用して建設するのが好ましいと考えております。具体的な建設スケジュールや建設場所、規模等については今後検討してまいります。庁舎等の建設検討委員会というのがございまして、これは１回行っております。まだ具体的な場所とかなんとかというふうな詰めの作業まではいっておりませんけども、その中で議論していきたいというふうに思っております。

次に、与那覇湾環境総合整備計画についてでございます。与那覇湾環境総合整備事業について、今年度事業は測量調査設計委託、平成26年度与那覇湾環境総合整備工事を行います。測量調査設計委託は完了しておりますが、平成26年度与那覇湾環境総合整備工事は鳥獣保護法に基づき、建築物、その他の工作物の

新築及び増築について環境省の許可を得ましたが、その許可にアカアシシギ、クロツラヘラザキの飛来している期間は工事を行わないことの条件が付されたため、同鳥類が飛来している期間、工事箇所の一部をストップいたしました。そのため年度内の工事完了ができなくなり、平成27年度に繰り越しております。平成27年度は湾奥部底質改善、遊歩道工事、保全再生効果検証等を実施してまいります。湾奥部底質改善、国道のすぐそばの部分、つまり沖縄製糖の排水ありますよね、あの近辺と、それから上流側の遊歩道工事とか、そういったたぐいを上流のほうから着手していきたいというふうに思っております。

それから、新野球場４面球場についてです。昭和63年に宮古島市ではスポーツアイランド構想を策定いたしました。全日本トライアスロン宮古島大会を初め各種スポーツ大会の開催やオリックスプロ野球球団のキャンプ等、数多くのキャンプを受け入れてまいりましたが、平成26年をもってオリックス球団のキャンプ撤退は、本市の地域経済、観光振興に影響が出ることと懸念されております。今後スポーツアイランド推進の新たな展開を図り、構想の見直しによる既存のスポーツ施設の設備や運営の充実に取り組むとともに、新野球場４面球場の建設整備についてもスポーツアイランド構想の再構築の中で議論していきたいと思っております。４面の球場ですけれども、４面つくって維持管理費が相当かかるというふうなところも一応考えておりまして、しかしながら現時点では大学、高校のキャンプ申し込みが非常にたくさんありまして、今断っている状況です。その中で、じゃどうするのかということは考えていかなければいけないなと思っております。ただオリックスが撤退したということもありますけれども、そのオリックス撤退を受けて、またほかの職域の野球チームがたくさん手を挙げてまいっておりまして、そういう意味では何とか有効活用ができているというふうに思っております。

◎教育長（宮國　博君）

学力向上の取り組みについてお答えをいたします。

教育委員会としましては、平成29年度までに宮古島市の児童生徒の学力を全国水準に高めると、こういう目標を持って取り組んでおります。平成26年度の全国学力・学習状況調査において、宮古島市の小学校は全国平均に達し、中学校でも昨年度に比べて全国との差を大きく縮めることができました。特に小学校で好成績をおさめられたのは、魅力ある学校づくり推進事業を活用し、講師招聘を行い、公開授業や講演会を開催したことが大きな要因だと考えております。多くの教職員が参加することで授業改善が推進され、授業力向上へ結びつき、小学校での好成績につながりました。平成27年度は、小学校においては学力の維持、中学校では学力向上に重点を置きます。教育委員会の取り組みとしましては、まず教職員のわかる授業の構築のために、先ほど申し上げました魅力ある学校づくり推進事業を活用して文部科学省調査官や大学教授を招聘するとともに、琉球大学と連携しておりますところのずみ！ネットを活用して、教師のさらなる授業力向上を図ります。

次に、小学校での取り組みを中学校へつなげるためにも、小中連携を図り、合同授業研修会等を推進していきます。中学校における学力向上では、市内中学校の大半が小規模校で各学校に教科を担当する先生が１人という状況であり、日常的に授業改善について深めることが課題として挙げられます。そこで、宮古教育事務所と連携してブロック型研究会、あるいはエリア型研究会等の研究会を推進していきます。全国学力・学習状況調査、沖縄県到達度調査、標準学力調査において教育委員会として分析、考察を行い、各学校に適切な指導、助言を行っていきたいと思います。学校支援訪問等も積極的に行い、全校体制によ

る取り組みの充実や教師個々の授業改善を図ります。以上のことに取り組むことで、小学校の学力の維持、中学校での学力の向上につながるものと考えております。

ちなみに、大変いい機会でございますので、議会の皆さん方にも学校でどのような取り組みの形があるのかということを紹介したいと思います。実は学校ではですね、こういうふうなものが全部の学校に届いております。これは、どういうことかといいますと、これは学校支援に２つの事業が組まれますよと、このような学校支援を行政でしました。学校ではこういうふうな形で取り組んでくださいと、そして市教育委員会と学校のそれぞれの役目をこのように明確に示してあります。全体的に宮古島市立の学校で全部で共通する実践軸を、このことは月別に、期間別にですね、これだけのことをしっかりやってくださいというふうなことが学校に届けられておりますし、先生方これを持ってこの基本に沿った授業の展開をしていると、こういうことです。それから、当然学力向上というのは学校だけでできる問題ではありません。それを受けるところの児童生徒の状況が非常に大事な条件になってきますので、家庭ではこのようなことをお願いしたいということで、これは全部の生徒に届けられております。ことしも新入生にはこれを届けるつもりです。こういうふうにちゃんとつくってね。それで、幼稚園ではこのようなことですよ、１、２年生ではこのようなことをぜひ家庭でしつけといいますか、生活としてちゃんとやってくださいと、３年、４年あるいは５年、６年とこういうふうなですね、そして中学校ではこういうことをぜひお願いしたいというふうなこと、全部教育委員会のほうから家庭のほうに、あるいは学校のほうに届けておりまして、先ほど議員がおっしゃったところのオール宮古島で、学校も家庭も、そして我々行政も、オール宮古島で学力向上に取り組まなきゃならないという形を構築していかなきゃならないと、このように考えているところです。ですから、次年度ですね、平成27年度はこのような流れをしっかりと実行力のあるものにしていくと、これが教育委員会の考え方でございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、多子世帯や低所得者に対する保育料の負担軽減についてでございます。本市においては、所得に応じた階層ごとに保育料を定めており、住民税が非課税のひとり親世帯の場合は保険料は無料とするなど、低所得者世帯への負担軽減措置を行っております。また、多子世帯については兄弟児が認可保育所を利用する場合、幼稚園児から数えて２人目は半額、それから３人目は無料とする負担軽減措置を行っているところでございます。そのほかに宮古島市独自の軽減策といたしまして、中学生以下の児童が４人以上いる世帯については、保育園の保育料を無料とする軽減措置を行っております。議員提案の母子、父子世帯等の負担軽減については、今後保育料の設定に関する基本的な形が応能負担という原則のもとで定められていることから、課題として今後検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、保育士不足の原因が賃金や待遇などに課題があるのではないかというご質問でございました。保育士が不足している主な要因といたしましては、まず賃金の安さと、それから長時間労働、それから休みがとりにくいなどの待遇問題に加えて、保護者からの多様化するニーズに対する支援といった業務拡大などがあると思われております。これらのことを踏まえて、平成25年度より保育士等処遇改善臨時特例事業を活用いたしまして、私立保育所、法人保育所に勤務する保育士の賃金改善に要する資金を交付しており、処遇の改善が図られていると考えております。ちなみに、これは１人１万円程度となっている事業でございます。公立保育所においては、パート保育士等を活用いたしまして、保育士が休憩や休暇をとりやすい

ように配慮いたしました。また、保育士の資格取得支援についてでございますが、認可外保育施設保育士資格取得支援事業と、それから保育士修学資金貸付事業が県の事業でありますけれども、ありまして、保育士不足の解消に取り組んでいるところでございます。今後も県の制度などを活用いたしまして、施設等に周知を図り、活用を促して保育士の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

１点目に、スカイマーク長期運休と離島住民等交通コスト負担軽減事業についてお答えいたします。

まず初めに、スカイマークの長期運休についてですが、これまで住民や観光客はスカイマークの就航による運賃の低減や路線の増便など多大な恩恵にあずかることができました。そうした中、今回の長期運休の決定を受けまして、市としましては今後も運行を継続していただくために、議員ご指摘のとおり離島の５市町村長並びに県と２月16日にスカイマーク本社を訪れ､路線の存続要請を行ったところでありますが、今後もスカイマーク運休の影響を最小限に抑えるために、航空各社や関係機関に対しまして働きかけを行ってまいります。また、離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては、県が離島地域の割高な交通コストを軽減することで、離島の定住条件の改善を図ることを目的として実施している離島住民を主体とした事業であります。このことから、一部例外を除きまして、観光客などに対しましての賃金割引を行っておりません。

また、宮古―那覇間を7,500円まで下げることができないかということでありますが、この離島コスト負担軽減事業は、県内の離島の10路線も同じ事業を実施しておりますので、今後予算等の兼ね合いも県に確認したいというふうに考えております。

２点目に、道路行政について、信号機の設置についてお答えします。議員ご指摘の松田整形外科前の交差点への信号機設置につきましては、宮古島警察署から県警察署本部へ上申中でありましたが、宮古島警察署に確認しましたところ、県警察署本部は既に同交差点の現地調査を終えておりまして、信号機の設置時期につきましてはまだ明言はできませんが、新年度において設置の方向にあるという回答を得ております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

宮古島市における３漁業協同組合の合併につきましては、平成24年３月に策定されました宮古島市３漁業協同組合統合方針に基づき、市、県、漁業協同組合が連携して取り組んでいるところでございます。平成26年度においては、その統合方針を踏まえ、公認会計士や弁護士への財務処理検討、法律事務に関する委託業務の実施、専門家を招いての勉強会の開催など、経営基盤の安定した力強い漁業協同組合への統合に向けた検討を行ったところでございます。平成27年度においても、引き続き専門家への委託等を実施し、県漁業協同組合とともに統合方針と法令に基づいた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、サトウキビの増産体制の強化取り組みについてお答えいたします。市の取り組みとしましては、反収の増加と品質向上のため優良種苗の普及やアオドウガネやメイチュウ類など病害虫の防除事業や緑肥、有機性肥料及び緩効性肥料による土づくりを推進するとともに、株出し栽培の反収と品質向上を目指して株出し管理機及びプラソイラ等による深耕作業の普及推進を図り、サトウキビの増産に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アーサとりについての関連質問で、久松地区で漁業を有している人たちの組合員の資格の回復は

できないかというご質問にお答えします。漁業協同組合の加入のための漁業協同組合員の資格は漁船を有しているかではなく、漁業をきちんと営んでいるか、または漁業を取り組む準備がなされており、かつ就業の意欲があることが基準となります。加入につきましては、本人からの加入申し込み申請を受け、組合員資格審査委員会が審査を行った後、漁業協同組合の理事会への答申をし、最終的には理事会の議決により判断されるものと考えております。なお、以前漁業協同組合員であった者でも一旦資格を喪失した場合は再度加入の申し込み申請を行い、所定の審査手続を経た上での加入となると思います。

次に、出資金はどうなっているかというご質問もございました。漁業協同組合の出資金は、漁業協同組合が所有する出資金台帳に記載され、管理されておりますが、個人の財産権であり、その情報は個人に帰属することから、この場でのお答えは差し控えたいと思っております。平成10年に回復されたとおっしゃっている300万円については、漁業協同組合へ確認したところ漁業協同組合所有の土地が道路用地として買収された際の売買代金であり、漁業者からの出資金として受けたものではないということであります。

次に、久松赤浜地区についてのご質問にお答えします。赤浜の漁船は港勢調査で久松漁港へ漁船登録され、これまで漁港整備を進めてきました。そのことにより、赤浜の船着き場の整備を市の予算で行うことに対しても、県との協議が必要となりますので、整備が可能かどうか今後検討してまいりたいと思います。

県が実施しました潮流調査の結果については、まだ聞いておりません。

◎建設部長（下地康教君）

まず、１点目でございます。市道松原線ですね、松原32号線の整備についてということでございました。ご質問の区間は市道松原32号線でございまして、県道久松港線のログハウス前から松原１号線までの区間ということになってございます。これにつきましては、平成28年度の事業採択を目指して、今後県と調整を行っていく予定でございます。

２点目、同松原32号線から臨港道路トゥリバー線までの道路整備につきましてでございますが、現時点では計画はございませんが、周辺の状況を勘案しながら、県と調整をしていきたいというふうに考えております。

◎観光商工局長（下地信男君）

まず、オリックスキャンプ撤退による入域観光客数の影響について、オリックス球団の春季キャンプが撤退したことで入域観光客数への影響が懸念されておりましたけれども、１月の入域観光客数は２万9,797人と、対前年度同月で2,473人伸びております。また、２月も３万6,987人と前年度同月比で1,130人伸びております。これは、ＦＤＡあるいはスカイマークの国内チャーター便、あるいは韓国からのチャーター便の就航によりまして伸びているという状況にありますけども、これまでの誘客活動の成果があらわれていると考えております。この数字を見る限りオリックス撤退による影響は、今のところほとんどないと考えております。今後も冬季の集客に向けてしっかり取り組んでまいります。

次に、クルーズ客船の誘致についてでありますが、この件につきましてはこれまでお答えしているとおりですね、インフラ整備あるいは誘客、受け入れ態勢の構築、そういったところに課題があると考えておりまして、今後これらの取り組みを強化してまいります。今後の取り組みとしましては、着岸バースの早期整備、それから客船や船会社側のニーズを踏まえた魅力ある観光メニューの創出、それと市全体で歓迎ムードをつくっていくということと、特に誘致の取り組みですけども、沖縄県内の観光部局と連携してし

っかりと招致活動をしていきたいと思いますし、また宮古島独自の旅行商品造成に向けた商談会などにも参加して宮古島のＰＲに努めてまいりたいと思います。いずれにしてもハード、ソフト面、官民一体となった取り組みが必要です。積極的に取り組んでまいります。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

県の下地島関連の公募事業にこれまで市が提案をした事業があるかというお尋ねかと思います。市はこれまで下地島の有効活用としまして、国際線の就航、それから航空機の整備基地、国際的な大災害時における緊急物資の備蓄基地、それからフライトシミュレーター施設の整備、そして防災訓練基地といった５点を県に対し要望してまいりました。今回の県の公募事業には、パイロット訓練関連、それからリゾート関連、航空機の整備関連、農業関連、商業宇宙関連、そして防災訓練関連など10事業の提案がございました。この提案を受けまして、検討委員会では事業の将来性、主体性、そして資金計画の観点から評価を行っております。その結果、先ほど議員から指摘のありました４つの事業が高い評価を受けているということでございます。

◎粟国恒広君

答弁ありがとうございました。順を追って再質問したいと思います。

総合庁舎の建設に当たり、スケジュール調査計画をしているということですが、職員の数もですね、何名程度で設計計画調査に携わっているか、その辺の答弁をお願いいたします。

場所の選定としては、本当に場所の位置が大事だと思います。私は、今度スポーツ観光交流拠点施設が空港東側にできるということで、地元久松の支援団体の財産があと３万5,000平米残っているんですよね。３万平米は売却しましたけど、３万5,000平米残っていれば防災面、いろんな面を考えたら隣に総合庁舎を建設するのが最も妥当ではないかなと私なりに考えていますので、ぜひその辺も参考に入れながら位置の選定には盛り込んでほしいなと思っています。これは要望です。

自衛隊に関しては、市長は答弁の中に、まず国の調査内容を検討して、そして議会に議論して持っていくから判断するということですので、ぜひまた我々議会もですね、自衛隊配備にはいろんな形で議論して、全会一致で賛成して配備に向けて行けたらいいんじゃないかなと思っています。この件に関しては答弁は要りません。

下地島空港利活用についてですね、先ほど航空整備機のＭＲＯ、航空機を整備するということと総合防災訓練複合施設などですね、そういう施設が宮古島市から提案されたということですので、ぜひこの件に関しては初日の新里聰議員も言っていましたように航空機整備、ＭＲＯというのは、これかなり日本の技術を有した、例えば川崎重工とかですね、富士重工とか、飛行機の最先端を行っている技術者たちが提案している業者なので、企業なのでですね、ぜひこの辺も検討して宮古島市としてもこういった産業を下地島空港に誘致してはどうかと、県の判断だけでなく、我々議会から宮古島市としてもですね、こういった提案をしていくべきじゃないかなと思っています。よろしくお願いいたします。

スカイマークの件ですけど、やはりスカイマークが宮古路線に参入したということは大変すばらしいことだと、皆さん2,800円で当時は那覇に行けました。タクシー代よりも安かったんですよ。そういう意味では必ずですね、スカイマークの路線の存続を市長も本当に、11市長会で再度要請してですね、スカイマークの宮古―那覇間の路線の存続をしてもらいたいなと思っています。これも要望ですから、これも答弁は

要りません。

そして、宮古―那覇間の運賃ですけど、やはり歯切れのいい7,500円、往復１万5,000円、そういった八千幾らかじゃなくてですね、１万5,000円ぽっきりで那覇を往復ができると、なおかつ宮古の方だけでなく観光客もみんなそうですよと、だから宮古にはいつもウエルカムという感じでやってもらえれば、宮古のいろんな観光産業、そして経済も発展すると思いますので、離島は航空路じゃないと渡れません。今船ももう旅客船としてありませんのでですね、ぜひこの辺の航空運賃に関しては、もっともっと要請してですね、あくまでも１万5,000円に私はこだわっていますので、そういった要望できればなと思っています。これに対しても答弁は要りません。

次に、ラムサール条約、湾内の整備から進んでいくということでございますが、上流の水質もかなりよくなってですね、去った新聞にもですね、クロツラヘラサギが６羽確認されたと、そしてかつては1,000羽まで確認されたが、1,000羽まで減少されましたが、現在は3,000羽まで飛来しているとかですね、水鳥ですね、そういった改善がされておりますので、そこはまた水鳥の生息地ということも兼ねながら、また地元久松の漁民にとっては生活の基盤である魚の豊富な漁場でありますので、ぜひその辺の水質改善をですね、計画どおり着工してもらいたいなと思っています。これに関しても平成27年度は答弁がありましたので、この辺も答弁はよろしいです。

それと、保育士ですが、何度も言っているように保育士の労働条件の改善、そして賃金、先ほど１万円ぐらい上乗せという感じで言われましたけど、やはり県の制度を利用してですね、休暇をとりやすいとか、労働条件ですよね、その辺もやっぱり改善していくべきかなと思いますので、これも県と調整して改善を進めていってもらえばと思っています。その辺に関しても、これはいい答弁がもらえましたので、答弁は要りません。

そして、保育料に関して、２人目が半額じゃなくて、今の子供たちは大体家庭では２人が主流になってきているんですよ。１人目はいいんですけど、２人目から無料と、そして２人目無料となると３名、４名という若い子育て世帯が２人目も安心して出産できる環境をですね、ぜひつくるためには２人目からも無料というような改善をしてほしいと思います。その件に関しては、もう少し答弁をよろしくお願いします。

そして、出産育児金もですね、３人目から５万円出資となっているけど、なかなか３名とは産んでいないんですよね。今回の予算でも45名ですか、５名分返還されたということなんですね、これも２人目からは５万円を出産祝金として上げるというようなことで、保護者の子育て支援の家庭の経済的負担を軽くするためにも、２人目から５万円だということにすれば、２人、３人と出産がふえてくるんじゃないかなと思っています。市長、その辺に対して答弁もよろしくお願いします。

小学校の学力向上に関しては、先ほど教育長は熱い答弁をされましたので、本当にありがとうございます。ぜひ先ほど見せた資料をですね、全議員に配付してやはりオール宮古島全体で子供たちの学力向上を目指していけたらなと思います。小学校に関しては維持、また中学校に関してはさらなる向上ということですので、ぜひ子供たちの学力というのは未来の宮古島市を背負う子供たちでございますので、ぜひその辺を熱い教育長の思いで頑張ってほしいなと思います。資料の配付をよろしくお願いします。

オリックス関係についてですが、影響はないということで言っていますけど、やはり経済的なですね、観光人口としては増加ぎみだということで伺っていますけど、経済的な影響は懸念されましたけど、それ

もさほどないということですので、安心しております。これに関しても答弁よろしいです。

クルーズ船ですが、本来ならクルーズ船がですね、来て、その日に帰るんじゃなくて、せめて１泊してもらって、１泊停泊することによっていろんな市内の観光業種を営んでいる方の経済効果が見込まれるということから、１泊できるようなＰＲをして、１泊した停泊料にしても無料だとすることで、官民一体とですね、誘致に対してＰＲが必要だと思います。

アーサに関しては本当に漁業協同組合からコメントがあるということで、本当に共存共栄できるような答弁がほしい、コメントを望みます。

久松の赤浜に関しては、再度言っときますけど、これはまた再度またいろんな感じでやっていきたいと思います。

伊良部大橋の信号機、現在検討あるけど、設置に向けての計画はあるんだけど、めどは立っていない、開通までつけると言っていたんですよ、住民説明会では。なぜこれが開通しても設置できないと、毎回、毎回同じ答弁です、これは。一日も早く信号機の設置をお願いいたします。

時間でございますので、この件に関しては再度答弁お願いします。

◎市長（下地敏彦君）

出産祝金のお話ですけれども、これは３人目から５万円というふうにしてあります。これは、何でこういうふうにしてあるかといいますと、やっぱり人口が減っているということで、できるだけ子供をたくさん産んでほしいという意味での奨励金なんですね。宮古島は大体２人はみんないるんです、平均的に。３名近くいるんです。でも確実に３名を産んでほしいということで、出産祝金は３名目からという形にしてありまして、それを２人からというのはどうかということですが、それよりも人をふやすということの方向に私どもは政策をいっておりますんで、どうやったら子供たちをより多くふやせるかという視点での施策であるというのを理解していただきたいというのが１つと、それから低所得者に対してですね、２人目は半額を何で全額にしないかというふうなのについても、これは子供がどれぐらい生まれるか、また予測はどうするかというふうなのを見ながらやっていきたいと思っているんですね。今回新たに人口についてのビジョン等もつくりますから、それを見ながらどれぐらいふえていくのか、我々がやった施策でどれぐらい効果があったか、こういうのも検証しながら考えていきたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

総合庁舎に入る職員の数ということですけども、平成32年度の職員の定数、消防を除きまして586名ということを考えております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

信号機の設置でありますが、先ほど答弁しましたように県警察署本部は既に現地の調査を終えてあるということで、平成27年度は設置する方向はほぼ間違いないんですが、事務的なもので設置費が今言えないということであって、平成27年度の設置は予定どおりいくだろうと、ただ予算計上されて４月に恐らく時期が決定するんじゃないかということは、県内での設置は県全体で大体年間20基程度ですので、それを４月で配分して時期が決定するというふうになっていくというふうに思っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時06分）

再開します。

（再開＝午前11時08分）

これで粟国恒広君の質問は終了いたしました。

ここで、昨日の嵩原弘君の質問に対する答弁について、選挙管理委員会委員長から発言の訂正をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

昨日の嵩原弘議員の一般質問の答弁の中で、公職選挙法に抵触するおそれがあると思われるとの答弁について、次のとおり訂正します。

事実確認はしなくて、新聞の記事また質問の趣旨をもとに答弁をいたしましたので、次のように訂正します。「一般論として、公職選挙法に抵触するおそれがあると思われる」に訂正します。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで選挙管理委員会委員長の答弁は終わりましたので、退席して結構でございます。

一般質問を続行いたします。

◎新城元吉君

通告に従って一般質問いたしたいと思います。

まず、市長の施政方針の中からですね、何点かお聞きしたいと思うことが挙げてあります。まず、１点目にですね、政府のまち・ひと・しごと総合戦略、いわゆるふるさと創生に期待を寄せてですね、宮古島市もまち・ひと・しごと創生戦略の策定に取り組みますとしていますが、安倍晋三政権下のですね、ふるさと創生の構想を市長はどのように受けとめて、これをわざわざ施政方針の中に入れているんですか。

それから、宮古島市はですね、これを受けてどのような創生総合戦略を策定しようと考えておられますか。

次、２点目に、若者の定住促進、高齢者の活力を活用したエイジレスの活動を充実させたい、させることが必要と認識しておられますが、何をどのようにするのか。若者の定住促進と高齢者の活力を活用したエイジレスの活動というのはどういうことなのかですね、どういう認識からこういうようなのを述べられているのか。どういうことが具体的に示されるのか、この具体的なですね、イメージが共有できるような説明をお願いいたします。

３点目に、高齢者の交流の場を提供し、活動しやすい居住環境の創出に取り組むとしていますが、これもどういうことやるのか、全く見当がつかないのでですね、非常に文言からすると何かすばらしいことが期待できるような文言でありますのでですね、具体的にどういうことをやるのかということを説明を願います。

次に、４点目、子育て支援についてであります。市立幼稚園のですね、全園児を対象に預かり保育を拡充すると述べています。それについて、具体的なですね、方法、仕組みをぜひお聞かせいただきたい。

それから、非常に新制度でありますので、この事業についてのいわゆる保護者の相談はよく議員各位受けられたと思うんですけど、それがどのような相談が当局に対して多かったのかという、それをどのよう

に集約してこの事業に生かすことになっているのか。具体的にはですね、まず全園児というのは何名ですか。それから、新年度の予算で1,623万2,000円措置されているんですけど、この予算はですね、どのように振り向けられるんですか。要するに時間後の、午後からの預かり保育になるわけですけど、いろんなですね、人件費と弁当とかおやつ等については自費負担ということかねがね聞いていますので、この1,623万2,000円という新年度予算の措置はこういう人件費とか、その他いろいろな経費に充てられるだろうと思うんですけど、その内訳についてもご説明願います。

次に、観光行政についてであります。宮古島市のですね、観光についてはやっぱり前非常に盛んに言われていて、今余りぴんとこないような形でいるんですけど、全国的には改めて取り組まれているんですよね。いわゆる観光の振興についてですね、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、ブルーツーリズムというのは行政用語としてはないんですけど、海を中心にしたツーリズムのことです。これはですね、宮古島の観光行政の中ではどのように位置づけられているのか、またそれぞれをどのようにして定義してですね、取り組むつもりなのかということを伺いたいと思います。

それから、観光資源の認識とその生かし方について、いわゆる宮古島の観光資源というのは何なのかということはですね、一般市民にわからない。ですから、もしこの資源がこういう形で大事だよということがわかればですね、地域の住民、それからまさしく市長が唱えている地域が協働してですね、協力し合って自分たちの身近な資源をですね、守っていく、そのことによって観光行政と結びつけていこうと、どのようなところが、あるいはどのような文化がですね、いわゆる観光資源なのかということについて、ぜひ述べてください。これは、エコツーリズムと非常に深い関係がありまして、エコツーリズムというのは環境の保全、それから観光の振興、そして地域振興、この３つが結びついてエコツーリズムが成り立つ、エコツーリズム法で法律化されているものの中にちゃんとうたわれている。そのためには、これらを担う人材の育成が大事であるということもうたわれている。こういうようなことなどが一体となって取り組まなければですね、幾ら宮古島の将来は観光と農業を結びつけることによって達成されるといっても、なかなか難しい、できないんではないかと思います。ですから、観光というのはそういう意味でリーディング産業としてこれから大事な位置づけができると思いますので、ちゃんとお答えを願います。

これと関連してですね、城辺新城海浜の観光的取り組みについて、及び新城湧水池の整備についてお伺いします。ここは、かねがね申し上げているようにですね、地元の住民というのは昔から海岸で海を利用して遊んで、あるいは漁をして、それで歩いてですね、湧水池で水浴びをして帰るという、こういうのが何十年、100年以上も続いてきたという場所ですので、これは一体化して観光資源として位置づけるんであれば、湧水池の整備は急いでやらなけりゃいかんと。それから、新城海浜にですね、トイレとシャワールームを設置する場合は、今上から水引いてやっているんですけど、相当の水量ですので、その水の活用も大事ですのでですね、湧水池の整備についてはそういう施設等も入れたほうが水道引く費用も助かるのかなと思ったりもするわけです。ですから、観光資源としての位置づけ、そして今急にこの海岸について取り組まなければいかんのはですね、業者が来て、何かパーラーつくって下に椅子を並べて長い間営業している、海浜は県の管理だというんですけど、その上の土地は宮古島市のものだということが確認できていて、その上の木は県が管理しているということで、非常に複雑な関係にある。それで、文化財の遺跡もあるということであります。だから、そういうことをですね、この際また季節がやってくるとわんさと人が

押しかけてきますので、ぜひどうするのかということをお聞かせを願いたいと思います。

次に、市長の政治姿勢について、議員の請負禁止規定について市長に伺いたいと思います。宮古島市と沖西建設とはですね、数年にわたって工事の発注、請負関係があったものと思います。その際、業者登録に基づく届け出書類などが提出されているはずです。だから、定款、経営業務管理責任者、それから資格のある技術員等十分にですね、審査する機会があったはずです。あるはずです、また。特に当局はですね、西里芳明議員が取締役であることを知りながら、入札参加資格申請書を受理していたのではないかと思われます。こういうようなことであればですね、やはり議員であることは行政の皆さんみんな知っているわけですから、やはり資格参加願の中に、届け出の中にですね、ちゃんとどういう形になっているか、定款とか役員とか、こういうものがどういう形になっているか、十分知り得ただろうと思うんですよ。それを議員に指摘しないで工事請負をさせていたということは、これは行政上の当局の重大な過失であり、重大な責任だと思います。西里芳明議員は、新聞の取材に対して、兼業の禁止というのを知らなかったということを素直に申し述べています。これは事実であろうと思うんです。しかし、問題が発覚してからですね、何かずっと議会では西里芳明議員だけに責めを負わせるような論議が進んでいるんですけど、議論が展開されているんですけど、これはやっぱり契約というのは相手方があって、双方成り立つわけですから、相手方も十分その要件を満たしている事実を知るのは当然であります。それを知りながら、工事を請負させていたということは、これ何度も申し上げるように、当局に責任が大きい。何年か前に継続して入札参加資格申請書を出しているわけですから、そのときのどこかの時点で気づいておけばですね、今度のような問題は発生しなかっただろうと思うんです。そういう意味では、この事実をですね、当人に伝えないで、それでどんどん、どんどん工事を発注していたということは、長年にわたって、これは当局の絶対許せない責任重大なことだと思うわけです。ですから、この点について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、選挙管理委員会の西里芳明議員の資格問題についてでありますが、これもやっぱりいろいろ長い時間かけて選挙管理委員の皆様審議を尽くしたであろうと思います。いわゆる公職選挙法第104条というものの結論が出ていると思いますので、それはどのような形で解釈されて地方自治法第92条の２とどういう関係があって、いわゆる審議あるいは判断が下されたのか、そのどういう結論に達したのかも含めてですね、その経過と、それから論議して、そして結論をどういう法律のどういう解釈に基づいてこういう結論を得たのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

また後ほど再質問いたします。

◎市長（下地敏彦君）

まち・ひと・しごと創生総合戦略についての質問でありました。２つありましたが、一括してお答えいたします。

政府の地方創生に関する戦略は、人口減少と地域経済縮小を克服するために、地域の活性化を図ることによって日本全体の活性化を図ろうというものであります。本市においても、本事業を進める上で地域の実情に応じた施策を展開し、国からの支援が得られるということは大きなチャンスであると受けとめております。本市は、今回の地域住民生活等緊急支援交付金事業として宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業を行い、人口ビジョン及び総合戦略を策定する計画であります。

次に、エイジレスの活動のイメージはということでありますが、エイジレスとは年齢にとらわれず、高

齢者が持っている豊富な知識と豊かな体験を活用して自由で生き生きと活動することであります。例といたしまして、地域行事のリーダーとしての役割、長寿大学での学習を通して趣味や生きがいづくりに努めたり、シルバー人材センターでの修了する就労、老人クラブ活動や近隣の高齢者同士での見守り活動などが挙げられます。平成27年度から実施する地域支援事業の中で、社会福祉協議会や関係団体と連携し、各集落の公民館等を活用して高齢者が地域で参加できる通いの場づくり事業を実施していきます。

◎副市長（長濱政治君）

議員の請負禁止規定についての市長の見解についてでございます。宮古島市が建設工事を発注する際の業者の指名につきましては、地方自治法施行令第167条の11、指名競争入札の参加者の資格及び宮古島市建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する要綱並びに宮古島市建設工事指名業者選定委員会要綱に基づいて行っております。去った12月定例会で仲間賴信議員が通告質問いたしました議員の兼業禁止と業者指名方法についての質問があったことから、担当課にその実情を確認いたしました。その中で、入札参加願の添付資料として法人の登記簿謄本が提出されているとの報告を受けました。その際に、当該議員が取締役についていることをそのとき初めて知ったところでございます。ですから、わかっていてやったということではございません。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

新城海岸で営業されている業者の件についてお答えしたいと思います。

新城海岸で市有地を不法占拠し、営業を行っている２業者についてはこれまでも再三指導を行ってきたところであります。去年、平成26年12月18日に県の担当者の立ち会いのもと２業者と話し合いを持っております。その中で、１業者のほうは撤去の誓約書を交わしておりまして、１業者については撤去するということで作業を進めさせております。残りの１業者については、撤去しないということで拒否していますので、これについては現在明け渡しを求めて、いわば法的な措置をとりたいということで、県と確認をとりながらその作業を進めているところであります。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

子育て支援について、これは長い質問の内容になっておりますが、私のほうでは福祉部関連でこの中のですね、保護者の受けとめ方、意見はどのように集約していますかということと新年度の申し込み状況はどうなっていますかということの点についてお答えをいたします。

子ども・子育て新制度の施行に伴い、現在５歳児の受け皿となっている学童が利用できなくなります。全ての保育所で５歳児を受け入れることは困難なことから、当面の措置として平成27年度は公立幼稚園での預かり保育の実施や一部の公立、法人保育所で実施する５歳児の受け入れなど、保護者のニーズに対する方向性として本市の方針を定めました。今後の取り組みといたしまして、沖縄県安心こども基金事業補助金を活用いたしまして、保育施設の新設及び増改築や認可外保育施設の認可化など、待機児童解消とあわせた５歳児の保育室の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

放課後児童健全育成事業については、平成27年度より新たに制定された条例、宮古島市放課後育成児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき運用していくことになります。現在放課後児童健全育成事業については、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学１年生から３年生までの就学している児童を10人以上受け入れること、事業の実施日数が年間で200日を超えているなどが要件とされ

ており、この要件を満たしている児童クラブに対して事業の運営費支援として、国、県、市がそれぞれ３分の１を負担した補助金が交付されております。ちなみに、沖縄県においては幼稚園児についても事業の対象と認められてきた特例措置が設けられた経緯があります。平成27年度においては、当該事業として補助金の交付を受ける施設については、幼稚園児の受け入れは認められないことになっております。

◎建設部長（下地康教君）

高齢者の交流の場を提供し、活動しやすい住環境の創出に取り組むというものの内容でございますけれども、市としてはどういう形で取り組んでいくかということでございますが、建設部としての考え方をお答えいたしたいと思います。

本市におきましては、高齢者住宅を含めた宮古島市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業を実施してまいります。住宅リフォーム工事を行うものに工事費の20％で、限度額20万円を予算の範囲内で助成してまいります。補助対象工事としましては、バリアフリー工事と省エネ工事で、バリアフリー工事につきましては通路の拡幅、階段の勾配の緩和、浴槽の改良、トイレの改良等でございます。また、省エネ工事につきましては、窓の断熱工事、床の断熱工事、屋根、天井の断熱工事、壁の断熱工事等となってございます。

◎観光商工局長（下地信男君）

３点ほどご質問いただきましたので、順を追ってお答えします。

まず、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、このような観光の中でどういうふうな位置づけになっているかというご質問ですが、市の観光振興基本計画の中でエコツーリズムにつきましては、エコアイランド宮古島をキーワードとした学習型の産業観光を推進しております。本市の先進的なエコ関連事業について、各企業や自治体などから多くの視察が訪れているところです。また、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムにつきましては、都市部と本市の交流活動による農林水産振興を図るために、それぞれのツーリズム等の体験、滞在型観光を積極的に展開しておりまして、地域との交流機会の拡大に努めているところでございます。特に観光旅行、修学旅行における農家民泊で、観光協会や城辺を中心とした、さるかの里において導入を実施しているところです。これらの各種ツーリズムは、体験、滞在型観光の推進に当たって、他の地域と差別化を図るためにとても重要な取り組みでありますので、今後も関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、観光資源のどういったことを捉えて観光資源としているのかというご質問ですが、本市の観光振興基本計画には市の観光資源は明確にうたわれておりまして、ビーチや史跡、名勝等の区分に分けてですね、場所、それから観光、体験など具体的に列挙されております。今はやりのここだけ、今だけというキーワードで観光資源を捉えると、これは無限にあると認識しております。また、新たに開通した伊良部大橋そのものや伊良部島にある観光地もこれまで以上に観光客に注目される観光資源となります。観光振興を図るには、これらの観光資源をどう生かすかということが大きな課題になりますので、現在も先ほど申し上げました農家民泊等において各種ツーリズムを展開しておりますし、また現在も新たな取り組みとして、ゆくるプロジェクトを通してそのモデルケースとして実践を図りながら資源の活用に取り組んでいるところです。

次に、新城海岸の湧水池の活用ということで、ちょっと質問がよく趣旨が理解できませんでしたけれども、新城海岸を観光地として再構築していくために湧水池の活用はできないかということだと思いますけ

ども、湧水池そのものの整備、湧水池を含めた施設の整備につきましては、農林水産部のほうで今取り組んでおりますけども、湧水池の水を活用した観光地の整備ということだったと思います。現在でもですね、それから撤去した古いトイレでも水については湧水池の水を活用しておりました。今後もですね、上水道を導入していくにはかなり財政的な負担もあることから、今後も湧水池の水を活用していくと考えておりまして、そういう観点からすると湧水池の保全対策というのは必要だなと考えております。

◎教育部長（奥原一秀君）

子育て支援についてお答えいたします。

幼稚園の全園児を対象にした預かり保育についてでございますけども、平成27年度の預かり保育事業は喫緊の課題である５歳児問題の対応、方針の一つとして、各地区のニーズ推計と各地域の関係者のアンケート調査に基づき、現行体制と人材確保の課題を踏まえ、保育所と連携を図りながら全園児を対象に対策を講じているところでございます。その中で、昨年12月に実施した園児募集の結果は、３月末現在で午前保育が18園の462名に対しまして、預かり保育を希望されたのが17園の269名でございます。園児募集結果と人材確保の課題を踏まえ、全園児を対象とした預かり保育を実施するため、単独型と複数園を束ねた統合型の２種類で実施をしていきます。単独型とは、従来と同様に在園児のみを対象としており、実施園は９園を予定しています。統合型は、園児が少ない複数の小規模園を１つの拠点園に束ねるもので、実施拠点園は３園を予定しています。その際の各幼稚園の移動につきましては、幼稚園にて対応することにしております。平成27年度の予算措置につきましては、預かり保育事業に係る賃金等の人件費と諸経費等の事務費の内容でございます。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

高齢者の交流の場の提供についてであります。生涯学習の一環として、公民館や体育館では市民の生活文化の向上や高齢者の体力づくりなどさまざまな講座を開設したりサークルを結成するなど、多くの高齢者が学んだりスポーツを楽しんでおります。講座やサークル活動で学んだ成果は、生涯学習フェスティバルで発表したり、高齢者間のスポーツ大会で交流を図っております。今後とも楽しく元気に過ごせる環境づくりに取り組み、高齢者の交流の場を提供し、活動を支援してまいります。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

質問の趣旨であります資格問題についてお答えいたします。

公職選挙法においては、公職選挙法第11条、選挙権及び被選挙権を有しない者、公職選挙法第11条の２、被選挙権を有しない者及び同法第252条、選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止の条文にあるものの公職選挙法では議員資格決定についての条文はありません。当該議員は、当選人の告示によって当選の効力が発生し、その告示の日から14日以内に当選の効力に関する異議の申し出も提起されず、当選人としての地位にある期間を経過し、現時点では議員の身分を取得している状態であることから、失職及び資格決定については地方自治法の第127条に議会がこれに該当するかどうかの決定は行うこととされております。先日のマスコミの報道から見て、市議会で議員資格を有するとの決定されていることについては承知しています。

◎新城元吉君

再質問をしたいと思います。

まず、答弁で順序関係なくですね、びっくりしたことがあります。副市長の答弁の中にですね、この事案が発覚してからわかったというようなことをたしか述べたんじゃないかと、これは青天のへきれきですね、当局側は業者に仕事を発注するときは当然前もって業者から入札参加資格審査申請書を受けるわけですよね、業者に。その前に業者登録をされているわけですから、そのときにおっしゃったように定款とか経営業務管理者、それから資格のある技術職員がどれだけいるか、これによってランクづけとかいろんなのがある、こういうようなものが全部届けられているわけです。その中に誰が役員であるかというのは必ず記されていると思うんです。経営管理業務責任者というのも業者登録の中に記されていると思うんです。これを長年全く気づかないでいて、発覚してから初めて気づいたと、こんなむちゃくちゃな行政のやり方というのは絶対あり得ないですよ。これは、我々議会はですね、議会の問題として地方自治法第92条の２に基づいて西里芳明議員の議員の資格問題についてかなり議論してきているんですけど、これ以上にですね、この西里芳明議員は兼業禁止の条項については、地方自治法については知らなかったと正直に述べておるんですよね、新聞社の取材に対して。ところが、西里芳明議員がそうであっても、当局もこれを知らなかったということでは絶対済まされない、当局は。必ず指名のときには資格審査をやっているはずなんです。それには、必ず役員であること、それから経営管理業務責任者であること、こういうものが必ず記載されているはずですから、これ十分知り得る機会長い間にはあったはずですよ。発覚してからわかったというような答弁は青天のへきれきですよ、こういうのは。これは、議員以上にですね、重大な責任と、それから許しがたい答弁だと受けとめています。そのことについて、もう一度説明願います。

きのうもですね、いろんなやりとりの中で、副市長は法令等にのっとり業務をしっかりやっているというような答弁をしているんですよ。そういうことからするとですね、これ法令を全く無視していることになるんですよ。指名に関してはですね、何でそんな胸を張って威張っていたんですか。本当にこれは双方気づかないで済まされる問題じゃない、ちゃんと法律に触れるようなことになっているわけだから、これは西里芳明議員だけの問題じゃなくてですね、行政と、これを知らなかったというのでは済まされないというのが重大な問題なんですよ。むしろ西里芳明議員にわびるぐらいの気持ちが必要だと思うんです。絶対契約というのは、何度も申し上げるように相手方があって契約は成立するわけですから、その間についてはですね、契約を成就するためのいろんな取り決めをお互いに守り合っているかということが確認されるわけですよ。ですから、西里芳明議員以上にですね、行政当局に対しても重大な責任があると思います。そのことを踏まえて、もう一度答弁お願いします。

それから、選挙管理委員会の委員長、ご苦労さんです。私が聞いたのはですね、西里芳明議員の資格問題について法的見解と言ったわけですから、何を根拠に、第104条ですよ、公職選挙法第104条には当選の告知を受けた日から５日以内にその関係を有しなくなった旨の届け出をしないときは、その当選を失うとありますよね。そのことを言っているわけです。これが１つと、それから兼業の禁止についてのの選挙管理委員会の中にもですね、届け出の記載は誤ってはならない、こういうのがありますね、公職選挙法第235条ですか。だから、こういうのを虚偽記載、こういうものをどういうぐあいに判定したのか。皆さんは、今簡単に答えたんですけど、公職選挙法第104条についていろいろ、千葉県の鋸南町の社会福祉協議会の兼業問題、役員のね、議員との、を出してみたり、それから愛知県の大府市の倫理規定出した問題、それに照らして資格を有するというような審査をしたんじゃないですか。これは法律ですか。ちゃんとした成文

法に基づく法律の解釈に基づいた判断でないので、これを聞いているわけですよ。もう一度答えてくださいよ。

市長にですね、施政方針の中の、まち・ひと・しごと創生総合戦略について伺ったんですけど、おっしゃるように地方創生法が成立して安倍晋三政権は地方創生に全力を挙げると表明しています。これを実現するために大胆な規制改革をやっていくんだと、こういう成長戦略と大胆な規制改革と地域の創生というのは、地域の創生ないし再生というのは相入れないんじゃないかと思うんですよ。国全体のＧＤＰ、国民総生産高上げるために成長政策とか円安、株高を強引に行ってですね、ＧＤＰを少しでも上げようと一生懸命やっているんですけど、これは地方にまだ恩恵が来ていないというのはいろんな世論調査、いろんな国民の声で繰り返し、繰り返し報道されているから、全く地方に恩恵がもたらされていない。ですから、創生事業やったってですね、これは安倍政権が目指している地方創生というのは、やはり強い農業をつくっていくんだと、そのために具体的に前からやっているように農地の集積とか、あるいは集落営農とか、いろんなの打ち出しているんですけど、我々宮古島における農業を中心とした市民としてはですね、全くこれが成長戦略につながるとか、あるいは所得の増大をもたらすとか、こういったことは全く考えられない。農地集積においてもですね、やはり土地というものに対する考え方がかなり根強くあって、これはなかなかうまくいかないというのは前回の議会でも述べられています。ですから、具体的にそれはどういうような形で政府の提案している事業をやっていくのかということが描かれているのかということを聞きたかったんですよ。やはり私思うにですね、地方の合併以来衰退、それから地方の破壊、こういうことから逃れるためにはですね、やはり全て新自由主義に基づく金が全てだというような、経済的合理主義に基づく金が物差しだというような考え方を改めて、やっぱり国が言っているグローバル志向ですよね、こういうのから地域を考えるんじゃなくてですね、そこに暮らしている、暮らしの物差しから地方創生、地方再生は考えていくべきだと、これは大体大学の多くの学者もそういう唱え方しています。要するに政府が掲げようとしている、実行しようとしている創生法というのは非常に問題があるんじゃないかと、それで練り上げられていないと。ですから、やっぱり我々がこの事業を受けとめていって具体的にこれを実現していくためにはですね、やはり暮らしの物差しで考えて、それでそういう形で行政が施行されていく、こういうようなものをやっぱり地域の住民、その地域、地域によって全部違うわけですからね、暮らしのやり方、それから生活の様式、こういうものがみんな違うわけだから、きめの細かいことをやらないとですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのはできないんじゃないかと、具体的にはね。ですから、そういうことを提示された場合にどういうことをイメージするか､それでどういうことが宮古島では問題なのか、あるいはこうすればその事業は実現できる、いわゆる創生法がですね、こういうのを考えていますかということを質問したんで、ぜひ市長の答弁をもっと丁寧な考え方、宮古島市という地域に根差した創生法あるいは再生法というのは、再生というのはどういうことがあるのかということを考えていただきたいと思います。

我々は安倍政権に非常に期待をして、アベノミクスが支持されて支持率も高いというような形になっているんですけど、最近は大分陰りが出てきています。アベノミクスはですね、これと関係ないかもしれないんですけど、ＧＤＰは日本は相当上がっている、上がりつつあるというふうにしているんですけど、日本の輸出額は伸びているよ、かなり。だけど、輸出量は減っているんですよ。要するに物と金とが全然合

わない。経済の理論からすれば物の流れと金の流れ一致するという、これが教えなんですけどね、アベノミクスのおかしなところは輸出量は減っているのに輸出額が上がっている、貿易収支上がっている、これはやはり大企業がぼろもうけしている、これ円安によってですね、例えば今円が120円です、１ドル。１万ドルの買い物したときに、かつては80円のころは、80円だったものが今は120円になっているわけですから、円が１ドルに対して。黙っていてもあのころよりも40万円もうかっている、１万ドルに対して40万円もうかっている、企業。ですから、トヨタなんかが１兆円を超える収益を出す、日産、大手企業、大手自動車、電気器具、これだけ潤ってですね、しかし国民の経済全くよくならない。円安によってですね、原材料費の購入が物すごい高いもんだから、やっぱり豆腐も小麦、パンもみんな値上がりしているじゃないですか。こういうようなものを見た場合にですね、やっぱり地域創生法がどんなにあれしてきてもね、やはり自分の地域に合った、身の丈に合った目線で地域を見詰め直して、そこからやっぱり国が交付するであろういろんな助成策を生かしていくという考え方で受けとめていかないといかんだろうと思うんです。

観光振興についてでありますけど、宮古島はエコツーリズムをかなりこれから展開していくということでうたっているというんですけど、環境の保全、観光の振興、地域の振興というのをこれ３つが一緒になってエコツーリズムが大いに期待されるんですよ。こういうのは具体的にうたうだけじゃなくて、どういうように取り組まれているのか。指導者も必要ですよね、エコツーリズムに必ず指導者がいて、その知識に詳しい人たちがいないとですね、この事業実現しないんですよ。こういうきめの細かいことやっているのかということ。グリーンツーリズムにしてもですね、学生本位であって非常に歯がゆく思うのは、本土の各市町村あるいは沖縄本島の東村初め、伊江島初め一生懸命呼びかけている、民宿にいらっしゃいと、そのためのいろんな準備も、整備もしつつあります、伊平屋あたりもですね。ところが、宮古島果たしてこれをしているのだろうかという疑問を持つもんだから、改めて問うたわけですから、具体的にこれをどのように進めていくかということをお聞かせください。

後で再質問いたします。

◎副市長（長濱政治君）

地方自治法施行令第167条の５第１項でですね、「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」ということで、必要条件としては地方自治法施行令で今私が読み上げたものを充足しておれば足りるということになります。また、この法人の登記簿を出させているということにつきましては、これはちゃんとした法人であるかどうかという形式的な審査をするということになっておりまして、そのような形で出させているということです。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

公職選挙法第104条については、条文のとおりであると思います。しかし、５日以降経過し発覚した場合は、その公職選挙法には適用条文はありません。他市の事例も一つの判断材料として決定しました。委員会の合意のもとであります。

当選人としての地位にある間は公職選挙法第104条の規定により当該選挙管理委員会が、議員の身分の取得以降は当選の効力に関する訴訟継続中の場合を除き、地方自治法第127条の規定により当該議会が地方自

治法第92条の２の請負禁止規定に該当するかどうか決定するものと解される。本件の場合、当該議員は当選人の告示によって当選の効力が発生し、その告示の日から14日以内に当選の効力に関する異議の申し出も提起されず、当選人としての地位にある期間を経過し、現時点では議員の身分を取得している状態にあることから、地方自治法第92条の２の請負禁止規定に該当するかどうかについては、同法第127条の規定により議会において判断されることになるものと解する。

◎観光商工局長（下地信男君）

エコツーリズムの取り入れ、観光に対する取り入れ方がよく見えないという話だと思いますけども、エコツーリズムの概念としまして、自然環境や歴史、文化を対象とし、これらを体験し、学ぶとともに対象となる地域の自然環境や歴史、文化の保全に責任を持つ観光のあり方と、これエコツーリズム推進協議会が定義づけている概念でございますけども、私たちは自然環境を守るという取り組みの中から環境モデル都市を国から指定しております。また、エコアイランド宮古島宣言をして、いわば自然を大事にしていくという取り組みを優先的にやっている自治体であります。これらに関連して太陽光発電とかですね、風力発電、民間の取り組みも重点的に入ってきておりますし、また行政としてもエコ住宅等を設置して市民の啓発を図っているという取り組みです。また、さらにエコ施設をツアーの視察をスムーズにするために、エコガイド施設も設置しました。産業観光という部分になるかと思いますけども、これもしっかり観光振興計画の中に位置づけてですね、むしろ宮古島独自の観光資源として活用を図っていくと、そういう取り組みを進めております。まだ緒についたばかりですけども、宮古島独自の、あるいは宮古島のエコの島発信する重要な取り組みだと思います。しっかり取り組んでまいります。

◎新城元吉君

再質問いたします。

副市長は、今回のいわゆる西里芳明議員を取り巻くいろんな事案、こういうことに対してですね、やはり業者、役員であるということと議員であるということを十分知り尽くしていたはずだけど、こういうような逃げ方は非常にまずいんですよね。業者登録とか資格参加願の場合は必ずこういうのがわかるはずなんです。会社の内容もわかるはずです。Ａランク、Ｂランク、Ｃランク、何に基づいてそうなっているか、それから会社の役員はどうなっているか、こういうものはぜひ知っておかなきゃならん、それを知った上で入札参加願の申請書は受理しなけりゃいかん。そういう立場にありながらですね、わからなかったと、またさっきの条文を持ち出して逃げるような答弁をしていると受けとめるんです。誰が考えてもですね、工事を発注する側と請け負う側との間に契約関係があるわけですから、その契約を満たすためにはいろんな要件が必要ですよ。その要件の中に役員であること、それから議員であること、こういうのが十分わかっているはずなんで、それを知った上で指名競争入札に参加させているわけですから、これは完全に当局の落ち度ですよ。西里芳明議員だけを議会で責めているんだけど、これ当局も十分に責められて当然、責任重大だと思うんです。改めて答弁を願います。

それから、選挙管理委員会についてはですね、公職選挙法第104条というのはやはり地方自治法第92条の２とか第142条の規定に関するものは当選の告知を受けた日から５日以内に関係を有しなくなった旨の届け出をしないときは議員の資格を失うという条文があるでしょう、５日以内とあるよね。自分がですね、西里芳明議員が記載を間違えて会社員としたこと、取締役に訂正しなけりゃいかんし、それから請負をや

っているということも５日以内に届け出なけりゃいかん、これを怠っているわけですから、そういうものの判断についてどういうぐあいに選挙管理委員会は判断したかということを聞いている。皆さんが上げてきているのが、先ほど申し上げた千葉県鋸南町の社会福祉協議会のこと、判例、それからもう一つは愛知県大府市ですか、そういうもののですね、倫理条例挙げて、そういうものを参考にして決めたようなのが答えられているもんだから、そういうものは根拠にならないんじゃないかということと、この５日以内の判断というものは選挙管理委員会が独自にやるべきものであって、何を参考にしてこれを決めたかということをお聞きして、質問終わりたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

先ほども申し上げたとおり地方自治法施行令で指名業者を定めなければならないんですけども、そのときの資格要件みたいなものは地方自治法でうたわれているとおりなんですね、そのとおりなんです。ですから、それを一応満たしているということであれば、必然的に入札参加願は通るということになります。その中の附属資料として、法人の登記簿謄本が出されていると、これはちゃんとした会社、法人登録されている会社だねということの確認だけです。また、じゃ例えば1,000とか2,000の事業者が入札参加願を出してきた場合、この全ての業者について議員が全部入っているかどうかということ全部チェックするということまでやらなくちゃいけないという話になっていきます。もしそうなると、そうなったとしても、じゃ実際に兼業禁止に当たっているかどうかということの判断は議会でなさるわけですから、そのときの議会の判断ということになろうかと思います。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

選挙管理委員会としては、やはり公職選挙法に基づいてそれに従って行っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時11分）

再開します。

（再開＝午後零時13分）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

一応１月23日付で依頼しました公職選挙法第104条の解釈の回答が沖縄県選挙管理委員会から届いております。

１、解釈・依頼内容等、（１）公職選挙法第104条における請負等やめない場合の地方公共団体の議会の議員または長の当選人の失格について、（２）１期目の当選についても請負関係があったことを理由にさかのぼって失格することになるのか。

２、回答、１の（１）について、「逐条解説公職選挙法」に基づき議会の議員の場合について回答する。地方議会の議員の請負禁止については、地方自治法第92条の２に規定されており、同法第127条の規定において議会の議員が同法第92条の２の禁止規定に該当するときは、その職を失うことが明らかにされ、該当するかは議会がこれを決定するものとされている。すなわち議会の議員の身分を取得した者に係る地方自治法第92条の２の請負禁止規定に該当するかどうかの決定は議会が行うこととされている。

本件の場合、当該議員は当選人の告示によって当選の効力が発生し、その告示の日から14日以内に当選

の効力に関する異議の申し出も提起されず、当選人としての地位にある期間を経過し、現時点では議員の身分を取得している状況にあることから、地方自治法第92条の２の請負禁止規定に該当するかどうかについては、同法第127条の規定により議会において判断されることになるものと解する。

１の（２）について、当選人としての地位にある間は公職選挙法第104条の規定により当該選挙管理委員会が議員の身分の取得以降は当選の効力に関する争訟継続中の場合を除き、地方自治法第127条の規定により当該議会が地方自治法第92条の２の請負禁止規定に該当するかどうかを決定することになるものと解される。よって、公職選挙法第104条の規定がさかのぼって適用されることはないものと解する。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時18分）

再開します。

（再開＝午後零時18分）

これで新城元吉君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後零時19分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

一般質問に入る前に、お礼を申し上げたいと思います。

先月の中ごろでしたか、沖縄製糖の東側十字路で発生しました交通事故について、現場のほうを確認いたしまして、道路建設課のほうにカーブミラーの設置と、それから停止線、マーキング等お願いしましたところ早速対応していただきまして、大変ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

では、通告してあります３件について質問をいたしますので、ご答弁についてはよろしくお願いをいたします。初めに、新市建設計画である、いわゆる新しい島づくり計画についてであります。平成17年10月１日に１市３町１村の合併により新しく宮古島市が誕生して、ことしは10年目を迎える節目の年となりました。合併時に策定された新市建設計画も合併特例債の発行期限が当初の10年から５年間延長されたことに伴い、本市においても平成32年度までの新しい島づくり計画が今定例会に提案されているところであります。

まず、変更される主な内容については、リーディングプロジェクト事業の３事業の追加変更でありますが、その１つ目が総合体育館の整備事業、２つ目が総合博物館の整備事業、３つ目が総合庁舎の整備事業であります。この３件の大型プロジェクト事業を追加することにより、当然財政計画も変更されるわけでありますが、まず本市の平成25年度決算における財政健全化判断比率においては、実質公債比率が8.2%、将来負担比率が64.4%となっており、それぞれ早期健全化基準と比較すると、これを下回り、良好とされ

ております。他方、財政指数の比較では公債比率負担が14.7％と高く、一般的に警戒ラインと言われている15％に迫っております。新しい島づくり計画の目標年度である平成32年度の見込み数値によると、実質公債比率で9.3％、平成25年度の決算比で1.1％の伸び、将来負担比率で92.9％、これが28.5％もの高い伸びを示しております。また、資産残高においても平成25年度決算で350億8,400万円が平成32年度の見込みでは411億4,900万円となり、実に60億6,500万円も増加し、依然として厳しい財政状況が続いていくことが予想されております。そこで、お伺いをいたしますが、市債残高、経常収支比率、公債費負担比率及び実質公債費負担比率について、平成32年度以降も含めて、もし財政当局で試算されているのであれば、最もピークとなる年度における数値を示していただきたいと思います。

次に、農林水産業について伺います。１点目に、かんしょに寄生する害虫であるイモゾウムシとアリモドキゾウムシ等の根絶によるムラサキイモの生産振興についてであります。去る３月７日付の新聞報道によると、沖縄県は2013年に久米島でアリモドキゾウムシの根絶に成功いたしました。久米島での成功事例をもとに、津堅島でも根絶事業に取り組み、ことしじゅうにも根絶する見通しを示しております。本市においても平成23年度ごろからムラサキイモの生産組合を結成し、生産振興に取り組んでおりますが、寄生害虫の被害により品質面でばらつきが見られております。そこで、早急に県のほうへ働きかけてイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶事業に取り組んでいただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

また、今年度当初予算において、ハモグリガ等の寄生害虫の防除農薬の助成が計上されております。57万3,000円程度ですが、しかし前年度と比較すると19万7,000円も減額計上ということになっておりますので、ぜひ生産組合のですね、組合員の話を聞きますと、一度農薬散布をして芋の葉枯れを防除しても、また再度病害虫にやられるというふうなことで、もっと防除農薬についての対策をやってもらいたいというふうな意見などがたくさん出ておりますので、その辺について方針をお伺いしたいと思っております。

また、２点目に、たくさんの同僚議員のほうもこれまで質問をいたしておりますけれども、ヒトエグサ、いわゆるアーサの採捕についてであります。海上保安庁が警告書を発したということで、長年にわたって慣習としてアーサをとってきたお年寄りの方々が非常に戸惑っているという状況にあります。そこで、ちょっと共同漁業権と区画漁業権について調べをしてみましたところですね、沖縄県の農林水産部が発行しております漁業権の免許内容等という資料がありますけれども、その中では数えてみたところ漁業組合が、36漁業組合がありますけれども、ヒトエグサについて採捕禁止と、免許を受けている漁業組合は15カ所、半数にも満たないということで、15カ所の漁業組合が免許を受けておりますけれども、その中で宮古島地域においても宮古島本島、伊良部島、池間島周辺、共同漁業権がかぶさっている部分は全面採捕禁止になっておりますけれども、多良間の周辺については禁止区域に入っておりません。これは、共同漁業権の免許が22号が宮古島周辺の海域、それから23号は多良間島の周辺海域ですけれども、22号で３漁業協同組合の共同漁業権の第一種の漁業権免許を３漁業協同組合が受けているというふうなことで、禁止区域になっております。区域になっているということは重々承知しておりますが、ぜひ宮古島の風物詩でもありますし、それから昔からの慣習としてお年寄りの皆さん、特に旧暦の３月３日を控えて浜売り、そういったときにアーサ、ヒトエグサの採捕をするというふうなのは長年の慣習でありますから、漁業協同組合と市のほうとぜひ協議をしていただきまして、寛大な措置を漁業協同組合のほうにもお願いを申し入れたほうが

よろしいのではないかというふうな気がいたしますので、ひとつよろしくお願いをいたします。そのことについても見解をお願いしたいと思います。

次に、３点目であります。本年10月25日に開催予定の沖縄県畜産共進会についてであります。まず、その取り組み状況についてお伺いをいたします。平成27年度の予算書によりますと、実行委員会への負担金が744万5,000円の予算が計上されておりますが、その内容について説明を求めたいと思います。また、私は昨年12月定例会でも質問いたしましたけれども、どうしても団体優勝あるいは入賞牛を多く出す、その取り組みについてはやはり飼養技術等にたけた職員の配置であるとかですね、その技術向上に向けた指導体制づくりをするべきだというふうなことを要望してまいりましたけれども、その後の共進会に向けての準備体制はどうなっているのか、お伺いをいたします。

次に、教育行政についてお伺いをします。１点目に、市立小中学校の児童生徒への派遣費補助、これはスポーツ、文化面含めてでありますけれども、派遣費補助の拡充がなされたとの新聞報道があったと記憶をしておりますが、どのような内容になっているのか、平成27年度当初予算で1,735万円の予算措置がされております。加えて、派遣費補助については平成25年８月12日に宮古の県立学校長会、それからＰＴＡ連合会長からも要請がされております。また、平成26年11月20日に市長及び議長、教育長に対して県立高等学校長会、それからＰＴＡ連合会の役員の皆さんが派遣費についての措置要請をされております。議会においても要請は採択されているものの法的な縛りもなく、提案されている当初予算においても計上されておりません。計上されているのは、先ほど申し上げた小中学校の児童生徒への派遣費補助のみであります。隣のですね、石垣のほうの資料も取り寄せてありますので、この件についてまず教育長の見解を伺って、その後に石垣市との比較などして、再質問あたりでやってみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

２点目に、国際交流事業についてであります。これまで旧下地町の下地中学校と台湾の漢口国民中学校との交流事業が実施されてまいりました。合併後もずっと続けてまいりました。どういうわけか、今年度において青少年育成人づくり交流体験事業の派遣費補助が当初予算で計上されておりません。その理由の説明を求めたいと思います。中学校の校長の話では、７月に台湾から児童生徒が来島する予定であると、８月には台湾の訪問を予定していたと、何の連絡もないと、したがって派遣費補助が捻出されなくて訪問を取りやめるということになれば、相手方へ早急に連絡をして何らかの対応をとっていかなければならないということでありますから、これ台湾からいらっしゃるのは７月、ここから予定をしているのは８月ということですから、仮に当初予算で計上されていなくても６月の定例会あたりで補正で対応できるのかですね、その辺も含めて答弁を求めたいと思います。

３点目、最後になりますが、文化財の保護についてお伺いをいたします。東日本大震災が発生して今月11日で満４年目を迎え、今なお多くの犠牲者が発見されず、加えて国による復旧、復興も道半ばであると思いますが、犠牲になられた方々のご冥福と被災された皆様の一日も早い再起を願うものであります。

ところで、宮古島でも1771年４月24日、これは旧暦の３月10日、当時の３月10日でありますが、明和の大津波が押し寄せ、宮古島において2,548名の方々が犠牲になったと言われております。私は、昨年３月定例会における一般質問でもこの石碑の文化財指定と周辺整備を要請いたしました。答弁において、地権者等との協議を進めて対応したいとのことでありましたが、現状をお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問いたしましたが、答弁を伺って再質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

アーサの採捕の件で答弁をいたします。

いまさっき上地廣敏議員が県下の漁業協同組合36あると、そのうち15の漁業協同組合しかアーサの漁業権を持っていないと、残りは持っていませんよというお話でありました。なぜこういうことが起きるかといいますとですね、アーサがたくさん生えていて、それを漁業としてやっている地域には共同漁業権という形で付与するんです。これ申請が漁業協同組合からこういうふうなものを自分たちは漁業がやりたいから、漁業権としてくださいというふうなことをやるわけですね。今多良間はないよという話だったんですけれども、多良間はアーサを漁業としてやっていないんです。地域の人たちだけがとっているんで、特に漁業者の権利として保護する必要がないということで、免許の中身になっていないということですね。でも宮古島周辺にはアーサを対象とする漁業する人がいるんで、漁業権として設定されているということであります。漁業権ですから、当然のように権利として保護されていると、だから第一義的にとるのは漁業者ですけれども、やはりこれまでの慣習もございます。家でとって食べる程度はいいんじゃないのというお話もあります。そういう話はですね、漁業協同組合にもこれまでみんながとっている程度のぐらいについてはどういうふうな形でやるのか、十分考えてみたほうがいいんじゃないのという話はこれまでもやっていますし、近々みずからの見解を出すということですので、その見解の中身等も十分調整をしてみたいなというふうに思っています。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

リーディングプロジェクト変更の追加による建設年度と財政計画についてお答えします。

リーディングプロジェクト事業においては、変更、追加された事業につきましては全事業を新市建設計画の期間内に実施するという前提で策定を行っております。新市建設計画による事業の実施は、合併特例債を多くは財源として予定しており、市の市債の借り入れ、一般財源の確保、市債の借り入れによる将来的な各年度ごとの公債費の伸びなどを考慮して計画を策定しております。

次に、リーディングプロジェクト実施による財政指数等の試算を実質公債費比率、将来負担比率、市債残高並びに公債費について財政計画の策定を行っております。これらの試算については、計画期間中の最終年度である平成32年度に実施する事業に対する市債借り入れの元金償還が発生すると見込まれる平成34年度まで行っており、市債残高のピークが平成32年度で約411億5,000万円、公債費が平成34年度で約43億円、実質公債比率が平成34年度で約10.6%、将来負担比率は平成32年度で92.9%となっております。経常収支比率の試算は、財政計画とは別に試算を行っているところであり、直近の決算年度である平成25年度の決算から５年後となる平成30年度で試算したところ、経常収支比率は約89.9%となっております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

まず、かんしょ病害虫による芋の生産振興についてお答えします。

かんしょの病害虫でありますイモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶に向けては、移動性病害防除事業の導入に向け、関係機関と調整して取り組んでいきたいと考えております。また、市の取り組みとしては、平成26年度よりかんしょ生産組合を対象に病害虫防除農薬購入補助を実施しております。予算が少なくなったというご指摘ですが、平成26年度からこの事業を実施しましたが、申込者のほうが少なくて、平

成27年度については平成26年度の実績をもとにして計上してございましたが、その周知を徹底してまいりたいと思っております。

次に、県畜産共進会に向けての取り組みについてお答えいたします。第41回沖縄県畜産共進会宮古島開催に向けては、去った11月に実行委員会を立ち上げて取り組みを行っているところでございます。具体的な取り組みについては、関係機関の予算等とのかかわりもありますので、随時調整してまいりたいと思っております。また、出品牛選抜に向けては、選抜委員会を１月に設置して取り組みを進めているところでございます。

予算の主な内容としましては、仮に雨天のときでも共進会が予定しております10月25日に開催されるように大型のテントを準備したいと思っております。そのためのテントの借用費用あるいは会場の基盤の整備ですね、場内の整備、それとかせっかくいろいろなところから畜産関係の生産組合等がいらっしゃいますので、他の地区の生産組合との交流会、その費用等を予定しております。

それから、これまで沖縄本島での開催ということもありまして、なかなか優秀な牛でも出品をしてもらえない農家のほうがいらっしゃいましたので、今回宮古島で開催されるに当たっては、今のところ160頭を候補者牛として選抜してございます。それで、７月に地区の共進会に向けて沖縄県の選抜も兼ねておりますけど、宮古島市畜産共進会が７月上旬を予定しております。例年より少し早目に開催しまして、それに向けて選抜するとかということで、できるだけ多くの候補者といいますか、優秀な牛が出品できるよう励行してまいりたいと思っております。

◎教育長（宮國　博君）

県立学校の選手派遣についてでございます。県立学校は生徒よりですね、選手派遣費を徴収しているということでございます。したがって、派遣費はその予算より支出し、不足分については自己負担あるいは県費からの対応をすべきであると考えております。

◎教育部長（奥原一秀君）

宮古島市立児童生徒への選手派遣補助金に対する拡充がされているということなんですけども、補助金の額としましては県内派遣の場合、これまで航空運賃の実費の部分の定額を定めておりましたけども、これを２分の１に補助するとかですね、その上限を一応決めて補助金の交付をしているという状況になっております。ちなみに、小学校児童生徒の県内派遣補助金については、航空運賃実費の小児運賃の２分の１を上限として補助すると、県外については10分の７を上限として補助するという補助金交付の内規を作成をして対応しているという状況になっております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

まず、国際交流事業についてでございます。台湾国際交流事業は、下地中学校と台湾台中市漢口国民中学校との交流事業でございます。国際性豊かな人材を育てることを目的に、旧下地町において平成11年に実施されてから今年度まで実施してきており、153名の生徒を派遣しております。一方、台湾からの受け入れについてはこれまで86名の生徒を受け入れておりますが、平成14年度から１年置きとなっております。本市においても財源が厳しいということもあり、台湾と同様に隔年で交流事業を実施していくということで、新年度は見送ることになりました。

次に、明和の大津波碑についてでございます。与那覇前山に所在する明和の大津波碑については、乾隆

36年大波の石碑として、文化財保護審議会へ文化財として指定できないか諮問しており、現在継続審議中であります。今年度は同石碑の所在を示す立て看板を設置いたします。

◎上地廣敏君

答弁ありがとうございました。では、順を追って再質問をしたいと思います。

まず、市長からありましたアーサの件については、ぜひとも個人消費、いわゆる家庭で食べる分については何とかですね、漁業協同組合と協議をいたしまして、これまでどおりといいますか、採捕して海の幸を家庭の食卓に上げられるようなですね、漁業協同組合に対しても寛大な措置をぜひ要請をしてお願いをしていただきたいというふうに強くお願いを申し上げます。

次に、畜産共進会でありますけれども、選抜委員会を設置をいたしまして、優秀牛の選抜をこれまで以上に強力に進めていくということであります。ぜひ宮古島開催の意義をですね、畜産農家の皆様方にも周知徹底をいたしまして、願わくば団体優勝がとれるというふうなところまで飼養技術などを引き上げていただきたいと思いますし、これまでは沖縄本島で開催されておりましたので、船便で輸送するということから非常に牛のストレスが発生をする、あるいは体重が四、五十キロも減になるというふうなハンディがありました。今回宮古島で三十何年ぶりと言われている共進会が開催されるということになりますので、ぜひ子牛の拠点産地でもある宮古島のですね、畜産の優秀さを県内にも、あるいは県外にも広めていただきたいというふうに思っておりますし、指導体制をですね、10月25日ですから、もう新年度始まります。あと半年であります。ぜひ指導体制についても十分な取り組みをしていただきたいと要望をいたします。

次に、新しい島づくり計画の中で、先ほどの総務部長の報告では経常収支比率が平成32年度以降、平成32年度に起債を、合併特例債を活用するということになれば、その後年度、平成34年度あたりで元金、それから利子が発生していくと、そのときの経常収支比率は89.9％ぐらいになるという試算をされているという報告がありました。いわゆる都市部における経常収支比率は、望ましい数値としては75％程度、あるいは町村で70％と言われております。宮古島市において平成34年度で89.9％になる見込みであるということであれば、それなりにですね、財政が構築してきていると、くるということがわかるわけでありますから、ぜひその辺も含めてですね、今合併特例債の起債限度額216億円ありますけれども、既に平成26年度末で借り入れ済みの特例債は82億円を数えております。134億円程度の起債可能額があるわけでありますが、しかし総合庁舎、総合体育館、それから博物館等建設すると恐らく90億円ぐらいの事業費がかかるというふうにも思っておりますしですね、90億円以上ですね、庁舎だけでも恐らく50億円、60億円のお金がかかると思いますから、起債可能額の134億円というのは、あと五、六年、５年で全て借り入れをするという状況になると思っておりますので、その辺のところはですね、十分に議論をされて優先度、何を優先して整備をするのかというふうなことも含めて慎重な検討をしていただきますことをお願いを申し上げます。

それから、選手派遣費の件でありますが、実は石垣市のほうですね、ことし11月に県立校長会あるいはＰＴＡ連合会の方々が見えたときに石垣の話をされておりました。石垣市のほうに連絡をとってみますとですね、宮古島市は小中で1,700万円余りの予算措置であります。石垣市のほうと宮古島が違っている点はですね、石垣市は平成26年度から県立高校生への選手派遣費を一括交付金を活用してやっているんですよ。先ほどの教育長の答弁では、派遣費については生徒の負担があって、足らない分を自己負担もしくは県費のほうで対応しているという話でありましたけれども、私が調べたところですね、派遣費の約半分につい

ては教育長がおっしゃるように生徒が高体連の負担金として徴収されていると、残りの半分、全体で7,000万円ぐらいかかるようです。生徒から徴収するのが大体3,500万円程度、残り3,500万円を県のほうは一括交付金で対応している、もしくは県費で単独で対応しているというふうなことであるという報告がありましたけれども、石垣はですね、宮古島と違っているのは、いわゆる県内、これも石垣のほうも上限があります、8,000円ですね、県内の航空運賃の8,000円、県外が１万5,000円。県のほうで出している派遣費や宿泊費として活用していると、航空運賃については市が独自にやっているということで、今申し上げたように石垣市の平成26年度の実績が2,650万8,000円、平成27年度、これは予算確定、今石垣のほうも議会で予算審議されているようですけれども、要求どおり3,435万円の予算措置がされているということからすると、宮古島市の、向こうは県立高校含めてですから宮古島市の約２倍の予算が措置されているということになります。高等学校長会あるいはＰＴＡ連合会のほうもですね、ぜひ県立高校生への予算措置をお願いしたいというふうな強い要望をされております。

なぜそれを取り上げているのかと申しますとですね、実は宮古の県立学校に通学している生徒の家庭状況を調べてみますとですね、在籍生徒の25％、４分の１程度は片親のみの生徒になっているというふうな調査結果があるんですよ。支援を要する世帯の比率も29％あると、したがって今県立高校生への派遣費について宮古島市今ゼロですけれども、これも一つの子育ての環境整備にもつながっていくというふうに私思っておりますので、ぜひこういったですね、家庭の状況など考慮されまして、ぜひとも当初予算では計上されておりませんが、補正なりですね、対応してできるだけ市民でありますから、その市民の負担を軽減するような措置をとっていただきたいと、これ強く要望しておきたいと思います。

それから、これは派遣費は高校生ないんですけれども、海外のホームステイの補助金はあるんですよね、高校生にも。ですから、これは片手落ちじゃないのかと、ハワイへ多分派遣している生徒に対しては、前年度で140万7,000円、今年度でも112万6,000円が予算措置をされております。同じようにですね、ホームステイだけではなくて、県内、県外、そして沖縄県代表として選抜された生徒への派遣も加えて石垣のほうもやっていますので、その辺も含めてですね、ぜひ調査をされて対応していただきたいと思います。これについては、もう一度答弁をお願い申し上げます。

最後に、台湾の漢口国民中学校と下地中学校との交流事業、隔年でやっているということのようでありますが、下地中学校の校長は多分去年新しくかわっているんですよ、去年の４月にですね。ですから、校長からの報告ですと、ことし７月に台湾から来島予定、下地中学校としては８月に派遣をする予定をしておりましたが、予算措置がされていないのでどうしたほうがいいのかというふうな相談がありました。このことについては、担当部署から恐らく報告が行っていないと思いますので、その辺もですね、調査をされて早目に対応しないとですね、台湾のほうにも迷惑がかかるし、またこちらのほうの学校としても学校行事に支障が出てくるというふうな可能性もありますので、その辺も含めてですね、ぜひ下地中学校との連絡、連携は密にしていただきたいと思います。

教育長から派遣費補助についての考え方、もう一度お願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎教育長（宮國　博君）

本市の補助金の交付がですね、３セット方式をとるというようなスタンスでございますので、このこと

を鑑みるとですね、先ほど申し上げたとおりの答えになるわけですけれども、議員から強い要望がございますので、財政ともう少し話をしてですね、補正が可能かどうか、これから取り組んでみたいと思います。

生徒の派遣とですね、ホームステイとはお金の出どころが違いますので、これは同一に議論することではございませんので、ホームステイ、これは対米請求権の中での事業でございます。

対米請求権のところでなくて、人材育成基金という別枠の事業でございますので、そこからの答弁をさせたいと思います。よろしくお願いします。

平成27年度はですね、人材育成基金はございます。平成28年度以降がこれは切れると、こういうことでございます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで上地廣敏君の質問は終了いたしました。

◎池間　豊君

質問する前に、所見を述べたいと思っております。ことしは、伊良部大橋も開通して利便性はもちろんのこと本市に大きな経済の効果ももたらしていると、下地敏彦市長は答弁されております。私も本市の将来に明るい展望を感じているところであります。しかしながら、下地島のパイロット訓練飛行場の利活用が遅々として進まず、いまだ一つのプロジェクトの芽出しすら見えておりません。下地島パイロット訓練飛行場の利活用こそが長期的なスパンにおいては本市の明るい展望をもたらすものだと思っておりますので、当局にはぜひ一刻も早い利活用のプロジェクトの芽出しを頑張っていただきたい、このように思っております。

それから、先々週行われましたダイキンオーキッド、これ日本女子プロゴルフのツアーでありますけども、本市出身の川満陽香理さんが見事に第４位と大健闘いたしまして、私たちの宮古島にも明るい話題を提供いたしております。そして、私の狩俣でもですね、根間陽佳さんという中学２年生ですけども、全国のバスケット大会に県を代表して選ばれました。そのときには狩俣自治会でも祝賀会がありましたけども、教育長はいらっしゃいました。連絡はなかったですか。本当に連絡をもう少し密にしていただければいいのかなと、ぜひ参加しなくても応援をしてください。よろしくお願いします。

そういう明るい話題の一方でですね、去った12月定例会において兼業禁止に端を発した２つの特別委員会が設置されました。資格審査特別委員会と懲罰特別委員会であります。私は、21世紀新風会の代表として２つの委員会に指名されましたが、２つの委員会とも６名対４名という勢力に分かれて、審査に必要な資料要求や参考人招致も数の力、数の暴力で封じ込められました。多くの市民に宮古島市議会はこれでいいのかという大きな疑問を残したまま、本会議でも与党の多数で決着をいたしました。今度の特別委員会は全く委員会の体をなしていない、すごく不真面目な委員会であったと言わざるを得ません。本来であれば一人でもこの問題に対して疑義を持った委員がおれば、資料要求や参考人招致の要求があれば資料の提供にも応じるし、参考人招致にも応じて、そしてそれをもとに精査、審査するのが与えられた特別委員会の役割であると。市民から負託を受けた議員であれば、私の役割はそうだったのじゃないなかと、そのように思っております。基本となるべく資料の提供もなく、参考人の招致もない非民主的委員会のあり方を多くの市民は納得しておりません。そもそも地方自治法第92条の２の趣旨は、公共の請負を発注する情報を豊富に持つ人と公共の請負を受注する側の企業主とは同一人物であってはならないと、公正、公平を保

つために兼業は禁止というのが趣旨であります。さらに、公職選挙法第104条の規定では当選した者が公共の請負を受注する側の役員をしている場合は、これは全部整理して５日以内に選挙管理委員会に届け出なさいとあります。届け出がなければ当選は無効とするとあります。このように、二重、三重に縛りのある法令があるにもかかわらず、宮古島市議会は全国に汚点を残す結果を出してしまいました。議長、私はですね、このような重大な問題が発生したときは、市民に市議会の報告会を開催する義務も必要もあると思っておりますが、議長はどのように考えているのか、お答えをお願いします。

（議員の声あり）

◎池間　豊君

ひとり言ではありませんよ、議長にはどういうふうに思っているのか、お答え願いたいと思っています。

それでは、ただいまから通告に従い質問をいたします。今定例会で問題になっている兼業禁止による資格審査特別委員会や懲罰特別委員会についてであります。先ほど地方自治法第92条の２について、るる説明申し上げました。下地敏彦市長は地方自治法第92条の２について、どのような見解を持っているのか、お伺いをいたします。

２点目は、仲間頼信議員の発言に対し、不穏当発言だとして戒告の懲罰処分が下されました。それに端を発した12月定例会の状況を振り返ってみますと、仲間頼信議員の発言に対し、与党議員団は議長に許可なく議場を出ていきました。このときの時間が午後２時12分であります。そして、議長も休憩の言葉を発して、市長や部課長、私たち11名の議員に何の説明もなく議場を出ていきました。議長が議場に戻ってきて、議事を再開したのが午後３時53分であります。混乱した空白の時間は１時間41分です。そして、議長が戻ってきて、最初に発した言葉は西里芳明議員より地方自治法第133条の規定により、仲間頼信議員に対する懲罰の処分要求が提出されたということであります。議場をほったらかして空白の１時間40分の時間はその相談だったのでしょうか。中立の立場でなくてはならない議長と空白の時間をつくった与党の議員団のとった行動こそも重大な過ちで、憤りを感じるものであります。宮古島市の予算を審議し、議論を闘わす神聖な場である議場であのような行動をとった与党議員団と議長に対し、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

３点目は、新里聰議員からの選挙管理委員長に対する立候補の届け出に虚偽の記載があるかどうかという質問に、虚偽記載に抵触するおそれがあると答弁されました。ところが、虚偽記載の可能性があるならそれをしっかり審議し、そして県の選挙管理委員会にも報告する義務はあるが、それは行ったのかという質問に対しては、最初の答弁を繰り返すのみでありましたし、またその義務を怠ったときは不作為の行為であると指摘にも答えずじまいでありました。

（議場騒然）

◎議長（眞榮城徳彦君）

静粛に願います。

◎池間　豊君

答弁書を作成した事務方は、いろんな状況を想定した答弁を準備して委員長のリードをしてあげるべきではないでしょうか。選挙管理委員会の責務と虚偽記載であるか否かについてしっかり審議し、県の選挙管理委員会に報告する必要があると思いますし、議会としてもその確認の必要はあると思います。下地敏

彦市長は、今申し上げたことについてもどのように考えているのか、お伺いをいたします。

（議員の声あり）

◎池間　豊君

ちゃんとやっておりますよ。

次に、自衛隊の配備について伺います。自衛隊配備の質問に対して、近いうちに防衛省のしかるべき人物が面会に来るので、そのときを待って議会にも報告しますと、何度も同じ答弁を市長は繰り返しておりますが、市長の答弁は賛成なのか反対なのか、どちらともとれるようなニュアンスに受けます。私は、米軍とその基地については反対であっても、専守防衛の自衛隊については賛成すべきだと思っております。市長もご自身の意思をはっきり示した上で、議会にも賛否を問うてはいかがでしょうか。そのような答弁はできないものかどうか、お伺いをいたします。ただ手順といたしましては、国のほうから自衛隊配備の要請を本市に対して行うのが先だと思っております。

次に、４面球場の建設について伺います。下地敏彦市長は、新里聰、粟国恒広両議員の質問に対し、スポーツアイランド構想の中で取り組んでいくと答弁されておりますので、また下地幹郎代議士が国のほうにおりますから、ぜひ連携をとってですね、宮古島市に４面球場の建設をぜひ建設していただきたい。前回の議会でも話をいたしましたけども、亡くなられた故下地米一当時の市長は、まだプロ野球が来るとも来ないともわからないうちから、市民球場は建設して、そしてちゃんと迎える準備をしたからこそオリックスが来たものだというふうに私は思っております。それから、やはり宮古島は野球熱はかなりほかの地域よりも高いものがあるし、本当に副市長の答弁にありますようにたくさんのキャンプの要請があって断るところもあると言っているぐらいでありますから、ぜひ４面球場は必要だと思っておりますので、早いうちの建設をしていただきたいというふうに思っております。

次に、本市出身の国会議員下地幹郎氏と連携をとって宮古島市の発展のために、下地幹郎氏を活用することは考えていないのかということについて、市長の考えを伺います。下地幹郎氏は宮古島市の生まれでありますから、宮古島市に強い郷土愛を持っているのは皆様もご存じのことと思います。下地幹郎氏が国会議員として初当選をして最初に手がけたのが、皆様よく朝見ていると思いますけども、先島圏域の細部までテレビで映すというのが、放映させたのが最初の仕事でありました。下地幹郎氏の実績については、民主党政権時代に内閣において一括交付金を成立させ、そして本市には11億5,000万円の交付金を配分をいたしました。また、伊良部大橋の調査費をつけさせ、伊良部大橋は今実現して開通をいたしております。それから、年度末調整交付金なども人口の圧倒的に多い那覇市と同様な交付金をつけていただきました。伊良部漁業協同組合の製氷機の予算についても、頑張っていただきました。耐震バースの件でもそうであります。このように下地幹郎氏は、本市のために一生懸命頑張っておりますから、下地幹郎氏の行動力、交渉力、発想力は万人も認めるところであり、今後とも本市にとって大いに貢献してくれる人物だと思っておりますので、市長にはぜひ下地幹郎氏と連携をとって宮古島市の発展につなげていただきたいと思っています。

次に、市長の施政方針について伺います。平成27年度の施政方針の第１章、市政運営にあたっての基本的な考え方の３で、子育て支援による定住促進と生きがいある高齢者対策があり、その中で子ども・子育て支援新制度に基づき、待機児童ゼロを目指し、保育料の負担を軽減を図るとあります。また、第２章の

重点施策の２では、安心・ゆとり子育て支援と健康長寿の推進の中で、宮古島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可外の保育施設の認可化を促進し、あわせて保育施設の増改築による保育所の定員数拡充を図り、待機児童の解消に努めますとあります。下地敏彦市長が若者の定住促進を図り、子育ての環境をよくして本市の人口増に並々ならぬ意思のあらわれだと評価するところであります。今述べたことは、最後に通告してある子育て新制度で確認をいたしたいと思っております。そして、長年懸案でありました荷川取線も今の施政方針の中で示されておりますので、詳しいご説明をお願いいたします。

それから、危険箇所にガードレールを設置するとありますので、以前質問した場所、２カ所でありますけども、建設部長に再通告すると連絡したところ、３日後はもう既に工事を始めておりまして、あす、あさってごろには工事も完了いたします。そういうことですから、建設部長には答弁は要りません。そのかわり御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それから、もう一点は、通称産業道路にも危険箇所がありますけども、そこも新年度で設置していただくというふうに現場まで来て調査していただいておりますので、これも答弁は要りません。

次に、農業行政について伺います。２カ月ほど前、大雨で畑の土が大量に流出いたしました。農地整備課の担当には、早速来てもらい対応していて、現在その最中ではありますけども、ただこのような自然災害は偏った地域でのときもあれば、宮古島市全域に及ぶときもあります。昨年の台風によるマンゴーの被害もそうでありました。宮古島市全域に及ぶ災害のときは、１つの部署だけでの対応は大変困難だと思っておりますので、当局はどのような対応をとっているのかをお伺いいたします。

次に、プラソイラについて伺います。施政方針の中で初めて見るプラソイラという文言が出ております。プラソイラについても詳しいご説明をお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援新制度について伺います。消費税が10％になったときの増収分から7,000億円を子育て支援新制度に充てるとあります。その取り組みの骨子は、次のように説明されております。

１点目、幼稚園と保育所のいいところを１つにした認定こども園の普及を図ります。２点目、保育の場をふやし、待機児童を減らして子育てしやすい、働きやすい社会にします。３点目、幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。４点目、子供が減ってきている地域の子育てもしっかり支援しますという４項目の骨子になっております。宮古島市は、現在実施している宮古島市子ども・子育て支援事業計画で取り組んでいる内容とほとんど同様だと私は思っておりますが、違いがありましたらご説明をお願いをいたします。

答弁を聞いて再質問いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、特別委員会についての市長の見解をということです。議員の資格審査及び懲罰について、特別委員会及び本会議において議員の資格はあるとし、戒告の懲罰を科すと議決をいたしました。この件は、議会で判断したものであり、その結果については素直に受け入れるべきものであると考えております。

次に、自衛隊に関しましては、これまでも述べてきたとおりであります。近々国はさきに実施した適地調査についての報告をしたいと言っております。その内容を聞き、また同時に議会にもその内容を提示いたします。議員間でも大いに論議をしていただきたいと、その後いろいろと状況を見て判断をいたします。

次に、下地幹郎代議士の件ですけれども、下地幹郎代議士のこれまでのご活躍は宮古島市の発展にも大

きく寄与しているものと思っております。今後も国政の場において大いに活躍していただきたいと思いますし、ふるさと宮古島の発展のためにもぜひご協力をいただければ幸いだと思います。

◎副市長（長濱政治君）

地方自治法第92条の２についての考え方ということでございました。地方自治法第92条の２は、議員の兼業禁止を定めておりますが、その趣旨は普通地方公共団体の議会の議員が当該団体の締結する契約の議決に参与することになることから、議会の適正な職務の執行と議会の公正な運営を確保することを目的としております。したがって、市議会議員が個人事業主として直接市と請負契約を締結する場合は、地方自治法第92条の２の兼業禁止に抵触することになります。しかし、議員が法人としての会社の取締役である場合は、直ちには同法第92条の２には該当しないと解されております。地方自治法第127条の第１項では、第92条の２に議員が該当するかどうかということは議会が決定するというふうになっております。

それから、４面球場建設についてでございます。これ以前にお話ししたものと同じになりますけども、宮古島市のスポーツアイランド構想は策定から20年以上が経過しており、社会のニーズに適した構想の見直しを図り、新たな展開の時期に来ているものと考えており、ことし１月の伊良部大橋開通はオリックス球団のキャンプ撤退後の宮古島市にとってさらなる観光振興の起爆剤となり、スポーツアイランド構想の推進に大きく影響があるものと考えております。今後スポーツアイランド推進の新たな展開を図り、自然環境を保全し、自然と調和したスポーツ観光地の形成やスポーツを通した交流の促進、スポーツキャンプ地としてのＰＲ活動に積極的に取り組み、施設整備など４面球場の建設についてもスポーツアイランド構想の再構築の中で議論していきたいと考えております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

子ども・子育て支援新制度の本市の取り組みについてでございます。平成24年８月に成立いたしました子ども・子育て関連３法により平成27年４月から子ども・子育て支援新制度が施行され、市町村は子ども・子育て支援法の基本的理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を策定することになっております。本市では、平成26年３月に子育て当事者や子育て従事者、それから学識経験者などで構成する宮古島市子ども・子育て会議を設置し、これまで７回の会議を経てきました。会議の中では、教育、保育に関するニーズ調査を実施し、この結果を踏まえて子ども・子育てに関する施策などを議論してまいりました。新制度では乳幼児期の教育、保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっております。これを踏まえ、本計画の基本的な内容として待機児童解消のために、認可外保育施設の認可化や認定こども園の新設、それから小規模保育事業及び事業所内保育などの保育の受け皿の確保や放課後児童クラブでの幼稚園児の受け入れができなくなることから、公立幼稚園の全園児を対象に午後の預かり事業の拡大など、宮古島市のさまざまな課題を解消するため、行政だけでなく市民、地域、事業所で政策へ取り組んでいくという計画になっております。本計画は平成27年度から平成31年度までの５年間の実施期間となっており、５カ年の間に計画の推進、実施状況の点検、評価、事業の継続、拡大、計画の見直しを子ども・子育て会議の中で審議を行い、本計画の達成へ向け取り組むことになっております。ちなみに、計画期間中、認可外保育所の認可化に向けては４保育所の予定をしてございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

災害時における本市の対応策についてということで、大雨による土の流出について、自然災害における

農地災害等につきましては、大雨による畑の土流出については１カ所につき40万円以上の被害の場合は国の災害復旧予算等で対応しておりますが、それ以下については市の単独の予算で適宜対応しております。

次に、台風時におけるマンゴーや他の作物等の被害についてお答えいたします。台風時におけるマンゴーや他の作物の被害については、災害時における災害復旧貸し付け等の融資制度を利用する方に対し、罹災証明書を発行しております。また、農業共済組合の畑作物共済や園芸施設共済の共済加入促進を進めているところでございます。

次に、深耕耕作機プラソイラについてお答えいたします。プラソイラの深耕作業については、ハーベスター収穫後の踏圧による圃場の耕うん作業が困難な状況にありますので、プラソイラによる深耕作業を行い、肥培管理をスムーズに行うために普及推進に取り組んでいるところであります。今年度においては、10アール当たり2,000円の作業料のうち30％の補助で約90ヘクタールの実施を予定しております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時46分）

再開します。

（再開＝午後２時46分）

◎池間　豊君

市長、副市長にも答弁をいただきました。本来議会での問題でありますから、市長、副市長に答弁も大変いかがかなというふうに思いましたけども、ただやはり議会と行政というのはやっぱりかけ離せないものでありますので、市長にもしっかりと議会の状況をやっぱしご自身の考えで、こうあるべきだというふうな部分はお聞きしたいなというふうな思いでしたので、本当にご答弁ありがとうございました。

また、自衛隊誘致については再質問ございませんけど、４面球場についてはですね、今現在オリックスも撤退をして、長年培ってきた子供たちの野球への思い、熱意というのはやはりまたこれからはプロがいるのといないのとの違いで、だんだん尻すぼみになっていくのではないかなという危惧もありますね。そういう意味でも４面球場をつくっておけば、また近いうちにプロの来る可能性もありますし、そして大学とか、あるいは社会人の野球とか、そういったキャンプも大いに活用しておれば宮古島から本当に第二のイチローがまた誕生するような熱の盛り上がりもあるかと思いますので、４面球場についてはぜひ建設をしていただきたいというふうに強く要望いたします。

それから、下地幹郎代議士と連携をとるということについても、本当に４面球場をつくるにしても、先ほどるる申し上げた下地幹郎代議士の実績についても、やはり宮古島市をすごく強く思ってやっていることでありますので、下地敏彦市長が何か相談に行けば間違いなく最優先でやってくれると思っていますから、ぜひ下地幹郎代議士とはうまく連携とりながら、宮古島市の発展につなげていきたい、もらいたいと、こういうふうに思っております。

プラソイラに関してはですね、これハーフリッパーともいうらしいんですけども、非常にやっぱり株出しをした畑には効果があるんじゃないかなと、ただ、今までなかなか知られていない、そういった意味でなぜこれまでなかなか知られていなかったのかなと、ハーベスターで踏んづけた畑というのは大変かたい

ですね、ブルトラに乗っていてもシートベルトをしなければそのまま土の上を飛ばしていくぐらいのかたさがあります。舗装した道路並みなんですね。そういった意味でもプラソイラをぜひ活用してというふうな意味で、農家の皆さんに啓蒙するという、知らせるという、そういった作業も必要かなというふうに思っていますので、この補助の部分も含めながら、そういった活動も広げていただきたい、そのように思っておりますので、その辺についてはもう一度お答えをお願いします。

それから、子ども・子育て支援新制度でありますけども、これは先ほど国の示した４項目を申し述べましたけども、今現在宮古島市の子ども・子育て支援事業の中ではほとんどやっているのじゃないかなと、文教社会に属しておりますからこういうふうに思っておりますけども、ただ新しく平成27年度から実施される新制度をもとに、その拡充と、またこれまで取り組んでいる事業の拡充と、それから質の向上といいますかね、そういった部分を広げていくというふうに解釈すればよろしいでしょうか、福祉部長、後でこの件も確認させてください。

災害時における対応でありますけども、本当に農家の皆さんは大変作物が被害に遭ったり、あるいは畑の土が流出しても、これは大きな災害でありますから、そういったときに個人での対応が大変難しいんですね。そういうときにどうしても行政を頼らなくちゃいけない。ただこういったときに宮古島市全域での災害があった場合に本当に１つの部署での対応ができるのかと、たまたまこの前の大雨のときには担当部署に連絡して早速来て対応してもらって、本当に感謝はしておりますけども、これが宮古島市全域に及んだときにはなかなか難しいところがあると思いますので、ぜひ農家の皆さんの、あるいは農家に限らずいろんな災害はあると思っていますから、宮古島市のしっかりと市民に対する災害に対する対策も講じていただきたいなというふうに思っております。

２点か３点ありましたかね、答弁をお伺いして、再質問いたします。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

質問の中にありました４項目については、総合的に宮古島市実施してございます。今宮古島市で子ども・子育て支援について一番強力に推進するということでは、これまでもやってきている待機児童解消、それから施設の認可化というところを今一番重点的にやっていまして、その中では今年度については施設の整備の状況としては２園を整備したと、増改築したという意味では約110名ぐらいの受け入れが対応できるという形になっております。今後の取り組みとしても同じような形になりますけども、保育士確保の対策とか、それから認可外保育園の新規認可とか、それから安心こども基金などを使ったような増改築、整備、認定こども園への移行、さらには地域型保育事業を実施するということなどが宮古島市の保育のニーズに沿ったような、それから量も含めてですね、ニーズに沿ったような環境づくりをするということになります。もちろんその中では保育料の負担軽減とか、いろんな出産祝金の拡充ということも先ほども話がありましたけども、そういうものを含めて全体的に子ども・子育て支援をやっていきたいということを思っております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

プラソイラによる補助事業については、各集落を回って行いますオーシャル調査等で、この事業については周知してまいりたいと思っております。

それで、先ほど今年度の補助率が30％と申し上げましたけど、平成26年度につきましては50％で平成27年

度が30％でございます。補助率を変えたというのは、多くの方に利用していただきたいというので、補助率は下げますけど、その分面積を拡大したいということで、こういう補助率になっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時56分）

再開します。

（再開＝午後２時56分）

◎池間　豊君

それでは、答弁もみんないただきましたけども、今定例会の議場には定年される３名の部長がいらっしゃいます。本当に長い間市民の公僕として頑張って勤めていただいたことに対して、私からも大変お疲れさまでしたというお礼の言葉を申し上げたいというふうに思います。

それから、議長には答弁をいただかなかったんですけども、今本市議会においては議会改革調査特別委員会というのも設置いたしておりますので、その市民に対して議会の報告会もぜひ必要かなというふうな部分もありますので、そういった議会改革調査特別委員会の中で取り上げてですね、ぜひ諮っていただきたい。今の本当に兼業禁止に端を発して宮古島市議会がもっともっと議会改革調査特別委員会を通してですね、ほかの市町村にも負けない本当に民主主義な議会であることを望みながら、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで池間豊君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩し、３時15分から再開したいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後２時58分）

再開します。

（再開＝午後３時15分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問の発言を許します。

◎仲間則人君

本日最後の一般質問でありますが、大変お疲れだと思いますが、市長初め当局の皆様には市民にわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、一言お礼を申し上げたいと思います。先ほど粟国恒広議員のほうからもありましたとおり、久貝自治会公民館等において予算計上させていただいたということに対して、本当にお礼申し上げます。地域の生涯学習の場として、久貝自治会これからもますます発展していくものだと思いますし、それとまた昨年９月定例会の一般質問の中で要望いたしましたあずきや前の信号機設置については、昨年12月に設置され、地域住民は伊良部大橋開通前に設置でき、子供たちの登校時の安全対策ができたという

ことで、大変お礼がございました。県と調整等、市長初め担当部課長、職員の皆様にはこの場をかりてお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、私見を交えながら一般質問を行いたいと思います。今定例会の冒頭、下地敏彦市長は平成27年度の施政方針を述べられております。市政運営にあたっての基本的な考え方として、１つ目に市制施行10周年の検証と更なる振興への取り組み、２つ目に緑豊かで花のあふれる島づくり、３つ目に子育て支援による定住促進と生きがいのある高齢者対策、４つ目に環境に配慮した島嶼型エコアイランド社会の推進の４項目、また重点施策といたしまして、地域資源を活用した観光産業と農林水産業の振興、安全・ゆとり子育て支援と健康長寿の推進、生きる力を育む教育の充実と歴史・文化・交流の振興、圏域の一体感を推進する交通基盤の整備と住みよい住居環境の整備、市民と行政の協働による地域の活性化の推進、地下水保全の推進、行政計画の推進についての７項目を述べられております。市政運営に当たっての基本的な考え、重点施策を今年度、平成27年度に達成することにより宮古島市はますますの発展するものだと期待しております。私もその中から何点か質問をいたしたいと思います。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。これについては、国は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、中央圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するということで、宮古島市のほうにもそのまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するという形になっております。その策定に当たって、まずまちに関しては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成、ひとといたしまして、地域社会を担う個性豊かな多様な人材確保、しごとといたしまして、地域における魅力ある多様な就業の機会創出というふうなその創生の概要でありますが、市といたしましては、まち・ひと・しごとに対する施策をもしお持ちであれば、この宮古島市はどのようにして創生法を活用していくのか、基本的な考えを教えてください。

次に、市制10周年の記念事業についてであります。５つの市町村が合併し、10年目になることし、市としてはたくさんのイベント等を企画しているものと思います。これらのスケジュールが今年度、来年３月までの間にどのような計画がなされているのか、それを市民にわかりやすくお聞かせください。

次に、与那覇湾環境整備についてでありますが、午前中の粟国恒広議員の質問の中で大方わかっているつもりであります。また、その整備計画についてでありますが、平成26年度３つの事業を計画していましたが、この３つの事業がどのように工事完了並びにどのように進んでいるかをお聞かせください。また、今年度の事業等は先ほど午前中の粟国恒広議員の中からお聞きしてありますので、その辺は割愛をしていただきます。

次に、天然ガス試掘後、市としての今後の利活用を含めどのような検討しているかという件に関しても、初日、きのうと下地明議員、そしてまた西里芳明議員が質問されてあります。私もそれを通告してありますが、私としては同様な施設が南城市で供用開始になったということで、宮古島市もこのような、農業に関しては植物工場、また発電に関しては照明、空調、電気、また温水シャワー、プール、源泉かけ流し等々のユインチホテルのほうではなされております。宮古島市としては、検討委員会を昨年12月に立ち上げるということで答弁なされていますが、立ち上げた後、宮古島市としてはどのような話し合いがなされた

か、お聞きしたいなと思っております。

次に、市税（たばこ税）についてでありますが、たばこといいますと、いつも煙たがられてばかりいますが、私たち宮古島市にもたくさんの収入が入っているということを市民の前でお知らせしたいなと思っております。宮古島市の歳入予算343億3,000万円のうち、たばこ税が３億4,298万円と市予算のおおよそ１％を占めております。これは、とても大事な財源だと思っております。昨年より1,198万円減ですが、たばこ税というのは非常に優秀なたばこ税でありまして、市としては本当に大きな財産だと、また財源だと思います。宮古島市へのたばこ税の額はどのように算定されているのか、なかなか市民はわからないと思いますし、また同僚議員もなかなかその算定方法はわからないと思いますので、ぜひ丁寧な説明をお願いいたします。

次に、農林水産業についてであります。まず初めに、平成26／27年産サトウキビの生産量見込みについてどのようになっているか、お聞かせください。昨年12月19日から製糖操業が始まり、製糖期もいよいよ終盤に入っております。農家の皆様には、毎日寒い中、雨の中、収穫作業大変ご苦労さまであります。宮古島市の経済を大きく支えているのは基幹作物であるサトウキビを中心に肉用牛、葉たばこ、果樹、園芸作物等の農業収入であり、農家の発展が宮古島市の発展につながると言っても過言ではないと私は考えています。昨年は気象条件に恵まれ、サトウキビの豊作が期待されました。また、24年ぶりですかね、年内操業を開始しました。そこで、お伺いいたします。今期の生産量見込みはどのようになっているのか、お聞かせください。沖縄製糖、宮古製糖城辺工場、宮古製糖伊良部工場、順によろしくお願いいたします。

次に、平成27年度ハーベスター導入の計画はどのようになっているかということでありますが、それも初日の下地明議員の答弁の中でお聞きしてありますので、これは割愛させていただきます。１点だけ、宮古島全体で耕地面積に対する必要台数は、将来何台までが必要なのか、１点だけお願いいたします。

次に、農工商連携について質問いたします。宮古島市では、農商工連携での導入施設はあるのかないのか、またあるのであれば事業実績はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、ポットファームの進捗状況と今後の計画についてであります。けさの新聞で、トマトランドみやこが落成とありました。これは、まさに今宮古島市が進めているポットファームのことを言っているんじゃないかなと思っております。もう既にこれは福祉施設でありますが、トマトランドみやこ、全てコンピューターで制御して大玉トマトを栽培されるということで、宮古島市の実証実験をする前にそういった個人でというか、この会が、みやこ福祉会が身障者と一緒にお仕事することで社会復帰へ農業を通してやっているという新聞を見てですね、本当に今から目指す農業を身障者、またここを利用して社会復帰できるというふうな仕事の中でやっていくということは､本当に非常にいいことじゃないかなと思っております。これからの若い農業後継者、これは古い言葉で、新しい言葉じゃなく、常々農業に関しては後継者不足というのはついていく言葉だと思っております。そして、トマトランドみやこが本当にできるんだという実証が先に出てくるんだなと、そして大玉トマトが今年度で60トンの収穫を見込んでいるということで、本当にすばらしい施設だなと思っております。それにまた宮古島市では実証実験の場として、ポットファームが今後つくられますので、今後の進捗状況と計画についてお教えもらいます。

次に、道路行政であります。松原１号線整備計画について、今後のタイムスケジュールという質問を上げてあります。本当に議員になって１年目、松原１号線の問題を取り上げてもらいました。あれから６年、

本当に粛々と職員一生懸命、部課長一緒に県のほうにも調整していただいて、このようにやっと事業の予算計上されたということは、まさしくうれしい思いであります。ぜひとも早期の整備となるよう心よりお願い申し上げます。今後のタイムスケジュール等もあれば、ぜひとも教えてください。

次に、きょう朝一で粟国恒広議員がおっしゃっておりました松田整形前の信号設置でありますけど、平成27年度中に向けて検討しているとの県の報告がありましたということでありますので、ぜひとも粟国恒広議員同様本当に大変であります。朝は抜けられません。反対側のトゥリバー方面に行きたくても行けません。９時以降じゃないと通れませんね。本当に大変であります。ぜひとも信号設置に向けて並々ならぬ要請をしていただいて、一日でも早く設置できるようお願いいたします。答弁はよろしいです。

次に、伊良部島―市内間のバス停整備についてでありますが、この件も伊良部大橋が開通とともに車の往来が激しくなっております。もちろん伊良部島の共和バスも宮古島に入ってくるようになりました。しかしながら、バス停が松田整形前からバイパスまでのおおよそ500メートルの間に３カ所あります。バス停という看板はあるんですけど、一般道のすぐそば、路肩が、バスをとめる場所、あれがなくて、一旦朝バスが停車すると全て渋滞です。それが３カ所もあるということは、大変朝混みます。先ほど粟国恒広議員がおっしゃったとおり、まさしくそのとおりです。ぜひとも県のほうにバスをとめる、路肩……何というのかな……

（「バス停車帯」の声あり）

◎仲間則人君

バス停車帯、言葉がわかりませんので、そういったものを設置していただきたいなと思っております。

以上、質問いたしました。答弁を聞いて、再質問をしていきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

宮古島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。地域住民生活等緊急支援交付金による宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業において、人口ビジョン及び総合戦略を策定する予定です。まず、本市での人口や産業構造の推移、島外との交流の状況など、さまざまな視点から調査、分析を行い、本市における状況や課題の把握に努めます。これらを踏まえた上で、人口ビジョンとして本市の目指すべき将来像を描き、その実現のための施策として総合戦略を策定することになります。その具体的な施策についてはこれからになりますが、まち・ひと・しごとの創生に当たっては雇用の創出や子育て支援、移住、定住の促進など幅広い分野での施策を講じる必要があることから、関係部局の横断的な推進体制を構築いたします。また、行政だけではなく、産業、学識、行政、金融、労働、マスコミの関係者が一体となった推進体制も構築し、幅広く市民の意見を取り入れながら、人口ビジョン・総合戦略を作成したいと考えております。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

まず最初に、宮古島市市制施行10周年記念事業計画についてのご質問にお答えします。

10周年記念事業につきましては、新規及び既存の冠づけ事業を計画しており、本年１月６日の新春の集いを冠づけとしたスタートしておりまして、今後年間を通して各種事業を行う予定でございます。主な事業としましては、国立劇場おきなわ連携活用事業としましての組踊や、また博物館企画展、また宮古島夏

まつり、カギマナフラｉｎ宮古島、ＮＨＫのど自慢、市民総合文化祭における記念芸術祭などを予定しており、記念式典当日におきましても記念シンポジウム、祝賀会等を行う予定でございます。

次に、天然ガスについて宮古島市としての利活用についてのご質問にお答えをいたします。天然ガスの利活用につきましては、本市独自の利活用計画を策定することを目的に、沖縄県や地元経済団体、市の関係部局で構成をします宮古島市天然ガス資源利活用検討委員会を設置をしました。ことし１月の第１回検討委員会におきまして、試掘事業の主体である県が試掘調査について報告をしたところでございます。今後の利活用につきましては、沖縄県や関係機関と連携を図り、観光業や農業など各種事業において本市に適した利活用と事業化の可能性を検討してまいります。なお、事業化に向けましては県の支援が必要であることから、県が主催する利活用検討委員会において要望してまいります。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

たばこ税について、先ほど議員が述べました税収として３億4,000万円、平成27年度は予定しております。新年度で1,198万9,000円減額になっておりまして、私もいまだかつてたばこ吸ったときありません。60年になりますけど、非常に宮古島市の税収にとって少し貢献していないかなという反省はありますけど、ではたばこ税についてお答えしたいと思います。

たばこ税は国税として、たばこ税、たばこ特別税、地方税それと都道府県たばこ税、市町村たばこ税に分かれております。市町村たばこ税は旧３級品の紙巻きたばこ1,000本で2,495円、旧３級品以外の紙巻きたばこは1,000本で5,262円の市町村たばこ税が課せられております。一般会計の財源として充てられますので、一般会計の支出のあらゆる部分について配分されております。また、国のたばこ税収のうち25％は地方交付税として地方に配分されます。税収が減額したというのを一応調べてみますと、平成25年度と平成26年度のたばこの販売数というんですか、製造数が大分差額ありまして、平成25年度と平成26年度比較しますと約278万本減になっております。それが原因でないかと思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

与那覇湾環境総合整備計画についてでありますが、今年度事業として測量調査設計委託業務、工事部門としまして崎田緑地公園整備工事、湾奥部底質改善工事を行っております。その中で、測量調査設計委託は既に完了しておりますが、工事部門におきましては鳥獣保護法に基づき法的許可を環境省から得ております。その許可にアカアシシギ類の野鳥の飛来している期間は工事を行わないという条件が付されていたため、同鳥類が飛来している期間、工事を一部ストップをしました。そのため年度内の工事完了ができなくなり、平成27年度に繰り越しをしまして、新年度で工事を完了するという予定になっております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

まず、平成26／27年産サトウキビの生産量についてでございますが、３月17日現在の各製糖工場の搬入実績をもとに、各製糖工場からいただきました最終予想をもとに答弁したいと思っております。沖縄製糖が13万2,000トン、宮古製糖城辺工場が10万4,536トン、宮古製糖伊良部工場が６万1,127トン、合計で29万7,663トンとなっております。

次に、ハーベスターの宮古島全体での必要台数についてお答えします。市としましては、ハーベスターの導入は導入計画に基づいて導入を進めておりますが、今のところ132台を予定しております。

次に、宮古島市で農商工連携の導入施設あるかというご質問にお答えいたします。把握している範囲で

は、宮古島市は水産業で宮古島漁業協同組合と生産グループと加工業者の連携でモズクの加工を行っております。半生モズクを主に行うことになっておりますが、現在機械の故障により今年度は半生モズクは行っておりません。実績としましては、生モズクが７トン、塩蔵モズクが10トンの実績と聞いております。

次に、市が進めておりますポットファームの進捗状況についてお答えいたします。今月の竣工に向けて、現在工事を進めているところでございます。今後の計画については、施設が完成次第栽培開始に向け、順次準備を進めていきたいと考えております。

◎建設部長（下地康教君）

市道松原１号線に関しましては、県との調整の末、平成27年度補助事業として採択をされております。したがいまして、新年度の平成27年度予算では委託料として1,500万円を計上しております。事業のスケジュールは、初年度の平成27年度は実施測量設計業務を行い、平成28年度より改良工事及び用地補償へ着手をし、平成31年度の完了を目指します。

◎観光商工局長（下地信男君）

久松地区におけるバス停車帯の設置について、ご指摘の道路は平良下地島空港線でありまして、県の管理道路になっております。バス停止帯の設置については県の許可を得る必要がありますので、県に確認したところですね、県が許可するに当たっては、通常のケースとして歩道、いわゆる歩道が狭くなることによって歩行者への影響、それから道路幅員の確保等ができるかどうかを考慮して判断するというふうになっておりますので、県の判断を確認したいと思ってはおりますけれども、バス停止帯の設置を検討する前にですね、バス停についてはバス会社が県に申請をして設置してあります。大変細やかにバス停が設置してあります。何らかの考えがあると思いますけども、そもそもそういった短い区間の間に３つのバス停が必要かどうか、これも含めてバス会社と協議しながら、また道路の実態など調査してみたいと思います。

◎仲間則人君

答弁ありがとうございます。順を追って、要請なり私見を交えて質問していきたいなと思っております。

宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでありますが、ぜひとも宮古島市に今戦略的に国と一緒になってやっていくんだと、先ほど副市長のほうから地域の方々、そしていろんな意見を聞いて策定していきたいということでありますので、ぜひともまち・ひと・しごと創生総合戦略が中身の濃いものであるよう検討していただくようお願いいたします。

市制施行10周年事業ですが、事業としましては今まで冠のついた事業を中心に宮古夏まつり、のど自慢等積極的に取り組んでいきたいということでありますので、ぜひともよろしくお願いします。10周年記念事業、イベントだけじゃなく、実をいいますと子供たちにも10月１日が合併して10周年になるということで、子供たちにも給食の時間等、できればまんじゅうぐらいね、市制記念日ですと、何かの節目に、きょうは宮古島市が合併して10年目ですよというふうなことを、できれば教育委員会としても一緒になって１つのイベントではなくて、ただきょうは、調べてみました、木曜日です。当日は木曜日です。子供たちに10周年ということでお祝いをやるのもいい考えではないかなと思っていますので、教育委員会もひとつ一緒になってやっていくよう要望いたします。

５番目のたばこ税についてでありますが、先ほど答弁の前に総務部長のほうが、たばこは吸っていないから貢献していないというんじゃなくて、実をいいますと、私が聞きたかったのは、ほかの市町村と違っ

た計算方法で来ていると思います。そうじゃないと絶対宮古島市で消費されるものに対して、その消費税分が宮古島に落ちるというふうなことではないと思います。そうなると、ちっちゃな多良間村とか、ちっちゃな沖縄県の市町村、たばこ税を、じゃほんのわずかですよ。算定方法が１級、２級確かにわかります。しかしながら、これは自分の認識しているのが当たっているのか、間違っているのかは定かではないというか、自分はそのとおりだと認識していますが、成人男女、これはたばこ吸おうが吸わまいが、一人一人に人口比でこれは落ちてきていると思います。だから、約278万本ですか、が減ということは、これは日本全体でそれだけ減になっているからということだと私は認識しております。ちなみに、なぜたばこ税に関していろいろ話をするかというと、実をいいますと生産農家戸数は46都府県、北海道はたばこつくっていませんので、耕作農家が沖縄県は第８位です。それで、面積も第４位、それと１キロ代金、それも10本の指に入っています。７位です。それで、ちなみに宮古島市における実績といいますと、農家が129名、細かく市町村別に全部ありますけど、総金額、販売代金が22億5,829万4,000円と宮古島市の129名の農家でそれだけの売り上げがあります。これ販売実績としてあります。ぜひとも自分がたばこ税に関して何をまた言いたいかといいますと、大きな公共施設、トイレとか、またはバス停のベンチ等、また日よけ、風よけ、そこにこの建物はたばこ税がどれだけ含まれていますということで、ぜひとも市民の場にいつも煙たがられているだけじゃなく、この建物はたばこ税が幾ら幾ら含まれていますというふうなことを市民にもＰＲできるように、少しでもいいんです。たくさんやる必要ありません。少しずつ、少しずつ、毎年やっていくよう当局にはお願いしたいなと思っております。

次は、農業関係の見込み量が、12月の答弁では31万トンというふうな見込みをしておりました。もちろん台風もなければ雨も順調に降ったし、今度は大豊作じゃないかなと確かに思いました。しかしながら、最終見込みであるんですけど、29万7,663トンですか、その落ち込んだ原因は何があるのか。落ち込みの原因、これが必ずあるはずなんです。これがなぜこれだけ落ち込んだかという原因が、可能性、可能性で来ると思いますけど、どのようなのが考えられるのか、もう一度答弁もらいたいなと思っております。

それと、伊良部島―市内間のバス停車帯、確かに県道でありますので、本当に見てくださいよ、あの渋滞。バスが１台、久松側からいうとドリームキャッスル前、次中学校前がカーサフェリーチェ前、そしてファミリーマート久貝店前、この３カ所、そしてファミリーマートの50メートルもしないうちに次信号ですよ、バイパスの。そこでとまってしまうと、伊良部大橋まで、極端ですけど、中学校付近まで渋滞です。バスが本当に停車帯に入ることによって、スムーズに行くんではないかなと、これはぜひとも強く粟国恒広議員もおっしゃっていました、信号もつかないので大変だと、ましてや停車帯もないところに、またこのように３つもバス停もある。これ強く市としても県側に要請していただきたいと思っております。

答弁を聞いてから、再々質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

たばこ税についてちょっとお答えしたいと思います。

たばこ税の本来の税法というんですか、それによりますと市町村で売り上げた本数に応じて配分されるということになっております。ただ沖縄県の場合は、沖縄特例法の中で県全体の売り上げの本数を市町村のいわば人口割ですね、大人、子供関係なく人口割で配分されるということになっております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

確かに11月の生産見込みのときでは、31万8,326トンということでの生産見込み調査でございました。先ほど申し上げたように、最終予想が29万7,663トンということで、約２万トンほど減になって非常に残念に思っております。まだ予想から落ちた要因については、もっと精査する必要があると思いますけど、考えられる要因としましては、昨年の干ばつの影響が予想以上に大きかったかなという思いと、この調査というのはそれぞれ全調査でありませんので、その圃場での計数と実際の他の圃場での計数が少なかったのではないかと思われておりますけど、いずれにしましてもどの要因であったかということ、製糖工場あるいは各関係機関で調査しまして、今後の対応してまいりたいと思っております。

◎観光商工局長（下地信男君）

新しい道路ができていろいろ課題が出てきているということだと思いますので、現場を確認してですね、その改善に向けて県との調整が必要であれば、そういうふうにして対処していきたいと思いますし、先ほど話しました根本的に本当にバス停が必要なのかも含めて、設置するとなるとこれ県は工事終えていますので、市かバス会社かどちらかで負担で行いますので、バス会社とも共通認識持って取り組んでいきたいと思います。

◎仲間則人君

答弁ありがとうございました。

農林水産部長、今後調査していくというふうな答弁でありましたけど、早目に株出しも春植え始まっております。実は宮古島市はサトウキビ優良種苗安定確保事業委託料2,307万7,000円、通信運搬費400万9,000円、トータルで2,700万円余の品種改良に向けて、種苗安定に向けてやっているわけであります。実をいいますと工場側に確認したところ、優良種苗、これがなかなか広がっていないんではないかと、搬入されてくるサトウキビがほとんど10年、15年、サトウキビ自体が退化していると、かかった費用に対する新しい原種苗というのかな、あれがなかなか広まっていないんじゃないかなと、東村から持ってきたサトウキビを夏植えに植えて、それが本来ならば翌年のサトウキビの苗として広がっていくはずが、そのまま成長させて、収穫して、製糖工場に搬入されてしまっているんですよね、実際のところ。そのほうが多いです。新しい品種がもう砂糖になってしまっています。広がっていません。この辺も農家と一緒になって啓蒙活動やっていただいて、ぜひともせっかく2,700万円余の予算を計上してやっているわけですから、費用対効果の面からもぜひともこの辺はやっていただきたいなと思っております。１つの要因として、サトウキビの退化による収量減ではないのかなとも考えられるんではないかと、私なりに思っております。この辺について、最後に農林水産部長のほうから答弁もらえれば幸いです。

最後に、このたび宮古島市役所、宮古島市に関連する職責を退職なされる皆さん、大変お疲れさまでした。今日の宮古島市があるのも長年にわたり市勢発展にご尽力なされた皆様方のおかげであります。心よりお礼申し上げます。今後とも健康に留意され、ますますご活躍されますとともに、宮古島市のさらなる発展のためご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

議員おっしゃっている東村からの原原苗圃からの優良種苗の確保については、これは議員おっしゃるようにですね、すぐ原料用として使うわけでなくて、採苗圃としてこれを広げていくと、この事業の目的は

新品種の普及とあわせて、議員がおっしゃるように品質の退化を防ぐ目的でありますので、今後ともそういった方向で農家の指導をやっていきたいと思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで仲間則人君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後４時03分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月23日（月）　　８日目

（一　般　質　問）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第８号

平成２７年３月２３日（月）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月２３日

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時58分）

◎出席議員（２６名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇德	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃	〃	（２５〃）	下地 智	〃
〃	（１２〃）	西里 芳明	〃	〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	会計管理者	宮国 高宣	君
副市長	長濱 政治	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	消防長	来間 克	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	教育長	宮國 博	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
建設部長	下地 康教	〃	財政課長	仲宗根 均	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	選挙管理委員会委員長	下地 淳徳	〃
上下水道部長	砂川 嚴	〃			

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第８号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、先日に続き質問を行います。

本日は、山里雅彦君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

おはようございます。議場を見ますとですね、春らしく、仲間頼信議員のモスグリーンから始まって、市長もですね、かりゆしウエアで１月31日開通した伊良部大橋の……市長、ちょっと立ってもらえませんか。伊良部大橋の、皆さん宣伝しましょうよ。ありがとうございます。早いもので、平成17年10月１日に５つの市町村がさまざまな立場で、さまざまな思いで合併してことしで10年を迎えます。この間、行政面においては、時代の流れによるさまざまなニーズがあり、そういった意味では市民へのサービスの提供、ふえているものだと思っております。そういう中においても、やっぱり本市の振興、発展、基盤づくりのためには行政も我々議会もしっかりとこれからも取り組んでいくことが必要だと思っておりますので、そして議会としてさらなる本市の振興、発展のため、行政全般のチェック機関、意思決定機関、そして市民の声を酌み取りながら政策提案していく、そのことが議会の役割だと思っております。会派21世紀新風会は、これまで以上に市民の皆様の負託に応えるべく、真摯に議会活動に取り組むことをかたく市民の皆様にお誓い申し上げます。おくれましたが、会派21世紀新風会の山里雅彦でございます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。市長の政治姿勢について何点かお伺いします。初めに、スカイマーク撤退運休対策、そして那覇―宮古間の航空路線低価格運賃の継続要請等についてであります。宮古―那覇間スカイマークが就航した2011年９月以降、同路線においては低価格運賃で生活路線として市民生活に大きく貢献し、観光面においても大きな役割を果たしているものと思っております。伊良部大橋開通前の去った１月29日、スカイマーク社は経営破綻ということで民事再生法の適用を東京地裁に申請し、そして宮古―那覇間、今月３月29日から８月31日までの間、全便運休を発表。そして、地元や観光関係者からも影響が出るものと懸念がされております。

このスカイマーク社の運休で賃上げが見込まれるということで、先月２月18日、会派21世紀新風会と宮古会のメンバーで県の浦崎副知事に対し、次のことを要請してきました。１つ目にスカイマークの路線存続への支援、２つ目に沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業の適用、３つ目にＪＴＡとＡＮＡが航空運賃を値上げしないよう取り組むこと、この３点について要請してきました。同様に、ＪＴＡ本社とＡＮＡ沖縄支店にも低額運賃の継続要請も行ってまいりました。要請に対し、浦崎副知事は、宮古―那覇路線については、離島運賃補助事業の適用対象とする方針を示し、スカイマーク社の路線維持に関しては、県としても働きかけを続けていくということでした。

そこでお伺いしますが、スカイマーク撤退運休対策、８月30日以降のスカイマーク再開に向けた取り組みについて、宮古―那覇間の航空路線の低価格運賃の継続要請についての取り組みについてお伺いしたい

と思います。

次に、伊良部地域活性化について。伊良部大橋開通後の伊良部地域経済活性化のため、本市が掲げるスポーツアイランド構想実現のため、複数球団のキャンプ誘致ができる多面的野球場の建設についてであります。スポーツアイランド構想の再構築を掲げる本市においては、構想実現のため、各種スポーツキャンプ誘致、各種スポーツ施設整備について新たな取り組みを展開していくことが必要ということで、会派21世紀新風会は市長に対し、去った２月５日に新球場の建設要請を行いました。伊良部地域の活性化のために、スポーツキャンプ地宮古島推進、大橋開通後の経済の起爆剤となるよう、老朽化している球場と取り壊し作業中のＢ＆Ｇ体育館の跡地を利用した平成の森公園再整備計画として、複数球団の野球キャンプ誘致ができる多目的野球場の建設はできないかお伺いしたいと思います。

次に、下地島空港利活用について。下地島空港の新たな利活用に向け、民間の業者などから候補事業10の提案を受け、下地島空港利活用検討委員会で詳細な提案内容は公表されないまま４事業に絞ったと発表しておりますが、次の点について市長はどのように考えているのか３点ほどお伺いしたいと思います。１点目に、同空港の利活用検討委員会で県は、最終決定する前にまず地元である本市に内容を説明し、考えを聞く必要があると思うが、市長はどう考えているのかお伺いしたいと思います。２点目に、提案事業の事業計画の説明もないまま、議会としてもこれでいいと思っているのでしょうか。まず、地元宮古島市議会でも議論する必要があると思うが、市長の考えをお伺いしたいと思います。３点目に、国の施策で、地元を追い出した形で現在の状況があると思いますが、地元を通り越して県管理空港等へ全て何事も県が決定していいと思っているのか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、水産業振興について。平良港、港湾施設の安全対策について。本年１月１日から港湾法に基づいて、港湾の安全利用、保全のため、船舶や自動車等の放置禁止区域を設置していますが、取り組み内容について市民にわかりやすく説明していただきたいと思います。

次に、漁業権を有しない一般市民の海の浜下り、浜遊び、海浜利用についてであります。今定例会においても、アーサ採取問題を多くの同僚議員も質問しておりますが、どうも答弁を聞いても納得いきません。私も取り上げていきたいと思います。一般質問２日目に嵩原弘議員も、アーサは昔から海からの恵みとして宮古島各地で親しまれてきました。そういった伝統食材であり、アーサの採取できる時期はごく限られたわずかな時期であり、数量制限などし、許可してもいいのではないかという質問がありました。私も同感であります。そして、同じく垣花健志議員も古くから地域の習慣化された生活権について、民法第92条、事実たる習慣について取り上げていましたが、部長の答弁では全くわかりませんでした。

現在国会においても、全国各地の活力を取り戻そうということで、地域創生のため、全員参加、ともに生きる社会づくりということで活発な議論がされております。テーマとして地域の潜在力、地域資源、地域のよさを生かすこと、市街地から地方へ人をどうしたら呼び込むことができるかということであります。今定例会においても、補正予算の中に繰り越し事業として地方創生先行型事業が提案され、人口ビジョン、総合戦略事業と観光プロモーション事業だと思いますが、今回のアーサ採取問題は、対応の仕方を間違えると、例えれば安倍内閣が重要施策と推進中の地方創生事業に大きく逆行し、地域の弱体化にもつながっていくものと思っております。市長、今回のアーサ採取問題については、強いリーダーシップを発揮して、会派21世紀新風会の掲げる大きなテーマである市民目線を第一に考え、しっかり取り組んでいただきたい

と思います。

そこで、お伺いしますが、アーサ採取など漁業権を有しない一般市民の浜下り、浜遊び、海浜利用についてどう考えているのか、なるべく市民にわかりやすく、納得のいく答弁をお願いしたいと思います。多分これまで同様に漁業権の侵害だとか、権利だとか、到底納得できない、他人行儀でつれない答弁はなるべく控えていただきたいと思います。

次に、宮古島市海業センターについて。老朽化により改築作業が進められている新海業センターの整備、新築状況についてであります。昭和60年の開所以来、海業センターは種苗生産、放流事業を行ってきました。老朽化や施設の機能面で問題があるということで昨年度整備検討委員会を立ち上げ、今年度一括交付金を利用し、実施計画を行っていくとしておりました。現在この計画はどのようになっているのか、新しい海業センターの整備進捗状況についてお伺いしたいと思います。

２点目に、現海業センターの本年度事業と新年度の事業計画についてもお伺いしたいと思います。

次に、新年度施政方針にあるアーサ、クルマエビ、モズク等のブランド化による販路拡大について。水産物のブランド化の取り組みは、日本全国の市町村でさまざまな取り組みがなされ、地域全体のブランド化、地域の活性化や収益の増加につながっている成功事例はたくさんあります。その一方で、なかなか効果が上がらない事業や取り組みも数多くあります。新年度施政方針にあるアーサ、クルマエビ、モズク等のブランド化についてどういった形で取り組まれるのか、販路拡大等についてもお伺いしたいと思います。

次に、道路行政について３点ほどお伺いします。１点目に、下崎西原線については、当初予定の完了年度を、用地交渉や物件補償が難航しているということで、個人用地、共有地の用地取得に向けた収用裁決の手続等で平成26年度から平成28年度に工期の延長をしているということですが、今定例会においても昨年同様に補正予算の中で下崎西原線は整備事業費が3,500万円ほど繰り越し補正されております。観光地である砂山ビーチを結ぶ観光ルートであり、観光振興の面からも早急な整備が必要だと思いますが、新年度の事業計画、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

次に、添道１号線整備について。この路線は、この路線を３分割して１工区から３工区まで工事箇所を整備をしておりますが、１工区間の1,500メートルは完了、現在は２工区間1,400メートル整備中であります。２工区は、平成28年度完成予定ということでしたが、周辺地域利用者の皆様からちょっと整備状況が遅いのではという声がありました。添道１号線整備について新年度の事業計画、そして全体の進捗状況についてもお伺いしたいと思います。

次に、県道83号線、大浦集落入り口交差点等整備（その他２カ所）の未整備区間の事業計画取り組みについて。これまでも大浦集落入り口交差点整備については、主要幹線道路であり、県道83号線に面しており、交通量も多く、危険な状況であり、早急な整備が必要ということで取り上げてきました。ちょうど１年前の３月定例会にもこの件については取り上げました。当局の答弁は県に確認したところ現在設計改良の実施設計と用地交渉を行っているということでありましたが、確認していただいたその他２カ所の未整備区間についても改善していくという答弁でありました。あれから１年です。かなり整備計画は前進していると思いますが、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

次に、農業振興について。基幹作物であるサトウキビの生産拡大、農家所得の向上について２点ほどお伺いしたいと思います。まず、１点目、新年度予算の中でサトウキビ病害虫防除用農薬購入補助事業が予

算計上されておりますが、この補助率など事業内容について、農家の皆さんにわかりやすく説明していただきたいと思っております。

２点目に、同じくサトウキビの増産対策として欠かすことのできない堆肥や緩効性肥料の購入補助事業についても、同じく説明していただきたいと思います。

次に、県営西原地区圃場整備事業についてであります。この事業は、平成19年度から始まっておりますが、基盤整備かんがい排水事業であります。第１地区から第４地区までの整備事業でありますが、今年平成26年度は第１、第２期地区の圃場整備1.5ヘクタール、そして第３地区が全体面積の44.4ヘクタール、今年度はその中で11.7ヘクタール整備とのことでした。昨日現場確認してきましたら、ほとんどその予定圃場は完成しておりました。しかし、この西原地区は宮古島全体の圃場整備率から見るとかなり低い状況であります。ぜひ面積をふやし、早急な整備計画、そして整備をしていただきたいと思いますが、新年度の整備計画、そして現在の進捗状況について説明していただきたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

スカイマークの撤退、８月30日以降どうするのかということでありますが、２月16日に東京のスカイマーク本社を訪れまして、会長と、それから社長にお会いをいたしました。そのときには路線を存続してほしいという要請をいたしましたけれども、そのときの井出会長からのお話では、そう遠くない時期に民事再生できると思いますという力強い回答がございました。ぜひそういうふうにしてほしいというお願いもしてまいりました。しかし、そうなるかどうかはわかりません。状況を見ながらですね、再度必要があれば民事再生手続を早めてやってほしいという要請も必要だと思いますし､それが間に合わなかった場合は、今県が実施している支援事業の延長要請というものを県にもしていく必要があると、そう思っています。

◎副市長（長濱政治君）

複数球団のキャンプ誘致ができる多面的球場の建設についてでございます。これは、先週何名かの議員の方々にもお答えいたしましたけれども、宮古島市のスポーツアイランド構想は策定から20年以上が経過し、第１次宮古島総合計画後期計画でスポーツアイランド構想の見直しを図り、新たな取り組みを展開していく必要があるとうたっております。ことし１月の伊良部大橋開通は、伊良部住民にとって長年の悲願であり、地域住民の支えであるとともに、伊良部地域の経済、観光振興に大きく寄与するものと期待しております。スポーツアイランド構想を推進する本市は、スポーツアイランドとして新たな展開を図り、スポーツ環境の整備、複数のキャンプ誘致ができる多面的野球場の建設についても、今後スポーツアイランド構想の再構築の中で議論していきたいと思っております。先日もお答えいたしましたけれども、宮古島でキャンプしたいという社会人、それから大学、高校の野球チームが結構いらっしゃいます。そういう方々をどのような形で受け入れていくのかということもあわせて、そしてまた結構維持管理費かかるところでございますので、その辺もあわせて検討していきたいというふうに思っております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

漁業権は、漁業を営むための権利であり、海を独占して支配する権利ではないことから、一般市民が行う浜下り、浜遊びなど、伝統行事や慣習並びに浜利用について禁止しているものではありません。漁業権は、その対象者となっている水産物や藻類等の水産資源を保護し、将来にわたって水産業を継いでいくこ

とが主な目的となっております。ただ、共同漁業権の対象となっている対象者や漁港などについては、共同漁業者である漁業協同組合の了解を得る必要があると考えております。

次に、海業センターについてお答えします。海業センターの施設は、昭和59年度に建設され、約30年がたち、施設の老朽化が進んでおります。新たに水槽の増設や研修施設等の施設を整備し、これまでの放流のみではなく、漁業者による養殖が可能なもうかる農業の施設づくりを目指しております。海業センターの整備事業は、平成24年度に検討調査を実施し、平成25年度では再整備検討委員会を開催しております。本年度は、実施設計を行っており、平成27年度から平成29年度にかけて工事を進めてまいります。今年度の事業内容としましては、取水施設、研修施設の建築設計委託業務や取水管測量設計委託業務等を実施しております。平成27年度の事業につきましては、取水施設建築工事を予定しております。

次に、海業センターの本年度の実績と新年度の事業計画についてお答えします。海業センターの平成26年度実績としましては、タイワンガザミ、ヒメジャコ、ヒレジャコについては、当センターが種苗生産を行い、放流や養殖用種苗配布をしております。また、ハマフエフキやシラヒゲウニについては、沖縄県より稚魚や稚ウニを種苗配布を受け、中間育成後放流しております。実績としましては、タイワンガザミが6,000匹の配布、ヒメジャコが１万3,500個、ハマフエフキが１万7,500尾、シラヒゲウニが4,000個の予定。モズク種つけ実績としましては、20漁家に対して種つけ枚数4,141枚の実績となっております。平成27年度の事業計画としましては、平成26年度から伊良部地区で漁業者がガザミ類の養殖を開始しており、平成27年度生産のタイワンガザミについては、放流と養殖配布を行いたいと考えております。その中身としましては、タイワンガザミが９万尾養殖配布、ヒメジャコが10万個生産、養殖用配布、ヒレジャコが３万個養殖配布、ハマフエフキが種苗としましては１万2,000尾を放流、また県から２万尾を購入して中間育成後放流を予定しております。シラヒゲウニについては４万個放流、県から６万個購入し、中間育成後放流を計画しております。

次に、本市ではアーサ、クルマエビ、モズク等水産物のブランド化と販路拡大に向けて、平成22年度より国庫補助事業である漁業再生支援事業や単独事業である水産物普及対策支援事業などを実施しております。事業の実施によって宮古島産水産物の積極的なＰＲや水産物の鮮度向上、品質向上等が図られており、実際東北において宮古島産モズクとして宮古島の名を冠したパック商品が販売されるところまで来ております。今後とも事業を継続し、より一層の宮古島市水産物のブランド化と販路拡大に努めてまいります。

次に、サトウキビ振興についてお答えいたします。新年度の事業計画については、サトウキビ病害虫防除用農薬購入補助を初め、緑肥種子、有機質肥料、緩効性肥料の購入に対する補助事業や野そ防除事業及び誘殺灯によるアオドウガネ、メイチュウ類の防除事業、サトウキビ管理栽培対策としまして、株出し管理作業等を予定しております。病害虫防除用農薬の実施時期については、夏植え用が５月から７月ごろ、春植え立耗用農薬が11月から１月ごろで、補助率は農薬の価格によって補助額を決定します。また、堆肥や緩効性肥料補助事業については、有機質肥料購入補助事業と同時にマルイ有機豊作堆肥１号、宮古島１号などの購入補助を５月と11月ごろで、補助率は30％以内の実施を予定しており、緩効性肥料につきましては、ハルキビ１番を対象に、実施時期は11月から１月ごろで40％以内の補助を予定しております。

次に、県営西原地区圃場整備についてお答えします。県営西原地区圃場整備事業、１点目に新年度事業の整備計画についてでありますが、西原地域では県営事業で西原第１、１期の工事が完了し、西原第１、

２期地区、西原東地区、西原第３地区の事業を実施中であります。平成27年度の整備計画は、西原第１、２期地区で、農道舗装等を実施し、西原第１、１期地区とあわせた換地処分を行う計画であります。西原東地区では、畑地かんがい施設4.5ヘクタール、西原第３地区では区画整理9.4ヘクタールを整備する計画であります。

２点目の事業の進捗状況でありますが、本年度末で西原第１、２期地区が93.1％、西原東地区が84.2％、西原第３地区が19.9％の見込みでございます。

◎建設部長（下地康教君）

まず、平良港での放置禁止区域の設定についてのご質問がありました。平良港内に長年放置状態の船舶や自動車等があり、施設の安全利用及び保全に支障を来している状況にあります。そこで、秩序ある港湾地区、これは港湾管理者が管理する港のエリアのことでございますけれども、臨港地区利用のための港湾法に基づき、平成27年１月１日から放置等禁止区域に指定をしております。禁止区域に指定したところで、港湾管理者は所有者に対し、物件の撤去等の命令を行い、所有者が撤去等の措置をとらない場合には、港湾法に基づき、港湾課が撤去し、その費用を所有者に請求をするという行政代執行等の管理処分が可能となりました。今後所有者の確認を行い、早期撤去するよう指導してまいりたいというふうに思っております。

次に、下崎西原線についてのご質問がありました。平成27年度の事業計画としましては、砂山入り口付近から萬古山御嶽入り口までの延長140メートルを整備していきます。進捗状況としましては、平成26年度末時点で84.8％、平成28年度の完了を目指していきます。

次に、添道１号線の整備についてのご質問でございました。新年度の整備計画についてでありますが、工事延長は620メートル、物件補償費、用地費を合わせて事業費１億2,400万円を予定しております。事業の進捗状況についてでございますが、本路線は３期に分けて工事が進められております。１期工事が平成19年度から平成25年度まで、２期工事が平成26年度から平成28年度まで、３期工事が平成29年度から平成30年度となっております。現在は２期工事を施工中でございます。工事の進捗率は、総延長3,530メートルに対し、平成26年度末時点で1,920メートル完成しております。総事業費15億7,687万1,000円でございますけれども、事業費ベースで進捗状況は75.6％となってございます。

次に、県道83号線、大浦集落入り口の道路の整備についてのご質問でございました。当該道路を管理しています宮古土木事務所維持管理班に問い合わせたところ、実施設計が完了しておりまして、現在は用地交渉を行っている段階でございます。しかしながら、個人の抵当権が設定されているため、抹消手続に時間を要しているとのことでございました。その他の未整備箇所に関しましては、交差点部の改良が済み次第順次整備をしていくというお答えをいただいております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

下地島空港の利活用については、これまでも述べてまいりました。県の公募事業には10の事業提案があり、その中から４つの事業が高い評価を得ております。これらの事業提案の内容については、副市長が検討委員会の委員となっていることから、その内容については把握をしております。ただ、県は選定作業への影響、それから提案事業者の意向を踏まえて、公表については慎重に対応しているところでございます。また、県は開会中の県議会において、下地島空港及び周辺用地の利活用促進は、宮古圏域、そして県経済

の振興に大きく寄与するとの認識を示した上で、早期に利活用事業者を決定したいとしております。市としましては、引き続き県と連携をしながら、下地島空港の有効利用に向けて取り組みを強化してまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

再質問を行います。

まず、スカイマーク関係でありますが、市長の答弁では、市としても要請し、手応え的にはかなりあるということを聞いております。ちょうど２年前の平成13年４月に一時スカイマーク社が宮古―那覇路線を運休した際に、残る航空会社の運賃がかなりもとに戻り、値上がりしております。もとに戻る値上がりというのが表現正しいかどうかわかりませんが、上がっております。今回も同じように、このケースによっては、スカイマーク社が撤退すると運賃が上がるのではという懸念が市民の声からも数多く上がっております。県としても、開会中の県議会において、来年度当初予算の中で離島住民の航空運賃の交通コスト負担軽減事業21億2,900万円、昨年より９億円ほど上積みということでありますが、県サイドとしても対象となる離島圏域の産業振興の面から、スカイマーク社の路線存続が重要だと強調しております。この問題については、引き続き市としてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。これについては答弁は要りません。

次の伊良部地域活性化対策についてでありますが、多面的野球場の建設について。現在そういった意味では、答弁ありましたが、社会人やいろんな大学等のキャンプ、断っている状況なんですよね。各種スポーツキャンプ地の先進地として宮古島は取り組んでいるわけですから、そういった意味では本当に受け入れ態勢は今のところ不十分であると思っております。橋のかかりました伊良部地域の活性化は、スポーツ振興事業、観光地整備策定、先ほど話しました策定事業等も組み合わせていくことが必要であると私は思っております。開通しました伊良部大橋という新たな地域資源、そういったものを生かしながらですね、伊良部島全体を宮古圏域の観光資源として、財産として整備活用していくことが、石垣市は石垣空港が新しくできまして、100万人以上の観光客があると。そういった意味では、そういった目玉になる資源づくり、我々は残念ながら市長の施政方針にもまだまだ50万人観光客は目標ということでありますが、そういった意味でも50万人達成はですね、橋を利用して伊良部地域のこういった観光資源を、現在牧山とか、いろんなところ整備しておりますが、そういった意味ではまだまだおくれていると思うんですよね。仲間賴信議員も話をされていましたが、ぜひそういった意味でもう一度この点についていかがでしょうか、市長、答弁お願いしたいと思います。

下地島空港利活用については何点か再質問したいと思います。これまでの答弁では、４事業が高い評価を受けて、事業提案、主体性、資金計画の面ですぐれている、高い評価を受けていると言われて、そう言われても我々議会余りわからないんですよね。この地元の議会として何の説明もなく、議論することもなく、この事業計画内容、これではよくないと私は思っております。そこで１点、国策として下地島空港の整備は行われてきているわけでありますから、現在県が予算を出す状況はいかがなものかと思いますが、この点もう一度答弁を願います。下地島空港や残地の有効活用が、我々の会派の会長も話しておりましたが、宮古圏域の活性化、経済振興に大きく貢献していくものと思っております。この点についてですね、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、これについてもう一度答弁を願いたいと思います。

次の水産業振興について。平良港港湾施設の安全対策についてでありますが、今回放置禁止区域を設置して行政代執行をやる。これまで放置状態であります自動車、平良港でも幾つか確認されて、20台ぐらいですか。船が20隻ですね、艇ですか、車が何台か、オートバイとかあるようですね。そういったものが行政代執行して、所有者が限定できれば代金を徴収することができるということでありますので、しっかりすることによってそういった安全利用とか、観光面でも産業面でも宮古島市のイメージがよくなるんじゃないかと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。港湾法に基づいての今回の３地区の指定ということでありますが、下崎、漲水、トゥリバーですね。特に漲水地区は近いうちにターミナル整備をしていくということでありますが、こういった意味でもそういった取り組み強化は大事であると思いますので、ぜひしていただきたいと思っております。

港湾法に基づく今回の措置はですね、放置禁止区域指定は漁港等にもできないのでしょうかね。漁港にある、宮古島全体を、共同漁業権ではないんですが、そういった放置禁止区域として全体を網羅してやることによってなくなると思うんですよ。漁港にも、港湾だけじゃなくて。そういったのは漁港法にはないですか、部長。ぜひそういったもの含めてですね、今現在かなりの廃船、自動車等も宮古島一円では確認してあると思いますが、放置禁止区域を漁港にも指定できないか、部長、よろしくお願いします。

次に、漁業権を有しない、アーサ問題ですね、粟国恒広議員も今回のアーサ採取については、冬の風物詩として那覇の協議会等にも古くから贈る習慣がある。今回のアーサ採取問題は、地元久松の住民も大きな衝撃ということであります。冬の風物詩であるアーサどりは、浜下りはまさしく地域の伝統文化なんですよ。祭事や神事などの年中行事とか、伝統文化として現在注目されておりますが、日常のそういったアーサ採取時期の生活行為も、まさしくこれもさまざまな伝統文化の一つに取り上げられております。調べてみましたら、伝統的な衣食住様式のしきたりとしても伝統文化ということであります。ぜひ市長、この問題は市長が中心になってですね、市が中心になって、どうしたら一般市民が漁業者の皆さんとともに友好的にですね、海の浜下り、浜遊びができるか。さきも話しましたが、市長がリーダーシップを発揮して県や漁協としっかり取り組んでいただきたいと思います。これについては市長、答弁よろしくお願いします。

次の海業センターについてでありますが、建築作業中でありますが、この海業センターについて１点だけ。平成27年度の一般会計予算の歳出の中にですね、水産観光アドバイザー嘱託職員の報酬240万円が計上されております。いなければならない理由、本市の職員では事業を進めるのに支障があるのか、そういった配置必要性をどう考えているのかちょっと説明していただきたい。

時間がありませんので、以上聞いて再度質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、伊良部に４面の球場を整備したらどうかという話であります。やはりかなり社会人野球、あるいは大学、高校、いろいろと宮古島でキャンプをしたいというふうに言ってきております。やはり具体的に考えなければいけないなというふうに考えておりまして、なるべく早急に基本計画をまず策定してみようというふうに思っています。

次に、アーサの件ですけれども、なぜこれがこうやって問題になるかという発端を考えてみた場合にですね、浜下りで自家用でやっているのについては漁業者もそんなに文句は言わないんです。でも、それを

たくさんとって売る。それも市内で販売する、あるいは県外にもそれを売っているという事実があるわけですね。そこまでやられてしまうと漁業者としては自分たちの漁業権の侵害になると、そう思ってやったと思うんですね。だから、さっきも農林水産部長が言ったようにですね、浜下りだとか、浜遊び程度の伝統行事ならば、別に漁業者もそんなに目くじらを立ててやるようなもんではないですよということですから、もし本当に商売としてやりたいという人はやっぱり漁業組合の組合員になるべきなんです。ですから、そういうふうにやりたい人は漁協に入ってほしい。そうすればちゃんと権利として保護されるわけですから、そういう手続をするようにという、商売としてやりたければ漁協に入るようにと、そういう指導も含めてですね、節度ある採取ならば構わないと思います。そういう形で漁協にも話をしてみたいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

海業センター関連でアドバイザーが配置されているということについての理由ということでございます。本会議の質疑の中でも申し上げたと思いますけれども、海業センター、これ基本的に一括交付金で整備していくということでございまして、平成20年度が2,100万円、それから平成26年度に1,322万3,000円、それから平成27年度に3,950万円、それから平成28年度に３億2,170万円、平成29年度に8,540万円、このような大きな施設整備を考えております。このアドバイザーは、水産関係の仕事をずっとやっておりまして、設計、それから施工に当たって非常に詳しい方でございます。つまり設計が上がってきて、その設計の内容を見ることができる。そして、実際に施工に当たっても監理することができるということで、非常にいい施設の完成に大きく貢献できるものと思っております。そういうことでアドバイザーを配置しておるということでございます。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

漁港区域内の放置船については、その所有者を特定するなどして、今後行政代執行ができるかどうかについても検討してまいりたいと思っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時54分）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

下地島空港の維持管理に県費を投入するのはいかがなものかというような質問かと思います。県はですね、下地島空港が宮古圏域、そして県経済の振興に大きく寄与するという認識を持っているわけです。したがって、現在の状況で県費を投入する以外にないというのが実情であるわけですので、これはいたし方ないというふうに思っております。そういう中で空港を維持する中で新しい利活用策を見つける、これが今まさに県が取り組んでいる公募事業ではないかというふうに思っております。

◎山里雅彦君

下地島空港利活用なんですが、振興開発プロジェクト局長が説明しても何かもどかしいんですよね。どこがすぐれて、どこが主体性があって、どこが資金面でというのも我々議会にも何も提示されていないん

ですよ。そういった意味では、副市長が代表で行っているということでありますが、副市長が行っているということは本来なら議会も市民もある程度知ってですね、こういった内容に取り組む必要があると思っているんですが、ちょっとこの流れをまだ納得できません。時間がないので。

市長は、先ほど漁業権の話も伺いましたが、もうすぐサニツがあります。宮古島の一大イベントですが、来月の21日サニツがあります。そういった意味では、漁協に願いを立てないと、多くのサニツ、浜下りする、浜遊びをする市民が犯罪者扱いに今のところなってしまうんですね。観光客は、八重干瀬ツアーはことしありますかね、フィリピンとかに売られたという船が、フェリーがという話をしておりましたが、八重干瀬ツアーに来る観光客の皆さんは、当然貝や宮古島の自然、魚、いろんなものを、タコ、カニ、ウニですか、自然を満喫して当然満足して帰られるんですよ。ですが、宮古島の我々住民が普通に浜下り、浜遊びして見て帰る、これでいいんですかね。よくないですね、粟国恒広議員。そういった意味では、この問題はぜひ市長がしっかりリーダーシップをとってですね、先ほども言いましたが、ぜひ宮古島のよさを、地域資源でありますので、全国にもっともっとアピールしていくようにお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城德彦君）

これで山里雅彦君の質問は終了いたしました。

◎下地勇徳君

まず、質問に入る前に二、三点私見を述べたいと思います。今月ですね、去った17日に高校合格された受験者の皆さん、本当に合格おめでとうございます。これから高校３年間大いに高校生活を満喫していただきたいと思います。また、先日19日の競り市では去勢牛が平均63万2,791円という高値をつけ、2014年度の子牛１頭当たりの平均価格は52万4,610円で、2013年度に比べて５万1,561円上昇し、ＪＡ畜産振興センター長は50万円を超えるのは初めて、期待した以上に上がっているという話をされています。畜産農家の皆さん、本当におめでとうございます。これからも高値が推移していくように祈願したいと思います。

次に、サトウキビ生産農家の皆さん、長い製糖期間、サトウキビ収穫作業、大変ご苦労さまでございました。沖縄製糖が21日に操業を終了し、宮古製糖も終盤に入っている中、21日に西銘総務副大臣が宮古島に来島し、沖縄製糖、宮古製糖の視察を行い、視察終了後、西銘総務副大臣はサトウキビの手取り価格に反映する交付金が100円以上の１トン当たり１万6,400円に引き上げられたことを挙げ、今後とも生産農家の意欲が湧くような所得対策を考えていきたい。また、国会の場でも取り上げ、農家の所得向上に論議を深めていきたいと話をしておられます。宮古島の経済を大きく支えているのは、基幹作物であるサトウキビを初め、農業総収入であり、農家の発展が宮古島市の経済発展につながっていると言っても過言ではないと思っています。農家の皆様には希望を持って頑張ってください。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。最初に、市長は宮古島市制施行10周年を迎え、多くの政策を述べておられますが、スポーツ観光交流拠点施設について市民の皆様より多くの問い合わせがございます。スポーツ観光交流拠点施設の現在の進捗状況と今後の計画について、市民の皆さんにも理解しやすいご説明をお願いします。

次に、多くの同僚議員からも質問がされていますが、アーサどりについて再度お伺いします。１月22日の新聞報道以降、今まで恒例で１月から３月までアーサどりについて、浜下りをしていたお年寄りたちが

今では怖くて浜下りができない。特に自分の住む成川地区は大浦湾に面していて、アーサやその他の魚介類も豊富で、お年寄りは季節の風物詩として浜下りをして、アーサや魚介類をとってきましたが、それができないとなれば、これからのお年寄りたちの体調が気になります。また、恒例事業として行ってきた旧３月３日、浜下りや各地域で行っているインザニシ等にも影響が出てくると思います。市長、漁協と協議し、寛大な対応をしていただけるようお願いします。

次に、27年の歴史のある南部忠平杯グラウンドゴルフ大会の廃止についてお伺いします。なぜ27年間の歴史に幕を引かなければならなかったのか。グラウンドゴルフ協会からは、伊良部大橋開通で観光客も増加する中、また市制施行10周年という記念すべき年になぜという多くの声があります。市長の見解をお伺いいたします。

次に、道路行政についてお伺いいたします。ガイセン通りの車道と歩道の段差について、宮古島市では平成18年12月20日に高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行されていますが、ガイセン通りのバリアフリー化の計画はないのかお伺いいたします。

２番目に、市道の歩道側の清掃についてお伺いします。歩道側の雑草が歩道側に伸びて見通しが悪くなったり、歩行者が通れず、車道を通行して危険な場所が多く見られますが、対応はどうなっているのかお伺いします。

３番目に、下崎西原線は山里雅彦議員が質問されておりますが、いま一度進捗状況、今後の計画等をお伺いいたします。

４番目に、竹原地区土地区画整理事業の中で旧宮古病院西側、元赤嶺商店付近の現在の進捗状況、また今後の計画はどうなっているのかお伺いいたします。

５番目に、旧北市場、現仲宗根商店前の信号より黒島ベーカリー前交差点信号までの道路拡幅計画はないか。市長の施政方針第２章第４項に、圏域の一体感を推進する交通基盤の整備と住みよい居住環境の整備があります。竹原地区の整備計画とあわせて計画ができないのかお伺いいたします。

６番目に、荷川取線については、市長の施政方針の中で積極的に取り組んでまいりますと述べられています。今後の計画についてお伺いいたします。

７番目に、盛加越公園の遊歩道に距離表示がなく、公園内でのウオーキング等を行っている利用者から、距離表示板の設置ができないか、ぜひお願いしたいとの問い合わせがありましたので、表示板の設置はできないかお伺いいたします。

次に、農業行政についてお伺いいたします。最初に、農業用排水路についてお伺いします。今農業用排水路は、成川、クウラ浜へ排水されております。上流部に宮原排水路、中流部に大野越排水路、下流部に成川排水路となっております。今現在排水路には沈砂池がないため、土砂などが成川排水路まで流出してきて、クウラ浜に通じる農業排水路が土砂等で埋まりかけている現状であります。これから台風の季節がやってきます。台風で大雨になると上流、中流の土砂等が濁流となってクウラ浜に流れてきます。当局の対応をお伺いいたします。

次に、緩効性肥料購入補助金についてお伺いいたします。補正予算で1,300万円の減が出ているが、委員会で理解できませんでしたので、いま一度説明をお願いいたします。

答弁を聞いて再度質問をさせていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

アーサの件についてお答えをいたします。アーサの採取が漁業権の侵害に当たるかどうかという判断は誰がやるかということなんですが、侵害に当たるかどうかというのは漁業権者である漁協が行います。侵害に当たると漁協が考えた場合じゃどうするかと。漁協は告訴するという形をとります。つまり漁協が告訴しなかった場合、これは特に問題が発生しないということであります。これまでの慣習上、漁協はうちで食べる程度、その程度のものについては漁業権の侵害はないという基本的な考え方を持っているわけです。しかし、利益を得るようなアーサの採取については、明らかに漁業権の侵害であるというふうに考えているわけですね。ですから、市民もですね、節度ある、自家で食べる程度というぐらいの形の行動をとれば十分対応できるというふうに考えています。

◎副市長（長濱政治君）

南部忠平杯のグラウンドゴルフ大会についてでございます。同大会は、これまで27回開催され、広く国民の楽しむスポーツの意識を高揚するとともに、県内外のグラウンドゴルフ愛好者の交流を深めるという大会趣旨の実現に関係者一同努めてまいりましたが、参加者の著しい減少により大会維持、存続は厳しいと判断いたしました。最も参加者が多かった第９回大会は県外から220名の参加がありましたが、ここ数年の県外参加者は25回大会が44名、26回大会が32名と減少傾向にあり、市としては地元はもとより県外からの参加者を増加させるべく、県外の全国大会に出向いてＰＲを行ってまいりましたが、前回の27回大会では28名と県外からの参加人数減少の改善はできませんでした。参加者の大幅な減少から、同大会を継続実施することは困難として、実行委員会において第27回大会をもって終了することにいたしました。27年間開催してまいりました同大会は、全国のグラウンドゴルフ愛好者に宮古島の存在をアピールし、その役割を果たしたものと思っております。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

ご質問の成川地区排水路の最終末端への排水水量の改善ができないかというご質問にお答えします。成川地区排水路は、平成３年から平成14年にかけて、クウラ湾を河口とする3,079メートルの幹線排水路県営西原東部地区かんがい排水事業で整備しております。議員ご指摘のとおり、大雨時には末端のクウラ湾へ多くの水が排水されております。改善策については、補助メニュー等を含めて県と協議しながら対応していきたいと考えております。当面は、多面的機能支払い交付金事業を活用しまして、浸透池の清掃及び汚泥除去を行いたいと思っております。

次に、緩効性肥料についてのご質問にお答えします。緩効性肥料購入については、肥効改善や地下水保全の観点から平成25年度より市の単独事業で春植え用に対して実施しており、今年度においても実施しております。ただ、今年度は糖業振興会のさとうきび増産基金事業の中でもこの補助が行われた関係で、市の事業の申し込みが少なかったということで、補正予算で減額補正となりましたが、平成27年度においては糖業振興会のさとうきび増産基金事業での対応できませんので、市の緩効性肥料補助事業を実施してまいりたいと思っております。これについては、肥効改善や地下水保全の観点からも緩効性肥料の推進に努めてまいりたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、ガイセン通りの歩道と車道の段差の解消についてというご質問がございました。本市におけるバ

リアフリー化事業の計画としましては、A―23号線、中央縦線、下里通り、市道B―80号線、市道久貝30号線の以上５路線をバリアフリー基本構想に基づき、今後10年間をめどにバリアフリー化を予定しております。ご指摘の道路はB―25号線でありますけれども、本バリアフリー計画の中には策定はされておりません、現在のところはですね。しかしながら、バリアフリー事業はマウンドアップ歩道の解消及び歩行者の安全確保を目的としておりますので、当路線においても通学路であることから、歩行者の安全性を踏まえて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

次に、市道の歩道側の清掃についてというご質問がございました。市道の清掃管理につきましては、道路パトロール、市民からの情報に基づき清掃を行っている状況にあります。宮古島市が管理している路線は約1,600本ございます。パトロールだけでも目の行き届かない面もありますので、市民の皆様方からの情報も活用しながら、歩道を含めた市道管理を行っていきたいというふうに考えております。

次に、下崎西原線の道路整備についてのご質問がございました。平成27年度の事業計画としましては、砂山入り口付近から萬古山御嶽の入り口までの延長140メートルを整備していきます。進捗状況としましては、平成26年度末時点で84.8％でございまして、平成28年度の完了を目指していきます。

次に、竹原地区土地区画整理事業についてでございます。竹原地区土地区画整理事業は、平成17年度から事業着手し、平成34年度までの事業完了予定となっております。現在の進捗状況は、平成26年度末まで総事業費ベースで73.9％となっております。また、竹原１号線の整備につきましては、平成25年度から道路改良工事は始まっております。平成27年度でアスファルト舗装を行う予定でございますが、未舗装の部分につきましては、応急処置で段差の解消を行っていきたいというふうに考えております。

次に、旧北市場より黒島ベーカリーまでの道路拡張計画についてのご質問でございました。ご質問の道路は、市道B―15号線であります。宮古病院が移転する以前は、地域の方々から整備してほしいというような声は上がっていましたが、病院が移転した現在ですね、当路線については拡幅計画等の整備は今のところございません。

次に、荷川取線につきましてでございますが、荷川取線は、起点側を北環状線の人頭税石前から旧宮古病院東側の高校東線を終点とする総延長1,640メートル、幅員17メートルで、平成14年度に都市計画が決定されております。そのうち竹原地区区画整理事業で340メートルの区間が平成22年度に完了し、現在残り1,300メートルの区間を予備設計委託業務を発注して、平成27年度の事業認可に向けて取り組んでいる状況でございます。

次に、盛加越公園の遊歩道についてのご質問がございました。盛加越公園は、事業完了から17年経過をしておる公園でございまして、地域の皆様方に広く利用されており、朝夕を問わず多くの市民の皆様方がジョギングや散歩などをして憩いの場として活用されております。議員ご指摘の件に関しましては、公園の遊歩道の距離表示について、遊歩道の利用状況を確認しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

スポーツ観光交流拠点施設の進捗状況等について。スポーツ観光交流拠点施設は、平成24年度から一括交付金を活用して整備を進めているところでございます。これまで基本計画の作成、そして実施設計、建設用地、そして進入路部分の用地取得を完了しております。現在は、進入路の整備と施設本体及び駐車場

部分の造成工事を進めているところでございます。また、新年度においては施設本体の工事に着手する予定であります。新年度一括交付金の交付決定後、できるだけ速やかに本体工事に着手したいというふうに考えております。なお、平成29年４月の供用開始を目指しているところでございます。

◎下地勇徳君

御答弁ありがとうございました。順を追って再質問をさせていただきます。

最初に、スポーツ観光交流拠点施設は、約36億円という大きな事業であるゆえ、事業の区切り、区切りに市民の皆様へ新聞等により理解できるよう説明をお願いしたいと思います。

次に、アーサどりの件ですけども、市長、ありがとうございます。本当にですね、今いろんな多くの集いがある時期ではあるんですよね。その中でほとんどの集いの場所で出てくるのがこのアーサどりの件です。特に高齢者の皆さん方の前に行くと、確実に宮古島の風物詩をなくしてほしくないという言葉が聞かれます。皆さん方が述べられているように、旧３月３日の浜下りが４月21日に迫っておるし、本当に市長、ぜひ宮古島市の風物詩をなくさないようによろしくお願いいたします。

続いて、南部忠平杯のグラウンドゴルフ廃止について、スポーツアイランド宮古島として、せっかくのスポーツですので、市制10周年という記念すべき年でもあるし、わざわざそういう年に廃止をしなければいけないのかなと。何らかの措置を講じて残すことはできないのか、副市長、もう一度お伺いいたします。

ガイセン通りの件ですけども、ガイセン通りは、先ほど建設部長からも話があったように、本当に通学路にもなっていますし、またガイセン通りは高齢者が多くいると聞いています。早目の対応をお願いしたいと思います。

次に、竹原地区土地区画整理事業の件ですけども、整備事業がおくれているように思われますが、竹原地区の住民の皆様方との話し合いは持たれているのかお伺いいたします。

それと、何号線だったかはっきりしないんですけども、北市場から黒島ベーカリーまでの道路ですね、ぜひ拡幅計画の中に盛り込んでいただけるようお願いしたいと思います。北部地区の発展は道路整備からで、どうしてもですね、なくしては発展はないと思いますので、市長、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、ちょっと質問漏れで、成川地区の排水路の件ですけども、排水路だけではなくてですね、側面の雑草、樹木が生い茂って、台風時になると大きな倒木などが排水路にひっかかって、両面の畑などに非常に害を与えている部分がありますので、その雑草の清掃とか、またクウラ浜のシャワーとトイレが今現在施錠された状態で使えない状態になっております。その管理についてお伺いしたいと思います。

それと、沈砂池の設置の件ですけども、どれほど予定しているのかお伺いしたいと思います。

答弁を聞いて、また再々質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

南部忠平杯を何とか残すことはできないかというご質問でございました。第27回大会が360名参加中、県外が28名でございます。第26回大会が全体で415名のうち32名、それから25回が383名のうち44名ということで、全国大会という南部忠平杯の役割はですね、終わっているんではないかというふうに考えております。地元のグラウンドゴルフに対して、その振興については、今後例えば現在建設中のスポーツ観光交流拠点施設の利活用を関係者と話し合って、そこを活用したような形の何らかの催しができればと、議論してみたいと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

先ほど申し上げたように、多面的機能支払い交付金事業のほうでは、浸透池、排水路のみならず、その周辺といいますか、農道等の雑木等についても対応できますので、この事業で進めてまいりたいと思っております。ただ、事業量についてはまだ県と調整しておりません。平成27年度行いますけれども、事業量についてはまだ県と調整ができておりませんので、できるだけ長い延長ですね、やっていきたいと思っております。トイレ、シャワー室については、今どういういきさつで向こうが閉鎖されたかどうかちょっと確認できませんので、それの理由等も含めて、また再開できるかどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、ガイセン通りの整備につきましてでございますが、市道Ｂ―27号線でございます。先ほど申し上げましたとおり、バリアフリー化の事業を進めながらですね、予定の路線の事業進捗を見ながら、Ｂ―27号線についても検討していきたいというふうに考えております。

次に、市道の清掃等についてでございますけれども、これもですね、いろいろな市民の皆様方からの情報、声を聞きながら対処していきたいというふうに考えております。

竹原地区土地区画整理事業につきましてでございますが、平成17年度から本事業は着手をしておりまして、整備を進める上において担当者は、常に地権者の皆様方と話し合いを行いながら整備を進めてきているつもりでございます。また、これからもですね、十分に地権者の皆様方と話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

次に、旧北市場より黒島ベーカリーまでのＢ―15号線の整備計画でございますけれども、現在のところは整備計画がないということでございますけれども、これからまた地域の住民の皆様方のお声を十分に聞きながらですね、いろいろと考えていきたいというふうに思っております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

事業の区切り、区切りで進捗状況などの説明をというご質問かと思います。スポーツ観光交流拠点施設につきましては、事業の計画が始まって以来、毎議会多くの議員の皆様に取り上げていただいております。また、マスコミの皆様のですね、取材もたくさん毎回受けているというような状況で、これまでも広く市民の皆様には状況については説明をしてきたというところでございます。また、今後もですね、これまで同様に議会、あるいはマスコミを通じてですね、広く市民の皆様には周知をしてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

◎下地勇徳君

答弁ありがとうございます。時間まだ大分残ってはいるんですが、当局のすばらしいご答弁で再々質問は控えさせていただきます。

それとですね、自分も昭和29年生、そしてこの議場の中にも今度退職される皆さん方が多くいらっしゃいます。本当に長年住民の福祉向上のために頑張っていただきまして、ありがとうございます。これからいろんな分野でまた活躍されると思うんですが、その知識をこれからも皆さんのために、また行政当局のためにも大いに力をかしていただきたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで下地勇徳君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時39分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎濱元雅浩君

皆さん、こんにちは。濱元でございます。一般質問に入る前に、ちょっと久松の市民の方からお問い合わせをいただいた件を。１月31日に大々的なセレモニーで開通した伊良部大橋が、今路面を掘り起こして工事が入っているということでございますが、その内容に関してもし建設部長、ご存じでしたら、ぜひ市民の皆様にもお伝えいただければというふうに思っております。これは、通告外でございますので。でも、ぜひ知りたがっておりますので、わかる範囲でお答えいただければと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。まずは、総合計画についてでございます。現在宮古島市では、第１次総合計画に基づいてあらゆる事業が行われております。しかし、平成23年の地方自治法改正によって、市町村は基本構想を策定しなければならないという法的義務はなくなりました。この改正を受けて、今後基本構想や総合計画を策定するかどうかは、市それぞれの独自の判断に委ねられております。そこで、お伺いいたします。現在の宮古島市第１次総合計画は平成28年度までの計画ですが、その後、市の最上位計画をどのようにお考えか、２点目は宮古島市としては今後の総合計画の策定の必要性、また手続、位置づけ、役割をどのようにお考えかお聞かせください。

３点目は、現在の総合計画は、５市町村合併の際の宮古島の将来構想を基軸として、基本構想、基本計画、実施計画の３層で構成されていますが、今後総合計画を策定していく場合はどのような内容を基軸として、どのような構成で策定を検討されていくのかお考えをお聞かせください。

４点目は、総合計画を今後も市の最上位計画と定める場合、またこれまで同様に計画の策定や変更、廃止などを議会の議決事件とするためには、その根拠となる条例の制定、または改正といった法的根拠の整備が必要でありますが、条例の制定や改正についてどのようにお考えかお聞かせください。

５点目としましては、第１次総合計画の策定経緯を見ると、アンケート調査に始まり、審議会からの答申を受けて策定に至るまでに１年10カ月の期間を有しておりますが、次期計画の策定スケジュールをどのようにお考えかお聞かせください。

続きまして、人口減少対策についてでございます。昨年３月に策定された沖縄県人口増加計画では、宮古島市の将来推計人口が2020年には５万人を割り込んで４万9,013人に、これから25年後の2040年には４万2,209人となる予想が示されております。また、ほかの推計では2040年に３万7,778人となる予測も出ております。この件についてお伺いいたします。

１点目は、沖縄県人口増加計画では宮古島市の人口減少の要因として転出による社会減、特に15歳から49歳の女性の人口が大幅に減少しているということが挙げられておりますが、その対策をどのようにお考えですか。

２点目、宮古島市の合計特殊出生率は2.19とおおむね高い数字で推移しておりますが、20歳から39歳の女性人口の減少に伴って出生総数は減少の一途をたどっております。人口減少を食いとめるには、子育て環境の整備はもちろんのこと、未婚化、晩婚化や若年層の所得の問題、雇用や住宅の安定確保に加えて税制優遇等も検討していく必要があると考えますが、現在若年者流出を防ぐためにどのような方針をお持ちかお聞かせください。

続いて、これまでも宮古島市定住自立圏構想などの計画において転出による社会減が取り上げられ、Ｉターン、Ｕターンの促進がうたわれております。そこで、若者を呼び戻す、若者を呼び込むための施策をどのように展開してきたか、また今後のビジョンも含めてお答えください。

続いて、事業の優先順位についてでございます。本議会に改定案が提出されています新市建設計画、これの中にはリーディングプロジェクト等の具体的な計画や実施に当たっては、地域住民や現場の声を直接反映させることが重要であり、住民参加による合意形成のプロセスを大切にしますとあり、官民一体となった事業展開がうたわれております。そこで、事業遂行に当たっての当局のお考えをお聞きします。

１点目、計画改定案において、広域公園の整備、スポーツアイランド環境整備事業の項目に追記改定がなされております。また、市総合庁舎整備事業、市総合博物館整備事業、市総合体育館整備事業が新たに上がっております。その経緯をお聞かせください。

２点目、新市建設計画に追記されたスポーツ観光交流拠点施設には、新年度の一括交付金の大半が充てられておりますが、この事業がほかの事業に優先して進められていることへの市民合意をどのように捉えているのか、また将来にわたっての運営費負担も含めて、同施設の建設の意義をどのようにお考えかお聞かせください。

３点目に挙げました下地島空港及び周辺残地の利活用については、現時点では決定権者である県の動向を見きわめるということですので、この質問は割愛させていただきます。

４点目、昨年の12月定例会の一般質問において、イベント事業への補助について取り上げた際、市長から数項目の検証を踏まえて検討している旨のご答弁をいただきましたが、新年度予算を見るとイベントへの補助金が一律３％カットされていました。その理由について、また中には去年と同額の補助が行われているイベントも数件あり、その理由についてもご説明をお願いいたします。

５点目、宮古島の将来安定のためには人材育成が私は最優先されるべき事業であると考えております。そこで、人材育成に関する現在の取り組みと今後の方針をお聞かせください。

続きまして、教育行政についてでございます。世界の語学教育の潮流として、読む、聞く、書く、話すという４つの技能を評価する内容へと変更していることに対応して、2020年度から大学受験システムの変

更が見込まれております。新評価基準で全国の高校３年生約７万人を対象に行ったテストで、この結果が公表されたんですが、英語の科目では全ての項目で７割以上が最下位レベルだったという結果を文科省が先日発表しております。この動きに対して今後宮古島市においては、小学校で英語に触れることの重要性、また小中学校が連携、連動した英語教育をしていく、この重要度が高まってきていると思われます。そこで、今後の英語教育についてどのような取り組みをお考えかお聞かせください。

ご答弁をいただいて再質問させていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

まず、人口減少対策について一括してお答えいたします。議員ご指摘のとおり、本市の人口減少は社会減が主な要因となっています。人口減少対策については、出産祝金やファミリーサポート事業、多子世帯への保育料無料化等の事業を実施しておりますが、なかなかその効果が発揮されておりませんので、今後とも雇用の創出はもとより、定住条件整備に向けたさまざまな施策を講じることが重要であるというふうに考えております。また、女性人口の大幅な減少の主な要因は、高校卒業後、大学や専門学校への進学、就職等で宮古島を離れることによるものであり、その解決については行政だけでなく、民間団体や市民の協力なしには実現し得ないものだと考えております。次年度実施予定の宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業において、本市の抱える社会減の要因も含め、多角的に調査、分析し、人口減少の原因や課題の把握に努め、幅広く市民の意見を取り入れながら、総合戦略の中にこれらの施策についても盛り込んでいきたいと思います。いずれにしましても、人口の増加策は地道に取り組んでいかなければならない課題であるというふうに考えております。

次に、スポーツ観光交流拠点施設についてであります。私は、かねてより、県のコンベンションセンターと同様に、音楽やスポーツイベント、国内外の大規模会議の誘致が可能な施設の必要性を感じていました。そのため、２期目の市長選挙に臨むに当たり、スポーツアイランド構想を実現するため、観光資源としての機能をあわせ持つ誘客効果の高いスポーツ施設の整備について、市民、有権者の皆様に訴えたところであります。建設する財源については、平成24年度から一括交付金制度を活用し、整備を進めてまいります。この事業費の総額37億円のうち８割を一括交付金で賄い、残り２割のうち１割については、特別交付金でもって後年度の収入に算入されることになります。したがって、市の実質的な負担額は総事業費の１割程度に抑制されることになります。そのため、総事業費は現在37億円程度を見込んでおりますけれども、そのうち一括交付金が約29億6,000万円、特別交付税が約３億7,000万円、そして市の一般財源は３億7,000万円とそれを予定しております。運営費等については、担当部局より説明いたさせます。

◎副市長（長濱政治君）

人口減少対策について、定住自立圏方針にかかわる件でございます。市では、平成23年３月に宮古島市定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを推進しているところです。議員ご質問の若者を呼び戻す、呼び込むための人口減少や若者の定住促進のための施策として、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の３点を軸に、１つ目は医療機関の連携強化と夜間、休日の医療体制の充実、２つ目は地域における保育及び子育てに関するソフト及びハード両面からの支援、教育環境の整備を進めております。また、交通関連については、伊良部大橋開通等の道路等整備や利便性の向上などを推進しております。３つ目は、圏域マネジメント能力の強化という観点から、地域の活性化を促進す

るため、将来的に地域のリーダーとなる若者層に対して、ソーシャルビジネスやコミュニティービジネスを含む地域づくりや地域おこしの人材育成講座等を継続的に行い、若い世代がみずから住み続けたい、住んでみたいと思える圏域の形成を促していきたいと考えております。

続きまして、新市建設計画にリーディングプロジェクト等の具体的な計画や実施に当たってはという件でございます。東日本大震災の発生を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、これに伴って合併特例債の発行期限が平成32年度までの５年間延長されることになりました。この財政に有利な合併特例債を活用し、今後の宮古島市に必要な主要リーディングプロジェクト施策事業を盛り込み、本市の発展につなげたいと考え、現行の宮古島市の新市建設計画の計画期間を変更し、主要リーディングプロジェクトについて変更を意図したところでございます。

まず、広域公園の整備についてです。沖縄県の宮古広域公園（仮称）計画検討委員会にて検討が進められており、平成26年12月には基本構想が策定されています。本市としてもリーディングプロジェクト施策事業に取り入れ、しっかりとした位置づけを図ることにいたしました。

それから、スポーツアイランド環境整備事業についてですが、改定前のリーディングプロジェクト施策事業に位置づけられていた内容をより具体化し、新たな観光資源の創出に向けて夜間や雨天等、季節を問わず楽しめる芸能や音楽、劇、ライブ等の誘客イベントが実施できる施設整備事業として盛り込んだところでございます。

それから、市総合庁舎整備事業についてですが、庁舎の維持管理に伴う物件費の抑制や市民の利便性の向上、業務の効率化、さらに防災機能の強化等の観点から庁舎整備事業を盛り込んだところでございます。

４番目に、市総合博物館整備事業についてですが、市町村合併に伴い、本市の歴史、民俗、芸術、自然科学などに関する収集物が増大し、現在の建物では展示するスペースが少ないことと、また平成元年に開館し、ことしで築25年を迎えて老朽化が進んでおり、維持管理費に多くの費用を投じていること、博物館機能の充実等の観点から新たな施設の整備について盛り込んだところです。

５つ目に、市総合体育館整備事業についてですが、築後30年を経過し、老朽化の著しいこと、スポーツアイランド宮古島の拠点施設として機能の充実を図る必要があることから、整備計画に盛り込んだところでございます。

◎教育長（宮國　博君）

中央教育審議会から文科省に答申があったことについては、議員のご質問のとおりでございます。その中で特に英語に関しての内容ですけれども、その変化において宮古島市ではどのような取り組みをするかと、こういうご質問だと思います。グローバル化が急速に進展しているわけです。国際的な相互依存が一層深まる今日、児童生徒が21世紀を生き抜くためには、国際的共通語としての英語によるコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であります。沖縄県でも英語立県沖縄を掲げるなどして英語教育の重要性が高まっております。現在小学校での英語活動においては、小学校外国語活動の目標にのっとり、聞くこと、話すこと等の音声を中心にした活動に取り組んでおり、本市においては外国語指導助手を全小学校に派遣をしております。また、小学校における英語の教科化を見据え、高学年では話す、聞くに加え、読む、書くの４技能の育成を含めたコミュニケーション能力の育成が大切であると考えております。そこ

で、現在各学校へ派遣している外国語指導助手に加え、英語マイスターや授業改善アドバイザーの活用、さらに小学校での音声中心の活動を中学校への学びにつなげるためにも、小中連携を図り、相互の授業参観や小中合同研修会等を推進していくことで、グローバル化に対応した英語教育が図れるものと、このように考えているところでございます。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

総合計画について５点の質問がございました。一括してお答えをいたします。

まず、議員のおっしゃるとおり、基本構想策定についての法的義務がなくなり、市の独自の判断に委ねられることになっておりますが、総合計画は従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示す最上位計画であり、市役所だけでなく、宮古島市民が一丸となって描くまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的義務はなくとも当然に策定すべきものであると考えております。第１次総合計画は、平成28年度に終了しますので、平成29年度を初年度とする第２次総合計画の策定に向け、審議会やアンケート、それからワークショップ等を通して、広く市民の意見を取り入れながら検討してまいりたいと思います。その構成につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の３層構想がこれまで一般的ですが、本来は自由に構成することが可能であり、基本構想、基本計画の２層構成や、これらの構成をとらない手法も見られますので、多角的に検討しながら構成していく必要があると考えております。

第２次総合計画の策定スケジュールにつきましては、具体的に決まっておりませんが、議員のご指摘のとおり第１次総合計画の策定には１年10カ月を要していることから、平成27年度内に着手したいと考えております。

最後に、議決事件とするかどうか、その法的根拠の整備はということについてでございますが、議決事件とするためには、地方自治法第96条第２項に基づき、総合計画策定のための条例整備を図る必要がございます。今後他の自治体の総合計画条例やまちづくり条例などの事例を参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

イベントを含む市の団体の補助金が平成27年度は３％カットされているかという質問にお答えしたいと思います。イベント開催も含め、市の単独補助については、集中改革プランの中でも各種補助金の見直しを検討していくとしており、事業の成果等を踏まえ、見直しを実施しております。見直しに当たっては、各団体の決算などを検証し、事業実施に影響がないよう考慮し、市の一般財源のみを原資とした補助金、助成金に対して対前年比で３％減の見直しを行ったところであります。質問の中で昨年と同額の補助金、助成金で運営している団体については、これは特定財源ということでコミュニティー助成金、宝くじ配分金、それと対米請求助成金などで対応しております。参考に、３％の削減を実施した団体としては49団体となっておりまして、削減額が688万円となっております。

◎観光商工局長（下地信男君）

本市における人材育成についてどう取り組んでいるかというご質問です。観光分野の視点からお答えいたします。年々増加する観光客のニーズに応えるためには、人材育成は重要な課題であると考えております。本市における人材育成の取り組みとしましては、まず観光協会において、昨年度の事例です。観光ホスピタリティー講座を開催しまして、顧客満足度を高め、リピーター率の増加につなげるための観光基礎

知識の取得、それからホスピタリティーを高めるための取り組みに努めています。５日間のカリキュラムで年５回実施、開催されております。また、地域雇用創造協議会と観光協会との連携によります英語、韓国語、外国語の外国人受け入れ基礎研修、民泊事業者のレベルアップ講座、民泊マイスターの育成講座など、短期間の講座でありますけれども、それぞれ連携して人材育成に取り組んでいるところであります。また、沖縄県の主催事業として世界に通用する観光人材育成事業を活用しまして、観光事業者等を対象に観光セミナーが実施されている状況であります。今後も観光を担う人材の資質を高めるため、これらの関係機関と連携して取り組んでまいります。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

スポーツ観光交流拠点施設管理運営関係ですね、管理運営に係る年間収支の見込みについては、歳入を1,408万円、支出を1,767万円見込んでいます。また、スポーツ観光交流拠点施設は、軽スポーツの振興による市民の健康促進やコミュニティー強化、そして観光交流活動の活性化に寄与し、経済活性化を促進することを目的に整備します。その間接的な経済効果として約９億1,800万円ほどを見込んでいるところでございます。

◎濱元雅浩君

ご答弁ありがとうございました。まずは、総合計画についてでございます。やはり総合計画というのは、将来ビジョンをしっかりと掲げる、そしてそれを市民全体で実現に向けて動いていくという中では非常に大切な計画でございます。この位置づけに関しては、誰が策定主体になるかということで大きく分かれてきますが、行政が策定主体となって目指す地域像と行動計画を示す、いわゆる行政計画的な位置づけのもの、またそれに対して地域全体で計画の策定主体となって、公共計画的な位置づけにするものと大きく分かれると思います。先ほどのご答弁の中では、やはり市民参加型の公共計画的な計画を念頭に進められているのではないかというふうに感じましたので、ぜひ多くの市民の意見、また議会の中でも大事な案件でございますので、みんなで議論できる場をつくっていければというふうに考えております。議会の議決事件にするかどうかというものも、ぜひ議会の皆様も先導してこの要求を当局と調整しながら進めていければ、しっかりとしたいい計画が今後できてくるというふうに考えますので、皆様のご協力をまたよろしくお願いいたします。

人口減少対策については、人口減少の問題はやはり今後将来考えていくと、国からの交付金の算定にも人口というのは大きくかかわってくる重大な問題であるんですけれども、やはりまだまだ地域の喫緊の課題としての危機感が社会全体として共有されていないというのが現実でございます。その上で、また人口問題というのは、今対策を講じて、もしすぐに地域の例えば合計特殊出生率などが引き上がったとしても、やはりこれまでの蓄積、これまでの社会減だったり自然減、それの影響が大きいことから、当面の人口減少というのは現在として回避できないところまで来ております。そういう現実も踏まえて、やはり今後策定される人口ビジョンにおいては、当局だけではなく、住民、行政、またこちらに皆さんおられます政治にかかわる皆様が現実をきちんと共有して、特に若者の流出に歯どめをかけるための、若者を呼び戻す、若者を呼び込む機能の強化策を検討していっていただきたいというふうに思っております。

この件に関しては、先日高吉幸光議員が質問した夜間保育の課題というのも出てきております。答弁の中では、ニーズがそれほど多くないというご答弁でございましたが、それでもやはり実際に需要はあるわ

けでございます。この需要が少ないから、民間事業者としてはやはり対応し切れない。そういう小さな商圏であるということは、小さな商圏だからこそ、だけど、そのニーズを持っている若い市民、多くの市民がいるということを勘案して、ぜひとも公共サービスとしてこれに取り組めないか、そのような検討もしていただきたいなと思っております。

また、先ほどあった一貫性のある英語教育というように、塾に頼らずに地域の子供たちが学力向上、また学習意欲の向上が図れるような初等、中等教育システムの提供、このあたりいろいろなあらゆる観点から実行計画を検討した上で、特に今使える一括交付金など、そういう財源の積極的な活用をしていただいて、徹底的な投資をしていただきたいというふうに考えております。

続いてですが、イベントの補助金についてなんですけれども、３％カットしましたというのは、数字を見て存じておるんですけれども、だから前回お話ししたように、一律でカットしていくという手法というのはどうかということを聞いたときに、ちゃんと精査していますという返答だった上で、なぜ今回３％のカットなのかということを疑問に思っているわけでございます。もちろん切っていくことがいいということを言っているわけじゃないんですけれども、やはり活力を維持したりということもありますから、もちろんいろいろな難しい検討があると思います。しかしですね、だからこそ集中して事業を進めていくということも大事でございます。とても残念なのがですね、宮古少年少女合唱団補助金や夢実現助成金という子供たちに向けての補助なども同様に３％カットされているということです。

そこで、もう一度質問いたしますが、次年度予算でですね、同様に３％カットになったイベントの中でエコアイランド宮古島マラソン、またサニツ浜カーニバル、ワイドー100キロマラソン等３つありました。これはですね、平成25年度時点では一括交付金が充てられて運営されておりました。ことし一括交付金でイベントで事業として出ているフラの大会は、昨年同様500万円の補助がついております。この３つは一括交付金から外れております。この財源変更がなされなければこの３つの事業も同額で運営できたのではないかという気がしてなりませんので、この変更の理由をご説明いただければと思います。

続いて、スポーツ観光交流拠点施設ですが、総額37億円でありますが、市の負担は３億7,000万円というご説明をいただきました。しかし、今ご説明いただいたように、収入が1,400万円、支出で1,700万円というご説明いただきましたが、この運用計画をしっかりと見てみると、非常にこれは稚拙であるなというふうに感じるんですよ。そこで、収入計画の中からちょっと質問を幾つかさせていただきます。まず、本施設の有償利用ということで興行部門でミュージックコンベンション、ロックフェスティバル、産業まつり、トライアスロン関連、マンゴーまつりの既存興行５件が本施設を利用するとし、さらに３件の新規事業を見込んだ８興行で397万円が収入算定されています。これでトライアスロン、またマンゴーまつりなど、市の主催の２事業、この２事業からも収入が見込まれているのか。また、既存興行として上がった３件、これはその主催者に有料使用の打診はしているのか。そして、３つの新規事業をプラスして行うということで上がっておりますが、これは新規事業は市が主催して行おうとしているのか、また民間でやるのであれば、興行の誘致の主体はどこがやるのか、また手法やめど、過去の実績などございましたらお答えいただきたいと思います。

続いて、地域イベントという形で上がっているのが中体連等の開会式など、また幼稚園、老人会、婦人会などの地域事業、ゲートボール大会などで21件、それに民泊の学校が60校使用するということで253万

5,000円が収入算定されております。これを見てもまずは単純計算でいきます。こういう地域事業で単純割りすると、１イベント当たり会場費が８万1,774円の負担になります。これは現実的なのですかということを質問させていただきます。現行の地域イベントで会場利用料、現状じゃどの程度徴収できているのか、これもわかればお答えいただきたい。民泊60校が２時間ずつ使って120時間、それが10日間であると。これが収入として算定されているんですけれども、この60校が２時間、トータルで120時間使うという根拠、これはちゃんと民泊の学校からのニーズ等々の調査の上での算定なのかということもお聞かせください。

続いて、長くなって申しわけないですけれども、一般利用という中で市民スポーツレク、これ稼働率90％で算定して314万6,000円が収入として上がっております。これ計算していくとですね、235日12時間フル稼働の金額というふうな算定式になっているんですけれども、これは市民ニーズに基づいた数字、また類似施設の利用率から算出した数字なのかお答えください。この235日12時間というのは、施設の閉館時間や台風による閉館、ほかのイベント、大きなイベントになればもちろん準備日等々もかかわってくると思いますが、それをしっかりと考慮した上で実現可能性が高い数字であるという、そういう数字で算定しているのか。

次に、会議室の利用、これはほかの事例では50％から65％だが、トライアスロン事務局利用を勘案して70％に設定していると書かれておりますが、これはトライアスロン事務局が有料で利用するということで理解してよろしいのでしょうか。また、会議室の稼働率というのが304日、３室が３回転できるという算定になっているんですけれども、これは本当にニーズ調査の中で出てきた数字なのかということ、非常に疑問に思います。

最後に、ずっと出ていたネーミングライツでございます。ネーミングライツ年間で300万円の収入を算定しております。いろいろと解説がありました。その中で、こういう地域の施設にはやっぱりスポンサー企業の多くは地元の企業であるというふうに書いてあります。２年後、平成29年の４月に供用開始を目指している、この施設に対して、もちろんこれは島内外問わずでございますが、有望な企業へのアプローチというのは進んでいるのでしょうか、いつから始めるのでしょうかお聞かせください。

総合的に少し、この収支計画を見るとやはりちょっと私には疑問が多い。最後に、この収支計画はいつ誰が算出して、これまでどのように変更検討が行われてきたか、これについてもお答えいただきたいと思います。

答弁を聞いて再度登壇したいと思います。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

一括交付金で充てられていたものが何で３％カットになったかということですけど、財源というのはやっぱりパイが決められているというか、一般財源が厳しい中でどういうふうに予算編成をしようかということ、いろいろ悩んでおります。当初予算に当たっては、自主財源の見込みを行ったところ、前年度比で約４％の減が見込まれるということから、単独事業の見直しを行いたいということで、その一括交付金で当たっている部分については、今回については対応できないという部分がありまして、今後自主財源の確保に向けてやはり増収というんですかね､財源がふえない限りちょっと難しくなるのかなということです。一括交付金については約２割、その１割が交付税でバックされてきますけど、やはり自主的なスクラップも今後自主財源については必要な部分が出てくるかなと思っております。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

まず、興行関係ですね、３点ございました。スポーツ観光交流拠点施設を整備するに当たっては、基礎調査を行い、平成25年７月には基本計画をまとめております。基本計画の中では、施設運営に係る収支計画が整理をされております。その中には、トライアスロン関連イベントなど、既存イベントの主催者との調整をまだしておりませんけども、有料での利用を想定しております。スポーツ観光交流拠点施設の管理運営については、今後設置条例の整備を進めるとともに、新規イベントの誘致、それから施設のＰＲ方法など、効果的で具体的な管理運営計画を立てていくことになります。

次に、イベント、地域行事、そして一般利用についてです。一括してお答えします。基本計画で示している収支計画では、中体連などの各種大会、それから幼稚園、保育園などの運動会利用などの地域行事、また市民の一般利用についても他の先例ドーム型施設を参考に有料利用を想定しております。一方で、このスポーツ観光拠点施設は、市民スポーツの活性化、そして市民の体力の増強、地域コミュニティーの活性化など、公共施設としての大きな役割も担っております。その利用料の設定に当たっては、本市の体育館、それから陸上競技場、博物館、公民館など、他の公共施設の利用料を参考に、また減免、免除のあり方も含めて今後検討することになります。

３点目に、会議室、それからネーミングライツ。会議室利用についても、他の先例施設を参考に利用料の設定をしているところでございますけども、本市の場合、まだ打診はしておりませんが、他の施設と違う点として、トライアスロン関連利用を特殊プラス効果として想定をしております。また、ネーミングライツについては、今後施設整備が進む中で企業へのアプローチに取り組むことになります。ネーミングライツ料については、他の事例を参考にしておりますけども、この施設が島の玄関口に当たる宮古空港に隣接し、企業のＰＲ効果が高いなどの立地条件に恵まれていることを念頭に妥当な数値として算定をしているというところでございます。

最後に、この計画がいつつくられたか、精査、改定。計画の策定時期は先ほど申し上げました。平成25年７月でございます。この基本計画で示す収支計画は、今後の施設運営に当たっての素案、たたき台というふうに位置づけております。今のところ特に改定は行っておりません。基本計画策定後、同計画をベースとした実施計画を作成し、建設用地、それから進入路用地の取得、農振地域の除外申請、農地転用申請、赤土流出防止対策、隣地開発協議、土地改良区との調整、公安委員会、沖縄県などなどの関係機関との調整、協議に集中して取り組んでまいりました。そして、ことしに入り、進入路の整備、敷地全体の造成工事が始まったところでございます。

次に、経済効果としての９億1,800万円余の説明についてでございます。この施設は、市民の健康増進、それからコミュニティーの活性化を促進する公共施設としての役割と、ビッグイベントなどを開催し、島内外からの誘客を促進することによって、市の観光振興を初めとする地域活性化促進施設としての役割もあわせて持っております。計画書では、ロックフェスティバルの経済効果３億2,200万円をベースとして、同施設においてイベント開催可能回数を一般の市民利用とのバランスを考慮し、想定をしているところです。また、雨天によるイベントの中止、延期リスクを回避、軽減することによる効果も含めて、先ほどの９億1,000万円余りの経済効果を試算しているところでございます。今後基本計画で示す収支計画、運営計画を基本に公共施設としての役割、そして公共型地域活性化施設としての役割が効果的に発揮できるよう

な施設とするための具体的な管理運営計画を立てていくことになります。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時20分）

再開します。

（再開＝午後２時21分）

◎濱元雅浩君

ありがとうございます。イベント関連の総務部長からの答弁は、私には何を答えていただいたのかちょっとわかりませんでしたけれども、もちろん財源が厳しい、いろんな理由はございます。ただ、だからここはひとつですね、しっかりと精査をして、集中と選択の中でこの地域を盛り上げるイベントは運営していっていただきたいというふうに心より願っておりますので、ぜひご検討のほどよろしくお願いいたします。

スポーツ観光交流拠点施設の収支でございますが、今るるご説明いただきました。料金設定に関しては、そういういろいろな事例をというのも見てとれるのでございますが、利用数、量ですね、料金は設定されていても利用されていなければそれはもちろん収入にはなりませんので、やはりこの辺はしっかりと、これだけのお金でこれだけクローズアップされている事業でございます。ぜひともこのあたりはしっかりと進めていっていただきたい。聞くと、平成25年の７月にでき上がって、現在までそれ以上の見込み算定等々が行われていないというのは、やはり将来に向けて非常に不安が募ります。もちろん市民への福利厚生という面を考慮しても、この収支をそのままで着工にいくというのは、やっぱり拙速ではないのかなという感じも残らざるを得ないと私は思っております。さらにですね、次年度予算にはマティダ市民劇場の空調音響設備改修工事というので6,565万5,000円が計上されています。これは、今後この規模なのかどうかは別として、やはり補修というものもたくさん出てくることだと思います。その辺を考えますと、私はやはり例えば総合庁舎等々のほうが先んじて整備されておかしくないようなニュアンスを受けてしまうものでございます。

平成28年度からは交付金の減額も始まりますし、合併特例債の期限というのも平成32年度、一括交付金のめどとしても平成33年度というような状況でですね、その上で人口減少も進んでいく地域、そういう地域においてですね、今後は本当に住民福祉や市政運営に対して、市民の皆様に応分の負担をお願いする、そういう局面が来ないとも限らない。そういう場合にですね、やはり市民の理解と合意を得るためには、市民と行政の信頼感、ひいては行政長である市長への信頼がとても重要になってくると私は考えております。下地市長におかれましては、今後とも市民の声に真摯に向き合って市政運営に邁進していただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、総合計画や人口減少問題、またリーディングプロジェクト等、大きな事業が進むという時期に来ております。市議会議員の皆様におかれましても、やはり宮古島の将来を描く、そういう時期にまた差しかかっておりますので、ぜひたくさんの議論を深めて、また当局といい意見交換ができるように、皆様のご協力、また私も頑張ってまいりたいと思います。

最後に、１点だけ質問させてください。ごめんなさい。スポーツ観光交流拠点の運営計画、並びに再度見直していこうという話も少しあったかのように思われます。今後これは振興開発プロジェクト局が運営計画も担当していくのか、この点最後に１点だけ聞かせていただいて終わりたいと思います。

長々となりましたが、ありがとうございました。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

そこまでは承っておりません。

◎副市長（長濱政治君）

今どちらが担当してどのような形で持っていくかということについては検討中でございまして、特に指定管理というものも考えなければならないということでございまして、今後早急に進めていきたいというふうに思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで濱元雅浩君の質問は終了いたしました。

◎平良敏夫君

自由民主党の平良敏夫です。よろしくお願いいたします。19番目の通告になりますと重複するところがたくさん出てきまして、そこを割愛してしまいますと私の質問がほぼなくなります。せっかく原稿を準備してきてありますので、再確認ということと、そういうこと含めながらも通告どおりに一般質問をやっていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

まず、質問の前に伊良部大橋のことなんですけど、伊良部大橋が去った１月31日に開通しました。その日は、開通式典や祝賀会も開かれ、伊良部島民の感動と喜びはいかばかりであったか。その日の午後４時からは一般開通となりましたが、祝賀会会場に迎えに来た者の話によりますと、バイパスの信号で10回信号待ちした、そういう話をしていました。伊良部大橋開通が宮古島中大フィーバーとなり、今までに経験したことのない大渋滞が起きたようです。その日から２カ月近くなりますが、伊良部大橋を渡る車は相変わらず多く、伊良部島ブームはまだまだ続きそうです。しかし、ブームは過ぎ去ります。その後の対策を宮古島市は下地島開発も含め、過疎化対策、雇用対策、定住対策など、しっかりとやることが大切かと思っております。

それでは、通告に従って質問していきたいと思います。まず、市長の政治姿勢についてということで多くの議員が質問していますが、３月29日をもって心配していたスカイマーク社が那覇―宮古間航路から撤退することになりました。既存の航空会社２社は大幅な値上げを行わないと発表していますが、宮古島市民にとっては以前の航空運賃に戻りはしないか心配です。宮古島市の対応策を教えてください。

次に、下地島空港活用で２月24日の県紙の１面に「星野リゾート新設検討」と大きく書かれていました。下地島空港にプライベートジェット機を就航させる別事業と連携して、ホテルを兼ね備えた富裕層向けラグジュアリーリゾート、高級リゾートですか、を整備する計画とあり、また県の有識者委員会も高く評価し、事業候補として選んだとあります。宮古島市の観光の目玉となる可能性が大きいともあり、私は星野リゾート進出を積極的に県に意見し、宮古島市として星野リゾートのラグジュアリーリゾート開発に協力すべきと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、市長の平成27年度施政方針の表紙に「地域資源を活かした島づくりの推進」とあります。その中

の14ページには、宮古島らしさに触れられる文化財を中心とした伝説と民話に彩られたロマンあふれる散策コースを整備し、新たな観光資源として活用する取り組みを推進します。また、市街地北部と人頭税石前から盛加越公園に続く街路事業を実施し、荷川取線の事業化に向け、積極的に取り組んでいくとのことであり、北学区住民としてはありがたいことであります。荷川取地区周辺には文化財がたくさんあり、宮古島らしさにあふれる文化財を中心とした散策コースにもってこいの地域であります。もちろん今も案内板等はありますが、観光客のみで文化ロードを散策できるように、例えば漲水石畳道、漲水神社あたりから人頭税石前を通り、大和川あたりまで歩道に進行方向に向け、点字ブロックのような案内タイルを張るとか、その目印を行くと自然に文化財が見学でき、散策できるようになる、そういう整備をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

次に、道路行政についてであります。何回も質問させてもらっていますけど、76号線道路整備事業でありますが、平成27年度に１億円の予算が組み込まれています。どのように使われるのか、また工事はどこから始まるのか、詳細を教えてください。また、前回建設部長は、平成26年度の事業費が9,000万円となっていて、細かい振り分けを説明しましたが、それは順調に執行されたのでしょうか。特に用地補償の部分が気になります。教えてください。

以前の地権者を集めて説明会で強く要望したことがあるんですが、道路整備と同時進行で上水道を整備するよう強くお願いした経緯があります。今回この一般質問準備するに当たって道路建設課長にそのことを問い合わせると、そのような計画はないということであったので、ちょっとおかしいんじゃないかと思ってですね、上下水道部長にそのことを質問するよとぶつけましたところ、今先ほど返答がありまして、平成17年度にちゃんと整備してあるそうです。どうもありがとうございます。それがあるとないではですね、あの地域の発展度合いが全然違うと思うんですよ。ぜひあそこら辺にたくさんうちをつくってですね、早目に発展してほしいなと思っております。

次に、先嶋シャッター前の点滅信号機のことなんですけど、前回生活環境部長は、市としては、交通量の増加が予想されることから、点滅式の信号機から普通信号機への変更が必要であると考えているので、８月26日付で宮古島警察署に信号機の変更要請を行っているところでありますと答弁していますが、今現在どうなっているのか教えてください。

教育行政について。先月川崎市の多摩川河川敷で、中学１年生の上村遼太君が友達のグループによって、いじめの延長で殺害されるという痛ましい事件がありました。万が一にもあってはならないことだと思います。そこで、教育委員会は宮古島市の不登校生徒、児童、問題行動の生徒、児童、またいじめ等の把握はしているのでしょうか、答弁よろしくお願いいたします。

次に、下地明議員が一番最初に質問していましたが、私も質問してみたいと思います。宮古島市の成人式が１月５日になっていますが、その根拠をどうか教えてください。よろしくお願いします。

もう一つありました。これは、下地勇徳議員が質問していました南部忠平杯グラウンドゴルフ大会が来年度から廃止になるようですけど、その理由を教えてください。

答弁を聞いて再質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

下地島空港の活用の件でございます。県が行っております公募事業は現在進行中でありまして、公募事

業への影響、それから各提案事業者の意向等を考えますと、この提案事業に対する答弁は控えているところでございます。一方で、市の振興発展、経済活性化につながる意欲的な企業の進出につきましては、リゾート事業のみならず幅広く歓迎したいというふうに思っているところでございます。

それから、南部忠平杯のグラウンドゴルフ大会です。先ほども申し上げましたけれども、基本的には全国大会としての体はちょっとなしていないというふうに考えておりまして、これは南部忠平杯の大会は取りやめるということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、地元のグラウンドゴルフのＰＲや振興については、今後現在建設中のスポーツ観光交流拠点施設を利活用した大会等について関係者と話し合っていきたいというふうに思います。

◎教育長（宮國　博君）

宮古島市の小中学校における児童生徒の不登校、問題行動、いじめ等の把握については、毎月の問題行動等に関する調査をやっております。各小中学校から報告を受けております。いじめや生徒間暴力のように生命の危機に至る可能性のある事案においては、学校が認知した時点で本市教育委員会に報告し、それに至る詳細な経緯や学校の対応、今後の方策等の報告を求めております。さらに、必要に応じて学校教育課所属の臨床心理士や生徒指導関連事業のスクールソーシャルワーカー等と学校が連携して早期対応、早期解決に努めております。不登校、登校渋り、問題行動等課題を抱える児童生徒については、学校からの相談により本市スクールソーシャルワーカーが適応指導教室、あるいは教育相談室等が必要に応じて学校と連携しながら、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を支援したり、登校復帰のための必要な学習や社会性、人間関係形成能力の育成のためのトレーニング、これソーシャルスキルトレーニングと言っているんですが、これを行っております。また、学校によって定期的に開催される校内の生徒指導委員会に本市のスクールソーシャルワーカーが参加し、早期発見、早期対応はもとより、未然防止に努めております。さらに、宮古教育事務所と連携して、年度の初めに生徒指導にかかわる学校訪問を行い、学校の現状を把握するとともに、気になる児童生徒の対応策を助言しております。

今回の川崎市で起きた事件は、本当に胸を締めつけられる思いでございます。絶対にあってはならない事件であります。起こさせない学校づくり、やらない、させない児童生徒の育成を学校及び関係機関と連携して、今後もしかと取り組んでいくつもりでございます。

◎議長（眞榮城德彦君）

教育長、数字は出せませんか。

◎教育長（宮國　博君）

数字は固定しておりませんのでね、ゼロの場合もありますし、二、三名出る場合もあるんです、不登校とか、学校渋りというのは。ですから、出てくるときには、まてぃだ教室とか、そういうところで対応しておりますので、例えば昨年度どれだけ利用したかという数字でしたら確認はとれますけれども、今何名いるかという数字はなかなかこれは毎日、毎日変化していきますから、きのうおった子供がきょうは学校へ出ていくとかというような形になりますのでね、これはちょっと数字は今のところ持ち合わせておりません。必要でしたら後で去年の資料を提供したいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時45分）

再開します。

（再開＝午後２時45分）

◎企画政策部長（古堅宗和君）

スカイマーク社の撤退による市の対応策はとのご質問にお答えいたします。スカイマーク社の運休発表を受けまして航空運賃の値上げが心配されることから、日本トランスオーシャン航空株式会社と全日本空輸株式会社の２社に対しまして、２月６日に、美ぎ島会・美しゃ市町村会で安価な運賃での運航を継続するよう要請を行ったところでございます。また、スカイマーク社につきましても、２月16日に沖縄県と宮古、八重山の市町村の連名で運航の継続を要請をいたしました。残念ながら３月29日からの運休は決定をしておりますが、宮古―那覇間の航空運賃につきましては、既存の航空会社２社はともに早割りなどの低価格運賃については大幅な値上げは行わない方針を示してございます。また、４月以降の宮古―那覇間の離島割引運賃につきましては、沖縄県の離島住民等交通コスト負担軽減事業の対象となるため、市民の皆さんに離島住民割引制度の周知と活用を呼びかけてまいりたいと思います。

◎生活環境部長（平良哲則君）

先嶋シャッター前の点滅信号機についてでありますが、先嶋シャッター前の点滅信号機の標準式への変更につきましては、市としましても現場確認を行い、同交差点の危険性を十分に認識して、宮古島警察署へ変更要請を行っておりますが、現段階においての変更は厳しいということであります。市としましても、今後とも宮古島警察署へ粘り強く要請を行っていきますが、信号機の設置変更の手順、流れの概要を申し上げますと、まず市が信号機設置変更要請を宮古島警察署に提出します。この要請書を受けまして宮古島警察署は、要請のあった現場を総合的に判断します。その結果を県警本部に上申を行い、県警本部は県内の各警察署から提出された上申につきまして内容の検討、それから絞り込みを行いまして、県全体での年間の約20基程度の予算措置を行いまして、その後それを県公安委員会に規制上申をします。最終的に県公安委員会で決定されると、そういう流れであります。この業務は、道路交通法の規定と、それから国から県警本部に通達として出される信号機設置の指針に基づいて行われるということでありまして、市の信号機の設置や変更にかかわる業務は、入り口の部分の要請書の提出というふうに限られております。しかしながら、議員ご指摘のこの交差点も含めて、宮古島市の危険交差点での交通事故未然防止を図る観点からも、要請書提出以外に市としてかかわる部分があるかどうか、それから信号機の早期設置、変更に向けて取り組み事例が他の市町村にあるかどうか、そういったものを今後確認、調査してみたいというふうに考えております。

◎建設部長（下地康教君）

Ａ―76号線道路整備に関してのご質問でございました。本路線は、沖縄電力第一発電所からクリーンセンターに抜ける道路でございます。延長が777メートル、幅員が10メートルの道路拡張整備を行う事業で、総事業費は２億8,000万円、事業工期は平成26年度から平成28年度までの計画というふうになっております。平成27年度、新年度でございますが、新年度の事業費の内訳としまして、用地補償費として2,700万円を予定しておりまして、残りは工事費という形を考えております。平成26年度の執行状況としましては、

測量設計費が1,533万6,000円、工事費が5,151万6,000円、延長で340メートルの区間でございます。用地費が1,019万5,000円、これは用地費が10筆、補償物件が９件となっております。残りの金額としましては、工事費として次年度に繰り越しという形になっております。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

まず最初に、文化ロードの整備についてでございます。教育委員会では、平成24年度から宮古島市ｎｅｏ歴史文化ロード整備事業としてパンフレットや案内板、標柱を設置しており、また平成25年度にはインターネットや携帯電話を利用してコースを散策する仕組みを構築し、市民及び観光客などに広く活用されております。議員ご指摘の平良北コースは、平成25年度にパンフレットや各文化財の案内板、標柱を設置して、散策コースとして観光客にも利用してもらっておりますが、案内板がわかりづらい場所もありますので、今後は見やすく、わかりやすい案内標識の設置に努め、コース活用のさらなる利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、成人式が１月５日になった根拠についてでございます。成人式が１月５日に実施されるようになったのは、合併前の９市町村で、お正月に帰省する子供たちの利便性を考慮して、従来の成人の日に開催していた成人式を１月５日に開催するようになったと聞いております。合併前から各地区で１月５日に実施されてきており、１月５日が市民に浸透していることから、合併後も同じように開催しているということであります。

◎平良敏夫君

どうもありがとうございます。スカイマークの件ですけど、市長はですね、一生懸命取り組んで、ＡＮＡ、またＪＴＡ、スカイマークに要請しているのは十分承知しております。しかし、残念なことに撤退することになったんですけど、宮古島市は前回のスカイマーク社運休の際の既存航空会社の運賃値上げを経験しています。ＪＴＡは、６月30日までは1,000円以内の小幅な値上げに抑える。前回は、多くの人から苦言やですね、叱咤激励をもらった。大幅な値上げはない。また、ＡＮＡは現時点での運賃変更の計画はない。今後一切の値上げはないとは言えないが、今のところ短期的な見直し計画はないと言っていますが、懸念はあります。宮古島市議会、商工会議所、宮古島市民、ありとあらゆる団体が既存２社の航空会社に運賃を値上げしないよう要請し続けることが大切かと思っております。また、スカイマーク社に会社再建がなった暁には真っ先に那覇―宮古航路を再開してほしいことを伝えて、要請することも大切かと思いますが、市長の見解をどうぞお聞かせください。

また、生活環境部長は、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業で県からの助成で宮古島市住民の那覇―宮古間運賃は8,600円になると言っています。しかし、観光客、一般客も含めないとですね、宮古島市の経済的打撃は大きいものがあるんじゃないかと思いますが、それらも含めた交通コスト負担軽減はできないものかお答えください。

次に、下地島空港活用事業でありますけど、星野リゾート進出は宮古島観光、経済発展、雇用に大きく寄与するものと思われます。積極的な協力体制を宮古島市が築くべきだと思います。下地島空港活用は県の事業ではありますけど、近ごろは沖縄本島にＪＦＫですか、ああいうのができるということで新聞をにぎわしておりますが……

（「ＵＳＪ」の声あり）

◎平良敏夫君

訂正します。ＵＳＪです。それをですね、国のほうも一生懸命応援しているという話を新聞で読んでおりますので、ぜひ市でもですね、応援することが必要かなと思っております。

次に、綾道のことですけど、３月９日の新聞にガイドの会主催の綾道散策を市民が参加して行ったとありました。参加者らは、島のイメージが膨らんでよかった、ロマンを感じたなどと感想を述べています。私は勉強不足でしたが、何となくは知っていたんですが、こんなに充実した綾道があるとは知りませんでした。このような立派なすばらしい小雑誌が発行されているんですけど、皆さんこれ見ていますでしょうかね。私だけわからなかった。平良北コースの綾道は、市役所前の住屋御嶽を出発点に32カ所の文化財、史跡、名勝、拝所をめぐり、市役所前の住屋遺跡で終わる約４キロメートルの散策コースとなっています。ガイドがいればもちろんベストではありますが、ガイドがいなくても観光客のみで散策できるよう、目立つ案内タイルを設置してスタート地点にガイドブックを置いておくとかすると、よりよい綾道散策を今まで以上に観光客に提供できるのではないでしょうか。ぜひ充実した整備をよろしくお願いしたいと思います。

Ａ―76号線のことですけど、Ａ―76号線はクリーンセンター側から入る400メートルほどが舗装されていなくて非常に状態が悪く、車も通りづらい状態になっています。工事はどこから始まるのという質問したつもりだったんですけど、答えてもらえなかったんですけど、この工事は、道路建設課長から聞いておりますので、クリーンセンター側から始まると聞いております。工事が電力側から始まるのであれば、余りにも道路が汚いので、応急的な仮舗装をしてほしいと思っていましたが、工事がクリーンセンター前から始まるということですので、早目の着工と完成をお願いしたいと思っております。

川崎市の事件のようなことは万が一にもあってはならないことです。家庭で守れなかった、学校で守れなかった、地域社会で守れなかった、行政でも守れなかった、それらが重なってあの忌まわしい事件が起きた。どこかこの中の一つでも機能していればこの事件は起こらなかったはずです。教育長は、前回富永元順議員の質問の中で対岸の火事とはせずにという話をしていましたが、このようなことが宮古島市で起こることがないように、忌まわしいいじめが起きないように、家庭、学校、地域、行政が連携して真剣に取り組むことが必要かと思います。いじめられた子供は、一生心に傷を負って生活していくことになります。子供は地域の宝、国の宝です。みんなで声をかけて見守っていけたらと思っております。

成人式のことですけど、沖縄県の離島の成人式は、ちょっと調べてみたんですけど、平成27年は石垣市は４日、竹富町は４日、与那国町は２日、伊江村は４日、南・北大東村は２日となっていて、５日に行っている離島市町村は宮古島市以外ありません。市町村合併前からの町村の恒例で５日にやっているということではありますけど、家族みんなで成人式を祝いたい、そういう切実な思いを考えると、下地明議員も言っていましたが、私も３日がよいと思います。家族がそろっている２日か３日に成人式をしてくれというのが私の近くの市民の声です。どうか３日にやっていただくようよろしくお願いいたします。

南部忠平杯のことなんですけどね、中止になったということは決定しているということではあるんですがね、南部忠平杯という立派な冠のついた、27年も続いた歴史ある大会を簡単に終わらすべきではないと思います。実行委員長の長濱副市長は、年々参加者が減っており、特に県外の方が激減しているのを踏まえると、全国大会としての役割を果たした。廃止して新たな取り組みを模索したいと言っているが、全国

大会としての役割を果たしたと言っていることがよく理解できません。また、何で減少したと考えますか。減少した原因を把握はしていらっしゃるでしょうか。南部忠平杯は、宮古島の観光ＰＲとスポーツアイランドの振興、発展に大きく貢献してきたと思います。今するべきことは、年間120万円の予算を削って廃止するよりも、宮古島市で力を入れて島外、県外からの参加者をふやす取り組みをすることだと思います。新たな取り組みを模索するよりも現在ある大会を盛り上げることがわかりやすいのではないでしょうか。全国大会としての役割を果たした、新たな取り組みを模索したいとの説明を実行委員長の副市長にもう一度答弁してほしいと思います。宮古島市グラウンドゴルフ協会員、宮古島のグラウンドゴルフ愛好者、また島外、県外のグラウンドゴルフ愛好者等が残念がって嘆いていると聞きます。新たな取り組みの中に来年度復活する可能性はないのか、そのこともあわせて答弁よろしくお願いしたいと思います。

先嶋シャッター前の点滅信号機のことなんですけど、市としては危険度はわかっていると。だけど、警察はその予定はしていないと、そういう話をしていますけど、実際にあの通りは市としてはこれから交通量がふえるとか、そういう予想されるのでという話をしていますけど、私毎回通るときにやっぱり冷や冷やすることはですね、あの通りはどこからもスピード出してくるんですよ。そして、何が一番いけないかというと見通しが非常に悪い。出た途端に砂山のほうからさっと車が出てきてね、危ないという、そういう状況は何度もありました。そういうことでありますので、いろいろ模索してみるという話はありましたので、ぜひ本当に一日も早い普通信号機への変更に、大きな事故が起こってからですね、そういうことはいろんなことが後手後手に回って、行政側が後手後手に回るということがよく見受けられることがありますので、ぜひそうならないようにひとつ早い設置のほうをよろしくお願いしたいと思います。

２点ほど再質問したような気がしますので、再質問の答弁聞いてからまた質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

スカイマークの関連で、ぜひ早目の運航を市も取り組めということでありますが、これは当然のことでありまして、いろいろ情報収集しながら、また対応してまいりたいと思います。その中で、我々離島に住んでいる人以外の観光客等にも割引の制度ができるようにしてほしいということですが、今観光客がですね、割引の対象となっている地域というのは決まっておりまして、南北の大東島、粟国島、多良間島、与那国の小規模離島というのだけが対象になっております。県は、全ての離島を対象にしてみようという論議もしたそうですが、そのときに予算がどれぐらいかかるかという試算もしてみたんだそうです。約100億円ぐらいかかるというふうなことがわかって、この事業を継続して、もし全離島についてやるということになると、予算の適正規模というのを考えるとなかなか難しいということで、先ほど申し上げた小規模離島ということに限定して今割引の制度をしているということであります。

◎副市長（長濱政治君）

下地島リゾートの件でございます。積極的な協力体制が必要だということでございました。現在県のほうでは、３月末をめどに利活用基本方針に係る庁内意思決定を行うというふうなことになっています。今後のスケジュールですね、３月末までに庁内の意思決定を行う。そして、平成27年度は利活用候補事業の提案者との協議を進め、事業実施環境の整備に向けた取り組みを行う。さらに、県において利活用計画を作成し、同計画に基づく事業実施の合意を得て利活用業者として決定する。これがことし年内いっぱいを

めどにということになっております。ですから、我々としてはもちろんリゾート開発を含めて島の振興、発展になるのであれば賛成であるということしか現時点では言いにくいなということです。実際に県のほうで動いてこういった基本計画をつくり、業者を選定するというふうな情勢を今注視しているという段階でございます。

続きまして、南部忠平杯、役割を果たしたというのがよくわからないというふうな話と、それから減少した理由、それから可能性についてということでございました。南部忠平杯の開催趣旨はですね、広く国民の楽しむスポーツの意識を高揚するとともに、県内外のグラウンドゴルフ愛好者の交流を深めるということになっておりまして、この交流を深めるというふうなことが非常に残念なことにだんだん減少してきて、第27回大会で28名だと。400名余りの中で30名とか、40名ということでは、これはちょっと南部忠平杯の意義は一応終了したというふうに考えざるを得ないというふうに思っております。

それから、減少した理由でございますけれども、いろんな理由があるかと思います。１つには、グラウンドゴルフ愛好者が全国的に高齢化が進んでいることが挙げられます。高齢化により、遠い大会での参加が厳しい状況にあると聞いております。また、一ころのグラウンドゴルフブームがちょっとピークを過ぎて、愛好者が減少しているというふうなことも言われているようでございます。そういうふうなことから、南部忠平杯という全国大会については、役目を終わったというふうに考えております。

◎教育長（宮國　博君）

先ほどは、問題等の把握はしているのかというふうなご質問でございましたので、把握はできていますよというお答えをしたんですが、把握の実態についてのところまで答えろということですか。

◎議長（眞榮城徳彦君）

期限つきでいいですから、例えば何年何月まではどのくらいいたとかという実績があれば、それだけでいいんじゃないですか。

◎教育長（宮國　博君）

これは、児童生徒の指導にかかわる非常に大事な問題ですのでね、これはどこにどのような子供たちが何名いるかというふうな話は控えたいと思っているんです。だから、我々きちっと毎月報告を受けておりますので、実態と問題行動の中身、あるいは問題行動からの指導、あるいはそれから抜けたというふうないわゆる学校復帰も含めてですね、全部掌握はしておりますが、その数とか、そういうものまでお答えをしなければ……

（「いいです」の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

いいですよね。ですから、そのような実態がございますので、私どもとしては本当は皆さんによくこの問題をご認識いただきたいという気持ちは非常に強いんですが、今申し上げたとおり大変微妙な問題でございますのでね、これを具体的な数字を挙げての話は控えておきたいなと思っております。よろしいですか。

（「ちゃんと対応してください」の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

もちろんです。

◎建設部長（下地康教君）

市道Ａ―76号線に関するご質問でですね、最初の答弁では、私平成26年度の工事は執行されたような答弁を行ったんですけど、これ実をいいますと繰り越し手続をとっております。平成27年３月４日に発注契約をしておりまして、ことしの平成27年７月中に平成26年度の工事が完了する予定でございます。ちなみに、工事はクリーンセンター前から始まります。

◎平良敏夫君

上村遼太君のことに関してはですね、私数字を細かく知りたい。把握しているかということはそういうことも含めてだと思うんですけど、基本的な数字を知りたいというんじゃなくて、宮古島市としてそういうことがあってはならないということと、120％対策とらないといけないんですよということを、私らも含めてですね、そういう気持ちで言ったことであります。

離島割引のところがそこで今ちょっと話題になっているんですけど、離島割引カード見ると、その割引が石垣―宮古間しかないようなことが書かれているようなことを言っているんですけど、いかがでしょうか。

（「那覇―宮古間もあるよ」の声あり）

◎平良敏夫君

大丈夫。

じゃ、最後にですね、一言述べて私の一般質問を終わりたいと思います。我々議員は、市民から選ばれた市民の代表であります。主義、主張だったり、行動だったりはおのおの違えども、地域をよくしよう、宮古島をよくしようとの思いは、ここにいらっしゃる議員の皆さん全員持っていることと思います。今回の２つの特別委員会は、議員として大変勉強させていただきました。思うことは、議員みずから襟を正し、凛として市民の負託に応えなければいけないということであります。私もみずからを律し、宮古島市のために頑張ることを再認識しております。今は、市民からお叱りを受けたり、また議員同士で何をやっているか、ちゃんと仕事をしろという意見があることも確かであります。不正をただすことはもっともですが、今回のことをお互い議員同士批判し合ってあら探ししたり、また政争の具にすべきでない、建設的でないと私は思います。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで平良敏夫君の質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

（休憩＝午後３時21分）

再開します。

（再開＝午後３時35分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問の発言を許します。

◎亀濱玲子君

皆さん、こんにちは。しばらくおつき合いいただきたいと思います。通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

これまでも登壇されている方々がお話しされておりますけれども、合併から10年を迎える宮古島市であります。さまざまな問題を抱えて、また宮古島市が新たなスタートを切るというその節目でありますので、しっかりと市長の施政方針から質問をさせていただきたいと思います。

市長の施政方針、ことしは冒頭で地域の均衡ある発展というのがうたわれております。市町村合併から10年で、旧市町村地域はもちろん、このことが一番地域の願うところでありますから、地域はずっと旧町村に行政が福祉あるいは地域の発展、活性化に、あるいは人口減少の歯どめをどういう形で進めていくのかということを注視しているわけですけれども、旧市町村住民からは厳しい声が上がっています。合併から10年、進めている中で市長のお答えになっていらっしゃることと住民の意識は、思いは乖離があるように思います。

それで、象徴的な出来事が最近ありましたので、それから紹介してみたいというふうに思います。これは、文教社会委員会に出された要請文です。比嘉自治会から出されました。これ文教社会委員会が城辺庁舎へ移動して委員会を行った際に、比嘉自治会ですね、比嘉自治会から出されたものであります。その中で、こんなふうに老人クラブの皆さんが、地域の皆さんが連名で要望書上げてきました。内容は、高腰城跡の復元、そして整備に係る要請でありますけれども、開いてみますと、これは文教社会委員会の手に余る内容でありました。それはどういうことかというと、合併から今日、城辺地域の中で一体旧城辺町の計画していたことがどのように新市の建設計画で吸い上げられて、そしてそれがどれぐらい実現しているのかということが思いが募るような内容でありました。そして、その中で挙げられているのはその復元だけではありません。旧城辺町のふるさと文化村基本計画の早期実現に向けて取り組んでほしいということが書かれていました。その２冊のもとになる基本計画も持ってこられたんですね。なので、本当に住民がどういう思いでこの合併から今日までこの宮古島市を評価してきた、あるいは見てきたか、厳しい思いを持って見ていらっしゃるというふうに私は思います。なので、市長については、そのことについて市長の見解をお伺い、まずは冒頭で見解をお伺いしたいというふうに思います。

重ねて、新市建設計画改訂版で今議会で提案されていますけれども、大型公共工事が軒並みであります。スポーツ観光交流拠点施設は、さきに登壇した議員さんたち、委員会では賛成して通された議員さんたちでもこの維持管理費赤字になっている、当初から赤字になっている、これ大きな将来に向けての財政負担になるのではないか、そのことを指摘されております。それが30億円、35億円、そして今度の議会は37億円というまで膨れ上がっているというふうになっております。そして、新年度の施政方針の中ではっきりしたことは、市の総合庁舎、平成32年度までの合併特例債でやっていく、建設していく考えが示されました。57億9,000万円であります。そして、総合博物館、総合体育館、体育館は26億8,000万円、合わせると92億円という大型のプロジェクトがこの宮古島市で進んでいくことになります。合併特例債があと５年延びる、使える、その間に駆け込みで建設をしていこうという姿勢がうかがえます。その中で平成32年度までが新市建設計画の中で財政シミュレーションが上げられております。それが果たして向こう５年、そして10年といったときに宮古島市の財政を圧迫することにはならないか、とても懸念されます。それで、この将来のシミュレーション、財政シミュレーションをどのように描いていらっしゃるのかをお伺いしたい

と思います。

そして、終戦から70年の節目に当たる今年度でありますけれども、これを見ると施政方針の中で市長の当初予算ゼロ、当初予算がついていない項目がここにあります。それは、教育委員会では70年の記念の予算はあります。戦跡の説明板の設置とか、それはあります。ですけれども、市長部局においてはゼロ。平和への思いという、非核宣言都市でありますから、宮古島市は、70年の節目に一体市長は平和行政何をされようと考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

加えて、この中で、継続でありますけれども新規ですね。男女共同参画行政の促進事業、当初の予算がゼロであります。政府が女性の登用、そして活躍を率先して進めていこうという中において、宮古島市は予算のつかないスタートとなっておりますけれども、この事業において明記されておりませんけれども、市長は新年度に向けてどういうお考えかということをお聞かせください。

続いて、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。この間問題となっております議員の兼業禁止、そして請負の契約についての問題でありますけれども、市長は当然契約の責任者でもあります、これもお答えいただきたいと思いますけれども、まず副市長にお聞きしますけれども、副市長はちょっとお答えに矛盾があるというふうに私は思っています。今度の新城元吉議員の質問の中で、答弁は、去った12月定例会で仲間頼信議員が通告した議員の兼業禁止の業者指名方法があったことから担当課にその実情を確認した、そのときにわかったというふうに答弁されているんですね。ですけれども、副市長、副市長は12月定例会にこんなふうに答えているんですよ。「それから、なぜ指名を続けたかということでございますが、市は２年に１度入札参加資格審査を実施しておりまして、入札参加業者を登録しておりますが、業者がその申請書類を提出する際、当該法人の取締役に議員がついており、主として同一の行為をする法人ではないとの判断で参加願を出しているものと理解しております」というふうにお答えいただいています。これは、当然副市長はその立場において知り得る立場にありますし、また審査をする立場にあります。それは、宮古島市の契約検査課、総務課、そして教育委員会それぞれの、これがそうなんですけれども、登記簿謄本が市で23項目の中の全部出される資料として書かれています。これを審査するんですよ。その中において、副市長はその中の責任者、入札の責任者、審査する入札の責任者、ここに書いてあります。宮古島市の建設工事指名業者選定委員会委員長は副市長、ここに書いてあります。当然チェックをする立場にあって、知り得る立場にあるわけです。なので、当然当該議員が当該会社の取締役であり、そして事業を請け負っているということもご存じ。ただし、この「主として」というのをどういうふうに解釈されたのかというところが問題になるわけです。それについて副市長にもお答えいただきたいと思いますし、市長はさきに答弁されているのは､既に議会で資格を有すると出ているのでというふうに答弁されておりますけど、市長ご自身は、これから先こういう問題が起きたら、じゃ50％以下だったらゴーサインですかというと、ここは市長のお考えをしっかりと確かめておかなければならないだろうというふうに思いますので、この地方自治法第92条の２についての市長の見解というのをお聞きしたいというふうに思います。

副市長には具体的にお聞きするほうがいいと思いますので、当該議員が取締役であることを知っていて当該建設会社を指名し、請負契約を行い、さらに事業費増額の契約変更を結んだことに相違ないかということについてお答えいただきたいと思いますし、２点目は、当該議員は地方自治法第92条の２に該当するが、当該建設会社の請負量の金額が50％以下ならよいとお考えかということについてお答え願いたいと思

います。

さらに、当該会社の事業概要や予算等に関する資料を担当課に求めた際、同僚議員がですね、副市長が出さないようにと指示したのは本当か。それはなぜか。

４点目、副市長の議会答弁と担当課からの資料の食い違いがあります。建設Ｂで１件と答弁しているが、実際は２件であったり、舗装事業が平成24年度は無登録で、平成25年度６回であるが、それを答えていないということについてはどうしてかということをお答え願いたいと思います。

あと、宮古島市選挙管理委員会の委員長にお伺いいたします。公選法第104条に関する地方自治法第92条の２に関する今回の問題について、５日以内に関係を有しなくなったことの旨の届け出ということが出されなかったということについて、審査する委員会ではどのような審査が行われたのかお答えください。私は、委員会を傍聴いたしました。一人一人の委員がまるで同じような重なる答えを言って、それで閉められました。論議らしい、審議が尽くされたというのは言いがたいというふうに思っています。なので、１、それについてのその審議はどのように行われたかを伺います。

２、届け出の際、公選法第235条に照らして審査をされたか、事実確認はどのように行ったか、例えば当該議員をお呼びして事情をお聞きになったのか、事実確認、これについて判断をするに至るに当たっての事実確認はどのように判断されたか、どのような作業されたかをお答えいただきたいと思います。

続いて、福祉行政についてお伺いいたします。子宮頸がんワクチンの予防接種の副反応の被害について、本市の対応をお伺いいたします。

まず、１点目、平成22年度から取り組まれた子宮頸がんワクチンの接種緊急促進事業の本市の実情、実施状況についてお聞きしたいと思います。

２点目、副反応被害が報告されておりますけれども、本市はどのように対応されているかお聞きしたいと思います。

３点目、事業実施要綱では、被接種者の予診票、ワクチンロッド番号も含めてですね、保存期間が５年というふうになっています。これが厚生労働省から各自治体に送られてくる内容なんですけれども、それについて、ここにちゃんと５年間保存するようにと書いてあるんですね。これは予防接種法の中でもうたわれております。この５年間というのは、宮古島市は平成22年度から子供たちが打ち始めていますので、平成27年でもうこれ保存期間を過ぎていきます。なので、これについてしっかりと残しておくべきだというふうに考えておりますので、責任を持って記録保存をしていただきたい。これについてお答え願いたいと思います。

もう一点ですね、平成25年度から定期接種となり、同年６月、厚生労働大臣は積極的に勧奨しないとしてあります。しかしながら、この間本市でも多くの生徒が接種していることから、被接種者の実態調査が必要だと考えます。これについて県と協力して実施していただきたいと思いますけれども、本市のお考えをお伺いしたいと思います。

また、本市において独自の副反応被害に対して支援策を講じていただきたいというふうに思います。既に横浜市では実施いたしております。これ予防接種法に基づいて実施しております。単独でですね。宮古島市は離島でありますので、島外診療への渡航費の支援をしていただきたい。

さらに、本市が実施したワクチン促進事業で接種を受けたという子、あるいは相談に乗った、宮古島市

に相談があった方、そしてその症状についてははっきりと今厚生労働省は原因を認めているわけではありません。ですけれども、厚生労働大臣は昨年度の８月にしっかりとそれを対応するようにという方針を出しております。なので、これについて進めていっていただきたいと思いますけれども、例えば痛み、しびれ、それが持続的に通常ないような症状があらわれる場合は、それを例えば医療手当を給付するという対象に横浜市はしております。国の支援策が実施される間、ぜひ宮古島市においても対応していただきたいというふうに思いますけれども、これについてお聞かせ願いたいと思います。

厚生労働省が積極的に勧奨しないとしたにもかかわらず、宮古島市はなぜかこのようなパンフレット、これ宮古島市とも書いておりません。厚生労働省とも書いていません。恐らく製薬会社のものだろうと思います。これがロビーに、女性のがんについての展示、もちろん検診を受けましょうはいいと思います。それについて、子宮頸がんワクチンを受けましょう、接種しましょうというものを配るという、置いておくという、そういうきめ細かな対応をしていただいているかと思いきや、こういうところで、またとめているにもかかわらず進めていくというような、こういうことについて、なぜそういうことをしているのかということについてお答えいただきたいと思います。

続いて、新たな生活困窮者支援制度について、宮古島市の実施状況をお伺いしたいと思います。これは県紙なんですけれども、生活困窮者支援制度が15年、平成27年度から実施されます。ぜひ宮古島市もやっていただきたいと思ってこれをずっと訴えてきましたら、何か新年度でそれをやりますということです。これは、寄り添っていくグレーゾーンの方、例えばモデル事業だったら生活保護も対象になりますけど、そうじゃない場合はそのグレーゾーンの方々が対象となる、生活保護の手前で生活に困る人の就労や自立を支援する第２の安全網として2015年度から生活困窮者支援制度が始まります。これについて、宮古島市もぜひやっていただきたいと希望していたところ、相談人を何人か置くこと、対応しますということと学習支援、生活の支援というのの相談業務を強化していくということになっています。なので、ここで詳しい話をして説明するよりも担当が宮古島市はどういうことをしようとしていらっしゃるかをお聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。一つ一つ言う必要がありますかね。例えば学習支援事業の実施内容と見通しについて、２点目に一時生活支援事業の取り組みについて、３点目に家計相談支援事業、これはすぐはできないかもしれませんが、生活保護の方には必要です。家計相談支援事業実施についてお答えいただきたいと思います。

続いて、福祉、教育行政についてお伺いいたします。新年度実施に向けて、いわゆる５歳児問題が今クローズアップされております。準備もまだまだ十分になっていない中で４月からはもう取り組まなければいけないという状況にあります。１点目、質問の１点目です。保育所における幼稚園教育、就学への準備も含めたという意味でですね、その係る対応、環境の整備はどういうふうに進んでいっているのかをお答えいただきたいと思います。

２点目です。預かり保育についてですが、幼稚園の土曜日や祝祭日、春休みなどにどのように対応していくか、これ親のとても大きな悩みでありますから、それをお答えいただきたいと思います。

３点目、私は急ぐべきではないと実は思っていまして、５歳児の預かり保育については、まだまだあと１年あるいは２年、糸満市方式ですね、経過措置を見て市が独自で措置をする学童保育というのが継続されるんですね、糸満市では。確かに幼稚園と小学生を分けるという条件を付していますけど、ぜひ宮古島

市にもですね、幼稚園の学童保育をまだ向こう１年様子を見てでも移行していくという柔軟な対応というのが私は必要なのではないかというふうに思います。福祉教育行政というふうに聞いたのは、どの課が福祉課か、あるいは教育委員会か、どちらか答えられる、幼稚園だったら学校教育ですから、教育委員会でしょうと思いますが、どちらでも答えられる部署で答えていただきたいというふうに思います。

児童生徒の教育環境の改善についてお伺いいたします。来間中学校が統合されてから１年になります。何だか教育委員会の報告はうまくいっている報告しか聞こえてきませんけれども、ぜひきめ細かな検証が必要だというふうに思いますが、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

２点目です。新年度で対応いたしますというふうに先送り先送り、もう一回かな、なってきた北中学校の校舎の学校環境の改善のためのクーラー設置について、湿度が高く温度が高い、勉強する環境にはもう向かないと言われ続けております校舎について、その実施予定をお聞きしたいと思います。

３点目です。新しい新市建設計画の変更がありました。新中央図書館の建設において、なぜか公文書館機能の必要性、これは知って余りあるというふうにも思うんですが、それが削除されております。これはぜひ復活していただきたい。まだ間に合うはずですから、それについての当局のお考えを、特に市長にお考えをお聞きしたいというふうに思います。

答弁を聞いてから再質問したいと思いますので、今定例会においては、農業行政、畜産の担い手育成についてと、あとはリフォーム事業については先の議会に送らせていただきたいというふうに思います。答弁をお聞きしてから再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

まずは、地域の均衡ある発展について答弁をいたします。

これまでも述べてまいりました。地域の均衡ある発展とは、商業地域としての市街地と１次産業を主体とする農漁村地域は、その特性が異なっております。それを踏まえてやはりいろんな施策は展開しなければならないというふうに思っています。それぞれの歴史、文化及び自然資源などを生かした社会生活基盤の充実、発展にこれまでも努めております。中心市街地においては、都市計画事業や都市公園の整備を推進しています。若年層の転出による人口減少が進んでいる農漁村地域においては、定住環境を整備するため公園、住宅の整備や若年の漁業従事者の支援などの取り組みを進めています。また、地域の活性化を図るため特色ある自然資源、伝統文化の継承、発展を促進し、特色ある地域づくりを推進するため地域づくり協議会等への事業も支援をしております。さらに、城辺地区の仲原地区や平良の狩俣地区においては地域活性化モデル地区支援事業としてその活動を支援しています。しかしながら、急速な少子高齢化、核家族化が進み、生活様式が変化していく中で、若年層が中心市街地に移り住む傾向が強まっており、結果として農漁村地域の過疎化と高齢化が進んでおります。今後も農業や水産業の振興を図りながら、地域におけるこれらの産業への新規就業者を支援し、地域の生活環境の充実に取り組むとともに、住民との協働による地域づくりを推進し、地域の均衡ある発展に努めてまいります。

先ほど比嘉自治会の要請の件がございました。高腰城跡の再整備ということでありましたけれども、これは今教育委員会が文化財の調査をしている最中であります。したがって、その調査が終わらないとその再整備が取り組めないということでありまして、文化財の調査の結果を見て判断をしたいというふうに思っております。

次に、新市計画の財政シミュレーションについてであります。新市建設計画のリーディングプロジェクトとしては、市の総合庁舎整備、市の総合博物館整備、市の総合体育館整備などといたしております。新市建設計画に盛り込んである事業については、本市の振興発展と市政運営、または市民の福祉向上の観点から必要な施策であると考えております。これらの事業に関しては、今回提案いたしました新市建設計画の財政シミュレーションの中で事業費を計上し、県とも協議を行いながらしっかりと財政状況の推移を推計して、財政的には問題ないと考え、議会に今提案をしているところであります。

次に、70年の節目に当たるのに平和事業に事業費がつけられていないということですが、これまで博物館や図書館で行われてきました資料展や講演会等の平和事業は継続して行います。ことしは、平良庁舎１階ロビーにおいて沖縄県平和祈念資料館と合同で児童生徒の平和メッセージ展を開催します。さらに、ことしは終戦から70年の節目に当たることから、これまで各地域で戦没者遺族会を中心に実施してきた慰霊祭を市と遺族会が合同でマティダ市民劇場で行うこととしています。これにより戦没者のみたまの弔いと恒久平和を願う式典にしたいと考えています。そのほか、戦跡コースの案内板の整備を行うとともに、戦争に関する映像を広く公開し、戦争のない平和な社会を築いていくよう啓蒙活動を行ってまいります。

次に、子宮頸がんワクチンの予防の関連について、実態調査が必要だがということですが、市としても実態調査について取り組まなければならない喫緊の課題であると認識をいたしております。そのため、どういう形の実施方法がいいのか関係機関と相談しながら調査票を作成し、全接種者を対象に早期に実施してまいります。

次に、予防接種の副反応について、障害が出た場合についてということでありますが、県内の指定医療機関は琉大附属病院が指定されております。同大学で副反応による被害があるとされたものに対しては医療費等について助成することを検討します。

◎副市長（長濱政治君）

請負契約と契約変更についてということでございます。一括してお答えいたします。去った12月定例会で仲間頼信議員が通告質問した議員の兼業禁止と業者指名方法についての質問があったことから、担当課に実情を確認いたしました。その中で入札参加願の添付資料として法人の登記簿謄本が提出されているとの報告を受け、その際に当該議員が取締役についていることを初めて知ったところでございます。

それから、地方自治法第92条の２に該当するが、当該建設会社の請負量の金額が50％以下ならよいとお考えかということについてお答えいたします。当該議員が地方自治法第92条の２について該当するか否かはケース・バイ・ケースで、議会が第92条の２に抵触するかどうかというふうに判断するものだと思っております。今回のケースでは、第92条の２に該当、亀濱玲子議員は第92条の２に該当すると断定していらっしゃいますが、議会の判断は該当しないということではなかったのでしょうか。

当該会社の事業概要や予算等に関する資料を担当課に求めた際、副市長が出さないようにと指示したのはなぜかにお答えいたします。この資料を担当課に求めた際に私が出さないようにと指示したということはございません。本市においては宮古島市情報公開条例が制定されており、資料提供の際は本条例に基づいて提供するよう庁議の場で指示したところであります。

それから、議会答弁と担当課からの資料の違いについて、建築Ｂで１件と答弁、それから舗装事業は平成24年、平成25年は６回であるが、答えていないというのについてお答えいたします。去った12月定例会

では、指名回数について質問はございませんでした。しかしながら、当該業者が特別扱いされているようなニュアンスの質問であったことから、「ちなみに」とお断りをして他の業者との回数の比較を土木と建築について例をとって申し上げたまでで、舗装工事の回数を意図的に隠したということではございません。

◎教育長（宮國　博君）

土曜日あるいは祝祭日、春休みなどの対応についてでございますが、土曜日及び祝祭日の保育につきましては、現在の幼稚園の勤務日が月曜日から金曜日となっておりますので、単純に勤務日がふえることから、新たな職員の確保が必要であります。また、春休み期間の保育実施につきましては、当該期間中の幼稚園業務への影響を調査の上、実施の可否について検討する必要があります。以上のことから、幼稚園での土曜、祝祭日、春休みの預かり保育の実施については、ニーズ把握と人材、予算確保や勤務体制の見直し等について福祉部の保健事業との連携を図りつつ、引き続き検討してまいります。

次に、学校適正化の中で来間中学校と下地中学校の統合がありましたが、これについての検証はする必要があるんじゃないかということですが、そのとおりでございます。したがいまして、学校関係者や保護者、教育委員会を加えた中で、１年度がやがて終了しますので、この１年間を終了した時点の早い時期において検証していきたいと考えておるところでございます。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

男女共同参画推進費につきましては、新年度予算におきまして宮古島市共同参画推進事業補助金などの予算を含む40万円が計上されており、男女共同参画関連講座の開催や展示会及び懇話会等が予定をされております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

今回の新市建設計画の見直しに伴う財政シミュレーションは、実質公債費比率や将来負担比率の目標を示し、市民サービスに影響がないよう配慮し、策定しております。新市建設計画に盛り込まれた公共事業の多くは合併特例債を活用した単独事業です。その事業の実施による当該年度の財源の確保、市債発行による将来の負担、市債発行による実質公債費比率、普通交付税の合併算定がえによる加算額の段階的な削減等踏まえ、平準化して試算しました。財政指数の数値のピークは、上地廣敏議員にも答弁したとおり、公債費が平成34年度で約43億円、市債残高が平成32年度で約411億5,000万円、実質公債費比率が平成34年度で10.6％、将来負担比率が平成32年度で92.3％と試算しております。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

新たな生活困窮者支援制度に伴う事業実施について３点ほどございました。順次お答えいたします。

まず１つ目に、学習支援事業の実施内容は、子供の進学支援や学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、日常生活習慣の形成や社会性の育成、奨学金などの公的支援の情報提供、家庭訪問による個別相談の実施、親に対する養育支援などを行うことになります。また、見通しについては、去年から数名を受け入れ実施しているＮＰＯ法人がありますので、新年度からの委託実施に向けて協議を進めてまいります。また、利用者のニーズを把握するとともに、事業の受け皿づくりに努めてまいります。

２番目に、一時生活支援事業の取り組みについては、対象者によって１週間以内の一時的なものから１カ月以上の長期のものまでの対応をすることになりますので、市のステップハウスの活用や宿泊施設やアパートなどの一室を借り上げる方法による事業実施に向けて取り組んでまいります。

次に、家計相談支援事業については、当面自立支援事業による支援員で行うことを考えています。今後相談者から寄せられる課題やニーズによりネットワークの構築や体制整備について取り組んでまいります。

次に、保育所における幼稚園教育に係る対応、それから環境の整備についてでございます。お答えいたします。５歳児の保育ニーズが拡大していることが見込まれている中、これまで幼稚園との連携にとどまっていました現状を見直していく必要があることは十分承知しております。５歳児が入所している保育所においては、小学校との連携を図る体制づくりに努め、子供たちが小学校生活に対する見通しが持てるよう取り組んでまいります。

次に、放課後学童保育についてですが、市独自の補助での対応を検討する必要があるかどうかの質問でございました。今後の取り組みといたしまして、沖縄県安心こども基金事業補助金を活用した保育施設の新設及び増改築や認可外保育施設の認可化など、待機児童解消とあわせた５歳児の保育室の整備に取り組んでまいりたいと考えております。学童保育に対する市独自の補助については、待機児童解消と５歳児保育室の整備状況を踏まえながら検討してまいりたいと、かように考えております。

◎生活環境部長（平良哲則君）

子宮頸がんワクチン予防接種の副反応被害についてでありますが、まず１点目に平成22年度から取り組まれた子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業の本市の実施状況についてお答えします。平成22年度から平成24年度は、任意での予防接種として実施しました。平成22年度、平成23年度は集団接種、平成24年度以降は個別接種で対応しており、平成25年度からは定期化されております。なお、本市における接種を受けた人数でありますが、平成22年度で250人、平成23年度は1,320人、平成24年度が209人、平成25年度は125人、平成26年度は４人の接種というふうになっております。

２点目に、副反応被害が報告されている中で本市の対応についてお答えをします。今年１月、厚生労働省から県を通じて２件の予防接種後、副反応の疑いがあるという報告を受けた後、予防接種が任意接種であることから、市が加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の適用に該当するかどうか調整をしております。また、同年４月、症状が似ているケースの相談があり、島内での診察、診療を望んでいたため、市では県立宮古病院と診察、診療について協議をしましたが、子宮頸がんに関しては琉大附属病院が県内では指定医療機関になっているということから、宮古病院は琉大附属病院の受診紹介状の発行で対応しております。

３点目でありますが、副反応被害の対応を考慮し、接種自治体の責任において記録保存をしてほしいというご質問でありますが、市の文書事務取扱事務では将来の例証となるべき重要な書類は永久保存となっていることから、そのように取り扱いをしたいというふうに考えております。

最後、４点目であります。子宮頸がん予防ワクチン接種を呼びかけるチラシについてでありますが、今年度３月１日から７日までの女性の健康問題において市役所ロビーで行ったパネル展の「子宮がんを予防しよう」というチラシだと思いますが、その中で子宮頸がんワクチンに関する文書が入っており、約50枚配布されております。子宮頸がんワクチンの接種は、平成25年度途中から厚生労働省からの通知で積極的な勧奨を控えるということになっておりまして、ご指摘のチラシにつきましては全て撤去をしてあります。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

公文書館機能の必要性、現在計画が進められている宮古島市未来創造センターにおいては、公文書館機能についての計画はされていません。公文書館機能を持つ施設の整備については、宮古島市未来創造センターの整備とは別に検討されるべきものと考えております。また、本市に関する歴史資料、古文書、図書などの貴重な資料は新しい宮古島市未来創造センターに引き継ぐことになっております。

◎教育部長（奥原一秀君）

北中学校校舎の学習環境改善についてのお答えをいたします。

北中学校校舎の一部につきましては、構造及び教室の配置等から梅雨時期において高温多湿状態になることから、学習環境の改善において急務であると現場確認をしております。特別な理由により普通教室に設置するということから、関係部署との協議を続け、早期設置に向けて取り組むとともに、除湿機等による改善策についても検討してまいりたいと考えております。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

質問の趣旨であります届け出が出されなかったことについて審議されたかについてお答えいたします。

公職選挙法第104条に関する条文において、その職を失うということについては選挙管理委員会では議論はいたしました。そのことについては昨年12月定例会で初めて知り得たことであり、５日以降に知り得た場合の現段階での公職選挙法の適用措置がないため、公職選挙法第104条は適用できないものと委員会では判断をいたしました。また、同問題について、県の選挙管理委員会に法の解釈についての依頼をいたしました。県選管からの回答で、当該議員は当選人の告示によって当選の効力が発生し、その告示の日から14日以内に当選の効力に関する異議の申し出も提起されず、当選人としての地位にある期間を経過し、現時点では議員の身分を取得している状態にあることから、地方自治法第92条の２の請負禁止に該当するかどうかについては、同法第127条の規定により議会において判断されることになるものと解するとの回答となっております。

次に、質問の趣旨であります公職選挙法第235条に照らして審議されたのかについての質問にお答えいたします。公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪については、照らし合わせての審議はしております。公職選挙法第235条では、虚偽の事項を公にした者は２年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処することとありますが、選挙管理委員会としては法を適用し、処罰をすることはできないものと思います。司法の場での判断に委ねられることになるかと思います。

（「暫時休憩」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時26分）

再開します。

（再開＝午後４時29分）

◎市長（下地敏彦君）

50％以下についての答弁ですが、考え方は先ほど副市長が答弁したのと全く同じであります。

◎副市長（長濱政治君）

答弁漏れがございました。お答えいたします。

当該会社の法人税、事業税に未納がないかどうかを確認するために完納証明書と、それから登記簿謄本をワンセットで提出してもらっております。未納業者に対して市が発注をするわけにはいかないということで、それでとっているわけですね。これは、いわゆる決裁の段階で、これは業者のランクづけの決裁がございます。その中で一緒にこの登記簿謄本が上がってくるというのはございません。ですから、知る立場にあるというのはもちろん、これ見せてくれというのはもちろんできますよ。しかし、決裁の書類としてこれが全部上がってくるというわけではございません。そして、先ほどからおっしゃっているように主として同一の行為をする法人ではないとの判断で参加願を提出しているものと理解しております。これは私が判断したんじゃなくて、この法人が判断して出しているというふうに、業者を指名する場合は指名の案が上がってくるわけですね。ですから、その中で主として同一の行為をする法人ではないとの判断で参加願を出されている業者に対して、指名を推薦して上げてきているということだったのでしょうという意味で申し上げたわけでございます。

◎亀濱玲子君

お答えいただきましたので、再質問いたします。

市長にお伺いしてみたいと思います。地方自治法第92条の２はね、文章にはパーセンテージなんか入れられていないんですよ。なので、最高裁の判例が、昭和62年の最高裁の判例では「主として」の意味は半分以下であってもその質を問われるということがあるわけです。それは、この例えば当局と、あるいは議員と、その関係が公正、公平に行われなければ議員の役割は果たせませんよという意味で厳しく指定されているのがこの第92条の２なんですよ。もしもこの50％以下であっても問われるということに関して、市長はどのようにお考えかをお答えいただきたいというふうに思います。

そして、もう一点市長にお伺いしたいのはですね、この過疎化の地域推進計画は平成27年度、平成28年の３月までなんですよね。これについて、市長がるるお答えいただいた地域の自立促進の基本計画、方針というものがしっかりと実行されていれば、地域の個性ある発展、あるいは均衡ある発展はこれに努めていくというふうに書かれていてね、市長は、これはもしお答えいただけるのであれば、つくられたこの計画がしっかりと重なっていかなければいけないと思っているわけですね。新しく今度つくられていく計画に。これについて、市長、このことと重なるということについて、市長はどのようにお考えかを、どのように評価されているかをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、ありがとうございます。子宮頸がんワクチンについては市の独自の医療手当を検討するというふうにお答えいただきましたので、本当に市長、ありがとうございます。ただですね、私は市にこういうふうなことやっていただきたい。例えば東村山市では、もう広報に厚生労働大臣がしっかりとそのことは積極的に勧奨しませんよと言ったということを掲載しました。そしてまた、厚生労働省の相談窓口が設置されていましたよというのをはっきりと広報に掲載しました。このように、まず知らせるということが必要です。そして、知らせてなお、私たちが窓口になりますから、まず来てくださいと、健康増進課がその予防接種の窓口であれば来てくださいという作業をしていただきたいんですよ。それと、もし宮古島市が宮古島市でドクター置く、横浜市は役所の中にドクターがいます。職員の中に。この方がちゃんとチェックをして、厚生労働省に上げます、報告書。ですけど、それ宮古島市ができないとずっと悩んでいらっしゃいます、健康増進課は。であるならば、もし琉大附属病院へ行ってくださいというんだったら、渡航費

もやっぱり支援しなければ難しいと思うんですよ。なので、それについても医療手当、渡航費というものをやる。そして、基本的には宮古島市で判断できるような研修体制をとって、宮古病院なりどこなりでそのチェックができるようにしていただきたいというふうに思いますので、これはよろしくお願いいたします。

それと、選挙管理委員長、この公選法第235条、これに本人が取締役、会社役員であるのに会社員と書いたという事実の確認をご本人お呼びしないでどうやって確認したんですか。ご本人お呼びしてちゃんと検証しなければ審議したということにはならないわけですから、何かご自分たちで、いやいや、こう思いますけどと言って議論も審議もないでそのままご意見を言ってまとめるというふうな作業が私はいかがかと言っているんですよ。ご本人をちゃんとお呼びして、なぜ会社員と書いて出したのかということは聞き取りをされて審議されましたか。これについてお答えいただきたいと思います。

それと、教育委員会か、あるいは福祉部が答えるか、やっぱり宮古島市が独自でいわゆる糸満方式で１年間学童保育をそのままの形で、公立の幼稚園から学童保育を幼稚園生が受けるというのをしばらく移行期間の中で、５年という中の１年でもいいですよ。まずは今の現状維持をして様子を見るということが今の一番宮古島の状況に合っている。公立幼稚園の幼稚園生が多いですからね。なので、そうしながら環境整えていくということが大事なのではないかなというふうに思うので、これについてはお答えいただきたいと思います。

それと、財政シミュレーションですけど、総務部長がお答えいただいたのは書かれていますから、わかりますよ。そうじゃないんです。平成32年度で92.9％が将来負担比率、そして実質公債費比率も書かれています。平成34年。そうじゃないんです。そこまで使い切って、５年後、10年後の宮古島市の財政状況をどのように宮古島市はシミュレーションしているんですかと聞いているわけなんです。これについてお答えいただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

まずは地方自治法第92条の２についてであります。議員は第92条の２に該当するというふうにお考えでありますけれども、議会の判断は抵触しないという判断でありました。つまり第92条の２の判断というのはケース・バイ・ケースでですね、議会で判断されるものというふうに思っております。

次に、均衡ある発展と過疎地域自立促進計画との整合性はということでありますが、過疎地域自立促進計画に沿って進めていくというのは当然であります。ただ、実際にやるのは予算との関連もあります。優先順位というのも地域全体でありますから、それを勘案しながら進めているところであります。特に均衡ある発展という場合にですね、都市部と同じように農漁村地域も同じようになってほしいという気持ちがあるだろうなというのはよくわかります。近くに病院がある、近くにスーパーがある、そういうふうなものもやっぱりあったほうがいいねと思うのはよくわかるんですけれども、これは実質的にそういう形では整備はできないと。農漁村地域は、やっぱり農業や漁業の生産基盤、あるいはその生産の増強のための施設、機具、そういうふうなものを中心にやるということで、それでも地域の特性を生かしながらやっていくというのがやはり均衡ある発展であるというふうに私は理解をいたしております。

次に、子宮頸がんワクチンの渡航費の話がございました。これについては論議をいたしました。現在疑

いのある２人は東京のほうに行っているそうです。じゃ、渡航費についてどうするかという論議をした場合に、例えばですね、ご本人が東京に行きたい、あるいは外国に行きたいというふうな事例も考えられるわけですね。そうすると、じゃどこまで市が助成をするかということを考えた場合に、今県内では琉大附属病院が指定になっているわけです。そうすると、そういうふうな渡航費というのについてもやはり沖縄本島ぐらいというふうな形にしかならないのかなというふうな考え方をしているんですね。ですから、そういうのも含めて、私の答弁は医療費等という形で、などという形で答えたというのは、そういう意味を含めて今後検討するという意味であります。

◎副市長（長濱政治君）

新市建設計画の財政シミュレーションについてでございます。このシミュレーションはですね、毎年ローリングをしていきます。そして、例えば平成27年度にスポーツ観光交流拠点施設、これを工事着工という予定で組んであるんですよ。ところが、実際にはもうできないということで先延ばしになっていくんですね。平成27年度にはできない。違う。済みません。図書館です。図書館。失礼しました。図書館と中央公民館、これも30億円ぐらいかかりますけれども、これが平成27年度からの事業計画でしたけども、これそのように組んであるんですよ。ところが、これが平成28年度からの執行になるということで、これ延びていくんですね。ですから、毎年毎年ローリングしていって、それできちんと財政的に負担が余りかからないような形を常に心がけていくということでございますね。それで、平成27年度では財政調整基金が約70億円ぐらい積みます。この新市建設計画で全部単費が足りなくなりますので、この財政調整基金から約５億円ぐらい落としまして、最終的には65億円ぐらいは一応持つという形です。ただ、これはいろんな事業をやっていく中で先送りする、減らすというふうなことなどを勘案しながら財政に負担が余りかからないような形をとっていくということでございます。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

学童保育の質問で、県内の他市で１年後、２年後を見据えての対応しているというお話でございますが、市においては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、現在５歳児の受け皿となっている学童が利用できなくなることから、これは国の方針ですね、ことから全ての保育所で５歳児を受け入れるということは、まずは困難です。それで、市といたしましては、当面の措置として幼稚園で預かり保育を実施するという方針を決めました。ですから、将来の宮古島市の保育に係ることについては、今後の計画が例えば認定こども園の整備とか、それから公立保育所の民間委託とか、それらも全て待機児童解消のための対策としての動きをしていますので、こういう形で次年度、新年度は国の方針に従いましてこの形でいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

本人を呼んで調査したのかという質問ですが、本人を呼んで調査はしておりません。委員会としては、届け出形式審査、書類の内容による審査をして、公選法第235条に照らし合わせて審議しております。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩しますか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時46分）

再開します。

（再開＝午後４時47分）

◎生活環境部長（平良哲則君）

子宮頸がんワクチン予防接種の副反応被害ですね、これにつきましては市独自の医療費等の助成の検討がありますね。その中では当然要綱の作成があります。その要綱の中でそうした窓口とかですね、それは組み入れていきたいというふうに考えております。

◎亀濱玲子君

再々質問いたします。

福祉部長、預かり保育の土日あるいは春休みというのはどんなふうに対応、学童と言ったのは、そういうことが充実しているから、とりあえずそれがいいんじゃないかと言ったのですけど、それはしないで国の方針どおりとおっしゃるのであれば、土日や春休みも共働き宮古島市は多いですから、お父さん、お母さんがとても困ります。これについてはどのようなお考えかをお聞かせ願います。

市長に地域の活性化、これについて市長がお答えになった中から２点お聞きします。若者たちが定住できるような取り組みを進めるのだというのが１点。市長がさっきお答えいただきました。これ具体的にどういうふうに市長はイメージされていますか。

それと、２点目、生活環境を充実していく、そういうことをすると均衡ある発展、地域が元気になっていくというふうにさっきお答えいただきましたが、具体的にどういうことをお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

それと、選挙管理委員会委員長、本人を呼ばないでどうやって判断できたのですか。本人にちゃんと聞かないで、事情も聴取しないでどうやってそういうことが判断に結びつくんですか。そういうことをしないで、それは審査する、審議するとは言わないわけですよ。なので、これについては本当にこれを本人の聞き取りをされないでどう判断されたかをもう一回お答えいただきたいと思います。

それと、副市長が私が地方自治法第92条の２に抵触しているというふうなことをおっしゃっていると言っていると。違うんです。私たちは、極めて数字や資料を出していただきたい、ご本人も聞き取りをしたいということを申し入れたんですけど、それがなかなかできなかったから、むしろもっと問題は残っているということを私は言いたいわけなんです。正確な資料と数字があって初めて正確なことが出てくるんですよ。今度の特別委員会の報告は50％以下とおっしゃいましたけど、数字出ていません。ですから、問題はまだ残っていると思います。次の議員さんが内容についてはまたつまびらかにしていくでしょうと思いますので、これについては委ねたいと思います。

今度の市長の施政方針の中で、特徴、法令遵守と丁寧な、そしてスピーディーな行政運営という言葉が市長の口から語られませんでした。私は、この２枚の写真、これは建設部長に対応しますというふうにもうお答えいただいておりますけれども、竹原地区土地区画整理事業の中の対応ができていない部分の写真を見ていただきましょうと思いましたけど、また次につなぎたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

均衡ある発展について､都市部以外での若者の定住を何を考えているかということでありますけれども、まずは１つには施政方針にも書きました若者のための公営住宅をつくりましょうと。さらに、公民館等を活用する、あるいは地域づくり推進協議会がありますから、そういう場で皆さん方でその地域をどうすればよくなるかということを積極的に地域で考えてほしいということです。定住するために市役所が何をするかというだけではなくてですね、みずからが何をするかということもやはりやっていかないとなかなかできない話になると思います。

それから、農業、漁業の従事者の支援ということですが、特に農業については新規農業就農者に対して助成金もあります。それを新しい技術を身につけさせるために、市役所はポットファームももうすぐ完成をいたします。そのポットファームで研修をし、そしてその後、今伊良部島で市が土地を買ってやろうとしている農業ゾーンでですね、みずから自立をしてくださいというふうな施策の展開をしているわけですから、新しい農業の展開の一つの目玉になるというふうに思っていますし、さらに農業については各種の施策を、ありとあらゆる施策をやっております。ですから、これを本当に活用してほしい、何か新たにやるというよりもですね、農業の政策というのは本当にバラエティーに富むほど手厚くやられておりますから、これをしっかりと活用してほしい、そして活用の仕方等について我々もＰＲしますけれども、やはりここでも同じように自分がやりたければどうするかという能動的な姿勢がなければですね、やっぱり市は発展しないと思っています。市もやりますが、本当に農業に従事する人、漁業に従事したい人も含めて頑張ってほしいと思います。

◎教育長（宮國　博君）

先ほどもお答えを申し上げましたけども、いわゆる土曜日とか春休みのお話ですがね、それから祝祭日の、これについては単純に勤務時間日数が変わりますよね。土曜日をやりますよ、日曜日をやりますよというふうに、あるいは春休みやりますよといったら。あるいは、その経費の問題がございますので、この辺を含めてのニーズなども含めてですね、調査をして、実施の可否についてはこれから検討していかなきゃならないなと思って……

（議員の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

今度春休みからということですか。

（議員の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

今度の春休みからかどうかについては、これは難しい話ですよね、今の段階では。ですから、考えてみますけれどもね、実施が可能かどうか、それが今度の春休みから実施できますよというお答えはちょっと難しいですね。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

県の選挙管理委員会からの発行している市町村選挙管理委員会事務テキストでも選挙長の審査権限については何ら規定はないが、一般的な形式的審査をすれば足りると記載されております。また、県の選管か

らの回答もちゃんと３月17日にもらってあります。

◎議長（眞榮城德彦君）

これで亀濱玲子君の質問は終了いたしました。

先ほど副市長からの申し出で、濱元雅浩議員に対する答弁漏れですか。

（「報告」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

報告ですか。報告があるそうですので、認めます。どうぞ。

◎副市長（長濱政治君）

先ほど濱元雅浩議員のほうから、伊良部大橋を工事しているということで、どういうことかということの問い合わせがありました。一応確認いたしました。農業用水の送水管工事の件で確認する事案が出ているそうでございます。それで、海中道路の部分だそうですね、距離が70メートルで、３月31日までの工期で今ちょっと掘り起こしているということでございます。

◎議長（眞榮城德彦君）

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後４時58分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月24日（火）　　９日目

（一　般　質　問）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第９号

平成２７年３月２４日（火）午前１０時開議

日程第　１　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月２４日

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後４時13分）

◎出席議員（２４名）

議長	（４番）	眞榮城 徳彦	君	議員	（１３番）	高吉 幸光	君
副議長	（１７〃）	佐久本 洋介	〃	〃	（１４〃）	富永 元順	〃
議員	（１〃）	濱元 雅浩	〃	〃	（１５〃）	新城 元吉	〃
〃	（２〃）	平良 敏夫	〃	〃	（１６〃）	亀濱 玲子	〃
〃	（３〃）	下地 勇徳	〃	〃	（１８〃）	下地 明	〃
〃	（５〃）	粟国 恒広	〃	〃	（１９〃）	垣花 健志	〃
〃	（６〃）	仲間 賴信	〃	〃	（２０〃）	棚原 芳樹	〃
〃	（７〃）	國仲 昌二	〃	〃	（２１〃）	平良 隆	〃
〃	（８〃）	上里 樹	〃	〃	（２２〃）	前里 光惠	〃
〃	（９〃）	上地 廣敏	〃	〃	（２３〃）	山里 雅彦	〃
〃	（１０〃）	嵩原 弘	〃	〃	（２４〃）	池間 豊	〃
〃	（１１〃）	仲間 則人	〃				
				〃	（２６〃）	新里 聰	〃

◎欠席議員（２名）

議員	（１２番）	西里 芳明	君	議員	（２５番）	下地 智	君

◎説　明　員

市長	下地 敏彦	君	会計管理者	宮国 高宣	君
副市長	長濱 政治	〃	伊良部支所長	川満 勝彦	〃
企画政策部長	古堅 宗和	〃	消防長	来間 克	〃
総務部長	安谷屋 政秀	〃	教育長	宮國 博	〃
福祉部長	譜久村 基嗣	〃	教育部長	奥原 一秀	〃
生活環境部長	平良 哲則	〃	生涯学習部長	垣花 徳亮	〃
観光商工局長	下地 信男	〃	企画政策部次長兼企画調整課長	垣花 和彦	〃
振興開発プロジェクト局長	友利 克	〃	総務部次長兼総務課長	砂川 一弘	〃
建設部長	下地 康教	〃	財政課長	仲宗根 均	〃
農林水産部長	村吉 順栄	〃	選挙管理委員会委員長	下地 淳徳	〃
上下水道部長	砂川 嚴	〃			

◎議会事務局職員出席者

事務局長	上地 栄作	君	議事係調整官	仲間 清人	君
次長	伊波 則知	〃	議事係	下地 博正	〃
補佐兼議事係長	友利 毅彦	〃			

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第９号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、昨日に続き質問を行います。

本日は、仲間頼信君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎仲間頼信君

私見を述べたいと思っております。

私は、前回の本会議において、西里芳明議員の兼業禁止の問題を取り上げ、その関連での沖西建設と市との請負契約がほとんど増額され、それが高額で、かつ契約の増額が常態化していること等を問題として、その事実が水増しにより私腹を肥やしていると見られても仕方がない旨の発言をしました。その発言が議会の体面を汚したとして、ほとんど証拠調べや弁明の機会のないまま懲戒処分を受けるに至りました。私は、あくまで市民の立場から市政と議員の関係の公正性を担保にすることがいかに必要かということを強調したのでございます。それを多数の力、数の力を頼んで公正、十分な審査もないまま、一方的に懲罰の処分を下されたことは極めて残念でなりません。せめて十分な審査がなされればと痛恨の思いです。これが言論の府と言われる議会のあり方でしょうか。猛省を促したいと思います。

また、マスコミが本件を大きく取り上げ、私の懲罰の事実も市民はもちろん、県民の知ることとなりました。これ以上の屈辱はないものと感じております。

また、西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会で十分な調査や審査が行われず、また西里芳明君の議員の資格決定に関する特別委員会で議決を左右する必要資料を提示せず、与党議員の数の力で審査を打ち切り、強行採決で西里芳明議員の資格を有すると決定した。そして、本会議、３月11日において垣花健志委員長の説明では、平成25年度の11月11日、議員の資格が発生した後の工事請負額等で審査すると決定したとのことでございましたけれども、宮古島市と沖西建設との工事請負額が全請負額の50％を超えないので資格を有すると。沖西建設の平成25年度の工事請負額は３億9,050万1,000円、そのうち宮古島市からの請負額は１億5,175万1,000円、全工事額の３億9,050万1,000円から１億5,000万円を差し引いたとしても２億4,000万円は残ると垣花健志委員長が説明、資料も提示せずに与党議員のみで議決をした。

議決後、私が沖縄県土木総務課に出向いて調査しました。平成26年９月22日に沖西建設より沖縄県知事に提出した平成25年度工事経歴書、また工事施工金額、貸借対照表及び損益計算書等の写しを得ることができました。この写しでは、工事名が宮古第１地区農道舗装工事（６工区）、請負金額にして8,303万9,880円、消費税増額を入れて8,816万円、それに宮国地区農地保全整備工事、２回の増額で6,301万5,000円、それから県発注の工事で西西１期地区圃場整備工事で１億3,430万円、それからほかは市の業者が落札した方々からの下請で３件で合計9,950万5,000円、民間が547万6,000円、これを合計しますと３億9,050万1,000円になります。

それから、垣花健志委員長がおっしゃる２期目の議員の資格が発生したときからというふうなことです

が、沖縄県の西西１期地区圃場整備工事は、平成25年３月から平成25年11月26日で沖縄県に引き渡しされております。そういったこと等から、この残った金額等を計算してみますと、宮古島市からの発注、受注額が逆に55％余っていっているわけです。県や民間のほうが少ないわけです。ですから、垣花健志委員長がおっしゃっていたことがいかに市民に対していいかげんな説明だったかを市民に知らせておきたいと思っております。

それから、質問に入りたいと思います。沖西建設と市との請負契約と市当局の調査について。私は、前回市からの資料に基づき、平成24年、平成25年、平成26年の各年度において受注額が多額になり、合計２億4,000万円近くになることを申し述べました。しかし、それ以前の受注額も極めて多額に及ぶことが調査で判明したので、そのことに関連し、質問したいと思います。

先ほど申し上げたように、平成22年度、平成23年度において多額の請負額が市から西里芳明議員の関係する会社に受注されております。それで、当局に質問したいと思います。西里芳明議員の関係する会社が議員の１期目から２期目の間に宮古島市から請負した金額を合計で答弁願いたいと思います。また、工事の落札回数も答弁願いたいと思っております。

そこで、市当局において、沖西建設の指名審査会において、西里芳明議員が同社の取締役であることを認識したのは、同議員が平成25年11月13日に議員になった以降の時期なのか、それ以前なのかを明らかにしてもらいたいと思っております。

取締役が議員を兼業した場合、地方自治法第92条の２の問題が直ちに生じると思いますが、西里芳明議員の場合、同条に該当するかしないか調査をされたのか、なされたとすればいかなる内容の調査だったのか。先日、亀濱玲子議員の質問に対して、市当局は議会が決めることのような答弁をされていますが、これについても答弁願いたいと思っております。

それから、建設業法違反の問題についても質問したいと思っております。西里芳明議員は、沖西建設の建設業法の許可において、管理責任者及び技術責任者となっていたという事実がありますが、その点は市当局は把握されていたのか。建設業法では、この条件として管理責任者及び技術責任者はいずれも常勤であることが要求をされています。とすれば、議員の職務を誠実に尽くせば、建設会社に常勤することは不可能と考えるが、いかがか。とすれば、建設業法に違反していることは明らかではないのか。指名審査会においてもこの件は明らかではなかったのか、この点についても答弁願いたいと思っております。建設業の許可も常勤不可能な者を常勤者として記載して取得しているから、明らかに不正取得ということが出て処分の対象となりますが、市当局はこの点についてはいかに考えているのか、説明を願いたいと思っております。

それから、伊良部大橋開通に伴う船会社や船員への支援について質問したいと思っております。今年度の予算で、渡船廃止見舞金交付事業、補償、補填及び賠償金で１億7,583万8,000円が計上されておりますが、その詳細、内訳を説明願いたいと思っております。

それから、選挙管理委員会に質問したいと思っております。兼業禁止と公職選挙法について質問したいと思っております。10月の市議選において、西里芳明議員が取締役を務め、そして株式の多数約60％を所有する沖西建設が既に市から多額の受注を受け、請負関係にあったことは明らかでございます。公職選挙法第104条の規定により、請負関係がなくなったことを当選の告知より５日以内に届け出なければならず、

それがない場合は当選は無効となります。それで、この問題に、このことについて選挙管理委員会は愛知県大府市を参考にしたというふうに言われておられますが、愛知県大府市の選挙管理委員会にお伺いを立て、情報をとってのそういった結論としたものなのか、それとも愛知県選挙管理委員会にも確認をしたのか、これも含めて答弁願いたいと思っております。

それから、西里芳明議員は第104条の規定を避けるために、選挙管理委員会に対し、会社役員ではなく、会社員として職業を詐称して立候補届を提出したと推察されますが、公職選挙法には第235条、「当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」と規定があります。選挙管理委員会委員長は、西里芳明議員が平成25年の市議選において候補者届に職業を会社員として詐称したことは、その規定に該当するおそれがあるとしているが、このとおりでしょうか、答弁願いたいと思っております。

それから、台風時の急患搬送についても質問したいと思っております。池間島や来間島、伊良部島は、橋でつながることによって宮古島市が一つになったわけですが、そんなに大きな台風じゃなくても橋の通行がシャットアウトされる場合が考えられるわけでございまして、そんなに大きくない台風であっても橋がシャットアウトされた場合に、いかにして池間島や来間島、伊良部島の住民の急患を宮古島本島内の県立病院や徳洲会に搬送するかというふうなこと等が必要になってくるというふうに私は思っております。離島の人の命も、これは大切でございますので、そういった台風時に急患を搬送する体制、車両とかそういったのを準備する必要があるんじゃないかというふうに思っておりますが、これについて答弁願いたいと思っております。

以上、答弁を聞いて再質問したいと思っております。よろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

まず、平成22年、平成23年の受注額でございます。

（「まとめて４カ年のことを申し上げた……」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

１期分ということですか。

（「１期から２期の……」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

質問では、平成22年と平成23年の受注額とおっしゃいましたけど。

（「いや、１期目から２期目にまたがって市からの請負額と回数ということで」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

１期、期間中、受注件数６件、契約金額３億9,282万8,604円、随意契約等も含めますと４億4,384万5,900円です。

（「４億四千……」の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

４億4,384万5,900円。２期、期間中、ゼロです。

それから、取締役についていたのを知ったのは平成25年11月13日前か後かということでございましたけども、後でございます。昨年の12月定例会で仲間頼信議員の一般質問通告の際に職員に確認をいたしました。

地方自治法第92条の２の調査を行ったのか、確認をしたというのが本当のところで、取締役についているということの確認を登記簿謄本で出しているということの確認をいたしました。

それから、経営管理者、技術責任者、議員がついていたことは知っていたのではないのか、建設業法違反ではないのか。指名審査会で明らかではなかったのかということでございますが、経営技術管理者、それから技術責任者、これは建設業法の許可に当たりまして、県のほうに書類は行きます。我々のほうとしては、その許可を許可業者ということで指名参加願を受けて、それでランクづけをするということになります。

指名審査会で明らかではなかったのかということでございますが、指名審査会ではあくまでも建設業法の許可を受けて、そして我々のほうで格付をしたランクづけの表、この表でしかやりませんので、その中では明らかにはなりません。

それから、貨客船会社や船員への支援についてということでございます。１億7,583万8,000円について、その内容はどういうものかということについてお答えいたします。見舞金は４項目ございます。営業用固定資産に対する費用、それから離職者に対する費用、それから転業期間中の従前の収益相当額に対する費用、それから転業期間中の休業手当相当額に対する費用、それぞれについて申し上げたいと思います。まず、営業用固定資産に対する費用、はやて海運が3,617万4,200円、宮古フェリーが3,245万5,800円。２番目の離職者に対する費用、はやて海運が17名分で1,579万6,170円、宮古フェリー11名分、809万160円。３番目、転業期間中の従前の収益相当額に関する費用、はやて海運が2,857万200円、宮古フェリーが1,960万4,400円。４番目、転業期間中の休業手当相当額に関する費用が、はやて海運が816万円、宮古フェリーが2,698万6,600円。合計では、はやて海運が8,870万570円、宮古フェリーが8,713万6,960円、合計で１億7,583万7,000円余となっております。

◎消防長（来間　克君）

池間島、来間島、伊良部島での急患搬送について対策及び対応についてお答えいたします。

台風時及び大橋上で25メートル以上の風が吹いたときにおける池間島、来間島の急患搬送については、過去大橋の交通規制により通行どめになる間は、救急車のかわりに救急活動ができる大型消防車両を活用して対応しており、伊良部島の急患搬送においても同様に対応してまいります。

また、急患等の搬送のための車両の通行については、宮古島警察署、当消防本部、道路管理者である沖縄県の３者で協議し、決定することとなっております。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

公職選挙法第104条については、昨年の12月定例会で初めて知り得たことでありまして、当選の告示を受けた日から５日以内に請負をやめない場合は、関係を有しなくなった旨の届け出をしなければ、その当選を失うとあります。しかし、５日以降に知り得た場合の現段階での公職選挙法の適用措置がないため、選

挙管理委員会においては委員の合意のもと、公職選挙法第104条はできないものと選挙管理委員会では判断をいたしました。

公職選挙法第104条の条文について、沖縄県選挙管理委員会へ法の解釈をお願いしました。沖縄県選挙管理委員会からの回答で、当該議員は当選人の告示によって当選の効力が発生し、その告示の日から14日以内に当選の効力に関する異議の申し出も提起されず、当選人としての地位にある期間を経過し、現時点では議員の身分を取得している状態にあることから、地方自治法第92条の２の請負禁止に該当するかどうかについては、同法第127条の規定により、議会において判断されることになるものと解するとの回答となっております。

次に、公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪については、選挙管理委員会では関係する公職選挙法の定義については審議をしております。公職選挙法の条文においては、「虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」とありますが、選挙管理委員会としては法を適用し、処罰をすることはできないものと考えております。司法の場での判断に委ねることになるのではないかと思います。

（「答弁漏れ」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時30分）

再開します。

（再開＝午前10時31分）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

愛知県大府市の選挙管理委員会には一応電話入れて聞いておりますが、いろいろと判例によっての回答を得ていまして、これは他県、他市でのこと、また私たち選挙管理委員会が突っ込んで調査するのもできないものと考えて、一応参考にして取り入れてあります。

（「愛知県選管の……」の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

一応打診して聞いております。

（議員の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

一応事務局より……

（議員の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

いや、じゃ……

（「委員長は確認していないでしょう、それは。事務局」の声あり）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

はい。事務局が確認して、電話でこういうことがありましたというのは判例集にも載っているというこ

とで、一応それは聞いております。

◎仲間賴信君

当局には今後そういったことが発生しないよう、今後は宮古島市民から疑いのかからないような行政を行ってほしいというふうに思っております。

それから、選挙管理委員会委員長、公職選挙法第235条の虚偽記載について「二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」規定があって、そして職業を詐称したことは、その規定に該当するおそれがあるというふうに新里聰議員には答弁されたわけですが、該当するおそれがあるのであれば、これは官吏または公吏といって、公務員や公の方は刑事訴訟法の第239条第１項で、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」とし、第２項では、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」としています。したがって、選挙管理委員会としてこれだけの重大事件を見過ごすわけにはいかず、公務員の職務義務として、当然告発をすべきだろうと考えますが、選挙管理委員会の考えを伺いたいと思いますので、これについて答弁願いたいと思っております。第１に、新里聰議員に該当するおそれがあると申し上げたこと、それからそうであれば「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」というふうに法律で決められているわけですから、これをどういうふうにするのか これを第三者が告発とか訴訟に持っていくというふうなことでなくして、官吏、公吏のほうで皆さんは義務があるわけですから、これについて答弁願いたいと思っております。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪については、「選挙管理委員会」では関係する公職選挙法の定義については審議しておりますが、この条文においては、「虚偽の事項を公にした者は二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する」とありますが、選挙管理委員会としては法を適用し、処罰することはできないものと考えております。司法の場での判断に委ねることになるんではないかと思います。

それで、選挙管理委員会としては、再三申し上げているとおり、これ以上のことは私たちには裁ける、判断することは、これは法に委ねるしかないと考えております。

◎仲間賴信君

選挙管理委員会委員長、皆さんは法に委ねるというふうなことであれば、私が申し上げている官吏、公吏は、犯罪があると思料するときは告訴ができるとなっているわけです、これは刑事訴訟法で。ですから、選挙管理委員会委員長は新里聰議員の質問に対して、詐称したことは公職選挙法の第235条に該当するおそれがあるというふうに申し上げたわけですから、該当するおそれがあるのであれば、官吏、公吏として職務を行う、そして犯罪があると思料するときは告発しなければならないというふうに第239条第１項でうたわれているわけです。ですから、あなたのところで規定に該当するおそれがあるというふうに質問に対して答えたわけですから、おそれがあるのであるということは、思料するときには、これはあなたは告発しなければならないというふうに私は思っております。選挙管理委員会委員長、第239条第１項の官吏、公吏について説明をしてください。

それから、急患搬送のことで、できたらこれは市長にも答弁をお願いしたいと思っております。伊良部島や池間島、来間島は離島であって、それなりの人間が生活しているわけですから、それで宮古島本島の

場合には三十四、五メートルとか40メートルでも急患搬送は可能だと思っているんです。だけど、橋をとめられてしまった、その後に離島の方たちが平等に医療を受けるのには、やっぱりそれなりの台風にも、それなりの強風にも耐えられるような車両が必要じゃないかなというふうに私は思っているわけですが、離島に生活されている方たちの人命を尊重すること等からも、いつかはこういった車両を準備しないと対応が難しくなるんじゃないかなというふうな考えがありますが、市長、これについては答弁をもらえればと思っております。

それから、選挙管理委員会委員長、先ほども申し上げたわけですが、管理、公吏について刑事訴訟法第239条第２項について、あれ……

（議員の声あり）

◎仲間賴信君

ちょっと休憩……

◎議長（眞榮城徳彦君）

相談をしている、確認に行っていると思います。

◎仲間賴信君

質問時間をとめてください。

◎議長（眞榮城徳彦君）

じゃ、もう一回質問。

◎仲間賴信君

刑事訴訟法の第239条第２項で、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とうたわれているわけですから、選挙管理委員会としては、これだけの重大事件を見過ごすわけにはいかないと思いますので、これは官吏、公吏の義務としてどういうふうに考えているのか、もう一度。私は告発すべきと思っているんですね、これは。官吏、公吏の義務としては。ですから、これについてもう一度詳しく説明しながら、官吏、公吏について答弁願いたいと思っております。

◎市長（下地敏彦君）

離島の台風時の消防の搬送についてでありますけれども、一般論ですけど、台風が発生します。そうすると、60メートル、70メートルが吹いた場合、宮古島本島の中でも救急車が走れないという状況になります。それは、救急車を運転する職員の安全というのがありますから、ある程度限度があるというふうなのは理解できると思います。

今私どもは、あの橋は25メートル以上吹いたら、一応橋をとめるというふうになっています。でも、25メートルよりちょっと上ぐらいの風だったら、今持っている私どもの消防の車両で重量がありますから、それでできるというふうに思って、これで対処したいということであります。さっき言ったように、いかなる場合でもというわけにはいかないと、これは理解をしていただいて、とりあえず今消防車両でやってみて、どうしても橋の上に行って不都合だというふうなのがあれば、それはそれでご提案は考えてみる必要があると思います。

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

解釈で抵触するとは言っておりません。おそれがあると思うと答弁をしております。仲間頼信議員のご質問の趣旨は、公職選挙法第104条と公職選挙法第235条のみと理解しておりまして、ただいまお話のありました刑事訴訟法第239条第２項については、答弁は差し控えさせていただきます。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時47分）

再開します。

（再開＝午前10時52分）

◎選挙管理委員会委員長（下地淳徳君）

この件については、きのう５時後にしか聞いていないということで、何の回答する準備もありません。そういうことで、今回は刑事訴訟法第239条第２項については、答弁は差し控えさせていただきます。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

終了でいいですね。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これで仲間頼信君の質問は終了いたしました。

◎上里　樹君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。改めて申し上げます。日本共産党の上里樹です。

まず、第１の質問なんですが、平和行政についてお伺いいたします。ことし戦後70年の節目に当たりますが、安倍自公政権、戦後の日本の出発の原点、二度と戦争はしない、この原点を踏み破って海外で戦争する国づくりと格差拡大のアベノミクスの諸施策を進める暴走を加速させています。その暴走政治の典型が沖縄の辺野古で進められる新基地建設の海上の基地の建設の動きですけども、この問題、憲法にも深くかかわる問題であります。戦後70年のことし、日本が行った侵略戦争、そして植民地支配、これを美化する安倍政権のやり方を許すのか、それが問われていますけども、日本とアジアが今後本当に過去に犯した侵略戦争、これをしっかり反省して、二度とこのようなことを繰り返さないと、信頼関係をかち取っていく、このことが大事になっていると思います。安倍政権の暴走をストップさせて、アジアが和解と友好に向かう年にしていくために、私も全力を挙げて頑張っていきたいと思います。そこでお伺いいたしますが、戦後70年、沖縄戦から70年、広島・長崎被爆70年の節目に当たり、非核平和自治体宣言をしております宮古島市として、本市はどのような取り組みを計画しているのかお伺いいたします。

次に、準天頂衛星システムについてお伺いいたします。まず、準天頂衛星システム施設建設計画、上野地域の新里地域、焼却炉の撤去の跡地に建設するという計画ですけれども、この建設計画はどのようになっているのかお伺いします。

次に、政府が新たな宇宙基本計画、この素案をまとめて昨年末に発表いたしました。軍事施設の動きを監視する事実上の偵察衛星である情報収集衛星の強化、加えて日本版ＧＰＳ、いわゆる全地球測位システ

ムと呼ばれますけれども、その高精度の測位情報を地上に送る準天頂衛星を現在の４カ所から７基体制にすると、そのうちの４基が沖縄で建設されることになります。本市への国の説明はされているのかどうかお伺いします。

次に、軍事施設でありますから、私は準天頂衛星システムの建設に当たって、軍事施設であることを指摘して反対をいたしましたが、その建設をやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、防災についてお伺いします。消防行政についてですけども、市民の生命、財産を守る消防職員、本当に日夜努力していますけども、敬意を表します。人が突然目の前で倒れる、救急車を要請しますけども、救急車の到着までの対処が明暗を分けると言われています。その救命率を高めるのがＡＥＤです。救命率は１分ごとに10％程度低下すると言われていますけども、早目の救急車の要請と心臓マッサージを施してＡＥＤを使用することで、心停止による突然死をゼロにできると関係機関からの報告があります。宮古島市総合計画後期の計画で平成28年度までですけども、平成22年度の段階でＡＥＤの講習修了者が8,742人という報告があります。今後も質の高い講習会を随時開催して、各施設へのＡＥＤの設置、さらに旅館やホテル等、不特定多数の人が出入りする事業所を対象に救命講習修了者が常駐することを条件とした救急ステーション認定事業を推進すると、このようにうたっております。そこでお伺いいたしますが、本市のＡＥＤの設置、民間事業所を含めて現在何カ所になっているのか。救急車が５分以内に到着できないような地域にそれをカバーするようなステーションづくりが必要だと考えますけども、今後の計画はどのようになっているのかお伺いします。

次に、消防職員と消防団の人数、これはどのようになっていますか。国の基準に照らして、どうなっているのかお答えをお願いします。

次に、火災の出動、救急出動の件数、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、市税についてお伺いいたします。新年度の予算、ここには法人分についてですけども、前年度に比べて減収になっています。さらに、その前々年度も減収でした。その減収になっている理由をお答えください。

次に、新市建設計画についてですが、新市建設計画の見直しについてお伺いします。まず、中央図書館の建設事業、未来創造センター整備事業ですけども、公文書館機能を持ったという位置づけが削除されています。その理由を質疑でも問いましたけども、納得ができません。もとの計画どおりにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。公文書館の建設とうたっているわけではありませんから、機能を持った図書館の充実ですので、その中身をやっぱりしっかり守っていくべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

次に、国は災害時の拠点として、合併した各自治体の支所機能、東日本大震災の教訓から、それが重要性を増しているということで、合併時点で想定されなかった災害による諸事情が発生していると。このような理由から、支所に要する経費、例えば看護師を要請する、さらには消防職員を増員するとか消防機能の強化、そういうものに特別の交付金の増額を決めています。加えて、激変緩和策として５年かけてもとの交付税に減額をしていくという方針がありましたけども、その緩和策を人口8,000人規模に対して旧平良市は除きますけども、５億円積み増しを、これは概算ですけど、する方針を打ち出して、既に平成26年度から実施しているという報告ですけども、総額しか国は示せませんから、なかなかその数字が見えてきませんけども、そういった観点に立って、支所機能の充実、要するに住民の命と安全を守る仕事、これに充

当するようにという国の方針ですけども、そのことについて市長はどのような対応を今後していくおつもりなのか、市長のご見解をお聞かせください。

次に、緊急経済対策についてですけども、落ち込む消費税の増税の影響から景気が悪化する、購買意欲が低下する、こういう状況のもとで国が緊急経済対策としていろいろ打ち出してきました。それを津波で被害に遭った東日本大震災の岩手県の宮古市、国が制度化する以前に自治体独自の取り組みとしてスタートさせたのが住宅リフォーム事業でした。経済効果として、地元の県内でお金が５回転、６回転、７回転と、そうすることから地域経済への大きな波及効果があると、雇用の創出含めて地元の仕事のない業者に対して仕事が確保できると、そういう成果を上げて全国がもう国が制度化する以前に200カ所、400自治体と、そういうふうにふえてきた中で、国が住宅リフォーム事業を実施して、各県が導入をしています。私は、繰り返し経済効果の発揮が確実にあらわれる施策として、宮古島市でも取り組むように要求してまいりましたけども、いよいよその事業が新年度からスタートいたします。

そこでお伺いしますが、まず新制度ですので、その内容を市民にもわかりやすく説明をした上で、住宅リフォームの一部を補助する事業として経済効果を発揮していますけども、今度の国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、この補正を受けて、新たに補正をして次年度に繰り越しをして住宅リフォームを制度化する、そういう自治体も出てきました。そういう中で、これまでの住宅リフォーム事業を進めてきた自治体は、さらに国の交付金、これを活用した増額、要するに補助メニューの中身をふやしたり、補助金を増額したり、さらにそれを商店街の振興のために店舗改装に振り分けると、そういう取り組みを強化しています。本市におきましても商店街の振興のためにも住宅リフォーム、新年度からスタートさせますけども、それをぜひ店舗の改装、こういったものにも使えるように拡充していくべくだと考えますけども、いかがでしょうか。いわゆる拡充することによって、地域住民生活等緊急支援のための交付金、これがまだ全額配分されていない300億円余りが残っていると言われています。そういった意味で、それを宮古島市としてさらに増額をかち取っていければという観点からの質問です。

次に、子育て支援についてお伺いします。財源を消費税として10％を導入することを前提にした子ども・子育て支援制度ですけども、消費税10％への増税がもう１年余り先送りになっていますけども、それにもかかわらず実施は新年度から、４月から実施されます。そこで、多くの自治体で混乱していますけども、まず子ども・子育て新システムについてですけど、保育料について、在園児はもちろん、新入児に対しても保育料の値上げはやめるべきだと、保育料はどのようになるのかお伺いします。

次に、保育の質、これは認可外をこれまで支援してきた宮古島市として、認可外への支援を従来どおり行うことも含めて、それから非正規を正規化する処遇の改善、こういった質の問題が問われますけども、それを低下させてはなりません。取り組みはどうなっていますか、お伺いいたします。

次に、保育所は保育所のままで、幼稚園は幼稚園のままで継続すべきだと私は考えます。３歳から５歳児を保育園でも幼稚園でも受け入れていくべきだと考えますが、計画はどのようになっていますか。そのことによって、保育所でのゼロ歳から２歳児の保育園の利用がしやすくなるという効果があると思います。それから、校区ごとに設置されている沖縄型の公立幼稚園の利点を生かしていけると考えます。現在特別支援の子供がふえてきているということです。早期の対応がその子供の将来を大きく左右すると言われています。そのことからも、幼稚園で３歳児からの受け入れ、これが大事になっていると専門家の間では言

われています。そのことから、ぜひ３歳児からの受け入れをしていくべきだと考えます。お伺いします。

次に、保育所と幼稚園施設を一体に進める課の新設が必要だと考えますが、いかがでしょうか。これは、就労支援の児童家庭課、また幼稚園や預かり保育、それを進める教育委員会とその問題が一体的に今進められていますけども、いろいろ問うても２つに分かれてなかなか連携が図れていない状況がありますので、連携を強化して子供の要求にしっかり応えていくという観点に立っても、課の新設が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、学童保育についてお伺いいたします。児童福祉法に基づく本来の役割、これを発揮していくことが子ども・子育て新システム始まるに当たって大事ですけども、子供の貧困が大きな社会問題になっています。特にひとり親世帯で顕著です。非正規雇用で低賃金、仕事を２つも３つも重ねている、そうやって暮らしていることが大問題になっていますけども、子供のために働いているのに、子供に向き合う時間がない、これが大きな悩みです。そのことによって、自分を責める親もいます。そのことが原因で、さまざまな悲劇にもつながっています。社会的な責任で守られるべき子供が、所得の低さから学童保育にも学習塾にも保育所にも幼稚園にも通えない、そういう居場所のない子供の問題の解決が求められています。４月１日から子ども・子育て支援新制度がスタートして、小学校１年からしか学童保育所に入れない。こういう状況から、全国よりも沖縄特有の問題として５歳児の問題が大きく沖縄では矛盾としてあらわれています。幼稚園を終わって学童保育に通っていた５歳児、これが土曜日や祝祭日、これから迎える春休み、その間に小学校入学までの間、居場所がなくなるという問題。きのうも本員の質問がありましたけども、働く父母から何とかしてほしいという悲鳴が上がっていますが、お伺いいたします。

そこでお伺いしますけども、児童福祉法、これに基づく本来の役割を果たすために、学童保育を必要とする全ての子供が利用できるようにすべきだと考えます。保護者の所得水準によって利用の可否が決定することを避けるためにも、公的な支援、自治体独自の支援が求められると思います。その支援を拡充すべきだと考えます。

それから、子ども・子育て支援新制度のスタートによって、これまで幼稚園を終わって学童保育に通っていた５歳児の居場所がない、移行期だから仕方がない、これでは責任の放棄と言われても仕方がないと考えます。親は仕事を休むことができません。小学校に入学するまでの期間、何とか学童保育につなげないものか。勤務時間がふえることから、職員の確保と経費の問題で難しいという教育長のきのうのご答弁でしたけども、何としても公的な支援、これが必要です。

それで、きのう答弁を受けて、何とか自治体として頑張っている自治体はないものかアンテナを張ってみましたら、浦添市でこの問題に実際に具体的に取り組んでいることをつかみました。それは学童保育に行けなくなる、今子ども・子育て支援新制度のはざまで行けなくなる子供がいる５歳児の対応ですけども、お試し預かりということで、要するに新年度から始まる小学校入学後の学童保育、それの準備期間として、既存の学童施設にお試し預かりということで、自治体が協力を求めて、それなりの費用も出して対応する。もちろん預ける親も一部は負担しますけども、そういうことで乗り切っているということが確認されました。ぜひ宮古島市でもそういう努力で乗り切っていただければと思います。ご答弁をお願いします。

次に、介護行政についてですけども、年金だけで生活する高齢者からは、もう３年前もそうでしたけども、これでは暮らしていけないという悲鳴が上がっています。前回の５期の引き上げだけでも、その４期

の比較で33.3%の引き上げになっているんです。その結果が、全国で４番目に高い自治体として話題になりました。もちろん県内では第１位です。それだけ給付も負担しているということになりますけれども、６期も6,940円という負担、これは前期に比べて8.4%の負担増になりますけども、2017年10月には消費税の10%の実施が予定されているんです。そういう中で、年金だけで暮らすお年寄りは保険料は増額される、給付は減額される、そういう中で医療費の負担増、さらには消費税の増税が待ち受けている、これでは暮らしていけないという悲鳴が上がっています。

そこで、新たに進められる第６期介護保険事業計画についてお伺いします。まず、特別養護老人ホームの待機者、これは何人になっているのか。第６期介護保険事業計画でどう位置づけられているのかお伺いします。

次に、認知症対策についてどのような計画になっているのか。

次に、定期巡回・随時対応サービス、これも地域ケア計画の中に位置づけられることになっていますけども、どのようになっているのか。

次に、地域支援事業について、これも地域包括ケア計画に位置づけられますけども、要支援の人、今度国が制度から切り離します。自治体に負担させることになりますけども、そういう方々が困らないような地域支援事業にどう移行させるかが重要になっていると考えますが、いかがでしょうか。

次に、介護保険料どのようになるのかお答えをお願いします。

次に、後期高齢者医療制度についてですが、後期高齢者医療保険についてですけども、まず厚生労働省は後期高齢者医療保険料の特別軽減を廃止する方針を打ち出しました。短期被保険者証交付と未更新、これは本市でどのようになっているのか、また特別軽減とは何なのか、このご説明をお願いします。それで、どのような影響が出るのか、あわせてご説明をお願いします。

最後に、道路行政についてですけども、伊良部大橋の開通、本当に夢の実現、伊良部の地域の皆さん、宮古島全域の住民が喜んでいますけども、もう既に質問の中で回答が出ていますから、私はもうこの問題、問いませんけども、住民の命を守る、そういう意味でも急患輸送にも大きな安心がこれから保障されることになります。そういう中で、街灯の設置やいろんな住民の要求があると思いますけども、どのような要求が上がってきているのか、伊良部大橋に関して。住民から上げられている伊良部大橋の開通に関連した声をお聞かせください。

以上、お聞きして再質問をさせていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

戦後70年目の節目の取り組みということであります。今年度、何をするかということですけれども、まずは総合博物館、それから各図書館でこれまでも行われてまいりました資料展や講演会等を継続してまず行うというのが１つです。

もう一つは、平良庁舎１階ロビーにおいて、沖縄県平和祈念資料館と合同で児童生徒の平和メッセージ展を開催します。

３つ目、これまで各地域で戦没者の遺族会が実施していた慰霊祭を市と遺族会が合同でマティダ市民劇場で行います。

４つ目、戦跡コースの案内板の整備を行います。

５つ目、戦争に関する映像を広く公開し、戦争のない平和な社会を築いていく啓蒙活動を今年度はやってまいります。

◎副市長（長濱政治君）

準天頂衛星システムについてでございます。準天頂衛星システムの追跡管制局施設は、上野新里の旧清掃センターの跡地に建設する準備を進めており、来月には準天頂衛星システム事業を受注している準天頂衛星システムサービス株式会社と土地賃貸契約を締結することになっております。その後、工事に着手がされ、平成28年２月から平成30年３月までの２年間を試験期間とし、平成30年４月から運用開始を予定していると聞いております。

現在、国が打ち上げた人工衛星は４基で、今後７基体制にするということも伺っております。準天頂衛星システムは、従来のＧＰＳの補強、補完、防災危機管理等の対応が目的であり、幅広い分野で活用されるものと理解しております。

続きまして、消防行政について。国の配置基準では167名が定数でございます。現在本市の職員数は90名で、充足率は53.89％となっております。

続きまして、子育て支援について、保育所と幼稚園施設を一体に進める新たな課の新設についてでございます。就学前の子供に関する施策、窓口の一元化を図り、効果的で効率的な行政サービスを提供するためには、子供関連事業、幼稚園、保育所、児童手当等を一元的に所掌する組織体制を設置する必要があると考えております。国の所管及び組織体制につきましても子ども・子育て支援法における事務については、企画立案から執行まで内閣府において所管することとなっており、今後総合的な子ども・子育てを実施するためにも、組織の整備、見直しについては検討していきたいと考えております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

まず、市税について、新年度予算の法人税の減額の理由についてお答えしたいと思います。

平成26年度税制改正において、平成26年10月以降に開始する事業の法人税割の税率が12.3％から9.7％、マイナス2.6％に引き下げられておりますので、平成27年度の予算からは新税率で計算され、減額となっております。

次に、交付税の中で市に対する経費がどうなるかという質問についてお答えしたいと思います。普通交付税については、平成26年度から合併に伴う支所機能等の財政需要として一本算定に算入がされております。合併算定がえにより交付されている本市は、現時点では特に影響を受けるものではありませんが、合併特例期間の終了後において合併市町村における支所等の設置に係る費用等が普通交付税の算定に考慮されることから、今後も支所機能等については強化を図りながら、住民サービスの向上と地域の住民の均衡ある発展に努めていきたいと思います。

◎福祉部長（譜久村基嗣君）

まず、子育て支援についてでありますが、保育の質の取り組みについてでございます。法人保育園及び認可外保育園に対する補助金は、従来給食費、教材費、損害賠償保険料、健康診断料等を交付しており、今後も引き続き実施していく計画でございます。

次に、学童保育についてでございますが、学童保育については、平成27年度より放課後児童健全育成事業として新たに制定された宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に

基づき、運営していくことになります。その支援内容は、今年度策定予定の宮古島市子ども・子育て支援事業計画の中で生活困窮世帯やひとり親世帯など支援を必要としている世帯への支援策を織り込み、支援体制を充実させていきたいと考えております。

次に、介護保険について５点ほどございました。一括してお答えいたします。本市の特別養護老人ホーム待機者は22名が確認されております。これは今年度２月の末現在でございます。第６期介護保険事業計画では、利用者数はほぼ横ばいであると見込んでおります。

次に、認知症対策の計画についてですが、認知症対策として市民や支援事業所から相談に対応できる認知症地域相談員を育成し、活動を充実いたします。あわせて医師や看護師等で認知症初期集中支援チームを結成いたしまして、診断がつかない早い段階からの支援できるような体制を整備いたします。また、若年性認知症への対応を強化するとともに、家族が同じ悩みを話し合い、学習する場として、認知症カフェの設置も計画しております。

次に、定期巡回・随時対応サービスについてでございますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用するに当たっては、介護度別による包括的な月定額となっており、サービスを受けない月があっても月定額を負担しなければならないため、割高感があります。また、他のサービス利用にも制限があり、ニーズも低いと想定されることから、第６期介護保険事業計画には織り込んでおりません。

次に、地域支援事業についてでございますが、介護保険法の改正により、平成26年５月現在、計456名の移行が見込まれており、平成28年４月から順次移行となります。移行の方法は、１つ目に前年度に訪問介護と通所介護を利用していた方々については、介護認定の有効期間中は平成28年４月を超えても介護事業所で同じサービスを利用できるようにいたします。

２つ目に、介護認定の更新の方や平成28年４月以降に新しく認定を受けたい方については、基準を緩和した介護事業所でのサービス利用や身近な公民館等での通いの場をつくります。これらのことにより、介護サービスの質を落とさず、要支援の方が困らないような地域支援事業への移行を進めてまいります。

次に、介護保険料はどうなっていますかということにお答えいたします。第１号被保険者の介護保険料は市民税の課税状況、本人の所得等から所得段階が区分され、各段階ごとに基準額に乗じる保険料率によって決定されます。第６期介護保険事業計画では、介護保険料基準額、第５段階になりますけども、額は年額８万3,280円となります。市としては、区分を13段階とし、所得に応じた負担をすることにしました。今定例会に条例の改正を上程しておりますが、第１段階は年額５万3,304円、月額で4,442円ですが、公費による軽減策により年４万9,235円、月額4,095円に引き下げることになります。

◎生活環境部長（平良哲則君）

後期高齢者医療制度についてでありますが、後期高齢者医療制度は毎年度個人単位で保険料が算定され、被保険者が納付義務を負っております。その中で、低所得者対策としまして保険基盤安定制度による軽減対策がありまして、世帯の所得に応じて均等割が７割、５割、２割の軽減措置が行われております。特別軽減は、保険基盤安定制度にさらに上乗せをしまして、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で保険料の軽減として均等割９割、8.5割軽減、所得割が５割軽減と軽減額の増額を行っております。また、被扶養者についても均等割の９割が軽減されております。その臨時交付金制度が新年度から廃止されまして、特例軽減がなくなります。この特例軽減を廃止することによって、均等割額の負担額は廃止前の９割軽減で

年額4,844円であったものが、廃止後は７割軽減で年額１万4,532円となります。

次に、短期被保険者証交付と未更新に対する宮古島市の現状についてお答えをいたします。保険証は、８月１日から翌年の７月31日までの１年間使用できますが、前年度保険料納付した被保険者に対しましては、短期被保険者証を当初９月30日までの有効期限で作成し、７月中に個人宛て郵送しております。その後、再発行は窓口にて納付相談を行った後に交付をしております。未更新の被保険者には電話や訪問などにより納付相談や保険証交付手続の説明等を行いまして、保険料早期納付の特例を行っております。平成27年３月10日現在の短期被保険者証交付者数は10名で、未更新者数は７名となっております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、住宅リフォームの支援事業に関するご質問がございました。お答えいたします。

平成27年度から実施される宮古島市緊急経済対策住宅リフォーム支援事業は、住宅リフォーム工事を行う者に対して工事費の20％かつ限度額を20万円とし、予算の範囲内で助成をしてまいります。補助対象工事としましては、バリアフリー工事が通路の拡幅、階段の勾配の緩和、浴槽及びトイレの改良等でございます。また、省エネ工事が窓や床、屋根、天井、壁などの断熱工事というふうになってございます。平成27年度は事業費で400万円､戸数にしておおむね20戸程度を予定してございます｡本リフォーム支援事業は、国、県及び市町村の補助金で実施される事業であります。したがいまして、県の補助金交付要綱に定めた事業内容で実施してまいります。平成27年度に新しくスタートする事業でございますので、現在のところ制度の拡充は考えておりません。

また、商店街等のリフォームを地方創生事業で導入できないかというご質問がございました。その件に関しましては、市が取りまとめる地域戦略の中で検討し、どのようなメニューで実施可能か調整していくことになります。

次に、伊良部大橋に関してのご質問がございました。伊良部大橋の街灯設置に関しましては、先日高吉幸光議員に答弁したところでございまして、その内容としましては、伊良部大橋を管理する宮古土木事務所に問い合わせしましたところ、歩行者の安全の確保から、街灯設置工事を平成27年９月ごろまでに実施していくということでございました。今後伊良部大橋が利用されるにつきまして、市民の皆様方からさまざまなご要望が上がってくるものと考えられますが、現在のところそのご要望はございません。

◎振興開発プロジェクト局長（友利　克君）

公文書館機能については、昨日の亀濱玲子議員にもお答えをいたしました。現在進めております未来創造センターは、図書館、それから公民館機能をあわせ持つ施設として、平成25年度に策定をしました基本構想に基づいて計画を進めているところでございます。その基本構想の中には、公文書館機能についての計画はされておりません。本市に関する歴史資料、それから古文書、図書館などの貴重な資料は、新しい未来創造センターに引き継ぐことになっております。公文書館機能については、行政文書の保存管理のあり方を初め、今後未来創造センターの整備とは別に検討をすることになります。

◎教育部長（奥原一秀君）

子育て支援の中の幼稚園、保育園についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育園については、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めることとなっております。そのこ

とから、次年度から公立幼稚園保育料を改正します。１つ目は、保育料の応能負担への移行、２つ目が多子世帯、ひとり親世帯への軽減措置の拡充です。１つ目の応能負担による保育料の階層ごとの金額は、利用者負担額月額１万円を限度とし、国基準の階層幅で設定をしております。ただし、激変緩和策として利用者の最も多い階層については、従来の負担額月額4,800円と同程度の負担額としております。

２つ目の負担軽減の拡充策としましては、多子世帯軽減とひとり親世帯の減免があります。多子世帯については、これまでも実施しておりましたが、次年度より範囲を幼稚園から小学校３年まで引き上げ、そして幼稚園児から小学校３年までの範囲で最年長の子供から順に２人目は保育料を半額、３人目以降は無料とします。加えて、新年度よりひとり親世帯、在宅障害児のいる世帯等を対象とした軽減措置も導入いたします。その内容としては、第２階層は無料、第３階層は月額4,500円となります。保育料については、今後も国の政策の見直しが見込まれることから、その動向を注視しつつ、適宜見直しを行っていく予定でございます。

次に、幼稚園での３歳児受け入れについてでございますけども、幼稚園での３歳児からの受け入れにつきましては、現在公立幼稚園においては実施しておりませんが、３年保育については検討すべき事項と認識をしております。そのため、宮古島市子ども・子育て支援事業計画では複数年保育の拡充を図るとしており、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に向けて取り組んでまいります。

◎消防長（来間　克君）

まず、本市のＡＥＤの設置箇所についてでございます。当消防本部が把握しているＡＥＤ、自動体外式除細動器ですけども、設置している箇所は市全体で97カ所で、そのうち24カ所は当消防本部が設置管理をしております。24カ所のＡＥＤが設置されているステーションについては、当消防本部が実施している救命講習修了者が常時常駐しており、今後とも定期的に救命講習会を実施して充実を図ってまいります。

２点目、消防団の条例、国の基準の人数でありますけども、本市の消防団の条例定数は170名であり、平成26年12月31日現在においての実員数は160名となっております。

なお、消防団の配備基準については、当該業務を円滑に遂行するため、地域の実情に応じた必要な数とすると定められております。

最後に、火災出動、救急出動の件数についてでございます。火災出動の件数については、平成20年が83件、平成23年が50件、平成26年が104件となっております。救急出動件数については、平成20年が2,255件、平成23年が2,566件、平成26年が3,208件となっております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時41分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎副市長（長濱政治君）

失礼いたしました。答弁漏れがございました。国からの説明が具体的にあったかということがございました。私が知る限りございません。

それから、軍事施設である建設をやめるべきではないかということにつきましては、準天頂衛星システムは従来のＧＰＳの補強、補完、防災機器管理等の対応が目的であり、幅広い分野で活用されるものと理解しておりますということで、建設をとめることではないというふうに考えております。

（「議長、もう一点ですけども……」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

◎副市長（長濱政治君）

支所機能が合併特例債の対応、支所とか消防の支障があるということが交付税にはね返ってくるということについては、もちろんわかっているわけでございまして、それに対して支所の機能をどうしていくかということにつきましては、総合庁舎を一応どのような形で持っていくかということとあわせて、並行して考えなければならない問題だと思っております。そういう中で、例えば出張所にするのか支所にするのか、その辺のところももう少し総合庁舎建設の中で議論してみたいと思っております。

◎上里　樹君

再質問させていただきます。

まず、準天頂衛星システムについてですけども、国が昨年末に宇宙基本計画の素案をまとめて発表しているんですけども、全国７カ所というのはもうわかっている話で、市に説明がないというのが本当耳を疑いますけども、説明を求めるべきだと思いますが、ご答弁をお願いします。

それから、軍事施設であることをニュースからもうかがい知れます。いわゆる位置情報というのはＧＰＳになりますけども、その位置情報は軍事にとって大事な役割を発揮します。ですから、戦後70年という節目で国境に近いそういう島に既に通信システムが強化された自衛隊基地があります。さらにそれが上野地域でまた強化される形になります。これは観光客50万人を目指した宮古島市の方針に照らしても、近隣諸国との本当に友好関係を損ねていくことになると思いますけども、いかがでしょうか、お答えください。

次に、さきの定例会で住民の同意が得られない場合、この準天頂衛星システムどうするのかという問いましたけども、同意を得るように説明をしていくという答弁がありました。住民説明会は開かれているのかどうかもお答えをお願いします。

次に、防災についてですけども、消防行政、右肩上がりに災害の出動件数、救急出動の回数、これもふえています。消防の職員、消防団の人数、これは逆に充足率が53.89％と、さらに前年からも下がってきています。これは定員適正化計画を例外なく消防にも当てはめているという矛盾の中から出てきている数字だと思うんです。ですから、国がせっかく交付税の激変緩和策、対応策として消防機能の充実にも充てろということで緩和策をとるわけですから、そういうものに照らし合わせても消防機能の充実、強化が求められると思います。いわゆるこれは宮古島市の保育の現場、それから給食センターの現場、もう全体平均で４割を超える非常勤、非正規職員がいるわけですから、そういった方々の対応、マンパワーを強化するという点でも正規化していく、そういう方向に国や県の支援も新たに進められているわけですから、そう

いったものも含めて定員適正化計画、見直していくべきだと考えます。

次に、災害時の拠点としての支所機能の充実、本庁舎を建設する方針ですけども、この問題については市長がお答えいただければと思います。まず、宮古島市はもう今年度で65億円、財政調整基金積み立てることになりますけども、この財政調整基金、いわゆる激変緩和策を国がとるわけですから、そこの緩和策の分は学校教育の現場、さらには子育ての現場、さらには災害時の消防機能を強化する、そういう方向に振り分けていいと思うんです。ですから、市民の命と暮らしを守る、そういう部分に回していけると考えますけども、支所機能の充実という点でも看護師の確保とか国がメニューを示していますけども、そういう方向をしっかり進めていくべきだと思いますけども、市長はどうお考えになるのかお答え願います。

次に、幼稚園での３歳児の受け入れ、これについて検討していく、重視して取り組んでいくというお答えがありました。発達のおくれ、学びの連続性、この観点で幼児教育というのは本当に大事だと思うんです。ですから、３歳児を受け入れることによって、就学前に友達のつき合い方、個性があるということ、これも学んでいけると。さらに、入学後、小学校３年生までが勝負だと言われています。いわゆるそういう中で３年生までの間をしっかり対策、それに職員もしっかり宛てがって、今教育委員会も力を入れて取り組んでいることには敬意を表しますけども、さらに増員を図って小学校３年までの特別支援の対策、これを強化していただきたいと。そのためには、どうしても定員適正化計画がまたひっかかってくる課題となります。そういった意味でも、雇用の確保という点、それから担税能力の強化という点、宮古島には企業がありません。そういう中で、法人税、引き続き国は減額の方向ですけども、消費税の増税で低所得者が苦しめられるという状況がさらにこれから続くわけです。そういう中で、市役所で働く職員、モチベーションを引き上げるという観点に立っても、この課題は強化していくべきだと考えます。

さらに、保育所と幼稚園の一体を見る新しい課の設置ですけども、見直しを進めるということでしたけども、それはいつまでに見直すのか、これを最後にお聞きして、残り時間、再質問させていただきます。

◎市長（下地敏彦君）

支所機能の充実という話と、それから宮古島には市役所がやはり安定した職場であるから、いろんな福祉の向上、生活の安定のためにはちゃんとした定数を確保すべきじゃないかという感じですか、お話ししているのは。いろいろ言ったんだけども、結局市役所にそういうふうなものはどうだろうかということであります。わかりますよ、言っている意味は十分理解できるんです。ただ、市役所を運営していく、適正規模というふうなのがございます。その適正規模については、いろんな審議会等で、あるいは行財政の改革の中で効率のいい行政を運営していく、このための人間はどれぐらいかということをやっぱり見詰めながらやっていくという形でこれまでもやってまいりましたし、これからもそういうふうにやってまいります。そういう中において、必要なところにはやっぱりきちっと再配分をしながらやっていくというのがまず第１であります。

総合庁舎をつくった場合に支所がなくなるんじゃないのかと、では、その支所の部分はどういうふうにするのかということについては、やっぱりどうしても何らかの形の拠点の施設は必要だろうなということは十分理解をしております。したがって、総合庁舎をつくるときにどんな形にするのかというのは、まさに論議をしなければならない課題であると理解しておりまして、これから多くの人の意見を聞きながら、その部分は詰めてまいりたいというふうに思います。

◎副市長（長濱政治君）

まず、消防行政について、定員適正化を見直すべきではないかということですけれども、消防のあり方といたしましても通信指令本部が今度県一律でなされるということから、これでたしか通信で10名ぐらいの職員がいらっしゃいますけども、その担当が２人ぐらいおればいいということで、ほかの業務に割り振りすることができると。それから、またこれまでの業務のあり方を見直して、さらにまた消防の職員を新たな業務につけることができるというふうなことも考えております。その辺のところをやりながら、具体的にどこまで消防職員として配置できるのかということを考えながら進めていきたいというふうに思っております。現時点で消防の適正化を見直すとか見直さないとかというふうなところではなくて、できるところはできるというところで、もう少し業務のスリム化を図りながら、消防業務に携わる職員の増を図っていきたいというふうに思っております。

それから、準天頂衛星システムでございますけども、説明を求めるべきだということでございますけども、これは一つの軍事施設という意味合いでの言い方だろうと思いますけども、これは先ほども申し上げましたように、通信衛星とかそういったＧＰＳ絡みのものをつくるということで我々は会社から説明を受けております。そういうふうなことに使うのだろうというふうなことでございまして、特に国に対して説明を求めるということは考えておりません。

それから、住民の説明会が開かれたのかということでございますけども、３月９日に１度、新里の役員10名の方々に対して会社とそれから市のほうが一応立ち会いということで行っております。その際に、特に大きな議論になるような話はなかったというふうに聞いております。

◎上里　樹君

ちょっと残り時間少ないんですけども、今のまず再質問でちょっと漏らした点がありますから、いわゆる浦添市が進める５歳児対策、これについて市としてどう受けとめているのか、ご答弁ください。ぜひ前向きに努力して、春休みの対策、緊急にとっていただきたいとお願いします。

それから、定員適正化計画の見直し、これはいわゆる行政が今のワーキングプアの問題をどう受けとめるかの問題でもあると思うんです。定員適正化計画の結果、４割を超える非正規労働者が宮古島市にいる。課によっては９割を超えています。これをよしとするのかということです。私は、非正規労働者というのは緊急的な、期間を決めた、限定されたところで雇われるのが臨時職員だと思うんです。それを恒常的な現場でそれが当たり前のように行われるということがいかがなものかと。激変緩和策がとられる、そういう中で、これはそういう住民の暮らしの安定のために担税力を高めていくという観点からも税収を確保できますし、それは国にとってもいいことです。ですから、担税力を大きくしていくという点でも、また50万人の観光客を受け入れるという市の方針に照らし合わせても、合併して10年だからこそ、その問題を問うているわけです、支所機能の強化という点でも。ですから、今戦後70年に当たって、安倍晋三首相はいわゆる日米同盟を強化する方向で沖縄の基地問題、前に進める方針です。それを抑止力と言っていますけども、軍事の備えというのは緊張を高めます。それを軍事に頼らない憲法の原点に立ち返ることこそ選ぶべき道であること、憲法を暮らしに生かす、そういう方向を住民とともに全力で頑張っていくことを表明して質問を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時00分）

再開します。

（再開＝午後零時00分）

◎教育長（宮國　博君）

教育委員会のほうではどのような対応しているかというと、これまで議論にありましたとおり、働く人たちの支援の形あるいは子育て支援の形で幼稚園は午前中なんですけども、午後からの形で預かりの保育をしましょうという準備をしているわけなんです、全園児を対象に。したがって、全園児の中で学童保育がいいですねというふうな子供たちが出るとおっしゃるわけでしょう。

（「今現にいるんですよ」の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

いや、いるというわけでしょう。そういうことですよね。であれば、いや学童保育には行くなと、あるいはほかには行くなと、必ず預かり保育としてここに残りなさいということは我々は言えませんので、少なくとも学童保育を利用したいということであれば、これは福祉部のほうで、我々の管理するところの学童保育では、このような形で、じゃやりますよというふうなのがいわゆる浦添市のちょっと預かりの、ちょっと経過措置の……

（「お試しの……」の声あり）

◎教育長（宮國　博君）

お試しの仕組みだと私は思っているんです。まだ聞いていませんよ、池原寛安浦添市教育長に聞きますけど、すぐ。だから、そういうふうな形になると、学童保育のほうは福祉部のほうで考えてもらうと、我々はあくまでも預かり保育のほうで対応していくと、この仕組みしかなりませんので、どうぞそのようにお考えをください。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後零時08分）

これで上里樹君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時半から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午後零時08分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎國仲昌二君

いよいよ一般質問もあと２人を残すのみとなりました。しばらくおつき合いいただきたいと思います。

それでは、一般質問に入る前に私見を述べたいと思います。今辺野古では、新基地建設反対との圧倒的多数の県民の声が出ているにもかかわらず、新基地建設に向けた工事が強引に進められています。日本は民主国家、法治国家と言われますが、日本政府は沖縄県民の声に耳を傾けず、沖縄県知事にも会わず、沖縄の民意を無視し続けており、まさに日本の民主主義が問われています。こんなことがまかり通れば、これまで営々と築き上げた日本の民主主義が壊されてしまいます。また、沖縄県民の中からは、日本政府は沖縄を日本と、沖縄の人たちを日本人と認識しているのか疑いたくなるという声も出ています。日本政府には、一日も早く沖縄県民と向き合い、沖縄県知事と話し合うよう希望して、一般質問に入ります。

まず初めに、市長の基本的な考え方についてお伺いいたします。最初に、予算編成について伺います。今回の予算編成時において、１次内示の後、市に影響力のある部外者が財政担当部署に直接意見を述べに来たという話を聞きました。もしこれが事実であれば、市民を愚弄したものであり、市長の予算編成権を脅かす重大なことだと思います。このような事実はあったのかお伺いいたします。

次に、議会での答弁に関する考え方についてお伺いいたします。宮古島市文書事務取扱規程では、市議会に関する書類は第１種の永久保存と規定されており、当然議会答弁も永久保存となるもので、答弁には慎重には慎重を期すべきだと考えます。ところが、私がこれまで経験した議会の答弁の中で、行政の信頼性に疑問を抱かせるような答弁が幾度かありました。その典型的な答弁が、昨年１月臨時会と６月定例会の答弁です。まず、１月臨時会において、上野の清掃センター解体工事について、「これまで単費でしか壊せないと言われていたごみ処理施設、これを一括交付金でできるというところが大きなメリットがあります」、「今回跡地でこういったものをつくるということになると、一括交付金が活用できるということでございます」などと答弁し、一括交付金での解体工事が決まっているかのような答弁でした。それが６月定例会の答弁では、国とのやりとりの中でどうしてもできないということになったとあっさりと１月の答弁を覆しました。２億2,000万円の多額の事業費をまだ決まってもいないのに議会で断言する、そして断言した答弁をいとも簡単に変更する、このような議会答弁が信頼できるのかと思います。市長は、議会答弁の責任の重みについて、どういった認識なのかお伺いいたします。

次に、新市建設計画についてお伺いいたします。まず、今回の計画変更の手順についてですが、先日の質疑での答弁では、庁内の意見交換、策定委員会を経て地域審議会に諮り、答申を受けたとのことですが、地域審議会では何回審議したのでしょうか、各地区ごとに教えていただきたいと思います。

次に、今回の計画変更の特徴についてお伺いいたします。今回の変更は、合併特例債の期間が延長されることに伴って行われるものと聞いていますが、今回の主な変更点はどういったものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、財政計画についてお伺いいたします。見直し案では、財政計画の考え方として地方交付税については「平成28年度から始まる合併算定がえの段階的な削減を見込んで推計しています」と説明していますが、財政計画では平成29年度からの削減となっています。これは、私は質疑の中でお話をしたんですが、資料をつくってきたんですけど、これは配れないということで、パネルにしたらいいかなと思ったんですけど、ちょっと説明しますと、財政計画の表では、削減が平成29年度からというふうに見られます。私は、

平成28年度から減額するべきじゃないかと言ったんですけど、そこでいろんなやりとりがあったんですけど、当局の説明は平成25年度決算額をもとにしているというような説明であったかと思いますが、私は直近の見込み額が出ているのに、なぜ平成25年度の決算額に戻るのかと。平成26年度の決算見込み額というのが一番現実に近いんじゃないかということで、平成26年度、平成27年度の見込み額から減額するべきじゃないかという考え方でお話ししたわけですけれども、これについて当局の考え方を伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つ、その質疑のやりとりの中で、後で資料を提出して説明するということだったんですけども、いまだに資料は提出されておりません。それについてもお伺いしたいと思います。

次に、島の伝統文化や慣習への考え方についてお伺いいたします。施政方針の中で、「伊良部大橋全体でフラダンスを踊り、ギネスに挑戦する等」と述べられております。私は、フラダンスについては、カギマナフラを見て、ハワイの伝統と歴史を感じさせるすばらしい踊りだという思いは持っております。しかし、宮古島にはクイチャーや宮古民謡、そのほか世界に誇れる伝統文化が幾つもあります。もし伊良部大橋全体でギネスに挑戦するなら、地元の伝統文化でという発想はなかったのでしょうか、市長のご見解をお伺いいたします。

次に、アーサ採取についてですけども、これは多くの議員の皆さんからの質問に答弁いただいているので、割愛しますが、市としては昔からの地域の慣習であり、それを楽しみにしている市民の気持ちをしっかりと酌み取って対応していただきたいというふうに思います。

次に、職員の倫理条例についてお伺いいたします。去った２月上旬、うるま市の職員が談合容疑で逮捕されるという残念な事件が報道されました。報道によると、逮捕された市職員は、同じく逮捕された関連会社の職員らと一緒にスナックにいるところを頻繁に目撃されていたとのことで、このことも市民から疑惑の目を向けられていたようです。こういったことについては、国のほうでは厳しく戒めており、利害関係者とともに飲食することは原則禁止となっておりますが、宮古島市では利害関係者との関係についてどのような対応をしているのかお伺いいたします。

また、国においては、相次ぐ公務員の不祥事事件を契機として、平成11年８月に国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を目的として国家公務員倫理法が成立しました。また、同じくお隣の石垣市でも同様の目的で平成20年11月から石垣市職員倫理条例が施行されております。宮古島市は、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するための職員倫理条例を制定するお考えはないのかお伺いいたします。

次に、申告納付通知の誤った送付についてお伺いいたします。ある法人に、「法人住民税の申告納付について（お願い）」という通知が送付されてきました。その内容は、平成21年度から平成25年度の５年間、申告されていないので、申告するようにとの内容でした。しかし、その法人は毎年申告しており、その写しも保管していたので、市の担当に電話を入れて確認し、了解を得たとのことです。今回は、たまたま法人が写しを保管していたために間違いが発覚しましたが、個人の場合で特にお年寄りだったならば、二重払いの可能性もあります。そこで、お伺いいたします。収納データは電算管理しているはずですが、なぜこのようなミスが起きたのか、原因を伺います。

ほかにも誤って送付された可能性があります。どのような調査を行ったのでしょうか。

次に、請負契約についてお伺いいたします。昨年の12月定例会で、「業者がその申請書類を提出する際

に当該法人の取締役に議員がついており、主として同一の行為をする法人ではないとの判断で参加願を提出しているものと理解しております」と答弁しています。これについては、昨日の亀濱玲子議員の質問に、これは私が判断したのではなくて、この法人が判断して出している。業者を指名する場合は、指名の案が上がってくる。その中で、主として同一の行為をする法人ではないとの判断して、参加願を出している業者に対して指名を推薦して上げてきているということだったでしょうと、そういう意味だったと答弁しています。つまり取締役に議員がついていることで、地方自治法第92条の２、兼業の禁止に該当するおそれがあるが、主として同一の行為をする法人ではないと当該法人が判断したのでしょうと、そういうことでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

同じく昨年の12月定例会で、沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領をもとに、軽微な設計変更で随意契約はできることになっている旨の答弁をしております。この設計変更要領の位置づけについてお伺いいたします。

次に、イベントの廃止についてお伺いいたします。南部忠平杯グラウンドゴルフ大会が参加者の激減を理由に予算が計上されず、廃止するとのことです。参加者の推移を見ると、確かにこの５年間で減少の一途をたどっており、特に県外の参加者の減が顕著です。参加者が減少した原因についてですが、昨日の平良敏夫議員への答弁で、グラウンドゴルフ愛好者の高齢化で遠い大会への参加が厳しいと分析していますが、もともとグラウンドゴルフは高齢化が進み、健康づくりを重要課題としていた小さな村から誕生した軽スポーツです。インターネットで調べたら、高齢者の健康づくりにグラウンドゴルフを取り入れている自治体が次々と出てきます。逆に高齢化社会だからこそ、もっと普及に力を入れるべきではないでしょうか、見解を伺いたいと思います。

もう一つ、グラウンドゴルフのブームのピークが過ぎたという答弁もありますけれども、これは地元のことでしょうか、それとも全国的になのでしょうか、お伺いいたします。それと、この参加者が減少していく中で、減少を食いとめるための措置というのはどういったことを行ったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。新しい教育委員会制度がことしの４月１日から施行されますが、今回の主な改正点を教えていただきたいと思います。

それから、今回の改正で課題などがあれば、その対応はどのように考えているのかについてお伺いいたします。

以上、答弁を聞いてから再質問いたします。よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

議会の答弁の責任の重さについてということであります。議会での答弁は、市民に対する説明であり、丁寧さが求められていると考えております。一括交付金制度は、交付金が活用可能事業について国、県と調整し、最終的に決定する方法で行っております。準天頂衛星システム事業については、可能性が高いとの情報でしたので、一括交付金活用と答弁をいたしました。その後、国との最終調整の中で一括交付金の活用は困難となったことから、一般財源で対応することといたしました。一括交付金の選定については、制度上、そういうふうな形になっておりますので、今後も慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時47分）

再開します。

（再開＝午後１時49分）

◎副市長（長濱政治君）

予算編成への第三者の介入についてです。そのような事実はないとの報告を受けております。

続きまして、入札参加業者の今確認をした部分でございます。該当する法人が地方自治法第92条の２に該当しているかもしれないけども、おそれがないということで出したのかという趣旨だったと思いますけども、そのように考えたかどうかは、私としてはわかりません。とにかく主として同一の行為をする法人ではないとの判断で参加願を提出しているものというふうに理解をしているということでございます。つまりこれは受けた側の市の担当窓口の職員ということにはなりますけども､そういうふうにもし出されて、確認したらそういうふうなのが出されていたと、登記簿謄本の中で議員が役職についていると、その意味を主として同一の行為をする法人ではないという判断で、その業者は参加願を出しているのではないでしょうかというふうに判断したのではないかというふうにお答えしたところでございます。

◎教育長（宮國　博君）

教育行政についてお答えをします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年４月１日より施行されることになっております。今回の改正は、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等の改革を行うものであります。

第１のポイントとしては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することとしてあります。教育委員会の代表者であり、教育委員会の会議の主宰者である教育委員長と事務局の指揮監督者である教育長とを一本化し、第一義的な責任者が教育長であることを明確にしています。また、新教育長の任命につきましてもこれまで委員に互選により教育委員会が任命しておりましたが、新制度では市長が議会の同意を得て直接任命をすることとしております。

第２のポイントとして、市長が総合教育会議を設けることとしております。この会議は、市長と教育委員会により構成する会議で、市長が招集します。教育に関する予算の編成や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題等を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置などについて協議することとなっております。

第３のポイントとしては、市長は教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議で協議し、定めることになっております。この大綱の主な記載事項は、各地方公共団体に委ねられておりますが、主として学校の耐震化、統廃合、総合的な放課後対策、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の充実等についての目標や根本となる方針となっております。

法改正における問題点についての指摘がございましたが、市長の権限が強まるんじゃないかと懸念する声があると、いろんなマスコミあるいは情報等がございますが、今回の改正において、教育に関する大綱の策定については市長の権限とされておりますが、総合教育会議、これは市長、教育長、教育委員が構成しますけども、総合教育会議の中で協議し、策定するものであり、また教育委員会の権限に属する事務の管理、執行権は教育委員会にあり、今後も独立した執行機関として政治的中立性を確保しながら、教育行政は進められていくことになります。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

新市建設計画についてのご質問で、地域審議会は何回開催したかとのご質問にお答えいたします。

各地域審議会の審議回数は、各審議会ともそれぞれ２回の開催になっております。

それから、今回の主な変更点はどういうものかとのご質問にお答えいたします。主な変更点についてですが、１つ目には合併特例債の発行期限が10年から15年に延びたことにより、本計画を平成32年度までの５年間延長されたことになります。

それから、２つ目には、リーディングプロジェクト事業に総合庁舎整備事業や総合博物館整備事業、総合体育館整備事業などの３事業を追加をしたことであります。

３つ目に、伊良部大橋の建設など現状においての文言の変更が必要なものとなっております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財政計画の中で、地方交付税の平成28年度以降の削減額をどういうふうに見込んでいるかということについて説明させていただきます。

まず、１点目に、平成28年度以降の普通交付税の試算は、決算が確定した平成25年度をベースとして計算しております。

それと、２点目、試算として平成25年度の合併算定がえと一本算定がえの差額を合併算定がえによる加算額としております。

３点目に、平成28年度以降の一本算定額は決算額の確定した平成25年度をベースとしております。

それと、４点目、平成28年度から段階的な減額が始まるため、平成28年度以降においては平成25年度の合併による加算額に平成28年度は90％、平成29年度は70％、平成30年度は50％、平成31年度は30％、平成32年度は10％を一本算定がえの額に加算をしております。資料については、これは準備しておりますので、提出をさせていただきたいと思います。

次に、うるま市の談合事件と職員の倫理条例について一括してお答えします。職員に対しては、日ごろから服務の規律、法令の遵守等について周知を図っております。今後とも公務員としての公正な職務の執行を図るとともに、市民に対し、疑惑や不信を招くような行為を防止し、職務に対する信頼を確保するよう職員への周知徹底を進めてまいります。

職員倫理条例の制定については、職員が職務の執行上、保持しなければならない必要事項を定めるためにも制定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、法人住民税の申告の納付のミスについてお答えしたいと思います。法人市民税の申告納付通知が誤って送付されております。法人登録を二重登録してしまい、重複して法人市民税の申告納付通知書を誤って送付し、当事者には大変ご迷惑をおかけしまして、申しわけありませんでした。今後このようなこと

がないようにチェック体制を強化してまいります。その事例があって、早速調査をしまして、法人住民税のリストを調査した結果、ほかに申告納付通知書の誤った送付はありませんでした。

次に、請負契約の沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領についてお答えしたいと思います。県においては、建設工事設計変更要領に限らず、例えば土木工事設計要領あるいは共通仕様書、工事標準積算基準書、実施設計単価表など建設工事におけるさまざまな技術的な基準、要領を制定しております。

一方、市町村においては、それらのことについて技術的にも人的にも対応できないのが現状でありますので、県の規定を準用しております。県としてもそれらを考慮し、要領等の制定や改正があった場合には、施行前に参考として各市町村に送付し、各市町村はそれを準用しているところであります。

◎観光商工局長（下地信男君）

まず、フラダンスでギネスに挑戦することについてでありますが、ギネスに挑戦するなら地元の伝統文化という発想はなかったかというご質問です。本市では、平成25年度からカギマナフラｉｎ宮古島と称する全国規模のフラダンス大会を開催しております。次年度の大会で第３回目を迎えます。このフライベントは、本市の姉妹都市であるハワイマウイ郡との交流をより進化させるとともに、ハワイの民俗舞踊と言われるフラダンスのイベントを通して、観光による島の活性化を図ることを目的に開催されております。今回の伊良部大橋でのフラダンスギネス挑戦事業は、カギマナフラｉｎ宮古島大会を伊良部大橋とフラダンスをフックとして全国に発信していこうという発想の中から生まれました。さらに、ことしはハワイマウイ郡との姉妹都市締結50周年という節目の年にあります。さらに、このような年に宮古島市民の長年の夢であった伊良部大橋が完成いたしました。このギネス挑戦事業は、これらの要素を組み合わせた相乗効果で、国内のみならず世界により広く宮古島の魅力を発信するとともに、カギマナフラｉｎ宮古島大会のＰＲ、それから観光事業の推進に大きく寄与するものと考えております。

また、フラダンス大会は文化交流事業の一環で実施しますので、フラダンスと宮古島の伝統文化の融合については、積極的に取り組んでいるつもりでございます。ことしはフラコンペティションの中において新たに創作フラダンスの部門を設けまして、クイチャー等とフラダンスと融合した創作フラダンスでの参加も促しております。宮古島で開催するイベントにおいては、宮古島の特性を生かすということは当然ながら意識して取り組んでいく必要があると考えております。

次に、イベントの廃止につきまして、南部忠平杯グラウンドゴルフ大会の廃止について２点質問いただきました。参加者が減少した原因、それから減少を食いとめるための措置はどうであったかというご質問です。昨日も副市長から県外からの参加者が減少した要因についてお答えがありましたけれども、やはりグラウンドゴルフ愛好者が全国的に高齢化が進んでいるということがまず大きな点であります。宮古島大会にも一時遠くは秋田県を含めて全国から多くの参加がありました。この方々を含めて、現役の方々も含めて全体的に高齢化が進みまして、遠く海を隔てた宮古島に足を運ぶのは大変な負担があるということがあるようでございます。これまでも比較的高齢の方の中でも若い方々がグループを引率するというツアーを組んで参加をいただいておりましたけれども、今ではこういったこともできないほど高齢化が進んでいるという話を伺っております。

また、高齢化というのは全国的、それから宮古島だけの問題なのかという話ですが、グラウンドゴルフ参加の皆さん方の話を聞くと、これはもう全国的な傾向であるというふうに認識しております。

それから、減少を食いとめるための措置は行ったかということで、本市としては毎年各県で開催される全国規模の大会に出向いて、職員を派遣して、大会パンフレットの配布あるいは時には宮古島の特産品を配布しながら、宮古島のＰＲをしながら参加者の誘客を行ってまいりました。地元の参加者も多く参加してほしいという思いで、市内の老人クラブ等の市民団体の参加も呼びかけてまいりましたが、結果的に改善が見られなかったというのが現状であります。元日本グラウンド・ゴルフ協会の幹部の皆さん方がよく宮古島大会にも参加していただきますけども、この際の意見交換でもやはりこういった高齢化の中で、なかなかこれといった手だてはないと。ただ、地道にやはり地元がみずからの大会をＰＲしていくほかないということで、こういう取り組みをしてきた経緯がございます。

◎國仲昌二君

ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をしていきたいと思います。

まず、予算編成についてですけれども、そのような事実はないということで安心しました。もしこうした行為があれば、市長には毅然と対応していただきたいというふうに思います。

それから、次、議会答弁についてですけれども、もう一つお伺いしたいと思います。私は、これまで久貝、松原財産区についてですけれども、これ登記簿謄本をもとに質問してきました。しかし、当局の答弁は根拠のない答弁ばかりが述べられているというふうに思います。先日の臨時会、それでも「昭和７年からの久貝、松原自治会所有を経て昭和23年８月の名称変更により法人格を持った久貝、松原財産区が存在し」というふうに答弁しています。これに登記簿謄本、昭和23年８月に名称を変更したというのは私には見当たりません。何を根拠にして昭和23年８月の名称変更という答弁をしたのか、根拠資料を示して正確な答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、新市建設計画について、まず１点目、先ほどは地域審議会は各地区ごとに２回ということでしたけれども、私が調べたら、昨年７月28日と31日は委嘱状を交付して、10月22日に諮問がされています。その後、ことしの１月23日に地域審議会が開催されていますが、なぜかマスコミには一切知らされず、その後１月30日に答申が行われております。２回行われたというのは、いつといつ行われたかを教えていただきたいと。

それと、もう一つ、新市建設計画というのは宮古島市の将来を示すもので、市民生活に大きく影響するものです。地域審議会の議論が２回ということだったんですけども、これで十分だとお考えでしょうか、お伺いします。また、１月23日の地域審議会は一切マスコミを通して市民に公表されませんでした。これはなぜでしょうか、理由を伺いたいというふうに思います。

それから、あと財政計画についても伺います。実は昨年の３月定例会で財政計画は平成26年度中に策定し、公表するというふうに答弁していながら、今まで公表されていません。もし今回提出している新市建設計画の財政計画がそうだというのであれば、なぜ公表しなかったのでしょうか。予算編成方針では、宮古島市中期財政計画に基づき、予算編成を行うとあります。ということは、昨年の11月までにはできていたことになります。なぜ公表すると答弁しながら公表しなかったのかお伺いいたします。

それから、昨日の亀濱玲子議員の質問に対し、財政計画は毎年ローリングしますと答弁しました。しかし、昨年３月定例会での私の質問には、中期計画をつくっておりまして、平成22年度から平成26年度までの期間ということになっていまして、平成27年度から平成31年度までの次期計画を平成26年度中に策定す

る予定ということで、５年スパンで計画をつくっていると答弁したはずです。いつから毎年ローリングすることになったのですか。もし以前から毎年ローリングしているんであれば、平成22年度から平成26年度まで毎年ローリングした財政計画を提出していただきたいというふうに思います。

それから、今回の計画変更の特徴として、私なりに感じたことを新旧対照表を見ながら述べていきたいというふうに思います。まず、新市建設計画（改定）新旧対照表（案）の34ページですけれども、人件費を初めとするという部分ですが、その中から「事業の効果、優先度等を総合的に勘案し」という文言が見事に消え去っております。また、35ページの下の行にある投資的経費の考え方で、「健全な財政運営を行うにあたって投資可能な」という部分も削除されています。なぜでしょうか。今後事業を行う際には、事業の効果、優先度等は勘案しない、健全な財政運営を行うことを念頭には入れないということでしょうか、お伺いいたします。

次に、23ページのリーディングプロジェクトの表で、スポーツアイランド環境整備事業の内容です。スポーツアイランドにふさわしい施設の整備の文言に、「各種イベント、地域の伝統文化等が天候に関係なく開催できるスポーツ施設と観光施設の両機能を整えた」との文言を追加しています。これは明らかに今建設中のスポーツ観光交流拠点施設を指していると思いますが、この施設を意識した文言の追加はほかにも見られます。11ページの真ん中あたりの「コンベンション機能を備えた全天候型の施設を整備」、22ページの下のほうでは「夜間や雨天時、季節を問わず楽しめる芸能や音楽・劇ライブ等の誘客イベントが実施出来る施設整備を促進」などです。

市長は、昨年の３月定例会の私への答弁で、「私が今事業をやっているやつはですね、全て合併時に策定しました新市建設計画、そしてそれを引き継いでつくった市の総合計画の中のリーディングプロジェクトとして全部位置づけられている」と述べ、「申しわけないけれども、しっかりと新市建設計画を読み直してほしいと思いますね」と答弁しています。しかし、「陸上競技場、トレーニングルームのある体育館、木陰の中のジョギング道、自転車道の整備など、スポーツアイランドにふさわしい施設の整備を図ります」との文言から、今建設しているスポーツ観光交流拠点施設の建設を導くにはかなり無理があるのではないですか。だから、今回の変更で３カ所も文言を追加しているのではないでしょうか、市長のお考えをお伺いいたします。

それから、スポーツ施設と観光施設の両機能を備えた施設といいますけれども、「夜間や雨天時、季節を問わず楽しめる芸能や音楽・劇ライブ等の誘客イベントが実施出来る施設」とどちらかといえば芸能、音楽、劇ライブ等としての施設を強調しています。

さらに、今定例会での音楽イベントについての質問に対し、スポーツ観光交流拠点施設の有効活用の観点からとか音響設備については、この施設は大規模なコンサートなどの開催を想定しているなどと答弁しています。この考え方では、スポーツ観光交流拠点施設をスポーツアイランド環境整備事業に位置づけるのはおかしくないですか、お伺いいたします。

それから、今度は財政計画とリーディングプロジェクトの関係についてお伺いいたします。今回の計画変更でリーディングプロジェクト３つ追加されています。新聞報道によりますと、３つの事業費の総額は92億円、合併特例債が適用できる平成32年度までの５年間で着手するとのことです。ちょっと整理しますと、まず交付税は平成32年度までに約30億円減になります。それから、現在建設中のスポーツ観光交流拠

点施設と建設予定の未来創造センター、保健センター、３つ合わせると少なくとも80億円から100億円と予想されます。それに３つのリーディングプロジェクト92億円を加えると200億円、つまりこれから平成32年度までの財政の影響額が200億円以上の増になるということになります。この大型事業が終わった後、膨大な維持管理費、借金返済、一体誰が責任を負うんでしょうか。平成32年度以降の維持管理費、借金返済の見込みをどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、事業の流れを考えますと、スポーツ観光交流拠点施設、未来創造センター、保健センターが大体平成29年度まで、そしてその後総合庁舎、体育館、博物館が事業展開されると想定されます。

ところで、財政計画では平成29年度から普通建設事業費が減になっていきます。そして、平成32年度は約75億円となっています。例えば新年度の公共事業では、スポーツ観光交流拠点施設やごみ処理施設、消防負担金など一時的事業を除いた事業費、つまり道路を整備したり、建物をつくったり、農地を整備したり、学校をつくったりという、そういった市民生活に密着した公共事業費は約80億円から90億円だと見込まれます。それが平成32年度では公共事業費全体で75億円です。となると、今予定している大型事業に新たな３つの事業が展開されると、通常の事業、つまり道路を整備したり、建物をつくったり、農地を整備したり、学校をつくったりという市民生活に密着した公共工事、それがほとんどできない財政計画になっているんではないでしょうか、お伺いいたします。

次に、請負契約についてお伺いいたします。先ほど土木建築部という話があったんですけども、沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領というのがあります。沖縄県の農林水産部工事検査指導班が作成し、平成26年６月１日から適用となっています。その中で、軽微な設計変更については、変更見込み金額または変更見込み金額の累計額が当初請負代金額のプラス・マイナス20％未満かつプラス・マイナス2,000万円未満の設計変更となっています。12月定例会で答弁したプラス・マイナス30％未満、またはプラス・マイナス3,000万円未満とは違っています。理由をお聞かせください。また、当初請負代金額のプラス・マイナス20％未満、かつ2,000万円未満とした場合、この要領に反している変更契約があるのではないですか、お伺いいたします。

それから、南部忠平杯グラウンドゴルフ大会についてですけれども、確かに県外からの参加者は減少しております。しかし、参加人数の多少でこの大会の価値、役割を判断するのは適切でしょうか。それは経済的な面からなのでしょうか、また参加者の減少を食いとめるための市の対応は十分だったのでしょうか。確かにこの大会にはトライアスロン大会のような華々しさはありませんけれど、この大会ならではの、例えば結いの島みゃーくにつながるような温かさがあったように思います。27年間続いたこの大会は、多くの方々の尽力や貢献、協力等によって歴史を育んできたと思います。歴史の重み、そこにかかわり、交流を深めた多くの方々の心中を察すると、本当に残念であります。再開は全く不可能なのか、再度お伺いいたします。

以上、答弁を聞いて再質問したいと思います。

◎副市長（長濱政治君）

財政計画を公表しないのはなぜかということでございますけども、この件につきましては、新市建設計画との連携がございます。今定例会で新市建設計画の承認を求めておりまして、それ以前にこの財政計画を公表すると整合性がとれなくなるということから、今財政計画については公表を控えているところでご

ざいます。

それから、いつから毎年ローリングすることになったのかということでございますけども、これは大型工事が今度たくさん出てまいります。従来と財政計画がちょっと違うということからしまして、この財政計画をつくる、今回からやっていきたいというふうに思っております。

それから、請負契約について、農林サイドではプラス・マイナス20%、2,000万円ということでございますけども、従来から市では土木建築部の建設工事設計変更要領、これを取り入れて、これを遵守してきたということがございまして、そういった差が出ていると思っております。つまりプラス・マイナス20%は採用していないということでございます。

それから、イベントの廃止について、これは昨日も申し上げましたけども、全国大会のイベントとしてはもう役割を終えたというふうに思っております。

あと残りの質問については、担当部長から説明させます。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

地域審議会の件でございます。７月28日に委嘱状を交付いたしまして、事前勉強会と称しまして事前に変更の内容とかいろんなものを勉強会を開催しております。その後、10月22日に第１回目を行いまして、その場で諮問をしてございます。１月23日に第２回目やっておりますが、どうしてマスコミを呼ばなかったのかということについては、別に特段マスコミに呼びかけはしておりません。その後、１月30日に答申をいただいております。

それから、先ほど新市建設計画（改定）新旧対照表（案）の23ページのご質問で、スポーツアイランド環境整備事業の文言のご質問がございました。これにつきましては、同じ新旧対照表の３ページに新しい島づくり計画の改定の方針というものがございます。この中でも書いてございますが、計画の改定については、当初計画が旧５市町村で構成される合併協議会で策定されたものであるから、それを最大限に尊重しますと。５カ年間延長されることによるそういったものを盛り込む、それから文言についても現時点で適切な表現に改めるということを書いてございます。そういった意味から、合併時につくられました新市建設計画の文言をさらに現時点のものに合わせて具体的に書いたということになるかと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

先ほど副市長のほうから答弁がありましたけど、農林水産部関係では沖縄県農林水産部が制定しました工事設計図書等作成要領、その中の設計変更に伴う契約変更取扱要領で事業は進めております。

（議員の声あり）

◎農林水産部長（村吉順栄君）

以前は30%、3,000万円以内ということでしたけど、20%以内、2,000万円以内となっております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財産区のことでお答えしたいと思います。

登記簿上、法制度の改正で所有権が確定するというか、もともと確定されているんですけど、その法制度が改正された段階で、その地域の所有者ということで認識はしております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時28分）

再開します。

（再開＝午後２時41分）

◎総務部長（安谷屋政秀君）

財産区についてお答えしたいと思います。

昭和23年８月15日の日付の件だと思いますけど、これ原因としましては昭和23年８月15日、旧市町村施行による名称の変更ということで、名称が平良字久貝財産区、平良字松原財産区のこの名称の変更によって、平成８年３月13日付の受け付けとなっておりまして、名義表示の変更となっております。その旧市町村の施行による名称の変更によって、これが原因となっておりまして、平成８年３月13日付の登記簿名義人表示変更となっております。それに基づいてやっております。

◎財政課長（仲宗根　均君）

新市建設計画（改定）新旧対照表（案）の34ページの「事業の効果、優先度等を総合的に勘案し」という前の計画の文言を今回変えてあるというふうなご指摘でありますけれども、新市建設計画そのものが、つまりリーディングプロジェクトの事業をまず行うということが前提でありますので、優先度は非常に高いと。ただ、これをやりますと、今度は具体的に言いますと、公債費が高騰していくというふうなことが見込まれるので、物件費等の抑制や効率的な財政運営に努めるという文言を入れたほうがいいという判断をしたということと、その下にもありますけれども、物件費を抑えるためにはその類似施設の統廃合を推進していきたいと、それをもって経費の節減に努めてまいりますというふうな文言に置きかえたということでご理解を願いたいと思います。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

先ほど申し上げた要領については、平成25年６月１日以降に改正されたもので、把握している限りでは、これを超えたものはございません。

（「休憩」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時45分）

再開します。

（再開＝午後２時47分）

◎農林水産部長（村吉順栄君）

附則のほうで平成26年６月１日以降、予算執行伺を決裁する工事及び設計変更手続を行う工事から適用するということでありますので、確認したいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時47分）

再開します。

（再開＝午後２時50分）

◎國仲昌二君

再質問いたします。

今の宮古島市の行政の進め方、非常に危うさを感じます。今の件もそうですけども、例えばスポーツ観光交流拠点施設、昨日の濱元雅浩議員の質問にもありましたけれども、全く現実的でない収支見込み、そして答弁も全くわからない。事業費も最初30億円と聞いていたのに、いつの間にか35億円、そして今定例会では37億円、どんどん、どんどんふえていきます。納得がいく説明がないので、市民は不安がっています。昨日も市民団体から振興開発プロジェクト局長に問うという資料が配付されていました。

それから、議会答弁に対しても、それから事業計画と財政計画の整合性などにも危うさを感じます。

それから、平成25年度から外部からアドバイザーを配置しています。専門家だという説明ですけれども、アドバイザーを配置しなければ市の業務は機能しないのでしょうか。市の職員の力量はそんなものなんでしょうか。職員のプライド、モチベーションも考えていただきたいというふうに思います。

それから、南部忠平杯グラウンドゴルフ大会の廃止、これはイベントのあり方を考えさせられます。新たなイベントはいろいろ立ち上がっていますが、一方では歴史あるイベントがなくなっていく、こういったことも一度立ちどまって、宮古島市らしいイベントは何か考える必要があるように思われます。

いよいよ平成27年度がスタートします。新年度が宮古島市にとってすばらしい年になりますように祈念して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで國仲昌二君の質問は終了いたしました。

◎棚原芳樹君

３月定例会最後となりました。それでは、一般質問に入ります。最後になりますと、似たような質問も多々あろうかと思いますが、再質問あたりで私なりに私見と要望を交えながら意見を述べたいと思っておりますので、当局の皆様方の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、質問に入る前に、去った１月31日に夢の伊良部大橋が開通できましたことをこの場をおかりして多くの関係者の方々に心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。伊良部大橋についてでございますが、伊良部大橋は1974年の架橋実現要請以来、40年以上がたって実現しております。離島である伊良部島と宮古島を結ぶことにより、離島区の解消はもとより、地域の発展、教育、医療、福祉の向上が図られ、宮古島圏域全体の発展と観光や農業、漁業の振興に大きな役割を果たすものと大きく期待されております。24時間、時間に関係なく伊良部に行ったり平良のほうへ来たりできて、本当にありがたい思いでいっぱいのきょうこのごろでございます。これからの伊良部島の発展に期待をしつつ、一般質問に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。最後になりますと、もう似たような質問とか多々ありますから、割愛も半分ぐらいは入れたいと思いますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてでございますが、伊良部大橋街灯整備については、何人かの議員の皆様方が質問しておりますので、私は割愛いたしますが、どうぞ９月ごろまでには街灯整備が県のほうでなさ

れるということを聞いて大変安心をしております。伊良部島の皆様方、また橋を通る観光客や宮古島市の皆様方の安心、安全を願うためにも、やはり一日でも早い街灯の整備のほうをよろしくお願いをしたいと思っております。できれば私の要望ではありますが、街灯、ただ明るさを増すばかりの街灯じゃなくて、明るさもありながら、きれいな、観光の名所にもなるような、七色とまではいかなくても、少し色も交えた街灯の設置ができればなと思っておりますので、よろしくお願いします。

引き続き、県営公園の整備でございますが、これもまた多くの議員の方々が質問しておりますので、私は割愛をいたしますが、また防災を兼ね備えた公園がまだ場所とかいろいろ決定しておりません。宮古島はやはり海抜が低いため、ある程度高台で防災を兼ねた公園の必要性をお互いも認識していることだと思いますので、どうぞ防災面を兼ね備えた県立公園の決定と、また公園の一日でも早い着工ができますようにお願いをいたします。

引き続き、下地島空港及び周辺活用についても割愛をいたしますが、やはり伊良部の下地島の40年以上も動かなかった残地がいよいよ動き出しております。宮古島市が購入してある85ヘクタールもそうではありますが、今後365ヘクタールぐらい残った残地を活用して、やはり宮古島の未来、伊良部島の未来、そして本当にこれからの我々の宮古島の未来を決めると言っても、決定づけると言っても本当に過言ではない事業でございます。４候補が今挙がっているということでありますが、しっかりとした企業を誘致して、５年後、10年後、20年後、やはりこの企業を選んでよかったねと。しかし、また多くの議員がおっしゃっておりますように、宮古島市が余り意見が通らない、通せない、そういう状況でありますから、やはり宮古島市の地元の意見をも組み入れてもらうように、県のほうには再三、またお願いなどはしてもらえればなと思っております。

引き続き、沖縄県から買い上げた下地島残地の85ヘクタールの農業的利用ゾーンについてでございますが、現在の取り組み状況と今後どういうふうな計画になっているのかお聞かせください。

次に、伊良部島と下地島間の入り江整備と沈砂池の整備計画についてでございますが、現在の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。

また、伊良部島の多くの方々がおっしゃっているんですけど、なぜ入り江の中央の水路だけをやらないのかと、多くの伊良部島の方々が心配をなされておりますので、お伺いいたしますが、作澪ということで北、南側の小さいマングローブが生えたところなども今やっております。伊良部島の方々がやはりこういうまたやり方を見て、ああ、これ自然大丈夫なのかということをおっしゃっておりますので、今後の入り江全体の自然環境は大丈夫なのかも添えてお伺いをいたします。また、この事業が完了した後、５年後、20年後、佐和田の浜や渡口の浜への自然環境の影響は大丈夫なのかお伺いをいたします。

引き続き、伊良部地区観光地整備総合計画についても多くの議員の皆様方が質問しておりますので、私は割愛をいたしますが、やはり今後の伊良部島観光発展のためには、将来を見据えた計画をしてくださいますよう、よろしくお願いをいたします。

引き続き、伊良部地区市営住宅整備計画についてでございますが、北区と南区、現在の計画の状況と今後の計画をお聞かせください。

引き続き、入域観光客50万人目標達成に向けての今後の取り組みと計画についても多くの議員が質問しておりますので、私は割愛をいたしますが、やはり隣の石垣島はもう100万人を突破している現状でござい

ます。あと一、二年もすれば110万人、120万人突破はもう可能だと言っておりますので、我々今40万人ちょっとでございます。50万人突破といっても、またあと５年かかるのか、10年かかるのかもさえわかりません。石垣に追いつけ、追い越せという意味でも、もうちょっとやはり入域観光客をふやすための斬新なアイデアあたりもやっていかないと、まだまだ石垣に比べて努力が足りないのではないかなとも思ったりしておりますので、これもまたあえて一生懸命頑張ってくださいますようにお願いいたします。

次のカギマナフラダンス全国大会と伊良部大橋でのフラダンスギネスについても國仲昌二議員が質問しておりますので、割愛をいたします。どうぞ頑張ってください。

引き続き、老朽化の進む伊良部漁業協同組合の荷さばき施設の解体撤去と施設の建てかえについて、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

引き続き、与那覇湾環境総合整備計画についても久松出身の粟国恒広議員と仲間則人議員がしっかりと力強く質問してありますので、割愛をいたしますが、ラムサール条約での整備ということで久松の方々や下地地区の方々も大変期待をしておりますので、しっかりとした整備をよろしくお願いいたします。

引き続き、伊良部大橋橋詰広場計画についても割愛をいたしますが、やはり私も伊良部島出身者として伊良部島に建設してほしいという思いと、伊良部島の多くの住民の方々が今後の伊良部島観光と経済の活性化に大きくつながるものだと大きな期待を持っておられますので、諦めるわけにはいきません。ぜひ検討、粘り強く頑張って、早期の実現を可能にしてほしいとお願いをいたします。

引き続き、伊良部農林水産室の存続についてでございますが、去った３月９日の伊良部地区12団体からの要請の中にも、市長はやはり行財政改革と組織機構改革の中で、伊良部の農林水産室だけ残すわけにはいかないということでございました。伊良部地域のやはり産業の中心は第１次産業であり、特に農業と漁業が盛んでございます。農業はサトウキビを基幹作物として、カボチャ、オクラが栽培され、近年は畜産経営に若者の参入が増加しており、将来有望視されているところでございます。また、漁業においては、県内でも有数の水揚げ高を誇り、今後は観光とリンクした活動が図られる明るい展望が期待されている昨今であります。そこでお伺いいたしますが、伊良部地域の人的、経済的衰退を招かないためにも、伊良部農林水産室の存続はできないものかお伺いをいたします。

引き続きお伺いいたします。平良を初め、城辺、上野、下地には各部が置かれておりますが、我が伊良部地区だけが部が置かれておりません。これもまた人的、経済的不均等が生じており、伊良部地域の住民から大きな不満が噴出しております。そこでお伺いいたしますが、均等ある地域の発展のためにも、観光商工局を伊良部庁舎へ今後移すことは考えられないのかお聞かせください。

引き続き、下地島空港西側、通称、私は青い楽園と言っておりますが、の南側に駐車場の整備はできないかということでございますが、伊良部大橋開通後、多くの観光客増加に伴い、滑走路西側の道路に多くの車が駐車して、海を眺めて楽しんでいるわけでございますが、大型観光バスなどが通るときなど、多少危険な状態でございます。そこでお伺いいたしますが、下地島空港滑走路南側あたりに駐車場の整備はできないものかお伺いをいたします。

引き続き、平成の森野球場等周辺整備計画についても多くの議員の皆様方が質問しておりますので、割愛をいたしますが、私からもまた要望ということで、伊良部Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館も今撤去されて、大変寂しいような感じになっております。また、できますならば、本当に４面の野球場整備ができればな

とも思っておりますが、２面ぐらいでも現実的に整備ができて、他の議員がおっしゃっておりますように、市長、下地幹郎代議士の力もかりて、ぜひできるように頑張ってほしいものだと思ったりしております。

引き続き、伊良部地区の津波避難用施設整備計画についてでございますが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

次に、伊良部地区下地島の通称中の島での駐車場整備計画でございますが、伊良部大橋開通後は観光客増加に伴い、駐車場の整備が必要になると私は何回も質問をしておりますが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

引き続き、宮古島マリンターミナル株式会社の今後についてどうなるかをお聞かせください、スケジュールについて。

また、マリンターミナルビルは今後どういうふうにするのかお伺いをいたします。

それから、マリンターミナルビルの今まで船の待合室が、今後マリンターミナルビルの状況によっては今までどおり使えるのか、またどうなっていくのかをお尋ねいたします。

引き続き、花いっぱい運動の状況と今後についてでございますが、市内どこに行っても草花でいっぱいでございます。市内を歩いてみても、車から眺めても気持ちいいものでございます。現在の取り組み状況と今後の計画をお聞かせください。

引き続き、農林水産行政についてお伺いいたします。伊良部地区土地改良事業の現状と今後の計画をお聞かせください。

また､伊良部地区におけるサトウキビ害虫イネヨトウの対策と現在の状況についてもお聞かせください。

引き続き、伊良部島におけるマングローブガニ養殖についてでございますが、宮古島の特産の起爆剤だけでなく、沖縄県の名産として、さらにメード・イン・ジャパンとしての拡大を目指して頑張っているということでございますが、現在の状況と今後の計画をお聞かせください。

また、今後このカニの大型養殖施設の導入は考えていないのか、また計画はないのかお伺いをいたします。

また､伊良部島のマングローブガニ養殖への市としての支援体制はどういう計画かお伺いをいたします。

引き続き、国営かんがい排水事業宮古伊良部地区工事の現在の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。

引き続き、ハーベスター導入でございますが、多くの議員が質問してありますので、私は割愛をいたしますが、やはり高齢化に伴ってサトウキビの収穫、また植えつけがいろいろ大変になっているということを聞いております。ぜひ各地域に必要に応じてハーベスターの導入ができますように、また伊良部地区においてもやはり高齢化に伴って機械化が必要だということでございますから、毎年毎年１台か２台はハーベスターの導入もしてくださいますように、よろしくお願いをいたします。

次に、ポットファーム実証栽培についても割愛をいたします。どうぞ私はマンゴーにかわる第２の果実ということで、５年後、10年後はポットファームのトマト栽培が脚光を浴びるんじゃないかと期待をしておりますので、しっかりとした取り組みをしてくださいますようにお願いをいたします。

次に、マンゴーについてでございますが、近年生産が大幅に伸びる一方で、品質のばらつきが見られることから、糖度計を活用し、高品質の選別化を進めるということでありますが、現在の状況と今後の計画、

また各農家への導入計画はどうなっておられるのかお伺いをいたします。

引き続き、道路行政についてでございますが、私は11年前から伊良部大橋開通までにぜひトゥリバー地区臨港道路伊良部島線を整備してくれないかお願いをしてきました。伊良部大橋開通までには大丈夫だということでございましたが、いまだ道路の開通はできておりません。そこでお伺いしますが、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

また、この道路に上水道の整備計画はどうなっているのかお伺いいたします。

引き続き、クリーンセンターから第二沖縄電力までのＡ―76号線整備計画については、地元、平良敏夫議員がしっかり質問しておりますので、私は割愛しますが、少し要望をしたいと思っております。北から南への道路でございます。久松のカママ嶺の南側あたりでも、その北から南へ抜ける道路はある程度いいんですけど、西から東、東から西に抜ける道路がもうほとんど行きどまりになっています。急に市街地化が進んで市が道路整備計画を進めるのが遅いのか、また都市化が早いのか、これわかりませんけど、今のＡ―76号線も縦への道路ができても、やはり東へ抜けたり西へ抜けたりする道路ができないと、またいびつなまちづくりになって、行きどまりになったりする可能性があると私は思いますから、今つくっている間に東へ抜ける道路も２本ぐらい、西へ抜ける道路も２本ぐらいの整備が兼ねて一緒にできるように要望をいたします。

引き続き、伊良部大橋伊良部島側つけ根のほうから長山港への道路整備計画と上水道整備計画について、現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

引き続き、大原線、大道線整備計画についても現在の状況と今後の計画についてお聞かせください。

引き続き、390号バイパス線、島の駅みやこから南に抜ける道路整備について計画はどうなっているのかお伺いいたします。最近やはりいろんな分譲住宅とかもできて、交通量も盛んであります。それに北側のほうはまだ幅はあるんですけど、南側に抜けるときも３メートルぐらいしか道路の幅がなく、大変支障を来しておりますので、できれば早くこの道路の整備もお願いをしたいと思っております。

引き続き、教育行政についてお伺いいたします。伊良部地区小中一貫校の推進については、佐久本洋介副議長がしっかり質問をしてありますので、私は割愛をいたしますが、ぜひ平成29年度の開校まではまた教育長を先頭に頑張ってくださいますようにお願いいたします。

次に、伊良部高校の今後はどうなのかと、大変伊良部島の方々が心配をなされております。そこでお伺いしますが、今後の伊良部高校の計画についてお伺いをいたします。

答弁を聞いて再質問をしますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（眞榮城德彦君）

質問の途中ではありますけれども、棚原芳樹議員と当局の皆さんと議会の皆さんにお願いしたいんですけども、10分ほど休憩いただけませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

我々もう２時間近く座って、ちょっと立てないんで、申しわけありません。よろしいですか。

（「はい」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

10分間ほど休憩し、３時25分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時15分）

再開します。皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

（再開＝午後３時25分）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長いたします。

それでは、休憩前に続き一般質問を続行いたします。

答弁よろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

伊良部農林水産室の存続についてでございます。伊良部農林水産室につきましては、伊良部大橋開通に伴い、地理的利便性が大幅に改善されることから、平成27年度より廃止することといたしました。農林水産関係の業務についても直接各担当課で行うことにより、充実した行政サービスができるものと考えております。

それから、観光商工局を伊良部庁舎へ移すことはについてでございます。伊良部支所は、これまでも部として位置づけされており、伊良部地域の振興については、対応できる体制を整えていると思っております。観光商工局の移転につきましては、考えておりません。

◎教育長（宮國　博君）

伊良部高校の今後の計画につきましては、これ県立の学校でございますので、県の教育庁のほうでいろんな計画を立てておりますが、私どもが知り得る範囲でお答えをしたいと思います。

沖縄県教育委員会の県立高等学校編成整備計画というのがございます。これは平成24年度から平成33年度までの10年間でございます。その中で、前期、後期という分け方がございますが、それによりますと、伊良部高校は恒常的な定員割れの現状にあるため、平成28年度から平成33年度の後期計画において、宮古高校に統合するとなっております。その計画は平成31年度に生徒の募集を停止し、平成33年度に統合完成の予定となっております。ただし、ただし書きがございます。伊良部大橋の開通後、募集定員の40名を満たした場合には、計画を再検討するというふうなことになっておりますので、今後の伊良部高校の状況が統廃合の形になるということでございます。私ども宮古島市教育委員会としても、伊良部高校の今後の状況については注視していきたいと思っております。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

伊良部地区津波避難用施設整備についてお答えしたいと思います。

現在建設工事が進行中であり、ことしの８月末の完成をめどに工事を進めているところです。

◎農林水産部長（村吉順栄君）

まず、県から買い上げました下地島残地の農業的利用ゾーンについてお答えいたします。

現在の状況としましては、市が農地利用集積円滑化団体としまして各農家と賃貸契約をしております。平成26年６月に賃貸契約しております各農家に対して下地島農業的利用ゾーンの基盤整備事業に関する意向調査を実施しました。その意向調査を踏まえまして、平成29年度に基盤整備事業、区画整理事業、平成31年度は畑かん事業を採択希望地区として実施するよう、関係機関と調整しているところであります。

次に、伊良部漁業協同組合荷さばき施設についてのご質問にお答えいたします。現在伊良部漁業協同組合の荷さばき施設は、議員ご指摘のとおり老朽化が進み、天井や柱等からコンクリートの剥離があり、危険な状況であります。解体につきましては、国、県と財産処分の手続を進めており、そのめどがつき次第、平成27年度で解体を行う予定であります。建てかえにつきましては、本年１月に産地水産業強化支援事業を水産庁へ応募したところであり、その応募が認定されれば、平成28年度で荷さばき室も含めた加工施設、鮮魚販売施設、地域水産物普及施設、漁業体験施設等の複合的な漁業支援施設として建てかえを計画しているところでございます。

次に、花いっぱい運動についてお答えします。緑豊かで花に彩られた環境は、宮古島市民の生活に潤いと癒やしを与え、宮古島市を訪れる全ての人に安らぎを与え、花と緑の島を印象づけ、観光資源としての活用も期待できます。今年度は130団体の申し込みがあり、約15万6,000本の植えつけを実施しました。今後も学校及び各種団体等を網羅した花いっぱい運動を展開し、充実を図ってまいります。

次に、伊良部地区の土地改良事業についてお答えいたします。伊良部地区土地改良事業の現状と今後の計画についてお答えいたします。現在伊良部地域では県営事業で魚口地区、市営事業で東上原地区、横嶺地区、南上原地区の計４地区を実施中であります。今後の事業計画としましては、平成28年度、市営事業で上原北地区、これはかんがい排水整備です。平成29年度で出原川地区、これは区画整理などを取り組む計画でございます。

次に、イネヨトウについてのご質問にお答えいたします。伊良部地域では、数年前よりサトウキビの害虫であるイネヨトウが大量発生し、甚大な被害を与えているため、関係機関と調整し、病害虫に詳しい専門家の指導を仰ぎながら、サトウキビ被害軽減に努めてまいりました。特にイネヨトウのふ化幼虫は、集団で茎内部に食入し、芯枯れを起こし、成虫になれば葉鞘の内側に卵塊を産みつけ、被害が拡大傾向になってきたため、平成25年度に防除実証モデル事業を導入し、新植夏植えを中心に約800ヘクタールにフェロモンチューブを設置し、さらに本年度もサトウキビ緊急対策事業を活用して825ヘクタールに交信攪乱によるフェロモンチューブを設置して、サトウキビの被害軽減に努めております。

次に、マングローブガニ養殖について３点ほどございましたが、一括してお答えします。現在のカニ養殖を行っているのは、（仮称）マングローブガニ生産組合が試験的に入り江水道地区内と水産加工施設の陸上水槽で親ガニから卵をふ化させ、稚ガニの飼育を試験試行しながら、餌の工夫や共食い防止を試みながら、カニの完全養殖化に努めているところであります。飼育しているカニの種類は、タイワンガザミとベニツケモドキガニ、アカテノコギリガザミ、ノコギリガザミ等が養殖されております。冬場の低水温で歩どまりが悪く、その対策が課題であります。現在市の水産課と県の担当者が協力しまして、技術指導を行っております。また、申請があれば、養殖業者への機材、網等に対する補助金、水産物養殖業振興補助金で支援してまいりたいと考えております。

次に、国営事業について答弁申し上げます。ご質問の国営かんがい排水事業宮古伊良部地区工事の現在の状況と今後の計画についてお答えします。当地区は、平成21年度から着工しておりますが、平成26年度まで仲原地下ダムを38％、伊良部送水路及び導水路工事を78.5％整備したところでございます。また、今後の計画についてでございますが、平成27年度に宮古吐水槽工事、伊良部導水路工事、牧山幹線水路工事を施工する計画となっております。また、伊良部大橋開通に伴い、伊良部島島内では関連工事等が本格的

に進められることが予想されますので、伊良部島の皆さんにもご協力をよろしくお願いいたします。

次に、マンゴーの糖度計についてお答えいたします。糖度計の導入については、沖縄振興特別推進交付金を利用しまして30台の導入を予定しております。この事業は、平成26年度単年事業でございますので、次年度以降については今のところ計画はございません。

◎建設部長（下地康教君）

まず、伊良部地区市営住宅整備計画についてでございます。宮古島市市営住宅ストック総合活用計画では、宮古島市全体の整備戸数を1,426戸と設定しており、現在1,411戸が整備をされております。残り整備予定戸数が12戸ありますが、住宅戸数が少ない北区の池間添地区で１棟12戸の市営住宅建設を平成28年度より計画をしております。ちなみに、市営、県営住宅整備状況は、北区、合計で94戸、南区、合計で111戸となっております。したがいまして、現在のところ南区での整備計画は予定をしておりません。

次に、宮古島マリンターミナル株式会社の今後についてというご質問にお答えいたします。現在宮古島マリンターミナル株式会社には20億円の負債が残っております。返済は困難であることから、同社は民事再生手続の中で債務の圧縮を図ることを念頭に、経営状況の分析把握に努めております。現在伊良部航路廃止後、会社再生に向けた新たな事業展開は難しい状況でございます。市が設置した第三セクター等経営検討委員会の答申も参考に、民事再生申し立ての方針を見直しながら、マリンターミナルビルを売却、清算することも視野に入れ、取締役会で検討してまいります。

次に、マリンターミナルビルの今後についてというご質問でございました。マリンターミナルビルの利用状況は、１階の伊良部航路待合所は伊良部大橋が開通したことから待合ロビーとしての機能は終了しております。しかしながら、現在１階のテナントは海運会社２社が事業所として賃貸しており、３階、４階はテナントビルとして活用されております。仮にでございますが、マリンターミナルビルの売却により相手方が特定された場合、その相手方とテナント利用者との間で協議を進めていくことになると思われます。

次に、トゥリバー地区臨港道路伊良部島線の整備状況についてのご質問がございました。臨港道路伊良部島線は、平成24年度に事業採択され、平成26年度は車道部の工事を完了し、部分的に供用開始を考えております。平成27年度は歩道部の工事を行い、事業の完了を目指します。

次に、伊良部大橋伊良部島側つけ根のほうから長山港への道路整備計画に関するご質問でございました。ご指摘の道路は、県道平良下地島空港線であります。県道を管理している宮古土木事務所に問い合わせたところ、本路線は平成25年度から事業が開始され、今後整備を行っていく予定であるとのことでございました。平成26年度現在、乗瀬橋の橋梁下部工事及び乗瀬橋から前後１キロメートルの区間の実施設計をしており、工事着手は平成29年度を予定しているとのことでございました。

次に、大原線、大道線整備計画につきましてでございますけれども、ご質問の大原線は、サンエーカママヒルズ店の北側に位置し、延長110メートル、幅員16メートルの整備を予定しております。当路線は、平成24年度に大道線ほか１路線で街路事業の事業認定を受け、現在事業の継続中でありますが、当区間の工事着手については、平成29年度ごろを予定をしております。

次に、国道390号線バイパス線、島の駅みやこから南に抜ける道路の整備につきましてでございますけれども、当路線は久貝24号線で延長395メートル、幅員３メートルの道路となっております。現段階での道路整備の計画はございませんが、平成27年度から当路線に隣接する松原１号線を整備する計画がありますの

で、完了後、交通状況を把握しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

◎上下水道部長（砂川　嚴君）

トゥリバー地区臨港道路伊良部島線の上水道の計画はどうなっているかというご質問でございます。トゥリバー入り口から伊良部大橋つけ根までの区間については、今のところ上水道の計画はありませんが、水道管を布設したとしましても、この区間については自然流下による給水方式となることから、住宅などの施設が建設されないまま何年も続く状況で水が使用されない場合は、水質が悪化して水道管の劣化や定期的な水抜き作業が必要となります。そのようなことから、今後の住宅等の建設状況を見きわめながら検討していきたいと考えております。

次に、伊良部大橋伊良部島側つけ根のほうから長山港までの上水道整備計画についてであります。伊良部大橋伊良部島側つけ根から長山港への上水道の計画については、現在のところ計画はありません。

なお、同じ答えになりますが、水道管を布設したとしましても、住宅等の建設がされないまま何年も続く状況があって水が使用されない場合は、水質が悪化して水道管の劣化や定期的な水抜き作業が必要となります。また、配水管の布設については、維持管理や採算が見合う路線を基本としており、住宅等がなく、未使用な状況での配水管布設は、水循環がない状況や水道使用料の収入が見込めない状況になり、水道事業経営としては好ましくないと考えております。そのようなことから、今後の住宅等の建設状況を見きわめながら検討していきたいと考えております。

◎伊良部支所長（川満勝彦君）

何点かいただきました。まず、１点目、伊良部島と下地島間の入り江整備と沈砂池の整備計画について、現在の進捗状況と今後の計画についてでございますが、伊良部島、下地島間入り江整備事業は、平成25年度に実施した測量と底質及び雑排水流入経路の調査並びに処理方法の検討結果を踏まえ、平成26年度は佐和田、長浜排水処理施設の設計と平成の森公園東側、これは支川水路の作澪を行いました。今後は、これまで実施した作澪の結果を観察、検証しながら、排水処理施設の建設や作澪を順次進め、入り江全体の環境浄化と観光資源としての利活用を推進してまいります。

次に、なぜ入り江の中央水路だけはやらなかったのか、それと入り江全体の自然環境は今後大丈夫なのか、佐和田の浜や渡口の浜自然環境への影響は今後大丈夫なのか、この３点について一括してお答えいたします。これまでの調査の結果、支川水路のほうに泥が多く滞積していることがわかりました。渡口の浜と佐和田の浜への自然環境への影響については、最大限に配慮する必要があることから、支川水路から環境浄化を図り、最後に中央の水路を作澪することが環境に優しいと判断し、作澪の順番を決定いたしました。これまで実際した作澪の結果を踏まえ、自然に優しい工法を取り入れながら、入り江の環境浄化を図り、入り江全体の自然環境の保全に努めてまいります。

次に、下地島空港西側、青い楽園の南側駐車場の整備はできないかとのご質問でございます。ご指摘の場所は、通称ナカピタと呼ばれ、自然の造形美と光が織りなす観光スポットとして、近年観光客に人気の場所で、大型バスやレンタカーの路上駐車もよく見かけられておりますことから、駐車場整備の必要性は感じております。平成27年度に策定する伊良部地区観光地整備総合計画に盛り込み、検討してまいります。

最後に、伊良部地区下地島、通称中の島での駐車場整備計画は現在どうなっているのかについてお答えいたします。ご指摘のとおり、当該地区はシュノーケリングやダイビングなどの観光スポットとして観光

客がふえてきております。路上駐車が多く、スムーズな交通に支障を来しております。しかしながら、当該駐車場の予定地は県有地となっているため、用地の確保に向け、図面等を提示しながら検討、調整中でございます。県に確認したところ、賃貸での契約を現在検討していると伺っております。用地の確保ができれば、平成27年度で策定する伊良部地区観光地整備総合計画に盛り込み、優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。

◎棚原芳樹君

どうも答弁ありがとうございました。再質問を行います。

伊良部島と下地島間の入り江整備、沈砂池整備計画についてでございますが、やはり我々伊良部島出身の議員も中央の水路だけをやってくれるのかなという思いの質問をこれまで何遍もやってきたのかなと自分自身でも思っております。ただ、スタートしてみると、やはり中央水路から離れた北側とか南側も全部計画されていて、今マングローブが生えたりしているところなども深さも２メートルぐらいになるのかな、幅10メートルぐらいで掘っているもんですから、今後自然環境、これ大丈夫かという、伊良部島の多くの住民の声が聞こえるもんですから、ここは稚ガニが、小さいガザミとかもいて、このマングローブガニを養殖している青年は、ここから網でマングローブの下あたりから１センチとか四、五センチのカニをすくってきて養殖をしているんです。まさにカニの漁場だと言っても過言ではなく、彼だけじゃなくて伊良部島全体の方がカニをとって食べたりもしておりますので、環境に優しいやはり整備を今後やってほしいなと、危惧しておりますから、これはまたよろしくお願いをしたいと思っております。

伊良部高校についても今後宮古高校に統廃合するということで進めていくということでございますけど、40人になれば、また存続は可能だということでありますから、伊良部高校の推移を見ながら、また今後父母会あたりとも相談していければなと思っております。

伊良部農林水産室の存続については、我慢もできるものの、副市長、市長、やはり伊良部に部がないと、そういう状況でございます。私は、やはり簡単に言えば、城辺に何も部がなく、部を置かずに上野とか下地にも議員みんないますから、伊良部のように４月から閑古鳥が鳴くような、五、六名の庁舎になったとき、伊良部の庁舎みたいに城辺の庁舎がなったら、城辺の議員黙っていませんよね。上野の庁舎が伊良部の庁舎みたいになったら、上野の議員黙っていませんよ。下地の庁舎がそうなったときに、黙っていないですよ。議員だけじゃない、伊良部島の市民は伊良部切り捨てだと、伊良部をばかにしているんじゃないかなと怒っているんですよ、僕らに。ですから、考えて、城辺の庁舎が伊良部みたいになったときに、城辺の住民は市長や副市長、当局にどんな不満を持つと思いますか。ですから、やはりはっきり言って、平良庁舎を中心に考えたら、伊良部庁舎のほうが城辺庁舎より近いですよ。そんなこと笑っている場合じゃないよ、本当に。伊良部島の人、真剣に伊良部切り捨てだと怒っていますよ。真剣に考えてもらわないと、伊良部大橋がかかって喜んでいる最中、伊良部みんな切り捨てといって伊良部島の住民は何を考えているのかと、理解できないと怒っておりますから、このことは簡単にできないんじゃないんですよ。やはり合併のときは下地にも上野にも城辺にも伊良部にも１つずつ部は置くということでやってきて、この10年したら伊良部だけ切り捨てということは、これはいけないと私は思っておりますので、どうぞこのことに関しては、きょうあしたではないですよ、来年でも再来年でもいいから、考える余地があるとか、このような答弁をお願いしたいと思います。

それから、マングローブガニは本人が10年間かけて研究して、一生懸命今やっておられます。もともとは海ぶどうの養殖していた施設を４カ月前ぐらいから借りて、手探りで彼が整備して今やっております。私もたまに行って話を聞くんですけど、これから少し彼のやはり自力でできないところを市が支援したり、また指導、助言したりしてやれば、このマングローブガニは宮古島の、本当に沖縄のすごいメード・イン・ジャパンの特産品になれると私は思ったりしておりますので、この指導、助言、ご協力のほどもぜひよろしくお願いをしたいと思います。

伊良部の下地島の通称中の島についてもぜひ県から借り上げるか買い上げるかはわかりませんけど、100台ぐらいはいつでもとまれるように駐車場の整備をしてほしいし、下地島空港滑走路の南側のほうにも滑走路の周辺に車が多数駐車していて、バスがカーブを曲がったりするとき今大変になっておりますから、このつけ根のほうに、下地島空港滑走路の南側の駐車場の整備をやれば、そこで駐車場に置いてきて、１時間でも２時間でもきれいな青い海を眺めたりしてくれればなと思ったりしておりますので、この辺の整備もしっかりとよろしくお願いをいたします。

最後になりました。このたび宮古島市役所、小中学校、幼稚園、保育所、その他宮古島市に関連する職責を退職なされる30人有余の職員、先生の皆様方、大変お疲れさまでございました。旧市町村、そして今日の宮古島市があるのも、長年にわたり市勢発展に尽力なされた皆様方のおかげであります。心より御礼申し上げます。今後とも健康に留意されまして、ますます活躍されますとともに、宮古島市のさらなる発展のため、相変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、私の一般質問は終わりますが、議場におられます定年退職なされる安谷屋政秀総務部長、古堅宗和企画政策部長、垣花徳亮生涯学習部長、できましたらこの場で一言挨拶をしてくれればと思って、私の一般質問はこれで終わりますが、今の観光商工局のこととカニ養殖のことあたりは答弁をよろしくお願いして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

◎市長（下地敏彦君）

伊良部支所についてであります。農林水産業の振興は、もう宮古島市における重要な位置づけとしてさまざまな施策を展開をいたしております。したがって、より農漁業者の要望を機動的に対応するということであれば、その農林水産部の職員を１カ所に集めて、いろんなニーズに対応するというふうなのが伊良部の地域の農業、水産業の振興にもつながるというふうに基本的に考えております。そのほうが、これまで以上の行政のきめ細かい対応ができるとまず考えているというのが１つであります。

そう言いながらも、伊良部支所については、全部課長職という形で今対応しておりますけれども、伊良部大橋がかかったというから、すぐ全部課長にするよというわけにもいかないと。やっぱり２年、３年ぐらいは様子を見て、そしてそれでどうしても影響があるというんであれば、その状況を見て判断するということを今考えております。決して伊良部島をないがしろにするということではなくて、より伊良部島の振興を発展するためには、やっぱりその職員も大いに一つに集約して、きめ細かい行政をしたいというふうに思っています。部長職については、ここしばらくは続けていきたいというふうに思っております。

次に、マングローブガニについてでありますが、これはおもしろい試みをしていると思います。今マングローブガニをある程度養殖をし、そしてその人がやろうとしているのはソフトクラブでやろうしているわけです。ソフトクラブというのはカニが脱皮してすぐのやつ、やわらかい状況でありますから、それを

取り上げて冷凍しておいて販売をしたいと。そうすると、脱皮したばかりのカニというのは非常にやわらかいですから、カニそのものを料理して食べられるという非常にメリットがあるんです。これはアメリカではかなり高級食材として普及しておりまして、そういうふうな形ができるとなると、これは非常におもしろいなというふうに思いました。私も養殖の現場を見てまいりましたけれども、その養殖の仕方も今までカニの養殖はできないと言われていたのに、なぜできないというふうに言われていたかというと、カニは共食いをするから、水槽の中でみんなで飼うということはできないということでなかなか難しいと言われていたこの問題を本当に解決をしてやっていたんです。新しい養殖の方法だなと思って、これならいけるというふうに私も思いました。先ほども農林水産部長が言いましたように、施設の整備あるいは養殖の技術の指導、そういうものについても十分やってまいりたいというふうに思っております。駐車場の整備については、総合計画の中で進めてまいります。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時03分）

再開します。

（再開＝午後４時04分）

◎市長（下地敏彦君）

そういうことじゃなくて、城辺も下地も上野も機能的には全部そういうふうに集約してきています。ただおっしゃっているのは部がないんじゃないかというお話であります。今のところ部長制という職制はちゃんと残してあるということであります。これでうまくいくかどうか、とりあえずやってみようと先ほども言いました。やってみて、やっぱりどうも何かふぐあいがあるというんであれば、提案のあるように観光商工局というのもあるでしょう。あるいは別のもあるでしょう。そういうのはこの様子を見ながら考えていくという考えであります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで棚原芳樹君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

ここで、棚原芳樹議員のリクエストがありますから、退職なさる部長の皆さん、お一人お一人、ご挨拶をお願いします。古堅宗和企画政策部長からお願いします。

◎企画政策部長（古堅宗和君）

定年をするに当たって、挨拶をさせていただきたいと思います。去年、先輩が挨拶したのを見ていて、何か遠い感じに思っていましたけど、いよいよ自分の番が来たなと思っております。

振り返りますと、昭和50年に宮古市町村会というところに採用されまして、30カ年務めました。30カ年といいますのは、ちょうど平成17年の合併と同時に市町村会がなくなって宮古島市に入りました。宮古島市に入ってちょうど10カ年の年に退職をするわけですから、合わせまして40カ年務めさせていただきました。この間にはいろんな時代の変遷といいますか、例えば東京直行便とか、私市町村会に入ったころは、まずその要請からスタートしましたんで、そういったものとか大阪直行便とか、あるいは民放テレビとか

携帯電話とか、いろんなものがだんだん、だんだん、そのころは想定できなかったようなものが今現実として私たちの生活の周りにあると思います。そういったものに少しでもかかわることができたなというのが私の今の大きな財産であります。

今後は一市民として頑張っていきますけど、この宮古島市に入りましてから10カ年の間に議員の先生方にもたくさんご指導いただきました。それもまた私の財産として、一市民として頑張っていきながらも、今後はテレビを通してになるかと思うんですが、しっかりと議会も見て、今度は一市民としてチェックをしていきたいなと思っております。本当にありがとうございました。

私の最後の要望ですが、当局と議会は車で例えるなら両輪ですので、どちらかが進み過ぎても横に行きますので、ちゃんと安定して前に進むようによろしくお願いしまして、私のこれまでのお礼の言葉としたいと思います。

◎議長（眞榮城德彦君）

安谷屋政秀総務部長、よろしくお願いします。

◎総務部長（安谷屋政秀君）

挨拶をさせていただきたいと思います。

古堅宗和企画政策部長は市町村会に30カ年いたということですけども、私は昭和54年７月１日採用になってから回った課が17課あります。何でかわかりませんけど、とにかく17課回っております。その中においていろんな部を見せていただきまして、今の総務部長になって、やっぱり大いに役立ったなと。いろんなところを回るということは、やっぱりいろんな勉強をするということになりますので、それはとっても勉強になったなと思っております。ですから、職員に関しては、各部署、部署に一応異動しても、与えられたところで勉強のチャンスがあるんじゃないかなと思うのがやはり自分のためにもなるし、また市民、いわば宮古島市のためにもなると思っております。職員については、やはり中枢から外れたわけじゃないんだけど､与えられたところで一生懸命やれば必ず人は見ているということを一応いつも言っております。

それと、５年前から新城元吉議員に「いつ定年ですか」と言われ続けて、「再任用ですか」と言われて５年になります。前里光惠議員にもよく言われております。２人の議員の希望どおり、今月の31日で定年を迎えることになります。自分自身はまだ体も全部元気だと思っておりますので、定年してもある程度自分の目標を持ちながら頑張っていきたいと思っております。

それと、やはり今古堅宗和企画政策部長が言ったように、車の両輪と言っておりましたけど、私から見ると、議会のほうが脱線しているかなと思っておりまして、ぜひ議員各位におかれましては、お互いの足の引っ張り合いをするんじゃなくて、お互いに切磋琢磨しながら頑張っていただければいいかなと思っております。別に宮古島市から去ることではありません。私は監視はしません。私は遠くから見たいと思いますので、議員各位におかれましては、宮古島市の発展のために頑張っていただけるようお願いするとともに、一市民となりましても私は監視はしないで、後ろからついて回りたいと思いますので、ぜひ体に留意されて、宮古島市の発展のために頑張ってください。長い間お世話になりました。ありがとうございます。

（議員の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

それでは、垣花徳亮生涯学習部長、お願いします。

◎生涯学習部長（垣花徳亮君）

昭和53年の８月に旧上野村教育委員会に採用されて、36年８カ月の公務員生活でございます。多くの先輩、後輩の同僚の皆さんの支えがあって、今月の定年を迎えることができました。本当にありがとうございました。

この公務員生活の中で、大きな心に残っている事業が３つございます。まず１つが、昭和62年の海邦国体、そして平成９年の全国スポレク祭、それから平成22年の全国高校総体、この３つの大きなスポーツイベントでございます。多くの市民の皆さんにもご協力いただいて、本当にこの大きなスポーツイベント事業が成功裏に宮古島で開催できたことを心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、一市民として、また宮古島市の発展のために頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

部長の皆さん、ありがとうございました。

本日の日程は、これで終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後４時13分）

平 成 27 年

第２回宮古島市議会(定例会)会議録

３月25日（水）　　最終日

（委員長報告、質疑、討論、表決）

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第１０号

平成２７年３月２５日（水）午前１０時開議

日程第 1	議案第２８号	宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例	（委員長報告）
〃 第 2	〃 第２９号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第３０号	宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第３１号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第３２号	宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第３３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第３４号	宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第３５号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第３６号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第３７号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第３８号	宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第３９号	宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第４０号	宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第４１号	宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第４２号	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第４３号	宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第４４号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第４５号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第４６号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第４７号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第４８号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第１５号	平成２６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）

日程第２３	議案第１７号	平成２７年度宮古島市一般会計予算	（委員長報告）
〃 第２４	〃 第１８号	平成２７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２５	〃 第１９号	平成２７年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２６	〃 第２０号	平成２７年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２７	〃 第２１号	平成２７年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２８	〃 第２２号	平成２７年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２９	〃 第２３号	平成２７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第３０	〃 第２４号	平成２７年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第３１	〃 第２５号	平成２７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第３２	〃 第２６号	平成２７年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第３３	〃 第２７号	平成２７年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第３４	〃 第４９号	新市建設計画の変更について	（ 〃 ）
〃 第３５	〃 第５０号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第３６	〃 第５１号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第３７	〃 第５２号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第３８	〃 第５３号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第３９	〃 第５４号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４０	〃 第５５号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４１	〃 第５６号	宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４２	〃 第５７号	宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第４３	陳情書第 ２ 号	「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情	（ 〃 ）
〃 第４４	〃 第 ３ 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	（ 〃 ）
〃 第４５	〃 第 ６ 号	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	（ 〃 ）
〃 第４６	〃 第 ４ 号	住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書	（ 〃 ）
〃 第４７	〃 第１６号	要請書（高腰城跡の復元と整備に係る要請）	（ 〃 ）
〃 第４８	〃 第 １ 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書	（ 〃 ）
〃 第４９	〃 第 ５ 号	宮古島市平良字下里９０６番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書	（ 〃 ）
〃 第５０	〃 第 ７ 号	宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書	（ 〃 ）
〃 第５１	同意案第 １ 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	（市長提出）

日程第５２　　同意案第　２　号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　　（市長提出）
〃　第５３　　〃　　第　３　号　固定資産評価審査委員会委員の選任について　　（　〃　）
〃　第５４　意見書案第　１　号　所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書
（文教社会委員会提出）
〃　第５５　　〃　　第　２　号　安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
（　　〃　　）
〃　第５６　　〃　　第　３　号　子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書
（　　〃　　）
〃　第５７　　発議第　１　号　宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例　（議会運営委員会提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

総務財政委員会
委員長　嵩　原　　弘

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第１７号	平成２７年度宮古島市一般会計予算	原案可決
議案第２４号	平成２７年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	〃
議案第２８号	宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例	〃
議案第２９号	宮古島市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第３６号	宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第３７号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第３８号	宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について	〃
議案第４０号	宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について	〃
議案第４９号	新市建設計画の変更について	〃
議案第５０号	宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第５１号	うえのドイツ文化村指定管理者の指定について	原案可決
議案 第５２号	宮古島海宝館指定管理者の指定について	〃

◎議案第１７号

議案第１７号、平成２７年度宮古島市一般会計予算の歳出、２款総務費、１項総務管理費については、総務財政委員会において、「１６目沖縄振興特別推進費、スポーツ観光交流拠点事業に１６億１，０００万円の予算が計上されているが、同事業は本市の人口規模、財政負担等の点から懸念される。また、市民からも反対の声が多々あり、同事業は将来、市民の負担になるものと考える。よって議案第１７号には反対する。」との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決された。

◎議案第１７号

議案第１７号、平成２７年度宮古島市一般会計予算の歳出、１０款教育費については、文教社会委員会において、「２項１目及び３項１目学校管理費関連の賃金に係わる予算で学校用務員の必要性は全校に確保するようにと主張してきたが、それが進んでいない。」、「４項幼稚園費に係わる予算で預かり保育が始まる中で幼稚園教諭を含めて預かり保育の保育士にしても正職員を充てるべき。」、「６項保健体育費に係わる予算で給食センター職員が正職員一人以外賃金職員という状況、給食の安全・安心な体制はとても大事である。賃金職員で補うという予算配分には納得できない。」との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決となった。

◎意見

議案第１７号、平成２７年度宮古島市一般会計予算のうち、１６億１，０００万円の沖縄振興特別推進費を活用して実施するスポーツ観光交流拠点事業は当初から赤字での運営が見込まれているため、この赤字部分を今後、どのよう対処していくのかを当局は、市民に対しても十分に説明するべきであるとの意見が付された。

◎意見

議案第１７号、平成２７年度宮古島市一般会計予算の歳出、６款農林水産業費、２項林業費については、経済工務委員会において、「２目林業振興費中の森林事業（特定森林造成事業、森林環境保全直接支援事業）に毎年約１億円（平成２５年度は約８，０００万円、平成２６年度及び平成２７年度は約１億円）を予算計上し、随意契約で宮古森林組合と契約を行っているが、契約の形態としては望ましいとはいえない。公平、公正の観点から、競争入札についても検討すべきである」。

同じく６款農林水産業費、３項水産業費についても同委員会において、「１目水産業総務費中に水産観光アドバイザー嘱託職員の報酬２４０万円が予算計上されている。平成２５年度及び平成２６年度においても、

ほかの予算項目に公共施設建設アドバイザー嘱託職員の報酬が２年間で４２０万円予算計上されている。アドバイザー嘱託職員は、いずれも同一人物である。アドバイザー嘱託職員の配置については、市職員との関係性、配置の必要性（例えば、アドバイザー嘱託職員がいなければ市の業務が著しく停滞する）などについて市民の理解を得るため丁寧に説明すべきである」との意見が付された。

◎意見

議案第３８号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定については、議案第３９号、宮古島市土地区画整理事業基金条例と関連しているが、議案第３８号は総務部、議案第３９号は建設部が提出しており、会計を管理する部局が同時に提出したほうが審査の面からもよいのではないかとの意見が付された。

議案第４０号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定については、議案第４１号、宮古島市新技術実証栽培事業基金条例と関連しているが、議案第第４０号は総務部、議案第４１号は農林水産部が提出しており、会計を管理する部局が同時に提出したほうが審査の面からもよいのではないかとの意見が付された。

議案第４９号、新市建設計画の変更は、本市にとって重要な計画であるにもかかわらず、訂正箇所が多々見られたので、資料作成にあたっては、細心の注意を払うべきとの意見が付された。

議案第５１号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定については、うえのドイツ文化村は多くの施設があるにもかかわらず、ほとんどが遊休化していて観光地として機能していないように感じる。店舗、パレス館、運河等の施設を活用することで、同施設に活気が出ることが予想されるので、店舗を市が管理する等、施設の利活用について検討するべき。

同じく、うえのドイツ文化村はイベント以外では市民が訪れにくく、観光客中心の施設になっているとの市民からの指摘もあり、遊休施設も多いため、公の施設が適正に管理されているかを見極め、行政側が指定管理者と調整を図り、是正していくべきであるとの意見が付された。

議案第５２号、宮古島海宝館指定管理者の指定については、同施設のトイレの使用について、施設側が拒んでいるとの指摘もあり、非常に利用しにくいとの声が多いため、公の施設として施設側が利用者にトイレを使用しやすい環境をつくるとともに、トイレを外に設置することを検討すべきであるとの意見が付された。

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

総務財政委員会
委員長　嵩　原　　弘

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書第４号	住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書	不採択とすべきもの	

◎不採択の理由

陳情書第４号については、「陳情の趣旨が現在の日本の流れを捉え、指摘している点も妥当なものである」との賛成意見もあったが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

総務財政委員会
委員長　嵩　原　　弘

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１１０条の規定により申し出ます。

記

１．件　名

議案番号	件　　名
陳情書 第　７　号	宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書

２．理　由

陳情書第７号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

文教社会委員会
委員長　垣　花　健　志

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第１８号	平成２７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第２２号	平成２７年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃
議案第２３号	平成２７年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第３０号	宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	〃
議案第３１号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第３２号	宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	〃
議案第３３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第３４号	宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	〃
議案第３５号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第４２号	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第４３号	宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 第４７号	宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例	〃
議案 第４８号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例	〃
議案 第５３号	七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃
議案 第５４号	富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃

◎議案第２２号

議案第２２号については、「宮古島市の高齢者の状況をみると、介護保険料の見直しは限られた年金では暮らしのやりくりが出来ない。」「１人当たりの保険料も全国の自治体に比べて高い。」「行政がしっかりとした介護事業計画の対応策をとるべきである。」「高齢者を守る予算になっていない。」との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決された。

◎議案第４３号

議案第４３号については、「消費税増税が予定される中で、低所得高齢者や苦しい年金生活者に対し、年金の減額、医療費の増額、介護保険料の基準額が第５期は前期比で３３．３％引き上げ、更に８．４％の引き上げは高齢者の負担増に繋がる。」「保険あって、介護なしという状況がますます深刻になることが懸念される。」との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決された。

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

文教社会委員会
委員長　垣　花　健　志

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書第２号	「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情	採択すべきもの	
陳情書第３号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	〃	
陳情書第６号	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	〃	

◎採択の理由

陳情書第２号、陳情書第３号、陳情書第６号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

文教社会委員会
委員長　垣　花　健　志

閉会中、再継続審査及び継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１１０条の規定により申し出ます。

記

１．件　名

議案番号	件　　名
陳情書第１６号	要請書（高腰城跡の復元と整備に係る要請）
陳情書第　１　号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書

※陳情書第１６号については、再継続審査。陳情書第１号については、継続審査。

２．理　由

陳情書第１６号、陳情書第１号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

経済工務委員会
委員長　仲　間　則　人

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第１５号	平成２６年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第１９号	平成２７年度宮古島市港湾事業特別会計予算	〃
議案第２０号	平成２７年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第２１号	平成２７年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第２５号	平成２７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	〃
議案第２６号	平成２７年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算	〃
議案第２７号	平成２７年度宮古島市水道事業会計予算	〃
議案第３９号	宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について	〃
議案第４１号	宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について	〃
議案第４４号	宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第４５号	宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 第４６号	宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案 第５５号	宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について	〃
議案 第５６号	宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃
議案 第５７号	宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について	〃

平成２７年３月２５日

宮古島市議会
議長　眞榮城　徳　彦　殿

経済工務委員会
委員長　仲　間　則　人

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１１０条の規定により申し出ます。

記

１．件　名

議案番号	件　　名
陳情書 第　５　号	宮古島市平良字下里９０６番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書

２．理　由

陳情書第５号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成２７年第２回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２７年３月２５日

（開議＝午前10時00分）

（閉会＝午後零時02分）

◎出席議員（２６名）

議　　長	（４　番）	眞榮城　徳　彦　君	議　　員	（１３番）	高　吉　幸　光　君
副　議　長	（１７〃）	佐久本　洋　介　〃	〃	（１４〃）	富　永　元　順　〃
議　　員	（１　〃）	濱　元　雅　浩　〃	〃	（１５〃）	新　城　元　吉　〃
〃	（２　〃）	平　良　敏　夫　〃	〃	（１６〃）	亀　濱　玲　子　〃
〃	（３　〃）	下　地　勇　徳　〃	〃	（１８〃）	下　地　　明　〃
〃	（５　〃）	粟　国　恒　広　〃	〃	（１９〃）	垣　花　健　志　〃
〃	（６　〃）	仲　間　頼　信　〃	〃	（２０〃）	棚　原　芳　樹　〃
〃	（７　〃）	國　仲　昌　二　〃	〃	（２１〃）	平　良　　隆　〃
〃	（８　〃）	上　里　　樹　〃	〃	（２２〃）	前　里　光　惠　〃
〃	（９　〃）	上　地　廣　敏　〃	〃	（２３〃）	山　里　雅　彦　〃
〃	（１０〃）	嵩　原　　弘　〃	〃	（２４〃）	池　間　　豊　〃
〃	（１１〃）	仲　間　則　人　〃	〃	（２５〃）	下　地　　智　〃
〃	（１２〃）	西　里　芳　明　〃	〃	（２６〃）	新　里　　聰　〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市　　長	下　地　敏　彦　君	総　務　部　長	安谷屋　政　秀　君
企画政策部長	古　堅　宗　和　〃	教　　育　　長	宮　國　　博　〃

◎議会事務局職員出席者

事　務　局　長	上　地　栄　作　君	議事係調整官	仲　間　清　人　君
次　　長	伊　波　則　知　〃	議　事　係	下　地　博　正　〃
補佐兼議事係長	友　利　毅　彦　〃		

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第10号のとおりであります。

この際、日程第１、議案第28号から日程第50、陳情書第７号までの計50件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算、原案可決。

議案第24号、平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号、宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第29号、宮古島市税条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第36号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第37号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第38号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定について、原案可決。

議案第40号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定について、原案可決。

議案第49号、新市建設計画の変更について、原案可決。

議案第50号、宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定について、原案可決。

議案第51号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定について、原案可決。

議案第52号、宮古島海宝館指定管理者の指定について、原案可決。

議案第17号。議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算の歳出、２款総務費、１項総務管理費については、総務財政委員会において、「16目沖縄振興特別推進費、スポーツ観光交流拠点事業に16億1,000万円の予算が計上されているが、同事業は本市の人口規模、財政負担等の点から懸念される。また、市民からも反対の声が多々あり、同事業は将来、市民の負担になるものと考える。よって議案第17号には反対する。」との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決された。

議案第17号。議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算の歳出、10款教育費については、文教社会委員会において、「２項１目及び３項１目学校管理費関連の賃金に係わる予算で学校用務員の必要性は全校に確保するようにと主張してきたが、それが進んでいない。」、「４項幼稚園費に係わる予算で預かり保育が始まる中で幼稚園教諭を含めて預かり保育の保育士にしても正職員を充てるべき。」、「６項保健体育費にかかわる予算で給食センター職員が正職員１人以外賃金職員という状況、給食の安全・安心な体制はとても大事である。賃金職員で補うという予算配分には納得できない。」との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決となった。

意見。議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算のうち、16億1,000万円の沖縄振興特別推進費を活用して実施するスポーツ観光交流拠点事業は当初から赤字での運営が見込まれているため、この赤字部分を今後、どのように対処していくのかを当局は、市民に対しても十分に説明するべきであるとの意見が付された。

意見。議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算の歳出、６款農林水産業費、２項林業費については、経済工務委員会において、「２目林業振興費中の森林事業（特定森林造成事業、森林環境保全直接支援事業）に毎年１億円（平成25年度は約8,000万円、平成26年度及び平成27年度は約１億円）を予算計上し、随意契約で宮古森林組合と契約を行っているが、契約の形態としては望ましいとはいえない。公平、公正の観点から、競争入札についても検討すべきである。

同じく６款農林水産業費、３項水産業費についても同委員会において、「１目水産業総務費中に水産観光アドバイザー嘱託職員の報酬240万円が予算計上されている。平成25年度及び平成26年度においても、ほかの予算項目に公共施設建設アドバイザー嘱託職員の報酬が２年間で420万円予算計上されている。アドバイザー嘱託職員は、いずれも同一人物である。アドバイザー嘱託職員の配置については、市職員との関係性、配置の必要性（例えば、アドバイザー嘱託職員がいなければ市の業務が著しく停滞する）などについて市民の理解を得るため丁寧に説明すべきである」との意見が付された。

意見。議案第38号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定については、議案第39号、宮古島市土地区画整理事業基金条例と関連しているが、議案第38号は総務部、議案第39号は建設部が提出しており、会計を管理する部局が同時に提出したほうが審査の面からもよいのではないかとの意見が付された。

議案第40号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定については、議案第41号、宮古島市新技術実証栽培事業基金条例と関連しているが、議案第40号は総務部、議案第41号は農林水産部が提出しており、会計を管理する部局が同時に提出したほうが審査の面からもよいのではないかとの意見が付された。

議案第49号、新市建設計画の変更は、本市にとって重要な計画であるにもかかわらず、訂正箇所が多々見られたので、資料作成にあたっては、細心の注意を払うべきとの意見が付された。

議案第51号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定については、うえのドイツ文化村は多くの施設があるにもかかわらず、ほとんどが遊休化していて観光地として機能していないように感じる。店舗、パレス館、運河等の施設を活用することで、同施設に活気が出ることが予想されるので、店舗を市が管理する等、施設の利活用について検討するべき。

同じく、うえのドイツ文化村はイベント以外では市民が訪れにくく、観光客中心の施設になっているとの市民からの指摘もあり、遊休施設も多いため、公の施設が適正に管理されているのかを見極め、行政側が指定管理者と調整を図り、是正していくべきであるとの意見が付された。

議案第52号、宮古島海宝館指定管理者の指定については、同施設のトイレの使用について施設側が拒んでいるとの指摘もあり、非常に利用しにくいとの声が多いため、公の施設として施設側が利用者にトイレを使用しやすい環境をつくるとともに、トイレを外に設置することを検討すべきであるとの意見が付された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城德彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書、不採択とすべきもの。

不採択の理由。陳情書第４号については、「陳情の趣旨が現在の日本の流れを捉え、指摘している点も妥当なものである」との賛成意見もあったが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。総務財政委員会委員長、嵩原弘。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第７号、宮古島市への自衛隊早期配備に関する要請書。

理由。陳情書第７号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第18号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第23号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第30号、宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第31号、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第32号、宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第33号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第34号、宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例、原案可決。

議案第35号、宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第42号、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、原案可決。

議案第43号、宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第47号、宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例、原案可決。

議案第48号、宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例、原案可決。

議案第53号、七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第54号、富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第22号。議案第22号については、「宮古島市の高齢者の状況を見ると、介護保険料の見直しは限られた年金では暮らしのやりくりができない。」「１人当たりの保険料も全国自治体に比べて高い。」「行政がしっかりとした介護事業計画の対応策をとるべきである。」「高齢者を守る予算になっていない。」との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決された。

議案第43号。議案第43号については、「消費税増税が予定される中で、低所得高齢者や苦しい年金生活者に対し、年金の減額、医療費の増額、介護保険料の基準額が第５期は前期比で33.3％引き上げ、更に8.4％の引き上げは高齢者の負担増に繋がる。」「保険あって、介護なしという状況がますます深刻になることが懸念される。」との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第２号、「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第３号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、採択すべきもの。

陳情書第６号、子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第２号、陳情書第３号、陳情書第６号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

閉会中、再継続審査及び継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第16号、要請書（高腰城跡の復元と整備に係る要請）。

陳情書第１号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書。

陳情書第16号については、再継続審査。陳情書第１号については、継続審査。

理由。陳情書第16号、陳情書第１号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。経済工務委員会委員長、仲間則人。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第15号、平成26年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算、原案可決。

議案第19号、平成27年度宮古島市港湾事業特別会計予算、原案可決。

議案第20号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号、平成27年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号、平成27年度宮古島市水道事業会計予算、原案可決。

議案第39号、宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定について、原案可決。

議案第41号、宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定について、原案可決。

議案第44号、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第45号、宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第46号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第55号、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第56号、宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第57号、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定について、原案可決。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。経済工務委員会委員長、仲間則人。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第５号、宮古島市平良字下里906番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書。

理由。陳情書第５号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎亀濱玲子君

今の委員長報告に何点か質疑をさせていただきます。

まず、議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算なんですけれども、その中でスポーツ観光交流拠点施設が賛否が分かれたというふうに報告をいただきました。その中で３点ばかり伺いたいと思うんですけれど、沖縄振興特別推進費が16億1,000万円というふうに書かれて報告されておりますけれども、トータルで35億円、あるいは今定例会では37億円というところまで予算が膨れ上がっているわけですけれども、この予算がふえているということについて委員会の中でどのような審査、内容はどういう内容で予算がふえた、それについての委員からの意見というのがどのような意見があったかが１点。賛否が分かれたとのことですけど、当初から赤字が見込まれているということは問題になっているわけですが、それでもなおかつ賛成をしようという人たちの中で赤字運営ということに関する意見ですね、恐らく心配されていると思うんですけど、これについての赤字運営になるけれども、それについてはどういう意見が出たかということについてお聞かせ願いたいと思います。

２点目です。同じく議案第17号の水産観光アドバイザーですね、これについてはどういう役割を果たしているというふうに皆さんの中ではご認識をされてこの予算が通ったかということについてですね、ここに丁寧な説明が市民に行われるべきであるというふうに意見が付されておりますけども、委員会としてはこの方の必要性ということに関してはどういう審査をされたかということについてお答えいただきたいと

思います。

３点目です。議案第51号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定について問題点というか、課題が指摘されているわけですけれども、是正していくべきであると書かれておりますけれども、店舗あるいはパレス館等々の公の施設を今後どういうふうに活用しなければならないと、例えば向こうに全部委ねるのではなくて、具体的に審査の中でどういう意見が出たかをもう少しお聞かせ願えればと思います。

以上、３点です。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算の中でスポーツ観光交流拠点事業に対する予算増についての意見はなかったと思います。委員からの意見は、この報告書にもありますように、当局からの説明では当初から運営の中で赤字が見込まれていると、それをどういうふうにして対応していくのか、また黒字にするための方策がまだまだ市民に対して説明が足りない、もちろん議会に対してもですけど、というような意見がほとんどだったと思います。事業費が２億円ふえたということについての意見はなかったように思います。

次に、水産観光アドバイザー嘱託職員の件につきましては、経済工務委員会で審査しておりますので、経済工務委員長にお答えいただきたいと思います。

次に、議案第51号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定についての意見としましては、実際うえのドイツ文化村の中にある運河、これについても今干上がっている状況で、当初は海水が引き込まれていろんな海の生物もいたはずだと、それもやったほうがいいんじゃないかと。それとまた、プールがあるらしいんですが、それについての利活用がまだまだ十分にされていないと。温水プールとなっているわけですから、年中活用するのがよいのではないかという意見がありました。また、特に市営住宅のほうなんですが、市営住宅は店舗併用となっていて、市営住宅のほうは市が管理しているんですが、その１階部分の店舗については指定管理の中に入っていて、この利活用が全くされていないと。ですから、この部分は指定管理の物件から外して、これは市として管理するのがいいのではないかという意見がありましたので、そのように報告いたしました。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算、亀濱玲子議員からの質疑でありますけれども、６款農林水産業費、３項水産業費の水産観光アドバイザーについての質疑でありますが、同委員会ではアドバイザーというふうな専門職、これが本当に必要であるのかということで議論がありました。その中で委員会としては全員このアドバイザーが本当に必要であるのか否かというのを今後検証していきましょうということで委員の中から意見がありまして、この報告書の中に書かれているとおり、市民の理解を得るため丁寧に説明すべきであるとの意見になりました。

◎亀濱玲子君

再度今の委員長答弁について追加でお聞きしますけれども、議案第17号の平成27年度宮古島市一般会計予算の中のスポーツ観光交流拠点施設ですけれど、35億円が37億円になる、とても大きな変化だと思いますけど、これについて皆さんの中ではこれは何によってふえて、なので何が問題だ、もちろん赤字運営になるであろうということについてはずっと指摘されていることですけど、この増額されている予算の中身

についての審査はされなかったということですか。その意見がもし出たようであればお聞きしたいと思うんですけれど。こんなにふえるのに誰も何も言わなかったのか。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

当初35億円だという市の予算の提示は、当初の説明では今委員と少し確認したんですけど、35億円程度だったということであります。それが今いよいよ具体的に進入道路の整備だとかでありますけど、それで37億円という具体的な数字になってきたんではなかったかという委員の声です。それと、消費税が上がった分も影響しているんじゃないかという声があったということであります。

◎亀濱玲子君

では、余りにも大きな予算なので、もう一回確認します。今消費税の話が委員長の答弁の中でありましたけれども、それで37億円ということにならないだろうと思うんです。それで、皆さんが兵庫県の施設をごらんになったときに、同規模施設で８億円でできていると、それを視察されて、いや、これは宮古島市は見直さなければいけないというのが大方の意見の総務財政委員会の感想であったというふうに伺っておりますけれども、もちろんイベントもできる質の高い音響や、市長もご説明になりました、音響もいいものを使いたい、照明もいいものを使いたい。ですけれども、宮古島の財政規模に照らして35億円あるいは37億円というふうに膨れ上がっていくのが将来大きな負担になるのではないかということがあったわけですから、委員の中でいわゆる視察を生かしてもっと縮小した内容にすべきというような意見はなかったかということを最後にお聞きしたいと思います。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

このスポーツ観光交流拠点事業につきましては、報告書に記載しているように、委員の中からは本市の人口規模、財政負担等の点から懸念される、同事業は将来市民の負担になるものと考えられるという意見もあり、また赤字での運営が見込まれているという当局の説明の中でどのようにこれを対処していくのかという強い声も委員の中からは出ておりました。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光惠君

経済工務委員会の委員長にお伺いいたします。

陳情書第５号、宮古島市平良字下里906番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書についてですね、これは宮古島市平良字下里906番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書でございますが、継続審査というふうになっておりますけども、委員会でどのような意見が委員からあったのか、まず１点。私が考えると、これは緊急を要する陳情と考えますけども、なぜ継続審査としたのか、どのような理由があったのか、これについてお伺いいたします。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

陳情書第５号、宮古島市平良字下里906番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書に対してでありますが、経済工務委員会が継続審査とした理由といたしましては、委員から現在陳情をされている市民の方々が沖縄県建築審査会に異議の申し立てをされているということで、その結果も勘案する必要があるとの意見がほぼ全員からありました。ということで、まずは沖縄県建築審査会の結果を見てそれから判断しよ

うという結果になりました。

◎前里光惠君

委員の皆さんは現場も視察されていると思うんですね。工事に入っていると思うんですよ。であればですね、やはり議会としての判断は緊急を要するんじゃなかったのかなと。やはりどんどん工事が進んでいくわけですから、その後でどういう判断が出せるのか、審議未了に持っていくような考えが委員会の中であるのかですね、これについてお伺いします。

もう一つは、文教社会委員会の委員長にお伺いいたします。陳情書第16号、要請書（高腰城跡の復元と整備に係る要請）、これは再継続審査となっておりますので、この理由についてお伺いいたします。どういう理由で再継続審査になったのか、これについてお伺いいたします。

◎経済工務委員会委員長（仲間則人君）

陳情書第５号、宮古島市平良字下里906番地等での集会施設（葬儀場）建設反対陳情書に関してでありますが、建設に当たって建設許可を出すのは沖縄県であるということです。我々委員会としては沖縄県建築審査会の結果を我々が委員会として差しとめるべきではないとか、いろんな話が出ました。ということで沖縄県建築審査会の結果を見て判断する必要があるという意見が示されました。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

陳情書第16号の要請書（高腰城跡の復元と整備に係る要請）については、再継続審査とさせていただいております。これは、一度継続をした際にやはり現状の確認が必要ではないかというふうなことで、その現状の確認と、そして提出をした方の意見も聞いてみたいというふうなことで、２月26日に城辺地区のほうに行きまして直接お話を聞かせていただきました。委員からは、城址の復元に際しての資料が余りない、これに関しては教育委員会の方も立ち会ってですね、資料を示しながら見させていただきました。石垣も含めてきちんとした資料がないというのが説明でありました。そして、城址跡のエリアでの文化村構想、発掘はできないとの教育委員会からの説明がありました。つまり県指定の文化財ということで、そこでの文化村構想はできませんよという説明がありました。要請内容が多岐にわたっていて、文教社会委員会の範囲を超えているというふうなことでありますけれども、これに関しても非常に要請内容がたしか６項目でしたか、非常に範囲が大きいと。文教社会委員会だけの結論は出せないということでありました。次に、継続審査にして何かできるものから１つか２つ目指して再度陳情をし直してもらうのがいいのではないかという意見もありました。次に、自治会の方も城址跡のエリア内での開発ができると思っているので違う方法、例えばエリアの近隣でまずできることがないかを考えてほしいという意見もありました。もう一つ、自治会の思いが強いので、この構想を崩さず、行政としてもまずできることの手助け、情報交換を大事にしてほしい等々の意見がありまして、再継続審査といたしました。

◎前里光惠君

地元の要請、また大変重要な文化財であると思います。やはり歴史に残る文化財として整備して残すべきであると思いますので、次の委員長の報告では結論を出していただきたいと、これをお願いして終わります。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時43分）

再開します。

（再開＝午前10時43分）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

２点ばかりお伺いいたします。

文教社会委員会委員長にお願いします。議案第22号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計予算について二、三点意見があるんですが、このうちの１人当たりの保険料も全国の自治体に比べて高いという意見が述べられて、この高いという根拠等についてはどのように述べられたんですか。

それから、その下の介護事業計画の対応策をとるべきであるとの次にある高齢者を守る予算になっていないというふうな指摘がされているんですけど、どういうふうなことで高齢者を守るための予算になっていないかという意見が述べられたのかということの説明をお願いいたします。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時45分）

再開します。

（再開＝午前10時45分）

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

一応我々のほうで事務局との調整で意見に対しての発言をまとめてありますので、それを読まさせていただきます。先ほど報告の中で言いましたこととは別に、歳入、保険料は限られた年金で天引きされ、暮らしにやりくりができないという声に配慮されていないということ。もう一つ、2015年10月からは消費税が10％に引き上げる予定であるが、低所得者、高齢者を守る予算になっていないということ。もう一つ、保険料の負担軽減をふやした予算編成であってほしいというふうなことが意見が出たということでまとめてございます。

（議員の声あり）

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

基本的に事務局との調整で聞き取りをした中でまとめたものを報告したんですけれども、細かいことについての説明というか意見があったとは覚えておりません。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里　樹君

総務財政委員会の委員長にお伺いします。

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算についてですけれども、いわゆるスポーツ観光交流拠点事業にかかわる議論の中で、亀濱玲子議員のさきの質疑に対して進入路の整備と消費税の増税がその要因

だと、35億円が37億円になった説明がありましたけれども、それ以外については全く触れられなかったということですか。それだけ確認します。

それともう一点、陳情書審査報告書の件ですけども、陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書、これが不採択の理由の中に、陳情の趣旨が現在の日本の流れを捉え、指摘しているという点も妥当なものであるとの賛成意見もあったということですけども、この現在の日本の流れを捉えるって具体的な説明を少しお願いしたいと思います。どんな意見だったのか。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算、このスポーツ観光交流拠点事業の35億円が37億円になったということは、これはあくまでも完成までの数字でありまして、報告書の中で報告されていますように委員会での意見というのは平成27年度の一般会計予算の16億1,000万円についての意見がほとんどだったと思っております。

それと、陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書についてでありますけど、この住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書につきましては、これは昨年の６月定例会でも全く同じ内容、そして提出者も同じ提出者で、そのときは同じように不採択となっております。それが本定例会でも同じように出されておりまして、意見の中には不採択の理由のほうにありますように、陳情の趣旨が現在の日本の流れを捉え、指摘している点も妥当なものであるという賛成意見がありましたので、その意見を言った委員がどのように捉えているかはわかりませんけど、そういった意見があったということを一応報告としてあります。

◎上里　樹君

今具体的な議論がなかったような感じを受けますけども、その陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書についてお伺いしますけども、賛成意見に対してそれを採択すべきじゃないという反対意見はどのような意見がありましたか。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

先ほど申しましたように、この陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書は全く同じ内容で、提出者も同じ方で、住所、氏名も一緒で、昨年の６月定例会で不採択となっているわけです。それが理由だったと思っております。

◎上里　樹君

ただいまの陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書についてお伺いします。

いわゆる不採択にする理由をお聞きしたいんですけども、その理由はなかったということですか、特に。要するにただそれだけの理由、それ以外になかったということですか。お答えください。それだけの確認。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

そのとおりです。

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎池間　豊君

総務財政委員長に、今お答えは16億1,000万円の予算を認めたという中で、37億円は議論に出なかったということですけど、この16億1,000万円を認めたら最終的な予算は必ず認めなくてはいけないということになるんですけど、答弁が今回はこの16億1,000万円しか認めていないですよという答弁ですから、これを認めた以上は最終的な予算は認めなくてはいけないですよね。その辺への議論はやっぱりあってしかるべきかなと思うんですけども、その辺はなかったかどうかもう一度確認したいと思います。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

あくまでもこの審査された予算は、平成27年度の予算の16億1,000万円の中であります。最終的なものについては、まだ提示もされていないわけですから、ただこれぐらいになるだろうという説明というんですか、それはありましたけど、今審査してきたのは一般会計予算の中での16億1,000万円の沖縄振興特別推進費を活用して実施するということに対して委員会では活発な意見が交わされました。

◎池間　豊君

じゃ、再確認ですけど、最終的な37億円という総額の予算というのは出なかったということですね。それが１点と、それとこの管理運営費に関して当初から赤字が見込まれるというふうな報告もありますけども、きょうの新聞でもロックフェスティバルが中止というふうになっておりました。それが今までの答弁の中ではほとんど地元での催しとか、そういうのが主な収入の財源になるというふうには聞いておりますけど、一番大きなのがロックフェスティバルのような催しかなというふうに思っていますので、こういった部分が議論の中でますます収入的な部分が厳しいというような、そういったところの委員の中での話し合いはなかったかどうか、その辺も確認をお願いします。２点です。

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

同じ答弁になると思いますが、やはり運営を当局はしっかりと対処していただきたいという意見が多く出ました。それと、もう一つはロックフェスティバルの件につきましては、これは私もきょうの新聞を見てわかったわけですけど、これについて委員会では議論は出ていませんし、また市当局もきょうの新聞を見て知ったことだと思いますが、しっかりとこれから対応していくかどうかを我々議会としてもチェックしていかなきゃならないんじゃないかと思っております。

◎池間　豊君

質疑ではないんですけど、この赤字が本当に懸念される施設という中では、本当に市民への丁寧な説明と、そしてできるだけ将来的に指定管理するというふうな話も出ておりますので、市の負担にならないような部分を本当に委員会ではしっかりと議論をしながらやっていただきたい。将来的に大きな市民への赤字負担をさせないためにも、ぜひ総務財政委員会にはその辺を議論して赤字ができるだけ出ないような方向での進め方をお願いしたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

総務財政委員長に１点だけ。

先ほど陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書での質疑に対してですね、賛成意見は不採択の理由のところに入っていますけども、賛成意見があるという

ことは反対意見もあって不採択になったと思うんですけれども、その不採択とする意見というのはなくて不採択となったということなんでしょうか。この１点だけお聞きいたします。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時00分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

また同じ答弁になると思いますが、先ほどからも言っていますようにほとんど同じ内容で昨年の６月定例会で議論されているんですね。これは、昨年６月定例会にもう不採択とされているものをまた出すのかという意見もあったかと思うんですが、これが理由を載せるべきだったのかどうか、ちょっと今確認しておりませんが、委員会としては不採択としたものを結果を変えるべきじゃないというようなことがあったのかな。と思います。

（「そういう意見があった」の声あり）

◎総務財政委員会委員長（嵩原　弘君）

という意見がありました。一度不採択としたものをまた出されてきたので、これについてはまた不採択とすべきものという意見があったという、今委員からありましたけど、それで理解してください。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、議案第28号、宮古島市行政手続条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第２、議案第29号、宮古島市税条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第３、議案第30号、宮古島市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第４、議案第31号、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第５、議案第32号、宮古島市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第６、議案第33号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第７、議案第34号、宮古島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第８、議案第35号、宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第９、議案第36号、宮古島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第10、議案第37号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第11、議案第38号、宮古島市土地区画整理事業特別会計条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第12、議案第39号、宮古島市土地区画整理事業基金条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第13、議案第40号、宮古島市新技術実証栽培事業特別会計条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第14、議案第41号、宮古島市新技術実証栽培事業基金条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第15、議案第42号、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第16、議案第43号、宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎上里　樹君

議案第43号、宮古島市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

前期５期の引き上げの中で、そういう異常な引き上げというんですか、33.3％という引き上げを2014年４月に実施しています。その４月には消費税が８％に増税されました。そういう中で多くの自治体で、宮古島市もそうですけれども、住民の声は、高齢者の声は介護保険料が上がる、しかし給付は引き下げられる、そういう中で物価も上がっていく、これでは暮らしが立ち行かないと、そういう悲鳴が上がりました。ですから、そのときも私は一般会計からの繰り入れをすべしということを意見を言いました。この一般会計からの繰り入れについては、国会答弁でも国が認めているところです。ですから、自治体によってはその激変緩和策を賢明な対応策としてとっている自治体もあります。ですから、そういう対象を今度の宮古島市の新規の６期の計画に当たっては講ずるべきだと思いますけども、そういう対策が講じられていません。条例の改正の中身では、これまでの６段階を13段階に区分を引き上げて、低所得者の軽減策を職員が頑張って、市長も上がっていく中で大変ご苦労されているとは思いますけれども、軽減策をとったことに関しては評価をいたしますが、それでもなお５期の異常な引き上げに続いて第６期も8.4％の引き上げ、基準額で6,940円となりました。これでは医療費の負担増やこういう高齢者の暮らしにくい社会保障の切り捨てが進む中で宮古島市の高齢者を守る、そういう立場の対応が必要だったのではないかということを指摘し、反対討論といたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第17、議案第44号、宮古島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第18、議案第45号、宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第19、議案第46号、宮古島市製氷冷蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第20、議案第47号、宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の全部を改正する条例に対

する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第21、議案第48号、宮古島市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第22、議案第15号、平成26年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第23、議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算に対する討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、予算全体の割り当てが私はバランスが悪いというふうに指摘せざるを得ないと思います。教育予

算の中でも、例えば子供たちの食の安全ということを守らなければいけない給食センターで正規の職員が１人だけ配置されて、あと調理員が残り22名賃金職員で賄うとか、例えば子供たちにより近くに安全を守らなければいけないという、それと学校用務員の配置を全校配置にすべきということも、これも実現されておりません。そして、これから始まるという預かり保育においても職員の配置が十分に配慮されていない。そういう何かもろもろの幾つか挙げた教育予算の中でも反対を申し述べてまいりましたけれども、何よりも私はこれまで反対してきた通称ドーム、スポーツ観光交流拠点施設はこの宮古島市の財政の体力において身の丈ほどの予算というふうにはなっていないというふうに強く指摘したいと思います。だんだん、だんだん膨れ上がっていく、35億円から37億円、そして当初から赤字が見込まれているというのを本当に宮古島市議会が通していっていいのかというのはずっと疑問を呈してまいりましたけれども、何を優先順位にするかという点におきまして、私はこういう予算配分ということに対しては大いに疑問があるというところで、この一般会計予算に反対をいたしたいと思います。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算に賛成の立場で討論したいと思います。

今亀濱玲子議員からもありましたとおり、このスポーツ観光交流拠点施設に関しては委員会の中でも多くの意見が出て議論がされてまいりました。その上でこの１点に関して全体の予算をとめるべきではないという意見ももちろんありましたので、今後当局にしっかりとした説明、また理解を求めるという附帯意見として出ている意見の中で全体の予算に関しては通していこうという意見がありました。私もそのように思いますので、この一般会計予算というのは今回通しながら、このスポーツ観光交流拠点施設に関してはしっかりと議会の中でもまた議論を深めていくべきだという意味で、全体の予算は通すべきだという賛成の意見です。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎上里　樹君

議案第17号、平成27年度宮古島市一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

亀濱玲子議員が指摘した部分は省略しますけれども、私がこの一般会計予算の中で国がせっかくの地方創生を掲げて特別の補正予算を組む中でそれを生かしていく、そのための施策として自治体が今後どうしていくのか、総合計画もまとめていくことになっていますけれども、そういう中でようやく国も賃金引き上げを言うようになりました、労働者の。ですから、そういう観点に立てば自治体として宮古島市にどう責任を負っていくのか、それは命と暮らしを守るという自治体の責務があるわけですから、議会の側もそれが最大の責務です。

そういった意味で今市民がそういうもう20年近く賃金も上がらない、そういう中で物価だけが上がっていく、実質賃金は目減りしている中でそれに対応する予算になっていないというのが私の反対の意見です。いわゆる非正規雇用で定員適正化計画をどんどん進めて、将来誰がどう自治体として責任を果たすのかという、そういう体制が弱まっている中で国の施策にも逆行する中身になっているということです。要する

に消防の問題も、給食センターの問題も、それから子育て現場の問題もネックはそれですよね。ですから、しっかりと今国はブラック企業を公表する、ハローワークで受け付けをしない、そういう対応を進めています。そういう中で自治体みずからワーキングプアをつくり出していく、そういう労働をよしとしている状況はいかがなものかと、そういう観点でしっかり予算の面でもそういう内容を手だてを講ずるべきだということを指摘して反対の討論といたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第24、議案第18号、平成27年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第25、議案第19号、平成27年度宮古島市港湾事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第26、議案第20号、平成27年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第27、議案第21号、平成27年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第28、議案第22号、平成27年度宮古島市介護保険特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第29、議案第23号、平成27年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第30、議案第24号、平成27年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第31、議案第25号、平成27年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第32、議案第26号、平成27年度宮古島市新技術実証栽培事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第33、議案第27号、平成27年度宮古島市水道事業会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第34、議案第49号、新市建設計画の変更についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、議案第49号、新市建設計画の変更について、反対の立場から討論いたします。

新市建設計画は、市の将来のビジョン、施策の方向性を示す市民にとって大変重要な計画であります。にもかかわらず、広く市民に知らされることなく、地域審議会での審議も２回だけと十分に審議されていません。また、新たに追加された３つのリーディングプロジェクトは92億円と膨大な事業費で、現在建設中のスポーツ観光交流拠点施設、建設予定の未来創造センター、保健センターを加えると200億円近い事業費が予想され、現在の宮古島市の財政力をはるかに超えるもので、財政が破綻することは明らかであると言わざるを得ない。さらに、財政計画はこれだけの大型プロジェクト導入をうたっていながら、平成29年度から普通建設事業費が減になり、平成32年度には現在より約40億円も減少するという矛盾した計画となっており、リーディングプロジェクトとの整合性がありません。

以上のことから議案第49号には反対いたします。

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎亀濱玲子君

私もこの議案第49号、新市建設計画の変更については反対いたします。おおむね今國仲昌二議員が指摘したとおりでありますけれども、私はやっぱり10年目の節目、新たなまた向こう10年というふうに考えたときに、大事な節目でこれまでの新市建設計画が検証されるべきであったと思っていますけれども、おっ

しゃっているように地域審議会にも２度ほど諮ったという報告はいただきましたけれども、でも私は十分な審議というか、検証をした上で新たに変更は組まれるべきであったというふうに思っています。いわゆるリーディングプロジェクトが総額で92億円という中の、私は市の総合庁舎建設計画、57億9,000万円、こういうことがまず難しいというふうに考えています。

これは、やっぱり私たちが考えなきゃいけないのは、合併した市町村の希望は地域の均衡ある発展だったはずなんですね。なので、私はこれに重きを置いた、軸足を置いた新市建設計画の変更であってほしいというふうに思っています。スポーツ観光交流拠点施設の建設が37億円と膨れ上がっていく。将来像が全くなく、責任を持った財政計画が見えてきていない。平成32年の合併特例債が切れた後の５年後、そして10年後に一体宮古島市の将来像をどう描けてこの変更計画を立てられたかというのが甚だ疑問であります。そういう意味では、将来に悔いを残す内容になってはいけないので、そういう立場からこの変更計画は無理があるということで反対いたします。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私は、この議案第49号、新市建設計画の変更についてに賛成の立場で討論したいと思います。

確かにこの議論がどれだけ深まったというところ、これも委員会の中でも議題になりました。しかしながら、今回合併特例債の５年延長ということも踏まえまして、当局としてしっかりと将来像を見据えるという一歩を踏み出した計画であります。今後あります総合計画の検討等々でこれをもとにまた議員の皆さんで議論をしながら、民意を集めながら総合計画につなげていく第一歩としては、今回この新市建設計画でよいのではないかというふうに感じて賛成をさせていただきます。

◎議長（眞榮城徳彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（眞榮城徳彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第35、議案第50号、宮古島市郊外型エコハウス指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第36、議案第51号、うえのドイツ文化村指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第37、議案第52号、宮古島海宝館指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第38、議案第53号、七原コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第39、議案第54号、富名腰コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第40、議案第55号、宮古島市農畜産物処理加工施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第41、議案第56号、宮古島市製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第42、議案第57号、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第43、陳情書第２号、「所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書」採択に関する陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第２号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第２号は採択されました。

次に、日程第44、陳情書第３号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第３号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第３号は採択されました。

次に、日程第45、陳情書第６号、子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第６号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第６号は採択されました。

次に、日程第46、陳情書第４号、住民の安全・安心を支える国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

◎上里　樹君

反対討論がない中で賛成討論をやるのもなんですけども、この陳情書第４号の住民の安全・安心を支え国の公務・公共サービス体制の充実を求める陳情書については、賛成の立場から討論したいと思います。

昨年の６月定例会にも出されてきたときにも指摘したんですけども、そのときの反対理由もなかったんですよね。ですから、全く議論されない中でこういうものが通っているというのが、ほかの委員会に対してなんですけども、いかがなものかと思います。その陳情の中身は、いわゆる国の行政改革を進める中で地域の出先機関をなくしていっている状況、それを引き続き継続を図って、国民の安全、安心を守ってほしいというのが中身だと思うんですね。ですから、それに照らし合わせて見れば、宮古島市は島嶼、要するに離島を抱えた、橋でつながっている面もありますけども、そういう沖縄という特殊な事情を含めれば、宮古に出先機関が総合事務局がある、それから気象台がある、いろんなそういう国の出先機関があって安全、安心につながっていると思うんですね。それを廃止してよいのかどうか、私は甚だ疑問です。ですから、むしろ充実強化をすべきであって、東日本大震災の結果を見て国が地域の首都機能の強化といって地方再生を挙げているのもそれだと思うんですよね。ですから、おおむね今の国のありよう、それを是正していく中身、それを改善を求める中身というふうに判断すれば賛成して妥当ではないかと思います。

◎議長（眞榮城德彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城德彦君）

これにて討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第４号は、これを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（眞榮城德彦君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第４号は不採択されました。

次に、日程第47、陳情書第16号及び日程第48、陳情書第１号の２件については文教社会委員長から、日程第49、陳情書第５号については経済工務委員長から、日程第50、陳情書第７号については総務財政委員長から会議規則第110条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、それぞれ閉会中の再継続審査及び継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。ただいまの４件については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の再継続審査及び継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第16条及び陳情書第１号の２件は文教社会委員会に、陳情書第５号は経済工務委員会に、陳情書第７号は総務財政委員会にそれぞれ閉会中の再継続審査及び継続審査に付することに決しました。

次に、日程第51、同意案第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第１号を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第１号は同意されました。

次に、日程第52、同意案第２号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第２号を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第２号は同意されました。

次に、日程第53、同意案第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第３号を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第３号は同意されました。

これで当局提案の議案の審議は終わりました。

当局の皆さんはご退席していただきますようお願いいたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時42分）

（市長、教育長、企画政策部長、総務部長、退席）

◎議長（眞榮城徳彦君）

再開します。

（再開＝午前11時43分）

次に、日程第54、意見書案第１号から日程第56、意見書案第３号までの計３件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（垣花健志君）

意見書案第１号、所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。平成27年３月25日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書

「寡婦控除」は配偶者との死別や離婚ののち子どもを養育しているなどのひとり親世帯に対し、所得税及び住民税算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のない、いわゆる非婚のひとり親世帯には適用されていない。

同じ収入の母子世帯であっても寡婦控除があるとなしでは、所得税、住民税の額が大きく異なる。住民税に至っては地方税法295条の非課税世帯の範囲が適用されず、税以外に保育料、公営住宅家賃、就学援助、年金免除規定などで大きな負担を強いられており、年収200万円程度で、これらの負担差が20万円から30万円に上る。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題などさまざまな理由から、未婚で子どもを産み育てている母子世帯が増えている。2011年度厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば、離婚80.8％、非婚7.8％、死別7.5％と非婚は死別を上回っており、年々増加している。

また、日本の母子世帯の就業率は80％を超えているにも関わらず貧困率54.6％と悪化をたどっている。

年間就労収入は母子世帯全体で181万円、死別が256万円、離婚が176万円であるのに対し、非婚は160万円と極めて低い上に、重い税負担等を課せられている。

このような状況にある非婚の母らが、2009年日本弁護士連合会（「日弁連」）に対し、寡婦控除の適用を求める人権救済を申立て、2013年１月日弁連は「婚姻歴のない非婚世帯に寡婦控除が適用されないのは合理的理由のない差別であり、憲法14条、子どもの権利条約違反である」との調査報告（要望）を各行政府に提出した。その後さらに、全国の自治体が「非婚世帯への寡婦控除のみなし適用」を実施し、これが急速に拡大したことを受け、2014年１月には財務大臣へ「迅速に所得税法の改正をすべきである」旨の意見書を提出し法改正を求めている。

ところで、昨年、国は年々悪化する子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させた。

この法律の目的には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」とある。

それに則れば、すべての子ども達の育ちが保障されるよう、法整備をすすめることは国の責務である。

よって本議会は、早急に所得税法を改正し、暮らし向きがきわめて厳しい婚姻歴のない非婚のひとり親世帯にも寡婦控除を適用するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）３月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

意見書案第２号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。平成27年３月25日、宮古島市議会議長、眞榮城德彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（５局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取り組みについて（６局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は、喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第８次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環

境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師、看護師・看護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

【請願項目】

１．看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を１日８時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること

２．医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること

３．国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること

４．費用削減のための病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）３月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

意見書案第３号、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。平成27年３月25日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。文教社会委員会委員長、垣花健志。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書

厚生労働省は、2010年より任意接種の子宮頸がんワクチン（ＨＰＶワクチン）を「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」として公費負担で実施してきました。子宮頸がんの予防には子宮頸がん予防ワクチンの接種が有効であるとされ、2013年４月１日から、予防接種法による定期接種として同ワクチンの接種が実施されてきました。

その後､ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られたことから、同年６月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないとしました。

しかしながら、厚生労働省の勧告から今日まで、同省に設けられた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、いまだ因果関係は解明されず、救済体制は進んでいません。その間にも、接種後の副反応の症状に苦しむ被害者が全国で声を挙げています。2014年８月の厚生労働大臣の記者会見では、各県に専門的な協力機関を設けること、医療機関からの副反応報告が確実に行われること等が発表されました。したがって、国においては、これまでの子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害について調査し実態把握をすること。原因解明を急ぐとともに、ワクチン接種後に日常生活に支障が生じている方々にたいして医療支援を実施することが急務であると考えます。

よって、国において国民の健康と安全のため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

１．子宮頸がん予防ワクチンによる副反応に関し、因果関係の解明を急ぐとともに、国民に対し速やかに情報提供を行うこと。

２．子宮頸がんワクチンを接種した方全員に対し、接種後の被害実態調査を実施すること。

３．ワクチン製薬会社にワクチンの成分の公表を促し、関係機関に働きかけて接種後の副反応被害への治療法の確立を急ぐこと。

４．子宮頸がん予防ワクチンの接種後に日常生活に支障が生じた方々への補償、並びに相談事業の拡充と各地域の医療機関の連携による対応を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）３月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております３件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第54、意見書案第１号、所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号は可決されました。

次に、日程第55、意見書案第２号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第２号は可決されました。

次に、日程第56、意見書案第３号、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第３号は可決されました。

次に、日程第57、発議第１号、宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（棚原芳樹君）

発議第１号、宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例。みだしの議案を地方自治法第109条第６項及び宮古島市議会会議規則第14条第２項の規定により、別紙のとおり提出します。平成27年３月25日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。議会運営委員会委員長、棚原芳樹。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）及び同法律による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正が平成27年４月１日施行されることに伴い、本条例を改正する必要があるため。

宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮古島市議会委員会条例（平成17年宮古島市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附　則

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第１号は、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第57、発議第１号、宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより発議第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号は可決されました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして平成27年第２回宮古島市議会を閉会いたします。

（閉会＝午後零時02分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成26年３月25日

宮古島市議会

議　長　　眞榮城　徳　彦

議　員　　富　永　元　順

〃　　山　里　雅　彦